# 岩波講座
# 日本語 8

## 文　字



岩波書店

岩波講座
日本語
月報
5
1977年3月
第8巻付録

目次



# 方言矯正と植民地教育

遠山茂樹

岩波書店のNさんとの雑談のなかで、本講座への期待とからませて、しゃべったことが、あだとなって、月報への寄稿をもとめられた。もとより私は国語学・国語教育にはまったく門外漢で、初歩的な文献にも眼をとおしていないから、見当はずれの思いつきにすぎないものかもしれない。そのうえ、雑談のなかでふれた柳宗悦らの沖縄方言論争については、本講座3に寿岳章子さんが紹介し、この論争が重要な意味をもつにかかわらず、言語学や国語学の側で「さほど意識しているようでもないこと」(一七四頁)を指摘している。今さらの感もあるが、書くこととする。

多分一九五三年ごろであったろう。そのころ私は日本教職員組合の教育研究活動に参加しており、鹿児島県のある地域の教研集会に出席した。国語教育の報告のなかで、中学校の教員が、就職先で方言のため劣等感におちいる児童の実情をのべ、学校での方言矯正に「方言札」を用いて効果をあげているという実践報告をのべた。戦前の「方言札」のことは、話にきいていたが、戦後になって、しかも「子どもの生命と人権を守る教育」を標榜する教員組合の研究集会で、これをきいたのでおどろいてしまった。そこで私は、その先生に「そうした教育方法はどこで学ばれたのか」ときいたところ、戦前台湾で教員をやってこれを実行したという返事がかえってきて、なるほどと思うとともに、国内の教育と植民地の教育との関連をふかく考えるべきではないかと気づいた。しかし申しわけないことだが、その検討は、今日まで実行していない。以下は、私がたまたま読んだ書物からの抜き書の羅列でしかない。

まず「明治も、なかば以前には、無理押しに標準語教育を進めようという考えはまだなかったようである」(柴田武『日本の方言』一一〇頁)との指摘を重視したい。日清戦争を契機とする国家主義のたかまりのなかで、国語の「中央集権主義」(上田万年)が強調されたのである。沖縄にたいする政策が、内地化の強行という性格をもったのも、この時期からである。それまでは、「琉球処分」に反感をもつ沖縄支配層にたいする慰撫策から旧慣温存を基調とするものであったが、これが変更されたのは、日清戦争と台湾領有、それに引続く「南進政策」の前進

岩波書店
東京都千代田区
一ツ橋 2-5-5

基地として沖縄が重視されることとなったことに関連していた。「内地化」教育の中心の環として、方言矯正がつよい強制力をもっておこなわれることとなった。標準語の普及に力が注がれるのは、日露戦争ごろであり、その「行き過ぎが、明治四〇年頃、学校教育における罰札制度(方言札)という形になって現われてくる」のである(外間守善『沖縄の言語史』五六頁)。外間さんは、この標準語(共通語)普及運動が、沖縄県民の海外移民の問題と関連することを指摘されるが、台湾の植民地支配の手段としての日本語教育の影響という点も考えねばならない。

台湾総督府の初代学務部長として、台湾の日本語教育の基礎をきずいたのは、音楽教育・師範教育など近代教育の開拓者ともいうべき役割をはたした伊沢修二であった。彼は一八九六(明治二九)年台湾に国語伝習所を設置したが、その目的は「本島人ニ国語ヲ教授シテ其日常ノ生活ニ資シ、且本国的精神ヲ養成スルヲ以テ本旨トス」とし、「本国的精神」とは、「智能ノ啓発」とともに「皇室ヲ尊ビ本国ヲ愛シ人倫ヲ重ムゼシメ」る「道徳ノ教訓」をとおして養成されるとした(上沼八郎『伊沢修二』二三六頁)。忠君愛国の修身教育と一体化した日本語教育であった。

こうした日本語教育観は、伊沢に特有のものではなかった。国語を「国体の標識」「帝室の忠臣、国民の慈母」と説いた上田万年の国語愛護の文章を、中学校の国語読本で読んで感激し、国語学への志をかためたと、時枝誠記は自叙伝で語っている(時枝誠記博士著作選Ⅱ『国語学への道』一四頁)。国体観と不可分とされた国語観は、国語教育の中央集権化と結びあっていたのである。ちなみに伊沢は、一九〇一年「野蕃な言語」方言の排斥、標準語の普及を県是と定めた秋田県や山形県にまねかれて方言矯正の指導にあたった。

伊沢以後の台湾での日本語教育が具体的にどうおこなわれたかの史料を私はもっていない。ただ台湾の統治方針が、上田の国語＝「国体の標識」観を生んだ天皇制イデオロギーにもとづく特有の植民地支配であったことを指摘できるだけである。一九一九年台湾の初代文官総督田健治郎は、「植民地と同一視すべきに非らず」「本嶋民衆をして、純然たる帝国臣民として……教化善導せざるべからず」と施政方針をのべたが、この「内地延長」主義は台湾統治の当初から一貫した特徴であった。台湾で用意された同化政策――朝鮮の植民地化以前は、その実行は必ずしも徹底したものではなかったが――は、次の朝鮮統治においては一段と強化されて実現した。そしてそれは台湾統治の強圧化としてはねかえった。

「新附国民愛撫ニ関スル詔書」(一九一〇年)は「朕惟フニ統治ノ大権ニ由リ茲ニ始メテ治化ヲ朝鮮ニ施クハ、朕カ蒼黎ヲ綏撫シ赤子ヲ體恤スルノ意ヲ昭示スルヨリ先ナルハナシ」とのべた。この「一視同仁」をたてまえとする「皇民化」政策が、現実には、植民地民族の固有の言語・宗教・文化の存在をみとめないとする苛酷な画一的・専制的支配にほかならなかったこと、とくに一九三〇年代以後、内地の戦時体制化との相乗作用のもとで、その実体をあらわにしたことは、あらためて説くまでもない(朴慶植『日本帝国主義の朝鮮支配』、許世楷『日本統治下の台湾』参照)。朝鮮でも、日本語教育の目的は「国語ハ国民

精神ノ宿ル所ニシテ」（「普通学校規則」一九一一年）とされ、「朝鮮人タルノ観念」の抹殺へと連った（小沢有作『在日朝鮮人教育論・歴史篇』一三頁）。

沖縄での「内地化」は、台湾・朝鮮での「皇民化」であった。標準語の普及の度合はすなわち忠君愛国思想の体得の度合とされることによって、沖縄県民は本土住民から差別され、台湾・朝鮮の民族は、日本人から差別・抑圧されたのである。沖縄の「方言札」は、台湾・朝鮮の「国語札」となり、それは逆輸入されて、本土の「方言札」となる、本土の「方言矯正」運動は、沖縄の「方言撲滅」運動となり、それは台湾・朝鮮における民族語使用禁止運動となる、そうした関係を想定できるのではないかと、私は考えている。

私が本講座に期待したいことは、こうした性格をもつ国語教育・日本語教育が国語学とどうかかわるかについてである。国語教育とならんで天皇制イデオロギー注入の主柱であった歴史教育と歴史学の研究にたずさわる私にとっては、他人事ではないのである。前に引用した時枝は、京城帝大につとめた朝鮮在留の経験から、上田の国語観を反省したことを、こう回顧している。永い引用だが、重要だと思うので、お許しいただきたい。

> もし上田博士の言を半島において強調するならば、それは必然的に朝鮮語の愛護といふことを第一にせねばならない。しかしながらまた、一方において、一視同仁の理念の下に、日本語の普及習熟といふことは、教育の第一の事業でなければならないと考へられた。この矛盾は如何にして解決することが出来るのであらうか。上田博士の国語観に誤があるのであるか。それとも国語としての日本語の普及といふことに誤があるのであるか。これは極めて重要な問題である。特に朝鮮において、言語の研究に従事するものにとつて、軽々に見解を発表することの出来ない重大な問題であつたのである。しかも、現代の国語学は、これに対して何等適切な解答を与へることが出来ないといふことを知るに及んで、私は、何よりも先づ、現代の国語学に反省を加へなければならないことを、痛感するに至つたのである（時枝前掲書、四七頁）。

植民地での日本語教育の問題も、国内での方言矯正の問題も、時の経過がおし流してしまったかに見えるが、帝国主義また教育の本質の問題として、現在に切実に生きているのであろう。とすれば、過去形で語られている時枝の、現代の国語学への反省も、今日の問題として生きつづけているはずである。その具体的内容を学びたいのである。

（とおやま しげき 横浜市立大学教授）

# アナウンサーの研修から

小沢義則

新人とことば

「アエイウエオアオ　カケキクケコカコ　……」いい大人が大きな口を開けて発声練習をしている。雀の学校よろしく先生たちは、口の開き、舌の位置などをこまごまと注意する。

ＮＨＫのアナウンサーとして採用されて二ヵ月の研修期間中、

毎朝この日課がくり返される。しかし日課はこれだけにとどまらない。読解力テストというのがあるのだ。当用漢字外の漢字を含めて二〇題、まずこの振り仮名を付けることからその日の授業は始まる。寝ぼけ眼をこすりこすり仮名を付けていると前日の採点が返される。その後は順番で教壇に立ち、前日出題のことばについて解説リポートをしなければならない。あたかもテレビカメラに写されているかのように。

私は一〇年前、アナウンス室のチーフアナウンサーをしている時に、専任講師として新人の研修を手伝ったことがあるので、若い人たちの読解力を比較してみることができるが、この一〇年間で少なくとも一割は力が落ちている。

同じ出題で、半数以上の者ができなかった単語、二四語を比べてみると、四一年度の誤読(あるいは不明)は七二%、五〇年度のそれは八〇%であった。たとえば、明眸皓歯(めいぼうこうし)、老杉(ろうさん)、四斗樽(しとだる)などは死語に近くなっていることに驚く。しかしいつでもデキるヤツはいるもので、舌を巻くほど字を知っている者もいる。必ずしも国文科出身とは限らない。読書生活の豊かさをしのばせるものがある。

最近は手軽に漢字を覚える本が出回っているが、一夜漬けの勉強ではボロが出る。でもやらないよりやったほうがましというところか。

テレビのテロップ(俗に字幕)は、少数の例外を除いて当用漢字の範囲内で書くことになっている。音訓、送り仮名、仮名づかいなどについても、国語審議会の答申に基づく内閣告示の線に沿って使うことにしている。しかしアナウンサーの場合、何を読まされるか分からない。古典もあれば、旧漢字尊重論者の文章を朗読しなければならないこともある。だから当用漢字さえ読めれば事がすむというわけには行かないのだ。

読解力テストは、単なる国語テストではない。一つはＮＨＫのとり決めを実戦的に覚えてもらうためであり、他の一つは日本語への関心を深めてもらうためのものである。

### ＮＨＫのとり決め

たとえば「情緒」。国語辞書には、(じょうしょ)(じょうちょ)ともに採用してある。しかしＮＨＫでは、一般的な(じょうちょ)を採っている。二とおりの読み方を交えると聴いている人が混乱する。それで(じょうちょ)と統一して言うことにしているのである。

はじめに書いた七二%と八〇%のミスの中には、(じょうしょ)組も含まれているので実際の国語能力はもうちょっとましなわけだ。新人諸君の名誉のために付言しておく。

放送用語について疑問が生まれ、解決がつかない時には、「放送用語委員会」にかけられ、そこでの決定がＮＨＫのとり決めとなる。昭和九年に誕生して以来の委員である土岐善麿氏のほか、池田弥三郎、手塚富雄、金田一春彦、服部四郎、檜山義夫、柴田武、扇谷正造の各氏に委員をお願いしている。この委員会にかけられる前に、各界の意見や現場の責任者の声を聞いているので、一語のとり決めには何十人もの意見が反映されているのである。この委員会を通して『ＮＨＫ放送用語ハンドブック』(目下改定中)、『用字用語辞典』、『発音アクセント辞典』などが

生まれた。

かつて金田一春彦氏は、雑誌で次のように紹介してくださった。

ＮＨＫの地方の放送局などに行ってみると、ボロボロになった中型の本がデスクの上にころがっている。表紙の文字も定かではないが、目をこらすと〝ＮＨＫ放送用語ハンドブック〟と読み取れる。(中略) 同じ日本橋でも東京の場合はニホンバシ、大阪の場合はニッポンバシ、日本共産党はニホンキョーサントー、日本社会党の時はニッポンシャカイトーだそうだ。日本大学、日本脳炎はニホンと読まなければいけないが、日本銀行は、正式がニッポン、慣用はニホンで、つまりどっちでもいいとはややこしい。(中略) ＮＨＫの放送の一般言語生活に与える影響力の大きいことは、今日地方へ行って全国どこでも共通語で話し合えるようになった一事でも知られるが、日本語の標準を作る機関は、今やＮＨＫといった観がある。なお一層日本語の乱れを防ぐことに努力されることを要望する。

日本語への関心

読解力テストのもう一つの目的である、日本語への関心については、新人たちが学生時代、外国語をマスターするために払ったほどの努力を日本語に対して行って来たか、ということに対する警鐘の意味がこめられている。

さきの金田一春彦氏は、昭和二三年以来、新人アナウンサーの特別講師として、語彙、音韻、アクセントなどの講義を受け持って来られた。ということは現在のアナウンサーのほとんどが先生の弟子に当たるということだ。

今年も若い人たちを笑わせながら、日本語への門戸を開いてくださることであろう。

ことばと表現

テレビ表現は映像と音声によって成り立つ。音声の核はことばである。かつて森有正氏は「表現には可塑性がある。」と言っていた。つまり表現には、表現そのものと、表現される内容と、表現する人とがある。表現が悪ければ、表現される内容も悪いものにしてしまうというのである。この事をかみ砕いて私は若い人たちに次のように話してきた。いかに秀れた板前でも材料が悪くては腕の振るいようがない。「材料七分に腕三分」、How より What といわれるゆえんである。だが腕が悪く二分しかないとすれば、七プラス二で九になるかといえばそうではない。腕が二分だと材料が生かし切れず、材料は五か四の力しか発揮できなくなってしまう。したがって五プラス二か、四プラス二、つまり計七か六で合格が難しくなってくるというのである。ここに腕＝表現の重要性が潜んでいる。

しかしテレビでは素人やタレントが、難なく番組をこなしているかのように見える。その中で話しことばのプロとしてのアナウンサーはどう生きていったらよいのか。

ブラウン管に姿をさらしメディアの担い手となるには、知識(経験)のほかに親しめる人柄(人間味)と誠意(心意気)の三条件が必要である。そしてそれらを結びつけるものが、ことばとい

う表現手段である。だからいかにことば巧みであっても、前提になる三条件が備わらなければ人の心を捕らえることはできない。だがこの三条件は簡単に教えて身につくというものではなく、時間をかけて、あるいは生得のものとして自分で開拓していかなければならないものだろう。

今年も四月に新人が入ってくる。研修で与えられることのいかに微々たることか。それでもまた、私たちは「ムチを振り振りチィパッパ」とやりつづけなければならないのである。

（おざわ　よしのり　NHK中央研修所教授）

# 学校教育に役だつものを

国分一太郎

昨年暮れもおしせまった一二月の二八・九日に、わたしたちの教育科学研究会国語部会は、新潟県の瀬波温泉で合宿研究会をもった。勉強したのは、エス・ペー・レドズボフ（一九六五年刊）と、ベー・イー・ヤコブレーバ（一九六八年刊）の『よみ方指導の方法論』についてである。この両著はまだ日本で翻訳公刊されていない。テキストは宮城教育大学のわかい女子学生たちが翻訳ガリ刷にしてくれたものによった。これを勉強の対象としたのは、「説明読みの指導」と呼ばれているソビエトの読み方教育が、実務的材料・通俗科学的な説明文と芸術文学的な文章とのいちいちの教材を、それほどよけいな時間をかけないで、的確に読みとらせ、また子どもたちに読みの能力と習熟を、しっかりと身につけさせていることに学ぼうとしたからである。事実この両著は、読ませる前の話しあいからはじめて、活字になっている単語のよみ方、文章の読みにつづく話しあいと教師の質問、内容とそれを表現している母国語のはたらきへの理解、字引作業、文図の作成、子どもたち自身のことばによる各種の「言いかえ」、表現的な朗読などなどの指導につき、より原則的な方法と、精細な技術とを、現場をふまえる形で、明確に説いていて、参加者一同を驚嘆させた。しかし、いま、わたしは、その内容には、おおむねふれないこととする。

ただ、ここでとりだしたいのは、両著が「小学校における読み方指導の方法論の科学的基礎」の第一としてあげている「ソビエト言語科学（とりわけ語彙論と文法論）によってつくりあげられた科学的命題」を、教師自身が身につけ、いかしていかなければならないとすることについてである。ふたりの「ロシア語・文学」教育の方法学者は説く。

教師は、現代ロシア語の字引構成を研究しながら、その構成のなかに、多義語・反対語・同義語・古語・方言・新語・外来語があることを知る。また同音異義語や専門語的意味をもっている単語・慣用句的表現を知る。それによって、読まれるものの内容や言語に関する検討を、より正しく組みたてることができる。話しあいの方法のねりあげ、字引作業の方法をよく指導できる。また読まれたものの部分に「題名をつける」（つまり一般化した意味をもつ単語の選択）しごとや、読まれたものの「言いかえ」（ボキャブラリーの積極化）に力を

かすことができる。文のなかにおける単語のむすびつきを規定している文法、単語の変化のきまりを規定している文法をよく知る教師は、テキストのなかの単語、テキストを構成しているセンテンス、いちいちのセンテンスあるいはテキストの断片のむすびつき(時間的・空間的・因果的)に注意して、テキストの分析・話しあいを有効にすすめることができる。自己の質問と生徒の答とを、文法的に正しくくみたてられたものにしていくことができる。表現的な読みの指導のときでさえ、文法的な知識は、意味や句読点に照応する「間のとりかた」「イントネーション」の指導を的確にする。

ふたりの方法学者は、さらに、実際指導の項で、読みとった科学的説明文の内容を一般化する訓練における話しあいでは、同義語や反対語を使うよう指導せよという。芸術文学作品の字引作業では、鮮明な形容句や比ゆや意味のずらし、皮肉などにも気をつけさせよという。また、「闘争をみちびく」「困難をのりこえる」「問題をとく」「仮説をたてる」といった文法論上の連語は、このような分割できない単語の使用になれさせるために「言いかえ」はさせない方がよいと注意する。まとめていえば、すでにつくられているロシア語の語彙論や文法論が、小学校から上の実際の教育に役だつことを前提としているのである。教師がそれをよく知っていることの意義、子どもが知っていくこと(ソビエトでは〝読み〟や作文の指導のかたわらで発音・文字・文法・語彙論などの知識が順次にあたえられていく)の意義が、うたがいなくたいせつにされているのである。

ひるがえって、わが国のばあいを見るとどうだろう。初等・中等教育における文法教育と、文法論(文法学)の接点ともなる問題(=出発点)とその後の体系化のもととなる問題(=文の意識化と単語の認定)を、たいそう慎重に論じた宮地裕氏が「日本語の文法単位体」(本講座第6巻『文法 I』)の「教科文法」の項でいうように、昭和一〇年代以来四〇年間、文部省の権威をかさにきて流布された橋本進吉「学校文法」には、つよい不満が、学校教育の現場にくすぶっている。そして、これをのりこえる「文法論」は、公のものとして学校側には提出されていない。敗戦後は「文法教育」などを軽視する「言語活動主義」の国語科教育が国の方針になり、これに対して、この教育の必要が民間側から叫ばれると、文部省は「言語事項」重視程度の考え方をだしてきたが、その内容は、いたって貧弱である。文法教育に関していえば、さまざまな文法論があるので、「国家基準」としての学習指導要領に、それに関したことは「指導内容」として、どうにも示しえないと弁解する。このなかにあって、昭和一〇年代以前、「文語文法」のみを中等教育でならった、今日の年配有識者たちは、つぎのように考え、また、それを口にする。「らん」とか「き」とか「ぬ」などというのは、読本の「鎌倉」という韻文の「建長、円覚、古寺や、山門髙き松風に、昔の音やこもるらん」、「獅子と武士」の「これより後獅子は武士の無二の従者となりぬ」、「町の辻」の「身なりいやしき老婆には、手をかす人もあらざりき」で習った、文脈のなかで習った。だから文法のことなど教える必要はない。また、自分たちが習った暗記式の文法で役だつものはなかった。わずかに

役だつのは「……な忘れそ」「……ぞ、よろこばしけれ」というきまりぐらいを知ったことだった。よって「文法」など、いまは、たいして大切なものではないと。

以上のようなところからは、

(1)自然成長的に日本語を身につけて入学した子どもたちに、母国語についての意識的な知識を与えてやるために、教師が文法上の知識をきちんと身につけなければならない。

(2)子ども自身にも体系的・系統的な文法上の知識を身につけさせなければならない。

との考え方はでてきにくい。たとい、でてきたとしても、教えるなかみがないというのではと、しりごみしてしまう。まして宮地裕氏が前記論文で「教科文法」よりも広いこととして、適切な意見をのべた、系統的な「発音」「文字」「文法」「語彙論」などの教育への意欲はたかまりようがない。

ここまで書いてきて、わたしの思うことは、ごくせまい範囲の研究に従事するひとを除いて、日本の国語学者よ、日本語学者よ、どうか、初等中等教育のために役だつような、その成果にしたがって系統的・体系的な日本語教育(音声教育・文字教育・文法教育・語彙論教育)をやれるような学問、「読み書き」と「談話」のための基礎的指導に役だつような学問をやってくださいということである。何千万人の大衆(子ども・青年)の学習と実際に結びつく学問をこそ、どうかやってくださいということである。音韻論について、文字論について、文法論(形態論・構文論の両面)について、語彙論について、なによりも先に、初等・中等教育において、すぐさま教えていくことができるような現代日本語の研究をなさってくださいということである。さきにも書いたように、おとなになれば、人びとは、日本語の文法だの語彙については、ひとりでにおぼえたように思いこんでしまう。学問からまなんだようには考えはしない。しかし子どもの時代はちがうのである。よい学問の成果があり、それを教師が身につけ、その教師の指導によって、子どもが身につければ、かれらの日本語をつかってする言語活動のちからは、ぐんぐんのびていくのである。それは、けっして先にみたソビエトだけのことではあるまい。もしも、こうであるならば、学問と実生活、学問と大衆をむすびつけたいと考える、だれしもの学者のねがい、なかでも言語学者・日本語学者のねがいは、日に日にかしこくなっていく子ども、青年大衆とむすびついて、ほんとうに達成されるだろう。そしてこのことは学問をするひとのよい成果を、自分たちの幸福のために待ちわびるものにとっても、大きな喜びであるにちがいない。

（こくぶん　いちたろう　教育研究家）

**編集室より**

▽第8巻「文字」の刊行が遅れましたことをお詫びいたします。なお、次回四月期配本は第4巻「敬語」を準備しておりましたが、やむをえない事情により、五月上旬刊行予定となりますので、何卒御諒承ください。

# 岩波講座 日本語

# 8

## 文字

岩波書店

# まえがき

文字の問題は日本独特のものである。日本人は最初の文字として漢字を受け入れ、それを基礎として片仮名、平仮名という日本語の音韻に適した文字を作り出した。しかし漢文の学習は絶えなかったし、多くの漢語はそのまま日本語に入り、語彙の重要な部分を形成した。のみならず、個々の漢字に、特定の日本語を対応させて「訓(くん)」といい、仮名の中に混ぜて使う。

中国語の言語的特質に適するように発達して来た漢字を、言語的性格の全く異る日本語の文字として使うことから、種々の複雑な問題がおきる。

明治以来、国語問題といえばそのほとんどすべてが国字問題であるのは、そうした日本語の歴史の負う問題があり、漢字をやめたい、あるいは削減したいという意見があるからである。しかも他方、漢字という文字は、記憶されてしまった後では、極めて読みやすい文字だという一面がある。また、漢字を使った文献——明治以後の文献に限ったとしても——それを理解できずに文化の進展がありうるかという問題がからむ。ここに日本の文字問題のむつかしさがある。

ただ明らかに言えることがある。漢字の問題にしても、仮名づかいの問題にしても、また、ローマ字の問題にしても、日常の用具として誰しもこれを読み、書き、使っている。しかし、これを客観的に、自分の使用から突き放して、これは何なのだ、これはどういう経路を通って今日に至ったのだといった疑問を抱き、あるいは問題として論じ合おうとした場合、日本人一般の、これらの「文字」についての知識——討議の基本的条件は、おそろしく乏しい。

日常使えるということは、実はそれについて知っているということとは別である。だから、文字について知ることによって、文字の反射的な使用に自覚を導き入れ、一層確実な使用の道を相互に求め合う要はないか。

そういう考えでこの「文字」の一巻を編む。つまり「文字の本質」とは何なのかの反省に始まり、「文字の体系と構造」を顧み、日本の文字の根源をなす漢字とは、そもそもどんな文字であるのかを、中国にさかのぼって吟味する。この「漢字概説」は卒読するにはいささかむつかしいかもしれないが、中国の文字と音韻のことを知らずには日本語の漢字を本当には理解しえないことを思えば、漢字の全体の概観として大いに役立つ論考である。「日本における漢字」「万葉仮名」「片仮名・平仮名」「仮名づかいの歴史」は、日本の文字の歴史的発展を考える際に見るべき論文であり、「日本のローマ字」は、過去のローマ字を知るだけでなく、今日から将来にかけてローマ字の果すべき使命にまでふれている。なお、今後の文字研究者のしるべとなるように、日本と外国それぞれについて「文字研究の歴史」二篇を加えた。

日本における複雑な文字問題は、「文字学」という一部門を用意しなければならないものであるが、本書はそれに入って行くために有効な一書であることを信じている。

一九七七年二月

編集委員

岩波講座　日本語　8

# 目　次

# 1　文字の本質

河野六郎

# 序　言

文字の本質と言うと大袈裟なことになるが、日頃文字について考えていることをいささか書いてみたい。もとより一部に紹介されている哲学的議論には立ち入らない。

言語学の概説書などを見ると、文字については大概無視されるか、書いてあってもほんの付けたり程度に過ぎない。ところが文字は言語記号としては現実的にも歴史的にも重要な役割を果たしている。第一、文字を使わなければ、言語の記述は不可能である。これは何も言語学だけに限ることではない。他のいかなる学問も文字なくしては成立しない。更に文字の何たるかを考えずに言語史の史料を扱って来たのは随分暢気な話である。このように重要な言語記号であるにもかかわらず、言語学の中で何故にかくも冷遇されているのであろうか。その答は簡単である。言語学を生み、育てて来たヨーロッパにおいては、アルファベットを使っていて、そのアルファベットは原則として単音文字であり、一字が一音を表わすということで、文字を通していきなり音に取りかかることができると思っているからである。文字はいわば透明な眼鏡で、物が見えさえすれば眼鏡のことなど気にしないのである。したがって多くの場合、音論に附随して述べられる程度である。

翻ってわが国の状況を見ると、漢字あり、仮名あり、それも平仮名あり、片仮名あり、時にはローマ字まで使うというように、今時、この世界でこのように複雑な文字使用をしている所はどこにもない。しかも漢字の使い方は、音読したり訓読したりで、今になってこそ幾分整理されて来たとは言え、大学を出てもろくに漢字を使いこなせないというような、笑うに笑えない状態である。このような所では文字は透明な眼鏡どころではない。ことに漢字の場合、言葉はその背後に隠されてしまうことも稀ではない。そこで文字とは何であるかということを考えるには、逆説的な

がら、日本こそ最も恵まれている土壌だと常々思っている。
文字の研究、とりわけ文字の言語的機能を扱う文字論ともいうべき領域が、当然言語学の中にあってしかるべきであるが、現在のところ、いまだ十分に理論構成がなされていないため、その分野の研究は今後の発展に期待しなければならない。もとより、それぞれの文字の字形についての考察はなされて来ている。中国などでは『説文』以来、文字学の伝統がある。しかしここで問題にしているのはそういう外形的なことではなく、そもそも文字とはどういう言語的機能を持つ言語記号であるか、を究明することである。
ところで、文字という言葉もすこぶる多義的である。ある文字体系全体を言うこともあれば、またその文字体系を作る一々の文字を指すこともあり、さらには書かれたもの一般を意味することさえある。しかし以下においてはそれぞれの文脈で理解されると思うので、いたずらに妙な定義はあえてしないことにする。

## 一　文字と音声

文字も一つの言語記号である。それは音声に依る第一義的な言語記号をその成立の基盤とするが、必ずしも単にそれを写し出すだけのものではない。言語記号として音声と文字はその性格を異にし、その使用を異にする。第一に、音声と文字とではその訴える感覚が違う。言うまでもなく音声は聴覚に、文字は視覚に依る。この感覚の相違は重大である。聴覚が一次元的に進行するに対し、視覚は二次元ないし三次元的に展開する。言語の根本的性格はその線条性、すなわち一次元的展開にあるが、これは言語が本来音声を利用するもので、したがって聴覚に訴えるものであるからである。この根本的性格は文字による言語も従わざるを得ない。文字言語は畢竟（ひっきょう）、音声言語の上に成り立つものので、その逆ではないから。その意味で文字言語は第二義的な言語である。この線条性という大きな枠の中ではしかし、

音声と文字はそれぞれの特色を発揮する。音声は微細なニュアンスを含みながら連続して流れる。これに対し文字は区分(discreteness)を要求する。その際、音声の微妙な移り行きに対し文字はこれを幾つかの部分に抽象し、それを単位として設定する。したがって文字は音声に通常極めて粗雑にしか対応しない。文字の表音の実際を見れば、この事は容易に理解される。いかにすぐれた表音文字でもその表わすべき音声の実相にとってははなはだもって粗笨(そほん)である。せいぜい調音のある明白な段階を文字に留めるに過ぎず、それぞれの段階の間の「わたり」は通例無視される。最も顕著なことは、一般にアクセントのような、いわゆるsuprasegmentalな特徴は文字化されない。たとえ文字化されることがあっても、例えばアクセントの表記のように、ごく大雑把なものである。いわんや抑揚のような感情表出に重要なものは、!とか?といった符号でやっとお茶を濁すに過ぎない。これらのことを合わせ考えると、文字ではどうやら精確な表音はできないようである。

この文字と音声の間にある感覚の相違は実は文字言語と音声言語の社会的機能の相違の基礎になっている。音声言語はそもそもある一定の現実の場面に話手と聴手がいて、その間に行われる伝達の重要な手段である。その伝達はしたがって直接的伝達である。音声は発せられても時々刻々に雲散霧消して跡を残さない。それは個人間の直接的伝達には極めて好都合である。もっとも一対多の伝達形式も古くからあった。広場における演説のごときものである。それは一方的な伝達であるが、直接的伝達には変りがない。この形式は最近になってラジオやテレビの装置によって大幅に場面を拡大するに至っている。

音声言語が直接的伝達に役立つに対し、文字言語は主として間接的伝達の役に廻る。一般に社会の構造が単純な間は直接的伝達で事が済む。しかしその構造が複雑になって来ると直接的伝達だけでは巧く意思が通じないことも起る。文字の発明と国家の起源とが密接に結びついているといわれるのはその為である。もっとも不思議なことにインカ帝国には文字がなかった。恐らく伝達の方式に何か特別なものがあったのであろう。

文字が間接的伝達に役立つのは、文字という視覚記号が音声による聴覚記号に比べると恒久性があるからである。文字による記録は書かれた瞬間に消えるようなものではない。文字には書く用具が必要である。すなわち、筆やペン、それに付ける墨やインクのような書く道具と、紙や羊皮紙のような書かれる材料がいる。そしてその書写材料は物によって差違はあるが、恒久性を持っている。場合によっては何千年も前の物が残るということも起って来る、古代のことが曲りなりにもわれわれに判るのは石や金属のような書写材料に刻まれた銘文が残されているからである。

文字が間接的伝達に役立つというその本来の使命は、恐らく最初は空間的な、いわば横の連絡のためのものであったであろう。しかしそれはやがて縦の連絡、すなわち時間的距離を隔てての連絡にも役立つことになった。言い換えれば記録の保存ということに関係して来る。これは大きく言えば、歴史の成立に重要な貢献をなすということである。事実、文字のない所には歴史はない。言うまでもなく、文字のなかった時代にも音声言語に依る口頭伝承はいろいろの形で行われて来た。しかし口頭伝承だけでは真の意味の歴史は成り立たない。人間の歴史は種々の記録の集積の上に始めて可能になる。文字は言語記号としては確かに第二義的な存在であるけれども、第一義的な音声言語と比べてそれにも劣らない、否、それより遙かに大きな文化的意義を荷っているものである。

このように音声と文字は伝達の直接性と間接性という社会的機能に顕著な相違を見せるが、言語の形成という点でもそれぞれ特有な展開を示す。音声に依る言語は性質上、場面に依存する度合が大きい。対話の場面は話手と聴手の二人の人間を包む言語的場を構成する。言語的場は現実の空間的場面ではなく、その場面に基づく二人の人間の間の心理的な場面であって、そこにはまず二人の間の共感が根柢に流れている。また話手と聴手に共通する知識・感情が背後にあって、言語はそれらを結びつけつつ展開する。その際、音声は両者の関心を呼び起せばいいのであって、話手の表出は暗示的でこと足りる。したがって話手は必ずしも委曲を尽す必要はない。しばしば尻切れとんぼに終っても伝達は成立する。それは言語的場におけるもろもろの言語外の要因が働いて聴手の了解が得られるからである。は

なはだしきは、以心伝心による無言の了解という場合もあり得る。音声言語は本来そういったものである。かくして現実の音声言語はしばしば断片的であり、首尾一貫しない。これに対し、文字言語ではそうはいかない。もちろん、文字言語といえども言語である以上は、それ特有の言語的場の中で行われる。記録には一定の書式があり、手紙にも一定の形式が必要である。しかし音声言語を支えている現実の場面が欠けており、原則として書手と読手は同一場面に参与しない。したがって文字言語にあってはある程度、音声言語の場合に言語外の要因が担っているものを言語化しなければならない。またある程度の筋道を通す必要があり、そこである程度の論理性を保たなければならなくなる。よって音声言語のように断片的なまま場面や文脈に任せてしまうわけにはいかない。したがって言語記号の果たす役割はずっと大きくなる。もちろん、音声言語でも講演とかラジオ、テレビの放送などは文字言語と同様な形成を必要とするが、これらはもともと文字による案文を音声に託したもので、文字言語の変形に過ぎない。

音声言語と文字言語の相違はさらにその歴史的発展の上にも明瞭に現れる。音声言語の変遷は前の世代から後の世代へと連続して継承して行く間に次第に現れて来るが、文字言語の変化は非連続的である。というのは、近代以前においては、一旦確立した文字言語は、その基盤になった音声言語が時代の経つにつれ徐々に変化して行っても、長い間にわたって保たれるからである。これは究極には文字の恒久性に起因するものと思われるが、文字言語は固定性が強い。その最もよい例は中国の文語の変遷である。中国の文語は、大きく見て過去に二回変革を受けている。殷・周の金石文や書経などに見られる上古の文語は周の末期、いわゆる戦国時代の社会の動乱の中でその生命を失い、『論語』やその他諸子百家の、いわば当時の「白話文」に道を譲り、これが漢代に至って古典文語に発展した。われわれの言う「漢文」の言語はこの古典文語である。この古典文語はほぼ二〇〇〇年の間、正統な文語として書き続けられ、近代に至っていわゆる「白話体」の文語が正式に採り上げられるまで、文語の座を守った。もちろん、この長い時期の間に口語(音声言語)がいろいろの面で露出することはあったが、全体として保持されて来た。このほとんど超歴史

的とも言える文語の性格は中国にのみ限られることではない。インドのサンスクリット語、中世ヨーロッパのラテン語、そしてわが国のいわゆる「文語体」の文語、いずれもしからざるはない。このような文語の変革が社会の大変革に伴っていることは興味が深い。中国古代の封建社会の崩壊と古典文語の誕生、中国の近代化と「白話文」の昇格、わが国の明治維新と「口語体」文語の確立、等々はその因果関係を明らかに示している。

しかし、世界の近代化の趨勢は、文語の民主化を必至のものとし、将来は文語と口語の距離を極力縮める方向に向かうであろう。けれども、上に述べた音声言語と文字言語の本質的差違は依然として克服されることはないと思われる。

## 二　文字と文化

文字の発明は文明の黎明を告げる指標の一つである。およそいかなる人類でも、人類である以上、社会を作り言語を使用していない者はいまだかつて報告されたことはない。しかし文字を知らない種族は数多くあった。現在では世界中至るところ新しい国家が起り、教育を普及させて、次第に文盲を絶滅させようとしているが、それでもまだ文字を知らないままに残されている者はいる。かように音声言語は人間にとってほとんど自然と言ってよいくらいであるけれども、文字はある程度の文化水準に達しなければ使用されない。その社会が間接的伝達の必要を感ずるくらいに複雑にならないと文字の必要は起らないのである。すなわち、音声言語は人間の自然であるに対し、文字言語は文化の所産である。

ところで、現在われわれに知られている文字の数は多数に上るが、その種類と系統は言語の場合と比べると案外限られている。それは、言語が人間に密着しているに対し、文字は文化の流れに沿って伝播するからである。過去より

現在に至るまでこの世界には大小幾つかの文化圏が作られたが、おおむね一つの文化圏には一つの系統の文字が使われた。古代中国を中心とする漢文化圏はその近隣の諸国を包含するが、その中で朝鮮・日本・越南（ベトナム）は長い間、漢字を使用し、漢字文化によって育成されて来た。また、古代のオリエントの世界ではスメル文字に淵源する楔形文字がさまざまな国で使われていた。文字の伝播で注目すべきは宗教の役割である。(1) 最も有名なのはイスラム文化圏におけるアラビア文字の使用である。イスラム文化圏内の諸国はさまざまな起源の民族で構成されており、その言語も種々相異なる系統の言語を話しているが、その言語の壁を越えて回教は進展し、その結果、回教発祥の地であるアラビアの文字を使用するに至ったのである。中でも面白いのは、主としてパキスタンに話されるウルドゥ語と、主としてインドに話されるヒンディー語は根幹においてほとんど同じ言語であるにもかかわらず、回教国であるパキスタンではアラビア系文字を使い、ヒンドゥー教国であるインドではインド系文字を用いていることである。ヒンドゥー教を奉ずるインドでは諸種のインド系文字が使われているが、その周辺のチベット、スリランカ、ビルマからタイ、ラオス、カンボジアなどでは仏教の伝播によってインド系の諸文字が広く用いられている。同様に、東欧諸国の間でも、もとギリシア正教を信じていた国は、例えばロシアやブルガリアなどではキリール系文字を使い、もと天主教を信仰していた国は、例えばポーランドやチェコスロヴァキアなどではローマ字を用いている。中でもセルビアとクロアティアではほとんど同じ言語を話しているのに片方はキリール文字、片方はローマ字を使っているのは有名である。

しかし現在では幾つかの国で文字改革が行われ、古い文字を棄てて新しい文字を採用した所が出て来ている。これは世界の各国が古い文化圏を脱却して、漸次世界文化圏に統合しつつある現状を示すものである。すでに述べたように、古い漢文化圏の中で、北朝鮮では漢字を全廃してハングル一本槍にしているが、これは漢文化圏からの離脱を示す民族主義的傾向である。さらに越南では一挙にローマ字に基づくクォック・グーを国字に採用している。モンゴル民族は古くから漢文化圏に接しながら、恐らくその一派である契丹人は固有の契丹文字を創造し、またジンギス汗以

来ウィグール系の文字を使って来たが、元の世祖はチベット文字を改造したパスパ文字の使用を試みた。これは漢文化に対する抵抗と見られなくはない。現在では、モンゴル人民共和国は古くからのウィグール系文字を廃して、ロシア字に基づく新しい文字を採用している。このことはソ連文化圏への帰属を物語る。イスラム文化圏にあっても、トルコ共和国で古いアラビア文字をやめて、ローマ字に依る新しい文字を使用するに至ったことは周知のことであるし、インドネシアでもマレーシアでも今ではローマ字を用いている。このようにアルファベットの採用は世界の趨勢であって、将来、世界文化の統合に伴い、全世界アルファベット化への傾向が暗示される。

## 三　表語文字と表音文字

今日までに知られているすべての文字は普通大別して表音文字と表意文字の二つに分けられる。ローマ字のようなアルファベットや仮名は表音文字と言い、漢字のような文字は表意文字と呼ばれる。しかし表意文字という名称にはいささか問題がある。表意文字 (ideograph) とは、意すなわち観念を表わす文字ということであるが、純粋な意味で直接観念を表わす文字といえば、アラビア数字くらいのものである。1は日本語ではイチと読み、英語では one と読む。言語のいかんを問わず、1は「一」という数の観念を表わす。ところが、漢字は必ずしもそうではない。漢字の一は、漢字を使っている所では、なるほどこれをどう読むにせよ、数「一」を表わすけれども、他の所では1のように普遍的ではない。また漢字の日・月のような、いわゆる象形の字はその原形では直接「日」・「月」の観念を呼び起すにしても、楷書の形ではそうはいかない。漢字の七、八割を占めるいわゆる形声の字になると、直接には表意と言うことはできない。漢字全般を通じて言えることは、その一字一字が本来中国語の一語一語を示すということであって、その意味では表意文字というよりは表語文字というべきである。そこで近頃では logograph (表語文字) と言うように

なって来ている。漢字は本家の中国ではもちろん、漢字を、大量に借用して、漢語にのみ用いる朝鮮では上の原則が当てはまるが、日本の場合は若干事情が異なる。漢語は言うまでもなく漢字で示すけれども、日本には昔から漢字の訓読という習慣があって、日本語の語を漢字で表わすことがある。日をヒと読むがごときがそれである。しかし漢字を表語的に使うということには変りがない。もっともいわゆる「宛字」は別である。例えば出鱈目がデタラメを表わすのは、それぞれの字の訓をさらに表音的に使っているのであって、これはもとより派生的な用法である。中国でも外国語の固有名詞などを表わす場合には漢字を表音的に使う。

表音文字の方にも問題がある。表音文字には単音文字と音節文字の二種類がある。ローマ字のような、原則として一字が一音を表わす文字を単音文字と言い、仮名のような一字が原則として一音節を表わす文字を音節文字と言う。この二種類の文字は、単位の取り方こそ違え、表音という点では同じ性質のものである。しかし、すでに述べたように、文字では厳密には音声の微妙な連続を把えることができない以上、文字の表音という表現の意味をも少し立ち入って考えてみる必要がある。

## 四 表語と表音

### 1 漢字

思うに、表語文字であれ表音文字であれ、文字の根本的な言語的機能は究極には表語ということにあるらしい。上述のごとく、漢字のような表語文字では、一字一字が中国語の一語一語を表わしている。この場合、中国語という言語は単音節・孤立語という類型の言語であるため、一字・一語・一音節という漢字の原理の成立には極めて好都合で

あった。恐らく漢字が出来た時の中国語の性格も後世の中国語と変る所がなかったのであろう。現代の中国語では、二音節語は沢山あるし、三音節語すらあるが、中国語の歴史を遡ると、古ければ古いほど一音節語が多くなる。現代中国語でも、単語ではなく形態素という観点からすれば、依然として単音節のものが圧倒的である。このような事情から逆推すると、漢字を創造した当時も単音節・孤立語の特徴が濃厚に認められたにちがいない。とすると、まず一音節で一語を成す特徴は音声面の単位を区切るには極めて単純であるし、その上、その単位が形態論的に言って何らの語形変化をも示さない孤立語的特徴を持つとすれば、語の単位を取り出すのははなはだもって簡単であり、それへ一字を当てはめるのは易々たるものがある。漢字がほぼ完全な表語文字になりおおせたのも、この中国語の特徴に基づくと考えられる。

と言って、漢字体系の形成に表音という契機がなかったのではない。というより表音の手段がなければ、漢字の体系は成り立たなかった。周知のごとく、漢字の大部分をなすいわゆる形声文字は、その字の表わす語の意味の範疇を示す義符(すなわち扁(へん)とか冠(かんむり)、構(かまえ)などの要素)とその語の音形(一音節)を示す声符(すなわち旁(つくり))の合体から成るもので、声符は言うまでもなく表音的な要素である。形声文字の発生は、元来、いわゆる仮借(かしゃ)に用いられた文字に義符を加えたものを原型とする。仮借も、文字をいまだ持たなかった語を表わすのに、音形の同一または近似によって既存の文字を借りて用いる方法であるから、これまた表音の手段である。ただ、漢字がこれほど表音の契機に恵まれながら、他の文字のように表音的な文字に発展しなかったのは、仮借の場合にしろ、形声声符の場合にしろ、その表音が一語一語の間の取引に終って、普遍的な表音手段にならなかったためである。漢字の一字・一語の原理が強く働いて、ある語はある字を専有することになったので、同じ字を仮借した場合、語の区別がつかなくなり、その結果、義符を添加することによって語の弁別を計り、かくて形声文字が生まれた。この形声文字の誕生で漢字は表語性を確保したが、その代りに表音文字化の可能性を喪失した。

## 2 エジプト文字

古代エジプトの聖刻文字(ヒエログリフ)も表語文字の一つに数えられる。しかし漢字とは大分違う。この文字では漢字のように一字一語の原則は徹底していない。というのは、この文字には表語的なものと表音的なものとが混在しているからである。表音的な要素としては「エジプトのアルファベット」と呼ばれる一字で一子音を表わす字の一群がある。これもよく知られていることであるが、その後裔にギリシア系文字で書かれるコプト語というものを持ちながら、このエジプト語はいまだに母音が判らない。母音が判らないということは不便なもので、この言語の文法の大部分を不明にしている。「エジプトのアルファベット」と称するものは一往一つの字が一つの子音を表わすということになっているが、果して子音だけを表わしたのか、それともゲルプが考えているように子音＋母音$x$を表わしたのか[2]、それはさだかでない。このアルファベットがのちセムのアルファベットの起源をなすという説には疑問があるらしいけれども、セム人のアルファベットは多くの場合、子音だけしか示さないので、エジプトのアルファベットも同じようなものであり、とすればエジプトとセム人の両アルファベットの間の因果関係は少くとも原理としては否定できない[3]。この両者とも子音のみを表わすと言っても、それぞれの子音を抽出して、その子音だけに字を当てがうというのではないと思われる。そのような音声学的ないし音韻論的操作が古代のエジプト人の間で行われたとは到底考えられない。その子音字は恐らくその子音を含む音声連続の部分を暗示するに留まったにちがいない。例えば子音字Mは、場合により $mx$, $xm$ あるいは $xmx$($x$ は何らかの母音)を暗示し得たろうと思われる。

「エジプトのアルファベット」は、それが子音だけしか表わさなかったにせよ、またそうでなかったにせよ、全く表音的に用いられている。それは、そのおのおのの字が本来表わしたであろう語から離れて、純粋に普遍的に表音に用いられているからである。例えばrを表わすとされる字は元来「口」を意味する語 $rx$ を示す字であったが、rの

音を示す必要のある時は、「口」に関係なくこの字を用いている。このようなことは二子音字にも程度の差こそあれ見られる。いずれも仮借の方法により本来の表語から表音に移ったのである。

このようにエジプトの聖刻文字では表音的要素を盛に用いるが、全体として見る時にはやはり表語文字である。それは、基本的な字は始めからの表語文字であるほか、多くの場合、中国の形声文字のように、表音的な要素と表意的な要素が集って一つの語を表わすからである。その場合、表意的な要素は限定符と呼ばれ、漢字の形声文字の義符に相当する。この義符で注目すべきは、エジプト文字においては漢字と違って義符を一つに限らず、二つも三つも用いていることである。例えば「戸」を意味する語を示すのに、木と手と家の三つの義符を附して書く場合がある。そして他の表音的要素の最後に来て、締めくくって一つの語を表わす役割をする。ただ、漢字では一字一字は視覚的に極めて明瞭な単位をなすが、エジプトの場合は、組成要素が複雑なので、漢字のように視覚的にはっきりはしていない。

表音的な要素または要素群は形声文字の声符に当る。しかしエジプト語は単音節・孤立語ではなかったので、漢字の声符のようにまとまった一つの字ではなく、上述のアルファベットの集りか、二子音字あるいは三子音字で示される。時には二子音字ですでに表音されている上に、さらにアルファベットを加えて二重に表音している場合もある。これらの表音的要素の表音性は上述のようにかなり普遍的であるが、これらの集合、それに一定の義符を加えた全体はいうまでもなく表語的である。そして一つの語を書き表わす仕方は大体決まっているけれども、異体が非常に多い。

要するに、エジプトの文字は漢字と同様、表語的性格がなお濃厚に見られる。しかし、表音的要素も発達しているので、表語文字と表音文字の混在と言えるであろう。ただ、表音文字としては、セムのアルファベットのように二十数字の要素子音だけですべてを表わすといった単純化・体系化は行われず、上にも述べたように、アルファベットの外に二子音字、三子音字を併用している。

漢字の場合も、結局、表音という手段に頼らなければ文字体系が出来なかった。これは、

元来、文字の表わすべき言語の語彙は無数にあり、その全部に象形とか指事といった象徴的方法を適用することはできない、そのため、どうしても既存の文字を同音または類音の語にあてはめる仮借の方式を採らざるを得ないからである。メソポタミアに発生した楔形文字も同じ状態にあった。

## 3 楔形文字

楔形文字の場合、エジプトと違ってこの文字の最初の使用者であるスメル人のほか、バビロニア、アッシリア、フルリ、エラム、ヒッタイトなどその周辺の、系統と性格を異にするさまざまな民族がそれぞれの言語を表わすのにこの文字を使用したため、はなはだ複雑な発展を示している。漢字も中国だけでなく、朝鮮、日本、越南でも用いられていたし、日本のように今でも用いている所があるが、日本を除いては漢字は漢語を示すために用いられているので、比較的問題は少い。メソポタミアの場合は、最初スメル語に用いられたものが、セム系のアッカド語(バビロニア語、アッシリア語)に承け継がれ、さらにそれが周辺の諸言語に適用されるという情況にあったため、一層多岐多様になった。スメル語を表わした当初においては、楔形文字は本質的に表語的であった。しかし古くから表音へ向かう傾向があった。それには二つの契機があった。一つはいわゆる「送仮名」の方式である。ごく身近な例で説明すれば、日本で明という漢字をアキラカともアカルイとも読めるが、これを区別するのに一方は明ラカ、他方は明ルイとすればよい。このラカとかルイを「送仮名」と呼ぶが、このような方法はエジプト文字にも楔形文字にもあった。送仮名に用いられる字は元来はそれぞれの語を示すものであったが、その語の意味を捨象して純粋に表音的に使ったのである。その場合、エジプトでは上述のように子音暗示の方法を取ったけれども、スメルでは、この言語は根幹が単音節的であったので、原則として一字を一音節の表音に用いた。他方、——これは送仮名の一つの場合と考えられるが、——エジプト語もスメル語も中国語のような孤立語でなく、その単語はいろいろの接辞によって形態変化を行う構造を持

っていたため、それらの文法的要素を示す必要に迫られ、かくてそれらの要素を表音的に示すに至った。その結果、元来表語文字であった文字をその表わす語とは無関係に音を表わす手段に転用することになったわけで、その過程はいわゆる仮借の方法を採ったのである。

ただエジプト文字も楔形文字も、漢字と同様、表意的限定符、すなわち義符を用いているにもかかわらず、漢字が形声文字の原理の確立によって表語性を確保したのとは異り、いずれも表音の方向に走ったのは、すでに述べた文法的要素の表示などの表音の可能性を強化したからである。

しかしこの二つの文字は元来の表語文字の性格から十分に脱却できなかった。そのことは義符の使用によっても知られる。義符はそもそも表わすべき語の意味的範疇を示す記号であるから、もともと語の表示を目的とする。もっとも楔形文字の場合、漢字やエジプト文字に比べると、その使用はかなり限られている。それに、義符はエジプト文字と違って語を表わす字の集合の前に置かれることが多い。そのため一語を示す視覚的な枠も、漢字はもとよりエジプト文字の場合よりさらに不明確である。

さらに各字を表音的に使用したと言っても、エジプト文字の場合と同様、その元になった表語的な使い方から全く離れてしまったわけではない。もちろん、元の表語が忘れ去られてほとんど純粋に表音的にしか用いない字も若干は存するが、多くの場合、元との連関は保たれている。

楔形文字にあっては、スメル語からアッカド語への転用によって、その表音的使用は一層複雑になる。アッカド語はスメル語とは類型も系統も全く違うセム語系の言語であり、それがスメル文字を採用した際、ちょうどわが国で漢字を採り入れた方法とよく似た方法を取った。まず、スメルの表語文字はスメル語と共にそのまま用いる一方、そのスメル読みを取って表音に用いた。すなわち「音読」である。それと平行してスメルの文字をそれが元来表わしたスメル語の単語と同義のアッカド語の単語にあてはめた。いわば「訓読」したのである。その上、日本の「宛字」のよ

うにその訓を表音に用いた。しかもその「宛字」の方法はかなり広範囲に適用されている。かくて一つの字は多くの音を示すことになり、それと表語的な使用を合わせると、一つの字はしばしば多数の読み方を持つに至っている(多音)。他方、逆に一つの音が多くの字で示されるということも起って来る(同音)。スメル語自体にも同音異語があったが、アッカド語になると同音異字はそれに拍車をかけるという始末である。もっともこのような多音と同音は常に併存したわけではない。時代や場所、あるいは記録の性質などによって用いる字が若干違っていた。しかし表音という観点からすれば、はなはだもって能率の悪い文字である。ところがこのような文字が現実に長い間使用されたのは何故であろうか。それは、要するに、古代の文字が表語という所から出発し、その結果、表語がこれらの文字を支配する原理であったからである。

表語という観点からすると、エジプト文字や楔形文字の一つ一つの字には、実は三種類のものが含まれている。一つは昔からの表語文字で、それ自身で言語の単位である語を表わし、多くの場合、象形や会意などの象徴的方法で創られた字である。第二は義符で、上に述べたように表意的表語要素である。これは起源的には第一の表語文字から発したものであろう。第三の種類のものは、その語の音形、その全体のこともあるが、多くはその音形の部分を示すもので、上述の表音的要素である。これは表音を媒介として表語の機能を果すものである。言い換えれば、それは間接的に表語に参画する要素である。したがって第一の種類のものが表語の単位となるとすれば、これはその単位を構成する要素で、レヴュルが違うのである。このレヴェルの違いは、一つ一つの漢字と一つ一つのローマ字を比べれば理解されるであろう。一つの漢字は表語の一単位になるが、一つのローマ字は表語の単位にならない。普通は幾つかのローマ字が集って一つのスペリングをなして始めて表語の単位になる。したがって一つ一つのローマ字は要素であって単位にはならない。音節文字の場合も同様であって、音節文字の典型である日本の仮名も原則として表語の要素に過ぎない。かくして、漢字をも含めて古代の文字は、表語文字を根幹とし、それに表音的な要素と表意的な要素を包

含する文字体系であると言うことができるであろう。
さて通説によれば、「エジプトのアルファベット」からセムのアルファベットが生まれ、楔形文字から音節文字の古代ペルシア文字(少数の表語文字を含む)が発生し、そして漢字から音節文字の仮名が派生した。これらの新しい文字はいずれもまさしく表音文字である。これはある意味では文字の進歩である。というのは、限られた数の要素で表語が自由に出来るからである。ここではもはや単位を直接表示する表語文字は不要であるし、まして義符のような表意的要素も要らない。まことに実用的な調法な道具になったものである。というと、文字は表音という段階に達して始めてその真の機能を発揮するようになる、と言えそうである。しかし果してそうであろうか。古代文字の基礎であった表語はどこへ消え去ったのであろうか。

## 五　表音文字の表語

実は、表音文字の場合でも、表語は依然として文字の根本的機能をなしているのである。ただ表語の仕方が古代文字とは違って来たに過ぎない。表音文字に至って表語単位の文字は失われたが、単位は表音要素にいわば拡散された。そしてその表音要素の結合が一つの表語単位をなすことになったのである。スペリングがそれである。
ところで表音文字の表語は要素文字の結合で示されるが、この結合は単なる要素の羅列ではない。それには表語的工夫が加えられる。この事情を最も顕著に示すものは英字のスペリングである。英字のスペリングが表音的に言ってはなはだ不合理なものであることは有名である。同じ gh の結合は、ghost では g の音を表わすが、night では igh の形で ai の音を示すかと思うと、thought では全然音を示さないし、enough では f を表わすといったふうに表音としては全く滅茶苦茶である。いずれも過去の音韻変化の跡を留めたものではあるが、現代の英語の発音を表わす点から

言えば、不条理なものである。さらに night と knight は現代では同音の二つの単語を示している。ことに後者の k は全く読まれないのに依然として書き続けられている。しかしこのような不条理は英国の紳士が保守的であるということにのみ起因するのではない。night と knight の場合、後者の読まない k はこの二つの語の文字上の識別に大いに役立っている。言い換えれば、表音としてではなく、表語としては今日依然として有効な記号になっているのである。つまり、英字のスペリングは表音としてははなはだ効率が悪いけれども、表語の手段としては極めて有効であって、おのおのの語を示すスペリングはそれぞれ歴史的運命を荷いつつ、その固有の形を保存している。その有様は漢字の一字一字がそれぞれ固有の歴史的背景を保つのとよく似ている。

スペリングとか正書法とかいったものにこのような工夫が施されるということは英語ほど激しくないにしても、多かれ少かれどこにも見られる。フランス語の正書法で発音では区別できないものを文字の上で区別していることはよく知られている。例えば、il aime [ilɛm] に対し ils aiment [ilzɛm] の動詞の語尾は発音では区別されないが、文字の上での識別で単数・複数の対立を明らかにしているのである。

朝鮮の国字ハングルは一口で言えば音節単位の単音文字であるが、単音文字の原理はモンゴルの文字(ウィグール系文字およびパスパ文字)を通してセムのアルファベットに源を発するもので、音節単位は漢字の影響である。この文字は始めは原則として発音の通りに綴っていたけれども、段々文法的意識が働いて現在の綴字法では形態音素論的になっている。すなわち、実際の発音のいかんを問わず、語幹と接辞をはっきり書きわけ、また語幹末の子音は発音してもしなくても書く。したがって昔より語の把握が容易になっている。この形態音素論的な表記は要するに表語的な表記であって、この文字は歴史的には表音的な表記から表語的な表記へ移って行ったと言える。ということは、文字というものが表音より表語を目指すことを示しているのである。なお、現代日本の仮名遣でも、助詞の「は」・「へ」・「を」は表語上の技巧である。このような表語的技巧は一見枝葉末節に関わるように思われるが、実は文字の本来の

機能である表語の一角が自ら表に出て来た結果である。
さらに面白いのは中世ペルシアの表記法である。ここではセム系アルファベットのアラム文字でアラム語を綴り、それをペルシア語で読んだのだそうである。(4) これはちょっと不思議に思えるが、日本で漢字の日を日本語でヒと読むのと少しも変らない。ただ日本の場合は元の漢字が表語文字であるに対し、中世ペルシアでは元がアルファベットの綴りである点が違うだけである。これも文字が表語をその主要な機能とすることがなければ起り得ない事例である。

## 六 文字の表音

このように考えて来ると、文字の表音は表語の一つの手段に過ぎないということが判って来る。すでに述べたように、聴覚的な音声連続を感覚の異る視覚形象の文字にうつす(移・写)ことは厳密には不可能である。そこで表音といっても語の音形をくまなく写し出すことよりも、暗示できればこと足りるのである。エジプトやセムのアルファベットが子音しか示さないというのもそれで表わすべき語の音形が髣髴(ほうふつ)できればよいからである。その意味でゲルブが未来の文字は国際発音符号(IPA)のごときものであるべきだとしたの(5)は全く見当違いな考え方であると言わざるを得ない。IPA はもっぱら音声を表わす記号であって、文字ではない。文字はあくまで書かれたものを読む手段であって、意味の理解が究極の目的である。それには意味を荷う語を手掛りとしないわけにはいかない。文字の表音は語を知る一つの手段であって、表音を目的とする IPA とは自ら別の物である。

## 七 語の発生

最後に、今まで表語という言葉を盛んに使って来たが、語(word)という名称もかなり曖昧な言葉である。実は、語に明確な定義を与えることは困難であるということもよく知られている。そこで今日の言語学では語という術語を避けて、代りに形態素という術語を使っている。いずれにせよ言語の単位のことである。元来、言語は明確な単位の連続ではない。言語によって比較的はっきりした単位を設定できるものもあれば、そうは行かないものもある。現実の言語は多くの場合、明らかに抽出できるような部分とそれに附随していて簡単には取り出せないような部分とが、いわば山となり谷となって連続しているものである。それに言語の使用者にとっては単位の設定など必要ではない。単位の設定の必要なのは言語学者か文法学者のように言語を反省し観察する者である。文字の創始者はある意味では言語学者であった。それは、文字を始めて創り出した人は必ずその言語を反省したにちがいないからである。そしてその人はその言語の単位を抽出して、それに視覚形象を与えたはずである。古代の文字がいずれも表語文字から出発しているのを見てもそのことが判る。その際、恐らく最も抽出しやすい単位、例えば物を示す名詞のようなものから始めて行ったと思われる。実は、この時、「語」の原型が与えられたのである。つまり、文字で表語することによって「語」が出来たと言えるかもしれない。

Parler est agir, écrire est faire.(話すことは為ることであり、書くことは作ることである)。

——エチエンヌ・ジルソン(6)

(1) D. Diringer, The Alphabet, (London, 1953²)三〇一頁。
(2) I. J. Gelb, A Study of Writing, (Chicago, 1962²)七五頁以降。
(3) 同上、一四七頁。

（4） 伊藤義教『古代ペルシア』岩波書店、一九七四年、二三六頁。なお市河三喜・高津春繁編『世界言語概説』上巻、研究社、一九五二年、二六三頁参照。

（5） Gelb 前掲書、二四五頁以下。

（6） E. Gilson, Linguistique et philosophie, (Paris, 1969). p. 221 (拙訳『言語学と哲学』、岩波書店、一九七四年、二四〇頁)。

# 2　文字の体系と構造

樺島忠夫

## はじめに

文字の研究を概観すると、音韻・文法の研究にくらべて、基礎概念が不備であり、用語の意味が十分には確定されていないことを感じさせられる。たとえば「字形、字体、書体」という語を取り上げてみても、この間にどのような違いを持たせて使うかは、人によってまちまちのようだ。

これまで、文字の研究は、ある文字がどのようにして発生し、使われてきたかの、歴史的研究か、表記法の研究にとどまり、音韻、文法のように共時的体系をとらえる試みは、ほとんど行われていなかった。これが、基礎概念の設定や用語の確定を妨げていたものと考えられる。

そこで、この論においては、文字、表記を体系的にとらえることを試み、必要な概念・用語を定めていこうと思う。おおよそ、研究において、そこに用いられる術語の意味・用法は、個々の語について場あたり的に定めるべきものではなく、研究の体系の中で定めるべきであり、またどのような概念を設けるかは、文字・表記の体系構成のあり方に影響を及ぼすものである。この論は、文字・表記の体系的記述の方法論的試みである。

## 一　文字論のための基礎概念

### 1　文字・文字体系・文字列

日本語の、文字、漢字、ひらがな、カタカナなどの語は、一つ一つの文字を意味するとともに、またそれらの集合

をも意味している。たとえば「ヤというカタカナは……」というときの「カタカナ」は、個体としての文字を意味しているし、「動植物名はカタカナで書く」というときの「カタカナ」は、文字の集合を意味している。

このようなことは、「人間」とか「日本人」などの語にも見られる用法であるが、学問的に厳密に考えるときには、集合とその要素とは区別した方がよい。

文字の集合を意味する用語として、国語学において公認されたものは、まだ存在しない。「字母表、アルファベット、いろは、五十音図」などの語はあるが、文字を並べた表という気持が強いし、文字一般に適用しにくい。そこで、発生的、歴史的に一つのまとまりを形作る文字の集合を、文字体系とよぶ。と定義しておこう。たとえば、漢字、ひらがな、カタカナ、ラテン文字、ハングルなど、それぞれを集合として考えるとき、これらは文字体系である。文字は、文字体系を構成する要素である。

ここまで、筆者は文字を連ねて書いてきたが、この文字の列を文字列という。

文字体系(一つあるいは幾つかの)から、文字を選び出して、順序を与えて一列に並べて作った列を文字列とよぶ。ここで、一列に並べるというのは、文字に1、2、3、…nと順序を与えることであって、列が二行以上に分けて書かれていてもかまわない。

以上、文字、文字体系、文字列という概念を設けたが、われわれが、文章を読むにあたって、文字が表すものを判断するときにも、この三つは係わっている。

今、読んでいる文字が何を表すかは、まず文字の形によって判断される。文字の異なりは、

(ア) 線や点の配置・長さ・方向・傾きの異なり。

ソーン、いーり、未—末、犬—太

(イ) 曲がりの具合。

ノーフ、ハール、わーれ、十ー七

(ウ) 付け加えられる線や点のありなし。

ナーチ、つーう、大ー犬、大ー天

(エ) 形の大小。

つーっ

などによって見分けられる。

しかし、文字の異なりは、文字自体によって判断されるだけではない。たとえば「つ」とも「フ」ともつかぬ文字が現れたとき、われわれは、その文字が、どの文字体系に属するかを判断して読もうとする。たとえば「小ツ子」という人名の「子」が仮名だとわかれば〝コツネ〟と読めるように、である。

文字の読みは、その文字の字形と、それが属する文字体系が何であるかとともに、どのような文字列中に置かれているかにも係わる。たとえば、仮名「う」の読みは〝ウ〟だが、「とうきょう」の「う」は、〝トーキョー〟の長音の引きの部分に対応し、〝ウ〟ではなくなっている。

文字論において、文字、文字体系、文字列は基礎的概念であり、文字体系が、その対応する音、意味のあり方によって、どのような形の文字をどう含み、どのような文字列を構成するかの法則をとらえることが、文字の体系的研究の一つの部分となるのである。

## 2 表記要素

ところで、文字列を形作って音に対応する単位は、常識的には、一つ一つの文字だと考えられているが、これは正しいだろうか。

たとえば「五月雨」は〃サミダレ〃と読むが、この場合、「五」「月」「雨」と文字に分解したのでは、〃サミダレ〃とうまく対応させることができなくなる。「五月雨」という文字列全体を〃サミダレ〃という音列全体に対応させなければならない。「小唄」も「買うた」も、仮名で書けば「こうた」だが、文字列と音列との対応を考えると、

小唄　こ　う　た
　　　コ　ウ　タ　｝（三つに区切れる）

買うた　こう　た
　　　　コー　タ　｝（二つにしか区切れない）

のようになる。

「五月雨」(〃サミダレ〃)、「こう」(〃コー〃)のように、音列との対応において、それ以上細分できず、文字列全体として音列に対応するものを、表記要素と名づける。

　それ以上に細分すると、音列との対応がくずれる最小の文字列を表記要素とよぶ。[1]

たとえば、録音テープの表面に、

　トウキョウハツチョウトッキュウヒカリゴウ

と書いてあるとしよう。このテープを細分して、細分されたテープに、書かれた文字に対応する発音を録音する。そして、そのテープをつなぎ合わせたとき、もとの文を読んだときの音列と同じになるようにするには、どのようにテープを細分すればよいか。

　もし「ト」「ウ」「キ」「ョ」「ウ」と切って、それぞれを読めば、つなぎ合わされたテープの音は、

　to'uki'jo'u

となる。tookjoo となるようにするには、

トウ／キョウ／

と区切らなければならない。テープをもっとも細かく切る方法は、

トウ／キョウ／ハ／ツ／チョウ／ト／ッ／キュウ／ヒ／カ／リ／ゴウ
too kjoo ha cu cjoo to q kjuu hi ka ri goo

で、区切られた文字列に、その横に記した音列(音素の列)が対応する。この区切りが最小の文字列で、表記要素である。この表記要素が、音列に対応する要素だと考えるのである。

文字論は、コンピュータを動かす人工言語のようなものにも対応できるものでなければならないだろう。文字体系Lを、1と0とからなるもの、

L＝{1、0}

とする。これによってイロハを表すときには、

イ――000001
ロ――000010
ハ――000011
……

としなければならない。音(あるいは仮名)に対応するものは、文字1あるいは0ではなく、六文字によって構成される文字列、すなわち表記要素である。このことからも、音列に対応する文字列の要素は、文字ではなく、表記要素だとするのがよいことがわかるだろう。文字は表記要素を構成する単位なのである。

表記要素は、文字体系、表記体系を考える上において、後に示すように、重要な役割を果たすものである。

## 3　文字とは

以上において、文字論の基礎概念として、文字、文字体系、文字列、表記要素をあげた。しかし、文字とは何かについては、まだ説明していない。

われわれが文字というとき、漢字、ひらがな、カタカナ、ラテン文字、ギリシャ文字、ロシア文字、アラビア文字、ハングルなど、世界の文字体系とその要素を思い浮かべる。したがって、文字とは何かは明らかであるようだが、どこまでを文字の範囲とするかは、必ずしも明らかではない。

たとえば、カタカナ表記において、長音を表す「ー」は文字か？　くり返しを表す「ゝ」や「々」は文字か？「ー」については、文字列の中から、これだけを取り出したとき、具体的な音が対応しない(読めない)から文字ではないとする考え方がある。では「きゃ」の「ゃ」はどうか。文字列の中から取り出したとき具体的な音を対応させにくいことは「ー」と同じではないか。

「ゃ」は〝ヤ〟と読めるというのは、文字の名称と、対応する音とを混同した考え方である。たとえばCATを〝シー・エイ・ティー〟と読むのは、文字列を文字の名称で読んだのであり〝キャット〟と読むのは、文字列に対応する音列をもって読んだのである。仮名の場合には「あ」の名称は〝ア〟であり、対応する音も〝ア〟である。このように、仮名においては、名称と対応する音とが一致するので、両者を混同することになる。しかし、「きゃ」に対応する音は、kjaでありkiʼjaではない。「きゃ」は一つの表記要素であって、「ゃ」だけを取り出すわけにはいかない。これは「カー」の「ー」の場合と同様なのである。

どこまでが文字かを考えるためには、表記記号のあり方全般をおさえておくことが、まず必要だろう。これを行ってみよう。たとえば、次の文を考えてみよう。

きょうも、人々がそろ〳〵集まってくるだろう。

この文字列から、表記要素を抽出する。すると次のようになる。

きょう｜も｜、｜人｜々┆が｜そ｜ろ｜〳〵┆集｜ま｜っ｜て｜く｜る｜だ｜ろう｜。

ここには、四種類の表記記号が現れている。第一は、「き、う、も、人、が、そ、ろ、集、ま、っ、て、く、る、だ、ろ」のように、単独で表記要素を構成できるものである。これを自立文字とよんでおこう。第二は「ょ」で、単独では表記要素を構成することができず、自立文字に附属して表記要素を構成するものである。これを附属文字とよんでおく。第三は、「々」「〳〵」である。これは、表記要素または表記要素列の反復を示すものである。これらは表記要素に対する記号で、一種のメタ記号(表記記号に対する表記記号)である。第四は、句読点、かっこの類で、表記要素列の区切りを示すものである。

分節された言語の構造に対応して記号列を作る記号を表記記号とよび、附属文字の中で自立文字と形が同じもの、同じでないものを区別すると、記号は次のように分類することができる。

I　表記記号(言葉に対応して記号列を作るもの)
　1　表記要素列の構成要素になる。
　　1・1　表記要素の構成要素になる。
　　　1・1・1　単独で表記要素になる(自立文字)　……①
　　　1・1・2　単独では表記要素にならない(附属文字)
　　　　1・1・2・1　自立文字と同じ形を持つ。　……②
　　　　1・1・2・2　自立文字と異なる形を持つ。　……③
　　1・2　表記要素(列)の反復を示す。　……④

2　表記要素列の構成要素にならない　……⑤

Ⅱ　表記記号ではない記号（交通標識、地図の記号など）

表記記号にかぶせる記号（アクセント記号、濁点、半濁点、ローマ字長音を示す＾、など）が以上の他にあり、2の「表記要素列の構成要素にならない」表記記号は、まだ細分しなければならないが、どこまでを文字とするかを考えるためには、以上で十分だろう。

⑤に属する、かっこ、句読点などを文字からはずすことに異論はないだろう。問題は①から④までのどれを文字と認めるかである。④の「々、ヽ、〱」は先にも述べたように、メタ記号的性格を持つために、①—③とは性格が異なる。このメタ記号的性格のために、文章は文字によって記すものと潔癖に考える人は、これらの反復記号を使わないほどである。

筆者は、①—③を文字とするのが合理的だと考えている。③の「ー」を、自立文字と形が異なるから文字と認めないというのは、意味がない。もし、これを認めると、附属文字を新しく造ることは不可能になる。筆者の立場に立つならば、

**文字**とは、言葉に対応して、表記要素列の構成要素となる記号をいう。[2]

となる。

## 二　文字の形に関して

### 1　字形・文字素

文字は、視覚的な形を持って音や意味に対応するものであるから、字の形に関する概念も定めておかなければならない。

文字が書かれたり印刷されたりしたときに示す幾何学的な形を字形とよぶ。

ところで、ある文字ともう一つの文字とが同じ文字か異なる文字かは、字形だけではきまらない。文字の形には許容があるし、また楷書で書かれた文字と草書で書かれた文字とが、字形は異なっても同じ文字だと言われることがある。

そこで、同じ文字か異なる文字かを、字形ではなく、機能の面において考えると、次の判定条件が考えられる。

(ア)　字形は同じであっても、異なる文字体系に属する文字は異なる文字である。

(例)漢字の「子」と仮名の「子」

(イ)　文字列中の文字lをl′と置き換えたとき、

a　文字列の、表記要素への分割のしかたが変わったり、

b　その文字を含む表記要素が異なる音列や意味に対応するようになったり、

c　文字列が表す意味の成立が不可能になったりすることがあるならば、

lとl′とは異なる文字である。

たとえば「これでしよう」という文字列は

こ|れ|で|し|よう|

の五つの表記要素からなるが、「よ」を「ょ」に置き換えると、

こ|れ|で|しょう|

と、文字列の表記要素への分割のしかたが変わることになる。したがって「よ」と「ょ」とは異なる文字である。

「あつた」を「あった」とすると、対応する音列は、'acuta から 'aqta に変わる。すなわち、表記要素「つ」と

「っ」とは異なる音列に対応する。したがって「つ」と「っ」とは異なる文字である。「注文」と「註文」とは対応する音列も意味も同じだが、「注水」の「注」を「註」によって置き換えた「註水」には意味が成立しなくなる。したがって「注」と「註」とは異なる文字である。

以上の判定条件によって異なる文字とは認められない字形の集合を作る。この集合の中には、

・字母、すなわち、その字形の出発点となった形の異なり(仮名のネと子)

・文字列中の位置や視覚的効果によって与えられる形の異なり(ラテン文字の大文字と小文字)

・楷書と草書など、筆の運び方による形の異なり

などによって、字形が異なるものが含まれる。

同じと判定される文字の集合について、字形の異なりを捨象して得られる文字観念を文字素とよぶ。この文字素は、文字観念という抽象的なものであるが、文字素に与えられる標準的な字形をそのイメージとして考えてよい。

## 2　字体・書体・字形の複雑さ

もう少し字形について考えてみよう。字形の異なりを作る要素として、先に、

(ア)　線や点の配置・長さ・方向・傾きの異なり。

(イ)　曲がりの具合。

(ウ)　付け加えられる線や点のありなし。

(エ)　形の大小。

をあげた。

文字素1が、視覚的な形をとって具体的に現れたとき、その字形を、文字素1の字体とよぶ。

と定義する。先にあげた字形の異なりを作る要素それぞれの許容の範囲内で、等しい字形を持つ字体を集め、字体の部分集合を作る。このとき、部分集合の間の字体の異なりを、異体であるという。たとえばラテン文字の大文字と小文字とは互いに異体である。

字体には標準的なものを設けることができる。たとえば『当用漢字字体表』として一九四九(昭和二四)年に出されたものは、「当用漢字字体表の実施に関する件」の中で「漢字の字体を整理して、その標準を定めることが必要である」とあるように、標準的な字体の表である。

字形の異なりは、異なる文字の間でも比較できるが、字体は、一つの文字素の視覚的な現れであるから、字体が異なるとは、同じ文字素に属する文字の間で言えることである。したがって、字体を整理するとは、たとえば、同じ文字素に、

　叙　敍　敘

の字体があるとき、標準として「叙」を選ぶということである。

　標準的な字体とは異なる字体を持つ文字を特に、異体字とよぶことがある。

しかし、異体字は、この意味に限らず、「ラテン文字体系には、大文字、小文字という異体字を含む」のように使ってもよい。

なお、

　文字体系全体を覆う、ゴチック体、明朝体、活字体、筆記体、草書体などのスタイルを書体という。

と定義しておく。

また、文字体系の特性を記述するために、「字形の複雑さ」を定義しておく必要がある。字形の複雑さは、次によ

って作られる。

(ア) 線や点の加わり。

(例) こ↓に↓た、つ↓う↓ふ

(イ) 交点の増加。

(例) へ↓の↓ゐ

(ウ) 曲がりの複雑化。

(例) つ↓ろ↓そ

さらに、これらが組み合わされる。

(例) り↓け↓は↓ほ

ある字形Fに、線・点の添加または交点の増加または曲がりの複雑化が加わって、他の字形F′ができるとき、F′はFより字形が複雑であるという。[3]

ひらがな字形の複雑さ

| r | | r | |
|---|---|---|---|
| −3.3 | く し つ へ | 0.3 | よ る た |
| −2.8 | い こ り | 0.7 | せ も |
| −2.6 | て | 1.0 | す み ゆ |
| −2.2 | う | 1.2 | き |
| −1.9 | ひ ろ ん | 1.4 | は を |
| −1.7 | に | 1.9 | め わ |
| −1.5 | ら | 2.1 | お |
| −1.3 | と そ | 2.3 | ま |
| −1.0 | の | 2.5 | な れ |
| −0.8 | け さ | 3.4 | ほ む |
| −0.6 | ち | 4.0 | あ |
| −0.2 | え か や | 4.2 | ぬ ね |
| 0.0 | ふ | | |

たとえば、次の系列において、下に行くほど、定義によって字形が複雑である。

へ
こ―に―た―な
の―す
は―ほ

小学校国語教科書のひらがな字体について、字形の複雑さを数量化して値rを与えた(表参照)。

よく知られているように、モールス符号では、使用率の大きい符号に長さが短い形を与え、これによって符号列の平均的長さを短くすることによって、通信の能率を高めている。

ひらがなについても、使用率が大きい文字に簡単な字形を与えておくと、筆記の労力が減少できる。現行の漢字かな交じり文中のひらがなについて調査すると、字形が簡単なものほど使用率が大であった。

また小学校入学時の児童について、書けるひらがなを調べたところ、字形が複雑な文字ほど書けない傾向がみられた。(4)

## 三　文字体系と表記体系

### 1　音列の階数と文字体系

文字列には音や意味が対応するが、文字列に対応するものを具体的に、しかも統一的にとらえるために、音列の階数という概念を設けておく。

音素を一列に並べた音列を考える。(5) この音列を、すきまなく、しかも重複しないように部分に区切ることを考える。そして、区切られた部分音列の構造によって、この音列をn階の音列とよぶことにする。

日本語の音列の階数を次のように定める。

| (階数) | (構造) | (例) |
| --- | --- | --- |
| 1 | 音素 | c j o o c j o g a t o N d a |
| 2 | モーラ | cjo o cjo ga to N da |
| 3 | 音節 | cjoo cjo ga toN da |
| 4 | 語・語構成要素 | cjoocjo ga toN da |

5　文　節　<u>cjoocjo ga tonda</u>

6　文　<u>cjoocjo ga tonda</u>

7　段　落　（省略）

音列に対応して文字体系の階数も定める。

その文字体系が作る表記要素が、主としてn階の音列に対応するとき、この文字体系を**n階の文字体系**とよぶ。

ローマ字は、表記要素がほぼ音素に対応するから、1階の文字体系である。

仮名は、表記要素が、

ちょう　＝音節

ちょ　＝音節またはモーラ

が　＝音節またはモーラ

と　＝モーラ[6]

ん　＝モーラまたはモーラ音素

だ　＝音節またはモーラ

となるので、2・3階の文字体系であると考えておく。

漢字は、その表記要素が、主として語あるいは語構成要素に対応するから、4階の文字体系である。

3階以下の文字体系を、**表音文字体系**とよぶ。また4階以上の文字体系を**表意文字体系**、特に4階の文字体系を**表語文字体系**とよぶ。

と定義しておく。

漢字は、本来4階の表語文字体系であるが、これが、語に対応する機能を捨てて、

古非之奈婆　古非毛之祢等也　保等登藝須　毛能毛布等伎尓　伎奈吉等余牟流（『万葉集』三七八〇）

のように万葉仮名として使われたとき、3階の表音文字体系となる。

## 2　表記体系

このように、同じ字形の文字を要素としても、どのような音列に対応する表記要素を作るかによって、文字体系の性格が変わってくる。これまでは、視点を文字体系にしぼって考えてきたが、ここでいう文字体系の性格を厳密に考えるためには、表記体系という概念を設けた方がよい。

文字体系L、その文字体系が作る表記要素の集合H、表記符号（文字を除く表記記号）の集合M、表記規則の集合Rの組、

（L、H、M、R）

を表記体系とよぶ。

この定義の内容を説明するためには、日本語の表記体系の輪郭を示すのがよいだろう。

(1)　文字体系

日本語の表記には、次の例文に見られるように、漢字・ひらがな・カタカナ・ローマ字・アラビア数字の五つの文字体系が併用される。

ラジオの電波は，波長の長い電波である．この電波は，地球上約 100 km のところにある電離層にぶつかると，はね返って，また地球に向かう性質がある．

(2)　表記要素

仮名の表記要素は次の通りである。

(ア)　文字数1の表記要素。

・グループ1　(ひらがな・カタカナ共通)

あ、い、う、え、お、か、き、く、け、こ、が、ぎ、ぐ、げ、ご、……

(イ)　文字数2の表記要素。

・グループ2　拗音を表す表記要素(ひらがな・カタカナ共通)

きゃ、きゅ、きょ、ぎゃ、ぎゅ、ぎょ、……

・グループ3　長音を表す表記要素(ひらがな・カタカナ共通)

ああ、いい、うう、ええ、おう、……

・グループ4　外国語音、擬声語の長音を表す表記要素(カタカナ)

アー、イー、ウー、エー、……

・グループ5　(ひらがな・カタカナ共通)

つぁ、つぇ、つぉ

・グループ6　特殊な外国語音を表す表記要素(カタカナ)

ディ、デュ、ドゥ、シェ、ジェ、スィ、ティ、ファ、フィ、フェ、フォ、ヴァ、ヴィ、ヴェ、ヴォ、ウィ、ウェ、ウォ

・グループ7　「言う」を表す表記要素(ひらがな・カタカナ共通)

いう

(ウ)　文字数3の表記要素。

・グループ8　拗長音を表す表記要素(ひらがな・カタカナ共通)

きゃあ、きゅう、きょう、……
・グループ9（ひらがな・カタカナ共通）
つぁあ、つぇえ、つぉう
・グループ10　外国語音・擬声語の拗長音を表す表記要素（カタカナ）
キャー、キュー、キョー、……
漢字の表記要素は熟字訓、
明日、小豆、海女、田舎、乳母、大人、河岸、為替、昨日、今日、雑魚、時雨、竹刀、相撲、吹雪、紅葉、五月雨、二十歳、二十日
など以外は、一字が一表記要素を形作る。

(3)　表記符号

表記符号は、表記要素の切れ続き・目立たせあるいは疑問・感動などの表示、省略、無言の表示、表記要素の反復などを示すために用いられる。圏点、傍線、かっこ、句読点、疑問符、感嘆符、くりかえし記号(踊り字)、スペース、行かえなどである。

(4)　表記規則

(ア)　文字体系の使い分け規則。
漢字――主に自立語の概念を表す部分に用いる。
ひらがな――形式名詞、活用語尾、助動詞、助詞、その他表音的に表記する部分に用いる。
カタカナ――動植物名、擬声語、外国語音、外国人名・地名、その他発音を写していることを強調したい部分などに用いる。

ローマ字――漢字かな交じり文の中では、cm(センチメートル)、g(グラム)、p(ページ)、その他固有名詞の頭文字など略字として用いられる。

アラビア数字――主に横書き文章の中で数量表示に用いられる。

(イ) 文字列の方向に関する規則。

縦書き――文字の順序は上から下へ、文字列の行は右から左へ。

横書き――文字の順序は左から右へ、文字列の行は上から下へ。

(ウ) 表記符号の使用規則

句読点の打ち方規則[7]、かっこの使い方、段落の区切り方など。詳細は略する。

(エ) 仮名づかい規則。

これには、仮名の表記要素の構成規則と、表記要素と音列との対応規則とが含まれる。

(オ) 漢字表記要素と音・意味との対応規則。

当用漢字音訓表、辞書は、この規則を示すリストである。

(カ) 送り仮名規則。

漢字の読みと活用語尾などの姿を示す目的を持つ。『送り仮名の付け方』がこの規則を示す。

(キ) ローマ字、アラビア数字の使用規則。

以上の、文字体系、表記要素の集合、表記符号の集合、表記規則の集合を心得ていれば日本語を知っている人は、一応文章が書ける。この四つの組みが表記体系である。

文字体系は、表記体系の要素である。同じ漢字が、4階の文字体系として表語的機能をもつか、万葉仮名として3階の文字体系になるかは、表記体系の中で定まるのである。

## 四 音列と表記要素列との対応

以上で、文字論に必要な基礎概念の大部分を定めたので、これから文字体系の構造に関する法則を記述しようと思う。だが、それ以前に、音列と表記要素列との対応に関する仮説について触れておこう。

表記とは、交通標識のように、単に意味を視覚的に表すことではなく、言葉を表記記号によって表すことである。ここで、言葉とは、有限箇の音が一列に並べられ、その音列が、意味的・文法的に階層をもって分節されて、全体としてまとまった意味を表す構造を持つものである。

表記を行うには、このような構造をもった音列に、まず表記要素列を対応させなければならない。音列と表記要素列との対応について、次の仮説が成り立つと思われる。

〔仮説 1〕

安定した表記体系では、4階の音列(すなわち語)の切れ目は、表記要素の切れ目と合致し、表記要素が、語の切れ目と合致しない形で異なる語をまたぐことはない。

この仮説に反する例をまず示そう。『万葉集』の表記を見ると、次のような例が見られる。

吾妹子(わぎもこ)に逢はなく久し馬下乃阿倍(あべ)橘(たちばな)の蘿生(こけむ)すまでに(二七五〇)

「馬下乃」は、「うまし物」で美味な物の意味。とすれば、この表記は、

| | 語 | | 語 | |
|---|---|---|---|---|
| 音列 | ウマ | シ | モノ | |
| 表記要素 | 馬 | 下 | 乃 | |

の形で、「下」という表記要素は、語の切れ目と合致しない形で、異なる語(ウマシとモノと)をまたいでいることになる。

また、

住吉(すみのえ)の沖つ白波風吹けば来寄(き)する浜を見れば浄霜(一一五八)

この「浄霜」は「清しも」で

| | 語 | 語 |
|---|---|---|
| 音列 | キヨシ | モ |
| 表記要素 | 浄 | 霜 |

の形であり、「霜」という表記要素は、頭の切れ目が語の切れ目と一致しない形で、異なる語をまたいでいる。

仮説1は、安定した表記体系、すなわち、社会的に認められ、多くの人に実用的に使われる表記体系においては、このような語の列と表記要素との対応関係はありえず、語の切れ目は必ず表記要素の切れ目と一致する、というものである。『万葉集』の表記は、一時的、仮のものだから、仮説1に反した例を提供していると考えるのである。

現代の表記では、次のように、語の切れ目は必ず表記要素の切れ目に合致している。

| 語 | アス | ワ | ニチヨー | ダ | カラ | ユックリ | ネ | ヨー | カ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 表記要素 | 明日 | は | 日曜 | だ | から | ゆっくり | 寝 | よう | か |

文章を読む際には、そこに書かれている文字列を、語や句に分割して認識する。これによって意味が理解できる。

これは分かち書きにも現れており、

ベンケイガナ　ギナタヲ　モッテサ　シコロシタ

ア　スハヨ　イテ　ンキカ　モシ　レナ　イネ

などと書いたのでは、極めて意味がとりにくい。

ペンケイガ　ナギナタヲ　モッテ　サシコロシタ　（文節分け）

アス　ハ　ヨイ　テンキ　カモ　シレナイ　ネ　（語を中心とした分け方）

のようでなければならない。

これは、表記要素と語との切れ目の対応においても言えることなのである。

また、幾つかの語を一つの表記要素で表そうとすると、一つの表記要素が長い音列に対応し、したがって、表記要素の数は極めて多くなる。また、表記にあたっては、語の視覚的独立性を保つことが、読み取りにあたって有利である。これらの理由から次の仮説が、多くの言語において成立すると思われる。

〔仮説　2〕

安定した表記体系においては、表記要素は4階以下の音列に対応する。すなわち、表記要素は最大のものでも語にしか対応しない。

もちろん、「鶏（にわとり）、魚（さかな）、黄昏（たそがれ）」のように、語源的には複合語や文に対応する表記要素もあるが、これらは一語として意識されているものか、または「閑話休題（それはさておき）」のように、慣用的なものである。特に後者の類は、今では使われなくなっている。

次に、文字体系の構造を考える上で重要な、表記要素の書き換え法則をあげておく。

〔法則　1〕

n階の文字体系が作る表記要素は、n以下の階数を持つ文字体系の表記要素によって書き換えることができる。

しかし、その逆は必ずしも可能ではない。

たとえば、漢字（4階の文字体系）で書かれた

今日　茶　五月雨

は、仮名（2・3階の文字体系）が作る表記要素の列、

きょう　ちゃ　さみだれ

によって書き換えることができる。また、仮名の表記要素は、ローマ字（1階の文字体系）が作る表記要素の列によって、

きょう　→kyô

ちゃ　→tya または cha

さ　→sa

のように書き換えることができる。

しかし、ローマ字の表記要素「k、y、s」を仮名によって書き換えることはできないし、仮名の表記要素「ん、っ、ぴ」を漢字で書き換えることはできない。

〔法則　2〕

低階の文字体系が作る表記要素によって音列を書き換えるとき、表記要素の数（異なる表記要素の数）を減少させることができる。

n階の表記要素は、それより低階の表記要素を幾つか組み合わせた列に対応する。組み合わせの場合の数は、組み合わせに用いる要素の数より大となるからである。

以上に述べたことを基礎として、文字体系の構造と機能を記述しよう。

# 五　文字体系の構造と機能

## 1　文字体系の構造

まず、文字体系が含む、異なる字数の多少について考えると、次の法則が成り立つ。

〔法則　3〕

同一言語を表記するにあたって、

(ア)　文字体系の階数nが大であるほど、

(イ)　その文字体系によって作られる表記要素の長さ(表記要素を構成する文字の数)の平均値が小さいほど、

(ウ)　文字列中での文字の位置や、視覚的・文体的効果によって、異体字が使い分けられるほど、

文字体系が含む文字の数は大になる。

日本語を表記する場合、1階の文字体系であるローマ字ならば、文字素として

A、B、D、E、G、H、I、K、M、N、O、P、R、S、T、U、W、Y、Z、F、J、C、Â、Ê、Î、Ô、Û

の二七字を考えれば十分である。

2・3階の文字体系である仮名では、清音の仮名と濁音の仮名を区別すると、七五字が必要になる。4階の文字体系である漢字では、当用漢字に限っても一九〇〇字程度の多さになる。

法則2によって、文字体系の階数が大であると表記要素の数が大になる。表記要素の長さを1とすれば表記要素の

数だけ、異なる文字が必要だが、文字を組み合わせて表記要素を構成する場合には、表記要素の長さに応じて異なる文字の数を減らすことができる。
ローマ字では二七字があれば十分だと述べたが、これは文字素の数であって、大文字・小文字の別(異体)を設けるならば五四字が必要だし、現代かなづかい(ひらがな表現)において、助詞の〝ワ〟だけを「ハ」で書き、他の〝ワ〟の音には「わ」をあてるというように、〝ワ〟に対応する異体字を設けるならば、文字体系が含む文字の数は増す。
こういうわけで、法則3に関連して、次の法則4が成り立つ。

〔法則 4〕
同一言語を表記するにあたっては、表音文字体系より表語文字体系の方が、多くの文字を含む。
表語文字体系においては、表記要素が語または語構成要素の数に近く存在するために、文字の数が多くなることが当然考えられる。
なお、法則3の(ア)に照らして考えると、表語文字体系は表音文字体系よりも階数が大である。また表語文字体系では、同音異義語に応じて、同じ音をもつ異なる表記要素が作られるから、「異体字」を同音異義の表記要素と読みかえると法則3の(ウ)を適用することができる。さらに、表語文字体系が作る表記要素の長さが、表音文字体系のそれより長いということは考えられない。表語文字体系では、字形の異なりが意味の異なりに対応しなければならないから、表記要素の長さが長くなることは視覚的まとまりの点で不利である。これらのことから法則4が成り立つ。
文字体系に含まれる文字の字形については次の法則を立てておく。

〔法則 5〕
文字体系が含む文字について、

（ア）　文字体系が含む文字の異なり数が小であるほど、

（イ）　字形の複雑さに、文字あるいはその使用者に対する威厳を持たせようとすることがないほど、

字形が、簡単な姿を持つことが期待される。

文字列を読み取るためには、文字間の字形の異同を識別しなければならない。文字体系が含む文字の数が少なければ、字形を区別する特徴は簡単ですむ。

もちろん字形を必要以上に複雑にすることはできる。自分の国では、こんなにむずかしい文字を使っているのだということを字形の複雑さで示したり、文字に美術的な価値を持たせるために、装飾的な花文字を用いるなどである。字形の複雑さに価値を置く意識は確かに存在し、自分の姓名が旧字体でなく、当用漢字の新字体で書かれると、軽んじられたと不満に思う人もいる。

しかし、文字を書くことは筆記の労力に関係するから、実用的な目的に用いられる文字体系では、不必要な複雑さは省かれ、必要な冗長度は残しながらも、字形は労力経済のために、簡単な方向へ向かうことになる。先に述べたように、ひらがなについて文字体系内での字形のあり方を見ても労力経済の働きは作用している。

したがって、表語文字体系よりも表音文字体系の方が、字形が単純であり、政治的・宗教的文章に用いられる字体よりは、実用的な目的の文章に用いられる字体の方が単純であるという現象が生じることになる。

## 2　文字体系の機能

次に文字体系の構造が、表記の機能とどう係るかを考える。

〔法則　6〕

低階の文字体系ほど、音列を精密に表記できるように表記要素を定めることができる。

たとえば漢字の場合、「正法眼蔵」という文字列は〝セイホウガンゾウ〟〝ショウホウガンゾウ〟〝ショウホウゲンゾウ〟〝ショウボウゲンゾウ〟などと様々に読む可能性がある。しかし、仮名で書けば読みの可能性は減少する。また、仮名で「ことうた」と書くと、〝コトウタ〟〝コトータ〟のように、二つの読み方が可能であるが、ローマ字で書けば、読みの可能性が減る。

もちろん、英語の場合のように、綴字と発音との関係が複雑な場合があるが、英語では、表記要素が複数の音列に対応するような場合も含むからである。表記要素と音列との対応を適当に定めるならば、低階の文字体系ほど、音列を精密に表記することができる。

文字列の読みやすさを考えると、音列を精密に表記できる文字体系ほど読みやすいとは、必ずしも言えない。文字列を、読み取るには、文字列を語や文節あるいは句に分割することが必要である。たとえば

はははははじょうぶだ。

を、意味を理解して読み取るには、

〔(はは)は〕〔(は)は〕〔(じょうぶ)だ〕

のように、文字列を分割して、これに、

母は歯は丈夫だ。

と語列を対応させることが必要である。

たとえば

ヒルルスバンニコイ

という文字列は、

〔ヒル〕〔ルス〕。〔(バン)ニ〕〔コイ〕。

〔ヒル〕〔(ルスバン)ニ〕〔コイ〕。

のように二通りの構造に分割することができる。この例のように、一つの文字列が、幾つかの異なる形に分割できるとき、文字列を分割する自由度がある（大きい）ということにする。

〔法則 7〕

高階の文字体系で表記するほど、また表記要素の長さが短いほど、文字列の、語や文節への分割の自由度が小さくなる。

たとえば、1階のローマ字体系で書いた、

kinomotoni

は、〝キノモトニ〟〝キンオモトニ〟と二つの分割が可能である。しかし、2・3階の仮名文字体系で

きんをもとに

と書くと、もはや〝キノモトニ〟とは読めない。しかし、この文字列はなお「金を基に」「金をも戸に」と、異なる語列に分割できるが、4階の漢字文字体系を併用して、

金を基に

と書くと、〔(キン)ヲモ〕〔(ト)ニ〕という分割は不可能になる。

階数が大である文字体系ほど、低階の文字体系にくらべて、表記要素は、長い音列に対応する。しかも、仮説1によって、表記要素は、二つ以上の語にまたがることはなく、語の切れ目は表記要素の切れ目と合致する。また表記要素が短かければ、表記要素を構成する文字列を分割する自由度が小さい。したがって法則7が成り立つ。

この法則が働くために、表音文字だけで表記する場合には、

Time and tide wait for no man.

これは　ぶんせつに　きった　わかちがきです。

のように、分かち書きをして、文字列の分割の自由度を小さくしなければならない。これに対して漢字かな交じり文では、文字列の分割の自由度が小さく、漢字が概念を表す部分にあてられ、しかも漢字と仮名とが字形の複雑さが異なり視覚的にも分かち書き効果を生じるために、分かち書きを行わずにすむのである。

文字列を速く読むためには、あるいは、一回の凝視で多くの意味量を読み取るには、言葉を短い文字列で表せる方がよい。

〔法則 8〕

表記された文字列の長さは、

（ア）文字体系の階数が大であるほど、

（イ）表記要素の長さの平均値が小さいほど、短くなる。

階数が大である文字体系ほど、表記要素に対応する音列は長い。したがって、もし表記要素の長さが等しければ、階数が大きい文字体系ほど、同じ長さの音列に対応する表記要素列の長さは短くてすむ。さらに、表記要素の長さが短かければ短いほど、同じ長さの音列に対して文字列の長さは短くなるわけである。

たとえば、同じ文を、ローマ字、仮名、漢字かな交りで書くと、

• kaisû ga daide aru mozitaikei hodo hyôkiyôso ni taiô suru onretu wa nagaku naru（六六字）

• かいすうが　だいで　ある　もじたいけい　ほど　ひょうきようそ　に　たいおう　する　おんれつ　は　ながくなる（四二字）

• 階数が大である文字体系ほど表記要素に対応する音列は長くなる（二九字）

このように、階数が大である文字体系を使うほど、短い文字列で表記することができる。この例では、分かち書きの

スペースを計算に入れなかったが、これを字数に入れると差はもっと大きくなる。
階数が大である文字体系で表記するほど、文字列の語や文節への分割の自由度が小さくなり、しかも目でとらえる文字列の長さが短いために、意味を速く読み取ることができる。しかし、どのように音声化するか、つまり音列との対応の点ではあいまいさが生じる。このことは、カナモジ書きの文章を読んだり、漢字かな交じりの文章を読んだりした経験によって、われわれがよく知っていることである。

# 六 表記体系の特性

## 1 表記要素の集合と音列の集合との対応関係

最後に、表記体系の特性づけを考える。
まず、表記要素および音列に関して「同じ」ということを定義しておく。
表記要素$h=l_1l_2\cdots\cdots l_n$および$h'=l'_1l'_2\cdots\cdots l'_n$があるとき、表記要素を構成する文字の数nが等しく、順序$i$を選んだとき、すべての$i$について$l_i$と$l'_i$とが同じ文字素に属するならば、hとh'とは同じ表記要素である。
音列$s=s_1s_2\cdots\cdots s_n$および$s'=s'_1s'_2\cdots\cdots s'_n$においても同様の場合に同じであるという。ただし4階以上の音列においては、sとs'とが意味的、文法的に等しいと判断されなければ同じであるとはいえない。
さて、現代かなづかいにおいては、
○異なる表記要素で同じ音列に対応するもの

```
は   わ
 \  /
  wa

へ   え
 \  /
  e

を   お
 \  /
  o

お   う
オ*  オ*
 \  /
  oo
```

（ただし、オ*はオ段の仮名を表す）

○同じ表記要素で異なる音列に対応するもの

```
   は
  /  \
wa    ha

   へ
  /  \
 e    he
```

が含まれている。

### 表記体系の型

```
a. 可約な表記体系            b. 既約な表記体系

 h h h h h h                  h h h h h
 V  | |  V                    | | | | |
 s  s s  s                    s s s s s

c. 既約で多値的な表記体系    d. 可約で多値的な表記体系

 h  h h  h                    h h h h h h
 Λ  | |  Λ                    |N|  |  V  Λ
 s s s s s s                  s s s s   s s

            h＝表記要素　s＝音列
```

表記要素の集合と音列の集合との対応のあり方をあげると上図のようになる。

aのように、異なる表記要素が同じ音列に対応するものを含む表記体系を可約な表記体系とよぶ。これに対して、b、cのように異なる表記要素は必ず異なる音列に対応する表記体系を既約な表記体系とよぶ。

同じ表記要素が異なる音列に対応する表記体系を多値的な表記体系とよぶことにする。cは既約で多値的な表記体系、dは可約で多値的な表記体系である。

現代かなづかいは、日本語表記体系を可約で多値的な表記体系とする表記規則の一つである。また漢字は音・訓を多様に持ち、「今日」が〃キョー〃と〃コンニチ〃に対応するなど、日本語表記体系を多値

的にしている。

〔法則 9〕

可約な表記体系では、表記要素を整理することによって、必要な表記要素または文字の数を減少させることができる。

既約で多値的な表記体系において、これを多値的でなくしたり、また既約な表記体系において、表記要素の長さを短縮したりするためには、文字体系が含む異なる文字の数を増すか、表記要素を構成する文字の組み合わせの数を増さなければならない。

歴史的かなづかいにおける、音〝イ〟に対応する表記要素「い」「ゐ」「ひ」を整理して「い」だけにし、〝ノー〟に対応する「なう」「なふ」「のふ」「のう」を整理して「のう」だけにして、現代かなづかいは表記要素の数をへらした。しかし、助詞の表記「は、へ、を」と、ォ段長音の表記要素に二種類のものを許したことによって、既約な表記体系とはならなかった。

既約で多値的な表記体系を多値的でなくするには、表記要素の数を増さなければならない。このためには、文字体系を構成する文字の数を増すか、または、文字を組み合わせて表記要素を構成しなければならない。また、たとえば「きゃあ」「きゅう」「きょう」という表記要素の長さを短くしようとすれば、これらを一字で表す、新しい文字を作るか、「きゅ」「きょ」「きぉ」のような新しい文字の組み合わせを設けなければならないのである。

表記体系が、先の図のb型、既約な表記体系から出発したとしても、言語の変遷によって、可約な表記体系、多値的な表記体系に変化してしまう。表記体系が可約なものに向かうとき、表記要素は、表語的、あるいは意味弁別的になる。たとえば、現代かなづかいにおいて「を」は助詞の場合だけに使われるから、これは表語的な表記要素である。また英語の night と knight に見られる表記要素 n と k n とは語の意味弁別の働きをしている。「寂しい」「淋しい」

の「寂・淋」も意味弁別の働きを持つ。
一方、表記体系が多値的になる場合は、表記要素は、表音機能が弱まって、それを含む語や文脈の認識にたよって音列と結びついたり、読みのゆれを持ったりしている。

## 2　語表記の型から表記体系を特性づける

以上においては、表記要素の集合と文字列の集合との対応のあり方から表記体系の特性を考えた。
表記体系の特性は、なおこの上に、語を表記する上で、どんな型が存在するかによっても考えなければならない。
語を表記する文字列、意味、音列の結びつきを、

文字列——(意味)——〃音列〃

という形で考える。表記体系の特性をとらえるために、以下において説明する、Y型、逆Y型、A型、逆A型のどの型を許しているかを観察する必要がある。

Y型

これは、次の例のように、語の表記にゆれがある場合である。

十分
充分 ＞(たっぷり)——〃ジューブン〃

異なる表記要素が同じ語の表記に用いられている。

逆Y型

情緒——(エモーション)＜ 〃ジョーチョ〃
〃ジョーショ〃

これは一つの表記要素が多値的で読みにゆれがあり(「緒」に対して〃チョ〃〃ショ〃)、文字は言葉を写すものというよりは言葉は文字によって作られるものという意識が強い場合に生じる。

昨日――(きのう)＜〃サクジツ〃／〃キノー〃

これは、ゆれではない。「さくじつ」と「きのう」とは別の語であるが、意味と文字列とが同じ場合である。この例では「昨日」という文字列を二つの表記要素からなるものか一つの表記要素と考えるかのちがいがある。

A型

今日＜(この日)――〃キョー〃／(ちかごろ)――〃コンニチ〃

これは、同じ文字列が異なる語に対応する場合で、文脈に依存して判断しなければ、どちらであるかがわからない。この型が多くなると、誤解・誤読を生じやすくなる。

逆A型

こうり――(行李)＞〃コーリ〃
こおり――(氷)

これは、同音の語の異なりを文字列で書き分けるもので、漢字の同音異義語は、みなこの型である。表語文字体系に限らず、表音文字体系においても、ある程度までは、文字列の異なりによって同音異義語を書き分けることができる。

英語には、

のような例が多くある。このような表記は、可約な表音文字体系による表語的表記といえる。
現代かなづかいによって(漢字を使わずに)語を表記した場合には、

というA型と、先に例示した逆A型が存在する。長音を表す場合、ア段の文字も、
かぁ、きぃ、くぅ、けぇ、こぅ(または、こぉ)、きゃぁ、きゅぅ……
のように、附属文字として小さく書くことにしたら、A型は生じなかっただろう。また、「炎、催し、頬」のように、長音ではないと意識されるものは「ほのお、もよおし、ほお」とし、「遠い、大きい」のように長音と意識されるようになったものは、思いきって「とぉい、おぉきい」とすることにきめれば、逆A型も生じなかっただろう。

## おわりに

以上、文字体系、表記体系の構造を、日本語だけでなく、どの言語の文字体系、表記体系にも、また人工言語の表記にも適用できる形で、一般化して述べてきた。
また、ここに述べてきた概念や観点を使えば、日本語の表記体系を記述することも、表記体系間の特性を比較することもできると信じる。

国字問題に関する論は、一時盛んであったが、多くは表記体系を全体的に眺めわたすことがなく、限られた立場、視野に立っての論であった。国字問題を考えたり、文字政策を行ったりするうえにも、文字、表記の体系的把握は、その地盤として必要であろう。

（1） 文字列を、次の条件をみたすように区切って得られる部分文字列を表記要素とよぶ。

〔条件 1〕

部分文字列 $l_i$ に必ず音列が対応し、これを $S(l_i)$ とする。また $l_{i+1}$ にも必ず音列が対応し、これを $S(l_{i+1})$ とする。このとき、

$$S(l_i l_{i+1}) = S(l_i)S(l_{i+1})$$

すなわち、文字列 $l_i l_{i+1}$ に対応する音列 $S(l_i l_{i+1})$ は、$l_i$ に対応する音列 $S(l_i)$ の次に、$l_{i+1}$ に対応する音列 $S(l_{i+1})$ を続けたものに等しい。

〔条件 2〕

こうして求めた部分文字列 $l_1, l_2, l_3, \ldots\ldots$ のすべては、条件1をみたす最も短い文字列である。

（2） 1、漢字、ひらがな、カタカナ、ラテン文字、ギリシャ文字、ロシア文字、アラビア文字、ハングルなど言語を表記するに用いられる文字体系および数字（文字）体系を構成する要素は文字である。

2、1によって明らかに文字だと判定される要素とともに表記要素を構成し得るものは文字である。

（3） 字形Fが線・点の数H、交点の数K、曲がりの複雑さの度合Mを持ち、字形F′がH′、K′、M′を持つとき、

$H \leqq H'$ かつ $K \leqq K'$ かつ $M \leqq M'$

ならば、

Fの複雑さ $\leqq$ F′の複雑さ

である。

（4） 樺島忠夫・佐竹秀雄「ひらがなの字形に順序を与える」（『計量国語学』六六号、一九七三年）。

(5) 日本語の音素として次を考えておく。

母音―― a、e、i、o、u

半母音―― j、w

子音―― ′、k、g、s、z、t、d、c、n、h、p、b、m、r

モーラ音素―― N、q

(6) これは、「とん」という音節を、「と」と「ん」に分けたので、モーラとしておく。

(7) 文における成分の列を

$a_1 a_2 a_3 \cdots\cdots a_n$

とする。

(ア) $a_i$と$a_j$とが係り受けまたは並立の関係にあり、$j-i>1$のとき、$a_i$の直後に読点を打つことができる。

(イ) $a_i$と$a_j$とが並立の関係にあり、$j-i=1$かつ$a_i$が並立助詞を欠くとき、$a_i$の直後に読点を打つ。

(ウ) $a_i$が独立成分を構成する最終成分であるとき、$a_i$の直後に読点を打つ。

(エ) 文字あるいは音の切れ目を強調するとき、その切れ目に読点を打つ。

(オ) $a_i$が文の最終成分であるとき、$a_i$の直後またはこれに続くダッシュ「――」の後に句点を打つ。

## 参考文献

樺島忠夫『表記体系の分析』私版、一九六六年。

樺島忠夫・佐竹秀雄「鏡文字」(『計量国語学』七〇号、一九七四年)。

# 3 漢字概説

藤堂明保

# 一 漢字の字体

## 1 漢字以前の記号

最近、雲南省元謀県で一七〇万年前のものと推定される原人(中国では猿人という)の歯が発見されたと伝えられる。それより前、陝西省藍田県では、一〇〇万年前のものと推定される原人の骨が見つかっており、また有名な「北京原人」(河北省周口店)の骨は、約五〇万年前のものだといわれている。同じ周口店の原人洞穴でも、山頂に近い所から発見された「山頂洞人」は約五万年前のものであり、すでに火を用いて食物を焼いた形跡がある。黄河上流、寧夏回族自治区のサラウス河岸から発見された人骨は、二万五〇〇〇年前のもので、骨の形はもう現代人とほとんど差がない。

これらはすべて旧石器時代の遺物をともなうが、骨針や骨器のたぐいを除けば、加工の程度はごく初歩的である。ところが陝西省西安市の東部、半坡遺跡は、約五〇〇〇年前の集落の跡で、そこからは、みごとな色どりの彩色土器、念入りな加工を施した穴あき石斧・石刀・石鎌などが出土する。黄河中流の黄土台地に居を構えた半坡人は、すでに農耕を行なっていたとみえて、壺の中から種アワの炭化したのが見つかっている。彼らは、五、六人が一世帯をなして、テント型または円型の住居に住み、小集落の外がわには防禦用の堀をめぐらし、その内がわには家畜を飼った柵の跡が残っている。思うに原人いらい一〇〇万年という長い間、人間の先祖は、もっぱら狩猟と、山林原野に自生する植物を採集することによって生きてきた。食物にこと欠くから、少数の者が洞穴で生きのびるのがせいいっぱいで、「文化」と名づけられるほどのものは発生していない。しかしアワ・コウリャン・キビなど、収量の比較的多い、し

かも保存のきく作物を植えて収穫し、かつ家畜という生きた保存食を身近かに置くようになってから、急速に新石器・土器および住居などを作り出す「文化」が発達したのである。彼らは母系中心の家族を構成し、のちの村落の原型にあたる共同体を作り出していた。

半坡の遺跡に続くのが、洛陽の北、黄河南岸の仰韶村、および山東省歴山県の竜山の遺跡である。土器は一段と進歩したものの、その形は半坡遺跡のものと大差はない。ところが同じく黄河沿いの河南省偃師県遺跡からは、小型の銅製工具や銅の器具が出土した。これは殷代に少しく先立つ文化の層を代表するもので、昔から言い伝えられた夏↓殷↓周という歴史の移り行きを認めるならば、偃師県遺跡はいわゆる夏の文化の末期に該当するものであろう。

さて、半坡と竜山から出土した土器には、図1上段のような記号が刻みこまれている。また山東省諸城県出土の土器には、中段の記号が、はるか南の湖南省寧郷県出土のものには、下段の記号がみえる。とくに中段のものは、後世の旦・山の字の原型ではないか、と中国の学者はいっている。しかし「文字」というのは、ことばを記録できる体系を備えたものでなければならない。たとえ後世の漢字を思わせる断片的な例があったとしても、それは踏切り信号のしるしと似た「記号」であって、「文字」だとは言えない。上に示した例は、それぞれ土器の所有者を表す記号か、または何らかの呪符のたぐいであろう。もし前者だとすると、原始共同体が進んで、個人の所有権が芽ばえたことを表す点では貴重な資料であるが、文字の起こりを告げるものではない。

図1　甲骨文字以前の記号

## 2　殷の甲骨文字

「殷」とはもと黄河中流の北岸にあった地名である。今から三千数百年前、今日の鄭州・商丘・曲阜および河南省

安陽県などの各地に次つぎと都をかまえて、部族連合の国をたてた人びとは「商」と自称していた。歴史の上では殷代とも商代とも呼び、「殷商」ということもある。彼らが陝西省から黄河ぞいに攻めくだった周（および西北諸部族の連合軍）に滅ぼされた年を中国の学者は紀元前一〇六六年と断定している。『孟子』の伝承によれば「湯（殷の初代の王）より（周の）文王に至るまで五百有余歳」（「尽心篇」下）とあるので、殷が栄えたのは、ほぼ今から三五〇〇―三〇〇〇年前のことであることがわかる。近ごろの発掘の成果によると、殷代式の青銅器や陶器は、北は遼寧省から南は湖北・湖南両省にまで及んで出土するというが、殷の勢力の中心は、もちろん黄河デルタ（今日の河北省と、河南省北部・山東省の西部）であった。彼らは亀甲・獣骨に焼き火箸を当て、そこに生じるひび割れの形をみて、吉凶をうらなった。甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の「十干」の順序に従って祖先神を祭り、時には天帝に伺いをたてた。羌族（山西省）や夷族（山東の東夷、淮河流域の淮夷や徐夷）との戦いを前にしてその首尾をうらない、旅行途上の宿泊地のよしあし、毎日の天候などをもうらなった。そのさい貞人（みこ）または王（大酋長）自らが占卜を行ない、史（記録係）がその内容を亀甲・獣骨の面に小刀で刻みつけてメモしておいた。その内容はうらないのことばであるから「卜辞」といい、その文字を「甲骨文字」と呼ぶ。彼らは使用ずみの甲骨を土穴に蔵しておいたが、それが一九世紀末に好事家の手に入り、劉鶚の『鉄雲蔵亀』（一九〇三年刊）を最初として、次つぎと模写して出版された。資料としてよくまとまっているのは『甲骨文編』（孫海波・商承祚編。一九三四年初版）であり、甲骨文字一〇〇六字、合文（二字をあわせた字）一五六字、付録の字一一一〇字をのせている。（日本における近一〇年来の解読の成果は、雑誌『甲骨学』参照。）

卜辞の中に登場する殷の「先王」の名と、司馬遷が『史記』殷本紀の中に記録している殷代世系とを比較整理すると、

1 湯王天乙（大乙）……18陽甲（祖甲）―19盤庚（般庚）―20小辛（小辛）―21小乙（小乙）―22武丁（武丁）……27武乙（武乙）―28太丁（文武丁）―29帝乙（父乙）―30帝辛（カッコの外は『史記』の名、カッコ内は卜辞の名）

のようになる。一九代殷庚は、『書経』盤庚篇に出てくる大酋長であり、彼はその文章の中で、遷都を渋る殷人たちに向かって、黄河の洪水に見舞われるおそれのない新都へうつることを、強引に説得している。最後の三〇代帝辛は、暴君といわれる紂王受のことである。したがって、安陽県の殷墟は、一九代殷庚―三〇代紂王にいたる約二八〇年間の都の跡であることがわかる。今日までに出土した卜辞は、二二代武丁以降のものに限られるので、甲骨文字が記録にたえうる体系を備えたのは、紀元前一二世紀、今から三二〇〇年ほど昔のことであると考えてよかろう。

## 3 金文

土の中に禁封(とじこめる)された金属を金と総称する。金―唫(とじこめる)―禁は同系語である。後世には赤金(あかがね)・黄金(こがね)・黒金(くろがね)・白金(しろがね)のように、その色によって区別し、また銅・銀・鉄などの字(ことば)が登場したが、古くはすべてを「金」と総称した。そこで殷周の青銅器や石碑に刻まれた文字を「金石文」と呼び、略して「金文」という。殷周から春秋・戦国時代に及ぶ金文の字体(大篆・籀文などともいう)をまとめた便利な書物が『金文編』(容庚編、一九三八年初版)であり、金文六三八字、重文(異体字)二四三字、付録の字一一九八字をのせている。『甲骨文編』『金文編』とともに、後漢の許慎『説文解字』(『説文』とも)の体裁にならって配列されている。

西方の周は東方の殷を滅ぼすと、その遺民の反乱に手を焼いたが、やがて殷の百工(職業奴隷)を徴用して洛陽に新都を構え、王室貴族を各地に分封して(貴族の分割封建という)、それに殷の職業部民を分配した。こうして周人は陶器・青銅器・織物・武具など、殷人の生活技術を吸収したほか、すでに二、三千字の数に達していた甲骨文字の体系を採用して、記録や政治上の用に供した。漢字が中国の文字となる基礎はここに定まったといってよい。殷と周が合体することによって、華北・華中に成立した文化を「漢人文化」と称する。

陝西省にあった西周の旧都鎬京は、やがて遊牧人(犬戎や羌族)に奪われて、紀元前七七〇年、西周は洛陽に遷り、以後を「東周」と呼ぶことになる。このころから、東周王朝の力が衰え、封建諸侯が半独立の形をとって覇権を争うこととなった(春秋の五覇)。その間に北方漢人の文化は長江沿岸に及び、南方の楚・呉・越などもその文化圏の中に含まれることとなった。だが同時に、旧来の王室→貴族仲間の卿大夫→その末端の士→民(奴隷)という身分制が崩壊しはじめた。当時急速に普及した鉄の農具が土地の開墾をうながし、民(奴隷)が解放の糸口をつかんで、自立した農家(農奴というべきか)に変じつつあった。『孟子』の次の問答に、鉄の農具が交易によって農民に入手されたようすがうかがえる。

孟子「許子(楚の国から来た農本主義者許行のこと)は、釜甑(かま、こしき)をもって炊ぎ、鉄をもって耕すか」

許行の弟子「然り」

孟子「自らこれを作るか」

許行の弟子「いな。粟をもってこれに易う」(『滕文公』上篇)

それとともに、王都および諸侯の都にいた貴族どもに代わって、じっさいに領邑を治めていた大夫(代官)が実権をえて地方の豪族となる。従来のように奴隷をこき使うよりも、農奴をかってに働かせてその地租を取立てるほうが、実益があがることが明らかとなってきた。「初めて畝(田畑)に税す」(『春秋伝』、宣公一五年、紀元前五九四年)という記事は、そのことを示している。かくて紀元前四〇〇年代からのち約二〇〇年は、各地の新興豪族が軍事・経済力で抗争する「戦国七雄」乱立の時代となった。

## 4 篆書と隷書

春秋・戦国時代は、各国の分立する傾向が強かったから、周王朝の文字(大篆・籀文など)が変形して地方独自の発

達をとげた。それを「古文」と総称する。これではならじというので、秦の始皇帝が全国を統一を計った。

　法度衡石丈尺を一にし、車は軌を同じくし、書は文字を同じくす(『史記』始皇二六年、前二二一年)

そこで定めたのが「小篆」(篆書とも)という字体であった。後漢の許慎は、そのいきさつを次のようにのべている。

　その後、諸侯、力政して王に統べられず……分かれて七国となる。……言語は声(発音)を異にし、文字は形を異にす。秦の始皇帝、初めて天下を兼ぬるや、丞相李斯、すなわち奏してこれを同じくせんとし、秦の文と合わざるものを罷む。李斯は『倉頡篇』を作り、中車府令趙高は『爰歴篇』を作り、太史令胡毋敬は『博学篇』を作る。みな史籀・大篆を取り、すこぶる省改せしものあり。いわゆる小篆これなり。(『説文』後序)

後漢の許慎は、紀元一〇〇年(和帝の永元一二年)に『説文解字』(一四巻、序一巻)を書き、その中で小篆九三五三字、異体字一一六三字を解説した。異体字とは、周いらいの「大篆」「籀文」と春秋・戦国の「古文」のことである。図にそのいくつかの例をあげる。

| 〈楷書〉 | 〈小篆〉 | 〈籀文大篆〉 | 〈古文〉 |
|---|---|---|---|
| (動) | | | |
| (中) | | | |
| (邕) | | | |
| (逢) | | | |

図2　小篆・籀文・古文の例

　「彖」とは、ブタの腹が垂れさがったさまを描いた象形文字であり、およそ「彖エン・テン」を含む字は、左右平均して垂れ下るとの意味をもっている。たとえば、縁(左右平均して垂れたふち飾り)―椽(左右平均して棟から軒にむけて垂れたタルキ)など。そこで小篆とは、(木)・(竹)のように、左右に平均して垂れた装飾的な字体(竹簡に書くので竹かんむりをそえた)という意味である。

　秦・漢のころ、格式ばった文書や石碑は、篆書(小篆のこと)で書かれ、許慎もまた『説文』の書の親字として小篆を掲げたが、その字体は念が入りすぎて日常の用には向かない。秦・漢は、中国史上において初めて郡県

制をしき、戸口調査にもとづいて租税や役務を課したが、そのためには隷吏(れいり)（現場の実務をとる下級役人）が大いに働いた。文字はようやく行政実務の工具となり、それに適するように筆法が簡略化された。

尉（法律をあずかる廷尉）の律にては、学童十七以上は、書（もじ）九千字を諷読して、はじめて吏となることを得。

（『説文』後序）

隷書（隷吏の使った字体）がここに起こった。また「漢おこりて草書あり」（『説文』後序）とあるように、隷書をさらにくずして筆を続けて書いた草隷(そうれい)（今日の草書よりはやや固い）も、簿記に使われるようになった。図3には、秦の本格的な小篆と、秦・漢のころの隷書の例とを示しておこう。

始皇帝の刻石
「始皇帝」（秦の琅邪台刻石の模刻、藤原楚水著『訳註 語石』より）

秦代の実務法吏の隷書
「斗不正半升以上、貲一甲」（胡北省雲夢県出土、法律竹簡、始皇三〇年に死去した南郡郡守騰喜の墓。『人民画報』一九七六年七月号より）

漢代隷書
「建平五年六月郫」（郫県の石刻、藤原楚水著『訳註 語石』より）

図3 小篆と隷書

## 5 楷書と行書・草書

楷(かい)書は、漢の末に起こり、その後、これが正式の字体となった。皆(かい)（そろって↓みんな）—諧(かい)（ことばの響きがそろう）↓喈(かい)（声をそろえる）—楷(かい)は同系のことばである。だから楷書とは、整然とそろった字体ということである。三世

紀のころに作られた魏の「三体石経」(正始年間、邯鄲淳筆)は、古文・篆書・隷書の三字体を用いて儒家の五経の本文を記したものだというが、いまは残っていない。行書と今日のいわゆる草書(漢の草隷ではない)は、楷書をさらにくずしたもので、魏・晋・南北朝に至って流行し、「楷・行・草の三体」が、かつての「古文・小篆・隷書の三体」の座を奪ってしまった。許慎の『説文』は小篆を親字としたものであったが、唐代まではもっぱら写本によって伝承されたため、小篆の書きまちがえが少なからず混入して、唐の李陽冰や北宋の徐鉉・徐諧兄弟の手をへて訂正された。

## 6　漢字の造字法

許慎は『説文』の序文で文と字とを次のように分けて説明している。

倉頡の初めて書を作るや、けだし類に依りて形に象る。故にこれを文という。その後、形と声(発音)とあい益したれば、これを字という。文とは物象の本なり。字とは、孳乳して寖に多きことを言うなり。

つまり文とは物の形を紋様のように描いた原初的なもじであり、字とは孳(ふえる)と同系のことばで、原初文字を組合わせて、しだいにふえた二次的なもじだというのである。ついで彼は例をあげて、造字法を六種に分類した(六書という)。

① 象形　⊙→日、☽→月

② 指事　丄→上、丅→下

③ 会意　戈(ほこ)+止(=趾)→武
人(ひと)+言(ことば)→信

④ 形声　水+可→河、水+工→江

⑤ 転注　考〜老(建類一首、同意相受=一つの首が類の目印となり、その仲間が同じ意味を含む)

⑥　仮借　令～長（本無其字、依声託事＝もとそれを表す字がないので、他の字の発音に依って表したもの）

そのうち「象形」が許愼のいう文（原初的なもじ）に当たる。「指事」は、「視て識るべく、察して意を見る」（許愼）というように、抽象的な記号を使って、ある事態を悟らせようとしたものである。「会意」は組合せもじである。だがこの三者は便宜的な区分であって、その境いめは明白でない。たとえば「上」「下」という字は、うけ皿の上に物があるさま、覆いの下に物があるさまを描いた象形文字だとも言えるし、また「うけ皿または覆い十物」を組合わせた会意文字であるとも言える。だからむしろ唐蘭が

象形――象形文字。

象意――指事文字と会意文字。

象声――形声文字。

のように三分したのが明快である。

「仮借文字」とは、人称代名詞の ŋar を表すため、ギザギザした歯のある戈（ほこ）を描いた我 ŋar（ギザギザした山なら峨（が）、人の身辺でギザギザと不規則にことがおこるのは俄（が）という）という字を借用したような場合をいう。サンスクリットの Buddha を浮屠・仏陀という字を仮りて表し、和語のヤマトを耶馬台という字で表すのもその例である。「仮借」とは、いわゆる「当て字」のことであり、許愼のあげた令～長の例は適切ではない。

「転注」については、従来の解説が紛糾しているが、唐蘭が形声文字に見られる意味派生のことだ、と説くのが当を得ている。今までの例でいうと、

象（左右平均して垂れている）→緣・椽・篆

皆（みんなよくそろっている）→諧・喈・楷

我（かどめが立っている）→峨・俄・義

のように、同系の語が次つぎと派生していく現象をさしたものである。してみると、「転注」は、いわゆる形声文字(唐蘭のいう象声)のもつ特色をさすものにすぎない。けっきょく漢字の造字法としては、象形(原初もじ)と象意および象声(二次的にふえたもじ)の三者を考えておけばよい。もっとも唐蘭の命名はなじみがうすいので、それを旧来の呼名にもどすと、①象形文字、②会意、指事文字(組合せもじ)、③形声文字(発音音符を含むもじ)の三類を認めればよいわけである。

## 7　文と字

さいごに、「文(もようもじ、象形文字のこと)が先に現れ、字(組合せもじ、会意・指事・形声文字)は後に発生した」という許慎の説を実証しておこう。

甲骨文字の大部分は、許慎のいうとおり象形文字である。ただし少数ながら「組合せもじ」も姿を見せている。たとえば図4の①は、風神の使者であるおおとり(鳳または鵬)を描いた字である。だが甲骨文字の中には、すでに凡(風になびく四角い帆の形)をその側にそえた字もある。凡は発音を示す音符であるから、この字は形声文字だといわねばならない。②はニワトリを表す字であるが、甲骨文字の中には奚(ひもでつなぐ)をそえた字もある。これが今日の鶏(雞)の字の原形にあたる形声文字である。③は、翌日の翌(もうひとつの日)を表す甲骨文字で、鳥の翼を描いたものと、翼のそばに日をそえたものとがある。後者は「日+音符翼」の形声文字である。④は、女性(妣)の原字であって、体をくねらせた女性を描いており、「人」の字と紛れやすい。それに牛をそえたのが左側の字で、今日の牝(めす)の字の原形である。これも組合せ字である。

こんなむずかしい例だけではなく、たとえば甲骨文字の从は、人のあとに人が従っていくことを表した組合せ文字、つまり後世の従(從)の字の原形である。また⑤は、左足+右足を組合わせて、左右！　左右！　と歩くことを表

| | 〈甲骨〉 | 〈金文〉 | 〈篆書〉 | 〈楷書〉 |
|---|---|---|---|---|
| ① | | | | 鳳 |
| | | | | 凡 |
| ② | | | | |
| | | | | 鶏 |
| ③ | | | | 昱 |
| | | | | 翌 |
| ④ | | | | 匕 |
| | | | | 牝 |
| ⑤ | | | | 歩 |

図 4　甲骨文字の中の組合せ字

した組合せ字、すなわち歩の原字である。

しかし、発音音符に偏傍(へん・つくり)をそえた形声文字は、前記の①鳳、②鶏、④牝などのほかは、ごく僅かしかない。清末・民国初めの劉師培が、「古字の偏傍、いまだ加わらざりしときは、一字はじつは数字を該いたり。持の字の意味は寺に含まれ、純の字の意味は屯に含まれ、諸と都の二字の意味は、者の字に含まれたり。者の字を用いて都に当て、また諸に当てたり」(『左盦集』巻四)とのべているのが正しい。寺・屯・者などの字で表された語根から、いろいろな語が派生するにつれて、それを表すために偏傍が加えられる。それが唐蘭のいう「転注」という現象なのである。だからこそ、殷代の甲骨文字には、まだ形声文字が少なかった。周初から春秋時代までの約五〇〇年の間に、続々と派生語が誕生し、それに応じておびただしい形声文字が作られた。『説文』では形声文字が約八割にも達している。

私たちは、文字とは社会のコミュニケーションの手段であると信じている。しかし文字が大衆の手に渡ったのは近ぢか数百年らいのことにすぎず、本来は支配者が行政上の必要から使いはじめたものである。周初から春秋時代にかけて、貴族封建の制度や身分制が整い、官職の任免、賞罰、契約などを文字でしるす必要がふえた。その行政上の必要にこたえて、急速に漢字の字数が増加したのである。

# 二 漢字の意味

## 1 人間に関する象形文字

これから、甲骨文字(約三二〇〇年前)—金文(約二六〇〇年前)—篆書(約二二〇〇年前)—楷書という順序に、字形の変遷を示しつつ、その意味を解説してみよう。なお上段には、その字のもととなる実物の絵を、参考のためにかかげてある。また、手もとの資料の中に、甲骨もしくは金文のどちらかが見つからない場合は、×印を入れてある。

| | 〈絵〉 | 〈甲骨〉 | 〈金文〉 | 〈篆書〉 | 〈楷書〉 |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | …… | → | → | → | 人 |
| ② | …… | → | → | → | 母 |
| ③ | …… | → | → | → | 子 |

図5 人間についての象形文字

①人は人間を横から見たさま、②母はその胸に大きな乳首が二つのぞいている。③子はかわいい幼児の姿である。

つぎに人体の各部分についての字を示そう。④手のやや簡単化したのが手へんである。⑤止は、意外にも人間の足先の形であって、のちの趾(あし)のもとの字に当たる。アシはもちろんじっとひと所に停止する役を果たすので、のちには止(とまる)という意味に用いられるが、もとはアシそのもののことであった。⑥歩という字は、右の足と左の足とを組合せたものであることはすでにのべた。右の足が止という形なら、左の足はその逆の形となるだろう。両者を組合せて、右の足と左の足を交互に踏み出すさまを表したのである。⑦足は、この止(アシのさき)の上に、さらに丸いヒザ小僧の形をそえて、ヒザから足さきまで全体を表そうとした字である。⑧自は、ご覧のとおり人間のハナの象形文字である。ところが、人びとは「このわたしが…」という場合に、自分

図 6 人体についての象形文字

図 7 人体についての象形文字

のハナを指さす習慣がある。そこでこの自という字は、やがて、自分や自己の自(みずから)という意味に転用されるようになって、本来の意味から遠ざかってしまった。そこで「自(ハナ)十音符畀」を組合せた鼻という字が作られて、もっぱらハナを表すようになった。なおこのビは、分泌の泌と同系のことばで、両がわから押しつけられた狭いすき間を通して、ハナ汁が押し出される点に着目したことばである。

⑨頁は、人間のアタマを大きく誇張して書き、その下にごく小さく足をそえた字である。だから、およそアタマに関係する場合には、頭、顔、額(ひたい)、頸(くび)などのように、たいていこの頁印が含まれる。近代の中国語では、この字は葉という字と同じくieと発音されるので、一葉、二葉……と紙を数える場合に、一頁、二頁……のように書くこともある。まったくの当て字(仮借字)の用法である。それをまねて、日本でも「五ページ」を「五頁」と書く人がいるが、これなどは片かなで書くべきであろう。

⑩首は頁に似ているが、これは頭上にかみの毛の生えた頭部全体を描いた字である。「くび」と訓よみしているが、むしろ首級の首(あたま)のことであると考えたほうがよかろう。

## 2　自然を表す象形文字

字形⑪日の字は、丸い太陽の中に・印で示した黒点が見えている。ギラギラと輝く太陽をまともに見たのでは黒点が見えないが、水面に映すと見えやすい。のみならず、中国では太陽の中に三つ足のカラスがいる――という古い伝説があり、それもこの黒点を見つけたことから生じた話である。⑫雷は、丸いものがいくつも連なっているさまである。雲上の鬼が太鼓を叩いているのがカミナリであるという話が、漢代に広く信じられていたことが、王充という人の『論衡』という書物に見える。もしこの民話が古いものだとすると、この丸い印は太鼓のようである。しかし、要するにゴロゴロと丸い石を転がすような音がするので、⊕印を連ねて描いたと解するほうが自然であろう。のち雨かんむりをつけ、⊕印を一個に減らしたのが雷という字である。このライということばは、壘(塁)とか累とかいうのと同系で、ご存じのとおり、塁とは丸い石をゴロゴロと積んだとりでのことである。⑬云は、下から水蒸気や息がくねくねと曲がって立ち上がり、上の面につかえた姿である。地上の水気が上がって上昇気流となり、何千メートルかに達すると止まって横に広がる。つまり入道ぐもである。そこでのちには雨かんむりをつけて雲と書き、云の方はむしろ、もやもやと息が口ごもる、含んだものの言い方を意味することとなった。

| | 〈絵〉 | 〈甲骨〉 | 〈金文〉 | 〈篆書〉 | 〈楷書〉 |
|---|---|---|---|---|---|
| ⑪ | ⊙ | ⊖ | ⊙ | 日 | 日 |
| ⑫ | | × | | | 雷 |
| ⑬ | | | | | 云(雲) |

図8　自然界を表す象形文字

⑭山は、とがった分水嶺の姿で、分水嶺を境にして水が四方に散って流れる。山(サン)とはこの散ときわめて縁の近いことばである。これに対して、⑮丘は、まん中のくぼんだ盆地を、低いおかが両がわからとり巻いているさまを描いている。だから虚(中がくぼむ)という字の下部は、じつはこの丘の字の変形したものである。孔子の名を丘といい、正式には「孔丘」と呼ばれたのだが、それは孔子の

| | 〈絵〉 | 〈甲骨〉 | 〈金文〉 | 〈篆書〉 | 〈楷書〉 |
|---|---|---|---|---|---|
| ⑭ | | | | | 山 |
| ⑮ | | | | | 丘 |
| ⑯ | | | | | 川 |
| ⑰ | | | | | 水 |

図 9　自然界を表す象形文字

頭のてっぺんが妙にくぼんで、この丘型をしていたためだという。⑯川と⑰水とは、きわめてよく似ていて、いずれもくねくねと曲がって流れる水の姿である。

## 3　指事・会意文字

次に唐蘭のいう「象意」つまり組合せによって特定の意味を表す字について若干の例を紹介しよう。この仲間には、許慎のいう「指事」と「会意」を含み、両者の境いめはそう明らかなものではないことは、すでにのべた。まず初めに、-印・一印・凵印・□印などの記号を使った字をあげよう。

| | 〈絵〉 | 〈甲骨〉 | 〈金文〉 | 〈篆書〉 | 〈楷書〉 |
|---|---|---|---|---|---|
| ⑱ | | | | | 本(ねもと) |
| ⑲ | | | | | 至(いたる) |
| ⑳ | | | | | 晋(すすむ) |
| ㉑ | | | | | 出(でる) |

図 10　指事・会意文字

⑱本は、木の根もとの所を-印によって「ここですよ」とさし示したもの。⑲至は、一線でもって目ざすゴールの線を示し、そこまで矢がとどいたことを示している。自動詞なら至(いたる)であり、他動詞なら致(いたす、そこまで届ける)と書く。この攵印は攴の形の変わったもので、又(手)で|型の棒を持ち、ある作業をすることを表している。改—教—政などの字の右がわのように、動詞の記号として常用される。⑳晋は、至という字とよく似た構想で作られている。これも二本の矢が、一印で示された目標線を目ざして進んでいるさまで、のちに日印を下に加えて、日が進むことを表した。晋と進とは、字体こそ違え、その代表することばは全く同じである。㉑出は、凵印で示されたシキイの外に、足をふみ出す

さまを表している。このシュツ(唐代、tʃʻiuĕt)ということばは、上古には語頭の子音がtʻであって、テュオット(tʻiuət)と発音された。つまり突出の突と同系のことばであった。ちなみに「突」(旧体は突)という字は、「穴」の中から外へと「犬」がとび出すことを示した、まことにこっけいな会意文字である。

以上は指事記号として、ｰ印や一線などを活用した例であるが、㉒〜㉕、はある面積やスペースを示す記号として、四角い口印を用いた例である。まず㉒邑は「口＋ひざまずいた人」を合せた字で、ある面積内に住む住民が、平伏してつき従っているその領地を表している。つまり諸侯や代官の所有している領地のことであった。のち年貢を納める村や町などを意味することとなり、日本では「むら」という訓をつけるようになった。㉓或は、領域の域のもととなった字である。これはある面積を、ここからここまでと区切って、他人から侵されぬように戈(ほこ)で守っていることを示している。つまり外わくを構えた領域のことで、のち「土へん」をそえて「域」と書くようになった。さらに外がわに、大きな口印(くにがまえ)をつけ加えて、領土の外わく(国境)を区切ったことを強調したのが㉔国(國)という字である。だから、或—域—国はもともと同系のことばで、後世になるほど形が複雑となっているにすぎない。もっとも「或」のほうは、やがてある外わくを構えたもの、つまり空間の中に一定の形を占めている物——という意味に傾いて行き「あるもの」「あるものは→あるいは」という抽象的な用法を背負わされることとなった。

㉕韋は「左向きの足＋口印＋右向きの足」から成っている。口印でロータリーのような一定の場所を示し、そのまわりを足が←の方向と→の方向とに巡回しているのである。「しんにょう」をそえた違は、行きちがいを表す。

| | 〈絵〉 | 〈甲骨〉 | 〈金文〉 | 〈篆書〉 | 〈楷書〉 |
|---|---|---|---|---|---|
| ㉒ | | | | | 邑(むら) |
| ㉓ | | | | | 或(＝域) |
| ㉔ | | | | | 國(国) |
| ㉕ | | | | | 韋(ぐるぐる回る) |

図 11　指事・会意文字

つぎには、許慎のいう「会意文字」について例をあげよう。会意文字とは、いくつかの既成の漢字を組合せたものである。その要素はいずれも意味を表している「意符」であって、形声文字のように発音を表す「音符」を含んではいない。

そのうち、もっとも簡単なのは、同じ親字をいくつか寄せ集めたものである。たとえば字形㉖从は、Aの人の後ろにBの人がしたがっているさまを、二つの人印を合せて示したものである。のち「行にんべん」や止(あし)をつけ加えて、後ろからついて行くことを強調し、從(従)と書くようになった。今日の中国本土では、このよけいな付加成分をとり除いて、簡単な原形に戻し「从」と書いている。字形㉗比は、同じく人印を二つ利用しているが、これはふたりが肩を並べてペアを成したさまである。比肩とか比較とかいう場合の比(ふたつ並べる)というのが、そのもとの意味をよく保存している。そのほか、次のような例が思い浮かぶ。

| | 〈絵〉 | 〈甲骨〉 | 〈金文〉 | 〈篆書〉 | 〈楷書〉 |
|---|---|---|---|---|---|
| ㉖ | | | | | 从 |
| | | | 從 | 從 | 從(従) |
| ㉗ | | | | | 比 |
| ㉘ | | | | | 姦 |
| ㉙ | | | | | 好 |
| | | × | × | | 育 |
| ㉚ | | × | | | 棄 |

図12　会意文字

木＋木→林(木立ちの連なるはやし)

木＋木＋木→森(木の茂ったもり)

口印(ある物)を三つ→品(いろいろな物)

石印三つ→磊(ごろごろした石づみ)

㉘姦は、複数の女性を示すことによって、奸する(女性を干す)ことを表したあくどい字である。干犯の干(おかす)と同系のことばであると考えてよかろう。㉙好は、姦とうってかわって、心暖まるやさしい場面を表している。いうまでもなく「女＋子」の会意文字で、女性が赤ちゃんをたいせつに世話しているさまである。大事にあ

たためておくというのは「このむ」ということであり、またこのましい物でなければ大事にはすまい。日本で「このむ」という訓をつけたのは、このようなたいせつにかばう動作の一面を表している。赤ん坊は頭を下にして出産するので、子という字を逆にして𠫓と書く。安産した赤ん坊に肉がついてそだつことを表すのが「𠫓＋肉」を組合せた育という字である。ついでに㉚棄の字にも触れておこう。この字は「𠫓(赤ちゃん)＋ゴミ取り＋両手」を組合せた会意文字である。天災や戦乱に見まわれた農村では、生まれたばかりの赤ん坊を養うことができない。でなくとも、半永久的な飢餓の中に置かれていたかつての貧農の母親は、泣く泣く赤ちゃんをコモに包んで、村はずれに捨てに行ったものである。中国でも、日本でもそれは昔の社会においては、けっして珍しいことではなかった。棄という字はそのわびしい姿をまざまざと再現して見せる会意文字である。この字はいま遺棄(いき)の棄(すてる)という場合に用いている。

## 4　形声文字と派生語

形声文字は唐蘭のいう「象声」に当たり、「類別を表す偏傍(へんとつくり)＋発音を表す音符」を組合せた字である。『説文解字』に収録された九三五三字のうち、その八割にあたる七六九七字(清朝の朱駿声の計算による)が形声文字である。許慎は、会意文字については「祟(たたり)、神の禍なり。示と出に従(したが)う」のように注記したが、形声文字については、「祉、福なり。示に从(＝従)い、止(し)の声(声とは発音のこと)」「祖、始廟なり、示に从い且の声」のように注記している。この「〜の声」というのが、音符の所在を明らかにしたものであり、その音符に「示へん」をそえたのが、祉・祖などの形声文字である。もっとも『説文』の解説が全部正しいわけではない。たとえば「社、示と土に従う」とあるのは、「示に从い土の声」と訂正したほうがよろしかろう。

さて、形声文字の「音符」は、ことばの意味と無関係ではない。そのことを、㉛「古(こ)」の系列、㉜「主(しゅ)」の系列、㉝「侖(りん)」の系列について説明してみよう。まず「古」を音符とする形声文字(諧声文字とも)をあげてみる。

| | 〈絵〉 | 〈甲骨〉 | 〈金文〉 | 〈篆書〉 | 〈楷書〉 |
|---|---|---|---|---|---|
| ㉛ | [glyph] …… | [glyph] → | 古 → | 古 → | 古 |
| ㉜ | [glyph] …… | [glyph] → | 主 → | 主 → | 主 |
| ㉝ | [glyph] …… | × → | 侖 → | 侖 → | 侖 |

図 13 古・主・侖の字形

固＝□印＋音符古
枯＝木へん＋音符古
故＝攴印＋音符古
姑＝女＋音符古
箇＝竹＋音符固（古を含む固の字を二次的な音符としたもの）
個＝人＋音符固（同右）

のように、ずらりと並んでくるが、いずれも古という発音をもっている。古というのは、おそらくひからびて固くなった頭蓋骨をひもでぶらさげた姿を描いた象形文字であろう。時には古の形に書いた古代文字もあるにはあるが、甲骨文字からこのかた今日に至るまで、ほとんど同じ形である。してみると、それは骷（頭骨）の原字にあたる。ちなみに、この「古」の下に、人体の足を表す儿印をそえたのが、克という字で、これは頭蓋骨の重さにたえて、両足でがんばって立っているさまである。「克己」「克服」などという克は、重い負担にたえぬくことである。この克という字から逆に類推してみても、古という部分は、頭骨かカブトのごときものであると考えざるをえない。

昔の中国には、祖先や敵の首領の頭蓋骨を保存しておく習慣があったらしい。たとえば紀元前四世紀、戦国時代の晋の国の卿大夫であった智伯と趙襄子とは、恨みかさなる勢力争いの仇敵であった。かつて智伯にいじめられた趙襄子は、ついに智伯を攻め滅ぼしたあげく、智伯の頭蓋骨を乾かして酒器とし、それで酒を飲んではうっぷんをはらしたそうである（『史記』予譲列伝）。そのように乾かした頭蓋骨にせよ、あるいはカブトにせよ、それはコチコチと乾いていて固い。そこで「コ」というコトバの仲間は、すべて「乾いて固い」という意味を含んでいる。

例——

固(こちこちとしてかたい)
枯(木がかわいてかたい)
故(ふるくなり、ひからびて固定している。故事とはふるくなったこと、との意)
姑(ひからびた年長の女性)
箇(かたい個体をなしたもの)
個(同右)

このように、形声文字に話が及ぶと、私どもはさっそく「ことばの仲間」、つまり漢語の中にグループをなして存在する同系の語に視点をすえることとなる。

例をもう一つ追加しよう。主人の主という字は、古くはたんに丶と書いた。じっとひと所に立って燃えている灯心のあかりの姿である。その下に燭台をそえたのが「主」という字であって、下部の王型は、じつは燭台の形である。今日の北京語では、お灯明を炷といい、線香やローソクをじっと立てることも炷というから、この字に主のもとの意味がよく保存されているわけである。さて主を音符として含む字はきわめて多いが、そのどれを見ても、⊥型にじっとひと所に立つ、という基本的な意味が、明白に残っている。

柱＝木＋音符主(⊥型にじっと立つハシラ)
住＝人＋音符主(人が⊥型にじっとひと所に止まっている)
駐＝馬＋音符主(車馬がじっとひと所に止まっている。駐車の駐)
注＝水＋音符主(水さしの口から、柱を立てたように、じっとひと所に水をそそぐ)

さればこそ、主の字自体について述べても、じっとひと所に定住している者を主人・家主などというわけである。お客は他処からブラリとやってきて、一夜だけ足をとめるにすぎないが、主人は⊥型に定着していて動かない。もっ

ともこの系列においては、

主(上古)*tıug→(中古)tʃıu　(日本漢字音)シュ

注(上古)*tıug→(中古)→ṭıu　(日本漢字音)チュウ

(注)　上古漢語(推定音)は、*印をつけて示す。上古・中古の時代区分については、第三章参照。

のように、上古漢語におけるほんのわずかの違いで、日本漢字音の音訳の仕方が異なってきたわけだが、もともと同似の発音であったことは申すまでもない。

第三の例は侖の仲間である。この字の下部は、竹簡や木簡を並べてつないだ形、つまり短冊の冊である。その上部には亼印がふくまれるが、これは合・含などの字の上部と同じで、「あわせて、おさえる。ふたをかぶせる」ことを表している。古代には、簡冊に記録を書きとめたが、そのひも(編という)が切れると、ばらばらになって順序が狂ってしまう。いわゆる「錯簡」である。そうならないように、きちんと体制を整えて合せ、くずれないようにおさえておかなければならない。そのことを表すために「亼十冊」を組合せて侖(ロン・リン)という字が作られた(上古漢語で *luən, *lıuən と発音された)。これを音符としている形声文字を列挙すると、

倫(きちんとそろった人間関係の体系)

輪(車輪がそろって体系をなしたワ)

論(きちんとそろって体系をなしたことば)

淪(きれいにそろって並んだささ波)

のように、さきにのべた基本的な意味が脈々と流れている。ここで注目すべきは、倫—輪—論—淪……などの発音がよく似ていて相互に区別しにくいために、漢字としては、「人べん」「車へん」「言べん」「さん水」などの偏をそえて、目で見て区別できるようにしていることである。偏は、派生語を区別する手段なのである。ところが話し言葉におい

ては、人倫・車輪・言論・淪波のように、「へん」に該当する単語を加えて、二音節語と化して区別するのである。

## 5　ことばの仲間

およそことばの最も本質的な点は、「一定の意味」が、「一定の語音」に結びついているということである。日本語の中では、ヤマという語音があの高く盛りあがったやまを意味し、ミズという語音がさらさらと流れるみずを意味することが、何百年の昔から、社会の習慣としてきめられている。それをどんな文字で代表させようとかまわない。たとえば、日本では、漢字の「山」「水」を借用してヤマ、ミズを書き表そうと、あるいはかな書きにして「やま」「みず」と書こうと、時にはローマ字を用いてyama・mizuと綴ろうと、それは表記上の方便であって、それほど本質的な問題ではない。しかし、ヤマ、ミズという語音が、あの盛りあがったやまと、さらさらと流れるみずとを意味することは、日本語における固い約束であって、いいかげんにそれを崩すことは許されないのである。

この例からも明らかなように、ことばを扱う場合には、まずその「語音」がになっているそれぞれの特定の「意味」を、第一に考えてみる必要があるだろう。

古―固―枯―姑などにおける「コ」

主―柱―住―注などにおける「シュ」「チュウ」「ヂュウ」

倫―輪―論―淪などにおける「リン・ロン」

といった、それぞれの漢語のもつ語音は、おのおの明白な、しかも特色ある意味をになっている。それに対して、漢字はいわば一幅の漫画のようなものであった。かたく乾いたことを表すのに、ガイコツをもってきたり、⊥型にじっと立っていることを表すのに、灯心のあかりの姿を利用したりするのは、漫画家が世間の状景のひとこまを利用して、特定の諷刺を試みるのとほとんど同じである。だから漢字の字形というものは、たしかにおもしろいには違いないが、

じつは表そうとした意味のたんなる影ぼうしにすぎないのである。漢字が俗に「表意文字」だといわれているのに幻惑されて、ひたすら字の形ばかりを問題にして、その漢字の代表する語音と意味とにさして注意を払わなかったのは、今までの大きな欠点であった。日本における漢語や漢字の研究は長い歴史をもっているにもかかわらず、このような根本の問題からして認識を誤っているようでは、まことに心もとない。

それに加えて、奈良、平安朝からこのかた、私たちの祖先は、いちいちの漢語に対して日本語の訳を当てることに苦心してきた。その訳語の固定したものが、いわゆる「訓」である。訓はたしかに便利なものだが、訓にだけとらわれていると、漢語の最も基本的な意味を見失うことが少なくない。

たとえば、主(あるじ)—柱(はしら)—住(す・む)—注(そそ・ぐ)のような訓をいくら並べてみても、主—柱—住—注—駐……ということばの仲間に、「じっとひと所に止まる」という基本義が、一貫して流れていることは、とうてい把握されないであろう。せっかく厳存していることばの仲間が、まったく異なった訓のヴェールにおおわれて、そのエスプリを表に出すことができずにいるのである。

ことばの仲間は、おもに形声文字の系列の中にまざまざとその姿を現示している。しかも漢字のうち、八〇%ほどが形声文字であるから、ちょっと注意してみれば、多くの漢字を分類して、ことばの仲間をぬき出すことは、そうむずかしい作業ではない。もっとも、言語の中には、日本語のハ(葉)とハ(歯)、ネ(根)とネ(音)のように、同音であるのに全く違うという「同音異義」のことばもあるから、漢語においても、古(コ)の系列が二つ、あるいは三つの仲間に分類されることもありうる。

たとえば、沽(値をつけて売る)は、賈(商人)や価(賈)と同系のコトバで、「古」の本義とはなんの関係もない別のグループに属する。けれども、大体において、形声文字の系列というものは、ことばの仲間を見つけるさいの有力な手がかりを提供してくれることは、今までの例によって明らかであろう。

逆にまた文字の上からみると無縁なものが、よそから仲間に介入してくる場合もある。たとえば、

旦(隠れていた太陽が地平上に現れる)

袒(隠れていた肌が外に現れる)

は、明らかに「隠れたものが露見する」という基本義をもっている。ところが、

誕生の誕(腹中に隠れていた胎児が外に現れる)

鶏蛋の蛋(腹中に隠れていて外に現れたタマゴ)

破綻の綻(衣服が破れて、中みが外に現れる)

などは、文字の構成としては「旦」と縁がないけれども、明らかに旦—袒の系列に含まれる仲間である。とくに「誕」は、もと「引き延ばした大げさなことば、ほらふき」という意味であったが、いつの間にかこのグループに介入してきたのである。

漢字は統制のとれたきまりのもとに一時に作られたものではない。太古に文字統一委員会があったわけではないから、同じことばに対し、ある人はA、ある人はB、またある土地ではC、他の土地ではDというように、さまざまな漢字が作られて、それが雑然と集積されて今日に及んでいることもある。そこでことばの仲間は、なにも一種類の形声文字の中だけにしぼられているわけではない。たとえ字がいろいろであっても、その代表する語音が同似であれば、それらが同一の仲間に属する公算がきわめて多いのである。

ごく簡明な例をあげよう。むかしトツ(tʻuət)というコトバは「とび出る」ことを表した。ある男は穴の中からヒョッコリ犬がとび出るさまを念頭において、「穴十犬」を組合せ突(突)という字を考え出した。他の男はもっと簡単に、とび出た姿をそのまま描いて、凸という字を作り出した。突—凸は字形こそ違え、まったく同じ意味のことばを表している。語音が「トツ」であり、意味が「とび出る」ことであるから、もちろん同じ仲間に属している。

また、

布・敷・普(ともに、平らにしきのばすこと)
晋と進(ともに、すすむこと)
延・衍・演(ともに、のびること)
服と伏(ともに、くっつくこと)
順・循・巡(ともに、所定のルートにしたがって行くこと)
系・係・継・繋(ともに、ひもでつなぐこと)

などもいろいろな字体で書かれていても、結局は同じことばの仲間である。だから、降服—降伏、服従—伏従などは、「服」と書いても「伏」と書いても、まずまず同じことである。また順回—巡回はどちらでも大差はないし、順法—循法も同じことであろう。

ことばの仲間の研究は、じつをいうと中国では、ずっと昔から断片的には学者たちの関心を呼んでいた。その最古の例は、紀元後三世紀、後漢の劉熙という人によって書かれた『釈名』という本である。また、北宋の革新派の政治家として名高い王安石は、すでに一二世紀のころに「戔」という音符を含む形声文字の系列は、すべて「小さい、少ない」という意味を含むことを論じている(その著『字説』は、いま他の書に引用された部分しか残っていない)。

銭=金+音符セン(小さいこぜに)
浅=水+音符セン(水が少ない→あさい)
賤=貝(財貨)+音符セン(財貨が少ない→いやしい)
盞=皿(さら)+音符セン(小さい皿)
濺=水+音符セン(小さい水しぶき　賤を二次的な音符として利用した字)

のように、このセンの系列は、まことに明白な「ことばの仲間」をなしている。この考え方の伝統をついだのが、いま私の展開してお見せしているいろいろな説明なのである。

もっとも、私が自信をもってこのような説を展開できるのは、ここ三〇年ほどの間に長足の進歩をとげた古代漢語の音韻論という武器があるおかげであって、明治・大正のころならば、とてもこう大胆な論証は出来なかったであろう。日本の漢字音のうち、いわゆる「呉音」というのは、中国の六、七世紀ごろ、六朝時代の漢語をまねたものだし、いわゆる「漢音」とは、やや降って八、九世紀ごろ、中国の唐の都であった長安の漢語を、遣唐使たちが習いおぼえてきて国内に広めたものである。それぞれにその時代性と地方性とを含んだ漢語の発音なのであるが、いずれも日本人の口に合いやすいように、かなりなまっている。しかもそれらは中古の発音であって、上古の発音ではないから、日本の漢字音で、たまたま同音だからといって、ただちに上古の漢語でも同じだったとはいえない。また反対に、日本の漢字音で少々違っていても、上古の漢語では同似の音であった場合もある。

## 三 漢語の音韻論 ——時代区分——

三〇〇〇年にわたる漢語の変遷を、便宜上つぎの四段階に分けて説明する。

(1) 上古漢語(周—春秋・戦国—秦・漢)。

『詩経』が東周初めに写定されたものと考え、それを起点として先秦の諸子百家の書、屈原の『楚辞』、漢代の辞賦までをおもな資料とする。ほぼ前七世紀—後三世紀。三国、六朝時代が、次期への過渡期にあたる。

(2) 中古漢語(隋・唐)。

『切韻』(六〇一年)および『切韻』系の韻書(その代表は一〇〇八年の『広韻』)に代表される言語。ほぼ六世紀—

一〇世紀。日本の「呉音」は六朝時代末期(おもに南朝の劉宋)の音系を反映する。また日本の漢音は、唐代の長安語の音系を反映している。唐のあとの五代が、次期への過渡期となる。

(3) 中世漢語(宋・元・明)。

『中原音韻』(周徳清、一三二四年)は、今日の北方共通語の体系の輪郭が成立したことをもの語る。『西儒耳目資』(金尼閣(ニコラス・トリゴール)、一六二六年)は明末の北方中国語をローマ字で表記しており、この両者は同種の体系に属する。濁音と清音とを区別せず、かつ入声(にっしょう)がない。これに対して『古今韻会挙要』(熊忠、一二九七年)と、蒙古のパスパ文字で表記した『蒙古字韻』(朱宗文、一三〇八年)は、江南共通語の体系を表したもので、清音と濁音とを区別し、かつ入声がある。日本の「唐宋音」は、このような江南語の体系を反映している。『洪武正韻』(一三七五年)はその後をつぐ韻書である。明末清初の戦乱の時代が、次期への過渡期となる。

(4) 近世漢語(清(しん)代)。

明末の『重訂司馬温公等韻図経』(徐孝、一六〇六年)は、『中原音韻』や『西儒耳目資』に比べて、いっそう現代北方語(北京語を中心とする共通語)の体系に近く、そり舌音が発達する。清初の『団音正考』(烏札拉文通)に至っては、kiやhiが口蓋化してチイ・シイとなることを表しており、北京語音系の枠組みがほぼ乾隆時代に成立したことをもの語る。

全体として、昔は複雑であった音韻体系(音系と略称)が、中古→中世→近世と下るにしたがって簡素化する。現代語の大方言区は(1)北方語(東北・華北・華中・西北および四川・雲南・貴州・広西)、(2)呉方言(蘇州・上海を含む江南地方)、(3)閩(びん)方言(福建)、(4)粤(えつ)方言(広東)、(5)客方言(福建、江西、広東、湖南各省の山地)、(6)湘方言(湖南)の六つであるが、中でも北方語の中核をなす北京語の音系が最も簡素であり、今日の共通語(普通話(プウトンホア)という)の規準となっている。呉方言においては、中古漢語にあった清音と濁音との区別が残っている。粤(えつ)方言においては、中古漢語にあ

った入声(-p -t -k などのつまり音節)が完全に残っており、閩方言と客方言には、入声が一部分だけ残っている。しかしいずれも、中古漢語ふうの清濁の区別は消えている。

中古漢語においては、平声・上声・去声・入声という四声調があった。入声以外の他の三声は、→↗↘などの音調高低の波型の区別であった。唐代中期の平上去三者の型は、日本に伝わる声明の唱え方や、悉曇学の書の説明から、その一端をうかがうことができるが、声調の型よりもむしろその類別のほうがたいせつである。それを「調類」という。唐代中期以降、都の長安においては濁音声母がしだいに清音と合流するが、一般に濁音音節は初めの調子が低く、清音音節は初音が高いため、同じ平声の語にしても、旧濁音系(陽調という)と旧清音系(陰調という)の調型が違ってきた。そこで、旧来の四調類はまず八調類に変化する。

| 旧調類 | 陰 | 陽 |
|---|---|---|
| 旧平声 | 陰平声 | 陽平声 |
| 旧上声 | 陰上声 | 陽上声 |
| 旧去声 | 陰去声 | 陽去声 |
| 旧入声 | 陰入声 | 陽入声 |

北宋の『皇極経世書声音図』(邵雍)にはそのもようが記されている。そして元代の『中原音韻』に至って、表1に示すような合流がおこって、今日の北京語の四声(陰平・陽平・上声・去声)の体系の基本ができあがった。今日の粤語の九声(基本的には八声)、閩語の七声、呉語の六声などは、いずれも唐末北宋の八声の調類と対比して、その分合の跡をたしかめることができる。

中国語の音節は、まず「声母」と「韻母」とに分けられる。官 kuan・良 liaŋ において、k と l は声母であり、uan と iaŋ は韻母である。韻母をさらに細かく「介音+核母音(主母音とも)+韻尾」に分ける(表2)。それを I M V F (イニシアル・メディアル・ヴァウウェル・ファイナル)と略記する。この全体に、さらに声調(トーン)がかぶさっているので、音節(=Sシラブル)は、S=IMVF/T という構造からなりたっている。

**表 1　広東語(粤方言)の 9 声**

| 広韻の声母＼広韻声調 | 平 | 上 | 去 | 入 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 全清 ptk など | 陰 ˥˧ 平 | 陰 ˧˥ 上 | 陰 ˧ 去 | 陰入 | ˥ |
| 次清 p't'k' など | | | | | ˧ |
| 次濁 mnly など | 陽 ˨˩ 平 | 陽 ˩˧ 上 | 陽 ˩˧ 去 | 陽 ˧ 入 | |
| 全濁 bdg など | | | | | |

『中原音韻』(元代)の 4 声

| 陰平 | 上 | 去 | 上 |
|---|---|---|---|
| 陽平 | | | 去 |
| | | | 陽平 |

注：入声は消滅して他の三声の中に分かれて入った.

『皇極経世書声音図』(北宋)の 8 声

| 陰平 | 陰上 | 陰去 | 陰入 |
|---|---|---|---|
| 陽平 | 陽上 | 陽去 | 陽入 |

北京語の 4 声

| 陰平 | 上 | 去 | 各声に分入 |
|---|---|---|---|
| 陽平 | | | 去 |
| | | | 陽平 |

注：『中原音韻』とほぼ同じ．ただし旧入声清音の分入の仕方は不規則．

悉曇家の 6 声の体系

**表 2　中国語の音節**

| | 声母 | 韻母 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 介音 | 核母音 | 韻尾 |
| 官 | k | u | a | n |
| 良 | l | ɪ | a | ŋ |
| | I | M | V | F |

次に本書で用いる記号を九二ページ図14に示しておく。

ついでに、中国の音韻論で使う若干の用語を、あらかじめ説明しておこう。今日の北京語を例にとると、同じ主母韻を核とする音節に、次の四種がある。例、

〈開口〉　〈合口〉　〈斉歯〉　〈撮口〉
勒 /lə/　洛 /luə/　列 /liə/　略 /lüə/
三 /san/　酸 /suan/　先 /şian/　宣 /şüan/

介音のないのを「開口呼」、介音 u を含むのを「合口呼」、介音 i（または弱 ɪ）を含むのを「斉歯呼」と呼ぶ。介音 ü は「i＋u」(または ɪ＋u）の合体したもので、これを含むのを「撮口呼」と呼ぶ。介音 i（ɪ）を含む「斉歯呼」のことばは、日本漢字音では居 kio→キョ、薑 kiang→キャウのように、ひねった

**図 14　音声記号の一覧表**

{ i は，前舌的で，音色のはっきりしたイ介音.
{ ɪ は，中舌的で，あいまいなイ介音.

**子音(声母)**

そり舌音 tʂ, tʂʻ, dʐ, ʂ, ʐ→tṣ, tṣʻ, dẓ, ṣ, r
に簡単化して表す.

舌面音 ȶɕ, ȶɕʻ, ȡʑ, ɕ, ʑ→tš, tšʻ, dž, š, ž に
簡単化して表す.

h の濁音→ɦ

{ y は，舌面が平らに上あごに接した半母音.
{ ɥ は，舌葉の中央がくぼんで上あごに接
した半母音.

〔 〕は，音声記号.

／／は，音韻記号.

発音に音訳されるので、日本ではこれを「拗音(よう)」といい、これに対して開口呼は古 ko→コ、剛 kang→カウ(→コウ)のように、ひねらずに音訳されるので「直音」という。ちなみに、漢語のイ類の介音は、上古から中古、そして『蒙古字韻』に代表される南宋ごろまで、強い i と弱い ɪ の両者があったが、『中原音韻』からあと(元代以降)には、その区別がない。今日では、開口・合口・斉歯・撮口の四種の型におさまるが、中古漢語は斉歯呼に強弱二種、撮口呼にも強弱の二種があった。なお、撮口呼のことを、斉歯呼のうちの「合口」と略称することがある。

音韻論は、ある時代(ある地方)の言語音の体系を断面として切りとって示すものである。そこで上古—中古—中世—近世の四段に切って、おのおの代表的な資料をもとに断面図を描き出し、その体系と体系とを比較すると、音系推移の大勢(便宜上、↓で示す)を見てとることができる。個別の部分を取上げても意味がない。順序として、中古漢語(隋唐漢語)の体系をまず明らかにし、それと中世の体系を比べ、またそれと上古の体系を比べてみるのが便利であろ

う。

## 四　中古(隋唐)漢語の音系

### 1　韻書

『切韻』(六〇一年、隋の陸法言ら著)は、隋王朝が南北朝の分裂に終止符を打った頃に編集された。三国・六朝時代に仏典の翻訳が発展するにつれて、おのずと他国の言語と漢語との差が浮き彫りにされ、漢語独特の字音の構成(声母＋韻母からなる)や声調などが人びとに意識されるようになった。梵語については、音素を示す字母表があるが、漢語には固有の音素文字がなく、つねに声母＋韻母がくっついて字音を組立てている。そこである字音を表すには、東＝徳紅反(または徳紅切)という形をとり、徳 tək によって声母の t を表し、紅 ɦuŋ によって韻母の uŋ を表し、両者をつないで東＝tuŋ トゥングという字音を表す方法が考案された。これを「反切法」という。反切の上字は声母だけ、反切の下字は韻母だけを表すのである。この方法は、遠く後漢の末、応劭に始まると伝えられるが、六朝末期になると、反切法を用いて古典の音義を注釈した『経典釈文』(陳の陸徳明)が作られ、発音字典としては『切韻』が編集された。『切韻』は多くの写本となって唐代に伝わり(王仁昫の『刊謬補欠切韻』など)、また『唐韻』(孫愐)と名を改めた。当時の科挙の試験において、それが詩の押韻の手本とされたために不動の座を占め、北宋の初めには『広韻』(一〇〇八年、勅選)と改称して、それまでの異本を勘合し、収録字数をふやした。『切韻』は一九三韻、『広韻』は二〇六韻であるが、韻目のたて方に精粗の違いがあるだけで、全体の体系は同じである。

『切韻』『広韻』とも、まず上平声・下平声(平声は字数が多いために上下二巻に分けた)・上声・去声・入声の五

巻に分かれる。そして表3に示すごとく、『広韻』では平上去入の各韻の形が対応するように順序づけて配列してある。平声の第一、東韻を例にとると、東＝徳紅切一七と音を示し、東・菄・鶇など、同音の一七字を並べて各字に簡単な注解をつけてある。次に○印を置いて同＝徒紅切四五と音を示し、同・仝・童など同音の四五字を並べている。

四声配合表

| | 平 | 上 | 去 | 入 |
|---|---|---|---|---|
| 1(33) | 先 開en(唐末 ien) 合uen(唐末 iuen) | 銑 | 霰 | 16 屑 開et(唐末 iet) 合uet(唐末 iuet) |
| 2(34) | 仙 開ɪɛn iɛn 合ɪuɛn iuɛn | 獮 | 線 | 17 薛 開ɪɛt iɛt 合ɪuɛt iuɛt |
| 3(35) | 蕭 eu(唐末 ieu) | 篠 | 嘯 | |
| 4(36) | 宵 ɪɛu iɛu | 小 | 笑 | |
| 5(37) | 肴 ău | 巧 | 効 | |
| 6(38) | 豪 au | 皓 | 号 | |
| 7(39) | 歌(開)a | 哿 | 箇 | |
| 8(40) | 戈(合)ua | 果 | 過 | |
| 9(41) | 麻 開ă ɪă iă 合uă ɪuă | 馬 | 禡 | |
| 10(42) | 陽 開ɪaŋ iaŋ 合ɪuaŋ | 養 | 漾 | 18 薬 開ɪak iak 合ɪuak |
| 11(43) | 唐 開aŋ 合uaŋ | 蕩 | 宕 | 19 鐸 開ak 合uak |
| 12(44) | 庚 開ʌŋ ɪʌŋ 合uʌŋ ɪuʌŋ | 梗 | 映〔敬〕 | 20 陌 開ʌk ɪʌk 合uʌk ɪuʌk |
| 13(45) | 耕 開ɛŋ 合uɛŋ | 耿 | 諍 | 21 麦 開ɛk 合uɛk |
| 14(46) | 清 開ɪɛŋ iɛŋ 合ɪuɛŋ iuɛŋ | 静 | 勁 | 22 昔 開ɪɛk iɛk 合ɪuɛk iuɛk |
| 15(47) | 青 開eŋ(唐末 ieŋ) 合ueŋ(唐末 iueŋ) | 迥 | 径 | 23 錫 開ek(唐末 iek) 合uek(唐末iuek) |
| 16(48) | 蒸(開)ɪəŋ iəŋ | 拯 | 証 | 24 職 開ɪək iək 合ɪuək |
| 17(49) | 登 開əŋ 合uəŋ | 等 | 嶝 | 25 徳 開ək 合uək |
| 18(50) | 尤 ɪəu iəu | 有 | 宥 | |
| 19(51) | 侯 əu | 厚 | 候 | |
| 20(52) | 幽 iə̆u | 黝 | 幼 | |
| 21(53) | 侵 ɪəm iəm | 寝 | 沁 | 26 緝 ɪəp iəp |
| 22(54) | 覃 əm | 感 | 勘 | 27 合 əp |
| 23(55) | 談 am | 敢 | 闞 | 28 盍 ap |
| 24(56) | 塩 ɪɛm iɛm | 琰 | 豔 | 29 葉 ɪɛp iɛp |
| 25(57) | 添 em(唐末 iem) | 忝 | 㮇 | 30 帖 ep(唐末 iep) |
| 26(58) | 咸 ʌm | 豏 | 陥 | 31 洽 ʌp |
| 27(59) | 銜 ăm | 檻 | 鑑 | 32 狎 ăp |
| 28(60) | 厳 ɪʌm | 儼 | 釅 | 33 業 ɪʌp |
| 29(61) | 凡 ɪ(u)ʌm(唇音) | 范 | 梵 | 34 乏 ɪ(u)ʌp(唇音) |

**表 3 『広韻』の韻目と**

| | 平 | 上 | 去 | 入 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 東 uŋ<br>ɪuŋ iuŋ | 董 | 送 | 1 屋 uk<br>ɪuk iuk |
| 2 | 冬 oŋ | 腫 | 宋 | 2 沃 ok |
| 3 | 鐘 ɪoŋ ioŋ | 腫 | 用 | 3 燭 ɪok iok |
| 4 | 江 ɔŋ | 講 | 絳 | 4 覚 ɔk |
| 5 | 支(開ɪĕ iĕ<br>合ɪuĕ iuĕ | 紙 | 寘 | |
| 6 | 脂(開ɪi ii<br>合ɪui iui | 旨 | 至 | |
| 7 | 之 ɪĕi iə̆i | 止 | 志 | |
| 8 | 微(開ɪəi<br>合ɪuəi | 尾 | 未 | |
| 9 | 魚 ɪo io | 語 | 御 | |
| 10 | 虞 ɪu iu | 麌 | 遇 | |
| 11 | 模 o | 姥 | 暮 | |
| 12 | 斉(開ei(唐末iei)<br>合uei(唐末iuei) | 薺 | 霽 | |
| 13 | (開ɪuɛi iuɛi<br>合ɪɛɪ iɛɪ | | 祭 | |
| 14 | (開ai<br>合uai | | 泰 | |
| 15 | 佳(開ăi<br>合uăi | 蟹 | 卦 | |
| 16 | 皆(開ʌi<br>合uʌi | 駭 | 怪 | |
| 17 | (開ɐi<br>合uɐi | | 夬 | |
| 18 | 灰(合)uəi | 賄 | 隊 | |
| 19 | 咍(開)əi | 海 | 代 | |
| 20 | (開ɪʌi<br>合ɪuʌi | | 廃 | |
| 21 | 真(開)ɪĕn iĕn | 軫 | 震 | 5 質(開) ɪĕt iĕt |
| 22 | 諄(合)ɪuĕn iuĕn | 準 | 稕 | 6術(合)ɪuĕt iuĕt |
| 23 | 臻 ɛn | 軫 | 震 | 7 櫛 ɛt |
| 24 | 文(合)ɪuən | 吻 | 問 | 8 物(合) ɪuət |
| 25 | 欣〔殷〕(開)ɪən | 隠 | 焮 | 9 迄(開) ɪət |
| 26 | 元(開ɪʌn<br>合ɪuʌn | 阮 | 願 | 10 月(開ɪʌt<br>合iuʌt |
| 27 | 魂(合)uən | 混 | 慁 | 11 没(合uət<br>開ət |
| 28 | 痕(開)ən | 很 | 恨 | 没 |
| 29 | 寒(開)an | 旱 | 翰 | 12 曷(開) at |
| 30 | 桓(合)uan | 緩 | 換 | 13 末(合)uat |
| 31 | 刪(開ăn<br>合uăn | 潸 | 諫 | 14 鎋(開ăt<br>合uăt |
| 32 | 山(開ʌn<br>合uʌn | 産 | 襉 | 15 黠(開ʌt<br>合uʌt |

(注1) 入声14鎋と15黠とは、『広韻』が順序を誤っているので訂正した。

(注2) 入声(入類とも)とは、-t -k -p に終る促音音節のこと。

(注3) -n -ŋ -m に終る鼻音韻尾の音節を「陽類」と呼び、陽類と入声とは、東～屋、真～質、侵～緝のように、同じ核母音を持つものどうしを対応させてある。そのさい、-ŋ～-k、-n～-t、-m～-p があい対応する。

(注4) 表中{は同用を示す。「同用」とは、唐代～北宋のころの作詩にあたって、音色が似ているので「区別しないでよい」と許容された韻目。なお、皇帝の名を避けて韻の名を変えた版本がある。それを〔 〕で示す。

この様式によってすべて二万六一九四字を収録した。参考のため、各韻の発音を記入しておく。なお『広韻』は、平上去入の各声別に韻の番号をつけているが、表3では平上去の三声を合せて一連番号で統一した。以下この新しい番号によって述べていく。

『広韻』をみると、5支、6脂、8微各韻のように開口と合口とを同じ韻の中に含めることもあり、18灰(合)～19咍(開)や24文(合)～25欣(開)のように、別の韻として分けた場合もある。それ故に『広韻』の二〇六韻という韻目は厳密な分け方ではない。韻の音色をもっと細密に分けると三〇〇種を越える。それを「小韻」と呼ぶ。小韻の分析は、清末の陳澧(れい)が『切韻考外篇』において、いちいちの反切を分類整理することによって始められた。

## 2 反切系連法

『広韻』の反切全部を丹念に分類すると、「小韻」の数も「声母」の種類もわかってくる。その分類整理に役立つのが「反切系連法」である。まず声母のほうから説明しよう。いま『広韻』の反切から、次の例を拾いあげる。

A　(1)東＝徳紅の切。(2)徳＝多則の切。(3)多＝得何の切。(4)徳と得とは、『広韻』で同音。

B　(1)冬＝都宗切。当＝都郎切。都＝当孤切。

まず(A)組の四つのデータから、東＝徳＝多＝得がつながり、(B)組の三つのデータから、冬＝都＝当がつながってくる。さらに『広韻』の平声凍の字の条に「徳紅の切。又都貢切」と注してあるが、去声の凍の字の箇所を見ると「多貢切」と書いてある。さきに「又(また)の音」と言っている「都貢切」とは、まさにこの「多貢切」をさしているわけだ。そこで都と多は同じ声母を表すことがわかり、けっきょくA組とB組の全部が、同じ声母(つまり/t/)を表すことが判明する。このように、できるかぎりの方法を用いて、系連させていくと、『広韻』の反切上字はなべて三七類となる。これが隋唐時代の漢語の声母(語頭子音)の全種類である。もっともこれだけでは分類の枠は判明しても、いちいちの

声母がどんな発音であるのかは、まだ明白でない。それには「三六字母」や『韻鏡』と対照させる必要があるが、参考のため、あらかじめ各声母の発音を記入して、反切上字の一覧表を示してみよう(表4)。

ところで、「反切」はもと学習者が口で唱えて、二字の間の不用な音を省略しつつ繰返して、徳紅→東という字音を会得したものである。そこで直音(介音ɪ・iを含まない)と拗音(介音ɪ・iを含む)の反切を比べると、おのずと反切上字の使い方が違ってくる。

直音(たとえば模韻o)の例——孤=古胡切、吾=五乎切。

拗音(たとえば魚韻ɪo・io)の例——居=九魚切、魚=語居切。

孤は直音なので/k/を表すのに古(ko)という直音の字を使うが、居は拗音なので、同じく/k/を表すにしても拗音の九(kɪəu)を使うのが順当である。そこで反切系連法を用いて声母の分類を行なった結果、p類(唇音)・k類(牙音)・h類(喉音)・ts類(歯頭音)などに、直拗二種類がおのずと分かれて出てきた。表4には、各声母について、いちおう直音の反切に使われるものと拗音の反切に使われるものを分けて示してある。ただし音韻論においては、この両類を区別するには及ばない。たとえば「古・公(以上直音)、居・九(以上拗音)」を反切上字とした字は、すべて/k/を語頭子音とする(干=古寒切、傀=公回の切、建=居万の切、居=九魚の切など)。中古漢語の字音の声母が何であるかを見るには、この表が役に立つ。もっとも、同じ/m/を表すのに、反切では「莫・模・武」など一七字もが反切上字として使われている。これは厄介には違いないが、じつは表の中で、莫・武のように傍線を付したものだけが、五回以上反切に使われている常用字であり、傍線のないのは一、二回出てくるだけであるから、—線づきの字を覚えておけば、たいていの場合、声母を見分ける用は足りるはずである。

日本の漢字音はかなり声母を訛って訳しているから、それだけを頼りにして漢語の発音を想像するのはむりである。とくに著しい訛りは、次(九九ページ)の場合である。

## 表4 反切上字の表

| No. | 音 | 反切上字 |
| --- | --- | --- |
| 1 | (k) | 直音。古公過各格兼姑佳乖。以下拗音。詭居挙九俱紀几規吉 |
| 2 | (k') | 〔kのイキの出た音(有気音)〕直音。苦口康枯空恪牽謙楷客可。以下拗音。去丘区墟起駆羌綺欽傾窺詰袪豈曲卿弃乞 |
| 3 | (g) | 拗音。渠其巨求奇曁臼衢強具跪狂 |
| 4 | (ŋ) | 直音。五吾研俄。以下拗音。疑擬魚語牛宜虞愚遇危 |
| 5 | (h) | 直音。呼火荒虎海呵馨花。以下拗音。許虚香況興休喜朽羲 |
| 6 | (ɦ) | 〔hの濁音で、喉鳴りをさせる音〕直音。胡戸下侯何黄乎獲懐 |
| 7 | (・) | 〔のどをしめてカラ咳をする時の音〕直音。烏安烟鷖愛哀握。以下拗音。委乙一於衣伊央紆憶依憂謁挹 |
| 8 | (y) | 拗音。以羊余餘与弋夷予羪営移悦 |
| 9 | ɥ | 拗音。于王雨為羽云永有雲筠遠韋洧栄 |
| 10 | (t) | 直音。都丁多当徳得冬 |
| 11 | (t') | 直音。他吐土託湯天通台 |
| 12 | (d) | 直音。徒杜特度唐同陀堂田 |
| 13 | (n) | 直音。奴乃那諾内嬭 |
| 14 | (l) | 直音。盧郎落魯来洛勒頼。以下拗音。力林呂良離里練 |
| 15 | (ṭ) | 〔tの舌の尖をそらせた音(そり舌音)〕陟竹知張中猪徴追卓珍 |
| 16 | (ṭ') | 丑敕恥癡楮褚抽 |
| 17 | (ḍ) | 直除丈宅持柱池遅治場佇馳 |
| 18 | (ṇ) | 女尼拏穠 |
| 19 | (ts) | 直音。作則祖臧。以下拗音。借子即将姊資遵玆酔 |
| 20 | (ts') | 直音。倉千蒼麤(=粗)采青麁。以下拗音。七此親遷取雌 |
| 21 | (dz) | 直音。昨徂才在蔵。以下拗音。前疾慈秦自漸匠情 |
| 22 | (s) | 直音。蘇先桑素速。以下拗音。息相私思斯胥雖辛須写悉司 |
| 23 | (z) | 拗音。徐似祥辞詳寺随旬夕 |
| 24 | (tṣ) | 〔tsの舌の尖をそらせた音(そり舌音)〕側荘阻鄒簪仄争 |
| 25 | (tṣ') | 初楚測叉芻廁創瘡 |
| 26 | (dẓ) | 士仕鋤鉏牀査雛助豺崇崱俟 |
| 27 | (ṣ) | 所山疎色数砂沙疏生史 |
| 28 | (tʃ) | 〔英語の教会churchのchの音〕之職章諸旨脂止征正占支煮 |
| 29 | (tʃ') | 昌尺充赤処叱 |
| 30 | (dʒ) | 〔英語の裁判官judgeの終わりの音〕食神実乗 |
| 31 | (ʃ) | 〔英語のshirtのshの音〕式書失舒施傷識賞詩始試矢 |
| 32 | (ʒ) | 〔英語のvisionのsiの音〕時常市是承視署氏殊寔臣殖植嘗蜀成 |
| 33 | (ř) | 〔舌の尖をわずかにそらせ、舌面を上あごに近づけて摩擦させた音。ジを発音しつつ、少し舌の尖をそらせるとよい〕而如人汝仍児耳儒 |
| 34 | (p) | 直音。博北布補辺伯百巴。以下拗音。方甫府必彼卑兵陂并分筆畀鄙封晡 |
| 35 | (p') | 直音。普滂。以下拗音。匹譬芳敷撫孚披丕妃峯払 |
| 36 | (b) | 直音。蒲薄傍步部白裴捕。以下拗音。符扶房皮毗防平婢便附縛浮馮父弼苻 |
| 37 | (m) | 直音。莫模謨摸。以下拗音。母武亡弥無文眉靡明美綿巫望 |

諸 章魚の切 tʃio　　且 子魚の切 tsio　　沮 側魚の切 tʂɪo
　　　　　　　　　　疽 七魚の切 ts'io
書 傷魚の切 ʃio　　胥 相居の切 sio　　疏 所沮の切 ʂɪo

これらは反切を頼りにして考えると、ローマ字で示したように声母が少しずつ違う。（ともに魚韻に属するから、韻母は同じである）ところが日本の漢字音（旧字音カナで示す）では、すべて「ショ」と訳してしまうのだ。また、

(k) 古・公・居・挙　(k') 苦・口・去・丘　(h) 呼・火・許・虚
(ɦ) 胡・戸・下・侯　(g) 渠・巨・其

のように、漢語でずいぶんと違う声母（k k' h ɦ g など）が、日本の漢音では全部カ行に統一され、同じように訳音されてしまう。日本の漢音は、隋・唐の漢語の「韻母」を考えるには、かなり有力な手がかりを供してくれる。だが、「声母」を考えるにはあまり役には立たないし、少し厳密なことばの議論でもしようというときには、頼りにはならない。

次に、「反切系連法」によって、『広韻』の韻目だけではわからない「小韻」（これが実際の韻母区分である）を見出す方法を紹介する。まず東韻には二つの小韻がある。それは反切下字が、

A　公＝古紅切。空＝苦紅切。紅＝戸公切など。
B　宮＝居戎切。穹＝去宮切。戎＝如融切。融＝以戎切など。

のように、A、Bの二類に分かれることによって判明する。Aは uŋ ウング、Bは iuŋ イウングであって、日本の漢音でも公（直音）〜宮（拗音）のように区別している。それに対応する入声の尾韻においても穀〜菊、速〜粛のように uk と iuk の直拗二類の韻母を含むことが「反切系連法」によって判明する。

文韻の場合はもっとややこしく、じっさいは次の四つの「小韻」に分かれてくる。

| | | (k) | (k') | (g) |
|---|---|---|---|---|
| ɪě | A | 羈＝居宜切 | 攲＝去奇切 | 奇＝渠羈切 |
| iě | B | | | 祇＝巨支切 |
| ɪuě | C | 嬀＝居為切 | 虧＝去為切 | |
| iuě | D | 規＝居随切 | 闚＝去随切 | |

『広韻』では支韻という名で統一しているが、じつはɪě iě ɪuě iuěの四つの小韻を含むのである。

もっとも反切下字の分類は、系連法だけでは処理できないこともある。この支韻の例においても、随＝旬為切とあるのを機械的にC類の反切下字の「為」につなぐと、C類とD類は区別されなくなってしまう。しかし『広韻』で嬀と規とを明白に別の音として区別しているのだから、同音であるはずがない。そこで思いきってこれを別の小韻と見なすのである。また、隋唐時代の唇音は、唇を丸めて発音される傾向があったらしい。『広韻』の鐸韻では、

A　各＝古落切。　落＝盧各切。

B　郭＝古博切。　博＝補各切。

のように、A、B二つの小韻が分かれそうに見えるが、博pakの反切が各を反切下字とするために、系連法を機械的に用いると、A、B両類がつながってしまう。しかし、郭＝古博切の博はakではなくて、じつはuakという合口の韻母を表したのに違いない。であってこそ、各kak〜郭kuakが区別されるのである。

「反切系連法」だけではわからない点を補い、また各声母、韻母のじっさいの発音推定に役立つのは、次にのべる「韻図」であるが、その前に、反切系連法の生み出した副産物があることに触れておこう。『広韻』の斉、蕭および先〜屑、青〜錫、添〜帖などの各韻は、いかにも拗音韻らしく見える。たとえば先韻は拗音の仙韻と酷似し、青韻は拗音の清韻そっくりである。しかし反切上字を調べてみると、

先韻の堅＝古賢の切↕仙韻の甄＝居延の切
青韻の経＝古霊の切↕清韻の軽＝去盈の切

のように、先韻や青韻では、直音の古を反切上字に使っているのに、仙韻・清韻では、拗音の居や去を反切上字に用いている。これからみると隋や唐の初期には、前者は直音の韻(たとえば斉 ei・蕭 eu・先 en・青 eŋ・添 em)であって、iei, ieu, ien(iet), ieŋ(iek), iem(iep)などの拗音(唐代末に至って拗音となった)ではなかったことが判明する。

また皆・佳・刪・山・庚・耕・銜・咸など、韻図において「二等欄」に配置される諸韻もまた直音であることが、反切上字から判明する。たとえば佳＝古膎の切(佳韻)、皆＝古諧の切(皆韻)、姦＝古顔の切(刪韻)、間＝古閑の切(山韻)のように、/k/を表すには直音字の古を用いて居や九などの拗音字を使わない。これは韻母の発音を推定するさい、おおいに参考になる。

## 3 三六字母と三七声母

反切では、同じ/t/を表すのに都・多・徳・当……などさまざまな反切上字を混用していて繁雑である。もし特定の代表字を定めて、/t/にはこの字を、/k/にはその字を当てるときめれば、何かと便利であろう。誰しも考えそうなこの手段は、唐末の僧守温によって始められていたが、宋代にはいると「三六字母」として形を整え、多くの韻図の付録となって登場した。いな韻図そのものが、暗に字母表を踏み台にして成立したといってもよい。表5-a・bにそれを示すが、字母表にはさらに、発音の部位によって、唇音・牙音(つまり舌根音)・喉音・舌音(舌尖や舌面を使う破裂音)・歯音(舌尖や舌面を使う破擦音や摩擦音)および半舌音(lをさす)・半歯音(ř をさす)の七類を分けて注記してある。また、声が出るか出ないか、息が出るかどうかなどによって、全清音(p t k など)・次清音(p' t' k' などの有気音)・全濁音(b d g など)・次濁音(m n ŋ l ř y ɥ など、有声音だが、破裂を伴わない鼻音・流音・半母音の

仲間)の四種の枠を設けている。字母表に注記されたこれらの名称は、解明の手がかりを与えてくれる。たとえば唇音について、全清音といえば、/p/、次清音といえば/pʻ/、全濁音とは/b/、次濁音とは/m/であることは、その名称からして容易に推定される。北京語(濁音は消えている)や上海語(濁音が残っている)によって確めてみても、右の推定に不都合はない。また、三六字母では、舌音を「舌頭音」と「舌上音」に分けている。「舌頭」という名からみて、前者が/t/tʻ/d/n/であることは間違いない。「舌上音」がなんであるかは問題だが、それは仏典に現れるサンスクリットのそり舌音のṭ類を音訳するのに使われる。とくに玄奘(六〇二—六六四)とその弟子玄応の『玄応音義』、慧琳(七八四—八〇七)の『一切経音義』では、その傾向が明白だという(水谷真成「上中古の間における音韻史上の諸問題」中国文化叢書1『言語』大修館、一九六七年)。そこで隋唐の舌上音は、ṭ ṭʻ ḍ ṇ であろうと推定される。牙音がk kʻ g ŋ であることも、隋唐の日本漢字音や現代諸方言と照合して断定できる。

厄介なのは歯音(その中に「歯頭音」と「正歯音」を含む)である。「舌頭音」という名称が舌尖の破裂音を意味したように、「歯頭音」というのも、舌尖と前歯の先端とで調音される音を示す名称であろう。そこで全清ts・次清tsʻ・全濁dz・清s・濁zであると推定することは、まず異論がなかろう。「歯音」という名称は、破裂音ではなくて、破擦音と摩擦音を意味するわけだが、その仲間にさらに「正歯音」がある。カールグレン(B. Karlgren)以来、この仲間は舌面で調音される照(tš)・穿(tšʻ)・神(dž)・審(š)・禅(ž)だと見なされてきた(『中国音韻学研究』趙元任・李方桂訳。一九三六原序。商務印書館、一九四八刊)。この正歯音声母は拗音韻にしか現れないので、介音のɪ iにつながる「舌面的」な発音であることは是認されるが、『韻鏡』の図式では、介音ɪをもつ「三等の欄」に配置され、介音iをもつ「四等の欄」には出てこない(三等・四等については、一〇八ページ以下参照)。しかも明末・清初の北方語では、これらがいっせいに「そり舌音」と化して、今日の北京語ローマ字綴りのzh(tṣ)・ch(tṣʻ)・sh(ṣ)などの仲間を構成する。そこで隋唐の頃の発音としては、純粋の舌面音とみなすよりは、むしろ照(tʃ)・穿(tʃʻ)・神(dʒ)・審(ʃ)・

禅(ʒ)であると推定したほうがよい。このような「舌葉音」は、「舌面音」と「そり舌音」の中間に位するのみならず、そのわたり音はあいまいなɪであって、まさに『韻鏡』の三等欄(介音ɪを含む)に配置されるにふさわしい。なお、三六字母では歯上音(そり舌音)を正歯音の中に含めていて、荘(tʂ)・初(tʂ')・牀(dʐ)・疏(ʂ)の四字母を立ててはいないが、反切系連法を使うと、明らかにこの四者が正歯音とは別の声母として浮き出てくる。とくに疏(ʂ)の類に属する字は、サンスクリットのそり舌音ṣを訳するために、仏典の中でよく使われているから(たとえば vaṣpa＝婆渋波、aṣvajit＝阿湿波誓―水谷真成、前掲論文)、これらを「そり舌音」だと考えてよい。

次に、「全清」「清」と注記してあるのは、すべて無声音の p t k ts s などであるから、喉音の清音は h であり、喉音の濁音は ɦ である。この ɦ は直音の韻にしか現れず、拗音韻には于母(ɥ)と喩母(y)とが現れて、それらはいわゆる「補い合う分布」を示している。しかも于母は三等の拗音(介音は ɪ)に、喩母は四等の拗音(介音は i)に領域を分けて現れるが、その音色が酷似しているので、三六字母では両者を「喩母」という名で合体させている。しかし反切系連法によると、「于母」が独立した組として浮かびあがる。だから ɦ が ɪ の前に立つとき ɦɪ→ɥ(于母)となり、介音 i の前にあるとき ɦi→y(喩母)となると考えるのが適切であろう。(喩母は別に di→yi となったケースを含む。)

最後に三六字母の「半舌音」来母が l であることは、日本漢字音からみても、今の北京語や広東語から推しても疑う余地がない。「半歯音」日母は、その名の示すように「歯音」の仲間であろうし、また『韻鏡』では三等拗音韻にのみ現れるから、正歯音の ʒ(濁音)に似た発音に相違ない。この声母を持つのは、日(呉音ニチ、漢音ジツ)・児(呉音ニ、漢音ジ)・人(呉音ニン、漢音ジン)・然(呉音ネン、漢音ゼン)などの字音で、古くは n と縁が深かったことが明らかなので、カールグレンは ńʑ という舌面音をこれに当てた(『中国音韻学研究』)。じつは六朝から隋唐にかけて、人 ńiĕn→ńʑiĕn(ニン→ジン)と変化し、六朝音をまねた呉音ではニン、隋唐音を輸入した漢音ではジンと訳した、というのが真相であり、カールグレンの推定は当たらない。この声母は今日の北京語のそり舌音 r の祖先に当たるので、隋

**表 5-a　隋唐漢語の声母表**

| 清濁区分＼発音部位 | 一、唇音 重唇音 | 一、唇音 軽唇音 | 二、牙音 | 三、喉音 | 四、舌音 舌頭音 | 四、舌音 舌上音 | 五、歯音 歯頭音 | 五、歯音 正歯音 | （備考）不足する五字母 歯上音 | （備考）不足する五字母 喉音 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全清 | 幇 p | 非 f | 見 k | 影 ・ | 端 t | 知 ṭ | 精 ts | 照 tʃ | 荘 tṣ | |
| 次清 | 滂 p‘ | 敷 f‘ | 渓 k‘ | 暁 h | 透 t‘ | 徹 ṭ‘ | 清 ts‘ | 穿 tʃ‘ | 初 tṣ‘ | |
| 全濁・濁 | 並 b | 奉 v | 群 g | 匣 ɦ | 定 d | 澄 ḍ | 従 dz | 牀 dʒ | 牀 dẓ | |
| 次濁 | 明 m | 微 w | 疑 ŋ | 喩 y | 来泥 l n | 娘 ṇ | ○ | 日 ř | | 于 ɥ |
| 清 | | | | | | | 心 s | 審 ʃ | 疏 ṣ | |
| 濁 | | | | | | | 邪 z | 禅 ʒ | | |

**表 5-b　韻書反切からみた隋・唐の三七声母表**

| 一、唇音 | 二、牙音 | 三、喉音 | 四、舌音 | 五、歯音 |
|---|---|---|---|---|
| 幇 p　滂 p‘　並 b　明 m | 見 k　渓 k‘　群 g　疑 ŋ | 影 ・　暁 h　匣 ɦ　于 ɥ　喩 y | 端 t　透 t‘　定 d　泥 n　来 l（舌頭音） | 精 ts　清 ts‘　従 dz　心 s　邪 z（歯頭音） |
| | | | 知 ṭ　徹 ṭ‘　澄 ḍ　娘 ṇ（舌上音） | 荘 tṣ　初 tṣ‘　牀 dẓ　疏 ṣ（歯上音） |
| | | | | 照 tʃ　穿 tʃ‘　神 dʒ　審 ʃ　禅 ʒ　日 ř（正歯音） |

（注）軽唇音 f v w などがまだ見当らない。なお、『韻鏡』の図式では、l を「半舌音」、ř を「半歯音」と呼ぶ。

唐時代の発音としてはɽ(そり舌音だが、やや舌面的なr)を当てておくのが適切である。

以上の説明を加えたうえで、「三六字母」の表aと、反切系連法によって摘出された隋唐漢語の「三七声母」の表bとを対照させて、表5(前ページ)に示してみた。

表5のaとbの対照表を見て、もういちど確認しておこう。三六字母では、f f' v wなどの「軽唇音」を字母に立てているが、それは唐末以降にp p' b mなどの一部(介音ɪを含み、かつ主母音が前舌的でないもの)から変化して生じた新しい発音だから、反切系連法によって『広韻』の反切を分析整理しても出てはこない。逆に三六字母には、荘(tṣ)・初(tṣ')・牀(dẓ)・疏(ṣ)の四種の歯上音(そり舌音、今の北京語のzh ch shなどと同じ)を立てておらず、それらは、照ʧ・穿ʧ'・神ʤ・審ʃの各声母の中に併合されている。また三六字母では喩(y)と于(ɥ)とを混同している。そこで、三六字母から軽唇音四種を削り、逆に歯上音四種と于母とを加えて、はじめて隋唐漢語の声母三七種となるわけである(表5-b)。このようなズレは、「三六字母」が「中世漢語」に足をふみ入れた唐末・北宋の頃に作られたため、中世ふうの言語に影響されていることに由来する。

## 4 韻図――『韻鏡』のくみたて

韻図とはつまり漢語の音節(字音)の一覧表である。先にも述べたように、唐末に守温という僧が悉曇(しったん)学の知恵をもとに、当時の漢語の音韻図のひな型を作ったが、完全な形で今日に残ったのは『韻鏡』(張麟之の序文、一一六一年と一二〇三年)および『七音略』(鄭樵(ていしょう)、一一〇四―一一六二年。『通志』に収める)とである。ことに前者は中国で亡逸し、逆に日本で広く流布したものなので、それを材料(竜宇純『韻鏡校注』芸文印書館、台北、一九六〇年、を用いるのがよい)として説明しよう。

『韻鏡』には第一転～第四三転にわたり、字音の音節表をのせている。「転唱して覚える図」なので「転図」とい

表 6 『韻鏡』の図式の様式

| 声調 | 韻目 | 等 | 半歯音、 | 半舌音、 | 喉音 | | | | 歯音 | | | | | 牙音 | | | | 舌音 | | | | 唇音 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 次濁 | 次濁 | 次濁 | 濁 | 清 | 全清 | 濁 | 清 | 全濁 | 次清 | 全清 | 次濁 | 全濁 | 次清 | 全清 | 次濁 | 全濁 | 次清 | 全清 | 次濁 | 全濁 | 次清 | 全清 |
| 平 | 韻の名 | 1 | | l | | ɦ | h | ・ | | s | dz | ts‘ | ts | ŋ | | k‘ | k | n | d | t‘ | t | m | b | p‘ | p |
| | | 2 | | l | | ɦ | h | ・ | | ṣ | ḍẓ | ṭṣ‘ | ṭṣ | ŋ | | k‘ | k | ṇ | ḍ | ṭ‘ | ṭ | m | b | p‘ | p |
| | | 3 | ř | l | ɥ | | h | ・ | ʒ | ʃ | dʒ | tʃ‘ | tʃ | ŋ | g | k‘ | k | ṇ | ḍ | ṭ‘ | ṭ | m | b | p‘ | p |
| | | 4 | | l | y | (ɦ) | h | ・ | z | s | dz | ts‘ | ts | ŋ | g | k‘ | k | n | d | t‘ | t | m | b | p‘ | p |
| 上 | 韻の名 | 1 | | | | | | (参考)簡略記号 | | s | dz | ts‘ | ts | | | | (参考)簡略記号 | n | d | t‘ | t | | | | |
| | | 2 | | | | | | | | ṣ | ḍẓ | ṭṣ‘ | ṭṣ | | | | | ṇ | ḍ | ṭ‘ | ṭ | | | | |
| | | 3 | | | | | | | ʒ | ʃ | dʒ | tʃ‘ | tʃ | | | | | ṇ | ḍ | ṭ‘ | ṭ | | | | |
| | | 4 | | | | | | | z | s | dz | ts‘ | ts | | | | | n | d | t | t | | | | |
| 去 | 韻の名 | 1 | | | | | | (参考)音韻論の表記 | | /s/ | /dz/ | /c‘/ | /c/ | | | | (参考)音韻論の表記 | /n/ | /d/ | /t‘/ | /t/ | | | | |
| | | 2 | | | | | | | | /sr/ | /dzr/ | /c‘r/ | /cr/ | | | | | /nr/ | /dr/ | /t‘r/ | /tr/ | | | | |
| | | 3 | /ry/ | | | | | | /zry/ | /sry/ | /dzry/ | /c‘ry/ | /cry/ | | | | | /nry/ | /dry/ | /t‘ry/ | /try/ | | | | |
| | | 4 | | | | | | | /z/ | /s/ | /dz/ | /c‘/ | /c/ | | | | | /n/ | /d/ | /t‘/ | /t/ | | | | |
| 入 | 韻の名 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

表 7 『韻鏡』の内転第三一開（＊は校訂の結果，改めた字.）

| | | | 半歯音、次濁 | 半舌音、次濁 | 喉音 | | | | 歯音 | | | | | 牙音 | | | | 舌音 | | | | 唇音 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 次濁 | 濁 | 清 | 全清 | 濁 | 清 | 全濁 | 次清 | 全清 | 次濁 | 全濁 | 次清 | 全清 | 次濁 | 全濁 | 次清 | 全清 | 次濁 | 全濁 | 次清 | 全清 |
| 平 | 唐 | 1 | | 郎 | | 航 | 忼 | 蔫 | | 桑 | 蔵 | 倉 | 臧 | 卬 | | 穅 | 剛 | 嚢 | 堂 | 湯 | 当 | 茫 | 傍 | 滂 | 幇 |
| | | 2 | | | | | | | | 霜 | 牀 | 瘡 | 荘 | | | | | | | | | | | | |
| | 陽 | 3 | 穰 | 良 | | | 香 | 央 | 常 | 商 | ○ | 昌 | 章 | ○ | 強 | 羌 | 薑 | 孃 | 長 | 倀 | 張 | 亡 | 房 | 芳 | 方 |
| | | 4 | | | 陽 | | | | 詳 | 相 | 牆 | 鏘 | 将 | | | | | | | | | | | | |
| 上 | 蕩 | 1 | | 朗 | | 沆 | ＊汻 | 泱 | | 顙 | ＊奘 | 蒼 | 駔 | 駉 | | 慷 | 航 | 曩 | 蕩 | 儻 | 党 | 莽 | ○ | 髈 | 榜 |
| | | 2 | | | | | | | | 爽 | ○ | 磢 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | 養 | 3 | 壌 | 両 | | | 響 | 鞅 | 上 | 賞 | ○ | 敞 | 掌 | 仰 | 勥 | ○ | 繈 | ○ | 丈 | 昶 | 長 | 罔 | ○ | 髣 | 昉 |
| | | 4 | | | 養 | | | | 像 | 想 | ○ | ＊搶 | 奨 | | | | | | | | | | | | |
| 去 | 宕 | 1 | | 浪 | | 吭 | ○ | 盎 | | 喪 | 蔵 | ○ | 葬 | 枊 | | 抗 | 鋼 | 儴 | 宕 | 儻 | 讜 | 漭 | 傍 | ○ | 螃 |
| | | 2 | | | | | | | | ○ | 状 | 剏 | 壮 | | | | | | | | | | | | |
| | 漾 | 3 | 譲 | 亮 | | | 向 | 怏 | 尚 | 餉 | ○ | 唱 | 障 | 軻 | ＊弶 | ＊唴 | 彊 | 釀 | 仗 | 暢 | 帳 | 妄 | 防 | 訪 | 放 |
| | | 4 | | | 漾 | | | | ○ | 相 | 匠 | 蹡 | 醤 | | | | | | | | | | | | |
| 入 | 鐸 | 1 | | 落 | | 涸 | 臛 | 悪 | | 索 | 昨 | 錯 | 作 | 愕 | | 恪 | 各 | 諾 | 鐸 | 託 | ○ | 莫 | 泊 | 顆 | 博 |
| | | 2 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | 斮 | | | | | | | | | | | | |
| | 薬 | 3 | 弱 | 略 | | | 謔 | 約 | 杓 | 鑠 | ○ | 綽 | 灼 | 虐 | 噱 | 卻 | 腳 | 逽 | 着 | 辵 | 芍 | ○ | 縛 | 薄 | 轉 |
| | | 4 | | | 薬 | | | | ○ | 削 | 嚼 | 鵲 | 爵 | | | | | | | | | | | | |

う。『韻鏡』が根拠とした底本は『広韻』である。その第一図はまず(平)東・(上)董・(去)送・(入)屋の四声に従って四段に分け、縦の欄には、三六字母を踏まえて、右から左へ、唇音・舌音・牙音・歯音・喉音・および半舌音(l)と半歯音(ř)とを配する。次にたとえば平声の欄だけを取上げてみると、韻母の欄をさらに四段に区切ってある。それを上から一等・二等・三等・四等と呼ぶ。韻母を発音するさいの口の開きが広いものから狭いものへと、順をおって配当したのである(一等と二等は直音だから口のひらきが広く、三等と四等は拗音だから狭い。同じ直音の中でも、一等は奥寄りで広く、二等は前寄り、またはたるんで狭い)。また介音uを含むときは「合口」と注記する。こうして、タテヨコのかみ合せで、いちいちの字音を表そうとした図なのである。その親字には『広韻』の○印で区切られた各グループの最初の字を採用している。声母は「三六字母」を踏まえて各こまに配列されるが、それを隋唐の三七種の声母に修正して示すと表6のとおりである。この様式は、四三転図すべてに共通である。原本の図の様式に従い、右から左へと読むことに注意されたい。表中の○印は、音韻体系の中のあき間(ことばとしてあり得るもの)を示す。

この図式の体裁を頭において、まず比較的簡単な第三一転図(開口)を見てみよう(表7)。『広韻』の唐韻aŋは一等欄に置かれ、陽韻は三等ɪaŋと四等iaŋの欄に置かれる。もっとも荘tṣ、瘡tṣʻ、牀dẓ、霜ṣの四つの親字(いずれも歯上音、つまりそり舌音)は、陽韻に属する字だが、二等欄にはみ出して書かれている。タテヨコのかみ合せで字音を求めると、幇paŋ・方pɪaŋ、当taŋ・張ʈɪaŋ、剛kaŋ・薑kɪaŋ、蔵dzaŋ・牆dziaŋ、陽はyiaŋ、良はlɪaŋとなる。霜の字は二等欄にはめこまれているが、陽韻の字であるからṣɪaŋとなり、商ʃɪaŋと区別される(日本の漢音では、張(チヤウ)—商(シヤウ)—霜(サウ)のように読み分けられている)。霜はそり舌音だから介音のɪを呑み込んで、まるで直音であるかのようにサウと音訳されたのである。

## 5 拗音の三等と四等

表 8 『韻鏡』の内転第四開（＊は，校訂の結果，改めた字.）

| | | | 半歯音、次濁 | 半舌音、次濁 | 喉音 次濁 | 喉音 濁 | 喉音 清 | 喉音 全清 | 歯音 濁 | 歯音 清 | 歯音 全濁 | 歯音 次清 | 歯音 全清 | 牙音 次濁 | 牙音 全濁 | 牙音 次清 | 牙音 全清 | 舌音 次濁 | 舌音 全濁 | 舌音 次清 | 舌音 全清 | 唇音 次濁 | 唇音 全濁 | 唇音 次清 | 唇音 全清 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2 | | | | | | | | 釃 | *簁 | 差 | *齜 | | | | | | | | | | | | |
| | 支 | 3 | 兒 | 離 | ○ | ○ | 犧 | *猗 | 匙 | 施 | ○ | 眵 | 支 | 宜 | 奇 | *攲 | 羈 | ○ | 馳 | 摛 | 知 | 糜 | 皮 | 鈹 | 陂 |
| | | 4 | | | 移 | ○ | *詑 | ○ | ○ | 斯 | *疵 | 雌 | 貲 | ○ | 祇 | ○ | ○ | | | | | 弥 | 陴 | *跛 | 卑 |
| 上 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2 | | | | | | | | 躧 | ○ | ○ | 批 | | | | | | | | | | | | |
| | 紙 | 3 | 爾 | 邐 | ○ | ○ | *[illegible] | 倚 | 氏 | 弛 | 舐 | 侈 | 紙 | 螘 | 技 | 綺 | 掎 | 抳 | 豸 | 褫 | [illegible] | 靡 | 被 | 破 | 彼 |
| | | 4 | | | 酏 | ○ | ○ | ○ | ○ | 徙 | ○ | 此 | 紫 | ○ | ○ | *企 | *枳 | | | | | 弭 | 婢 | 諀 | 俾 |
| 去 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2 | | | | | | | | 屣 | ○ | ○ | 裝 | | | | | | | | | | | | |
| | 寘 | 3 | ○ | 詈 | ○ | ○ | 戲 | 倚 | 豉 | 翅 | ○ | [illegible] | 寘 | 義 | 芰 | [illegible] | 寄 | ○ | ○ | ○ | 智 | ○ | 髲 | 帔 | 賁 |
| | | 4 | | | 易 | ○ | ○ | *縊 | | 賜 | 漬 | 刺 | 積 | | | 企 | 馶 | | | | | ○ | *避 | *譬 | *臂 |
| 入 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | × | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

次に『韻鏡』の第四転図(開口)をみてみよう。これは『広韻』の支韻(平支韻、上紙韻・去寘韻)を表にしたものである。タテヨコのかみ合せで字音を求めると、知 tiě・支 tʃiě・斯 siě……のようになる。ところがこの韻は、反切系連法によると、じつはABCDの四つの小韻を含むことがわかる(一〇〇ページ参照)。いま唇音・牙音・喉音の箇所をみると、同じ全清音/p/の下に三等陂～四等卑の二つがあり、同じ全濁音/g/の下に、三等奇～四等祇の二つが別の音として立てられ、等をことにして記入されている。

『切韻』とほぼ同じ頃に書かれた顔之推の『顔氏家訓』(音辞篇)には、「奇と祇とは別の発音だが、近ごろは誤って同音に読まれている」と述べているから、A組(三等字)とB組(四等字)とは、明らかに違った発音であったに相違ない。また、第五転図支韻合口では、C組が三等に、D組が四等に配置されるから、嬀～規、虧～闚も、本来は多少とも違った発音であったのだろう(一〇〇ページ参照)。

次に支韻と音色の似た脂韻(平脂、上旨、去至)も、反切系連法によると、開口がAB、合口がCDの四つの小韻に分かれる。『韻鏡』はその唇音・牙音・喉音を扱うにあたって、やはりA組とC組を三等、B組とD組を四等に、配置している。『韻鏡』の第六図脂韻開口と、第七図脂韻合口の図の中から、一部だけ取出して表9に示す。

ちなみに、支韻や脂韻に音色の似た之韻(平之、上止、去志)については、『韻鏡』は牙音(姫・紀・記、欺・起・亟、其・忌、疑・擬など)と喉音(医・譩・意、僖・喜・憙など)を全部三等欄に配置している。ただ喩母(y)に属する飴・以・異などだけが四等欄に置かれる。また微韻(平微、上尾、去未)には、そもそも舌音や歯音がなく、牙音・喉音・唇音を含むだけだが、それらは開口、合口ともに『韻鏡』ではすべて三等欄に配置されている(たとえば、機・幾・既・豈・気・祈・沂・毅・衣・依・希。(以下合口)非・匪・菲・斐・費・肥・微・尾・未・帰・鬼・巍・魏・威・尉・暉・諱・韋・胃など)。ではいったい、三等～四等の違いはどこにあるのだろうか。

日本の「上代特殊仮名づかい」は、くしくもこの差異を反映している。奈良時代においては、キヒミ、ケヘメと

表 9 『韻鏡』の脂韻の唇・牙・喉音

| | | p | p‘ | b | m | k | k‘ | g | ŋ | · | h | ɦ | ɥ y |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 脂開口 | 三等 | 悲 | 丕 | 邳 | 眉 | 飢 | | 耆 | 狋 | | | | |
| | 四等 | | 紕 | 毗 | | | | | | 伊 | 咦 | | 姨 |
| 旨開口 | 三等 | 鄙 | 嚭 | 否 | 美 | 几 | | 跽 | | 欯 | | | |
| | 四等 | 匕 | | 牝 | | | | | | | | | |
| 至開口 | 三等 | 祕 | 濞 | 備 | 郿 | 冀 | 器 | 臮 | 劓 | 懿 | 齂 | | |
| | 四等 | 痹 | 屁 | 鼻 | 寐 | | 棄 | | | | | | 肄 |
| 脂合口 | 三等 | | | | | 亀 | 巋 | 逵 | | | | | 帷 |
| | 四等 | | | | | | | 葵 | | | 倠 | | 惟 |
| 旨合口 | 三等 | | | | | 軌 | 巋 | 郈 | | | 瞲 | | 洧 |
| | 四等 | | | | | 癸 | | 揆 | | | | | 唯 |
| 至合口 | 三等 | | | | | 媿 | 喟 | 匱 | | | 豷 | | 位 |
| | 四等 | | | | | 季 | | 悸 | | | 侐 | | 遺 |

ア行のエとヤ行のエ、およびコソトノヨロ(モ)などの一三の仮名は、乙類と甲類の二組に分かれており、雪(ゆき)のきはキ甲、月(つき)のきはキ乙、日(ひ)はヒ甲、火(ひ)はヒ乙のように分用されていた。そのうちここで問題になるのは、キヒミ(濁音のギビを含む)の甲類・乙類を表すために使われた漢字が、『広韻』や『韻鏡』の漢字音とどういう関係があるか、ということである。少数の例外を除いて、キヒミの乙類は『韻鏡』の支・脂・之・微各韻の三等字に当たり、甲類は四等字に該当する。例(平上去声ごとに韻の名をかえると繁雑なので、すべて平声の韻の名で、上去声をも代表させる。)

キ(ギ)乙類　奇綺騎寄義宜、気既帰規貴、己忌紀記基疑擬幾機……以上は支・脂・之・微韻の三等字。

キ(ギ)甲類　伎妓岐(支)祇祁、枳企耆嗜……以上は支・脂韻の四等字。ただし*儀・*蟻の二字は三等字なので例外。

ヒ(ビ)乙類　彼被縻、悲斐備眉娟祕、非肥飛妃……以上は、支・脂・微韻の三等字。
ヒ(ビ)甲類　辟臂譬避卑弭寐弥、比毗紕……以上は支・脂韻の四等字。
ミ乙類　未味尾微……以上は微韻の三等字。
ミ甲類　弥瀰弭、寐……以上は支・脂韻の四等字。ただし美*・湄*は三等字なので例外。

さて『韻鏡』では、一等欄と二等欄に配置された諸韻は直音であって、介音イを含まない。だが支韻や脂韻のように、三等四等欄に配置されたのは拗音韻であって、イ型の介音を含むことは、その反切上字が拗音字を使うことからも明白である。陂(pの支韻三等)〜卑(pの支韻四等)、奇(gの支韻三等)〜祇(gの支韻四等)は、声母も同じ、韻目も同じである以上、もし差があるとすれば、介音のイに弱ɪ(中舌的)と強i(前舌的)の違いがあると考えざるをえない。同様に郿(mの脂韻の去声、すなわち至韻三等)〜寐(mの脂韻の去声、すなわち至韻四等)の場合においても、声母が同じ/m/、韻目も同じであるから、両者の差は介音ɪとiの違いに求めざるをえない。かくして、両者は、

(支)陂 pɪĕ〜卑 piĕ　　奇 gɪĕ〜祇 giĕ
(脂)郿 mɪi〜寐 mii　　規 kɪui〜癸 kiui

のように、僅かながら違っていたと考えられる。支・脂・之・微は、大まかに言えばイ型の韻であるから、日本人の耳には介音ɪとiの違いが、字音全体に中舌的イ対前舌的イという響きの差として聞こえたのであろう。ちなみに、キヒミを表す万葉仮名の中には、ほかに真韻(平真・上軫・去震)と質韻の字が若干あるが、真(ɪĕn, iĕn)〜質(ɪĕt, iĕt)の両韻もまた、三等(介音ɪ)〜四等(介音i)の二種を含む。そして原則として三等字がキヒミの乙類に、四等字が甲類を表すのに当てられる。そこで隋唐の漢字音からみるかぎり、平安朝以前の日本語のキヒミ乙類は kɪ・gɪ・pɪ・bɪ・mɪ であり、甲類は ki・gi・pi・bi・mi であったと考えるのが妥当であろう。

拗音韻の中に三等字〜四等字の区別を含むか否かに着目して、『韻鏡』を頼りに『広韻』の拗音韻を四つのタイプ

に分けることができる。

A　唇牙喉音が三等字だけのもの(原則として、この仲間には舌音も歯音もない。平声の韻の名で、上去声をも代表させる)。例——

微、欣～迄、文～物、元～月、庚～陌、厳～業、凡～乏の各韻。……純三等韻という。

B　唇牙喉音は三等字だけだが、他に舌音も歯音も含むもの。例——

東～屋、鍾～燭、之、魚、虞、尤、陽～薬、蒸～職……「三四等合韻」と呼ぶ。

C　唇牙喉音に三等字と四等字の別があり、他に舌音も歯音も含むもの。例——

支、脂、真～質、仙～薛、宵、侵～緝、塩～葉……「三四等重韻」と呼ぶ。

他に「庚～陌(三等)＋清～昔(四等)」「尤(三等)＋幽(四等)」で組をなして、この仲間に入る。

D　隋・唐初めに直音だったが、唐の中ごろ以後、強介音 i を派生して、四等韻なみとなったもの。例——

斉、先～屑、蕭、青～錫、添～帖……「仮四等韻」という。

イ型やイン型の諸韻に含まれる唇音・牙音・喉音の三等～四等の区別は、部分的には南宋や元代にまで残っている。『蒙古字韻』は、南宋の江南共通語(南京・杭州あたり)の音系を、パスパ文字(元のフビライが制定した)で表したものである。この書では、旧来の支・脂・之・微・斉の各韻がほぼイ型となって合流しているが、唇牙喉音については、なお三等字～四等字の発音の違いを明白に残している(服部四郎の転写法による——『元朝秘史の蒙古語を表す漢字の研究』文求堂、一九四六年)。

「合口」の組から説明すると、三等介音は弱 ɪ なので消滅して kɪuɛ—kuɛ となり、四等介音は強 i なので残って kiuɛ となった。唇音においても、三等介音 ɪ が消えて puɛ となり、四等介音の i は強く働いて音節全体が pi となった。牙音開口においては、三等が gi、四等が gei と表記されるが、パスパ文字の e は狭い i を表すから、むしろ前者の方

がgɪ、後者がgiei→gi を表すのであろう。元代の『中原音韻』では、このうち唇音の違いだけが保存されて、三等はpuei型、四等はpi型として区別された。その痕跡は、今日の北京語にも及んでいる。

表10『蒙古字韻』の三等字～四等字の区別

| | | |
|---|---|---|
| 三等 | 寄(支) 其(之) 祈(微) | gi(=gɪ) |
| 四等 | 祇(支) 耆(脂) | gei(=gi) |
| 三等合口 | 亀(脂) 帰(微) | kuɛ |
| 四等合口 | 規(支) 圭(斉) | kǐuɛ |
| 三等 | 陂(支) 悲(脂) | puɛ |
| 四等 | 卑(支) 箆(斉) | pi |

イエン型、イエウ型の韻についても同様の状況が見られる。『切韻』『広韻』には、仙～薛、元～月、先～屑という、よく似た三種の韻があったが、それらは唐末には、次の経過をへて合流した。

仙～薛は三四等重韻で、その三等はɪɛn ɪɛt、四等はiɛn iɛt

元～月は純三等韻　ɪʌn ɪʌt→ɪɛn ɪɛt

先～屑は仮四等韻　en et→ien iet=iɛn iɛt

その結果、唐末にはイエン型に三等ɪɛn、四等iɛn(入声なら三等ɪɛt、四等iɛt)の両類の差だけが残ってきた。イエウ型についても同様であった。『切韻』『広韻』には、

三四等重韻　宵　ɪɛu と iɛu

仮四等韻　蕭　eu(→ieu=iɛu)

の両者があったが、やがて蕭韻が拗音となって宵韻四等と合流する。そこで唐末には、イエウ型にɪɛuとiɛuの両類だけが残ってきた。『韻鏡』は、『広韻』を底本に据えつつも、この唐末の状況を図示しようと苦心している。イエン

型とイエウ型について、『韻鏡』が三等字〜四等字をどう区別し配列しているかを、牙音(と喉音の影母)について示してみよう(仙$^{3}$・先$^{4}$は、それぞれ仙韻三等字、先韻四等字を示す。以下同じ。)

表 11 『韻鏡』のイエン・イエウ型三等字〜四等字

| (平声) | k | k' | g | ŋ | (付)・ |
|---|---|---|---|---|---|
| 仙$_{3}$ | ○ | 愆 | 乾 | ○ | 焉 |
| 元$_{3}$ | 鞬 | 攑 | 鰬 | 言 | 蔫 |
| 仙$_{4}$ | 甄 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 先$_{4}$ | 堅 | 掔 | ○ | 研 | 煙 |
| 宵$_{3}$ | 驕 | 趫 | 喬 | ○ | 妖 |
| 宵$_{4}$ | ○ | 蹻 | 翹 | ○ | 要 |
| 蕭$_{4}$ | 驍 | 鄡 | ○ | 嶢 | 幺 |

たとえば鞬$^{3}$ kɪɛn〜甄$^{4}$や堅$_{仮}^{4}$ kien が区別され、喬$^{3}$ gɪɛu〜翹$^{4}$ gieu が区別されていたのである。この違いは、『蒙古字韻』にも反映している。例——

喬 gɛu〜翹 geu、妖 ·ɛu〜要や幺 ·eu

蹇 kɛn〜繭 ken、愆 k'ɛn〜牽 k'en

『蒙古字韻』のɛuとeuは、じつはɪɛu ieuの差を表したものであろう。だが『蒙古字韻』では、もう両類の間の混乱がはなはだしく、右のような違いは、一字一字について検討すると『広韻』や『韻鏡』の三等〜四等の区別にぴったりとは合わない。また、『中原音韻』になると、もはやこの違いは現れてこない。南宋の頃が、イエン・イエウ型の三等と四等が区別された下限であろう。

## 6 韻母の音色

やっかいな三等〜四等の区別についてはここまでで打切って、隋唐漢語全体の韻母の体系を次にのべよう。宋代韻

書の通例として韻母を一六のグループに大別する。その大枠を「一六通摂」と呼び、和刻本の『韻鏡』にも、各転図にその名称を冠している。これに多少の手を加えて、AからMまでの一三類にまとめ、日本の漢音との関係をみることにする。(平声の韻の名で、上去声をも代表させる。かっこ内の例字は声調にとらわれずに示す。)

### 第一類(ア、エ、ヤ段)

A　果摂と仮摂(ア・ヤ、ワ)

| (等) | (韻目) | (開口) | | (等) | (韻目) | (合口) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 歌 | a | (歌・多) | 1 | 戈 | ua | (和・波) |
| 2 | 麻 | ǎ | (家・麻) | 2 | 麻合 | uǎ | (瓜・花) |
| 3 | 麻 | ɪǎ | (伽・車) | 3 | 戈 | ɪua | (靴) |
| 4 | 麻 | iǎ | (姐・耶) | 4 | × | | |

(注)　麻韻は漢音ア、ヤ、ワ、呉音はエ、エ、ヤとなる(家(け)・馬(め)・花(くゑ)・沙(しゃ)など)。

B　効摂(アウ・エウ)

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 1 | 豪 | au | (高・褒) |
| | 2 | 肴 | ǎu | (交・包) |
| | 3 | 宵 | ɪɛu | (驕・苗) |
| | 4 | 宵 | iɛu | (翹・焦) |
| 仮 | 4 | 蕭 | eu→ieu | (驍・幺) |

(合口はなし)

(注)　肴韻は、漢音アウ、呉音エウ。

C　山摂(アン・エン、ワン・エン・(エン))

| | 等 | 韻 | 音価 | 例字 | 入声 | 音価 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1 | 寒 | an | (干・単) | —曷 | at |
| | 2 | 刪 | ǎn | (姦・班) | —鎋 | ǎt |
| | 2 | 山 | ʌn | (間・徧) | —黠 | ʌt |
| 純 | 3 | 元 | ɪʌn | (建・言) | —月 | ɪʌt |
| | 3 | 仙 | ɪɛn | (件・綿) | —薛 | ɪɛt |
| | 4 | 仙 | iɛn | (便・延) | —薛 | iɛt |
| 仮 | 4 | 先 | en↓ien | (堅・辺) | —屑 | et↓iet |

| | 等 | 韻 | 音価 | 例字 | 入声 | 音価 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1 | 桓 | uan | (官・端) | —末 | uat |
| | 2 | 刪合 | uǎn | (関・還) | —鎋合 | uǎt |
| | 2 | 山合 | uʌn | (鰥・栓) | —黠合 | uʌt |
| 純 | 3 | 元合 | ɪuʌn | (原・袁) | —月合 | ɪuʌt |
| | 3 | 仙合 | ɪuɛn | (権・員) | —薛合 | ɪuɛt |
| | 4 | 仙合 | iuɛn | (宣・沿) | —薛合 | iuɛt |
| 仮 | 4 | 先合 | uen↓iuen | (涓・淵) | —屑合 | uet↓iuet |

(注) 刪韻・山韻は、漢音アン、呉音エン。元韻は、漢音エン(唇音アン)、呉音オン。

D
蟹摂(アイ・エイ、ワイ・エイ(ヱイ))

| | 等 | 韻 | 音価 | 例字 |
|---|---|---|---|---|
| | 1 | 咍 | əi | (該・来) |
| | 1 | 泰 | ai | (蓋・太) |
| | 2 | 夬 | ɐi | (犗・啐) |
| | 2 | 佳 | ǎi | (崖・牌) |
| | 2 | 皆 | ʌi | (諧・排) |
| 純 | 3 | 廃 | ɪʌi | (刈) |
| | 3 | 祭 | ɪɛi | (憩・偈) |
| | 4 | 祭 | iɛi | (芸・世) |
| 仮 | 4 | 斉 | ei↓iei | (鶏・帝) |

| | 等 | 韻 | 音価 | 例字 |
|---|---|---|---|---|
| | 1 | 灰 | uəi | (回・隊) |
| | 2 | 泰合 | uai | (会・最) |
| | 2 | 夬合 | uɐi | (快・敗) |
| | 2 | 佳合 | uǎi | (掛・画) |
| | 2 | 皆合 | uʌi | (怪・壊) |
| 純 | 3 | 廃合 | ɪuʌi | (穢・肺) |
| | 3 | 祭合 | ɪuɛi | (劌・衛) |
| | 4 | 祭合 | iuɛi | (歳・鋭) |
| 仮 | 4 | 斉合 | uei↓iuei | (圭・慧) |

(注) 咍韻(灰韻)は、漢音アイ(ワイ)、呉音では、しばしばオ・エ(ヱ)となる。夬・佳・皆韻は、漢音アイ(ワイ)、呉音エ(ヱ)。斉韻は、漢音エイ(ヱイ)、呉音アイ(ヱ)。

E 咸摂(アム・エム)

| | 韻 | 音価 | 例字 | | 韻 | 音価 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 覃 | əm | (含・南)(合口はなし) | 1 | 合 | əp | (合口はなし) |
| 1 | 談 | am | (甘・三) | 1 | 盍 | ap | |
| 2 | 銜 | ǎm | (監・衫) | 2 | 狎 | ǎp | |
| 2 | 咸 | ʌm | (緘・讒) | 2 | 洽 | ʌp | |
| 純3 | 厳・凡 | ɪʌm | (醃・帆)(凡韻は唇音) | 純3 | 業・乏 | ɪʌp | (乏韻は唇音) |
| 3 | 塩 | ɪɛm | (検・淹) | 3 | 葉 | ɪɛp | |
| 4 | 塩 | iɛm | (厭・塩) | 4 | 葉 | iɛp | |
| 仮4 | 添 | em→iem | (兼・甜) | 仮4 | 帖 | ep→iep | |

(注) 覃韻は漢音アム、呉音はしばしばオム。銜・咸韻は、漢音アム、呉音はエム。厳韻・凡韻は、漢音エム(唇音アム)、呉音はオム。

F 宕摂・梗摂(アウ・ヤウ・エイ、ワウ・ヤウ(キヤウ)・エイ(ヱイ))

| | 韻 | 音価 | 例字 | | 韻 | 音価 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 唐 | aŋ | (岡・当) | 1 | 鐸 | ak |
| 2 | 庚 | ʌŋ | (彭・鎗) | 2 | 陌 | ʌk |
| 2 | 耕 | ɛŋ | (棚・争) | 2 | 麦 | ɛk |
| 3 | 陽 | ɪaŋ | (薑・央) | 3 | 薬 | ɪak |
| 4 | 陽 | iaŋ | (将・羊) | 4 | 薬 | iak |

| | 韻 | 音価 | 例字 | | 韻 | 音価 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 唐合 | uaŋ | (光・滂) | 1 | 鐸合 | uak |
| 2 | 庚合 | uʌŋ | (觥・磅) | 2 | 陌合 | uʌk |
| 2 | 耕合 | uɛŋ | (宏・轟) | 2 | 麦合 | uɛk |
| 3 | 陽合 | ɪuaŋ | (王・方) | 3 | 薬合 | ɪuak |

3 庚 ɪʌŋ（敬・迎）　3 陌 ɪʌk　　3 庚合 ɪuʌŋ（兄・栄）　3 陌合 ɪuʌk

3 清 ɪɛŋ（征・令）　3 昔 ɪɛk

4 清 iɛŋ（軽・精）　4 昔 iɛk　　4 清合 iuɛŋ（傾・営）　4 昔合 iuɛk

仮4 青 eŋ→ieŋ（経・丁）　仮4 錫 ek　　仮4 青合 ueŋ→iueŋ（扃・螢）　仮4 錫合 uek→iuek

（注）庚$^{2}$と耕韻とは、漢音アウ、呉音ヤウ。庚$^{3}$・清・青韻は、漢音エイ、呉音ヤウ。

第二類（オ、ヨ、ウ、ユ段）

G　遇摂（オ・ヨ・ウ・ユ）

1 模 o（孤・烏）　（全体が合口的な韻母ばかりで、とくに合口を区別しない）

2 ×

3 魚 ɪo（居・虚）

4 魚 io（苴・余）

3 虞 ɪu（拘・敷）

4 虞 iu（須・兪）

（注）隋唐の漢語には、oのほかにuという独立した韻母がないので、o～uの間のズレは許された。そのためか、模韻は呉音ではしばしばウ段に読む（奴（ぬ）・苦（く）・都（つ）など）。

H　通摂・江摂（オウ・ユウ・ヨウ）

1 東 uŋ（工・翁）　1 屋 uk　（全体が合口的な韻母ばかりでとくに合口を区別しない）

1 冬 oŋ（攻・宗）　1 沃 ok

2 江 ɔŋ（腔・双）　2 覚 ɔk

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 3 東 ɪuŋ | (弓・風) | 3 屋 ɪuk | | |
| 4 東 iuŋ | (嵩・融) | 4 屋 iuk | | |
| 3 鍾 ɪoŋ | (恭・封) | 3 燭 ɪok | | |
| 4 鍾 ioŋ | (松・容) | 4 燭 iok | | |

(注) 江韻は唐末にはăŋとなる。漢音はアウ、呉音は、しばしばオウ。鍾韻は、漢音ヨウ、呉音ユウ。

## 第三類(イ、オ、ユ段)

### I 臻摂(オン・イン・ヲン、ウン・イン(キン)・ユン)(合口)

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 痕 ən | (根・呑) | 1 没 ət | 1 魂 uən | (昆・敦) | 1 没 uət |
| 2 臻 ɛn | (臻・莘) | 2 櫛 ɛt | | | |
| 純3 欣 ɪən | (斤・隠) | 3 迄 ɪət | 純3 文 ɪuən | (君・分) | 純3 物 ɪuət |
| 3 真 ɪĕn | (巾・貧) | 3 質 ɪĕt | 3 諄 ɪuĕn | (困・筠) | 3 術 ɪuĕt |
| 4 真 iĕn | (津・寅) | 4 質 iĕt | 4 諄 iuĕn | (遵・匀) | 4 術 iuĕt |

(注) 欣韻は漢音イン、呉音オン。真3も呉音ではしばしばオン。

### J 曾摂(オウ・ヨウ、ヲウ)

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 登 əŋ | (恒・増) | 1 徳 ək | 1 登合(肱・弘) uəŋ | 1 徳合 uək |
| 2 × | | 2 × | 2 × | |
| 3 蒸 ɪəŋ | (兢・氷) | 3 職 ɪək | 3 × | 3 職合 ɪuək |
| 4 蒸 iəŋ | (繒・蠅) | 4 職 iək | 4 × | 4 × |

### K 深摂(イム)

1 ×　　　　　　　　（合口はなし）
2 ×
3 侵 ɪəm（今・音）
4 侵 iəm（深・淫）

1 ×
2 ×
3 緝 ɪəp
4 緝 iəp

（注）侵₃は、呉音オム（→オン）、漢音イム（→イン）。

L

流摂（オウ・イウ・ユウ）

1 侯 əu（句・頭）　　（合口はなし）
2 ×
3 尤 ɪəu（久・友）
4 尤 iəu（秋・由）
4 幽 iəu（樛・幼）

（注）侯韻は、漢音オウ、呉音ウ。尤韻も呉音では、しばしばウ、ユ。

M

止摂（イ、イ（キ）・ユイ）

1 ×
2 ×
純3 微 ɪəi（機・衣）　　純3 微合 ɪuəi（非・帰）
3 之 ɪə̆i（姫・意）
4 之 iə̆i（思・飴）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3 | 支 ɪě | (奇・倚) | 3 | 支合 ɪuě | (委・皮) |
| 4 | 支 iě | (祇・移) | 4 | 支合 iuě | (規・随) |
| 3 | 脂 ɪi | (几・器) | 3 | 脂合 ɪui | (亀・位) |
| 4 | 脂 ii | (私・夷) | 4 | 脂合 iui | (葵・惟) |

(注) 微韻は、呉音ではしばしばエ・ヱ(衣・希など)、支韻もまれにエ(是・施など)。之韻は呉音では、しばしばオ段(期・己など)。また、脂韻合口三等はヰ(位)、四等はユイ(惟・遺)。

## 7 ケヘメの甲と乙

次に、「上代特殊仮名づかい」からみて、奈良朝以前の日本語にあったと思われるケヘメ(濁音を含む)の甲類〜乙類の区別が何であったかを、随唐漢語のがわから明らかにしておこう。

ケ甲 計奚谿雞渓稽啓髻(斉$_{仮}^{4}$ ei)、祁(脂$^{4}$ ii)、結$^{4}$(屑$_{仮}^{4}$ et)、牙雅下夏価家賈(麻$^{2}$ ǎ)

ケ乙 気既希(微$^{3}$ ɪəi)、慨概開凱皚愷該导碍礙(咍$^{1}$ əi)。階戒(皆$^{2}$ ʌi)、宜義(支$^{3}$ ɪě)、穊(脂$^{3}$ ɪi)、偈(薛$^{3}$ ɪɛt)、居挙(魚$^{3}$ ɪo)

ヘ甲 幣弊敝蔽(祭$^{4}$ iɛi)、鞞鞞陛謎(斉$_{仮}^{4}$ ei)、遍便弁(仙$^{4}$ iɛn)、覇(麻$^{2}$ ǎ)、*別(薛$^{3}$ ɪɛt)、*平(庚$^{3}$ ɪʌŋ)、*反*返(元$^{3}$ ɪʌn)

ヘ乙 倍陪毎杯珮背(灰$^{1}$ uəi)、俳(皆$^{2}$ uʌi)、沛(泰$^{1}$ uai)*閇*閑(斉$_{仮}^{4}$ ei)

メ甲 綿面(仙$^{4}$ iɛn)、馬咩(麻$^{2}$ ǎ)、売(佳$^{2}$ ǎi)、謎(斉$_{仮}^{4}$ ei)

メ乙 毎梅晦妹昧眉(灰$^{1}$ uəi)、免(仙$^{3}$ ɪɛn)、*米(斉$_{仮}^{4}$ ei)

(注) 濁音を表す万葉がなをも含む。( )の中には平声の韻の名を示し、上声・去声をも代表させた。*印は、原則には

ずれるもの。脂$_4$・微$_3$などは、それぞれ脂韻四等字、微韻三等字を表す。

右の対照表を整理すると、わずかの例外を除いて、次のような明白な対比が見うけられる。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 甲類 | 仙$_4$ iɛn | 屑仮$_4$ et | 祭$_4$ iɛi | 脂$_4$ ii | 斉仮$_4$ ei | 麻$_2$ ă 佳$_2$ ăi |
| 乙類 | 仙$_3$ ɪɛn | 薛$_3$ ɪɛt | 微$_3$ ɪəi | 脂$_3$ ɪi 支$_3$ ɪĕ | 哈$_1$ əi 灰$_1$ uəi | 皆$_2$ ʌi 魚$_3$ ɪʌ→ɪo |

（注） 魚韻三等は、六朝時代ɪʌ、隋唐時代にɪoとなった。（次ページ参照）

甲類はeおよび強介音iを含むiɛを中心とし、それにă（じっさいの音は〔æ〕）が加わるから、総体として日本人には前寄りのeと聞こえたであろう。これに対して乙類は、あいまいな中舌母音əおよび弱介音ɪを含むɪɛが主力であり、それにɪʌと中舌母音のʌが加わるから、全体として日本人には中舌的なəと聞こえたにちがいない。ケヘメの甲と乙との違いは、ke～kə、pe～pə、me～məの差だと考えてよかろう。

## 8 オ段の甲類と乙類

最後に、奈良期のオ段（コソトノモヨロ）に存在した甲類乙類の違いを、隋唐漢語のがわから探ってみよう。まずこの両類別にそれぞれ当てられた万葉仮名を表にして示す（濁音を含み、韻の名は平声の韻で代表させる）。

- コ甲　古故姑孤祜枯固庫胡呉誤五娯吾悟（模$_1$ o）　高（豪$_1$ au）　侯後（侯$_1$ uu→əu）
- コ乙　許巨渠去居挙虚拠莒語馭御（魚$_3$ ɪʌ→ɪo）　己其期碁（之$_3$ ɪə̆i）　興凝（蒸$_3$ ɪəŋ）
- ソ甲　蘇素泝祖（模$_1$ o）　嗽（侯$_1$ uu→əu）　俗（燭$_3$ ɪok）　宗$_1$（冬$_1$ oŋ）　*巷（蘇の誤字か）
- ソ乙　所諸叙鋤序　*茹（絮の誤字か）（魚$_3$ ɪʌ→ɪo）　曾僧増層贈憎（登$_1$ əŋ）　則賊（徳$_1$ ək）　存鐏（魂$_1$ uən）
- ト甲　土杜妬覩徒塗都図屠度渡奴怒（模$_1$ o）　刀（豪$_1$ au）　斗（侯$_1$ uu→əu）
- ト乙　止（之$_3$ ɪə̆i）　臺廼耐苔（哈$_1$ əi）　等登騰滕藤鄧鐙（登$_1$ əŋ）　澄（蒸$_3$ ɪəŋ）　得特（徳$_1$ ək）　杼（魚$_3$ ɪʌ→

ıo)

ノ甲　奴怒弩努(模$^1$ o)
ノ乙　乃廼(咍$^1$ əi)　能(登$^1$ əŋ)

モ甲　毛(豪$^1$ au)
モ乙　*母(侯$^1$ の母は、上古の *muəg から、muəu→məu となった特殊なことば)

ヨ甲　用庸容(鍾$^4$ ioŋ)　欲(燭$^4$ iok)　遙(宵$^4$ iɛu)
ヨ乙　余餘与誉予預(魚$^4$ iʌ→io)　已(之$^4$ iə̆i)

ロ甲　路露魯盧(模$^1$ o)　漏婁楼(侯$^1$ uu→əu)
ロ乙　呂侶閭慮廬(魚$^3$ ıʌ→ıo)　稜(登$^1$ əŋ)　勒(徳$^1$ ək)　里(之$^3$ ıə̆i)

隋唐の侯韻は、六朝から唐初にかけて、uu→əu(ouに近く聞こえる)と変化したため、体系全体としてuが空(あ)き間となってきた。それにつれて、模韻oは唇の丸めをつよめ、o→uo(uに近く聞こえる)にずれてもよい状態となった。また豪韻auは、六朝から唐にかけてou→auと変化したものである。これらの事情を考えに入れると、甲類は唇の丸めをともなう奥よりのオ(o)を中心とする組であることがわかる。それに反して魚韻は、三国時代にはなおıaであり、それがıa→ıʌ→ıo(唐代)に変化した。六朝時代はまさにıʌの段階にあたる。してみると乙類は、唇の丸めをともなわない中舌母音ʌやəを中心とすると考えてよい。そこで甲類は奈良朝日本語のoを、乙類はʌを表したと推定するのが妥当であろう。

ちなみに、隋唐漢語の三種の韻尾、-n -ŋ -mの区別は、あるていど日本の古い借用漢字音に反映している。例――

-ŋ　当麻(タギマ)(当は taŋ)　双六(スゴロク)(双は sɪɔŋ)
-n　紫苑(シヲニ)(苑は ・ıuʌn)　信濃(シナノ)(信は siĕn)

-m　三位(サムミ)(三は sam)　燈心(トウシミ)(心は siəm)

また、韻尾の -k -t -p は、日本語では一音節とみなされて、ク・キ・ツ・チ・フなどに音訳された。

〈呉音〉　玉(ゴク)　六(ロク)　式(シャ)　質(シチ)　達(ダチ)　集(ジフ)　及(コフ)　蝶(テフ)

〈漢音〉　玉(ギョク)　六(リク)　式(ショク)　質(シツ)　達(タツ)　集(シフ)　及(キフ)　蝶(テフ)

## 9　唐代長安語の特色

敦煌から発見された『千字文』『大乗中宗見解』『阿弥陀経』『金剛経』などには、チベット文字による音注のついた漢字が一一五二字もある。羅常培の『唐五代西北方音』(一九三三年、歴史語言研究所単刊甲32)によると、この四種の音注には細かい異同があるが、左の点において著しい共通点があるという。

(1)　漢語の明母(m)の字は一般に 'b と記され、泥母(n)の字は 'd と記される。ただし鼻音韻尾をもつ字の声母は m や n のままである。'b 'd はそれぞれ mb nd の音を表すのであろう。

(2)　漢語の濁摩擦音である禅母(ʒ)・邪母(z)・匣母(ɦ)などの字は、一般に ʃ・s・h のように清音で注記される。特に『大乗中宗見解』では、漢語の全濁音 b d g……などが p t k……と記されている。

(3)　日母の字(六朝時代は ni、唐代は řɪ)は、児 ži、人 žin、然 žen のように ž(じつは ř を表す)で記される。

また、漢語の娘母(ṇ)の字は、尼 ḍi または女 ṇḍi のように記される。

(4)　正歯音(tʃ tʃ'……など)は、舌上音(ṭ ṭ'……など)を吸収している。たとえば之 tʃǐəi と知 ṭiě は、ともに ci と記され、衆 tʃiuŋ と中 ṭiuŋ とは、ともに cuŋ と記されている(音注の c は、tʃ を表す)。

(5)　隋代唐初には軽唇音(f 類の音)はなく、すべて p 類の中に含まれていた。ところがこれらの資料では、中世に軽唇音化(f 化)した字が、すでに飛 p'é・夫 p'ú・弗 p'úr・分 p'ún・発 p'ár のように記されている。こ

のp'という記号は、じつは〔Φ〕(富士山のフ)を表すもので、fに移ろうとする初期の段階がここに現れている。
このうち、とくに大切なのは(1)と(2)である。唐都長安では、濁音が清音化したため、b・d・gが音系の中の空き間となった。そこで従来の鼻音が全濁音に近づき、m→mb、n→nd、ŋ→ŋgの変化をおこして、この空き間を埋めることとなった。福建省は遠く東南沿海の地であるが、当地の文人や官僚が、都ことばのこのくせを伝えたためであろうか、いまなお閩語の文語音は、鼻音を全濁音として発音している。日本から長安を訪れた遣唐使たちも、まさに福建からの留学生と同じことを行なったのであった。
いま若干の例をあげて、呉音が『切韻』に示される六朝式発音に近く、漢音が長安語を反映することを示してみよう。

| | 『切韻』 | 唐代長安語 | 呉音 | 漢音 |
|---|---|---|---|---|
| 大 | dai | tai | ダイ(大名) | タイ(大国) |
| 就 | dziəu | tsiəu | ジュ(成就) | シウ(就任) |
| 成 | ʒiɛŋ | ʃiɛŋ | ジャウ(成就) | セイ(成功) |
| 権 | gɪʌn | kɪɛn | ゴン(権帥) | ケン(権勢) |
| 伴 | buan | puan | バン(伴食) | ハン(伴侶) |

呉音は『切韻』に示された清濁の区別を反映しているが、漢音は唐の長安語を反映して、清濁を区別していない。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 馬 | mă | mbă→bă | メ(左馬寮) | バ(馬場) |
| 米 | mei | mbei→biei | マイ(新米) | ベイ(米穀) |
| 男 | nam | ndam→dam | ナム(次男) | ダム(男性) |
| 女 | ṇɪo | ṇḍɪo→ḍɪo | ニョ(男女) | ヂョ(女子) |

呉音は『切韻』の鼻音mnをマ行とナ行とに訳音しているが、漢音における「非鼻音化」を反映して、バ行とダ行に訳している。

今日の西安市(唐の長安)は、経済や政治の大きな中心となり、共通語が行き渡っているために、非鼻音化の現象は見られない。しかし同じ陝西省でも、北部の山地およびその隣にある山西省西部では、今なお馬mba・男ndan式(語尾の-mは-nに変わった)の発音が残っている。ただしこれらの地方でも、梗摂の韻(eŋ・ɛŋ)型においては明miẽ(ŋ)・寧niẽ(ŋ)のように非鼻音化が起こっていない。唐代においても同様であったとみえて、明(呉音ミャウ、漢音メイ)、寧(呉音ニャウ、漢音ネイ)のように、漢音でもベイ、デイとは読まないのである(有坂秀世『国語音韻史の研究』、三省堂、一九五七年のうち「メイ・ネイは漢音にあらざるか」)。

また、漢音で-ŋに終る字を当(タウ)・清(セイ)のように―ウ・―イの長母音に訳したことについても、唐代長安語にその根源があったと考えることができる。一九三〇年に新疆省でウイグル文字で記した『大唐三蔵法師伝』が発見された。その中に漢語固有名詞を次のように表記しており、-ŋが消滅する傾向が強い。例――

長安 cooan・大唐 taito・光 qoo・蔵 tso　　宕摂の-ŋは消える。
令 li・経 ki・英 i・庚 qi　　梗摂の-ŋは消える。
公と宮 kung・粽 tsung・鍾 čung(ただし竜は luu)　　通摂の-ŋはだいたい残る。

これに対して、-nと-mはすべて明白に残っている。例――

論 lun・山 san・林 lim・三 sam・壬 zim

陝北・山西の現代方言においても、-ŋ語尾が長母音化することが多い。思うに唐代長安語においても、韻尾の-ŋは明白でなくて長母音のようにきこえ、そのさい核の母音が丸めをおびがちなa・o・u・əなどであれば-aŋ→-auŋ→-aũとなり、核の母音が前寄りのeɛであれば、-ieŋ→-ieiŋ→-ieiとなったのにちがいない。当tangをタウ、経kieŋ

をケイと訳したのは、そのためであろう。

ただし、たとえ当(タウ)・経(ケイ)と読んでも、かつての日本人は多少とも鼻にかけて-ĩ・-ũのように読んだとみえて、謡曲の中では平氏(ヘイジ)(舟弁慶)・生死(シャウジ)(八島)のように、あとの語音を濁らせている。今日でもその傾向があり、-ŋに終る漢字音は、長じる・通じる・興じる・命じる、のように、活用形を濁らせる。それに反して-i -u -p -t -kなどに終る漢語では、あとが濁らないのである。例――

愛する・廃する・要する・有する・接する・達する・列する・決する・毒する

# 五 呉音と漢音

## 1 歴史的な背景

『宋書』(四八八年、沈約編)の「倭国伝」には、倭の五王が南朝宋と接触を重ねた記事が、四二一―四七八年の間、一〇回にも及んで記録されている。そのころ、百済と新羅もまたしきりに宋王朝に使者を送った。倭王武(雄略?)は、四七八年に長文の手紙を送り「封国偏遠、作藩于外、自昔祖禰、躬擐甲冑、跋渉山川、不遑寧処……」というみごとな駢(べん)文を綴って、高句麗によって使節の往来が阻害されることを訴えている。この文章には沈約の修改が加わっているにせよ、当時の倭国に漢字漢文をこなしうる人のいたことを示している。雄略二年「史部をおく」(『日本書紀』)とあるのは、漢字を用いて記録する人びと(百済・任那からの渡来者であろう)が、史部(ふひとべ)という役についたことをものがたる。船山古墳(熊本県)の刀銘、隅田八幡(和歌山県)の鏡銘など、いわゆる「史部流」の稚拙な文章は、五世紀の遺物であろう。雄略七年には任那の反乱があり、それがおさまるさいに多数の陶工、画工、織工たちが渡来して、新漢(いまきのあや)と

呼ばれ、旧来の移住者の集団の中に合流した。六世紀になると、倭—百済の交流は一段と盛んになり、五経博士や仏僧、医師・薬師・楽人などが渡来する。そして推古一一(六〇三)年には、冠位十二階が定まり、翌年には『憲法十七条』が示されて、いよいよ中国の律令制を導入する地固めができあがった。当時、公孫氏が遼東(今日の東北)に割拠していたので、倭国も百済・新羅も(高句麗を除いて)北朝との交流はなく、南朝宋を宗主とみなしていたため、流入した漢語は、江南(かつての呉の地)の中国語であった。ところが隋が南北分裂に終止符を打ち、全国を統一すると鄴(今の河南省北部臨漳県)に都し、やがて長安(今の西安市)に移る。唐は六一八年この長安を首都とし、華中の洛陽を副都とした。六〇八年、遣隋使小野妹子らが隋に赴き、六三〇年には最初の遣唐使犬上御田鍬らが唐を訪問した。いらい八九四年までの間に、一九回(到着できたのは一五回)の遣唐使が派遣された。

安然は『悉曇蔵』(八八〇(元慶四)年)の中で、智正と智聡の二人の僧を紹介したうえ「この両法師はともに漢音・呉音を説う。かつ摩・那・泥・若・玄・廻などは、呉音は和音(日本に古くから流布した音)に似たり、漢音は正音(新しく渡来した音)の如し。漢士は呉(江南語)を呼ぶ能わず。呉士は漢(都の標準語)を呼ぶ能わず」とのべている。安然が「呉音」というのは、江南の南朝式発音、「漢音」というのは長安のことばである。唐人李涪は、『刊誤』の中で、『切韻』の発音を「呉音」であると退け、長安では『切韻』のようなややこしい韻の区分をしてはいない——、と述べている。これが誇り高い長安の都人士の通念であったらしい。漢とは中国を代表する呼び名であるから、長安人は中国の標準語を「漢音」と称したのである。遣唐使たちは、長安でこの通念に接して帰国し、五、六世紀いらい日本に流布していた南朝式の発音を「呉音」と呼んでけなし、長安ことば、すなわち「漢音」を採用することを主張したのであった。本居宣長が、「ある説に、金礼信といふ人、対馬に来て初めて呉音を伝へ、次に表信公(袁晋卿の誤り)といふ人、筑紫に来て漢音を伝ふ。これ、此方にて、呉音・漢音の始めなりと云へり」(『漢字三音考』)という伝説をのせているが、それは根拠に乏しい。

六朝音は、雄略のころから推古朝までにわが国にはいったものだが、唐代音は、奈良朝の後期から平安朝にかけて、遣唐使や留学僧たちが苦心して習い覚えてきたものである。彼らがその習得した長安標準語を〝正しい〟ものと主張し、従来の和音を〝訛った呉音〟だとけなしつけたのは、時の勢いというものであろう。こうして奈良朝の末には、はや呉音・漢音の対立する風潮が、わが国の数々の記録の上に登場する。

明経(みょうぎょう)の徒は、呉音に習うべからず。発声誦読すでに訛謬(かびゅう)を致せり。よろしく漢音を熟習すべし。

(『日本紀略』、七九二(延暦一一)年の勅)

今より以後、年分の度者は、漢音を習うに非ずんば、得度せしむることなかれ。

(『日本紀略』、七九三(延暦一二)年の勅)

こうして遣唐使や音博士の主張がとおり、朝廷では再三、学者や僧侶に対して、従来の呉音読みを漢音読みに改めるよう督促した。

書物の読み方を漢音読みにさせることは、比較的容易である。だからまず博士家での漢籍の読み方は、次第に漢音一本に統一された。たとえば、呉音では六経は「ロクキャウ」であるが、漢音読みに改められた漢籍では「リクケイ」と読む。呉音では上下を「ジャウゲ」と読むが、漢音読みに改めた漢籍では「シャウカ」と読む。呉音では兄弟を「キャウダイ」、漢籍では「ケイテイ」と言う。

けれども、仏教用語のように、すでに老若男女の間に普及して、「地獄極楽(ヂゴクゴクラク)・一切衆生(イッサイシュジャウ)・十万億土(ジフマンオクド)・慈悲無限(ジヒムゲン)」といった、日常の生活にとけこんでいることばは、にわかに仏典を漢音読みにと言ったところで、その効果は、はなはだ少ない。ましてや、すでに「和音」として日本語に同化された、

鉢(ハチ)　蜜(ミチ)　罰(バチ)　天井(テンジャウ)　屏風(ビャウブ)　胡麻(ゴマ)

などの類を、いまさら漢音読みになおして、

鉢(ハツ)　蜜(ビツ)　罰(バツ)　天井(テンセイ)　屏風(ヘイフウ)　胡麻(コバ)

に言い換えることは、とてもできまい。言語は一片の法令や取り締まりで改変できるほど、しまつのよいものではない。

平安朝時代を通じて、呉音と漢音とは日本人の言語の面で、つば競りあいを演じたわけである。そして結局、勝負はおのずと決定してきた。あらましの勢力分布は、

(一) 古い「和音」は、依然として呉音式読み方のまま、日本語に同化した単語となった。

(二) 仏典はだいたい従来の呉音読みを保存したが、部分的に漢音読みに侵蝕された。しかし仏典を通じて輸入された漢語は、ほぼ呉音読みのまま日本語にとり入れられた。

(三) 漢籍は次第に漢音読みに統一された。したがって、おもに儒教の書や、漢籍を通じて平安朝以後に紹介された漢語は、おおむね漢音読みとなった。

こころみに呉音と漢音の含まれる語彙を対照して並べてみよう。

〈呉音〉　経文(キヤウモン)　文書(モンジョ)　金色(コンジキ)　今昔(コンジヤク)　世間(セケン)　正体(シヤウタイ)　成就(ジヤウジユ)　殺生(セツシヤウ)　燈明(トウミヤウ)　末期(マツゴ)

〈漢音〉　経書(ケイショ)　文章(ブンシヤウ)　金銀(キンギン)　今古(キンコ)　中間(チユウカン)　正方(セイハウ)　成功(セイコウ)　生殺(セイサツ)　明白(メイハク)　期間(キカン)

これを見れば、確かに呉音読みをするのは、仏教を通じてはいった単語か、または古くから日本人の言語生活にとけこんでいることばである。これに対して漢音読みをするのは、漢籍臭の強い熟語か、または、やや生硬な感じをうける漢語式のことばである。

## 2　呉音・漢音のおもな違い

呉音の資料には、たとえば僧心空の『法華経音義』(一三六五—一三七〇年)のようなものがある。また断片的なも

の呉音読みを漢音読みに改めよ」との勅令を出しているほどで、当時の仏典の読み方が、いつのまにか、かなり漢音をまじえてきている、ということである。そのために、これらの古い資料に記載された音を頭からウノミにするわけにはいかない。『法華経音義』の筆者心空でさえも、

いま経はことごとく呉音を本とすれども、少々漢音に読むこと、これあり。これを笑ふべからず。

とことわっている。これに対して、漢音にはわりあい純粋で明白な資料が残っている。たとえば奈良の正倉院蔵の鈔本『蒙求』につけられた音注などは、最も古くかつ正確な漢音読みの資料の一つである(有坂秀世『国語音韻史の研究』に紹介されている)。そこで私は、不純な呉音資料の中から、漢呉両音の体系を対照したうえ、漢音くさい要素を切りすて、さらに「和音」によって呉音の不備や欠陥を補うという手続きをとった。

源順が九三四(承平四)年ごろに著わした『倭名類聚鈔』は、漢語に対して万葉仮名で日本訳をつけた、一種の百科事典である。その中に、「この間にては……といふ」「この間の音は……なり」(「この間」とは日本のこと)とあるが、この「……」が、いわゆる「和音」である。「和音」は平安朝までに、すでに日本語化してしまった漢語のことであり、その発音は古い呉音の癖を十分に表している。これによって不純な後世の呉音資料の穴を、ある程度まで埋め、かつ修正することができるわけである。

こうして整理された呉音と漢音との体系の違いを、次に箇条別に示してみよう。

A　声母について

(1)　漢語の明母(m)は、呉音マ行、漢音バ行。

米(マイ・べい)　苗(メウ・べう)　馬(メ・ば)　暮(モ・ぼ)　万(マン・ばん)　文(モン・ぶん)

(注)　カタカナは呉音、ひらがなは漢音。以下同じ。

(2) 漢語の泥母(n)は、呉音ナ行、漢音ダ行。

泥(ニ・でい)　奴(ヌ・ど)　乃(ノ・だい)　難(ナン・だん)　暖(ナン・だん)　男(ナム・だむ)

これは唐代の長安語で、六朝時代のｍｎが、それぞれmbとndとに変わったためである。この鼻音が「非鼻音化する」現象は、長安語の特色であったし、今日の山西・陝西などの西北方言の特色でもある。ただし「明(めい) mieŋ・寧(ねい) nieŋ・農(のう) nuŋ」のように、韻尾が -ŋ に終わるときには、漢音でも声母のｍｎが変形しない。そこで呉音では「明(ミャウ)・寧(ニャウ)」というに対して、漢音でも「明(めい)・寧(ねい)」といい、韻母はいくらか形を変えるが、声母はｍｎのままである。日本の〈漢和字典〉で「明(べい)・寧(でい)」のような漢音をつけたものがあるが、これは誤りである。

(3) 漢語の日母(ȓ)は、呉音ニ・ネ、漢音ジ・ゼ。

二(ニ・じ)　爾(ニ・じ)　人(ニン・じん)　仁(ニン・じん)　然(ネン・ぜん)　任(ニム・じむ)
饒(ネウ・ぜう)　日(ニチ・じつ)

漢語の日母は上古から六朝まで、すべてni-という形を備えていた。たとえば「人 nien」「日 niet」であった。それが唐代にはいると、前記の非鼻音化の現象に伴って、「人 ȓiěn」「日 ȓiět」となった。つまり ni- の所が ȓi- に変わった。このȓiの発音は、じつはソリ舌音の要素を含むが、日本人にはジ・ゼのように聞こえた。そこで「人(じん)・日(じつ)・然(ぜん)」という漢音式の発音が生じたのであった。

(4) 漢語の濁音は呉音では濁音、漢音では清音。(注) 発音記号は『切韻』の子音をローマ字で示した。

期 g(ゴ・き)　求 g(グ・きゅう)　強 g(ガウ・きゃう)　下 ɦ(ゲ・か)　胡 ɦ(ゴ・こ)　杜 d(ヅ・と)
唐 d(ダウ・たう)　直 ḍ(ヂキ・ちょく)　治 ḍ(ヂ・ち)　才 dz(ザイ・さい)　匠 dz(ジャウ・しゃう)
祥 z(ジャウ・しゃう)　士 ḍẓ(ジ・し)　仕 ḍẓ(ジ・し)　神 dʒ(ジン・しん)　食 dʒ(ジキ・しょく)
是 ʒ(ゼ・し)　成 ʒ(ジャウ・せい)　嘗 ʒ(ジャウ・しゃう)　歩 b(ブ・ほ)　平 b(ビャウ・へ

い）　白b（ビャク・はく）

これは唐代長安語で、清濁音の区別が混同し始めたためである。ちなみに宋・元の北方語では、一般に声母の清濁は区別されなくなり、今の北京語にも、もちろん清濁の区別は存在しない。

(5)　漢語の匣母ɦの合口は、呉音ワ行、漢音カ行。

絵 ɦuai（ヱ・くゎい）　恵 ɦuei（ヱ・くぇい―けい）　廻 ɦuei（ヱ・くゎい）　和 ɦua（ワ・くゎ）

唐代長安語では、ɦが舌根の摩擦を目だたせて、今の北京語のh（x）のように発音されたため、漢音ではカ行に訳した。

B　韻母について

(1)　漢語の母音ǎやʌの類（いずれも普通のaより狭い）を、呉音ではむしろ日本語のエ段に近いと認めてエ段に訳したが、漢音ではいちょうにア段に訳した。ǎやʌを含んだのは『広韻』の麻韻（ǎ）、佳韻（ǎi）、皆韻（ʌi）、肴韻（ǎu）、刪韻・鎋韻（ǎn・ǎt）、山韻・黠韻（ʌn・ʌt）、銜韻・狎韻（ǎm・ǎp）、咸韻・洽韻（ʌm・ʌp）などである。ややこしい説明よりはむしろ、左の実例のほうがわかりやすかろう。

（イ）　麻韻（韻母はǎ）

家 kǎ（ケ・か）　下 ɦǎ（ゲ・か）　牙 ŋǎ（ゲ・が）　化 huǎ（クェ・くゎ）　華 ɦuǎ（グェ・くゎ）　馬 ma（メ・ば）

（ロ）　佳韻・皆韻（韻母は ǎi・ʌi）

解 kǎi（ケ・かい）　芥 kǎi（ケ・かい）　礙 ŋʌi（ゲ・がい）　快 kuǎi（クェ・くゎい）　懐 ɦuʌi（ヱ・くゎい）

（ハ）　肴韻（韻母 ǎu）

教 kǎu（ケウ・かう）　交 kǎu（ケウ・かう）　豹 pǎu（ヘウ・はう）　抄 tʂ'ǎu（セウ・さう）

(ニ) 刪韻・山韻(韻母 ǎn・ʌn)と鎋韻・黠韻(ǎt・ʌt)

間 kʌn(ケン・かん)　顔 ngǎn(ゲン・がん)　山 ṣʌn(セン・さん)　刹 ṣʌt(セチ・さつ)　殺 ṣǎt(セチ・さつ)

(ホ) 銜韻・咸韻(韻母 ǎm・ʌm)と狎韻・洽韻(ǎp・ʌp)

監 kǎm(ケム・かむ)　咸 ɦʌm(ゲム・かむ)　夾 kʌp(ケフ・かふ)

(2) 漢語の元韻 ɪʌn・月韻 ɪʌt と厳韻 ɪʌm・業韻 ɪʌp・凡韻 ɪ(u)ʌm、乏韻 ɪ(u)ʌp は、呉音ではオ段に訳した。ところが唐代にはいると、元・月韻は仙・薛韻 ɪɛn・ɪɛt に合流し、厳・業韻は塩・葉韻 ɪɛm・ɪɛp に合流する。つまりエン・エム型になったわけである。そこで漢音ではこれらをエ段に訳する。これも実例を示そう。

(イ) 元韻・月韻(ɪʌn・ɪʌt)

建 kɪʌn(コン・けん)　言 ŋɪʌn(ゴン・げん)　権 gɪuʌn(ゴン・けん)　反 pɪʌn(ホン・はん)　越 ɦɪuʌt(ヲチ・えつ)　発 pɪuʌt(ホチ・はつ)

漢音ではケン・ゲン・エツのようにエ段に移るけれども、ただ唇音においては、唐末にΦ→fが新たに生じたために、「反(はん)・発(はつ)」のように開いた母音となる。つまり「反」は pɪuʌn→fan と変わったわけである。「返(へん)」のようにエ段に読むものは少ない。

(ロ) 厳韻・凡韻(ɪʌm)と業韻・乏韻(ɪʌp)

厳 ŋɪʌm(ゴム・げむ)　凡 bɪʌm(ボム・はむ)　梵 bɪʌm(ボム・はむ)　業 ŋɪʌp(ゴフ・げふ)　劫 gɪʌp(ゴフ・けふ)　法 pɪʌp(ホフ・はふ)

漢音ではゲム・ゲフ・ケフのようにエ段に移るが、ただ唇音においては、唐末に新たにΦ→fの音が生じたために、「凡(はむ)・法(はふ)」のように、開いた母音となる。つまり「法」は pɪuʌp→fap と変わったわけである。

(3)　漢語の斉韻eiを、呉音ではアイ型、漢音ではエイ型に訳する。

西 sei(サイ・せい)　体 t'ei(タイ・てい)　題 dei(ダイ・てい)　帝 dei(ダイ・てい)　礼 lei(ライ・れい)
米 mei(マイ・べい)

(4)　漢語の青韻eŋ、庚韻ɪʌŋ・ɪuʌŋ、清韻iɛŋを呉音ではヤウ型に訳し、入声の錫韻ek、陌韻ɪʌk・ɪuʌk、昔韻iɛkをヤク型に訳する。漢音では、エイ・エキ型に訳する。

青 tseng(シャウ・せい)　生 ʂɛng(シャウ・せい)　井 tsiɛng(シャウ・せい)　京 kɪɛng(キャウ・けい)
経 keng(キャウ・けい)　形 ɦeng(ギャウ・けい)　名 miɛng(ミャウ・めい)　昔 siɛk(シャク・せき)
責 tʂɛk(シャク・せき)　暦 lek(リャク・れき)　尺 tʃ'ɪɛk(シャク・せき)　碧 piɛk(ヒャク・へき)　益
·yiɛk(ヤク・えき)

この斉韻・青韻・清韻などは、漢語としては、どうしてもe・ɛのようなエ類の韻母を含んでいたと考えられ、したがって漢音の訳のほうが自然である。なぜ呉音でこれを「斉(サイ)・青(シャウ)・暦(リャク)」のようなア類・ヤ類の母音に訳したものか、その原因は千古の謎である。たぶん六朝の漢語が六、七世紀に朝鮮に伝わったさい、百済の漢字音に、このような特殊な癖が生じて、それが呉音に影響したのだろうと考えられるが、なお推測の域を出ない。

(5)　漢語の欣韻ɪən・迄韻ɪətは、呉音ではオン・オチ型に訳す。また真韻・質韻には三等字と四等字とがあり、前者は介音が弱いɪであるから、ɪĕn・ɪĕtという形は、欣韻・迄韻にすこぶるよく似ている。そこで呉音では、この真・質韻の三等字だけをオン・オチ型に訳し、四等字はイン・イチ型に訳した。ところが漢音では、欣迄・真質韻の字は、すべてイン・イツ型に訳した。

(イ)　欣韻・迄韻

隠 ·ɪən(オン・いん)　欣 hɪən(コン・きん)　近 gɪən(ゴン・きん)　乞 k'ɪət(コチ・きつ)

(ロ)　真韻・質韻の三等字

銀 ŋɪĕn(ゴン・ぎん)　巾 kɪĕn(コン・きん)　乙・ɪĕt(オチ・いつ)

真・質韻の四等字は、強い介音iを含んでおり、iĕn・iĕtという形であった。呉音でも四等字と舌音歯音の字はすべてイン・イチという形となる。例――「引(イン)　一(イチ)　緊(キン)　吉(キチ)　貧(ヒン)　匹(ヒチ)　身(シン)　失(シチ)　人(ニン)　日(ニチ)」。このように三等「乙(オチ)・ɪĕt」―四等「一(イチ)・iĕt」を区別するほどの細かさが呉音に認められるのはおもしろい。(注)「隠密(オンミチ)・近衛(コノヱ)」などは呉音読み。

(6)　漢語の侵韻・緝韻にも三等字と四等字があった。三等は介音が弱く、ɪəm・ɪəpという形である。呉音では前記5項の場合と同じく、これをオム・オフ型に訳する。漢音ではすべてイム・イフ型となってしまう。

金＝今 kɪəm(コム・きむ)　檎 gɪəm(ゴム・きむ)　陰・ɪəm(オム・いむ)　品 bɪəm(ボム・ひむ)　音・ɪəm(オム・いむ)　邑・ɪəp(オフ・いふ)

(注)「金色(コムジキ)　今昔(コムジャク)　音楽(オムガク)　陰陽師(オムヤウジ)」などは呉音読み。

(7)　漢語の侯韻əu・尤韻ɪəu・iəuなどの字を、呉音では短かくウ・ユ型に訳するが、漢音では長くオウ・イウ型の二重母音に訳する。

口 k'əu(ク・コウ)　後 ɦəu(ゴ・こう)　頭 dəu(ヅ・とう)　斗 təu(ツ・とう)　有 ɦɪəu(ウ・いう)

留 lɪəu(ル・りう)　就 dziəu(ジュ・しう)　由 yiəu(ユ・いう)

呉音のもととなった六朝の漢語では、おそらく侯韻uu、尤韻ɪuu・iuuであった。そこで呉音ではウ・ユ型に訳した。唐代には、侯「əu」尤「ɪəu・iəu」のような明白な二重母音となったので、漢音ではすべてオウ・イウ型に訳するようになった。

(8)　漢語の之韻「碁(ゴ)・己(コ)」、支韻「是(ゼ)・施(セ)」などの呉音には、古い和音読みの影響もあろうが、とにかくオ段、エ段に読む不規則な例があった。ことに微韻ɪəi・ɪuəiは、エ段乙類に読まれるのが、むしろ呉音の常例である。漢音

ではすべてイ段となる。

衣・ıəi(エ・い)　依・ıəi(エ・い)　気 kıəi(ケ・き)　希 hıəi(ケ・き)　戯 hıəi(ケ・ぎ)　以上は微韻。

己 kıə̆i(コ・き)は之韻。　施 ʃıĕ(セ・し)は支韻。

六朝時代には「微韻 ıəi　之韻 ıə̆i・iə̆i　支韻 ıĕ・iĕ」のように、それぞれəやeなどの短い母音を含んでいたので、呉音ではエ段やオ段に訳される字もあった。だが唐代には、すべてイ型の韻母(ıi・ii)に統一されてしまうので、漢音でもいちょうにイ段に訳したわけである。やはり時代の違いと言うべきであろう。

(9) 東韻 uŋ は、呉音ではウ型に訳する。だが唐代には、東韻 uŋ は冬韻 oŋ と合流してしまうので、漢音ではオウと訳するようになった。

工 kuŋ(ク・こう)　功 kuŋ(ク・こう)　空 k'uŋ(クウ・こう)　通 t'uŋ(ツウ・とう)　風(鳳) pıuŋ(フウ・ほう)。(注)「細工・功徳・通釈」などは呉音読み。

「風」のように古くから日本語化したものは呉音だけを使い、「鳳」のように漢籍による机上の知識にすぎぬものは、漢音だけしか使われていない。

細かい点ははぶいて、呉音・漢音のおもな違いだけを示したが、それでもかなり厄介な説明となった。ただここで注意していただきたいのは、呉音・漢音の違いが、個々別々の偶然的なものではなしに、漢語の原型の変遷に対応した、きわめて体系的な違いだという点である。だからこそ、その説明には、六朝の漢語と唐代長安語の相違という、根本的な問題をとらえねばならない。

### 3　いわゆる『詩韻』

北宋・南宋・元代には、手工業の勃興と商易・交通の発達にともなって、南と北に共通語が生まれてきて、階層の

別を問わず、それぞれに方言訛りをまじえながらも、およそ共通の場で話を通じうるようになってきた。北では洛陽・開封(北宋の都、汴京)・大都(元の都、今の北京)が中心であり、南では、金陵(今の南京)・蘇州・杭州(南宋の都)・寧波が中心であった。この南北の共通語は、『切韻』『広韻』式の体系に比べると、それぞれに体系がぐっと簡素化し、㈠かつては区別された韻母が合流し、㈡従来なかったf wなどの声母(軽唇音という)がp組m組(重唇音という)の中から発生し、㈢ŋ(疑母)が消滅しはじめ、㈣北方では(すでに唐末から)、声母の清〜濁の区別がなくなり、㈤ṭ組(舌上音)がなくなってtṣ組とtʃ組(歯上音と正歯音)のどちらかに合流し、㈥北方では入声が消滅し、南方でも入声の区分が簡単化しはじめた。

たとえば、一(・iět)、六(lɪok)、十(ʒɪəp)はいずれも入声で、隋・唐時代には最後が -t -k -p に終わっていた。そこで日本では チーツークーキーフ に終わるように訳音したのである。だがこれらは、北宗の中ごろの開封では、一(・iět→ie→i)、六(lɪok→liou)、十(ʒɪəp→ʃɪə→ʃɪ)のように、もはや韻尾のつまらない音に変わった。また東(tuŋ)—冬(toŋ)のように近似した音は合体してしまう。濁音の伴(buan)と清音の半(puan)とは、ともに清音(ハン)(pan)に合流してしまう。またかつては返(pɪan→pɪɛn)であったのが、いまや返(fan)となった。

言語がこう変化しては、とても旧来の韻書は使えない。北宋の『礼部韻略』は、『広韻』の「同用例」を公認して、なんとかやりくりを試みたが、いずれは当代に適した新しい韻書が作られる必要があった。南宋の熊忠の『古今韻会挙要』と元の周徳清の『中原音韻』は、その代表である。だが中国の文人や官僚はいたって保守的なもので、なんとか『広韻』の韻目を合併して、新しい時代のことばの体系に多少ともつじつまを合せようと試みた。このころにも科挙の試験にさいして、韻文を作らせたが、そのさいに押韻の基準として使わせた『広韻』『礼部韻略』などの改訂版ともいうべき韻書——その一例が宋の時代にできた『壬子新刊礼部韻略』(平水の劉淵作、一二五二年)で、この書は、『広韻』の二〇六韻を、一〇七韻に減らしている。のち金のころ科挙に使われた『平水新刊礼部韻略』(王文郁)では、

表 12 『平水韻』(詩韻)の韻目表

| | 平 | 同左に合併された韻 | 上 | 去 | 平上去の発音 | 入 | 同左に合併された韻 | 入の発音 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 東 | 東 | 董 | 送 | uŋ iuŋ | 屋 | 屋 | uk iuk |
| 2 | 冬 | 冬 鍾 | 腫 | 宋 | oŋ ioŋ | 沃 | 沃 燭 | ok iok |
| 3 | 江 | 江 | 講 | 絳 | ǎŋ iǎŋ | 覚 | 覚 | ǎk iǎk |
| 4 | 支 | 支 脂 之 | 紙 | 寘 | i iui | | | |
| 5 | 微 | 微 | 尾 | 未 | iəi iuəi | | | |
| 6 | 魚 | 魚 模 | 語 | 御 | o io | | | |
| 7 | 虞 | 虞 | 麌 | 遇 | iu | | | |
| 8 | 斉 | 斉 祭 廃 | 薺 | 霽 | iei iuei | | | |
| *9泰 | | | | 泰 | ai uai | | | |
| 9 | 佳 | 佳 皆 夬 | 蟹 | *卦 | ǎi iǎi uǎi | | | |
| 10 | 灰 | 灰 咍 廃 | 賄 | 隊 | əi uəi | | | |
| 11 | 真 | 真 諄 臻 | 軫 | 震 | iěn iuěn | 質 | 質 術 櫛 | iět |
| 12 | 文 | 文 欣 | 吻 | 問 | iuən iən | 物 | 物 迄 | iuət iət |
| 13 | 元 | 元 魂 痕 | 阮 | 願 | ion iuon on | 月 | 月 没 | iot iuot ot |
| 14 | 寒 | 寒 桓 | 旱 | 翰 | an uan | 曷 | 曷 末 | at uat |
| 15 | 刪 | 刪 山 | 潸 | 諫 | ǎn iǎn uǎn | 黠 | 鎋 黠 | ǎt iǎt uǎt |
| 16 | 先 | 先 仙 | 銑 | 霰 | ien iuen | 屑 | 屑 薛 | iet iuet |
| 17 | 蕭 | 蕭 宵 | 篠 | 嘯 | ieu | | | |
| 18 | 肴 | 肴 | 巧 | 効 | ǎu iǎu | | | |
| 19 | 豪 | 豪 | 皓 | 号 | au | | | |
| 20 | 歌 | 歌 戈 | 哿 | 箇 | a ua | | | |
| 21 | 麻 | 麻 | 馬 | 禡 | ǎ uǎ iǎ ie | | | |
| 22 | 陽 | 陽 唐 | 養 | 漾 | aŋ uaŋ iuaŋ | 薬 | 薬 鐸 | ak uak iuak |
| 23 | 庚 | 庚 耕 清 | 梗 | 敬 | ɛŋ uɛŋ iɛŋ iuɛŋ | 陌 | 陌 麦 昔 | ɛk uɛk iɛk iuɛk |
| 24 | 青 | 青 | 迥 | 径 | ieŋ iueŋ | 錫 | 錫 | iek iuek |
| 25 | 蒸 | 蒸 登 | 拯 | 證 | əŋ iəŋ | 職 | 職 徳 | ək iək |
| 26 | 尤 | 尤 幽 侯 | 有 | 宥 | əu iəu | | | |
| 27 | 侵 | 侵 | 寝 | 沁 | iəm | 緝 | 緝 | iəp |
| 28 | 覃 | 覃 談 | 感 | 勘 | am | 合 | 合 盍 | ap |
| 29 | 塩 | 塩 添 厳 | 琰 | 豔 | iəm | 葉 | 葉 帖 業 | iep |
| 30 | 咸 | 咸 銜 凡 | 豏 | 陥 | ǎm iǎm | 洽 | 洽 狎 乏 | ǎp iǎp |
| 備考 | *9 泰は去声のみゆえ，＊をつける．劉淵は上表の迥拯を併合，計 107 韻．金代に去声の径證を併合して計 106 韻． | | | | | | | |

さらに一韻をへらして一〇六韻とした。それを俗に『平水韻』と呼ぶ。
金・元・明の詩人や受験生たちは、みなこの『平水韻』を手もとにおいて韻文を作ったので、やがてこれが『詩韻』と呼ばれるようになった。日本の江戸時代の漢学者や、明治・大正の学者先生が、詩を作るのにひもといた虎の巻は、すべてこの系統の簡略韻書であるので、その韻目合併の情況を表12に示しておこう。

## 六 唐宋音の源流 ——杭州を中心とする江南共通語——

北宋は河南の開封に、元は今の北京に都を定めた。宋・元のころになると、華北・華中にはかなり広い地域にわたって話される、一種の共通語が成立していた。当時の人たちは、それを「中州の音」「中原の音」などと呼んでいた。ところが、宋朝は北から侵入した金や元の圧力にたえかねて、江南の杭州(当時の臨安)に都を移した(以後、南宋という)ために、「中原のことば」が、遠く江南の地に移植された。このとき北方から避難して杭州に移り住んだ人々が多かったため、しぜんに杭州のことばも、今までの江南訛りがよほど磨滅して、「中原のことば」と似た体系をもつに至ったのである。

北の開封と南の杭州とは、当時の二大都会であり、商業や手工業はもちろんのこと、民間の演芸や娯楽がめざましい発達をとげ、賑やかな街々に大道芸人が蓆(むしろ)をつらねるというさまであった。禅宗の中心は、南では浙江の羅浮山、北では山西の五台山、それに隋・唐以来の霊場として名高い、江西の廬山、陝西の華陰山などであった。鎌倉・室町時代に往来した僧侶たちの目ざしたのは、これらの霊場ではあったが、往復の道はおもに浙江の杭州や福建の泉州を経由した。日本に渡来した僧侶たちも、南の人たちが多い。そこで唐宋音のもとをなした中国語はといえば、どうしても、杭州あたりのことばを念頭に浮かべねばなるまい。

一四世紀ごろの杭州語は、前述のように、中原の共通語に近い簡素な韻母の体系を備えていたが、北方ではもう清～濁の区分がなくなっていたのに、杭州ではまだ声母に濁音を保存していた。その点だけを除けば、次にあげる諸特徴においては、北方の中原共通語とほぼ同じ姿であったと考えられる。そしてこの特色が、そのまま日本の唐宋音の特色となった。

(1) 入声には唐代まで -t -p -k に終わる三種の型があった。たとえば、八(pat ハチ)・六(liok ロク)・十(ʒiəp ジフ)などがそれである。宋代にはいると、この -t -p -k の三型がともにあいまいな促る音となって合流した。口語では促音の痕跡もなくなった。つまり入声は消滅したのである。

(2) 『広韻』の歌韻(a)・戈韻(ua)のような広いアを含む韻母が、宋・元時代にはʌ(オ)に変わってきた。たとえば、歌 ka→kʌ・果 kua→kuʌ のように変化する。

(3) 『広韻』の桓韻 uan は、右の項の変化と並行して、uan→uʌn(オン)に変わってきた。たとえば、官 kuan→kuʌn・暖 nuan→nuʌn と変化した。

(4) 『広韻』の支・之・脂三韻のうち、ts や s のような歯頭音をもつことばは、宋・元時代に tsiː→tsɯ・siː→sɯ と変わった。つまりツイ・スイとは発音せず、ツー・スーとあいまいな、ウ型の母音をそえて発音するようになった。

(5) 『広韻』の模韻(o)のことばは、宋・元代には o→u と変わる。つまり歌韻(a)がʌ(オ型)になってきたため、それと区別する必要から、おのずと模韻はウ型に転じていったのである。たとえば、庫(ko→ku)、胡(ho→hu)など。

(6) 『広韻』では、舌上音(ṭ ṭʻ ḍ など)と正歯音(tʃ tʃʻ dʒ ʃ ʒ など)は、明白に区別された。たとえば知(ṭ、舌上音)は、漢音ではチと訳し、支(tʃ、正歯音)は、シと訳して区別した。ところが唐末には、もう両者がtʃ(またはtṣ)に合流する傾向が現われていたが、宋・元代には、完全に混同する。こうなると日本では、知客の知(シ)、喫茶の茶(サ)のように、かつての舌上音をサ行で音訳するようになる。

(7) 『広韻』の匣母ɦと暁母hとは、北方では摩擦の強い〔ɣ〕と〔x〕に発音され、南方では摩擦の弱い〔ɦ〕〔h〕であった。とくに江南地区のɦは「やわらかい声立て」となる傾向が強い。和(ɦua)は漢音クヮ(摩擦が強いɣua→xua)、呉音ではヮ(摩擦が弱いɦua→ua)、唐宋音では和尚の和(ヲ、やわらかい声立てɦuʌ→uʌ)のような違いがある。

右のような中世の江南共通語の特色は、南宋の熊忠『古今韻会挙要』と、それを底本としたと思われる元の朱宗文『蒙古字韻』とに、よく現われている。周徳清の『中原音韻』は最も体系がよく整理されているが、北方語に偏していて南宋の江南語の体系を考えるには適切でない。そこで前二者を資料として、説明に関係のある部分だけをぬき出してみよう。

『蒙古字韻』は、一東、二庚、三陽、四支、五魚、六佳、七真、八寒、九先、一〇蕭、一一尤、一二覃、一三侵、一四歌、一五麻の一五韻類に大別するが、これは韻図の一六摂に似た大まかな枠にすぎず、各韻類の中では、パスパ文字を用いて細かく韻母の発音を示している。『古今韻会挙要』は、平声三〇、上声三〇、去声三〇(入声一七)に分けているが、これが実際の韻母の数である。

(1) 入声の消滅

『広韻』『韻鏡』は、入声を陽類(-ŋ -n -m)に対応するものとして扱い、-ŋ〜-k、-n〜-t、-m〜-pが整然と対置されて並んでいた。ところが『挙要』では入声を陰類(-i -u ゼロ韻尾など)に対応させている。『蒙古字韻』の音注(服部式転写を、漢語に適するよう修正して→で付記する)を付して、左に若干の例をあげる。

『蒙古字韻』 『韻会挙要』 〈注〉

四 支の部 〈平上去入〉

ki→kɪ 羈己寄訖。 訖はkɪet→kɪei→kɪ

kuɛ→kuəi 媯軌媿国。 国はkuək→kuəi

五　魚の部　〈平上去入〉

ku→ku　孤　古　顧　穀。　穀は kuk→ku

keu→kiu　居　挙　拠　匊。　匊は kɪuk→kiu

一〇　蕭の部　〈平上去入〉

kaw→kau　高　皐　誥　各。　各は kak→kau

kɛw→kɪɛu　驕　矯　橋　脚。　脚は kɪak→kɪɛu

一四　歌の部　〈平上去入〉

ko→kʌ　歌　哿　箇　葛。　葛は kat→ka→kʌ

kŭo→kuʌ　戈　果　過　括。　括は kuat→kua→kuʌ

『挙要』に入声と書いてある訖、国、穀……などはもはや促音韻尾を失って、実際には平上去声の字と同じ韻母となっていたことが明らかである。それを反映するのが、唐宋音の次の例である。

竹篦(シッペイ)　石灰(シックイ)　行脚(アンギャ)　知客(シカ)

などの竹(ţɪuk、漢音チク)、石(ʒɪɛk、呉音ジャク、漢音セキ)、脚(kɪak、漢音キャク)、客(kʌk、漢音カク)などは入声であり、いずれも-k韻尾をもっていたが、唐宋音では、たんなる促音となるか、または消えている。

(2)　歌韻はア型からオ型へ

『蒙古字韻』　『韻会挙要』　〈注〉

一四　歌の部　〈平上去入〉

o→ʌ　歌。　哿　箇　葛　歌は ka→kʌ

ŭo→uʌ　戈。　果　過　括　戈は kua→kuʌ

それを反映したのが、唐宋音の湯婆の婆、火燵の火、和尚の和などである。婆・火・和は『広韻』の戈韻系の字で、婆 bua→p'uʌ、火 hua→huʌ、和 ɦua→ɦuʌ のように変化した。

(3) 桓韻はワン型からオン型へ

『蒙古字韻』『韻会挙要』〈注〉

八　寒の部〈平上去入〉

| | | |
|---|---|---|
| an→an | 干笥肝× | 一等寒韻の字 |
| on→ʌn | 官管貫× | 一等合口桓韻の字 |
| ŭan→uan | 関撰慣× | 二等刪・山韻合口の字 |
| ĭan→ian | 間簡諫× | 二等刪・山韻の字 |

『広韻』の桓韻に限って kuan→kuʌn と変化したのである。それを反映する唐宋音は、胡乱の乱、蒲団の団、暖簾の暖、緞子の緞などである。乱・団・暖・緞などは、いずれも『広韻』の桓韻系の字で、それが乱 luan→luʌn、暖 nuan→nuʌn、団 duan→t'uʌn、緞 duan→duʌn のように変化したのであった。

(4) 支・之・脂韻の歯頭音はシからスへ

『蒙古字韻』『韻会挙要』〈注〉

四　支の部〈平上去入〉

hi→ɯ　貲紫恣櫛　tsii→tsɯ と変化

これを反映する唐宋音は、椅子の子、緞子の子、箪笥の笥など。『広韻』では子 tsii、笥 sii のようにイ型の韻母をもっていたから、漢音ではシと音訳した。しかし漢語の ts や s は、舌尖をまともに前歯の端に接するために舌面を平らに上げにくい。いつしか舌尖を歯に接したままの位置で狭い母音を発するようになり、あいまいな tsɯ・sɯ の音

となった。

(5) 模韻はオ型からウ型へ

『蒙古字韻』『韻会挙要』〈注〉

五　魚の部　〈平上去入〉

u↓u　孤古顧穀　『広韻』では模の韻oに属する字

eu↓iu　居挙拠匊　『広韻』では魚の韻ioに属する字

『蒙古字韻』のパスパ注音が、明確にオ型からウ型となったことを示している。唐宋音にそれが反映した例は、庫裡の庫、栗鼠の鼠、胡散の胡など。『広韻』の庫ko→ku、鼠ʂɪo-ʂu、胡ɦo→ɦu と変わったものである。

(6) 舌上音は正歯音と合流

唐宋音に反映した例は、知客の知、竹篦の竹、喫茶の茶など。たとえば知は ʈɪě→tʃɪ、茶は ɖɪa→tʃ'ɪa、竹は ʈɪuk→tʃɪu となったので、日本ではサ行で音訳した。

(7) ɦの一部は「やわらかい声立て」に

『古今韻会挙要』は、従来の匣母(ɦ)を二分して、合母(ʌ・uʌ・uʌn・uʌŋ・u・uəi・uən・ɡən・əu・au・ai・an・aŋ などの前に立つ)と匣母(介音iの前に立つ)とに分けている。この合母が「やわらかい声立て」であり、唐宋音で胡・和・黄などに音訳されるものであろう。また当時のいわゆる匣母は、おそらくyに似た音ではあるまいか。

(8) 漢音では、-ŋに終わることばを、「東　蒸　青　清」のように、—ウ・—イのどちらかの長音に訳している。たぶん最初は「トウング」「セイング」のように、いくらか鼻にかけて長めに発音したものであろう。(「西方」というときには、セイまたはサイは濁らないが、「東西」というときには濁る。「東」のウの鼻音が「西」のsに響いて濁ったものであろう。一二八ページ参照)これは唐代の長安語で、-ŋ型をこういう傾向に発音したためらしい。一二七ペ

ージにのべたとおり、唐末に作られたウイグル訳の『大唐三蔵法師伝』をみても、三蔵を san-coo、長安を coo-an と記してあり、「蔵・長」のような-ŋに終わることばを、長く伸ばして音訳している。

ところが宋・元時代には、韻尾の-ŋは明らかに、ングと鼻にぬいて発音した。江南の杭州あたりでは、おそらく-nと同じに、ンと鼻にかけた。(今日の杭州語がそうである。)そこで唐宋音でも、「経(キン)・亭(チン)・鈴(リン)・瓶(ビン)・吊灯(チャウチン)の灯(チン)・行燈(アンドン)の行(アン)と燈(トン)」のように、ン型に訳する。(漢音なら、「経(ケイ)・亭(テイ)・鈴(レイ)・瓶(ヘイ)・灯(テイ)・行燈(カウトウ)」のように、ーイかーウの長音に読む。)

このような唐宋音の特色は、今日の北京語によく似ている。なぜなら、今の北京語は宋・元時代の中原の共通語の、直系の子孫であり、日本の唐宋音とは〝またいとこ〟ぐらいの縁はある。よく似ているのも当然だと言えよう。

# 七 上古漢語

## 1 上古の韻部と諧声音符表

上古漢語の研究はまず『詩経』をはじめ、西暦紀元前の文献の韻のよみ方を分類整理することから始まった。明末の陳第『毛詩古音考』や清初の顧炎武の『音学五書』がその先導となり、やがて清朝の段玉裁の「古音一七部」の説が登場し、戴震が、陽類(-ŋ -n -m型の韻)――陰類(中古の-i -uとゼロ韻尾をもつ韻)――入類(-k -t -p型の韻)が三角の対応関係をなすはずだという体系論を発表した。今日ではその後、さらに分類・整理が進んで、周・秦の韻部は左記のように三〇部に分類されている。各部には、中古の韻の名を一つ選んで名づけている。ここで部(または韻部)というのは、中世の韻図の一六摂に当たるような広い枠である。上古の押韻法は、大まかで、たとえば an uan ǎn uǎn æn uæn ɪan ian ɪuan iuan 型の韻は、すべてアン型の仲間として押韻が許された。上古の三〇部を陰類―入類―陽類

が対応する形に整理して、各部の代表的な韻母の発音を示すと、次のようになる。

| | 〈陰類〉 | 〈入類〉 | 〈陽類〉 | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 之部 əg | —之部入声 ək | —蒸部 əŋ | |
| 2 | 幽部 og | —幽部入声 ok | —中部 oŋ | |
| 3 | 宵部 ɔg | —宵部入声 ɔk | —× | |
| 4 | 侯部 ug | —侯部入声 uk | —東部 uŋ | |
| 5 | 魚部 ag | —魚部入声 ak | —陽部 aŋ | |
| 6 | 支部 eg | —支部入声 ek | —耕部 eŋ | |
| 7 | 歌部 ar | —祭月部 ad at | —元部 an | (ad 型は、もっぱら中古の去声となる) |
| 8 | 微部 ər | —隊術部 əd ət | —文部 ən | (əd 型は、中古の去声に) |
| 9 | 脂部 er | —至質部 ed et | —真部 en | (ed 型は、中古の去声に) |
| 10 | × | —緝部 əp | —侵部 əm | |
| 11 | × | —葉部 ap | —談部 am | |

この分類は『詩経』の中で押韻している二三〇〇余字のうち、どれとどれが韻をふむか(つまり同種の韻母をもつか)を系連法によって整理し、それを他の先秦の文献(『論語』『老子』『楚辞』など)の押韻例をも参考にして、分類整理したものである。

ところで漢字の八割強が形声文字(諧声文字とも)である。たとえば(a)弋↓代・貸・式・試・弑・識・熾……などは「弋」を音符とする仲間であり、(b)由↓抽・冑・油・軸・笛……などは「由」を音符とする仲間である。(a)を「弋の諧声系列」といい、(b)を「由の諧声系列」と呼ぶ。『詩経』の押韻字の中には(a)弋・式・忒・試・熾などが含まれる

が、それらはすべて「之部」の字とのみ押韻している。また『詩経』の中には(b)由・抽・妯・軸・迪などが含まれるが、それらは全部「幽部」の字とのみ押韻し、他の部の字と押韻することはない。そこで前記の各部に、どのような諧声系列が含まれるかを、その「音符」を代表者として示しておけば、何百何千という字例を挙げなくても、特定の諧声系列に属するすべての形声文字が、上古のどの部に属したかを知ることができて、すこぶる便利である。こうして各部ごとの「諧声音符表」が作られた。本稿ではその全部を挙げることはできないので、例として歌部と支部とをあげてみよう。（全表は拙稿「上古漢語の音韻」『中国文化叢書 I 言語』大修館、一九六七年、参照）

(イ) 歌部に属する諧声音符

〔舌音〕多・它・吹・离・也・垂・朶・隋・離・羅・麗・羸・那。〔歯音〕左・叉・差・沙・貨・坐。〔牙喉音〕可・加・戯・為・禾・果・咼・化・鬳・我・瓦・臥。〔唇音〕皮・罷・麻など。

(ロ) 支部に属する諧声音符

〔舌音〕知・帝・支・厂(虒)・氏・是・只・卮・累・爾・児。〔歯音〕斯・此。〔牙喉音〕圭・巂・企・兮・規・醯・解・厃(危)・啓・畫(画)・系・奚・繋。〔唇音〕卑・買・𠂢(派)・芉など。

歌部(ar)も支部(eg)も、その中にはar eg以外に、多くのそれと似た韻母の仲間を含んでいたに違いない。この両部に属する多くの字が、中古の隋唐漢語でどれどれの韻に入ったかを図示して、その原型となるべき上古漢語の韻母との関係を示すと次のようになる。

| 歌部〈等呼〉 | | 〈上古〉 | | 〈中古〉 | | 〈例字〉 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 開 | ar | ↓ | a | 歌韻 | 歌 kar→ka |
| 1 | 合 | uar | ↓ | ua | 戈韻 | 過 kuar→kua |
| 2 | 開 | ăr | ↓ | ă | 麻韻 | 砂 săr→ṣă |

| 等 | 開合 | 推定音 | | 後の音 | 韻 | 例 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 合 | uǎr | ↓ | uǎ | 麻韻 | 化 huǎr→huǎ |
| 2' | 開 | ǎd | ↓ | ǎi | 佳韻 | 介 kǎd—kǎi |
| 2' | 合 | uǎd | ↓ | uǎi | 佳韻 | 敗 puǎd—puǎi |
| 4 | 斉 | iar | ↓ | iǎ | 麻韻 | 嗟 tsiǎr—tsiǎ |
| 3 | 斉 | ɪǎr | ↓ | ɪě | 支韻 | (牙喉唇音のみ)皮 bɪǎr→bɪě |
| 4 | 斉 | iǎr | ↓ | iě | 支韻 | (舌歯音のみ)移 ḍiǎr—yiě |
| 3 | 撮 | ɪuǎr | ↓ | ɪuě | 支韻 | (牙喉唇音のみ)為 ɦɪuǎr→ɦɪuě |
| 4 | 撮 | iuǎr | ↓ | iuě | 支韻 | (舌歯音のみ)髄 siuǎr—siuě |
| **支部** | | | | | | |
| 2 | 開 | ěg | ↓ | ǎi | 佳韻 | 解 kěg—kǎi |
| 2 | 合 | uěg | ↓ | uǎi | 佳韻 | 卦 kuěg—kuǎi |
| 2' | 開 | ěg | ↓ | ʌi | 皆韻 | 鞋 ɦ(u)ěg—ɦʌi |
| 2' | 合 | ueg | ↓ | uʌi | 皆韻 | 膘 luěg→luʌi |
| 3 | 開 | ɪeg | ↓ | ɪě | 支韻 | 知 tɪeg—ṭɪě |
| 4 | 開 | ieg | ↓ | iě | 支韻 | 企 kieg→kiě |
| 4 | 撮 | iueg | ↓ | iuě | 支韻 | 規 kiueg→kiuě |
| 仮 | 4 | eg | ↓ | ei | 斉韻 | 帝 deg→dei |
| 仮 | 4 合 | ueg | ↓ | uei | 斉韻 | 圭 kueg→kuei |

## 2 上古韻の隋唐漢語への残影

ここで特に上古の歌部と支部とを取り上げたのは、中古漢語の支韻において、唇音・牙音・喉音になぜ三等字―四等字の区別があったかを明らかにするためである。右にあげた対照表に示されるとおり、上古の歌部から中古の支韻に入ってきたものと、上古の支部から支韻に入ってきたものとがある。つまり中古の支韻は、上古の歌部系十上古の支部系の混成部隊なのである。そのさい、歌部系の字(皮・縻・奇・宜・椅など)は三等となり、支部系の字(卑・婢・弭・企・規など)は四等となる。また、「皮」の諧声系列(皮―陂―皱など)は三等字となり、「卑」の諧声系列(卑―俾―婢―陴など)は四等字となる。僅かな例外もあるが、右の原則を崩すほどのものではない。してみると、日本の上代特殊かなづかいに現れたキヒミの乙と甲の区分は、隋唐漢語の三等―四等の差違を反映すると同時に、じつは上古漢語の歌部系と支部系という遠い源流の違いを反映するものでもある。同じように、隋唐の真韻(入声は質韻)にも三等―四等の区別があるが、その三等字は上古の文部(ən)系に由来し、四等字は上古の真部(en)系に由来する。

日本の上代特殊かなづかいのうち、隋唐の之韻(ɪəĭ・iəĭ)に属する字がオ段(乙)に読まれることは、先に触れた。己(コ)・碁(ゴ)・期(ゴ)などはそれが呉音読みの中に含まれて、今日まで残ったものであり、じつは里(ロ)・止(ト)・已(ロ)・意(オ)などもこの仲間である。隋唐の之韻に属する字は、おもに上古の之部(əg)系に由来するもので、

| | 〈上古〉 | 隋唐 | 唐末 |
|---|---|---|---|
| 里 | lɪəg | →lɪəĭ | →lɪi (脂・支韻と合流) |
| 止 | tiəg | →tʃɪəĭ | →tʃɪi(同右) |
| 已 | ḍiəg | →yiəĭ | →yii (同右) |

意　•ɪəg →•ɪəi →•ɪi（同右）

のように変化した。古きに遡るほど、核母音の〔ə〕が明白に聞こえたはずである。そこで六朝時代の発音は、日本人には里(ロ)・止(ト)・已(ヨ)と聞こえたのであろう。

また特殊かなづかいのうち、宜(ガ)・義(ガ)などは、前項に示したように、上古の歌部（ar）から隋唐の支韻三等に入ってきたもので、

〈上古〉　三国六朝　隋唐　唐末

宜・義　ŋɪar →　ŋɪa　→ ŋɪě → ŋɪi

と変化した。これらのことばは古く遡るほど、核母音の〔a〕が明白に聞こえる。六朝時代の発音は、日本人には宜(ガ)と聞きとれたであろう。

## 3　上古声母の六朝漢語への残影

止という字は、隋唐では tʃɪəi であるから、日本ではシと訳音したが、「止」は片仮名・平仮名の「ト」「と」の原字でもある。また『日本書紀』には、木里(モクリ)満至(マンチ)（雄略紀）のように、至（tʃɪi）をチと読ませたような例が散見する。これは上古漢語の声母体系の名残りが反映したものである。

上古の声母体系を考える鍵は二つある。その一つは、諧声系列のうち、中古のどの声母とどの声母の縁が近く、どれとどれが一群をなすかを、統計によって調査することである。カールグレンがその先鞭をつけた。たとえば「皮」の諧声系列のうちには、皮（b）・波（p）・頗（pʻ）・婆（b）・陂（p）・皷（pʻ）……のように、さまざまな唇音を声母とする字が含まれるが、k・t・ts などを声母とする字は一つもない。すなわち p pʻ b（まれに m も）が一群を成している。同じように、牙音の k kʻ g（および ŋ）と喉音の・h ɦ も一群をなしている。彼はこれを「諧声系統の原則(プリンシプル)」と

名づけた。ついで、陸志韋は、『広韻』を底本として、その中から『説文』に示された諧声系列一〇二一列をとりあげ、また『広韻』の中の「又音(二つ以上の読み音)」三五〇五例を探し出して、その中でどの声母とどの声母との縁が近いかを集計した(「説文広韻中間声類転変之大勢」『燕京学報』28)。すると、カールグレンの指摘した事実のほかに、歯音と舌音については、次のような親疎の関係のあることが明らかとなった。Ⅰは最も縁の近い声母、ⅡⅢは、それぞれ二番め、三番めに縁の近い声母である。

この表から次の結論を導くことができる。(「上古音」とことわらない場合には、発音の頭に＊印をつけて、推定さ

表 13　声母の親縁の関係

| 中古の声母 | | Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ | Ⅳ |
|---|---|---|---|---|---|
| 照 | tʃ | 又音 t ／ 諧声 ṭ | ṭ ／ ḍ | ḍ ／ ṭʻ | ṭʻ |
| 穿 | tʃʻ | 又音 tʻ ／ 諧声 ṭʻ | ṭʻ ／ tʻ ṭ 審 | ḍ ／ d ḍ 審 | |
| 審 | ʃ | 又音 tʻ ／ 諧声 ṭʻ | ṭʻ ／ ḍ | ／ ／ 照 喩 | ／ t tʻ d |
| 神 | dʒ | 又音 d 喩 ／ 諧声 ṭʻ | ／ t tʻ ṭ 禅 | ／ | |
| 禅 | ʒ | 又音 喩 ／ 諧声 喩 d ṭʻ | ṭ 審 ／ ṭ 審 照 | | |
| 喩 | y | 又音 d ／ 諧声 d | tʻ ／ 審 | t ṭʻ ／ tʻ ḍ | |
| 邪 | z | 又音 禅 ／ 諧声 喩 d s | 喩 ／ 照 審 于 tsʻ | | |
| 日 | ř | 又音 ṇ ／ 諧声 n | n ／ ṇ | 審 ／ s | 穿 ／ s |

(注)　次ページで問題となる声母(照母・穿母・審母・神母・禅母・喩母・邪母)などは、Ⅰ～Ⅳの各段の中では発音を示してない。

れた上古音であることを示す）

中古の照母tʃ（tと最も近い。ṭとも近いが、中古の知母ṭは上古には*tであった）

〃　穿母tʃʻ（tʻと最も近い。ṭʻとも近いが、中古の徹母ṭʻは、上古には*tʻであった）

〃　審母ʃ（tʻと最も近い）

〃　神母dʒ（dと最も近い。ḍとも近いが、澄母ḍは、上古には*dであった）

〃　禅母ʒ（dと最も近い）

〃　喩母y（dと最も近い）

〃　邪母z（dと最も近い。喩母・禅母とも近いが、それは上古には*dの仲間であった）

〃　日母ř（nと最も近い）

また黄侃（一八八六―一九三六）は、「古本韻―今変韻」「古本紐（紐とは声母のこと）―今変紐」を区別するという、すぐれた見方を提示した（黄侃『音略』）。その要点は次のとおりである。（カッコ内に私注を加えた）

(1) 中古の一等韻と仮四等韻は（介音ɪ・iを含まない直音であるから）、古本韻、古本紐に属する。つまり声母も韻母も、上古いらいの姿をよく保存している。

(2) 中古の三四等拗音は（介音ɪ・iを含むため、口蓋化などの現象をおこし）、声母も韻母も古来の姿を変えている。つまり今変韻、今変紐である。

(3) 中古の二等韻は、直音ではあるが（韻母が弛んで中舌化したため）、声母も韻母もかなり変化した。これも今変韻、今変紐である。

いま舌音と歯音の仲間について、黄侃の言うところを実例によって表で示してみよう。

表14において、歯頭音ts tsʻ dz sと、歯上音ṭṣ ṭṣʻ ḍẓ ṣの間には、明らかに「補い合う分布」がみられる。黄侃はこの

さいts類系が古来そのままの声母であり、tʂ類が今変紐、すなわち後世に生じた声母だというのである。この考えは正しい。上古のts類が弛んだ母音や中舌母韻、もしくは弱い介音ɪの前に立ったとき、舌の緊張もたるんで舌尖が反(そ)り、tʂ tʂ' dʐ ʂ などのそり舌音(つまり歯上音)を生じたのである。

表 14　舌音・歯音の分布

| | 一等 | 仮四等 | 二等 | 三等 | 四等 |
|---|---|---|---|---|---|
| 歯頭音ts類 | ○残 dzan | ○箋 tsen | × | × | ○銭 dziɛn |
| 歯上音tʂ類 | × | × | ○桟 dʐăn | ○⿰齒戔 dʐɪɛn | × |
| 舌頭音t類 | ○亶 tan | ○⿰𧾷亶 ten | × | × | × |
| 舌上音ṭ類 | × | × | ○譠 ṭăn | ○邅 ṭɪɛn | × |
| 正歯音tʃ類 | × | × | × | 饘 tʃɪɛn | ↑○ |

舌音の仲間についても同じような現象がみられる。ただしこの場合に、もし中古の正歯音が*tの仲間の口蓋化によって生じたものだと考える(たとえば表14の○印の個所にtianが入ると考える)と、右の表には完全な「補い合う分布」が見られることになる。「亶」の諧声系列について例をあげると

亶　*tan→tan(一等)　⿰𧾷亶　*tān→ten(仮四等)　(注)　*tān のāは前寄りの〔æ〕を示す。

譠　*tăn→ṭăn(二等)　邅　*tɪan→ṭɪɛn(三等拗音)

饘　*tɪan→tʃɪɛn(四等拗音)

のような変化があったと考えると、整然とした対応の関係が浮かびあがる。黄侃が舌上音ṭ類と正歯音tʃ類とを「今変紐」だと考えたのは、このような予見の上に立ってのことであろう。してみると、上古から三国時代末期までは、舌音*tを声母としたにちがいない。例——

止　*tiag→tiăi→tʃiăi（上古音ならトと訳音）

至　*tied→tiei→tʃii（上古音ならチと訳音）

日本の上代に止（ト）、至（チ）などの訳音例が散見するのは、明らかに隋唐以前（三国時代末か六朝の初め）の漢語のなごりである。だがしかし、tのあとに介音のiがついたからといって、ただちにti→tʃɪの口蓋化が起こるわけではない。漢語では唐末の顛tienは今日の北京語においても依然としてtienと発音され、破裂摩擦音とはなっていない。ti→tʃɪの変化を起こすには、舌尖の中央がすこしたるんで、上あごとの間に小さい0型の空隙を生じて息を洩らすという、「擦音化」の現象が介入せねばならない。それをもの語るのが、ni→řɪの変化である。呉音の二（ニ）、児（ニ）、人（ニン）、然（ネン）などが、漢音のジ・ジン・ゼンとなるについては、漢語自体が三国・六朝時代→隋唐の間に二nii→řɪi、人nien→řɪĕnのような変化を起こしたはずである。一五三ページ表13の諧声系列声母の親縁関係をみても、隋唐の日母（ř）はnと最も縁が近い。念のため「女」（上古の魚部agの字）を音符とする形声文字について、声母の分かれ方を表示すると、次のように分布している（カッコ内は『広韻』の発音）。

| 一等 | 二等 | 三等 | 四等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 奴（no） | 拏（ṇă） | 女（ṇɪo） | 如（řɪo←nio） |

上古から隋唐に至る間に、次のような変化があったと考えられる。

奴 *nag→na→no　拏 *năg→ṇă　女 *niag→ṇɪo　如 *niag→nio→řɪo

ni→řɪという変化は、まさに擦音化の一つの典型であり、これに並行して舌音四等拗音のすべてに、次のような擦音化が起こったのである。

*ti→tʃɪ

*tʻi→tʃʻɪ　*dʻi→ʃɪ（強い息hをともなう）

$^{*}di \rightarrow d\text{ʒ}\text{ɪ}$　$^{*}d^{h}i \rightarrow \text{ʒ}\text{ɪ}$(強い息hをともなう)

ちなみに六朝時代の仏典漢訳に際しては、日母(もとは*n)の字で梵語のnを訳することが多かったが、唐代においては、日母(当時はřとなっていた)の字で梵語のžを音訳することとなった。とくに僧玄奘の主宰した訳場においてその傾向が著しい。これは日本語の呉音ニ・ネから漢音ジ・ゼへ、という変化の流れと軌を一にする。してみると、止(ト)・至(チ)・二(ニ)・人(ニン)・如(ニョ)などは、日本漢字音の中に、上古漢語の末端、つまり舌音の擦音化が起こる直前の情況が影を留めている、というべきであろう。

# 4　日本における漢字

林　史　典

## はじめに

文字としての機能・体系を持つに至らない目印しや符丁の類は別にすれば、漢字の渡来以前に日本語が自らの文字を持たなかったことについては、今日これを疑う余地は残されていない。いわば国粋的な狂信の産物として、日本にはすでに神代から文字があったとする説が歴史に登場する事情もあったが、もはやこれも学問的に主張の根拠が失われている。鎌倉時代の『釈日本紀』にまでさかのぼるこの「神代文字」説は、江戸時代に至って活発にその存在を主張する人々が現われたが、それで実際に言語がしるされた痕跡さえ得られないばかりか、示された実物そのものが上代の音韻組織にまったく矛盾する、一種の時代錯誤を露呈しているのである。ともあれ、日本語のはじめて獲得した文字が他ならぬ漢字であったことは、けだしその後の日本語とその表記のあり方にきわめて重大な意味を持つことになった。いうまでもなく漢字は日本語とは性格・構造の大幅に異なる中国語を基盤として成立し、発達した文字である。それがそのまま日本語に適合するはずもなかったし、事実この異質の言語を起源とする文字を自らのものとするためには、長い苦難に満ちた歴史の道のりを免れることはできなかった。日本語は、今日なおその延長線上にあるといっても過言ではない。

ここにいま、歴史に占める漢字の位置をローマ字のような機能の異なる文字体系に置きかえ、それによって日本語がたどり得た運命を仮想してみても意味は少ない。漢字は圧倒的に優越した中国の文化を伴って古代の日本にも及んできた。日本は、漢字とそれに担われた高い知識や思想を受け入れないわけにはゆかなかった。というよりは、そうすることが自らの文化を高め、発展させる早道であった。それは抵抗しがたい歴史の必然であり、そこに日本語・日本文化にとってまことに宿命的な意味があったといえる。

ところで漢字の持つ文字としての特性は、いわゆる古代表語文字といわれる点にある。すなわち漢字は、本来単字としての文字そのものが一次的に表語能力を有し、したがって原理的には一字が一語に対応する。こうした性格は、また漢字の総数を厖大にし、字形をいっそう複雑にもした。そしてこの一字一語の原理をささえるのが、一語はまた一音節からなる中国語の単音節性である。加えて中国語は一語の中に文法的機能を示す部分を含まない孤立語で、形態的に派生の構造をも示さない。文法的な働きは語順によって決まり、助辞・接辞の類も少ない。このような点はひとつひとつ日本語と異なり、漢字の特性と両言語間のへだたりは日本語に大きな障壁となった。それは漢字によって日本語をいかに表記するかという実用的・技術的な問題にとどまらず、音韻・語彙・文体の面にまで広く及んでいる。たとえば漢字の音形に対する非分析的な性格や両言語の音節構造・音韻体系の相違は、日本字音の成立および漢字音と和語の音との融和の過程でさまざまな問題を発生させた。また、漢字を借りることは中国語の語彙を借りることでもあった。しかもその借用関係はきわめて体系的である。中国語の単語をごっそり取り入れることであった。これによって日本語は、自らの語彙体系を補い、整えることはできたが、一方取り入れた漢字・漢語をいかなる日本語にあてるか、もともとの日本語の語彙とどのように調和させるかは大きな問題であった。さらに漢字で書かれた中国語の文、すなわち漢文を日本式に読み下す方法は早くから行われ、漢文訓読の特殊な世界が形成された。ここにおいて中国語の語法・表現にもとづいた特有の語彙・語法を生じ、訓読体の独特な文体を生んだ。こうした点は以後の日本語に深い影響を与えている。

ごくおおまかに見ても、このように漢字に関する問題は日本語にとってたいへん広く、根深い。日本語の歴史は、一面そうした問題を解決し、克服しようとする歩みであった。そしてその努力を通じて、日本語は中国をとりまく漢字文化圏の中に独自の地位を築いてきたわけである。日本語について考える場合、この漢字の問題を避けることはできない。

# 一　漢字の伝来

## 1　漢字の伝来

日本語にとってきわめて関心の深い問題であるにもかかわらず、漢字伝来の時期や事情に関しては今日なお十分明らかでない点が多く、かろうじて伝えられるわずかな痕跡からおよその推測が許されるにすぎない。さらにもうひとつ注意すべきことは、文字を知ることと、それを用いることとはおのずからことがらが別だという点である。漢字を文字として理解できない段階のことはいうまでもないとして、単に漢字の、文字としての機能を理解したにすぎない段階と、それによって書かれた内容を理解し、それを用いて自らのことばをしるすことのできる段階との間には大きなへだたりがあり、そこには日本語の漢字に対する苦渋に満ちた長い年月が存在したのである。

まず、日本人が文字を知る最初の機会はいつごろ訪れたか。中国の古い史書は、早くも一世紀に日本が大陸との交渉を持ったことを述べているが、そのうち『後漢書』倭伝に見える

建武中元二(西暦五七)年　倭奴国奉レ貢朝賀。使人自称二大夫一。倭国之極南界也。光武賜以二印綬一。

の記事には、一七八四(天明四)年福岡県の志賀島で発見された「漢委奴国王」の金印があてられる。その真偽をめぐる疑いはなおぬぐえないとしても、ただ漢字が日本に持ち込まれたというだけの意味でなら、ほぼこの時期にそれを想定するかすかな手がかりはまだほかにも見出だせる。たとえば、長崎県原ノ辻その他の弥生式中期の地層から出土した古代中国の貨幣には「貨泉」の二字が刻まれているが、これは新の王莽(前四五―後二三)の治世に鋳造されたもので、日本に伝わったのもやはり一、二世紀のころのことと考えられている。このように舶載の貨幣や銅鏡の出土品

にもとづけば、日本人と漢字との接触はおおむね一世紀にさかのぼらせることも不可能ではない。ただ、それらは量的にもきわめて断片的で、それが文字として受けとめられていたかどうかは不明であるといわざるを得ない。

おそらく、はじめて文字を理解するということはそれほど容易なことではなかった。それも漢字のような複雑な字形と特異な性格を持った文字の場合はなおさらである。奈良県北葛城郡新山から出土した「方格四神鏡」は、中国古代の「王莽鏡」を模して作られたものだが、そこでは原鏡の十二支を刻んだ文字の順序を誤り、あるいは同じ字を重複させるばかりか、中にはすっかり形をくずして文様化した文字さえ見えている。また、佐賀県東松浦郡谷口出土の「三神三獣鏡」では、「吾作明竟甚独保子宜縁富無訾奇」とある銘文の、漢字の左右を逆にし、さらに本来「独」字のつぎにあるべき「奇」字を誤って最後に置いていることが、その母型とみられる鏡の存在によって明らかである。[1] これらはいずれも四、五世紀にかけてのものと推定されているが、製作にたずさわった人々の間に銘文や漢字自体についての認識がまったく欠けていたこと、そして漢字をもたらした一部の帰化人や特殊な識字者を除いて、漢字の伝来がそのまま漢字に対する理解に結びつかなかった段階さえあり得たであろうことが推測されるわけである。

ところで、『日本書紀』応神紀は、漢字伝来の初期の事情をつぎのように伝えている。

十五年秋八月壬戌朔丁卯、百済王遣㆓阿直岐㆒、貢㆓良馬二匹㆒。即養㆓於軽坂上厩㆒。因以㆓阿直岐㆒令㆓掌飼㆒。故号㆓其養㆑馬之処㆒、曰㆓厩坂㆒也。阿直岐亦能読㆓経典㆒。即太子菟道稚郎子師焉。於是、天皇問㆓阿直岐㆒曰、如勝㆑汝博士亦有耶。対曰、有㆓王仁者㆒。是秀也。時遣㆓上毛野君祖、荒田別・巫別於百済㆒、仍徴㆓王仁㆒也。其阿直岐者、阿直岐史之始祖也。

十六年春二月、王仁来之。則太子菟道稚郎子師之。習㆓諸典籍於王仁㆒。莫㆑不㆓通達㆒。所謂王仁者、是書首等之始祖也。

すなわち、応神天皇一五年秋八月、百済から阿直岐が来朝し、よく経典を読んだので太子菟道稚郎子（うちのわきいらつこ）はこれに師事し

た。また翌年には彼の推挙によって王仁が来朝し、太子は諸典籍を習って通達しないところがなかったというのである。『古事記』にも同様の記事が見え、ここでは和邇吉師が『論語』一〇巻、『千字文』一巻をもたらしたとしている。いまこれらがどれほど史実に忠実であるかはともかく、阿直岐や王仁のような直接文字をたずさえた一部の帰化人たちの手によって漢字は伝えられていた、その一端を、これらの記事は象徴的に物語るものであることだけは確かであろう。もちろんここで応神天皇一五・一六年が実際には西暦何年のころにあたるかは問題であり、かならずしも厳密な比定が可能なわけではない。一般には四世紀末ないし五世紀極初頭のことと考えられているが、いずれにしてもこの時期は大和朝廷が朝鮮半島に根拠を固めた直後にあたり、はやく朝鮮半島にまで伝わっていた漢字が、こうした帰化人渡来の最初の波に乗って日本にもたらされていたと解することができるのである。古代における日本と朝鮮との直接的な関係は、四世紀後半における大和朝廷の朝鮮進出にはじまり、白村江の戦いに破れて半島での地歩を失う七世紀半ばまで続いている。この間、任那を拠点とする日本の南部朝鮮支配、新羅による任那併合、百済・高句麗の滅亡など、半島における政情の変化をおもな契機として、帰化人の渡来は絶えることがなかった。たとえば『日本書紀』によれば、継体天皇七(五一三)年には百済から五経博士の段楊爾が来朝し、三年後漢高安茂と交代している。また欽明期は朝鮮との交渉のあとが著しいが、その一五(五五四)年には五経博士王柳貴が来朝して馬丁安と交代し、同時に易博士施徳王道良・暦博士固徳王保孫・医博士奈率王有悛陀らが来朝している。六世紀にはいると、氏姓制度にあって文筆をつかさどった史部たちの専門的・技術的な書記活動の場とは別に、すでに本格的な漢文の習得を前提とした学問的な世界が成立しつつあったと考えられるわけである。以上のような状況の中で、漢字はしだいに日本に根をおろしていったと考えられる。

では、日本で漢字は実際にいつごろから用いられはじめたのか。まず『魏志倭人伝』は二四〇(正始元)年のつぎの記事を伝えているが、

太守弓遵遣二建中校尉梯儁等一、奉二詔書印綬一詣二倭国一、拝二仮倭王一、并齎レ詔賜二金帛・錦罽・刀・鏡・采物一。倭王因レ使上表、答二謝詔恩一。

これはあまり時代がはやすぎて「上表」そのものがどのようなかたちのものであるのかはっきりしないうえ、かりに文書が用いられたとしても、それが日本で作成されたとはにわかに断定しにくい。日本と中国との通路にあたる朝鮮半島、特に帯方郡の中国官吏によって代作されたということも十分考えられ得るわけである。ところがくだって『日本書紀』仁徳天皇四一年には、

遣二紀角宿禰於百済一、始分二国郡壃場一、具録二郷土所出一。

と見え、さらに履中天皇四年には、

始之於二諸国一置二国史一。記二言事一達二四方志一。

とある。すなわち、履中天皇の在位を五世紀初頭とすれば、この時期にはじめて諸国に記録官が置かれ、各地の文書・記録が中央に通達されるようになった。これが事実なら、史部の成立は中央においてさらにはやく、阿直岐・王仁らの来朝した直後の四世紀末ないし五世紀極初頭のことと考えてよいであろう。ここに漢字はようやく実用性を獲得し、政治の場面で重要な役割を果しはじめたことになるわけである。『宋書倭国伝』順帝の四七八(昇明二)年に、正格の漢文で書かれた倭王武(雄略天皇)の上表文がかかげられるのは、『宋書』編者の粉飾は否定し難いとしても、一面日本におけるこのような事情を背景に持つものと見ることができる。しかも、このころには、当時の日本で書かれたとみなされる文章を伝えるつぎの二つの銘が残されている。ひとつは熊本県江田船山古墳出土の太刀の銘文で、

治天下獲□□□歯大王世、奉為典曹人、名无利工。八月中、用大錡釜、并四尺廷刀、八十練六十捃三寸上好□刀。服此刀者長寿、子孫注々得三恩也。不失其所統。作刀者、名伊太加。書者、張安也。

冒頭の「治天下獲□□□歯大王」は反正天皇と考えられて、五世紀中葉のものとされている。また、もうひとつの和

歌山県隅田八幡に伝わるつぎの鏡の銘文は、

癸未年八月日十大王年、男弟王、在意柴沙加宮時、斯麻、念長奉、遣開中費直穢人今州利二人等、所白上同二百旱、所此竟。

「癸未年」の年紀から四四三年ないし五〇三年と推定されている。こうした金石文は推古期にくだって数を増すが、『日本書紀』の記事に呼応するように、この時期にわずかながらその例を数えることができるようになるのは注目されるのである。

さて、日本で漢字が用いられはじめたとしても、それはただちに日本人が漢字を用いはじめたことを意味するわけではない。漢字の伝来が帰化人たちの手に担われているかぎり、当初その使用は主として帰化人たちによって行われていたと考えるのは当然であり、そこに日本人が加わることができたとしても、ごく一部の、それもきわめて特殊な人々であったと思われる。渡来した帰化人は氏姓制度の組織の中に組み込まれてゆき、その中で文筆の能力を持った者が史としてその職を世襲していた。そうした帰化人たちの地位は決して高かったとはいえないが、生産・文化・政治にわたってめざましい活躍をしている。推古天皇一〇(六〇二)年百済僧観勒が来朝し、暦・天文・地理・遁甲・方術の書を献上した折も、選ばれてこれを学んだ三人の中に、明らかに日本人と認められる者は一人も加わっていない。また推古天皇一六(六〇八)年小野妹子に従って隋に渡った八人の留学生は、いずれも漢人(あやひと)である。

ここで注意されるのはしばしば引かれる『日本書紀』の敏達天皇元(五七二)年に伝えるつぎの話である。すなわち、高麗から表疏があったので諸史を召して読み解かせたが、三日のうちに読むことができなかった。その時船史(ふねのふひと)祖王(とのおやおう)辰爾(しんに)がひとりこれを読解したという。この話はさらに、表疏は黒い烏の羽に書かれていたため史たちが読めないでいるのを、辰爾はそれを蒸気で蒸して絹に押しつけ、文字を写して読み解いたと続けているが、この後半に潤色のあることは疑いをいれないこととして、史たちが三日かかって読解できなかったことについては、史たちに本格的な漢文

を読む能力が低下していたと見る説と、高麗からの国書が拙劣な悪文であったためと考える説とがある。いずれにしても、そしてたとえそれが特別なケースであったにしても、国書のような公式の文書において円滑な通達が妨げられることがあったという点は、当時の文字生活の一面を伝えるものとして重要であろう。

一方、四世紀以来の朝鮮・中国との交渉による文化・技術の向上、政治・社会の情勢の変化を背景として、日本人もしだいに技能を充実させ、やがて帰化人にまじって公的な文筆活動の場面に登場してくる。孝徳天皇の白雉四(六五三)年の渡唐に際しては、内大臣鎌足の長子定恵をはじめとして日本人と見られる人々が含まれ、さらに百済・高句麗の滅亡にともなう大量の帰化人の流入の後、天武天皇一〇(六八二)年「帝紀及上古諸事」がしるされた折には、つぎに見るように、もはや帰化人と思われる人物はひとりも加わっていない。

丙戌、天皇御㆓于大極殿㆒、以詔㆓川嶋皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稲敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首㆒、令㆑記㆓定帝紀及上古諸事㆒。大嶋・子首、親執㆑筆以録焉。

ここに至って、ようやく日本人における識字層の成立ともいうべき段階を、記録のうえに証することができるようになるのである。

以上、たとえそこに私的な使用が行われたとしても、全体として見れば、古代の文字生活は一部の限られた人々による、限られた場面でのものであったということができる。その意味で、文字使用はいまだ専門的で特殊な技能であった。その習得にはさまざまな困難がともなったことと思われる。しかしまたそうした中から文字使用者は徐々に広がりを示し、漢字と日本語との関係も深まりを見せてくる。法隆寺五重塔解体修理の際に発見された天井組木の落書は、「なにはづにさくやこのはな冬ごもり　いまははるべとさくやこの花」の歌の一部を真仮名でしるすが、これは大工がすさびに書いたものと見られ、塔建造のころすでに識字層の底辺にこうした人々のいたことを証する。法隆寺

は聖徳太子によって推古天皇一五(六〇七)年に創建されたが、『日本書紀』によれば天智天皇九(六七〇)年に焼失し、その後七一一(和銅四)年に再建されたという。いまこの落書をその年代のいずれに特定するかはむずかしいが、七世紀初頭から八世紀にかけては金石文もにわかに量を多くしており、その背後にこうした識字層の広がりを想定し得るわけである。

## 2　古代の漢字使用

いうまでもなく、漢字が日本で用いられはじめたころ、漢字で書かれた文章は漢文であり、漢字を用いて綴るべき唯一の文章もまた漢文であった。漢文で書かれた内容を理解し、漢文をよるべき文章の規範としてそれに習熟することは、したがって、日本人にとって重要な課題であったが、同時にその中から日本語の表記により適したかたちを見出だそうとすることも、きわめて切実な欲求となった。そこに日本語の、文字獲得への歩みがはじまるわけである。最初、漢字はまだ日本語と結びつかない、いわば外国語の文字としての段階にあった。その音は日本語とは異なる中国語の音であり、表わされる意味も訓として定着をみない時期である。この段階では、ことがらの内容を中国語の文字とシンタックスを借りて記録することはできても、日本語それ自体を写し取ることは不可能である。

ところで漢字を用いて日本語を写すことが可能となるためには二つの主要な契機がある。ひとつは漢字の持つ意義を捨て、その音を日本語の音にあてる仮借としての用法の導入であり、他のひとつは漢字の意義に、対応する日本語を固定する「訓」の成立である。前者はまず固有名詞の表示にはじまるが、この表音的用法はやがて固有名詞以外に広く及んで、日本語のひとつの表記の様式に発達し、そのための用字の体系を確立させて漢字離れを達成した。字形のうえでは漢字でありながら、原理的にはその用法を表音に限定する真仮名の成立である。この方法がもとより日本独自のものでないことは、中国におけるサンスクリットの音訳や朝鮮の吏読(りとう)・吐などによって明らかであるが、また

この原理にもとづく日本語の表記も、初期には中国人・帰化人によって行われている点は注目される。すなわち日本語の固有名詞や官名が漢字で写された最古の例として『魏志倭人伝』の「卑弥呼」「卑奴母離」などをあげるまでもなく、江田船山古墳出土の太刀銘における「无利工」「伊太加」、隅田八幡宮の人物画像鏡銘における「意柴沙加」「斯麻」「今州利」のような人名・地名表記は、漢字がいまだ帰化人たちの手にあったころのことに属する。さらに、くだって推古期遺文の真仮名は、後の『記』・『紀』・『万葉』のそれにくらべて、無韻尾の比較的平易な字形のものが多いこと、同音を表わす字母の種類が限られていること、もとづく字音に中国上古音を反映していると見られるものがあることなどを特徴とするが、その字母も『日本書紀』に引用される『百済記』『百済本記』や『三国史記』『三国遺事』などの朝鮮古資料の字母に共通するところが多いことが指摘されているのである。(2)

一方、一字一字の漢字の意味に対応する日本語が習慣的に安定し、訓として固定すると、漢字を直接日本語として読むことも可能になり、その訓を契機として表音的に用いる借訓仮名としての用法や、さらに日本語を直接表語する正訓としての方法がひらけてくる。この漢字と訓との対応関係は、オモフ＝念・思・憶、石＝イシ・イハ、などかならずしも一対一に限られず、またたがいに錯綜する場合もあって単純ではないが、ともかく推古期まではかなり安定した状況が生まれていたものと考えられ、

葛城臣(かつらき)(伊予道後温湯碑文・推古天皇四年)　池辺(いけのへ)大宮・小治田(をはりた)大宮(法隆寺金堂薬師仏光背銘・推古天皇一五年)

のような表記が散見するほか、さかのぼれば五世紀半ばに江田船山古墳出土の太刀銘の「治天下獲□□□歯大王(あめのしたしらしめしたぢひのみやのみづはのおほきみ)」の例を求めることができる。訓仮名は、音仮名に対して背後の意味を喚起しやすく、写される語義とも抵触する場合があって事情は異なるが、やはり右のような固有名詞の表記にはじまり、奈良時代にはいって音仮名と並ぶ用法を持つに至る。ただし、借訓の原理自体、また古代の朝鮮にその例の見えることは注意される。

さて、およそ以上のような方法を用いながら、具体的にどのような文章が綴られているか、七世紀の金石文にも正

格の漢文のかたちをとるものからまったく日本語の語順に近づいたものまで、程度の幅はあるが、まず法隆寺金堂薬師仏光背銘を例にとってみよう。

池辺大宮治天下天皇、大御身労賜時、歳次丙午年、召於大王天皇与太子而誓願賜、我大御病太平欲坐故、将造寺薬師像作仕奉詔。（以下略）

（池辺の大宮に天下治しめしし天皇、大御身労き賜ひし時、歳丙午に次れる年、大王天皇と太子とを召して誓ひ願ひ賜はく、我が大御病太平ぎまさく欲し坐すが故に、寺を造り薬師の像を作り仕へ奉らまく将すと詔りたまひき。）

ここでは「大御」「賜」「坐」のような日本語特有の敬語の形式をまじえながら、「薬師像作仕奉」など明らかに漢文の語順を崩して、そこに日本語のシンタックスが現われており、もはや全体として漢文の能力が及ばないための未熟な文章というより、正格の漢文を脱して日本語を写す意図が明らかである。自らの言語のシンタックスが漢文のうえに反映することは新羅の金石文などにも例があるから、これもただちに日本の独創であるとはいい難く、漢文は伝来の当初から正格のものではない帰化人独特の様式を持っていたことも確かであろうが、いずれにしてもここに訓読を前提とした方法で、ことがらの内容以上に日本語そのものを写す様式が生まれていることは重要である。こうした方式が徹底すると、つぎの上野国山名村碑（六八一年）のようなかたちになる。

辛巳歳集月三日記。佐野三家定賜健守命孫黒売刀自、此新川臣児斯多々弥足尼孫大児臣娶生児長利僧、母為記定文也。放光寺僧。

（辛巳の歳、集月三日記す。佐野の三家を定め賜ひし健守の命の孫、黒売の刀自、此れ新川の臣の児、斯多々弥の足尼の孫、大児の臣に娶ぎて生める児、長利僧、母の為に記し定むる文也。放光寺僧。）

漢文の語順をまったく無視して日本語の順序に従ったこの様式は、日本的漢文というより、漢字を用いて日本文を表

記したというべきものであり、宣命書きや正倉院仮名文書のようなかたちに直接つながるものでないにしても、漢文という方式の束縛から解放されて、日本語を漢字で綴るという主体性の確立に一応成功している点は注目に価する。

ところで勅命を伝える宣命や、神を祭る祝詞に用いられたいわゆる宣命書きの成立は、日本語の表記史のうえで重要な意味を持っている。その形式は七世紀末には成立していたと考えられているが、そこでは原則的には日本語の語順によりながら、活用語尾・付属語の類を小書きにして文法形態までを示す方式がとられており、したがって語形の表示もいっそう確実で、それだけなまのことばをそのままのかたちでしるすのにふさわしい方法であるといえるわけである。

天皇我大命良末等宣布大命乎衆聞食倍止宣。此乃天平勝宝九歳三月廿日、天乃賜倍留大奈留瑞乎頂尓受賜波理、貴美恐美親王等王等臣等百官人等天下公民等皆尓受所賜、（以下略）

（天平勝宝九年孝謙天皇宣命）

この形式は奈良時代にも記録・文書などに広く用いられたあとがあり、また平安時代にはいると漢文訓読を背景として片仮名宣命体や漢字片仮名まじり文が発達して、和漢混淆文の成立につながってゆく。

以上のような先例を受けて七一二（和銅五）年に撰録された『古事記』は、その序文に太安万侶の表記の方針が示されている。

然、上古之時、言意並朴、敷レ文構レ句、於レ字即難。已因レ訓述者、詞不レ逮レ心。全以レ音連者、事趣更長。是以今、或一句之中、交二用音訓一、或一事之内、全以レ訓録。即、辞理叵レ見、以レ注明、意況易レ解、更非レ注。亦、於レ姓日下、謂二玖沙訶一、於レ名帯字、謂二多羅斯一、如レ此之類、随レ本不レ改。

すなわち、序文で駢儷体の堂々たる漢文を綴った安万侶においてさえ、あらためてこうした記録の性格にふさわしい表記を模索するにあたっては、躊躇と困難を免れることができなかったのであり、ことごとく漢字の意義によって書

いたのでは気持にしっくりした表現ができず、音にもとづいてすべてを真仮名で書き連ねたのでは冗長になってしまうという、この安万侶の悩みは、当時の人々に共通のものであったということができる。その結果は、基調としては漢文の様式に従いながら、

次国稚如二浮脂一而、久羅下那州多陀用弊流之時、（流字以上十字以レ音。）如二葦牙一因二萌騰之物一而成神名、（以下略）

のように必要に応じて音・訓を交用し、意味の通りにくい箇所は、

二柱神立二（訓レ立云二多多志一。）天浮橋一而
塩許々袁々呂々邇（此七字以レ音。）

のように注を加えて明らかにするという、いわば部分的な語形表示主義を採用することに落ち着いたが、すでに固定しつつあった「日下」「帯」などの固有名詞の表記はそのままにとどめられ、訓による表記がむずかしいという以上に語形の正確な表示が要求される歌謡は、すべて真仮名でしるされた。この一字一音の真仮名でしるした歌謡を挿入する形式は、陀羅尼のそれに関連があると考えられているが、またここに用いられる真仮名について見ても、意図の異なる『日本書紀』の場合とはちがって、周到な選択のもとに各音節を表わす字母はだいたい一種ないし二種の平俗な字母に厳しく制限されており、この点にも統一的な表記法の原則をめざした安万侶の意図と見識をうかがうことができる。

『万葉集』に至ると、その漢字使用は円熟した、絢爛たる様相を見せている。『万葉集』の用字についての分類は、春登上人の『万葉用字格』をはじめとして、これまでにいくつもの試みが示されているが、それらにもとづいて古代の用字法を簡略に整理するとおよそつぎのようになる。

(1)　表意的用法

正音――音によって直接表語する。ただし音読・訓読いずれによるべきか、かならずしも明らかでない場合も多

い。過所・力士・布施など。

正訓――訓によって直接表語する。織女・白水郎など二字以上の組み合わせによって一語を表わす、いわゆる熟字訓を含む。山・川・情など。

義訓――表わそうとする語の属性のひとつを示すなどして表語する。直接表語する点で正訓と連続的であり、一回的で普遍性に欠ける点で後の戯書と連続的である。丸雪・金風・疑(助動詞)など。

(2) 表音的用法

音仮名――音にもとづいて表音的に用いる。真仮名の主力をなす。夜麻(山)の夜・麻のように一字の音で一音節を表わすもの、安米(雨)の安のように一字の音の一部で一音節を表わすもの、難可将レ嗟の難のように一字の音で二音節を表わすものなどがある。

訓仮名――訓にもとづいて表音的に用いる。八間跡(大和)の八・間・跡のように一字の訓で一音節を表わすもの、好常言師の常のように一字の訓の一部で一音節を表わすもの、五十日太(筏)の五十のように二字の訓で一音節を表わすもの、相見鶴鴨の鶴・鴨のように一字の訓で二音節以上を表わすものなどがある。

戯書――義訓や訓仮名に連続する性格を持つが、遊戯的な要素が認められるもの。山上復有山、馬声蜂音石花蜘蟵荒鹿など。

しかし、これらにはそれぞれの間にかならずしも明確な境界のつけ難い部分もあり、またこうした平面的な方法だけで、表記を支配した複雑な原理や意図を明らかにすることができないことはいうまでもない。

『万葉集』においては、正訓字と真仮名の交用を基調とする諸巻に対して巻五・一四・一五・一七・一八・二〇の真仮名を主体とする巻々が存し、また山上憶良・大伴家持・柿本人麻呂のような特定の個人の用字の特徴が指摘されるなど、成立の事情にからんで表記は一様でなく、『古事記』のような全巻を見渡す一貫した方針こそ持たないが、

全体として見れば、そこには漢字を用いて日本語を写すあらゆる可能性が試みられているといってよい。たとえば、同一字が音仮名と訓仮名、正訓字と音仮名に両用されることが避けられ、あるいは部分的には固定化した文字連結や意味的に具象性の高い訓仮名による視覚効果によって表語性が高められるといったことのほか、同一字の重出や繰り返しを避け、あるいは戯書のような方法を用いるのは、むだのない組織的な方法の持つ表記の硬直化を排して、表記自体に変化を求める余裕の現われである。さらに、

人在者(ひとならば)　母之最愛子曾(ははがまなごそ)　麻毛吉(あさもよし)　木川辺之(きのかはのへの)　妹与背山(いもとせのやま)　（一二〇九）

の「最愛子」や、そのほか「孤悲(恋)」「苦流思(苦)」のように、表わされることばの意味に加えて文字という可視的な次元で漢字の表意性を表現に関与させ、また、

百済野乃(くだらのの)　芽古枝尓(はぎのふるえに)　待春跡(はるまつと)　居之鶯(をりしうぐひす)　鳴尓鶏鵡鴨(なきにけむかも)　（一四三一）

では「鶯」「鶏」「鵡」「鴨」のように、歌意とは別に文字連続の中に装飾技巧をほどこすなど、表記の意図は複雑な様相を見せるが、極端な場合つぎのようにそれが前面に押し出されて、語形の表示さえ犠牲にされる例のあることは注目される。

春楊(はるやなぎ)　葛山(かづらきやまに)　発雲(たつくもの)　玄座(たちてもゐても)　妹念(いもをしぞおもふ)　（二四五三）

こうした表記は、それ自体歌そのものと切り離せない、いわばことばと文字との綜合的表現の一端を担っており、そこにきわめて高い文字使用の水準をうかがうことができるのである。(3)

漢字を真名(まな)ということとの関連で真仮名の名称を持つ漢字の表音的用法は、『万葉集』における量と多彩な用法にちなんで万葉仮名と呼ばれるのがむしろ普通であるが、ここでその万葉仮名に限って見れば、『日本書紀』『万葉集』のそのはなやかなひろがりの背後に、より日常的・平俗的な使用の場面と常用仮名ともいうべき実用的な字母の範囲とが形成されつつあった。文献的には推古期の遺文から戸籍帳・木簡・万葉仮名文書などに続く世界であり、たとえ

ば推古期にコ乙の仮名として用いられた「己」は、『古事記』がもはやこれを退け、『日本書紀』であらためてキ乙に用いるのに反して、七〇二(大宝二)年および七二一(養老五)年の戸籍帳・正倉院仮名文書・仏足石歌には依然としてコの仮名に常用されている。いうまでもなく「己」は現行の平仮名・片仮名の母字である。同様に「と」「ト」の母字になった「止」は、『万葉集』に少数の例がある以外『古事記』『日本書紀』に用いられないが、推古期以来常用され、右の戸籍帳・正倉院仮名文書・仏足石歌のほか宣命や祝詞にも用いられている。しかしこのような特殊な例を除けば、『万葉集』などにおける主用仮名も実用的な字母の範囲に一致するところが多いのである。もちろん二通の正倉院仮名文書にも、可―加、太―多のような相違が認められるように、用いられる字母に個人差が見えることも事実であるが、やがてそうした実用的な万葉仮名の伝統は、平安時代の訓点や日常の消息の世界に引き継がれてゆき、平仮名・片仮名の発生を見るに至る。一般に、表記の簡易化という実用上の目的を契機として、平仮名は和歌の贈答や消息など日常の書記生活の場で万葉仮名が書き崩されてゆき、片仮名は訓点記入の場で省画という方法によって字体の簡略化を達成したと説明されるが、一面、万葉仮名が機能的に漢字を表音に限定してその意味から離れたことが、字形のうえでも本来の字体を離れて簡略化を極限にまで押し進めることを可能にしたのであり、また、実用的な体系として字母の範囲がととのえられることがそれを支えたともいうことができるわけで、このような意味では、平仮名・片仮名の発生の契機は、すでに万葉仮名の中に胚胎していたのである。

## 二　漢字の定着

### 1　音と訓

漢字によって表わされる音的単位には、日本語の場合、音と訓のふたつがある。いうまでもなく音は漢字の中国語音を日本化したものであり、訓は中国語の意味に対応する日本語がその漢字と習慣的に連合したものである。日本における漢字は、通常このふたつの読みを持ち、またそれぞれが複雑な内容を保ちながら関連し合っているところに大きな特色がある。

音は、中国や朝鮮・ベトナムなどにおける音との関連からは日本漢字音ないし日本字音といわれるべきものであるが、その母体となる中国語の音は、漢字伝来の当初から今日に至るまで断続的に伝えられているため、中国における時代的・地域的なちがいを反映して、日本にもいくつかの層をつくっている。呉音とか漢音といわれるものがそれであり、その対立はしだいに不明確になりつつあるが、字音は実際には語として用いられるので、一字が複数の音を持つという状態は解消していない。朝鮮やベトナムの字音が特に唐代の長安音とのつながりが強いのに対し、日本字音では、異なった体系を複層的に伝え、それを混在させている点に特徴がある。また、中国語で発音に区別のある字でも、日本字音ではその区別が失われることが多いため、いっそう多くの同音字を生じ、この点も日本における漢字・漢語にとって大きな問題のひとつとなっている。

漢字に広く訓を定着させたことも日本的な特徴である。朝鮮にもはやく訓を利用することはあったが、やがて漢字は音読する場合に限って用いられるようになった。ところで日本語と中国語とでは語彙の体系が異なり、また漢字一字の表わす意味内容も単一であるとはかぎらないので、漢字と訓との関係はかならずしも一対一ではなく、むしろ一字が複数の訓を持ち、あるいは同じ訓を持つ字が複数ある場合が多い。しかも訓は歴史的に変化する場合も多く、また古く訓の用いられたものでも、字音語として多用される漢字では、それがしだいに失われることがある。本来日本語にない概念を表わす漢字は、音のみあって訓がないが、逆に日本で成立したいわゆる国字は、訓だけあって音を持たないのが普通である。以上のように、漢字の訓に関する問題も多様であり、またさらに錯綜した事情もあって、日

本における漢字使用をきわめて複雑にしている。

漢字が日本語に定着するにしたがって、音は日本語としての形態的単位を分担するようになり、その結果音・訓の混淆も起こって、いわゆる重箱読みや湯桶(ゆとう)読みのかたちも生ずる。

重箱読み(音十訓)　楽屋(がくや)　雑木(ぞうき)　台所(だいどころ)　蜜蜂(みつばち)　楽書(らくがき)

湯桶読み(訓十音)　相性(あいしょう)　大勢(おおぜい)　黒幕(くろまく)　荷物(にもつ)　身分(みぶん)

音と訓はしだいにその距離を縮めたといえるが、両者は本来たがいにその価値を異にしており、漢字を媒介にして意味的にも機能的にもかならずしも直接結びつくものではないばかりでなく、歴史的にも異なった体系を形成しているのである。

## 2 漢字音の体系

日本字音をはじめとする外国字音の特性は、中国原音が、それぞれの言語の音節構造や音韻体系の影響を受け、またそれぞれの言語の音韻変化を反映している点にある。日本語の場合、音節構造や音韻体系は中国語と大幅に異なるから、それを安定的に受け入れるためにはさまざまなかたちでの変容が必要であった。それは、およそつぎのような三点に要約される。

すなわち、まず中国語の単音節性が崩されて、日本語のCV(C＝子音，V＝母音)という構造を基本とする開音節に組みかえられる。たとえば原音の重母音は、「解(ゲ)」(中古音 kæi(4) 以下同じ)、「流(ル)」(li̯ɤu)のように単母音化ないし「開(カイ)」(k'ai)、「草(サウ)」(ts'âu)のように二音節化し、「東」(twʌŋ)、「山」(sæn)、「談」(dâm)のような鼻音で終わる音節は、最後の鼻音を単独の音節として受け止め、また「木」(mwəu)、「月」(ngi̯ʷʌt)、「合」(ɣəp)のような子音で終わる音節も、最後の子音に母音 -i, -u を付着させて独立させている。このようにして日本字音は一音節ないし二音節を基調とするか

たちで安定した。

つぎに中国原音で音韻論的に対立するものでも、日本語に区別がない場合は、その識別が失われてより単純なかたちになる。たとえば頭子音では、中国語には無気音・有気音の対立があるが、日本ではこれを区別しないので、「多」(tɑ)、「他」(tʻɑ)などは統合されて同じ音になる。母音も中国語の方がはるかに多様であったが、日本語はこれを日本語の母音体系において受け止めている。

また、中国原音は、それに最も近い日本語音で受け止められるが、対応すべき近似した音が日本語にない場合には、その定着可能な条件を前提として、新しい音韻の確立を促し、全体として両者の最も接近したかたちにおいて安定する。実際の音価に関してはかならずしも明らかでないことが多いが、たとえば日本語のハ行子音が摩擦音〔Φ〕であったとすれば、中国語の〔p〕・〔pʻ〕をこれで受け止めるのはその例であり、拗音や「火(くゎ)」「化(くぁ)」などの合拗音も、漢字音の影響で確立したと考えられるが、合拗音の場合は日本語の深層にまで食い込むことができず、やがて消滅した。この拗音と合拗音における違いは、いうまでもなく日本語の事情によるものである。

以上のような点を原則として、中国原音と日本字音は規則的に対応することが期待されるが、現実にはそうした対応関係をはずれるものが少なくない。たとえば「輸」(śi̯ʷɤ)、「涸」(ɣâu̯)、「滌」(dek)、「攪」(kau̯)などは、中国原音からは、それぞれ「シュ」「カク」「デキ」「カウ」となるべきであるが、これをそれぞれ「ユ」「コ」「デウ」「カク」のようにするのは、声符「兪」「固」「條」「覺」による類推によってその音を誤ったためである。そうした意味では、「注」(tśi̯ʷɤ)はむしろ「シウ」ないし「シュ」であってもよさそうであるが、実際は「チウ」である。このような類推による音が固定する過程は個々の字によって異なり、たとえば観智院本『類聚名義抄』では、「輸」「涸」にそれぞれ「シュ」「カク」の音をかかげるのに対して、「注」には和音として「シュ」「チュ」の両形をあげ、また「滌」には「音歃俗又音條誤也」のように注している。清濁や声調についても、同様にして誤る場合が少なくなかったと考

えられる。こうしたいわば人為的な要因によるもの以外にも、全般にわたってきわめて複雑な問題が多い。たとえば呉音系字音を例にとれば、清濁に関しては「唐」「盗」などは中国中古音で濁であるが、一般に清で現われ、逆に「軍」「訊」などは原音清であるが、濁に現われる。また、「黄」「晃」は声調を除いて同音であるが、前者は「ワウ」であり後者は「クワウ」である。拗音に関しては「良」が「ラウ」となるのに対して、原音で「良」と同音の「量」は「リヤウ」である。「層」と「塗」は原音で同音であるが、前者は「ト」のように -õ で受け止められるのに対して、後者は「ツ」のように -ũ で受け止められることがある。このような例の中にはなお明確な説明の与えられないものが多く、こうしたところにも日本字音としての特殊な問題がある。

日本語の音韻変化を反映する例としては、たとえばハ行子音の変遷にともなって、中国語の唇音〔p〕・〔p'〕が最終的に今日のような〔h〕のかたちになり、あるいはオ段長音の発生とそれに続く開合の混同によって、「京」などが kiau＞kiɔ:＞kio: のような変遷をたどることなどは、その顕著なものである。

さて、いうまでもなく字音はその伝来の初期には外国語音として原音に近いかたちで発音されていたと考えられるが、日本語の中に浸透するにしたがって右のような日本的変容を受ける。したがって、ひとくちに日本字音といっても、原音に比較的忠実な段階から、今日のように日本語の音韻体系に融和したかたちで落ち着くようになるまでには、長い時間とさまざまな段階が考えられるわけである。字音の仮名表記を見ても、平安時代末期のころまではまだ不安定で、たとえば「春」などには「スキン」「シキン」「スキユン」など多様な表記が見える。日本字音は最も安定したかたちにおいて仮名表記の安定を前提とし、それに支えられているといい得るが、その仮名表記が一応の安定をみるようになるのは中世に至ってのことである。一方字音の担い手との関連では、仏家・博士家のような高い水準を持った社会において、字音の学習・伝承を通じて、できるかぎり忠実に原音の識別を保持しようとする努力がはらわれた。しかし、それも所詮外国語音の学習・伝承にすぎなかったから、やがて日本的変容が加わり、仮名表記に収斂するか

たちで安定する。それに対してその外に受け入れられたものは、はやくから厳密な区別を捨てて和語化し、あるいはもっぱら仮名で書かれて漢字の字面を離れた。「やう(様)」「れい(例)」「すくせ(宿世)」「せうそこ(消息)」「たいめん(対面)」などの平安時代の和文に現われる字音語群は、和語にかなり近い音韻体系を持っていたものと考えられる。資料的にも平安時代までは訓点資料・音義・辞書類など専門的、特殊なものが中心をなすが、鎌倉時代以後は辞書類においても『字鏡集』『和玉篇』『下学集』『節用集』など大衆的なものが現われる。これは識字層の拡大にともなって、字音の担い手が大衆化しつつあることを示すものであり、日本字音の安定的な成立も、このような事情と深くかかわっている。

ところで、すでに述べたように、日本字音は母体となる原音の時代的・地方的特徴を反映していくつかの系統を生み、さらに伝承の過程でもたがいに競合関係を生じて複層的に伝えられた。その主層をなすものは、いわゆる呉音系字音と漢音系字音であるが、呉音系字音の伝来以前にも中国上古音の特徴を有するものが伝えられており、漢音系字音以後には宋代以後の字音を母体とする、いわゆる唐音系字音がもたらされている。

呉音系字音以前に伝来したものは、内容も混質的で、体系的に伝えられていないため、いくつかの特徴がごく断片的に指摘されるにすぎない。そのうち最も古いと考えられるものは、おそらく朝鮮・中国との交渉がひらけると同時に実際の物と結びついてもたらされたと思われるもので、「うま(馬)」「うめ(梅)」「たけ(竹)」などはそうした字音にもとづくかたちである可能性が強いが、確実な根拠は求め難い。推古期の金石文に見える「宜(ガ)」「移(ヤ)」「意(オ)」「止(ト乙)」「里(ロ乙)」などの万葉仮名は、中国中古音の体系から説明ができず、三国時代以前の上古音の面影を伝えるものと見られている。すなわち「宜」「移」は中古音ではそれぞれ -i̯ë, -i̯e のようになっているが、上古音ではともに -i̯a のかたちを持っていたと考えられ、金石文ではこの段階を反映していると解される。「意」「止」「里」の類も中古音では -i̯ei, -i̯əi のようであるが、これらをそれぞれ「オ」「ト乙」「ロ乙」の仮名に用いるのは、上古音の -i̯əg

のかたちを反映するものと見られている。ちなみにこれらの仮名は、呉音系字音にもとづくと見られる『古事記』あるいは『万葉集』の仮名としては、「宜(ギ乙・ゲ乙)」「移(イ・(ヤ))」「里(リ・(ロ乙))」のように用いられる。

呉音系字音の場合も内容は単純ではない。いわゆる和音および対馬音と称するものはこの系統であり、平安時代には、

呉似二和音一、漢如二正音一。(『悉曇蔵』)

朱音者正音也。墨声者和音也。(観智院本『類聚名義抄』)

のように、正音(漢音)に対してはむしろ和音が対比されるのが普通である。一方呉音の名称も平安時代初期から見えるが、いずれも中国における江東音(呉地方の音)をさすと認められるもので、これが日本字音の一系統をさすようになると思われるのは、藤原公任『大般若経字抄』に至ってのことである。(5) このような点から、いわゆる呉音は、漢音の渡来を契機として、これとの対立において、すでに日本に定着していた和音のごとき字音が体系化されたものと推定され、観智院本『類聚名義抄』が呉音として公任の音を引いているのも、(6) 右のような想定のうえに理解される。ところで和音は、漢音系字音の伝来以前から伝統的に用いられていたもので、観智院本『類聚名義抄』では和音として真興などの音を引くほか、(7)『新訳華厳経音義私記』『新撰字鏡』にもその例が見え、また『和名類聚抄』で「俗音」「俗云」とするのもこの系統の字音とみなされる。これらは新来の漢音に対して和語の音韻体系にいっそう融和したかたちに落ち着いていたと考えられる。対馬音は、『法華経釈文』の表紙見返に、

対馬(ツシマ)／
都司馬＼音　平声字ノヘ都司馬音ニハ渡上去音　上去字対馬音渡平声

のようにあって、呉音系字音の特徴と一致するが、実体を示すものとしては、右のほか智証大師『金剛界瑜伽記』、『金光明最勝王経音義』などのきわめて断片的な記載があげられるにすぎず、その体系は明らかでない。対馬音が中

世以後呉音の別称とされるのは、対馬にあった尼僧によって呉音が伝えられたとする旧説に支えられたものである。以上、この系統の字音は、頭子音の清濁を区別するなど、現代呉語の特徴とも一致する点があることなどから、五、六世紀の楊子江下流域、呉地方の音の流れをくむものと考えられている。しかし、呉音系の字音を伝えているとされる法華経読誦音の中にも、「泥《テイ》(平濁)」「暮《ボ》(平濁)」などのように漢音的なものも少なくなく、また原音で同じ -ei のかたちを持つ諸字が、-e(計《ケ》など)、-ei(低《テイ》など)、-ai(西《サイ》など)の三様に写されるなど、均質性にも問題があって、もともと漢音に対比できるような明確な体系を有するものであったかどうかは疑問である。この系統の字音は、漢音が伝えられて後も、それまでの伝統に支えられて根強い勢力を保ち、仏典の読誦には特殊な場合を除いて伝統的にこの字音が用いられたほか、古くから生活の中に溶け込んだ字音語にはこの系統の音が用いられるものが多い。『古事記』の万葉仮名はこの字音にもとづくが、『日本書紀』が官撰の正史として漢音を採用した後も、『万葉集』において依然としてこの字音が用いられているのは、そうした伝統の根強さを物語るものである。

漢音系字音は、隋から唐代中期にかけて主として中国に渡った留学生や日本に渡来した中国人などによって伝えられた、長安・洛陽を中心とする中国西北方音にもとづく字音で、平安時代には、和音に対して「正音」と呼ばれる。もともとこの地方の音は南方系の呉音などとは異なっていたが、変化を重ねてその差異はいっそう著しくなり、唐代の中国ではこの北方系の標準音に対して南方音をいやしめる傾向が強かった。日本においても奈良時代の末から平安時代の初期にかけて、明経道の学生にもっぱらこの字音を学習させ、あるいは僧侶も漢音を習わなければ得度させない旨の詔勅を出すなど、これを重んじて在来の音を退けようとするのは、そうした唐の風潮を反映するものである。しかしこのような方針も、当時の日本の実情に合わず、漢音は呉音系字音を駆逐できないまま、おのずからその領域が定まった。漢籍にはもっぱらこの字音が用いられるが、仏家でも『理趣経』・『仏母大孔雀明王経』、特別な場合の『妙法蓮華経』などの経典や、経文以外の典籍を読むのに広く用いられた。この字音は、仏家・博士家の学問的な水

準において比較的原音に忠実な体系が維持されようとし、中国との国交が絶えて後も、韻書・韻図を支えとしてその伝統は保たれたが、中世にはいるとしだいに厳密な識別も失われて呉音系字音の体系に近づき、したがって呉音系字音とは、頭子音の清濁や声調など、同じ日本字音としての特徴のちがいによって対立するかたちにおいて安定した。平安時代における漢音の実態の一端は、たとえば『法華経釈文』の声調標示、『和名類聚抄』および図書寮本『類聚名義抄』の同音字注などにうかがうことができる。[8] なお、以上のような系統とは別に、天台宗・真言宗所用の読誦音の中には「菩薩（ホサ）」「極楽国（キラクケキ）」のような中国の中世的なおもむきを伝えるものがある。これは唐末北方音の系統を引くものと考えられ、新漢音と呼ばれている。

唐音はまた宋音とも呼ばれ、このふたつの名称は従来厳密に区別されていない。一般には平安時代中期以後江戸時代までの間に中国と往来した禅宗の僧侶、商人などによって伝えられた、中国の中・近世的な特徴を反映した音をこれらで総称している。鎌倉時代の禅宗によってもたらされたものはおもに江南浙江地方の音、江戸時代初期黄檗宗によって伝えられたものは南京官話系の音といわれ、さらに江戸時代長崎の通事などによって伝えられたものも浙江の杭州や南京の音であるとされるように、渡来した字音そのものは単一ではなく、しかも晩唐から宋・元・明・清に至る長い期間にわたっているため、きわめて混質的で、それぞれの体系を明らかにすることはむずかしい。しかし、

「茶」「行」「花」などの頭子音は、それぞれサ行・ア行・ハ行の音に写される。

「火」「団」の類の母音はオ段の音に、「子」の類は「ス」に、「庫」の類はウ段の音に写される。

「経」の類の -ŋ は「ン」に、「石」などの末尾の子音は促音のごときかたちに写される。

などのような明らかな特徴をもって、呉音系字音・漢音系字音とは明確に区別される。この字音は禅林を中心に盛んに行われたが、呉音系字音・漢音系字音のように体系的な定着をみることなく、今日ではたとえばつぎのような一部の語に残されているにすぎない。

行脚(アンギャ)　行燈(アンドン)　甲板(カンパン)　石灰(シックイ)　提燈(チョウチン)　緞子(ドンス)　暖簾(ノレン)　瓶(ビン)　蒲団(フトン)　栗鼠(リス)

ところで漢字音が日本語の中に浸透すると、和語の音韻ないし音韻体系に対しても新しい状況を生み、そのあり方に少なからぬ影響関係を持つことになった。たとえば、それまでの和語の発音において少なくとも一般的ではあり得なかったはずの拗音・合拗音は、漢字音の一般化にともなって新しい音韻としての確立が促された。また、-m, -n, -ŋ の鼻音および -p, -t, -k の入声音の定着や原音の重母音の二音節化は、音便の発生・発達にとって、きわめて重要な意味を持った。さらに、語頭における濁音およびラ行音の問題も、漢字音と和語の音の融和という点から理解される。

さて、今日では各系統間の対立的な関係は不明確になり、字音は一字ごとに固定されつつあるが、異なった系統の字音を混在させ、一字が複数の音を持つという状態はなお解消されていない。ただし、それぞれの系統は伝統的にある程度独自の領域を持っており、そのため個々の字音語は同じ系統の音の結合によるものが多い。

呉音——有無(ウム)　功徳(クドク)　金色(コンジキ)　世間(セケン)　殺生(セッショウ)　成就(ジョウジュ)　正体(ショウタイ)　人間(ニンゲン)　末期(マツゴ)　明日(ミョウニチ)

漢音——期間(キカン)　経歴(ケイレキ)　決定(ケッテイ)　殺人(サツジン)　成功(セイコウ)　生命(セイメイ)　正解(セイカイ)　男性(ダンセイ)　名人(メイジン)　明白(メイハク)

しかし、漢字によって特定の音が慣用化すると、当然つぎのように混読される語が生まれ、

呉音－漢音——正気(ショウキ)　下品(ゲヒン)　埋没(マイボツ)　末期(マッキ)　無人(ムジン)

漢音－呉音——気性(キショウ)　言語(ゲンゴ)　食物(ショクモツ)　白米(ハクマイ)　微妙(ビミョウ)

また、用いる字音のちがいによって生ずるかたちに、意味や語感のちがいが託される場合も起こる。

音声(オンジョウ—オンセイ)　強力(ゴウリキ—キョウリョク)　女性(ニョショウ—ジョセイ)　変化(ヘンゲ—ヘンカ)　書籍(ショジャク—ショセキ)　利益(リヤク—リエキ)

明治期において漢音を用いる傾向が大勢を得るのは、一面その語の持つ旧来の色合を一新して、そこに新しい感覚を

求めようとする時代の風潮を反映するものであるとも解されるが、そうした場合以外にも字音のちがいが積極的に利用される場合があり得ることは、やはり日本における特殊な事情にもとづくものである。

## 3 訓の成立

漢字に訓が与えられたことは、中国語という外国語を表わす文字に、新たに日本語としての価値が付与されたことを意味する。漢字と、それに対応する日本語とのこの習慣的な連合関係の成立は、もはや漢字を中国語にもどすことなく、それから直接意味を読み取ることを可能にし、またその連合関係にもとづいて、日本語を直接表語する道をひらいた。この訓の体系的な成立によって、まさに漢字は、発生の母体である中国語から離れて、日本語という新しい環境に順応し、再生したということができる。

漢字に何らかの日本語をあてて解釈することは、日本で漢字が用いられはじめると同時にはじまっていると考えられるが、おそらく初期にはその関係はそれほど安定したものではなく、ひとつひとつの漢字にそれぞれ特定の日本語が習慣的に結びつくという、いわば狭義の訓が成立する段階に至るまでには、やはり相当の時間と困難を要したものと思われる。古訓の中には、なおかならずしもその根拠の明確でない場合や、結びつきの安定しないものも少なくないのである。しかし、このことは、個々の漢字に訓が与えられた時期がそれほど古くないということを意味するのではない。というよりは、日本においても訓の固定を前提とする表記は意外に古くから現われているのであり、すでに触れたように、推古期には「葛城(かつらき)」「池辺大宮(いけのへのおほみや)」など明らかに訓にもとづいた表記が見えるほか、『古事記』が「日下(くさか)」「帯(たらし)」などの姓や名の表記をもとのままにとどめ、また国名や地名も多くが借訓による表記によっていることは、訓によるこうした固有名詞の表記がはやくから固定しつつあったことを物語るものである。個々の具体的な事例については、それを音で読むか訓で読むかさえ明らかでない場合もむしろ多いが、『万葉集』の時期にまでくだれば、訓仮名

『和名類聚抄（真福寺本）』（古典保存会刊の複製本による）　大須宝生院蔵

『新撰字鏡（天治本）』（西東書房刊の複製本による）宮内庁書陵部蔵

が多彩な用法を見せるというだけでなく、「アー吾・足」「アカー明・赤」「アキー秋・飽」「アサー朝・麻」のように、訓による直接表語はかなり広く行われるようになっており、その日常化した広がりをある程度知ることができるようになる。そうした訓の定着は、日常の基本的な語で、かつ概念内容の具体的なものほどはやく、しだいにその範囲を広げていったものと考えられる。一方、奈良時代以来の辞書・音義の類も、日本で撰述されたものの多くは和訓を載せるが、これは漢字を漢文式の注記によって理解するよりも、実際的には何より具体的な日本語との対応によって理解することが要請されたことの現われであり、平安時代

初期の状態はたとえば『新撰字鏡』『和名類聚抄』などに明らかである。これらの辞書では、和訓を注するものには一語にひとつからみっつ程度が付されるにすぎないが、漢字についての知識も増し、またそれを用いる際の実用的な要求が強くなるにつれて、概念内容の複雑な漢字については、加えられる和訓もその量がふえる。くだって院政期の『類聚名義抄』(観智院本)が、たとえば「行」「方」「肆」字に、それぞれ実に四〇、三七、三〇もの訓をあげるのは、これが漢文訓読を背景とする、いわば文脈に即した訓読例の集大成としての性格を持つためである。訓読語の場合、

『類聚名義抄(観智院本)』(貴重図書複製会刊の複製本による)　天理図書館蔵

このように文脈や訓法との関連できわめて多様な対応を見せる。一字に多くの訓を掲げる方式は以後の漢和辞書に引き継がれるが、日常的にはさらに限定された訓が用いられ、その結合は、ある語を思い浮かべた場合ただちにいかなる漢字があてられるかを想起し得るほどに堅固なものがある。今日「当用漢字音訓表」に採られる訓は意識的な整理の加わったものであるが、それ以前においても、普通に用いられるものは一字についてそれほど多くなかったであろうと考えられる。ただし、具体的な事例に関しては、語彙の変遷とも関連して歴史的な変化も著しいので問題は単純ではない。

　ところで、日本語と中国語との語彙体系のちがいは、訓の成立の過程においてさまざまな問題を生じている。もともと日本語の語彙は中国語にくらべて貧弱であり、ことに抽象的な概念を表わす語に乏しいといわれるが、もちろん

具体的な事物の名称についても齟齬は大きく、対応する和語の与えられないまま、字音のままで日本語に取り入れられたものは少なくない。平安時代の和文にも、すでに「いう(優)」「えん(艶)」「け(気・怪)」「ざえ(才)」「やう(様)」「れい(例)」、また「ぐす(具)」「けしき(気色)」「さうぞく(装束)」「しふねし(執念)」など、和語化して用いられるものがかなり認められ、全語彙中に占める字音語の割合は『源氏物語』においてほぼ一二・六%、『伊勢物語』で六・二%であるという。(9)「菊」が、勅撰集としての『古今和歌集』の和歌に「心あてにをらばやをらんはつしものおきまどはせるしらぎくの花」などのようによまれるのは、やや遊戯的な色合の濃い『万葉集』巻一六の「此の頃のわが恋(こひ)力(ちから)記(しる)し集(つ)め功(くう)に申さば五位の冠(かがふり)」における「功」「五位」などの場合と異なり、すでにはやく漢語としての語感が失われ、意識のうえではほとんど和語との区別を失っていたことを示すものである。『新撰字鏡』や『和名類聚抄』で和訓の施されないものの中にも、こうして対応する和語を与え難いために、そのままに受け取らざるを得なかったものが少なくないと思われる。

　やや特殊なケースに属するが、このように字音のまま日本語に受け入れられた語の中には、当該の漢語に対応する和語がない場合、それがそのまま訓として付着する例が見える。七三七(天平九)年の正倉院文書には「僧」に万葉仮名で「法志」としるされているが、このほかにも『万葉集』巻一六に「法師らが鬚(ひげ)の剃杭(そりくひ)馬繋(つな)ぎいたくな引きそ僧(ほふし)は泣かむ」とうたわれ、また『日本書紀』の古訓では「僧」のほか「沙門」「師」「釈」「緇」にまで「ホフシ」あるいは「ホウシ」「ホシ」のように付訓した例が見出だせる。いうまでもなく「ホフシ」は「法師」の音であり、この語がはやくから漢字の字面を離れて和語化していたらしいことがわかるのである。さらに同じ『日本書紀』に「儒」を「ハカセ」と訓じているのも同様である。また、『和名類聚抄』で「燈心」に「和名度宇之美」とする類は、直接「燈心」(teng si̯em)の音にもとづいたかたちを「和名」とするもので、やはり同様に考えることができるであろう。ちなみに、観智院本『類聚名義抄』には「炷」字に「トウジミ」の訓が見えている。

漢語の借用は、右のように日本語の語彙を補うことの大きかった反面、もとからの和語との間に語彙的な二重構造を形成し、いったん訓が与えられながら後にその訓が失われることも起こる。「菊」の場合、『和名類聚抄』に「かはらよもぎ・かはらおはぎ」の訓があり、『新撰字鏡』にも「菊花」に「からよもぎ」のかたちが見えるにもかかわらず、『古今和歌集』ですでに「きく」のかたちが現われることは右に見た通りである。同様に「蝶」も『新撰字鏡』に「かはひらこ」の訓があるが、平安時代、すでに「てふ」が一般化している。これらは和語のかたちの、その長さに起因するところが大きいと思われるが、さらに「肉＝しし」のような例もあり、またもっぱら字音語としてのみ用いられることによって訓が忘れられる場合も多いので、事情は一様ではない。

さて、漢字一字は一意味単位を表わすから、それにあてられる訓も、原則的には構成的に一単位であることが期待されるが、現実には漢字とそれに対する訓の関係は常に一対一であるとはかぎらない。中国語と日本語とにおける語彙の秩序が異なる以上、「山＝やま」「川＝かわ」のような順当な関係に対して、「湖＝みず-うみ」「湊＝み-な-と」のようなひずみはごくありふれたことがらに属する。しかし、このような訓の中に、かつて漢字を受け入れる際に新しく捏造されたと認められるかたちが存することは注意すべきである。たとえば『和名類聚抄』では、「足の裏」の意味の「蹠」字に「あなうら」の訓を付し、「足の甲」にあたる「跗」字を「あなひら」とするが、『新撰字鏡』では「趺・跗」を「あなひら」とするのに対して、「蹠・趾・跖・蹱」には「あしのうら」のかたちが与えられている。この「あなうら」「あなひら」のかたちは、江戸時代に至るまで辞書の中には受け継がれても、中世以前には漢字をそのように訓読し、あるいはそれにもとづいたと認められる例を除き、漢字の字面を離れて積極的に用いられた形跡は少ない。同じような例は、観智院本『類聚名義抄』の、

鯨　ヲクヂラ　　鯢　メクヂラ

魂　ヲタマシヒ　　魄　メタマシヒ

甑・甗　ヲガハラ　　瓪　メガハラ

などのかたちにも求めることができる。(10)　もちろんヲー、メーのかたちは、はやく『万葉集』巻一六に「男餓鬼」「女餓鬼」のような例もあって、日本語の造語形式として一般的であったと考えることができるにしても、ここに見えるこのようなかたちは、常態の日本語とは考えられず、漢字での区別にしたがって造語されたものである可能性が強い。やや極端な例をあげることになったが、さらに「鉄＝くろがね」「掌＝たなごころ」のように漢字の注から出たとみなされるいわゆる字注訓なども あって、漢語の語彙に対応して新たな造語が生まれ、日本語の語彙が再編される部分があったことは否定できない。ちなみに「鉄」「掌」については、『和名類聚抄』には、それぞれ『説文』の「黒金也」、『四声字苑』の「手心也」が引かれている。なお、右のように漢字一字に対して二単位ないしそれ以上の訓が対応する場合、「おりもの＝綺・織→織物」のように後に表記の一般として用字が変わる場合もある。一方、漢字は一字が一語に相当するといっても、それは初期的な段階における原則にすぎず、以後複合のかたちが発達しているので、「温泉＝ゆ」のように二字あるいはそれ以上の漢字に一単位の訓が、「従父兄弟＝いと-こ」のようにある特定の複合形式に特定の複合形式が与えられることも珍しくない。ここにも逆に、もともと字の注にすぎなかったものが、訓との対応によって切り取られ、一語の漢語と同等の資格さえ持つに至ることもあり得るのである。

ところで、古く漢字の持つ意味・用法の多様性やその訓読の方法との関係で、一字に多くの訓が生じていることは再三述べたが、ここで「運」字に例をとれば、観智院本『類聚名義抄』にはつぎのような訓があげられている。

運　ハコブ　メグル(ラス)　ヲカシ　スミヤカニ　メクム　オクル
　　ウツス　トフ(鳥)　オコク　ムクユ　イノチ　サイハヒ

これらのすべてが中国語の原義に照らして適正であるとはいい難いとしても、ともかく今日ごく普通に用いられるのはこれらのうちほとんど「ハコブ」ひとつであるといってよいであろう。それによって「運送」とか「運賃」という

場合の意味は理解できても、「運動」や「運命」などの意味に対応するかたちはもはや残されていないのである。また別な例をとれば、今日「光＝ひかり・ひかる」「照＝てる・てらす」のように固定しているこの二字に、同じく観智院本『類聚名義抄』は

光　ミツ　サカユ　ウルハシ　ヒカル　ツヤヽカナリ　ヒカリ　テル
照　テラス　アラハス　ヒカリ　アキラカナリ　ツヤヽカナリ　テル

のような訓を与えており、相互に共通するものが見える。ここに、一字ごとに、限定された少数の訓が固定するさまが明らかであるが、さらにその過程を通じて訓の持つ性格そのものが大きく変化している点は重要である。すなわち、漢字の持つ意味・用法に則して生まれた訓は、日常的な水準において、しだいに特定の文字それ自体との対応に変わっているのである。いうまでもなく、日本語における漢字と訓との対応関係のむずかしさは、このように、中国語における漢字の表わす語(ないし形態的単位)としての意味の広がりを、日常的にはより限定された具体的な訓との対応としてとらえ直さざるを得ないところに大きな原因のひとつがあるわけである。

中国語と日本語との対応が、いわば必然的に一字多訓の関係を生じたのと表裏して、訓を共通する異なる漢字、すなわち同訓異字が多く生まれている点も日本における漢字のあり方の特徴のひとつを示すものである。院政期の国語辞書『色葉字類抄』について見れば、たとえば「とる」「よし(形容詞)」「みる」の訓を持つ諸字はそれぞれ九四、八六、五六の多きにのぼる。もちろんこれらの中でも常用される字は限られており、またそのすべてに実際に用いられた跡が明らかであるわけではないが、少なくとも当用漢字やその音訓表による制限が加わる以前には、たとえば「おもう」「みる」についても、それぞれ「思・念・想・憶」「見・視・観・看・覧」などの程度は日常的な用法を持っていたことを認めることができる。そのような状態が日本語の表記にきわめて複雑な様相を与えていた点はまた見過ごせないが、さらに重要なことは、それらの諸字が、意味的にも表現的にも価値を等しくするものではなく、それらを書き分

『色葉字類抄(前田本)』(育徳財団刊の複製本による)　前田育徳会尊経閣文庫蔵

けることへの志向が明らかな点であり、その中には、本来日本語としてひとつの語であったものも、漢字との結合を契機として意義の分化を明確にし、やがて同音異義語へと分裂していった例も少なくなかったであろうということである。たとえば「たつ」の語が「柱が立つ」のような意味のほかに、「春立つ」のような表現をとるのは、「立＝たつ」の連合を契機として、「立春」という漢語が訓読されたところにあるのであり、また「柱が立つ」に対して「家が建つ」さらに「起ち上がる」のような区別が行われ得るのも、もともとひとつであったはずの「たつ」が、それぞれの漢字への結合を支えとして分化していることの現われだということができる。

以上のような反面で、「乃」「則」「即」をすべて「すなわち」にしてしまうようなところもあり、また、

唄(うた)　漢字は本来梵唄(仏の徳をたたえる唄)の意。

森(もり)　漢字は本来樹木の多いさま、樹木の高いさまを表わす。

のように漢字の原義を転じたもの、

預(あずかる)　漢字は本来あらかじめ、かかわるなどの意。

調(しらべる)　訓は本来楽器などの音調をととのえる意。

のように訓の意味の広がりに応じて漢字の意味を変じ、あるいは漢字との連合によって訓の意味を発展させたと考えられる例もあって、漢字・漢語と和語との接合は、いっそう複雑・微妙な相を示している。

## 三　日本における漢字使用

### 1　書体・字体

書体は一般にはもっぱら楷書・行書・草書が行われたことはいうまでもないが、そのほかにも篆書・隷書や古文・則天文字などさまざまな書体が伝来している。

『類聚名義抄(観智院本)』(貴重図書複製会刊の複製本による)　天理図書館蔵

そのうち古文は、秦代以前の古い字体を残すもので、『古文尚書』『古文孝経』などに見えるほか、時に経文中にも混用され、したがって『類聚名義抄』『大般若経音義』などの辞書・音義類もその例をあげている。周の則天武后によって制定された則天文字は、伝えられる字種がごくわずかで、『類聚名義抄』などにも十数種ほどが見えるにすぎない。『新訳華厳経音義私記』巻上の一部にこれが列挙されるのは、本経が武后のころ漢訳されたものであり、経文中

『新訳華厳経音義私記』(貴重図書影本刊行会刊の複製本による)
小川広巳氏蔵

にそれが用いられたためであると考えられる。[11] このように、古文・則天文字などはいずれもそれが用いられた文献を解読する必要から主として学習されたもののようである。篆書は弘法大師空海撰の『篆隷万象名義』に例があるが、さらに『延喜式』によれば、大学寮の書博士は諸官省の印章の文字を篆書で記す職務を持っており、こうした特殊な用途のために後世まで使用された。以上、楷書・行書・草書を除く書体は、全体として用途がいずれも特殊であり、それが用いられる字種も限られている。

楷書・行書・草書の境界はかならずしも明確ではなかったと考えられるが、概して厳恪な経典・漢籍の書写や改まった文書などでは楷書・行書が、日記・書状のような私的な筆録には普通に草書ないし行書が行われている。このように日常的・実用的場面ではより簡略な書体が選ばれる傾向が強く、後に楷書が一般化するのは、明治以後印刷の普及によって活字体が広まり、また初等教育において楷書の筆写体や活字体が用いられるようになってからである。平仮名や片仮名の字体も直接には行・草・極草体から発達している点は注意すべきである。たとえば「よ・ヨ」「れ・レ」「ね・ネ」など、それぞれ「与」「礼」「祢」から出たのであり、「與」「禮」「禰」からとするのでは説明がつかない。

『篆隷万象名義』(崇文館刊の複製本による)高山寺蔵

字体については、過去には今日のように印刷字体が個人的な筆記の規範を拘束することがなかったから、一字について いくつかの異体が行われることも普通であり、またそれが単に正誤の関係で並存するものでないことはいうまでもない。たとえば観智院本『類聚名義抄』では、「正」「俗」「通」「今」「或」などとして多くの異体を載せ、また院

『類聚名義抄（観智院本）』（貴重図書複製会刊の複製本による）
天理図書館蔵

政期ないし鎌倉時代書写の九条家本『法華経音』などでも、巻末に「一字二様書」として「無―无」など一〇〇余字についてその異体をかかげている。これらは、もちろん日本人の恣意に出るところも少なくなかったが、基本的には中国における多様性とその時代差を反映する面が大きいのであり、観智院本『類聚名義抄』についても、『干禄字書』や『龍龕手鑑』などに合致する点が少なくない。試みに七六二（天平宝字六）年写の西大寺本『金光明最勝王経』から今日の字体と異なるものをいくつかあげる。

眀（明）　絰（経）　苐（第）　峯（峯）　漢（漢）　能（能）　為（象）　惱（悩）　觧（解）　逮（逮）
戒（戒）　説（説）　溼（湿）　那（那）　等（等）　脩（修）　悉（悉）　虚（虚）　剛（剛）　願（願）
凉（涼）　悪（悪）　或（或）　疑（疑）　災（災）　作（作）　恠（怪）　害（害）　算（算）　酒（酒）
猒（厭）　葉（葉）

今日の新字体は、伝統のない新しいもののように考えられがちであるが、右の『金光明最勝王経』の中にも、「浄」

「静」「来」「万」「断」などの字体が用いられ、またくだって藤原道長自筆の『御堂関白記』などにも、

　　乱・仏・労・円・学・悩・数・会・条・栄・為・権

のような当用漢字の新字体として採られている字体が珍しくない。その中にはまたはやくから中国に例の見えるものも少なくないのである。

　文字が手書きの段階にある場合、ことに日常的・実用的場面では、字体は絶えず簡略化の契機を持っており、一方もとからの字形を保持しようとする力や美意識もそこに働くので、そうした力の緊張関係のうえに、漢字はさまざまな変容を遂げる。字体の簡略化は、極端な場合、いわゆる省文や合字のようなかたちをとって現われる。省文は省画によるものであるが、古く中国に例があり、日本でも隅田八幡の鏡銘に「銅」を「同」と記し、「鏡」を「竟」とするのは中国に起源があるとされる。仏書では特に「抄物書き」といわれる省文があり、平安初期の『東大寺諷誦文稿』には、すでに「卄卄(菩薩)」「忄忄(懺悔)」のような例が見える。このほか「氵丁(灌頂)」「女女(娑婆)」「卌卌(涅槃)」など、頻出する語にこうしたかたちをとるものが多い。また、辞書・音義の類には「六・亠(音)」「川(訓)」「メ(反)」「谷(俗)」「禾(和)」のようなものがあり、訓点本には「牛(物)」「寸(時)」「メ(為)」などのかたちも見える。近時まで行われた「一ケ」などの助数詞の「ケ」も「箇」に発するものと考えられる。省文は多く儀礼を要しない場合、狭小な余白しかない場合、速書する必要のある場合、同字を反復する場合などに行われる。片仮名も省画に従ったものであり、その意味では省文の一種といえるが、機能的にも漢字を脱化しており、ひとつの体系をなすもので通常の省文とは性質が異なる。万葉仮名の略体としては、七〇二(大宝二)年の御野(美濃)国戸籍帳に「ツ(州か)」「マ(部)」「ム(牟)」とあるのなどが古い。なお、以上とは逆に増画されることもあり、たとえば「車輛」は、今日では「車両」のように書かれるが、この場合「両」の方が古く、「輛」は後の増画によるものである。合字は「麻呂」を「麿」、「木工」を「杢」とする類で、右の戸籍帳にも「早(日下)」の例が見えている。

ところで、今日のいわゆる新字体のうちには、もとの字体とは本来中国で別字であるものがある。たとえば「体—體」「芸—藝」「台—臺」「欠—缺」などがそれであり、「体」はもともと音は「ホン」、「粗い、劣る」などの意であるが、これを「體」の新字体としたわけである。「体—體」の場合、中国でもこれを混用した例があり、日本においても「體」の俗体「躰」などとの関連で、中世を通じてしだいに混同されるようになったものと思われる。心空『法華経音訓』(一三八六(至徳三)年刊)では、「體」と同字の「軆」字に「俗作体非」と注しているのは、このころ混用されることが多かったことを示している。また、わきまえる意の「辨」、花びらの意の「瓣」、言辞の巧みな意の「辯」という、意味の異なる三字を、本来まったく別字である「弁」で代用させたのもこの類であり、この場合、中国語では音が異なっても、日本語に写されたかたちが同じ「ベン」であることがその条件を作っている。このように音や意味・用法に一致するところのある場合、字形が酷似する場合に、古くから別字が混同される例はしばしば見られる。

## 2　国字

漢字の借用はきわめて大規模に行われたが、これを体系として眺めるなら、中国における漢字をまったく無修正で受け入れて、そのまますませてしまうことのできるほど、中国語と日本語との懸隔は小さくなかった。漢字を日本語とその表記にいっそう適した体系にととのえるためには、歴史を通じて必要な淘汰や再編が加えられることは、いわば必然のなりゆきであったわけである。そこで、ことに中国語にない日本固有の概念を表わすためには、漢字の構成原理に従って新たに日本で文字が作られるということも起こった。国字ないし和字といわれるものがそれであり、大部分は六書のうちの会意によっている。このように国字はもともと和語の表記のために作り出されたものであるから、音を持たないのが普通であるが、「労働(ろうどう)」「田畠(でんぱく)」の「働」「畠」のように、漢語のかたちをとるために形声の原理にもとづく類推によって音の与えられたものや、「鮟鱇(あんこう)」の「鱇」あるいは「腺(せん)」「鋲(びょう)」などのように、はじめから訓を

持たないものもある。漢字にならって新しく文字を作ることは日本独自の現象ではないとしても、今日「働」「畑」などのように広く用いられるものもあり、中には「腺」「鱈」など中国に逆輸入される例もあることは注意される。

ところで、国字の発生は古く、「杣(そま)」「鞆(とも)」のようにすでに奈良時代の文献に見えるもののあるのをはじめとして、平安時代初期の『新撰字鏡』(天治本)「小学篇字」にはつぎのような四〇〇余字がおさめられている。

百部　九字　醸(かむし)　酙(すすほり)　など。
金部　八一字　鍼(まさかり)　鈸(はさみ)　鋧(かなと)　鈙(つみ)　鍜(かなへ)　など。
木部　一〇八字　椨(ねぶり)　榊(さかき)　梓(あづさ)　樚(くすのき)　榁(えのき)　など。
草部　八七字　蕁(なづな)　蕨(わらび)　蓎(ともくさ・あちさゐ)　茶(いたどり)　蘱(むぐり)　など。

小學篇字

『新撰字鏡(天治本)』(西東書房刊の複製本による)　宮内庁書陵部蔵

鳥部　三七字　鵙(もず)　鶉(うづら)　鶯(うぐひす)　鵈(とび)　鵢(みさご)　など。
虫部　六八字　蛗(しらみ)　蝉(かはほり)　蜻(あきつ)　蝌(あゆ)　蟌(くらげ)　など。
魚部　三四字　鯰(なまづ)　鱒(ます)　鮗(このしろ)　鮃(ふな)　鮭(さけ)　など。

これらの中には今日一般的でないものが多く、またそれが実際に用いられた形跡をたどることも困難であるが、国字の成立はそれ自体、日本語を表記するための完備した

体系として、和語に対する漢字の空白を埋めておくところに意味を持つのであり、具体的な事物の名称として右の部首に集中的に現われることに対しても、やはりそれなりの理解が可能である。一方、同じ「わらび」の語に「蕨」「薇」「蕐」のようないくつものかたちが現われる反面、「鯱(はえ・さめ)」のように同一字が異なった語を表わす例があり、さらに「鶺」「鵖」「鵜」「鸎」(以上、「うぐいす」)のように中国にあてられるべき漢字のあるものに対してまで新たな国字が作られることがあるなど、国字はおそらく、思いつきや着想のおもしろさに対する興味などもてつだって個人的・多元的に発生しており、したがって歴史的には発生・定着の過程で失われてゆく一回的なものや、一部の社会でのみ通用するいわゆる方言文字的なものも少なくなかったであろうと考えられる。このようなところにも、国字が長い年月にわたって作り続けられた事情があるのであり、それらは広く社会に通用するようになるにしたがって正規の漢字と同等の価値を獲得するわけである。

『新撰字鏡』以後は、ことに中世を通じて定着したものが多く、近世に至ると新井白石の『同文通考』はつぎの八一字をあげ、

俤(ヲモカゲ) 働(ハタラキ) 凩(コガラシ) 凪(ナギ) 峠(トウゲ) 𣇃(サヤケシ) 杣(ソマ) 楾(ハンザウ) 椙(スギ) 榊(サカキ) 栂(トガ) 樫(カシ) 栬(モミヂ) 椛(モミヂ) 柾(マサ) 榀(コマイ) 畑(ハタ) 畠(ハタ) 畧(ノ) 笹(ササ) 𦯶(トコロ) 莍(クタビレ) 籾(モミ) 糀(カウシ)
蚫(アハビ) 蟡(ヒヲムシ) 睼(シカト) 褌(チハヤ) 襷(タスキ) 諚(ヂヤウ) 躮(セガレ) 躵(ネラフ) 躾(シツケ) 躻(ウツケ) 軈(ヤガテ) 辻(ツジ) 込(コム) 迚(トテモ) 遖(アツハレ) 鎹(カスガイ) 鐫(ジン) 鈿(ハバキ) 鈨(ハバキ) 錵(ニエ) 鑓(ヤリ) 閊(ツカエル) 鞆(トモ) 鞳(ヘラカ)
鯰(ナマズ) 鰯(イハシ) 鯲(ハユ) 鯐(ハエ) 鮠(ハエ) 鱈(タラ) 鰌(ドヂヤウ) 鯐(スバシリ) 鮱(ボラ) 魦(イサザ) 鮗(コノシロ) 鯎(ウグイ) 鱇(カウ) 鯑(カズノコ) 鮩(アミ) 魮(ギギ) 鯖(アヲサバ) 鱫鱜(アイキヤウ) 鯒(コチ) 鮢(マテ) 鱰(シイラ) 魞(エソ) 鯏(アサリ) 鴾(トキ・ツキ)
鳰(ニホ) 鵆(チトリ) 鴴(チトリ) 鴫(シギ) 鶎(カシトリ) 鵣(キクイタダキ) 鵤(イカルカ) 麿(マロ)

また、伴直方『国字考』は、これらのほか、

梺(フモト) 雫(シツク) 颪(オロシ・アラシ) 媛(コナミ) 妋(セ) 粡(クマシネ) 鋲(ベウ) 𣗄(モミチ) 槇(マキ) 楝(アフチ) 榁(ムロ) 杤(トチ) 栲(タク) 鶸(ヒハ) 鰹(カツヲ) 鯰(ナマウ) 鱚(キス) 杈(サテ) 怺(コラヘル)

など、合計一二〇余字をあげて考証を加えている。ここにはようやく今日一般に用いられ、あるいは広く知られるものが少なくないが、また両書に見えるもの以外にも、「枠(わく)」「腺(せん)」「搾(しぼる・サク)」(「榨」を誤ったものか)など比較的新しく発

生したと認められるものがあり、さらに「糎（センチメートル）」「粁（キロメートル）」「瓩（キログラム）」のような新造字もあって、その歴史的消長のあとをうかがうことができる。なお、『国字考』に見える「杤」(「トチ」を「十千」に解して、千が十で万だから、これに木偏を加えた)のように、後に「櫔」(音レイ、中国の木名)との関連で「厂」が加えられ、今日の「栃」のように字形を変えるものもある。

以上のほか、一種の俗解による伝統的な誤用にもとづくものか、あるいは日本で独自に作られながら偶然かたちが一致してしまったものかはかならずしも明らかではないが、つぎのように中国の別義の漢字と字形の一致するものがある。

偲（しのぶ）　原義は、強い、かしこいなどの意。
掟（おきて）　原義は、揮（ふる）うなどの意。
沖（おき）　原義は、空しい、深い、やわらぐなどの意。
柏（かしわ）　もとは杉に似た常緑樹。
椿（つばき）　もとは「おうち」に似た落葉樹。
萩（はぎ）　もとは「ひさぎ」あるいは「よもぎ」。
鮎（あゆ）　もとは「なまず」。

## 3　漢字表記

平安時代における平仮名・片仮名の成立以後に限って眺めても、仮名と併用して漢字の音・訓を自由に用いる後の一般的な表記の方式が安定するまでには、さまざまな事情が介在している。平仮名文と片仮名文とでは成立の基盤や発達の事情も異なり、また同じ平仮名や片仮名を用いる文献にも程度の幅はあるので、もちろんそれらを統一的に考

えることができないことはいうまでもないが、平仮名で書かれた和歌や和文の場合、平安時代を通じていまだ基調としては一応仮名専用のかたちを保っており、それが、それぞれの特質にもとづいて漢字と仮名とを使い分ける、以後の方式に発展するためには、漢文訓読を背景とした漢字片仮名交り文やさらに和漢混淆文の成熟といった、いくつかの階梯をふまえなければならなかったわけである。ただここで注意する必要のあることは、そうした平仮名文においてさえ、発生の当初からかならずしも仮名専用のかたちを徹底できていない点であろう。たとえば、しばしば引かれるように、池田亀鑑の研究によれば、『土左日記』には総字数一万二〇〇〇余のうち、もともと二〇〇余字の漢字が含まれていた。それらは、

十二月「廿二日」から翌年二月「十六日」に至る日付け

願・京・院・故・日記・講師・郎等・白散・五色・明神・相応寺などの音読語

日・子日・人・子などの訓読語

などであるが、ここに漢字で表わされる語の大部分が字音語であるという事実は動かしがたいとしても、なかに仮名で容易に写すことのできたはずの音読語や、明らかに和語の表記であると認められるものが少なからず混じているというだけでなく、

とに(頓)　てけ・ていけ(天気)　れい(例)　けゆ(解由)　とうそ(屠蘇)　かいそく(海賊)　すはう(蘇芳)

などのように字音語を仮名書きした例も珍しくないので、字音語——ないしは仮名表記の固定していなかった字音語——であることを唯一の基準として、その漢字表記を説明することはできない。すなわち、拗音のように仮名で写す方法が確立していなかった場合のほかに、仮名書きではその文脈において語の同認が妨げられるかあるいは誤読される危険のある場合にも漢字表記がなされている例が認められ[12]、したがって基調として仮名専用のかたちをとりながら

も、そうした特定条件のもとに最小限漢字の直接表語が導入されているとみなされるのである。もちろん深く漢詩文の教養を身につけた貫之においてこそできたこの方法を、ただちに全体に敷衍させて考えることは適当でないが、要は、仮名専用のかたちにおいても、最初から、字音語の表記以外に、なんらかの条件において漢字による直接表語ないしその契機を含むものであるという点である。つまるところ、日本語は漢字の直接表語の持ついわば統成的・示差的機能を捨てきれず、したがって最終的に純粋な仮名専用の方式を確立させ得ない事情にあった。漢字が正字であり、真名であるのに対して、仮名は所詮仮名であり、平仮名・片仮名の成立も、もちろん漢字に代わるものではあり得ないのである。以後、文献の差による程度のちがいや、歴史的変遷こそあれ、仮名文はその発達の過程を通じて、伝統的に、語の実質的部分は漢字の表語的用法により、形式的・文法的部分は仮名によるという原則を保っているということができる。

漢字は、中世にはいると識字層の拡大にともなっていっそうその用途が一般化した。そうした傾向は室町時代以後ことに著しいが、その実情は、この時期に『下学集』『節用集』『倭玉篇』など、通俗的・実用的な辞書があいついで成立し、広く利用されている点などからも明らかで、またそこに社会通用の漢字表記をうかがうことができる。和語の表記に、

糸星久(いとほしく)・糸惜(いとをしく)　無止(やんごとなき)　白物(しれもの)　夜部(よべ)　無指事(させることなし)　(『御堂関白記』)

のような独特の漢字をあて、また漢語にも、

天下(殿下)　上ホン王(浄飯王)　法樹(宝樹)　(『法華修法一百座聞書抄』)

のような宛字を用いることは、すでに平安時代の変体漢文や漢字片仮名交り文に見えるが、中世以後も漢字片仮名交り文や書簡を中心に宛字は広く行われ、したがって『下学集』『節用集』の類にも多くその例が載せられている。

無為・無益・無道・無端・無味気(以上、あぢきなし)　浅猿(あさまし)　東西(あなたこなた)　有増・荒

猿(以上、あらまし)　穴賢(あなかしこ)　左右・東南(以上、とざまかうざま)　破家・馬嫁・馬鹿(以上、ばか)　左之右之(とにかくに・ともかくも・とにもかくにも)　借染(かりそめ)　六借(むつかし)　去社(されぱこそ)

これらには単に漢字の音・訓を借りたものも多いが、語源俗解による用字もあり、さらに江戸時代には伝統的な用字では表わせない「如鷺々々」「動堕々々」のような擬声語・擬態語の表記や、「丼」「遖」のような新造字もあって、複雑な内容を持っている。江戸時代の『節用集』などには、こうしたいわゆる世話字を集めたものがあって、その状況が知られる。書状などでは「致間敷」などのように助詞・助動詞にまで漢字をあてることが普通に行われた。

ところで和語の表記に漢字があてられたものの中には、それが音読されて、新たに漢語のかたちに転化するものがある。古くから文書類に「検二案内一」のような例が見えるが、「案」は官省などの文書の控をさし、「案の内」が音読されて「案内」となったものと考えられている。同様に「所帯」なども「所帯職」「所帯官」などとある「帯ぶる所」が音読されたもので、「身に帯びる所のもの」の意味から、「財産」「一家の暮らし」「一家」などの意味に転じたものと思われる。「あんない」はすでに平安時代の和文にも用いられており、発生のはやかったことをうかがわせるが、このような例は中世以後さらに広く認められる。(13)

をこ＝尾籠　ひのこと＝火事　かへりごと＝返事　はらをたつ＝立腹　くれはとり＝呉服　おまへ＝御前　ものさはがし＝物騒　ではる＝出張　おほね＝大根　こころのほか＝心外　こころをくばる＝心配

この類には、また「案内」と同様つぎのようにもともとの漢語を含むものもある。

造作なし＝無造作　印をととのふ＝調印　念をいる＝入念

また、以上とは逆に、「当然」が「当前」のように書かれるようになって、これを訓読した

ために生じたと考えられる例もある。

中世以来の用字には「乱妨・濫妨(乱暴)」など、今日と異なるものがあるが、そうしたものの中には、

無慙→無惨・無残　　境界→境涯　　進退→身代

などのように、その語の意味の変化にともなって用字の変わるものもある。すなわち、「無慙」は本来仏語で、罪を犯しながら心に恥じないことを意味したが、それが「残酷なこと」「痛ましいこと」を意味するようになって、「無惨」「無残」のように変じたと認められ、「進退」も、進むことと退くこと、起居振舞などの原義から、「心のままに扱うこと」「自由にできるもの」さらに「家の財産」「身の上」「身分」などの意味が派生して「身代」の表記が生まれ、したがって本来の「進退」から独立するようになったものと考えられる。また、もともと「人の耳目をひくようなことがら」「大事件」を意味した「勝事」を「笑止」とするのも、意味の変化にともなう俗解によって宛字が行われたためと解される。

中世以来の、以上のような漢字のいわば通俗的な使用とは逆に、江戸時代の読本などには、近世中国風の難解な漢語の字面を用いて和語を表記する例が目だつ点は注意される。これらは、単にそれが中国のものの翻案であったり、その影響を強く受けているというだけでなく、そこに、漢語や漢字の字面を多用した表記自体に対する志向をうかがわせるのである。

漢字表記に対する志向は明治以後も強く、

丈(だけ)　許(ばかり)　迄(まで)　旁々(かたがた)　矢張(やは)り　頓(やが)て　屹度(きっと)　殆(ほとん)ど　仕舞(しま)ふ　御呉(おく)れ

少時(しばらく)　先刻(さっき)　生長(おいたち)　悪戯(いたずら)　吃驚(びっくり)　周囲(まわり)　判然(はっきり)　点頭(うなづ)く　撮影(と)る　謝罪(あやま)る　故意(わざ)と　不可(いけ)ない

など、今日普通には仮名書きされる助詞・副詞・動詞の類にも広く漢字があてられたのをはじめとして、

のように、漢語の字面をかりて付訓することが行われ、さらに、

洋卓(テーブル)　洋杯(コップ)　洋燈(ランプ)　軌道(レール)　天鵞絨(ビロード)

のように外来語にもそれが及ぼされた。それらの中には個人的・一回的なものも少なくないが、広く一般に用いられるものが多く、当時の表記の様式を特徴づけている。また、ことに明治初期には、

深切(親切)　愈快(愉快)　聚会(集会)　精心(精神)　破烈(破裂)

など、今日と字面の異なる漢語や、

単簡(簡単)　抗抵(抵抗)　練熟(熟練)　搬運(運搬)　争競(競争)

などのように今日と語形を異にするもの、また、

芸術(=技術)　喧嘩(=騒々しさ)　事故(=理由)

のように今日と意味の異なる使用も認められ、さらに、

哲学　範疇　公園　物理学　心理

など、新来の概念を表わすために造語され、あるいはすでに成立していた英華辞典などのようなものから借用されたとみなされるものなども少なくない。このほか、従来用いられていた漢語に新しい意味が与えられる場合もある。たとえば「思想」は、明治以前においては、恋人に対する気持を意味する場合に用いられた。

昭和二〇年代のはじめの「当用漢字表」「当用漢字音訓表」の制定による、表記・語彙面での変貌はきわめて大きい。漢字による表記が、漢字およびその音訓の制限によって大幅に簡素化されたことはいうまでもないが、

蒐集→収集　撒布→散布　聯合→連合　編輯→編集　輿論→世論　抛棄→放棄　刺戟→刺激

のように字面が変わったもののほか、

瀆職(とくしょく)→汚職　彙報(いほう)→雑報　嫌疑(けんぎ)→容疑　参酌(しんしゃく)→考慮　贓物(ぞうぶつ)→盗品　溺死(できし)→水死

のように語そのものが変化している点は注意される。

## おわりに

漢字は、それによって日本語がしるされるべき単なる記号としてのみ取り入れられたのではない。古代表語文字としての漢字は、中国語の発音や語彙の体系、さらにそれで綴られた中国語のシンタックスをも担ってはいってきた。漢字の特性は、日本語にとって多くの困難な問題を生んだが、またその摂取によって補われ、整えられた面はきわめて大きい。その伝来以来、日本人の表現は、漢字・漢語・漢文の底流に支えられてきたともいうことができるわけである。したがって漢字にかかわる問題は、日本語においてきわめて多岐にわたり、かつ深刻である。

本稿では、日本語における漢字についての諸問題を、できるかぎり広く、体系的に見渡すことを心がけたが、触れられなかった部分も大きく、取りあげた各項も粗略で不完全なものに終らざるを得なかった。しかしまた将来の研究にゆだねられている部分も大きいといわざるを得ない。

最後に、本稿を成すにあたり、中田祝夫博士の御指導と御助言を賜わった。記して感謝の気持を表わす。

（1）　亀井孝・大藤時彦・山田俊雄編『日本語の歴史 2』平凡社、一九六三年、二一八―二一九頁。

（2）　馬渕和夫『上代のことば』至文堂、一九六八年、三二頁以下。など。

（3）　前掲『日本語の歴史 2』二九八―三〇〇頁。佐々木隆「『万葉集』のうたの文字化」（『文学』第四四巻五号、一九七六年）など。

（4）　河野六郎の再構による。以下同じ。

（5）　馬渕和夫『日本韻学史の研究 II』日本学術振興会、一九六三年、一七五頁。

(6) 渡辺修「図書寮蔵本類聚名義抄と石山寺蔵本大般若経字抄とについて」(『国語学』一三・一四輯、一九五三年)。

(7) 吉田金彦「類聚名義抄に見える和音注について」(『国語学』六輯、一九五一年)。渡辺修「類聚名義抄の和音の性格」(大妻女子大学紀要『国語国文学論集 III』、一九七一年)。

(8) 小松英雄『日本声調史論考』風間書房、一九七一年、三七一頁以下。など。

(9) 築島裕『平安時代語新論』東京大学出版会、一九六九年、五八八—五八九頁。

(10) 前掲『日本語の歴史 2』二六四—二六九頁。

(11) 築島裕、前掲書、三〇五頁。

(12) 小松英雄「仮名文の表記原理——試論的序説——」(『東京教育大学文学部紀要』九七、一九七四年)。

(13) 山田孝雄『国語の中に於ける漢語の研究』宝文館、一九四〇年、四七七—四八三頁。

# 5、万葉仮名

鶴久

# 一 仮名とは ——名称の由来——

万葉仮名は真仮名とも言われ、『万葉集』に最も多用されているゆえに命名されたものである。それは漢字を真字〈本当の文字〉というのと対照的に用いられた名称であり、真字を借りて用いた仮字〈仮りの文字〉、つまり漢字の正用に対する仮用であった。春・秋・朝開を波流・阿伎・安佐気と書く阿・安・伎・気・佐・波・流のごとき、漢字の意義を全く捨象して音のみを借りて用いた、または、懐を名津蚊為と表記する名・津・蚊・為のように、漢字のもつ意味とは無関係に漢字の日本訓のみを借りて用いた仮りの文字であった。

この仮字の由来について、本居宣長は

仮字とは加理那なり、其字の義をばとらずて、ただ音のみを仮て桜を佐久羅、雪を由伎と書たぐひなり、那は字といふことなり、字を古へ名といへり(『古事記伝』一之巻総論「文体の事」)

と述べている。カリナがカンナとなり、ンが脱落してカナになったというのである。カナのナが〔n〕音であり〔m〕〔n〕〔b〕の直前にくる音が撥音便化し、さらにそれが脱落することは、わらはべ→わらんべ→わらべ、あるなり→あんなり→あなり、なるめり→なんめり→なめり……の事例に照して明らかなように、宣長の考えは音韻の法則にも適っているというべきである。しかし、字が何故ナと言うかについては、漠然と宣長のように考えていたのか、宣長の説に賛同していたのか、あるいは保留の態度をとっていたのか、従来、納得できる明確な説明を与えた国語学者はいなかった。

数年前、吉川幸次郎が新たに上梓された『本居宣長全集』月報7において、例えば、『周礼』の春官・秋官の鄭玄注「古曰ㇾ名、今曰ㇾ字」、『論語』の子路篇の鄭玄注「古者曰ㇾ名、今世曰ㇾ字」等の事例を挙げて宣長の考えが理由根拠

のある正鵠を得た説であることを実証したのである。そして、吉川はわが国の文献にも、

又高麗上表疏、書二于烏羽一、字随二羽黒一、既無二識者一（敏達紀、『新訂増補国史大系 後篇』一〇二頁）

更肇俾レ造二新字一部卌四巻一（天武紀、右同、三六一頁）

の字・新字が古写本にナ・ニヒナと訓まれていることを指摘している。字が名と通用してナと訓まるべく用いられた事例は右の二例にとどまらない。

欲レ知二姓字一（允恭紀、『新訂増補国史大系 前篇』三四二頁）

改レ字曰二丹波小子一（顕宗紀、右同、四〇一頁）

不レ見二母妃姓与二皇女名字一（欽明紀、右同、後篇、五二頁）

帝王本紀多有二古字一（欽明紀、右同、五三頁）

背書二申字一（天智紀、右同、二九八頁）

姓字難レ知（崇峻紀、右同、一二九頁）

のように、『日本書紀』の古写本ではナと訓まれている。

姓字果如二所夢一（欽明紀、右同、四九頁）

のごとき、字に対して「名也」と注している古写本もある。あわせて「山字也末奈（高山寺本『和名抄』）」や『名義抄』に字に対してナ・ナヅクの施訓のあることは中国ばかりでなくわが国においても、古く字が名と通用していたことを証してあまりあろう。今でこそ不明になってはいるが、「仮字とは加理那なり」とさりげなく述べている宣長にとって字・名の通用など自明の理であったことに思いあたり、いまさらながらその偉大さに敬服させられるのである。されば、片カナは省文により真仮名（完全な仮名）の偏旁をとった不完全なカナの意であり、平ガナは真仮字の草体をさらに平たく易しくしたカナの意であることはよく理解されるであろう。

## 二　文字の将来と摂取

斎部広成は八〇七(大同二)年一種の氏文を朝廷に上申した。天孫降臨以来斎部氏は中臣氏と同等であるのに、常に中臣氏の風下におかれていることに対する上訴文である。これを『古語拾遺』という。この書の中に、

　蓋聞　上古之世　未レ有二文字一　貴賤老少　口口相伝　前言往行　存而不レ忘

と記されている一文を引用するまでもなく、古くわが国には固有の文字はなかった。『古事記』の応神天皇一六年の条に、百済の王仁吉師が『論語』一〇巻、『千字文』一巻をもって渡来し、菟道稚郎子の師となり文字を伝えたとある。太子は一年にして、すっかり習得し終えたという記載からすると、すでに文字に対する素養は相当なものであったと推察される。したがって、実際の文字の渡来はそれよりさらに遡り得るものと見なされる。文字がわが国に将来された当初は仿製鏡等に見られる文字の配列からしても、おそらく模様と思われていたのであろう。しかし、その模様が一瞬にして消え去る音声言語をそのまま形にして遠くへ伝達もするし、記録として永く保存もできるということを知るに至った当時の知識人の驚きは想像にあまりある。それだけに、文字文化の本場中国に対する尊敬の念と憧憬、漢籍や漢字の用法、かの言語の習得には異常なまでの執心と努力が傾注されたことは、『日本書紀』に見える漢籍・仏典の将来をはじめ、中国・朝鮮三国からの諸博士・文化人・技術者の招聘・文物諸制度の受入れの記録から十分に推察できる。

　その結果、日本語を漢字漢文で写すこともできるようになったのであろうが、釈迦・阿弥陀・麻耶・羅睺羅のごとき、印度の経典を漢訳した方法によって、漢文で表現不可能な、不可能でなくても非常に困難な本邦独特の語や固有名詞を漢字の音を借りて写すことを教えられ、次第に漢字の種々の用法に習熟し、漢字・漢文を駆使して日本語を自

由に表現できるようになるまでの苦心・抵抗はいかばかりであったろうか。今日においてさえ、言語主体者が話す・聞く・書く・読む場合の表現と理解との不完全性に基づく、話し手・聞き手・書き手・読み手の不満・抵抗は言語行為の実践にはつきものである。まして言語系統を異にする言語集団に属する国の文字を移入して日本語を写すときの抵抗・苦心は並大抵のものでなく、

　然上古時　言意並朴　敷文構句　於字即難。已因訓述者　詞不逮心。全以音連者　事趣更長。是以今或一句之中　交用音訓　或一事之内　全以訓録。

と述べている太安万侶の『古事記』上表文に端的に示されている。それ故、語序を同じくする朝鮮三国、特に百済・新羅からの帰化人に教えられたとは言え、日本語の表記にあたり抵抗をいかに少くし、表現をいかに容易にするかに苦吟し、努力を重ねつつ、漸次、漢字用法の種々相を習得して行った経過は想像に難くない。その結果であろう、『万葉集』において文字用法の種々相が豊富に現われ、その粋を極めるようになったものと思われる。したがって、万葉仮名と言えばその名のごとく、主として『万葉集』を中心に述べられるのも故なしとしない。

　漢文で日本語を表記して、不満抵抗もなく意味が十分通じれば、何も苦労して万葉仮名など種々の工夫をする必要があろうか。漢文をそのまま使用すればこと足りる。しかしながら、言語系統を異にする国の文章・文字であるから、シンタックス・語序の相違する日本語の文章・語形を表現しようとしても、漢字・漢文では十分に表現し得ない場合がある。万葉仮名はその願望・必要性に迫まられての出現である。漢字の意義を捨象して、はじめその音のみを借りて日本語の同音表記に当てようとする試みがなされたのは自然の成行であり、第一に漢文で正確に表記することの不可能な固有名詞や極めて困難な古語を写すに用いられたことも、思えば当然の処置であった。和歌山県隅田八幡の人物画像鏡の「意柴(紫の誤りか)沙加」「斯麻」「今州利」、熊本県江田船山古墳出土の太刀銘の「无利弖」「伊太□」などがそれである。これは『魏志倭人伝』の「卑弥呼(人名)」「卑奴母離(夷守)」「耶馬臺(大和)」などの表記の系列に

連なっている。推古時代にもなると、例えば、

斯帰斯麻・阿米久爾意斯波羅支比里尓波弥已等・巷宜・伊那米・佐久羅韋等由良・等已弥居加斯支夜比弥乃弥已等・有麻移刀等已刀弥弥乃弥已等・有明子……(「元興寺露盤銘」)

斯帰斯麻・巷奇・伊奈米・多知波奈止与比・夷波礼・止与弥挙奇斯岐移比弥・等由羅・等与刀弥弥・巷奇伊奈米・有明子……(「元興寺丈六釈迦仏光背銘」)

斯帰斯麻・阿米久尓意斯波留支比里尓波乃弥已等・巷奇・伊奈米足尼・吉多斯比弥乃弥已等・多至波奈等已比乃弥已等・等已弥居加斯支移比弥乃弥已等・乎阿尼乃弥已等・斯帰斯麻・蕤奈久羅乃布等多麻斯支乃弥已等・等已弥居加斯支移比弥乃弥已等・乎沙多・多至波奈等已比乃弥已等・等已刀弥々乃弥已等……(「天寿国曼荼羅繡帳銘」)

のように用例数もかなり豊富になり、万葉仮名の字音体系も、ある程度推察が可能になってくる(本稿末の付表一参照)。見落すことができないのは、『古事記』・『万葉集』の字音体系をなしている呉音、『日本書紀』に見られる漢音とは字音体系を異にしていることである。ちなみに仮名字母の左側に傍線を施してみたが、奇・宜・挙・居・明・移・已・里などは呉音・漢音より一時代古い時代の古音、つまり漢・魏・六朝の字音体系を反映したものである。奇・宜は『古事記』・『万葉集』では宜、『大般若経音義』では奇、『日本書紀』では奇、「宣命」「正倉院文書」では宜の字母として用いられ、居・挙・移・已・里は奈良時代以降こ・こ・い・い・りの音節表記に使用されて、「推古遺文」、『古事記』・『万葉』、『日本書紀』の拠っている字音体系がそれぞれ相違していることが看取される。つまり一例を示せば、宜は中国本土で[ŋa]から[ŋia]へ変化したのにつれて、わが国でもガからゲに用いられるようになったのである。そして、『万葉集』で繁用されている已は『日本書紀』では已として用い、『古事記』では怒・婆、『万葉集』では怒・磨・婆に多用された字母が、『日本書紀』では、怒・磨・婆にも用いられている。かかる現象から推して、「推古遺文」は漢・魏・六朝の字音体系(大矢透は周代古音とする)、『古事記』・『万葉集』は呉音体系、『日本書紀』は多く漢音体

系に基づいているのと推定されるのであって、かりに同一字母であっても、文献によって字音体系を異にしていることがあるから、それを考慮しないで判断すれば、例えば清音・濁音の判定をも誤ることにもなろう。逆に、中国の音韻の変遷を如実に反映している「推古遺文」、『古事記』・『万葉集』、『日本書紀』の字音体系から中国音韻史を推定し跡づけることも可能である。(1)

## 三　漢字・漢文による日本語の文章表現とその展開

万葉仮名が出現したとは言っても、最初は固有名詞や漢文で表現できない古語の表記に限られ、『古事記』上表文のごとき、文章表現の主体はあくまでも漢文であるか、漢文の語序を無視して日本語の語序にしたいわゆる変体漢文であった。「法隆寺金堂薬師仏光背銘」はよく引用される文章であるが、

池辺大宮治二天下一天皇、大御身労賜時、歳次丙午年、召三於大王天皇与二太子一而誓願賜、我大御病大平欲坐故、将二造レ寺薬師像作仕奉一詔

のように、傍点を施した部分は漢文の語序によらず、日本語の語序に従って表現された、いわば漢文の和化したものである。試みに、訓読すれば「池辺の大宮に天下治しめしし天皇、大御身労賜ひし時、歳次丙午の年、大王天皇と太子を召して誓願し賜ひしく、我が大御病大平ぎまさむと欲し坐すが故に、寺を造り薬師の像を作り仕へ奉らむとおもふと詔りたまふ」となろうか。そして、「上野国山名村碑」(六八二年)は、

辛巳歳集月三日記。佐野三家定賜健守命孫黒売刀自。此新川臣児斯多々弥足尼(原文は「辺」か)孫大児臣ニ娶生(原文は「三」か)児長利僧。母為記定文也。放光寺僧。

のごとく、全く漢文の語序を無視して作文した日本文である。とはいうものの文字さえあれば文章が書けるというも

のでなく、そうなるまでにはかなりの時間が必要であった。そして、言語的性格の違う言語のために創り出された漢字・漢文で日本語を表記し日本文を書き表わすときの矛盾抵抗は一通りのものではなかった。したがって、その克服には、はかり知れない情熱と努力が払われたのであり、その結果、『万葉集』に見られるごとき日本語の文字化に花が咲きほこったのである。

外国の文章である漢文を自由自在に書きこなすことは当時屈指の知識人であっても骨の折れることであり、語序の違いや造語の不正確さから生じる齟齬はどうしようもない宿命であった。しかも、漢文でそのまま日本語を表現できることは極めて稀である。意味内容が一致している場合は勿論のこと、ほぼ似てさえいれば漢籍仏典の語句をそのまままそっくり借用して表現するとか、ただ一字二字を違えて文章をものしており、内典外典の句法の影響は筆舌に尽しがたいほどである。聖徳太子の『十七条憲法』や詔勅はいうに及ばず、『古事記』・『日本書紀』・『万葉集』・『風土記』等、上代文献において例外ではない。(2) したがって、漢籍仏典をいかに訓読するかということでなく、日本語を何とかして漢字・漢文で表現しようと苦慮した『古事記』においてさえも漢籍の語句をほとんどそっくり借用して作文したとおぼしき、現在、中国人にそのまま棒読みさせても意が通じる、いわゆる純漢文の部分が随所に、なかんずく中巻に見えるのも当然のことかもしれない。(3) そうして、当時の知識階級の人々は次第に漢文に習熟してくるにつれ、漢字・漢文で日本語を自由に表現したいという願望をいだき続けた。その現われが「推古遺文」の和化漢文であり、「上野国山名村碑」のすべて日本語の語序によった文章であり、『古事記』の文章でもあった。つまり、当代きっての碩学太安万侶でさえも例外ではなかったのである。そして、それは漢文では表現不可能な、不可能とは言わないまでも極めて困難な固有名詞や古語や記・紀歌謡の一字一音仮名での表記であり、『万葉集』の表記法でもあった。「虚見都　山跡乃国波　水上波　地往如久　船上波　床座如　大神乃　鎮在国曽　四船　船能倍奈良倍　平安　早渡来而　還事　奏日尓　相飲酒曽　斯豊御酒者(一九・四二六四)」のごとき、いわゆる宣命書きをも生み出し、そして、「今

昔、陸奥国ニ王生ノ良門ト云フ武者有ケリ。弓箭ヲ以テ朝暮ノ翫トシ人ヲ罰シ畜生ヲ敛スヲ以テ業トス。夏ハ河ニ行テ魚ヲ捕リ、秋ハ山ニ交ハリテ鹿ヲ狩ル(『今昔』巻一四ノ一〇)」のごとき、宣命の真仮名を片仮名に改めただけの『今昔物語集』の文章へ、さらに現代の漢字仮名交り文へと命脈が保たれて行った。漢字仮名交り文の芽生えは、すでに『万葉集』に見られる。例えば

松影乃　清浜辺尓　玉敷者　君伎麻佐牟可　清浜辺尓(一九・四二七一)

吾屋前之　冬木乃上尓　零雪乎　梅花香常　打見都流香裳(八・一六四五)

のごとく実質語である動詞・名詞等を漢字で、助詞・助動詞等の辞は万葉仮名で表記するがごとき事例が存在し、

水久君野尓　可母能波抱能須　児呂我宇倍尓　許等乎呂波敞而　伊麻太宿奈布母(三五二五)

左乎思鹿能　布須也久草無良　見要受等母　児呂我可奈門欲　由可久之要思母(三五三〇)

のごとく、一字一音主体の表記をしている巻一四にさえ見られる。傍線を付した正訓文字を残して他をかな書きにすれば漢字仮名交り文になる。『万葉集』こそ現代の漢字仮名交り文の嚆矢と言うべきであろう。

今、七二九(天平元)年八月二四日の藤三娘光明子立后の宣命の一部をあげてみると、

天皇大命良麻止親王等又汝王臣等語賜弊止勅久、皇朕高御座尓坐初由利今年尓至麻弖六年尓成奴。此乃間尓天都位尓嗣坐倍伎次止為弖、皇太子侍豆。由是其婆婆止在須藤原夫人乎皇后止定賜。加久定賜者皇朕御身毛年月積奴。天下君坐而年緒長久皇后不坐事母一豆乃善有良努行尓在(『続日本紀』)

のように、漢語にはない日本語特有の助詞・助動詞・活用語尾等の辞を二行小書きにしており、そのまま読み下せば日本語になっている。宣命書きの文章は同じく漢字を用いながらも語序・シンタックスの違う漢文とは趣を異にし、日本語の語序に従って漢字を配列して日本文を書くという、その手法は古く朝鮮三国にお手本があったと見なされる。語序を同じくする朝鮮語を表記するための漢字の用法は日本語の場合にも当てはまる。前間恭作・河野六郎の解読に

よる高麗時代の『若木石塔記』(一〇三一年)の一部を掲載させていただくと、(4)

郡百姓賢亦……承玆造塔惣得生天之願以石塔伍層乙成是白乎願表為遣、成是不得為乎、天禧二年歳次壬戌五月初七日身病以遷世為去在乙、同生兄副戸長稟柔亦公山新房依止修善僧覚由本貫寿城郡乙継願成畢為等勧善為食佰弐石幷以准受令是遣在如中……

のごとく、吏読を用いた文体は宣命と酷似している。文意は「郡民ノ光賢ガ……コノ造塔ニヨツテスベテノ者ガ天ニ生マレルコトガ出来ルヨウニトノ願ヲ以テ五層ノ石塔ヲ作リ奉ル願ヲ表ワシタガ、作ルコトガ出来ズ、天禧二年壬戌ノ年ノ五月七日ニ身ノ病デ世ヲ去ツタノデ兄ノ副戸長ノ稟柔ガ公山ノ新房ニ寄寓(シ)修業(シテイル)本貫寿城郡ノ僧覚由ニソノ願ヲ継イデ成就スルコトヲ勧メ米百二石ト共ニ引キ受ケサセテイタ時ニ……」となるらしい。前掲した「法隆寺金堂薬師仏光背銘」を髣髴とさせる一文である。

吏読の解読・説明は前記の河野の説を参照していただくこととして、ただ看過できないことは吏読に使用された漢字は、吏読の一部とも見なされる吐と同様、音訓に両用されていること(ただし訓借の場合は朝鮮では発展していないようである)、そうして宣命における正訓文字が訓読されているのに対し、吏読の文章では漢字音で棒読みにされること、万葉仮名の成立にもこの吏読がかなり影響を与えているのではないかと考えられることなどである。有坂秀世は、『魏志倭人伝』の音訳文字はおよそ中国人の音訳にかかるものとも考えられるが、阿蘇・都斯麻・竹斯などはあるいは日本人・朝鮮人の音訳文字によったものかもしれないと推定し、(5) この推定をうけて姜斗興はこれを推進し、実証しつつある。(6)

# 四　万葉仮名の用法

## 1　文字用法概観

上代の文字用法は大別して漢字の㈠正用と㈡仮用とに分けられる。かかる文字用法の研究は鎌倉時代の仙覚の『万葉集抄』に端緒があり、体系的研究は春登上人の『万葉用字格』を嚆矢としても過言ではあるまい。

㈠正用とは表意文字としての用法で、㈡仮用とは漢字の意義を捨象した音・訓を用いたものである。㈠には(1)漢語をそのまま使用する法師・塔・餓鬼・双六・檀越・波羅門等の正音文字、(2)漢字の意味と日本語の意が一致または重なり部分を有する場合に日本語として用いる山・川・草・木・青等の正訓文字、(3)白芽子・金風・角廐・朝烏・不穢・不安等の義訓文字がある。(1)正音文字は上代の文献や平城京趾発掘による木簡に例があり、平安時代でも例えば京をあえてキャウと言ったように、当時の知識人は日常の言語生活に漢語を使用していたにもかかわらず、『万葉集』でも特殊な巻である巻一六に集中しており、和歌にあまり用いられていないのは大和言葉で心情を吐露する和歌の場合何か異物感があったのであろう。(2)正訓文字には(a)歯・目・手・毛・身・火等の一字一訓文字、(b)春・夏・秋・冬・松・心・念等の一字多訓文字、(c)織女・光儀・白檮・赤檮等の熟字訓文字がある。(3)義訓文字は漢字の仮用ではなく、正訓文字の延長上にある正用であって、戯書が借訓仮名の延長上にあるのと対照的である。いわば漢字に対する特殊な解釈をした訓みであり、東西・左右・陰陽・孤独等の『日本書紀』の古訓に端的に現われている。『万葉集』には不行・不通・不遠・不有・無有等をはじめとして軽引・吾・遣悶・落易・心哀・西渡・重石・去家・暖・寒・日斜等のごとく多種類にわたり、義訓文字の存在は一般の想像をはるかに越えていることを指摘しておかね

ばならない。

㈡仮用には⑴音仮名・⑵訓仮名・⑶戯書がある。⑴音仮名には(a)阿・伊・宇・加・伎・久のごとき一字一音節仮名、(b)安・吉・君・仁・万のごとき略音仮名、(c)南牟・凡牟・品牟・越等売・君尓・万尓のごとき連合仮名、(d)有濫・有兼・久良三・越乞のごとき一字多音節仮名がある。⑵訓仮名には(a)八間跡(大和)・た田渚(立たす)・等六(助動詞)のごとき一字一音節仮名、(b)苅核・小竹櫃・慍(重石)・立つ竜・鶴寸(手段)・鶴鴨(助動詞・助詞)・酒嘗(放けなむ)のごとき一字多音節仮名、(c)十方・左右手・五十日者五十戸跡のごとき熟合仮名があり、⑶戯書には喚犬追馬鏡・暮三伏一向夜・八十一里喚鶏・毛人髪三等がある。以上をまとめて左に示すと、

のようになろう。万葉仮名は漢字の仮用に属するもので、いわば音仮名・訓仮名等の総称というべきであろう。

## 2 音仮名

音仮名には、既述したように、推古期の古音、『古事記』・『万葉集』の呉音、『日本書紀』の漢音という三風の字音体系が見られ、中国の時代時代の漢字音が反映されており、中国音韻史の推定にも一役あずかっている。上代文献に使用されているこの万葉仮名の帰納によって、上代日本語の音韻体系・文法体系・語彙体系が次第に明るみに出されてきたのであって、万葉仮名の研究こそ上代日本語、さらに遡って古代日本語の解明の立役者と言ってもよい。今日の上代学では常識化している清濁表記の書き分け、上代特殊仮名遣・奈良時代におけるハ行上一段活用の非存在、形容詞および打消の助動詞「ず」の未然形の非存在、いわゆる完了の助動詞「り」の命令形承接等もその一例であるが、これらの研究に大きな役割をはたしているのは音仮名の用法であろう。

今日ではアカツキという「暁」は一字一音の万葉仮名で安可等伎(あかとき)・安可等吉(あかとき)・安可登吉(あかとき)・安香等吉(あかとき)・阿加等伎(あかとき)・阿加登吉(あかとき)と表記されており、上代ではアカトキであったことを知り得る。同様に、比利波(ひりは)・比里比(ひりひ)・比利比(ひりひ)・比里布(ひりふ)・比里弊流(ひりへる)・比利敝礼(ひりへれ)、毛美多比(もみたひ)・毛美知(もみち)・母美知(もみち)・毛美都(もみつ)・毛美照(もみてる)の表記例から「拾ふ」は少くとも歌謡ではヒロフでなく四段活用ヒリフであったこと、「紅葉」「黄変」はモミチと清み、四段に活用していたことがわかる。そして、安阿・加香可・等登・伎吉・毛母・利里はそれぞれ通用して同一音を表わす仮名字母であることが確認でき、アカトキのトの表記には登・等の字母を用いても、朝戸などの戸を表記する刀・斗の字母は絶対に用いず、キの表記には吉・伎を用いても木・月・起きを表記する奇・紀・幾は全く用いていないということも判明する。ヒリフのヒ、その連用形語尾のヒには比を用いても、恋・干るを表わす非・悲は使用せず、いわゆる完了の助動詞ヒリヘル・ヒリヘレのル・レも必ず命令形語尾の敝・弊に接続して、四段活用已然形の倍・閉にはつかない。平がな・片かなでは区別のない同じト・キ・ヒ・ヘの音節も登・等の類と斗・刀の類、伎・吉の類と奇・紀・幾の類、比の類と非・悲の類、敝・

弊の類と倍・閇の区別の存在していたことが明らかになった。このような現象はト・キ・ヒ・への音節にとどまらない。子・籠・蚕は古・故で表記して許・已では絶対に表記せず、心・そこ・ここ・言・琴のコは許・已・去・虚で表わすが、絶対に古・故を用いない。姫のメには売・咩・面を用いるが、米・昧は用いず、雨・天のメには米・昧を用いて売・咩・面は用いない。古・故と許・已・去・虚、売・咩・面と米・昧は通用することがない。現在、シノブと言って発音上区別のない「偲フ」と「忍ブ」にも当時は截然たる区別が見られる。偲フは之努波・志努波・志怒波・思努波・思努播・師弩波世・斯努比・志怒布・思努布の用例から四段活用動詞シノフであり、忍ブは之乃備・忍礼から上二段活用動詞シノブであると推断される。両者のノは現在の発音では区別がなく、平がな・片かなでは区別することもできない。しかし万葉仮名では偲フのノには能・乃を使用せず、もっぱら努・怒・弩が用いられており、忍ブのノには乃・能を用いて努・怒・弩を用いない。努・怒・弩の類と能・乃の類とは通用することがなかった。角・楽し・野等のノも偲フと同じく努・怒・弩は用いるが、能・乃は用いない。コ・メ・ノにも二種の区別があったことが認められる。かかる事実は語のみならず、上一段・上・下二段・四段等の活用型にも、未然・連用……已然・命令の活用形にも見られるのであって、これが本居宣長の『古事記伝』総論で指摘され、弟子、石塚龍麿の『仮字遣奥山路』となり、橋本進吉の再発見になった上代特殊仮名遣である。つまり、キヒミ・ケヘメ・コソトノモ（モは『古事記』のみ）ヨロの一三音には、現在区別していない甲乙両類の音節が存在し、それは母音の相違によるものであり、ア行の衣とヤ行の延にも区別があったことが確認されたのである。一三音の甲乙の区別はコを残して奈良朝末期には消滅しているが、コは平安初期まで区別され、ア行・ヤ行の衣・延の区別は延喜の紀貫之ころまでその区別が認められる。

音仮名は母音だけでなく子音の推定にも関与している。四段活用の拾フ・偲フは前掲したごとく波・播・比・布・敝・弊と清音仮名で表記され、婆・妣・鼻・夫・弁・別の濁音仮名が使用されていないことを想起していただきたい。

当時は平がな・片かなでは区別し得ない清濁音の区別を音仮名で表わした。したがって、今日のようにかなの右上に濁点符を付して濁音節を示す必要はなく、音仮名そのものに濁音節を表わす専用の字母が存在したのである。「蜻蛉」「騒動」は阿枳豆・婀岐豆・阿嗜豆・安吉豆、左和寸・左和伎・佐和伎・佐和吉・左和久・散和久・散和口・騒祁留と仮名表記されており、現在のアキツ・サワグと清濁を異にし、アキヅ・サワクであったことも明らかである。豆はヅを表わす濁音仮名であり、伎・吉・久・口・祁はキ・ク・ケを表わす清音仮名であるからである。加えて、アキヅのヅを清音仮名都・追・通で、サワクの活用語尾キ・ク・ケを藝・祇・具・遇・雅・夏の濁音仮名で表記することはないからである。前記した「紅葉」「黄変(反)」もモミ多・モミ知・モミ都と清音仮名で表記してあり、太・陀・治・豆・頭で表記されていないのも同一事情によるものであり、今でこそモミヂと濁っているが、当時はモミチであったこと、同様にして、今日ヌグ・ソソグと濁る「脱ぐ」「注ぐ」も古くはヌク・ソソクであったことが明らかである。

## 3 訓仮名

かくて、漢字に習熟してくるにつれ、漢字の音義を全く捨象した訓みのみを借りて表記に当てる工夫・試みもなされるようになった。訓仮名の出現はその所産である。上代人の漢字の駆使は自由自在ともいうべく、可能な限り日本語に引き当てて用い、その訓みも現在の一、二の固定した訓にとどまらず、かなり広範囲に行なわれている。とは言っても、訓仮名が存在する背景には、漢字の普及と深い理解があり、漢字に対する訓の固定、少なくとも常用訓の固定が想定される。事実、足・菟・蚊・木・粉・簀・乳のごとき名詞を借りたもの、其のごとき代名詞を、三・四・六・七・八・十の数詞を、狭・利・速・太の形容詞を、射・得・来・為・似・去・経の動詞を、異・常・共の副詞を、そして、小・少・等の接語を借りたものなどの差はあっても、漢字の訓みはあまねく知られている場合であって、例外とおぼしき事例はないと言って過言ではない。裏返せば、逆に訓仮名によって漢字の常用訓が推定されるわけで

ある。「鶴」は歌語としては、

淡路の島に多豆わたる見ゆ（『万葉』七・一一六〇）

玉の浦にあさりする多豆鳴き渡るなり（『万葉』一五・三五九八）

朝雲に多頭は乱る（『万葉』三・三二四）

と用いられ、多くの事例がすべてタヅであって、ツルとは詠まれていない。しかし、当時ツルと言わなかったと言えば誤りであって、助動詞のツルを訓仮名「鶴」で表記している枚挙にいとまのない事例からして明白である。訓仮名「鶴寸」「鶴鴨」の存在は当時一般にツルともタヅとも称していた証左であろう。平安時代でも正式な場では鶴・亀であることなどを勘案すれば、一般に言われているように、必ずしもタヅが雅語でツルは俗語と推断することはできない。同様に、「蛙・蝦」は歌中、河泊豆・河津・川津・河豆と詠まれ、例も決して少なくはないが、他方、訓仮名として「もみつ蝦手（『万葉』八・一六二三）」「和可加敝流氏のもみつまで（『万葉』一四・三四九四）」と用いられていることからして、カヘルと称していたこともわかる。地名アキヅを秋津・飽津と表記していることは、秋・飽の常用訓がアキであったことを物語っている。「煙立つ竜（『万葉』一・二）」「竜田道（六・九七一）」「小竹櫃（一・六）」「行核（一二・三二〇四）」「苅核（一・一一）」「苅嫌（七・一二七六）」「射等籠荷四間（一・二三）」「琴酒ば国丹放嘗別避者家にさけなむ（一三・三三四六）」「思へ墓（四・五四〇）」「染西鹿歯蚊（一一・二六二四）」「湯亀（一二・二九三一）」「端寸八為（一六・三七九一）」「早布屋師（二・一九六）」「早敷八師（一二・三〇二五）」「者田為為寸（一六・三八〇〇）」「君はあり然（三・四四四）」「慍おろし（一一・二四三六）」「不知哉川（四・四八七）」「不知世経（六・一〇〇八）」「いつ橋も（一三・三三二九）」「湯者霜（三・三二二）」「道の白鳴（二・一五八）」「白不（三・二六四）」「帰りは胡粉（一一・二六七七）」「わたり異将（一三・三三三九）」「生ひに異煎（六・一〇四八）」「石辛見（六・一〇四七）」などの多くの事例が示しているように、漢字に対する訓が固定していたからこそ、訓仮名の使用は読者の理解をさまたげることもなく、小竹・櫃・核・嫌・嘗・不知等が常用訓であった

ことも、石がイシとともに常用されていたことも、漢文の助字哉・者・将・不が常用されて和化し、ヤ・ハ・ム・ズの訓と結びついていたことも、十分に首肯されるのである。したがって、訓仮名は音仮名に比し、一見不羈奔放に用いられていると見る向きがなくもないが、事実は決してそうではない。前掲の事例からおおよその推察はつくと思うが、地名「秋津・飽津」の秋は安伎・安吉、飽は安伎・阿岐と音表記され、安吉豆・婀枳豆・婀岐豆・阿耆豆・阿企菟と仮名書きされているキの仮名と同じ吉・伎・岐を用いている。本稿末尾に付した仮名一覧表(付表一―五)に照せば明瞭なように、枳・企・耆も吉・伎・岐と同様、甲類のキに属する。秋・飽きのキと地名アキヅのキは同音であったと判定でき、したがって、訓仮名の使用も音仮名同様理路整然としていると言える。上代特殊仮名遣については他に稿があると思うので省略するが、「小竹櫃」にしても、小竹はシノ・櫃はヒツであり、「偲ひ」はシノヒであるから間違ってはいない。地名「射等籠」の籠もコであり、音仮名表記の伊良虞と抵触しない。「別避者……琴酒者」「湯亀」「早敷八師」「者田為為寸」「異煎」と表記された別・琴・酒・亀・敷・寸・異の訓はコト・コト・サケ・カメ・シキ・キ・ケであるから、これらの訓仮名で表記した「ことさけば」「行かめ」「愛しきやし」「はたすすき」「けり(助動詞)」とも矛盾することがない。かように、訓仮名においてもキヒミ・ケヘメ・コソトノヨロの甲乙両類の区別およびア行ヤ行の衣・延の区別も歴然としており、信憑性がないどころではない。清濁表記においても整然とした法則性が見られるのは、むしろ刮目すべきことであろう。

カ・サ・タ・ハ行には清むか濁るかで音声上の対立がある。この清濁の対立を表記し分けるか否かについては従来とかく論議がなされてきたところであり、特に訓仮名については少なからず疑問がもたれていたことは否めない。清濁表記がかなり正確になされていると言われた『古事記』においてさえ、表記の混淆は皆無ではなく、乙類のべは他の文献では多く清音・濁音に両用されている倍で表記せられているほどであり、『万葉集』において乙類のケ・ゲ、乙類のヘ・べを気と倍によって両用されていることも事実である。しかしながら、上記の特例は別として、大部分に

おいての清濁表記は『古事記』・『万葉集』ではかなり厳密に書き分けられており、宣長をして『古事記伝』の総論でいぶかしがらせた『日本書紀』でさえも、大野晋の研究[7]によって、漢字音の体系・性格を考慮し、本文批判を厳密に行った結果、清濁表記はかなり正確に書き分けられていることが判明した。『万葉集』も巻々・作者・筆録者・時代・資料の相違を加味・検討すれば、清濁の書き分けを否定することはできない。「か毛てか毛て(一六・三八七八)・な毛きせば(七・一三八三)」、「なつ蚊しと(一六・三七九一)・無き蚊さぶしさ(一三・三三二六)」、「言ひ歯いへど(四・六七四)・かくりにしか歯(二・二一〇)」、「かきれ津らむか(二・一二三)・た津なくべしや(一・七一)」、「す酢き(一〇・二二二一)・はね酢色の(四・六五七)」、「いは日つつ(九・一七九〇)・稲日野も(三・二五三)」、「あしひ木の(三・二六七)・な木なむ時(九・一七八一)」、「た田なづく(二・一九四)・け田しくも(二・一九四)」、「逢はむとも戸や(一・三一ノ一云)・押な戸て(一・二)」、「を心もな寸(一二・二八七五)・朝な寸……夕な寸(六・九三一)」等のごとく、毛・蚊・歯・津・酢・日・木・田・戸・寸……の一字一音節訓仮名は大部分が清濁に両用されている。葉・来……のように清音にしか用いなかったり、火のように濁音にしか使用しない特例はあるけれども。そして、一字多音節訓仮名においても、「忘れ金つも(一一・二六二二)・住みわたる金(一〇・一九五八)」、「我が心柄(一二・三二七一)・夜はす柄に(一三・三二七〇)」、「今日も鴨……明日も鴨(二・一五九)・小舟も鴨……小楫も鴨(一三・三二九九)」、「ゆ谷たゆ谷(七・一三五二)・雲谷も(一一・一八一)」、「に頬ふ君を(一一・二五二一)・いやめ頬しみ(二・一九六)」、「こと問はず侶(七・一二一一)・夜目に見れ侶(一〇・一八四五)」、「親は知る友(三・三六二)・ほどけ友(四・七七二)」、「潟はなく鞆(二・一三一)・思へ鞆(七・一二〇七)」……のごとく、金・柄・鴨・谷・頬・侶・友・鞆はその第一音節を清濁に両用している。かかる事例は枚挙にいとまがない。されば訓仮名による清濁表記の区別は認められないと見られるかもしれない。しかし、そう断定するのは早計に過ぎる。というのは、上代日本語においてはアルタイ系言語と同じく、濁音一音節語あるいは語頭に濁音のくる語は存在しないからである。したがって、一音節訓仮名や多音節訓仮名でも語頭音節で濁音を表記しようとしても不可能

なことであり、これは上代語の表記に訓仮名を用いるかぎり、いかんともし難い宿命である。清濁表記を厳密にしようとすれば、当然音仮名によらざるを得ず、訓仮名を使用すると、前述のように清濁両用という矛盾した現象が生じるのである。しかしながら、多音節訓仮名の第二・第三音節になると事情は一変する。「朝入〈求食〉(七・一一七四)」「明日香〈地名〉(三・二六八)」「浅鹿〈地名〉(二・一二一)」「不知魚〈鯨〉(六・一〇六二)」「牛掃〈統治する〉(九・一七五九)」「押日〈襲〉(三・三七九)」「夏樫〈懐かし〉(七・一一九五)」「革流〈地名〉(九・一七六七)」「なつ炊〈懐かしき〉(八・一四四七)」「う楯〈転〉(一〇・一八八九)」「岩乍じ(二・一八五)」「因もあら額(一二・三〇一一)」「国もあら粳(四・七二八)」「待ち筒あるらむ(一一・二五九四)」……のごとく、極めて多数の事例において訓仮名の第二・第三音節が清音であれば表記する語も清音であり、逆に、「小豆なく〈無益〉(一一・二五八二)」「味さゐ〈草花〉(四・七七三)」「氏河〈川の名〉(七・一一三五)」「梶〈楫〉(二・二二〇)」「玉限(一・四五)」「鷺坂山〈山の名〉(九・一六八七)」「貞の浦〈地名〉(一二・三一六〇)」「鈴寸〈魚の名〉(三・二五二)」「鶴寸〈手段〉(一・五)」「水葱〈和ぎ〉(一一・二五七九)」「夕薙(六・一〇六二)」「神長柄(一・三八)」「ちは破〈枕詞〉(一一・二六六〇)」「出見河〈川の名〉(九・一六九五)」……のごとく、濁音であれば濁音の表記に当てられ、例外は皆無に近い。そして、普通一般に略訓仮名といわれている(イ)「住舞む(二・一八七)」「袖さへ丹覆(一〇・二一一五)」「尓太遙乙女(一三・三三〇九)」、(ロ)「玉梓の(二・二〇七)」「庭多泉(二・一七八)」のごときも、(イ)は清音(ロ)は濁音の場合であって、決して例外ではない。したがって、従来、例外的に施訓されていた「言借見(一一・二六一四)」「言借(四・六四八)」「言借石(九・一七五三)」は「伊布可之美(一一・二六一四、一書歌曰)」「伊布可思美(一二・三一〇六)」の音仮名表記もさることながら借訓仮名「言」をイブと訓まねばならない理由根拠はなくイフカシであることと明白である。「何時辺の方にあが恋やまむ(二・八八)」も野中春水[8]に従ってイツヘノカタと施訓してよく、「玉垣入(一一・二三九四)」「旗須為寸(一・四五)」もタマカキル・タマカギル、ハタススキ・ハダススキの二重形が認められ例外とは言えない。

秋風の吹きくる苗に雁鳴きわたる(一〇・二一三四)

の苗は二つの事実が同時に行われることを意味する語を表記した訓仮名であるが、従来ナベと施訓されていた。従来の施訓からすれば苗は例外的用法となるのであるが、苗の使用例は『万葉集』中一〇例あり、使用頻度数の三分の一以上であって、もはや例外などというにはあまりに数が多すぎる。原意も「な(の)上」と考えられ、ナへと施訓して何の支障も起らない。このように考察してくると例外は「安礼衝(一・五三、六・一〇五三)」「庭立水(七・一三七〇)」ということになるが、「安礼衝」は「生れ著く」と考え、「庭立水」は「沢立見(一一・二七九四)」を参照すると、一往例外から除外される。しかし、他方、「爾波多豆美(一九・四一六〇)」「庭多豆水(一九・四二一四)」「庭多泉(二・一七八)」「沢泉(一一・二四四三)」や「生継来者(四・四八五)」の存在を考慮するとやはり例外とすべきであろう。あるいは、アレツク・アレツグ、ニハタツミ・ニハタヅミの二重形が存在したと見なすべきかもしれない。(9)

そうして、カツシカ・カヅシカ、ママノテコナ・ママノテゴナと両訓のある

過勝鹿真間娘子墓時、山部宿祢赤人作歌一首并短歌

……勝壮鹿の真間之手児名……(三・四三一)

我も見つ人にも告げむ勝壮鹿之間々能手児名がおくつき所(三・四三二)

勝壮鹿乃真々の入江にうちなびく玉藻苅りけむ手児名し思ほゆ(三・四三三)

詠勝鹿真間娘子歌一首并短歌

……勝壮鹿の真間乃手児奈が……(九・一八〇七)

勝壮鹿の真間の井見れば立ならし水くましけむ手児名し思ほゆ(九・一八〇八)

の勝鹿・勝壮鹿もカツシカと訓むのが借訓仮名の用法から正鵠を得ており、手児もテコと訓んで差支えないと思われる。しかし、これは中央語としての呼称であり、原地下総国では巻一四の東歌に「可豆思加(三三四九・三三八六)」「可

豆思賀(三三八五)」「麻末乃弖胡奈(三三八四)」と見えるようにカヅシカ・テゴと称していたのである。今日でも他国の者はややもすると字面から別の呼び方をすることがあるが、土着の人々の呼称は固定しているのと同様、例えば、伊勢神宮の内宮・外宮を地方ではナイグウ・ゲグウと言うのと揆を一にしている。『万葉集』巻三・四三一番歌の題詞において、編纂者が「東俗語云二可豆思賀能麻末能弖胡一」と注した一例がその間の事情を端的に物語っているのであり、当時、中央語と東国語に清濁の相違があったことを明示している一例である。(10)

ここで、いわゆる略訓仮名にふれておきたいと思う。「恐石(六・一〇二二)」「恋石見(三・三八二)」はイシの頭母音を省略して用いた略訓仮名ではないかと思われる。だが、語頭音のシの表記に当てた「石辛見(六・一〇四七)」「石著(七・一三一九)」「磯城津彦命(安寧紀)」「磯城島(欽明紀)」の事例を参照すると、石・磯を認めざるを得ないであろう。「磯此云レ志(神武紀)」はこのことをよく説明してくれている。略訓仮名と言われる用例の大半は(1)「神長柄(一・五〇)」「住舞無(二・一八七)」「飛幡之浦(一二・三一六五)」「打乍二波(四・七八四)」のような同音節が重なったため融合して、あたかも略訓仮名のように見える場合か、(2)「丹頬合(一〇・一九八六)」「陰相(一〇・二三二二)」「菟会処女(九・一八〇二)」「物負之(六・一〇四七)」「於凡尓(七・一三三三)」「打歌山(二・一三九)」「古寸入津(八・一六四四)」「味狭藍(四・七七三)」「三犬女(六・九四六)」のように訓仮名の頭母音と上接語の語尾母音とが同じであるため、上接語の語尾母音に吸収され、ちょうど頭母音が省略されているように思われる場合である。「丹生乃河(二・一三〇)」「心尓咽飯(四・六四五)」「五百入(七・一二三八)」「津煎裳無(一三・三三四一)」「相市乃花(一〇・一九七三)」「益荒夫(九・一八〇〇)」などは借訓仮名の頭母音と上接語の語尾母音が違う例であるが、連接する両母音の広い狭いによらず、上接語の語尾母音に融合して頭母音が外形に現われないだけであって、決して訓の一部を省略して用いたものではない。固有名詞表記においても、奇稲田姫(神代紀上)〈櫛名田比売(『記』上)〉、建御雷之男神(『記』上)〈武甕槌神(神代紀上)〉、天饒石国饒石(神代紀下)〈天邇岐志国邇岐志(『記』上)〉、間人穴太部王(『記』下)〈穴穂部間人皇女(用明紀)〉、市辺押磐皇子

（雄略紀）〈市辺忍歯王（『記』下）〉、飽浦（『万葉』七・一一八七）〈飽等（『万葉』一一・二七九五）〉、玉祖命（『記』上）〈玉屋命（神代紀下）〉、磐余稚桜宮（継体紀）〈伊波礼之若桜宮（『記』下）〉、大穴牟遅神（『記』上）〈大汝小彦名（『万葉』六・九六三）〉、出雲之国御大之御前（『記』上）〈出雲国三穂之碕（神代紀下）「三穂此云美保」〉などのごとく、例外とみなすべき確例はなく、むしろ、頭母音を有する訓仮名が語中で用いられる場合は頭母音が省略された形で使用するのが、法則的な用法である。つまり略訓仮名というべきものは上代においては存在せず、これは二重母音を強く忌避した古代日本語の言語的性格にも関与していると見なされる。(11) したがって、従来、イマハコギイデナ・カリイホシオモホユと訓まれている、有名な額田王の歌

　にきた津に船乗りせむと月待てば潮もかなひぬ今者許藝乞菜（一・八）

　秋の野のみ草苅りふき宿れりし宇治の京の借五百磯所レ念（一・七）

の結句は借訓仮名の用法からして例外的な施訓であるが、拙稿(12)で詳述した通り施訓の誤りであって、イマハコギデナ・カリホシオモホユと訓み、例外から除外せねばならない。

以上、『万葉集』の訓仮名の用法についてかなり紙数を費やしたが、訓仮名の使用は種類・頻度ともに『万葉集』が一頭地をぬいており、ほとんどが網羅されているからである。勿論、すでに「推古遺文」に用いられているが、わずか田・手・日・檜・女・目・兄・井など数種の字母に限られており、『古事記』・『日本書紀』でもほとんど固有名詞注に用いられているぐらいであって、訓仮名の花が咲きほこったのは『万葉集』においてであった。ところが、『万葉』以後は次第に用いられなくなり、訓仮名は衰微の一途を辿ったのである。『続紀』の宣命では子・津・手・戸・十・根・野・羽・日・氷・部・真・三・御・女・裳・八・井・小・少と字種も頻度も大幅に減少している。『続紀』宣命ではすでに仮名字母の統一化が見られるが、本稿末尾の一覧表（付表五）を参看すれば明らかなように、音仮名とは比較にならない。『日本後紀』の宣命になるとさらに減少して、狭・丹・根・部・真・三の数字母に減り、『続日本後

紀』宣命では狭・津・根・者・部・三・ミ・女となり、ほとんど上代から用い続けられ、平安時代に繁用されて平仮名・片仮名の母体となった平易な仮名であることに注目したい（付表六・七参照）。ところが、平安時代に例外的に訓仮名を多用した文献がある。菅原道真の原撰になるという『新撰万葉集』である。一名『菅家万葉集』ともいう。表記は一字一音をめざしたものでなく、例えば、

夏来者　藕之浮葉　老沼礼砥　後拆花緒　見裳過栖鉇（下）

のごとく、一見『万葉集』の表記にならっているように思われる。しかし、少くとも訓仮名は『万葉集』の流れをくんだものでなく、別の意図をもって迎えられたものである。それは『真名本伊勢物語』にも言えることである。ただ、正訓文字と同じ環境で使用されている点は『万葉集』も『新撰万葉集』も変りない。それは漢字として有する本来の意義が表記面に関与して、同類意識や意味の拡充もあずかっているのであろう。『新撰万葉集』の仮名を一瞥して気付くことであるが、宇・於・加・甘・岐・久・具・藝・介・兼・謙・許・已・佐・沙・芝・須・勢・世・曾・多・太・知・都・豆・亭・店・斗・棟・等・土・那・奈・南・祢・波・婆・備・倍・保・麻・美・牟・咩・毛・母・与・良・羅・濫・里・利・留・流・礼・例の音仮名に対し、訓仮名は荒・五十人・五十・音・歟・鹿・片・固・方・鉇・金・蟹・包・革・鴨・唐・幹・狩・雁・軽・枯・木・国・草・毛・童・子・殊・狭・拆・敷・篠・足・谷・乳・千・津・築・槌・筒・貫・鶴・手・砥・鞆・苗・成・丹・西・庭・沼・塗・而已・耳・野・者・葬・処・蠅・早・弾・益・三・郁子・目・裳・哉・屋・湯・江・四十人・緒・尾と多種類である。詳細は割愛するが、上代に見られなかった略訓仮名も見え、特に一字多音節仮名が目立つ。頻度は杵・手・砥・丹・沼・者・裳・哉・緒は別として一般に音仮名が高く、音仮名は清・濁に両用している事実が看取される。そして、「荏許曾堰敢祢」「松裳見江介礼」のようにア行・ヤ行のえの区別がなされていることも一言しておかねばならない。(13)

## 4　戯書をめぐって

戯書は借訓仮名の延長線上にあり、表記上の遊戯性に基づく戯れ書きである。

海津路乃　名木名六時毛　渡七六　加久多都波二　船出可レ為八(『万葉』九・一七八一)
言云者　三ゝ二田八酢四　小九毛　心中二　我念羽奈九二(『万葉』一一・二五八一)
百済野乃　芽古枝尓　待レ春跡　居之鶯　鳴尓鶏鵡鴨(『万葉』八・一四三一)
灯之　陰尓蚊蛾欲布　虚蝉之　妹蛾咲状思　面影尓所レ見(『万葉』一一・二六四二)

のように筆録者の興味による筆のすさびとも言うべきもので、明らかに意識的に戯れた用字と見なされる。数字の戯れにせよ、連想的用字にせよ、意識の多寡はともあれ、意図的であることは動かせない。

垂乳根之　母我養蚕乃　眉隠　馬声蜂音石花蜘蟵荒鹿　異母二不相而(『万葉』一二・二九九一)
……毎レ見　恋者雖レ益　色二山上復有山者　一可レ知美……(『万葉』九・一七八七)

は非常に技巧的な用字である。鬱を馬声蜂音石花蜘蟵(古くハ行子音は〔h〕でなく〔p〕であり、当時は少くとも〔p〕か〔pf〕か〔F〕であったと推定されている。当時のヒは発音上馬のいなきにはほど遠い感があり、イーンと写された。イナナク・イバユも馬の擬声語に由来するものであり、馬声はイに相当する。石花は海岸の石につくセという花のような甲殻類の一種)と書いたり、出を山上復有山(出は山の上に山を重ねた字形)と表記するがごときは、視覚的興味以外の何物でもない。表記が実用面を越えて視覚的鑑賞にまで供されたことは

右一首、書二白紙一懸二著屋壁一也。題云、蓬莱仙媛所レ化嚢蘊、為二風流秀才之士一矣。斯凡客不レ所二望見一哉。
(『万葉』六・一〇一六の左注)

とある一事によって十分理解できる。識字階級の人々によるナゾやクイズめいた文字の遊戯は『玉台新詠集』に山上

復有山(出づ)を求めるまでもなく、漢籍にお手本があるのであって、文字あては奈良時代の識字層の娯楽の一つでもあった。平城京趾出土の土器の戯れ書き「〓」は「我君を念ふ」と「君我を念ふ」を懸けたものであり、挙げた例は一例であるが、かなり普及していたようである。江戸後期の筑前国の漢学者亀井南溟の高弟が南溟の娘に送ったプロポーズの五言絶句にも生き続けているのである。

君王上無点(君王上に点無くんば)

我出頭成天(我頭を出して天とならん)

は王の上に点があれば「主」となり、天の頭を出せば「夫」となる。「貴女に主さんがなければ、私が夫となりましょう」という意である。

戯書の用法・種類は前記の文字の戯れや牛鳴(む)・喚鶏(つつ)・喚犬追馬(まそ)などの擬声語によるものばかりでなく、二二(し)・重二(し)・並二(し)・二五(とを)・十六(しし)・八十一(くく)などの数の遊戯によるものもあり、当時すでに掛け算の「九九」が存在していたことを示している。これとて、漢籍に見える「三五夜＝十五夜」と同じ手法である。さらにもう一つ「味試＝嘗＝なむ、火＝南＝なむ、義之＝大王＝手師＝てし、少熱＝ぬる、三伏一向＝つく、一伏三向・一伏三起＝ころ、切木四・折木四＝かり、毛人髪＝こちたし」のごとき、義訓の複雑化したものがある。三伏一向・一伏三向・切木四などは古代朝鮮の柶戯(ゆつのり)の目の名に由来するものである。

ちなみに、視覚的に意図した用字は漢字の正用・仮用を問わず見られる。「山彦乃答響万田(やまびこのあひとよむまで)(『万葉』一〇・一九三七)」のごとく、答(あひ)は山彦に対してすこぶる適応したもので、万田(まで)は義字用法による意味の拡充を意図した用字である。変字法や義字的用法もその一つと言える。高木市之助[14]は『日本書紀』の歌謡において、句の繰返しや対句の場合にのみ、一字か二字(ほとんど一字)字母を変えて使用する用法があることを指摘し、変字法と名づけた。これは『万葉集』にも存在するのであって、対句や句の繰返しのみならず、同音節反覆・長歌と反歌・贈歌と答歌・同一歌群中において

も見られ、『万葉集』に最も顕著に現われている。例えば、助詞のつつ・名詞の心・ほととぎすを「都追・追都」「許己呂・己許呂」「保登等藝須・保等登藝須」と表記して、同一字母で表記しないのである。しかし、常に異った仮名字母で表記するかというと、巻五や巻二〇の防人歌では、都都・許許呂・乃乃・久久・流流のごとく同字法によっている。これと対照的に巻一四では追都・都追・許己呂・己許呂以外に播伴・久君・流留・麻尓末仁のごとく、ほとんどの音節に徹底して変字を用いている。これは、君・播・伴・仁・酒・遠・追など巻一四の特殊字母が全部変字に使用されていることによって、視覚的変化を求めた意図的用法であることが明白である。変字法によるか同字法によるかは、『万葉集』でも巻により相違し、筆録者や時と場合による筆録者の意識に関わっていると思われるが、一般的には同字法、それも多く畳字によるのが日常的な表記法であったと見なされる。(15)かかる視覚的な意図による歌の文字化について、最近、刮目すべき論が発表された。非常に参考になるであろう。(16)

義字的用法は「孤悲而死万死」のごとく「恋」や助動詞「まし」を表わすと同時に、恋する者の孤独な悲しみや千千に物思う愁いやそれゆえの苦悩をも匂わせた意味の拡充を意図しての技巧的用法である。「酒西有良師」の良師も単なる推量の助動詞表記でなく、「良師」にこめた尊敬の念がにじんでいる。「草枕多日」の多日も旅とともに言外に多く日数を費したことを意識しての用法であり、「海人鳥屋見らむ」は助詞を既成の複合語で表記したものである。「独念荷指天」の荷指天は単なる助詞表記ではなく、荷は恋の重荷を連想させ、指天は「射レ魚指レ天」のごとき無益なることを暗示している。(17)

## 五　万葉仮名からかなへ

文学史では平安初期の七〇年間を国風暗黒時代という。漢文学隆盛のため和歌がいちじるしく衰えた時代とする。

しかし、漢籍・仏典の講義・講筵が盛んになり、片かな・平かなの出現、和文の成立となって、かえって、日本語による言語芸術が開花したものと考えられる。講筵に列なる者は講義の備忘のため、日本語として訓読される語順や意味を行間に速く、しかも小さく書き込む必要が出てき、句読点の打ち方や返り点・乎己止点の発明、真仮名の省文による片かなの出現を促した。これは識字上層のことであって、識字下層の人々や女子には少々縁遠い世界のことである。識字上層といっても、公的な晴の場所ではなく、私的な恋文や恋歌のやりとりには依然として和歌が用いられており、和歌は途絶えてはいなかった。『歌経標式』や『日本紀竟宴和歌』は和歌の伝誦や作歌・研究がやはり存続していたことを証している。字形の簡単な平易な万葉仮名でこと足りればこれにこしたことはなく、字形の優美さも希求された。これが曲線美をかもし出す平がなを登場させる契機となったのである。この片かな・平がなの出現が平安朝の和歌・物語・日記文学の花を撩乱たらしめるのであるが、思えば国風暗黒時代が生み出した皮肉な副産物であった。かかる真仮名の簡易化はすでに奈良時代以前に萌芽はある。七〇二(大宝二)年の御野国の戸籍帳に片仮名・平仮名ツ・つ、ム、への字体の原形とおもわれる「ッ」「ム」「マ」が見られるのはその一例である。七六二(天平宝字六)年ころとおぼしき『仏足石歌』の仮名字母も多く平易な字母によっており、『万葉集』巻二〇の防人歌も一音に一字種を当て、多くて二種、三種は下総国でカに加・可・迦、コ乙に己・許・去を用い、常陸国でシに之・志・思、リに里・理・利を用いているぐらいで非常に少ない。例外的に上総国でガに我・賀・加・可を用いているが、可・加は清濁両用字母であり、多少事情が異なる。見過してならないのは、ほとんど平易な常用仮名を用いていることである。防人歌の筆録者が国によりそれぞれ相違していたことは、明瞭に表記字母に反映しており、国によって使用字母に特色がある。一音に一字母を当てるか、複数字母で表記するか、これも国によって違う。已は防人歌中駿河国だけ七例用いられ、河・津・不はこの国の特殊字母である。そして、父・見・父母・白玉・道・長道の平易な正訓文字の使用も(他には遠江国に画・父母各一例、常陸国に為・津各一例、下野国に見一例が用いられているだけで)この国の特色であ

る。以八例・枳一例・去二例・作四例・祖一例・他四例・仁一例・浪一例は下総国にのみ用いられたもので、尼・不・弊とともにこの国の特色ある用字である。そして、

阿加等伎乃　加波多例等枳尓　之麻加枳乎　古枳尓之布禰乃　他都枳之良須母（四三八三、下総）

のように、等・枳・都・須のように清音仮名を濁音表記に兼用しているのは、この国の防人歌になべて見られる特徴であり、「久尓とと（『万葉』二〇、四三九一）」のおどり字が『元暦校本』や『類聚古集』の古写本に「具尓」とあるのを考慮外にすれば、一個の濁音仮名も用いていない。清濁表記の区別は相模国以外は防人歌全般に欠けており、清音仮名での濁音表記、濁音仮名での清音表記の傾向が強く、前者の徹底したのが下総国である。本稿末の仮名一覧表（付表一―七）を参照すればわかるように、字種が多く複雑なのは『日本書紀』、次いで『万葉集』である。『日本書紀』は特別な意図のもとに衒学的に用いられ、巻によって字母の使用にかたよりと特色がある。『万葉集』にも巻や資料の相違・個人差が看取され、常用字母はせいぜい数個に限られている。清濁表記にも公私や筆録者の書き分ける意識差によって違いがある。巻五の憶良歌では清濁表記が乱れていたり、同一字母の賀を家持はカに、池主はガに用いるなどの差異もある。したがって、前述の防人歌のごとき、平易な字母で、清濁表記も区別しないような用字法は『万葉集』全体から見て特殊視されがちであるが、識字下層では日常的なものであったかもしれない。正倉院文書の私的な仮名書簡はこの意味で刮目に価する。

布多止己呂乃己呂乃美美毛止乃加多知支々多末々尓多天万都利阿久之加毛与祢波夜末多波多万波須阿良牟伊
比祢与久加蘇々天多末不々之止乎知宇知良波伊知比尓恵比天美奈不之天阿利奈利文気波加之古之
一久呂都加乃伊祢波々古非天伎
一田宇利万多己祢波加須

のように、特殊仮名遣の誤りもあり、清濁表記の区別もなく、字母も統一され、字形も簡略化し、くずれている。意

味の明確でない点もあるが、大野晋の解読を挙げておく。「二所のこの頃のみ御許の形聞きたまへに奉りあぐ。しかも米は、山田は賜はずあらむ。飯稲よく数へて賜ふべし。十市氏らは椽実に酔ひて皆伏してありなり聞けば。一、黒塚の稲は運びてき。一、田売りまだ来ねば貸す」[18]。これは識字下層に属する人が口頭語でもって、とにかく自由に自分の思うところを書こうとした意図の現われであろう(もう一通あるが難解で、解読されていないので省く)。

『続紀』の宣命は詔によっても異なるが、かなり清濁表記が乱れている。それでも濁音専用の仮名が、我・期・射・謝・士・時・受・叙・治・遅・杼・備のごとく、まだ一〇種あまり存在する。『日本後紀』では我・擬・具・受・是・備の六字となり、『続日本後紀』では歌謡に義・備、宣命に我があるだけで、ほとんど清濁表記の書き分けはない。『続紀』でも清音仮名の濁音併用が強く、「在良自・阿麻多太比・仕奉利豆縲久・多布度久・加蘇毗・計夫流尓」のごとく濁音仮名の清音兼用もまま見られる。『後紀』・『続後紀』では太・度を清音仮名としても用い、加・可・支・岐・己・佐・之・志・須・多・知・弖・天・止・波・比・部・倍・閇など、平がな・片かなの母体であり、常用字母でもあった字母が清濁表記に両用されていることを見落してはならない。この事実は、清むか濁るかという音声上の相違が、各音節相互間の対立した差異ほど厳密ではなかったことに加えて、奈良時代に陰在しながらも平安時代に流れこみ、字種の統一化、平易な字母の使用と相俟って、平がな・片かなに濁音がなを残さなかった一因ではなかったろうか。

(1) 大野晋「仮名の発達と文学史との交渉」(『文学』一九五二年一二号)。
(2) 岡田正之『近江奈良朝の漢文学』養徳社、一九四六年。小島憲之『上代日本文学と中国文学 上中下』塙書房、一九六二・一九六四・一九六五年。
(3) 福田良輔「古事記の純漢文的構文の文章について」(『古代語文ノート』桜楓社、一九六四年)所収。
(4) 河野六郎「古事記に於ける漢字使用」(『古事記大成 言語文字篇』平凡社、一九五七年、一八六―一八七頁)。
(5) 有坂秀世『上代音韻攷』三省堂、一九五五年、一九三―一九四頁。

(6)　姜斗興「吏読と万葉仮名に関する研究」(『立命館文学』三一三号、一九七一年)、「吏読と白雉元年(六五〇)から和銅四年(七一一)までの万葉仮名との関係」(『立命館文学』三一四号、一九七一年)、「吏読と古事記の仮名(字音仮名)との関係」(『立命館文学』三一九号、一九七二年)等。
(7)　大野晋『上代仮名遣の研究』岩波書店、一九五三年。
(8)　野中春水「何時辺乃方」(『万葉』八号、一九五三年)。
(9)　西宮一民「上代語の清濁」(『万葉』三六号、一九六〇年)。鶴久「万葉集における借訓仮名の清濁表記」(『万葉』三六号、一九六〇年)。
(10)　鶴久「地名『葛飾』の清濁をめぐって」(『古事記年報』一三、一九六九年)。
(11)　鶴久「上代の借訓仮名と母音脱落現象をめぐって」(『万葉』六六号、一九六八年)。
(12)　鶴久「今はこぎ出な——出字の訓をめぐって」(フェリス女学院大学国文学会発行『玉藻』二号、一九六七年)。
(13)　池上禎造「真名本の背後」(『国語国文』一七巻四号、一九四八年)。橋本四郎「訓仮名をめぐって」(『万葉』三三号、一九五九年)。浅見徹「新撰万葉集の用字」(『万葉』五一号、一九六四年)。待永正子「新撰万葉集の文字について」(『香椎潟』一〇号、一九六五年)。久曾神昇『新撰万葉集と研究』(未刊国文資料刊行会、一九五八年)。
(14)　高木市之助「変字法について」(『吉野の鮎』岩波書店、一九四一年)所収。
(15)　鶴久「同音節反覆の場合の用字法について」(『万葉』一二号、一九五四年)。
(16)　佐佐木隆「『万葉集』のうたの文字化」(『文学』一九七六年五号)。
(17)　大野透「義字的用字」(『万葉仮名の研究』明治書院、一九六二年、三六七—三八八頁)。
(18)　大野晋「仮名文学・仮名文の創始」(岩波講座『日本文学史 二巻』一九五八年)。

# 〔付表一〕「推古遺文」の主要仮名一覧表

| 仮名 | 字母 |
|---|---|
| あ | 阿 |
| い | 伊夷揖 |
| う | 汙有 |
| え | |
| お | 意於 |
| か | 加可甲奇鹿 |
| が | 奇宜何我 |
| き甲 | 支吉岐 |
| ぎ甲 | |
| き乙 | 帰貴城木 |
| ぎ乙 | |
| く | 久 |
| け甲 | |
| げ甲 | |
| け乙 | 居気希挙毛 |
| げ乙 | 義 |
| こ甲 | 古子 |
| ご甲 | |
| こ乙 | 己許巨 |
| ご乙 | |
| さ | 佐沙作 |
| ざ | |
| し | 斯志之 |
| じ | 自 |
| す | 須足宿 |
| ず | |
| せ | 勢 |
| ぜ | |
| そ甲 | 嗽蘇宗 |
| ぞ甲 | |
| そ乙 | 思 |
| ぞ乙 | |
| た | 侈多当田 |
| だ | 陀太 |
| ち | 至知智 |
| ぢ | 遅 |
| つ | 都 |
| づ | 豆 |
| て | 氐弖手代 |
| で | |
| と甲 | 刀戸聡 |
| ど甲 | |
| と乙 | 止等 |
| ど乙 | |
| な | 那奈難 |
| に | 尓 |
| ぬ | 蕤奴怒 |
| ね | 尼禰 |
| の甲 | 野 |
| の乙 | 乃 |
| は | 波播 |
| ば | 婆 |
| ひ甲 | 比日檜 |
| び甲 | |
| ひ乙 | 非 |
| び乙 | |
| ふ | 布 |
| ぶ | 夫 |
| へ甲 | 俾部辺 |
| べ甲 | |
| へ乙 | |
| べ乙 | |
| ほ | 富菩凡 |
| ぼ | |
| ま | 麻磨 |
| み甲 | 弥美三 |
| み乙 | 未 |
| む | 牟 |
| め甲 | 売女 |
| め乙 | 米目 |
| も | 母 |
| や | 移夜屋 |
| ゆ | 由弓 |
| エ | 叡兄 |
| よ甲 | |
| よ乙 | 已余与 |
| ら | 羅良 |
| り | 利 |
| る | 留 |
| れ | 礼 |
| ろ甲 | |
| ろ乙 | 里 |
| わ | 和 |
| ゐ | 韋位井 |
| ゑ | |
| を | 乎小尾少 |

〔付表二〕『古事記』の主要仮名一覧表

| 仮名 | 万葉仮名 |
|---|---|
| あ | 阿吾足 |
| い | 伊印壱五十 |
| う | 汙宇菟鵜 |
| え | 愛亜荏 |
| お | 意隠淤 |
| か | 加可賀迦訶甲香 |
| | 髪鹿蚊 |
| が | 何我賀 |
| き甲 | 吉岐伎棄寸杵 |
| ぎ甲 | 芸岐・ |
| き乙 | 貴紀幾城木 |
| ぎ乙 | 疑 |
| く | 久玖 |
| ぐ | 具群 |
| け甲 | 祁 |
| げ甲 | 下牙 |
| け乙 | 気毛食 |
| げ乙 | 宜 |
| こ甲 | 古故高子児 |
| ご甲 | 胡 |
| こ乙 | 許木 |
| ご乙 | 其碁 |
| さ | 佐沙左讃相狭 |
| ざ | 邪奢 |
| し | 斯志師紫新芝色 |
| じ | 自士下 |
| す | 須周酒洲州主宿 |
| | 酢簀櫟 |
| ず | 受 |
| せ | 勢世瀬 |
| ぜ | 是・ |
| そ甲 | 蘇宗十 |
| ぞ甲 | ナシ |
| そ乙 | 曾衣 |
| ぞ乙 | 叙存 |
| た | 多他丹且当田手 |
| だ | 陀太 |
| ち | 知智直道千乳血 |
| ぢ | 遅地治 |
| つ | 都豆筑竺津 |
| づ | 豆曇 |
| て | 氐弖帝手代 |
| で | 伝殿 |
| と甲 | 刀斗土戸聡門利 |
| | 砥 |
| ど甲 | 度 |
| と乙 | 等登 |
| ど乙 | 杼騰縢 |
| な | 那難名魚 |
| に | 尓迩丹 |
| ぬ | 奴濃沼 |
| ね | 尼禰泥根 |
| の甲 | 努怒野 |
| の乙 | 乃能 |
| は | 波芳婆博羽葉歯 |
| ば | 婆 |
| ひ甲 | 比卑毗日檜氷 |
| び甲 | 毗 |
| ひ乙 | 斐肥火樋 |
| び乙 | 備 |
| ふ | 布賦 |
| ぶ | 夫服 |
| へ甲 | 平幣辺重 |
| べ甲 | 弁 |
| へ乙 | 閇戸 |
| べ乙 | 倍 |
| ほ | 富菩本番蕃品穂 |
| | 火 |
| ぼ | 煩 |
| ま | 麻万末摩真間目 |
| み甲 | 弥美三御見水 |
| み乙 | 味微 |
| む | 牟武无目 |
| め甲 | 売咩女 |
| め乙 | 米目 |
| も甲 | 毛 |
| も乙 | 母 |
| や | 夜屋八矢 |
| ゆ | 由湯 |
| エ | 延兄江枝 |
| よ甲 | 用 |
| よ乙 | 余与予世 |
| ら | 羅良楽 |
| り | 理 |
| る | 留流琉 |
| れ | 礼 |
| ろ甲 | 漏路盧楼 |
| ろ乙 | 呂侶 |
| わ | 和丸 |
| ゐ | 韋威井猪居 |
| ゑ | 恵坐 |
| を | 袁遠小尾麻男 |

〔付表三〕『日本書紀』の主要仮名一覧表

| 仮名 | 万葉仮名 |
| --- | --- |
| あ | 阿安婀鞅吾足 |
| い | 伊怡以異易因壱胆 |
|  | 五十 |
| う | 汙宇于羽紆禹鬱菟 |
|  | 鵜鸕 |
| え | 愛哀埃可愛 |
| お | 意於飫淤憶邑磤乙 |
| か | 加可賀哿河迦訶箇 |
|  | 伽歌舸軻柯介甘甲 |
|  | 香覚髪鹿蚊 |
| が | 我賀河餓峨俄鵝 |
| き甲 | 吉岐棄枳企耆祇祁 |
|  | 寸杵来 |
| ぎ甲 | 芸伎儀蟻嗜 |
| き乙 | 紀幾奇基機己既気 |
|  | 城木樹黄 |
| ぎ乙 | 疑擬 |
| く | 久玖句苦倶区勾矩 |
|  | 絇衢窶屨訓菊来 |
| ぐ | 具遇虞愚群 |
| け甲 | 祁家計鶏稽啓 |
| げ甲 | 霓 |
| け乙 | 居気該戒階開愷凱 |
|  | 慨概毛食笥 |
| げ乙 | 导礙皚 |
| こ甲 | 古故庫姑孤固顧子 |
|  | 児籠小 |
| ご甲 | 胡呉吾誤悟娯 |
| こ乙 | 許巨居去虚挙莒拠 |
|  | 渠興木 |
| ご乙 | 語御馭 |
| さ | 佐沙作左娑瑳磋舎 |
|  | 差匝讃[illegible]薩相尺狭 |
| ざ | 蔵社装奘[illegible][illegible] |
| し | 斯志之師紫新四子 |
|  | 思司資茲芝詩旨寺 |
|  | 時指絁矢始尸試伺 |
|  | 璽辞嗣施洎信色磯 |
|  | 為羊蹄 |
| じ | 自士慈尽弐児尓珥 |
|  | 餌耳茸甚下 |
| す | 須周酒洲主素秀輸 |
|  | 殊[illegible]駿宿酢簀樔渚 |
| ず | 受孺儒 |
| せ | 勢世西斉栖細制是 |
|  | 剤瀬湍背 |
| ぜ | 筮噬 |
| そ甲 | 蘇素泝十麻 |
| ぞ甲 |  |
| そ乙 | 曾所増則贈諸層賊 |
|  | 衣襲 |
| ぞ乙 | 叙序鐏茹鋤 |
| た | 多大陁柂哆駄党丹 |
|  | 但当田手 |
| だ | 陁太騨娜嚢儺 |
| ち | 知智致徴笞池馳直 |
|  | 道千乳路血茅 |
| ぢ | 遅治膩柅尼泥 |
| つ | 都豆頭菟途屠突徒 |
|  | 覩図筑竹津 |
| づ | 豆頭逗図弩砮曇 |
| て | 氐弖提帝底堤諦題 |
|  | 手代 |
| で | 提泥埿耐弟涅 |
| と甲 | 刀斗都土度覩妬杜 |
|  | 図屠塗徒渡戸聡門 |
|  | 礪砥疾鋭 |
| ど甲 | 度渡奴怒 |
| と乙 | 等登騰苔台縢藤鄧 |

| 仮名 | 万葉仮名 |
|---|---|
| | 徳得鳥跡迹 |
| ど乙 | 杼騰耐廼 |
| な | 那奈乃儺娜冉難諾 |
| | 名魚中 |
| に | 尓迩仁而尼珥儞弐 |
| | 丹煮瓊 |
| ぬ | 蕤奴怒努濃農渟 |
| ね | 尼禰泥埿涅根 |
| の甲 | 努怒奴弩野 |
| の乙 | 能廼荷 |
| は | 波播幡芳婆破皤簸 |
| | 巴絆泮博羽葉歯 |
| ば | 婆麼魔磨縻 |
| ひ甲 | 比卑必臂毗譬避日 |
| | 檜氷 |
| び甲 | 鼻弥弭寐 |
| ひ乙 | 斐肥悲飛被彼秘妃 |
| | 費火簸熯 |
| び乙 | 備媚眉縻 |
| ふ | 布不敷富甫賦府符 |
| | 輔赴浮経歴乾 |
| ぶ | 夫父部歩矛鶩 |
| へ甲 | 平弊霸幣陛重蔽鞞 |
| | 蹩部辺 |
| べ甲 | 謎 |
| へ乙 | 閇倍沛陪背杯俳珮 |
| | 戸綜 |
| べ乙 | 倍陪毎謎 |
| ほ | 富保朋倍褒裒陪報 |
| | 袍譜品法穂火帆 |
| ぼ | 煩 |
| ま | 麻磨万馬末摩満麼 |
| | 莽魔望真間目 |
| み甲 | 弥美瀰湄弭寐三御 |
| | 見水参 |
| み乙 | 未味微身実 |
| む | 牟武模務霧夢茂六 |
| め甲 | 売咩謎迷綿女 |
| め乙 | 梅迷昧毎妹目眼 |
| も | 毛母茂望暮謀慕謨 |
| | 模梅悶墓莽裳 |
| や | 移夜陽耶益野椰瑘 |
| | 揶屋八矢箭 |
| ゆ | 由喩庾踰愈瑜臾弓 |
| | 湯 |
| エ | 叡延曳遥兄江枝吉 |
| よ甲 | 用庸夜 |
| よ乙 | 余与予餘預誉世吉 |
| ら | 羅良邏邐囉攞楽 |
| り | 利理里梨離唎釐 |
| る | 留流瑠屢蘆楼漏盧 |
| | 婁 |
| れ | 礼例黎戻 |
| ろ甲 | 漏魯婁盧楼露 |
| ろ乙 | 呂侶慮廬稜 |
| わ | 和倭涴輪 |
| ゐ | 韋為位威謂萎委偉 |
| | 井猪居 |
| ゑ | 恵廻慧衛隈穢 |
| を | 乎烏曰遠嗚塢弘惋 |
| | 越小尾少麻男雄 |

## 〔付表四〕『万葉集』の主要仮名一覧表

| 仮名 | 万葉仮名 | 仮名 | 万葉仮名 | 仮名 | 万葉仮名 |
|---|---|---|---|---|---|
| あ | 阿安英吾足嗚呼 | け乙 | 気既毛食飼消 | ぜ | 是 |
| い | 伊夷怡以異已移因 | げ乙 | 義宜導気 | そ甲 | 蘇宗祖素十麻追馬 |
|  | 印壱射五十馬声 | こ甲 | 古故庫祜姑孤枯子 | ぞ甲 | 俗 |
| う | 汙有宇于羽烏雲鬱 |  | 児籠小粉 | そ乙 | 曾所僧増則衣背其 |
|  | 菟得卯鸕 | ご甲 | 胡呉俣後虞 |  | 苑 |
| え | 衣愛依榎荏得 | こ乙 | 己許巨居去虚忌金 | ぞ乙 | 叙序賊 |
| お | 意於飫憶応邑乙 |  | 今乞興木 | た | 多太他塔丹但当田 |
| か | 加可賀珂迦箇嘉架 | ご乙 | 其期碁凝 |  | 手 |
|  | 甘敢甲漢干葛香各 | さ | 佐沙作左者柴紗草 | だ | 陀太大弾 |
|  | 鹿蚊芳歟 |  | 三雑匝颯讃散薩相 | ち | 知智恥陳珍道千乳 |
| が | 何我賀河蛾 |  | 尺積狭猨羅 |  | 路血茅 |
| き甲 | 支吉岐伎棄枳企寸 | ざ | 射蔵邪社謝座 | ぢ | 遅治地 |
|  | 杵来 | し | 斯志之師紫新四子 | つ | 都豆通追川筑津 |
| ぎ甲 | 芸祇岐伎 |  | 思司芝詩旨寺時指 | づ | 豆頭曇 |
| き乙 | 貴紀奇騎綺寄記城 |  | 此至次死偲事詞信 | て | 氐弖提天帝底堤点 |
|  | 木樹 |  | 鍾色餝式拭叔磯為 |  | 手代価直 |
| ぎ乙 | 疑宜義 |  | 羊蹄石 | で | 提代田低泥涅 |
| く | 久玖口群苦丘九鳩 | じ | 自士慈尽時寺仕 | と甲 | 刀斗都土度戸門利 |
|  | 君来 | す | 須周酒洲珠数駿宿 |  | 礪速 |
| ぐ | 具遇求隅群 |  | 酢賛栖渚為 | ど甲 | 度渡土 |
| け甲 | 祁家計鶏介奚谿価 | ず | 受授聚殊 | と乙 | 止等登騰徳得鳥十 |
|  | 係結兼監険異 | せ | 勢世西斉瞻瀬湍背 |  | 跡迹常 |
| げ甲 | 牙雅夏 |  | 脊迫石花 | ど乙 | 杼騰藤特 |

| 仮名 | 万葉仮名 |
| --- | --- |
| な | 那奈寧南難名魚中 |
|  | 菜七莫 |
| に | 尓迩仁日二而尼耳 |
|  | 人丹荷煮似 |
| ぬ | 奴怒努濃農沼宿寐 |
|  | 渟 |
| ね | 尼禰泥涅年念根宿 |
| の甲 | 努怒弩野 |
| の乙 | 乃能笑荷篦 |
| は | 波播幡芳婆破方防 |
|  | 八房半皤薄伴泊叵 |
|  | 羽葉歯者 |
| ば | 婆伐 |
| ひ甲 | 比卑必臂賓嬪日檜 |
|  | 氷 |
| び甲 | 毗鼻妣婢 |
| ひ乙 | 非斐悲飛干乾 |
| び乙 | 備肥火 |
| ふ | 布不敷府否負粉福 |
|  | 経歴 |
| ぶ | 夫父部扶蜂音 |
| へ甲 | 平弊覇幣敝陛遍返 |
|  | 反弁伯部辺重隔 |
| べ甲 | 弁便別 |
| へ乙 | 閇倍拝戸㼌綜経 |
| べ乙 | 倍 |
| ほ | 富保宝朋倍抱方凡 |
|  | 穂帆 |
| ぼ | 煩 |
| ま | 麻磨万馬末摩満望 |
|  | 莫幕真間目信鬼 |
|  | 喚犬 |
| み甲 | 弥美民敏三御見水 |
|  | 参視 |
| み乙 | 未味微尾身実箕 |
| む | 牟武无模務無謀儛 |
|  | 鵡目六牛鳴 |
| め甲 | 売咩馬面女婦 |
| め乙 | 米梅迷昧目眼海藻 |
| も | 毛母茂文聞忘蒙畝 |
|  | 問門勿木物裳藻哭 |
|  | 喪裙 |
| や | 移夜楊陽耶益野也 |
|  | 屋八矢 |
| ゆ | 由喩遊油弓湯 |
| エ | 叡延曳遥要兄江枝 |
|  | 吉 |
| よ甲 | 用欲容夜 |
| よ乙 | 余与予餘誉世吉四 |
|  | 代 |
| ら | 羅良浪濫藍覧臘楽 |
|  | 落 |
| り | 利理里隣 |
| る | 留流類 |
| れ | 礼例列烈連廉 |
| ろ甲 | 漏路 |
| ろ乙 | 里呂侶 |
| わ | 和丸輪 |
| ゐ | 為位謂井猪居 |
| ゑ | 恵廻慧佪画座咲 |
| を | 乎袁烏遠怨呼越小 |
|  | 尾少麻男雄緒綏叫 |

# 〔付表五〕『続日本紀』宣命の主要仮名一覧表

| 仮名 | 主要仮名 |
|---|---|
| あ | 阿安穴 |
| い | 伊因 |
| う | 有宇于 |
| え | 衣榎 |
| お | 意於隠乙 |
| か | 加可賀哿鹿 |
|  | 何 |
| が | 何我賀可 |
| き甲 | 支吉岐伎棄 |
|  | 枳企弃 |
| ぎ甲 | 岐 |
| き乙 | 貴紀記城 |
| ぎ乙 | 宜 |
| く | 久倶 |
| ぐ |  |
| け甲 | 祁家計 |
| げ甲 |  |
| け乙 | 気 |
| げ乙 | 気 |
| こ甲 | 古子 |
| ご甲 | 古 |
| こ乙 | 己許去 |
| ご乙 | 期己 |
| さ | 佐左猨 |
| ざ | 射蔵謝佐 |
| し | 斯志之自 |
| じ | 自士時之 |
| す | 須宿 |
| ず | 受須 |
| せ | 勢世西 |
| ぜ |  |
| そ甲 | 蘇 |
| ぞ甲 |  |
| そ乙 | 曾 |
| ぞ乙 | 叙曾 |
| た | 多太当田 |
| だ | 太多他 |
| ち | 知路 |
| ぢ | 遅治知 |
| つ | 都豆津 |
| づ | 豆 |
| て | 氐弖天帝手 |
| で | 氐弖天 |
| と甲 | 刀斗都土度 |
|  | 戸門礪 |
| と乙 | 止等登徳得 |
|  | 十 |
| ど乙 | 杼止等登 |
| な | 那奈難猶 |
| に | 尓仁 |
| ぬ | 奴努濃 |
| ね | 禰年根 |
| の甲 | 野 |
| の乙 | 乃能 |
| は | 波幡婆方八 |
|  | 羽 |
| ば | 婆波方 |
| ひ甲 | 比卑日氷婢 |
|  | 毘 |
| び甲 | 毗婢比 |
| ひ乙 | 非斐肥 |
| び乙 | 備 |
| ふ | 布不輔夫 |
| ぶ | 夫 |
| へ甲 | 弊覇幣遍部 |
| べ甲 | 部 |
| へ乙 | 閇倍陪戸買 |
| べ乙 | 倍閇 |
| ほ | 富保 |
| ぼ | 保 |
| ま | 麻末真 |
| み甲 | 弥美三御 |
| み乙 | 未味 |
| む | 牟武无無 |
| め甲 | 売女 |
| め乙 | 米毎 |
| も | 毛母裳 |
| や | 夜耶也八 |
| ゆ | 由 |
| エ | 延曳 |
| よ甲 | 用 |
| よ乙 | 余与 |
| ら | 羅良 |
| り | 利理里梨 |
| る | 留流 |
| れ | 礼例 |
| ろ甲 | 魯 |
| ろ乙 | 呂 |
| わ | 和 |
| ゐ | 為井 |
| ゑ | 恵 |
| を | 乎遠小少 |

〔付表六〕『日本後紀』宣命の主要仮名一覧表

| 仮名 | 万葉仮名 |
|---|---|
| あ | 阿安穴 |
| い | 伊以 |
| う | 宇 |
| え | |
| お | 於 |
| か | 加可賀嘉何 |
| が | 我加可 |
| き甲 | 支岐伎企 |
| ぎ甲 | 岐伎支 |
| き乙 | 綺記 |
| ぎ乙 | 宜擬 |
| く | 久 |
| ぐ | 具 |
| け甲 | 祁介 |
| げ甲 | |
| け乙 | 気 |
| げ乙 | |
| こ甲 | 胡 |
| ご甲 | 呼 |
| こ乙 | 己許 |
| ご乙 | |
| さ | 佐沙左散狭 |
| ざ | |
| し | 斯志之詩 |
| じ | 之 |
| す | 須主宿 |
| ず | 受須 |
| せ | 勢世 |
| ぜ | 是 |
| そ甲 | 蘇 |
| ぞ甲 | |
| そ乙 | 曾 |
| ぞ乙 | 曾 |
| た | 多太 |
| だ | 太多 |
| ち | 知 |
| ぢ | 知智 |
| つ | 都 |
| づ | 豆 |
| て | 氐弖天 |
| で | |
| と甲 | 度屠 |
| ど甲 | |
| と乙 | 止等登 |
| ど乙 | 止 |
| な | 那奈 |
| に | 尓迩仁丹 |
| ぬ | 奴 |
| ね | 禰根 |
| の甲 | 農 |
| の乙 | 乃能 |
| は | 波婆 |
| ば | 婆波叵 |
| ひ甲 | 比 |
| び甲 | |
| ひ乙 | 非飛 |
| び乙 | 備悲 |
| ふ | 布不敷浮夫 |
| ぶ | |
| へ甲 | 幣部 |
| べ甲 | 部 |
| へ乙 | 閇倍 |
| べ乙 | 倍閇 |
| ほ | 保 |
| ぼ | |
| ま | 麻万末真 |
| み甲 | 弥美三 |
| み乙 | |
| む | 牟武无 |
| め甲 | 売 |
| め乙 | 米 |
| も | 毛母 |
| や | 夜耶野也 |
| ゆ | 庚 |
| エ | |
| よ甲 | |
| よ乙 | 与 |
| ら | 羅良 |
| り | 利理 |
| る | 留流魯 |
| れ | 礼黎 |
| ろ甲 | |
| ろ乙 | 呂 |
| わ | 和 |
| ゐ | |
| ゑ | 恵 |
| を | 乎哀遠嗚 |

〔付表七〕『続日本後紀』宣命の主要仮名一覧表

| 仮名 | 万葉仮名 |
|---|---|
| あ | 阿安穴 |
| い | 伊 |
| う | 宇 |
| え | |
| お | 於 |
| か | 加可賀河 |
| が | 我加 |
| き甲 | 支岐伎 |
| ぎ甲 | |
| き乙 | |
| ぎ乙 | 宜義 |
| く | 久熊 |
| ぐ | |
| け甲 | 祁介きケ |
| げ甲 | |
| け乙 | 気 |
| げ乙 | |
| こ甲 | 古 |
| ご甲 | |
| こ乙 | 己許 |
| ご乙 | 己 |
| さ | 佐左狭 |
| ざ | 佐 |
| し | 志之 |
| じ | 志之 |
| す | 須宿 |
| ず | 須 |
| せ | 勢世 |
| ぜ | |
| そ甲 | |
| ぞ甲 | |
| そ乙 | 曾 |
| ぞ乙 | 曾 |
| た | 多太 |
| だ | 太 |
| ち | 知 |
| ぢ | |
| つ | 都川津 |
| づ | |
| て | 氐弖天 |
| で | 弖天 |
| と甲 | 度 |
| ど甲 | 度 |
| と乙 | 止登 |
| ど乙 | 止 |
| な | 那奈 |
| に | 尓仁二 |
| ぬ | 奴 |
| ね | 禰根 |
| の甲 | |
| の乙 | 乃能 |
| は | 波者 |
| ば | 波 |
| ひ甲 | 比毗 |
| び甲 | 毗比 |
| ひ乙 | 飛 |
| び乙 | 飛備 |
| ふ | 布不 |
| ぶ | |
| へ甲 | 部 |
| べ甲 | 部 |
| へ乙 | 閇倍戸へ |
| べ乙 | 閇倍戸 |
| ほ | 保 |
| ぼ | |
| ま | 麻万 |
| み甲 | 美三ミ |
| み乙 | |
| む | 牟武无 |
| め甲 | 女 |
| め乙 | 米 |
| も | 毛母 |
| や | 夜也 |
| ゆ | 由 |
| エ | 江睿 |
| よ甲 | |
| よ乙 | 余与 |
| ら | 良 |
| り | 利理里リ |
| る | 留流 |
| れ | 礼 |
| ろ甲 | |
| ろ乙 | 呂侶 |
| わ | 和 |
| ゐ | |
| ゑ | 恵 |
| を | 乎遠ヲ |

# 6 片仮名・平仮名

大坪併治

# 一　略体仮名

## 1　平安初期における略体仮名の発生

上代における真仮名(万葉仮名ともいう)の発達によって、国語を表音的に表記する道は開かれたが、真仮名は漢字の原形をそのまま借用したものであるから、どんなに画数の少いものを選んでも、これをもって長文を記すのには、なお多くの時間と労力とが必要であった。そこで、真仮名が普及し、その使用が盛んになると、字母の整理を進めると共に、その字体をなるべく簡易な形に作り変えることを工夫した。それには、草化と省文との二つの方法があった。

草化とは、真仮名の草書体をなるべく簡単な字形に崩す方法であり、省文とは、真仮名の一部——扁・旁・冠・沓(くつ)などを取って全体に替える方法である。

〔草化〕　安→あ→あ　左→を→さ　波→波→は　良→ろ→ら

〔省文〕　伊→イ(扁)・尹(旁)　宇→ウ(冠)・千・亍・丁・十(沓)　保→イ(扁)・呆・口・ホ・小(旁)

草化と省文とは、一般に別々に用いられたが、時には、草化によってある程度くずした字体を、さらに省文の方法を用いていっそう簡単な形に改めるというように、両者を併用することもあった。

幾→乡→キ→ヤ→＼　女→女→乂→メ　之→之→し→シ

これらの方法によって生じた仮名を、真仮名に対して、「略体仮名」と呼ぶ。今日、われわれの用いている平仮名は、

図1 『成実論』天長五年点の仮名

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ア | ア | イ | 尹 | ウ | 于 | エ | う | オ | 才 |
| カ | カ ワ 可 | キ | し | ク | ク | ケ | 二 | コ | こ コ |
| サ | た た | シ | 之 | ス | 爪 欠 欠 | セ | 七 | ソ | ソ ソ |
| タ | 大 | チ | ち | ツ | 川 川 | テ | 氐 天 | ト | 止 |
| ナ | ホ 小 | ニ | 仁 | ヌ | ぬ | ネ | 示 | ノ | ノ |
| ハ | ハ | ヒ | 匕 | フ | フ | ヘ | 乁 | ホ | 呆 |
| マ | 万 | ミ | ム | ム | ム | メ | 目 | モ | 二 |
| ヤ | ロ | イ | | ユ | 由 | エ | 江 | ヨ | ヨ |
| ラ | 丨 | リ | リ | ル | ロ | レ | 多 | ロ | 尸 |
| ワ | 禾 | ヰ | 為 | ウ | | ヱ | 恵 | ヲ | ふ |
| 、 | ヽ | ベシ | 丅 | アル タル ナル | リ | トキ | 时 | ヒト | 人 |
| オモフ | 念 | マウス | 白 | | | | | | |

もっぱら草化によってできた略体仮名であり、片仮名は、大部分が省文によって、二、三のものが草化・省文の併用によって作られた略体仮名である。真仮名の草化は、漢字の草書体を基にして、自然に行われたものと考えられる(正倉院の真仮名消息二通には、草書体にくずれたものが多い)が、真仮名の省文は、意識的な省略の結果である。和歌山隅田八幡宮の古鏡は、四、五世紀の製作と推定されているが、その銘を見ると、「同」を「銅」の代りに、「竟」

ことができる。

略体仮名は、真仮名が次第に簡略化して成立したものであるから、略体仮名発生の時期をいつと決定することはできないが、略体仮名らしい略体仮名を用いた文献で、年代明白な最古の資料は、正倉院聖語蔵・東大寺蔵『成実論』天長五(八二八)年点である。この点に見える仮名は、略体仮名としてすでに相当簡略化されたものであって、省文仮名の「ア・オ・カ・ク・コ・ソ・ノ・ハ・ヒ・フ・ヘ・ム・リ」、および草化仮名の「ち・ぬ・ゐ」など、今日の片仮名・平仮名の字体にほとんど変らないものまで用いられている。天長五年は、平安遷都後わずか三四年である。

なお、年代不明ながら、『成実論』天長五年点よりも古いと推定される資料の一つ、『願経四分律』平安初期点は、大矢透[1]によって、弘仁(八一〇―八二四)頃の加点と推定されているが、天長五年点に比べると、まだ真仮名本位で、草化・省文とも略体仮名と見るべきものは少い。

両点を考え合せると、訓点資料に関する限り、略体仮名の発生は平安遷都後二〇―三〇年間にあったと推定することができる。

## 2　平安初期における略体仮名の実態

略体仮名の発達を知るべき文献は、『成実論』天長五年点以後次第に多くなって行くが、平安初期においては、訓点資料がほとんどで、その他のものは、八六七(貞観九)年の讃岐国司解藤原有年申文があるだけである。したがって、平安初期における略体仮名の実態は、もっぱら訓点資料に用いられた略体仮名に限られることになる。

さて、平安初期の訓点資料に用いられた略体仮名は、今日の平仮名・片仮名に比較して、次のような相違点を持っていた。

(1)　今日の平仮名・片仮名は、厳重に使い分けられて、混用することを許さないが、平安初期の略体仮名は、草

## 図3 平安初期の訓点資料に用いられた略体仮名

| 仮名 | 字母 |
|---|---|
| ア | 阿 安 ○ |
| イ | 伊 以 已 |
|  | ○ |
| ウ | 宇 有 |
|  |  |
| エ | 衣 依 |
| オ | 於 |
| カ | 加 可 |
|  | 何 我 ○ |
| キ | 支 寸 幾 |
|  | 幾 ○ |
| ク | 久 九 |
| ケ | 介 氣 |
|  | 家 下 儀 |
| コ | 己 古 子 去 |
|  | 乎 呉 其 |
| サ | 左 佐 |
|  | ○ |
| シ | 之 志 四 士 |
| ス | 須 |
|  | 寸 |
| セ | 世 |
| ソ | 曾 十 |
| タ | 太 多 他 |
|  | 田 |
| チ | 知 千 智 |
|  | 地 |
| ツ | 川 ○ |
| テ | 天 弖 |
|  | 手 ○ |
| ト | 止 刀 土 |
| ナ | 奈 |
|  | 那 ○ |
| ニ | 仁 尔 二 |
| ヌ | 奴 ○ |
| ネ | 祢 根 |
|  | 子 年 ○ |
| ノ | 乃 |
| ハ | 波 者 |
|  | 八 |
| ヒ | 比 非 備 |
| フ | 不 布 |
| ヘ | 阝 倍 |
| ホ | 保 |
|  |  |
| マ | 万 |
| ミ | 美 三 未 ○ 見 |
| ム | 牟 无 六 |
| メ | 女 米 目 ○ |
|  |  |
| モ | 毛 无 |
| ヤ | 也 |
| ユ | 由 |
| エ | 江 延 兄 |
|  |  |
| ヨ | 与 夜 |
| ラ | 良 |
| リ | 利 理 |
| ル | 留 流 |
|  | ○ |
| レ | 礼 列 ○ |
| ロ | 呂 畨 |
| ワ | 和 |
| ヰ | 為 井 |
| ヱ | 恵 ○ |
|  |  |
| ヲ | 乎 雄 |

○は字母不明のもの

化仮名と省文仮名とが混用されている。それも、省文仮名を主とする場合に、草化仮名を混用することが多く、その逆はまれであったと考えられる。

（２）今日の平仮名・片仮名には、標準となるべき字体が定まっているが、平安初期の略体仮名には、種々さまざまな字体が用いられている。

したがって、平安初期の略体仮名は、同じ略体仮名といっても、今日の平仮名・片仮名とは違い、一般に複雑難解で、表音文字としては、前代の真仮名同様、まだ不十分なものであり、これによって記された文献には、今日判読しがたいものも少なくない。

このような状態を招いた原因としては、

（１）草化仮名、省文仮名共に真仮名の簡略化によって成立したものであり、草化・省文の相違は、単に簡略化の手段方法に過ぎず、そのいずれを選ぶかは人々の自由であったし、同じ人でも、ある仮名は草化により、ある仮名は省文により、また、ある仮名は草化・省文の併用によることもあって、草化仮名と省文仮名とが種類の異った文字であるという意識が、あまり明瞭でなかった。

（２）上代の末期に、真仮名はある程度整理されていたが、略体仮名の字母として、どの真仮名を選ぶかは、人々によって異っており、同じ人でも幾つかの真仮名を併用することがあった上に、同じ字母を選ぶ際にも、草化の程度、省文の方法などによって、その結果はいろいろに分かれていた。

などが挙げられる。

宇→[illegible]→う、ウ・干・テ・丅・一　　有→[illegible]・[illegible]・[illegible]、ナ

加→か・か、カ・フ　　可→[illegible]・[illegible]・[illegible]、丅・丁　　何→イ

須→[illegible]・[illegible]・[illegible]・[illegible]・[illegible]・[illegible]、丅・ス・人・六・|

保↓保・ほ・ほ・ほ、イ・呆・糸・乎・ア・小・丁・六・ロ

美↓美・美・み・み・み、ヒ・ソ　三↓ミ　未↓ホ　見↓几・ア

しかしながら、これは、真仮名から略体仮名が発生し発達する過程にあって、避けることのできない過渡期の現象であった。

讃岐国司解藤原有年申文には、仮名で書かれた部分があり、その仮名はすべて草化仮名であって、省文仮名は含まれていない。これは、正倉院文書仮名消息二通の系統を引くものであって、このような文書や消息には、変体漢文や草化仮名文が用いられ、これに省文仮名を用いたり、草化仮名に省文仮名を交えたりすることは、しなかったようである。

なお、醍醐寺五重塔の天井板に落書きされた和歌は、九五一(天暦五)年のものであるが、省文仮名を主体とした三首の和歌には、いずれも二、三の草化仮名が用いられているのに対し、草化仮名を主体とした二首の和歌には、省文仮名は全く含まれていない。もし、これが初期の習慣を受け継いでいるものとすれば、和歌の場合も事情は同じであったと推定される。

なお、初期の仮名では、清濁を区別して、ゲに「偈」を、ゴに「呉・其」を、ヂに「地」を、ドに「土」を用いたり、コに上代特殊仮名づかいを伝えて、甲類を「古」で、乙類を「己・ミ」で表わしたり、ア・ヤ両行のエを区別して、ア行に「衣・う」を、ヤ行に「江・エ」をあてたりしたが、中期に入ると、その区別は失われ、濁音だけは、濁点の発生によって、清音の仮名に濁点を打って示すようになった。

### 3　平安中期以降における略体仮名の分化と統一

しかるに、平安初期の末から、草化仮名と省文仮名とは次第に分化し始め、中期に入ると、それぞれ異った世界で、

異った発達の道をたどるようになった。

草化仮名は、初期末から中期初めにかけて、急速に草化が進み、今日の平仮名に近い字体が成立した。ところが、奇妙なことに、過去に用いられた複雑な字体も、捨て去られることなく併用された。こうして、中期後半には、草化の程度に応じた種々な書体が成立し、それぞれ別個の名称をもって呼ばれるようになった。すなわち、真仮名のままを楷書・行書で書いたものを「男手(をとこで)」、男手の草化によって生じた草化仮名のうち、真仮名の草書体に当るものを単に「草(さう)」、草化がさらに進んで今日の平仮名に近いまでにくずれたものを「女手(をんなで)」といった。「手(て)」とは文字のことで、「男手」は男子が用いるのにふさわしい、すくよかな文字、「女手」は女子が用いるのにふさわしい、たおやかな文字という意味なのであろう。

これに対し、省文仮名は、相互に混乱を起さない限り、より簡易な字体が選ばれ、過去の複雑な字体は捨てて顧みられなかったから、草化仮名のような書体による区別はなく、一様に「片仮名(かたかんな)」と呼ばれた。

上記の名称は、『宇津保物語』に初めて現われる。

かゝる程に、「右大将殿より」とて、手本四巻色〴〵の色紙に書きて、花の枝に付けて、孫王の君の許に御文して有り。

自ら持て参るべきを、仰言侍りし宮の御手本持て参るとてなん。これは若宮の御料にとの給はせしかば、習はせ給ひつべくも侍らねど、召し侍りしかばなん、急ぎ参らすると聞えさせ給へ。……とて奉れ給へり。御前にて持て参りたり。見給へば、黄ばみたる色紙に書きて、山吹に付けたるは真(しん)の手、春の詩。青き色紙に書きて松に付けたるは、草にて夏の詩。赤き色紙に書きて卯の花に付けたるは仮名、初めには男にてもあらず、女にてもあらず、あめつちぞ。その次に男手、放ち書きに書きて、同じ文字をさま〴〵に変へて書けり。

我が書きて春に伝ふる水茎もすみかはりてや見えむとすらむ

女手にて

まだ知らぬ道にぞ惑ふうとからじ千鳥の跡もとまらざりけり

さし次に

飛ぶ鳥に跡ある物と知らすれば雲路は深くふみ通ひなん

次に片仮名

古へも今行く先きもみち〳〵に思ふ心あり忘るなよ君

葦手

底清く澄むとも見えず行く水の袖にも目にも絶えずもあるかな

と、いと大きに書きて、一巻にしたり。（「国譲」上）

「真の手」は漢字を楷書で書いたもの。「草」は漢字の草書。これと区別して、略体仮名の「さう」を「男にてもあらず、女にてもあらず」といったのであろう。男手と女手との中間という意味である。「放ち書き」は一字ずつ離して書くこと。男手は、楷書・行書であるから続けて書かないが、女手は、二、三字続けて書くのが普通であり、当時すでに連綿体もある程度成立していたから、特に「放ち書き」といったものと考えられる。「同じ文字をさま〴〵に変へて書けり」とは、同じ音が幾度も出て来ると、そのつど、違った字体の仮名を用いることをいう。「草」「女手」「片仮名」などの名称は、『源氏物語』、『狭衣物語』、『堤中納言物語』などにも見える。

書き給へる御冊子どもも、隠し給ふべきならねば、取う出給ひて、かたみに御覧ず。唐の紙のいとすくみたるに、草書き給へる、勝れてめでたしと見給ふに、高麗の紙の肌細かになごうなつかしきが、色など花やかならでなまめきたるに、おほどかなる女手のうるはしう心とゞめて書き給へる、たとふべき方なし。見給ふ人の涙さへ水茎

に流れそふ心地して、飽く世あるまじきに、また、こゝの紙屋の色紙の色合ひ花やかなるに、乱れたる草の歌を筆にまかせて乱れ書い給へる、見所限りなし。（『源氏』「梅枝」）

うすにびなる御扇のあるを、切に及びて取らせ給へれば、なつかしき移り香ばかり昔に変らぬ心地するに、はなやかならぬ下絵などのさま変りたるは、いとあはれに飽かず悲しう思されけり。

手に馴れし扇はそれと見えながら涙に曇る色ぞことなる

と、片仮名に書きつけて、もとのやうに置き給ふつ。（『狭衣』四）

人々作りたると聞きて、「けしからぬわざしける人かな」と言ひにくみ、「返事せずはおぼつかなかりなむ」とて、いとこはくすくよかなる紙に書き給ふ。仮名はまだ書き給はざりければ、片仮名に、

契りあらばよき極楽に行きあはむまつはれにくし虫の姿は

福地の園にとある。（『堤中納言』「虫めづる姫君」）

「仮名はまだ書き給はざりければ」の「仮名」は、女手を指している。当時、女手が仮名の代表だったからであろう。ただし、平仮名という名称は、平安時代にはまだなく、管見では、室町時代の『日葡辞書』に

Firagana　Certa laya de letras de Iapão.（ひらがな．日本の文字の一種）

とあるのが初見である。

片仮名は、漢文訓読の世界を中心に発達したが、字体の簡略化と共に一音一字の方向に整理統一され、院政期後半には、若干の例外を除き、ほとんど今日と同様になり、表音文字として完成の域に近づいた。若干の例外とは、セに「せ」、ネに「子」、マに「ア・ヤ」、ヰに「井」を用いるもので、その習慣は江戸時代までも続いた。

片仮名に比べると、女手の方ははなはだ整理統一が遅れた。女手が発達して草と区別され、和歌・和文の世界で広く用いられるようになった後も、なお、同じ音を表わすのに字母を異にする幾通りもの字体を用いたり、同じ字母を

用いても草化の程度・方法に相違があったりして、結果的には、同じ音を表わす幾通りもの字体があるという状態が長く続いた。女手が、今日のごとく平仮名として字体の整理統一を見たのは、一九〇三（明治三六）年国定教科書が制定されてからのことである。

図5　朝鮮板『伊路波』

（香川大学開学十周年記念複製本による）

女手の統一が著しく遅れた原因の一つは、後に述べるように書道の影響である。省文仮名は、記号的性格が強く実用本位の文字で、整理統一されやすかったが、草化仮名は、実用の他に書道の対象となり、美と変化とが要求されたため、同じ音を表わす幾通りもの字体を持つことが必要だったからである。女手が成立し一般化した後までも、なお草が存在し、女手と並んで用いられたという事実も、仮名の実用性から言えば、「奇妙なこと」なのであるが、書道の立場に立って見れば、その複雑な字体に女手とは異った美を認め、ある時は草だけで書き、ある時は女手に草を交えて書くということになったのであろう。そして、女手にいろいろな字体の共存を許したことが、字体に対する規範意識の成立を妨げ、特に美や変化を追及する必要のない、日常の実用的な場合にも、無意識に幾通りもの平仮名や異体仮名を併用してあやしまない習慣を生んだのである。明治の前半に、言文一致運動が起り、口語体による作品がつぎつぎと発表されたが、

その場合にも、文体の新しさに反して、これを表記する仮名は、依然として不統一で、異体仮名が併用されているのである。

もっとも、種々さまざまな字体の中にも、日常多く用いられるものとそうでないものとがあり、使用頻度の高いものはいつしか中心的存在となって来る。たとえば、大東急記念文庫蔵『金光明最勝王経音義』一〇七九(承暦三)年書写本に見える「いろは」は、大小の真仮名で二様に書かれているが、その内、今日の平仮名の字母と一致するものは、大字が二六、小字が一九である。

以伊　呂路　波八　耳尓　本保　へ反　止都　千知　利理　奴沼　流留　乎遠　和王　加可　餘与　多太　連礼

曾祖　津ツ　祢年　那奈　良羅　牟无　有宇　為謂　能乃　於　久九　耶也　万末麻　計介氣　不布符　己古　衣延

天弖　阿安　佐作　伎幾　喩由　女馬面　美弥　之志七　恵会廻　比皮非　毛文裳　勢世　須寸

ところが、明の弘治五(一四九二)年刊行の朝鮮板『伊路波』に収められた「いろは」は、「え」が今日の「え」と字母が違い、「そ」「お」が今日の「そ」「お」と崩し方が違い、「ね」「ゐ」の形が不正確である、という相違があるだけで、大部分は今日の平仮名の「いろは」と同じである。そして、この「いろは」の他に、「まな」として、異体の仮名による「いろは」を二種挙げている。草化仮名の世界にも自然陶汰が行われ、基本的な字体とそうでないものとの区別ができ、基本的なものは、すでに今日とほとんど変らないものになっていたのである。明治の国定教科書の制定と共に行われた平仮名の統一も、こうした歴史的事実を踏まえてのことであった。

## 4　略体仮名と文体

略体仮名を用いて国語を表記した文体には、略体仮名だけで書いたものと、漢字と略体仮名で書いたものとがある。前者を「略体仮名専用体」、後者を「漢字・略体仮名混用体」と呼ぶことにする。略体仮名には、草化仮名と省文仮

名とがあるから、それぞれを二種に分けて、「草化仮名専用体」「省文仮名専用体」「漢字・草化仮名混用体」「漢字・省文仮名混用体」とする。

### (1)　草化仮名専用体

平安初期に真仮名で書かれていた和歌は、草化仮名の発達によって、中期に入ると草化仮名専用体で書かれることが多くなった。定家臨摹(りんぼ)の『土佐日記』の終りの和歌二首、醍醐寺五重塔落書の和歌五首のうちの二首は、草化仮名専用体で書かれている。

比左(散)尓已ぬ比止乎ま徒地のたま能美徒　数ま寿可に毛美江ぬ奈る良之(久に来ぬ人を待乳の玉の水澄ます
かにも見えぬなるらし)（(け)腕か）

あふ已止のあ介(は)ぬ奈可らにあけぬれは　和れ已曾可部れこゝ呂やはゆ久(逢ふことの(会は)明けぬながらに明けぬれば
我こそ帰れ心やはゆく)(2)

『古今和歌集』の古写本で、確実に撰進当時のものと見るべきものは現存していないが、右から推して、『古今集』も、多くの和歌が草化仮名専用体で書かれていたであろうと思われる。藤原道長自筆の『御堂関白記』に載っている五首の和歌も、すべて草化仮名で書かれており、末期の十巻本『歌合』や院政中期の元永本『古今和歌集』などにも、草化仮名専用体が多いのを見ると、和歌を草化仮名専用体で書くことは、平安時代を通じて普通に行われたものと考えられる。

### (2)　省文仮名専用体

訓点資料では、略体仮名発生の当初から、好んで省文仮名を用いる傾向があったが、中期に入ると、ほとんど省文

仮名だけを用いるようになった。省文仮名は、漢字の訓や複雑な読み方を示すのに用いられたが、辞書・音義書と同様、断片的なものである。辞書・音義書の類は、省文仮名成立の後も、伝統的に真仮名を用いていたが、藤原公任撰『大般若経字抄』石山寺本、橘忠兼撰『色葉字類抄』前田本、『類聚名義抄』観智院本などは省文仮名を用い、以後これが普通となった。漢文の訓読で省文仮名を用いる習慣は後世まで伝えられ、今日も同様である。

和歌を省文仮名専用体で書いたものでは、醍醐寺五重塔落書の三首がもっとも早い。

カ須ならぬミヲウチカハノアシ呂ニハ　オホクノヒヲ、〇ツらハ須カナ(数ならぬ身を宇治川の網代には多くの氷魚を煩はすかな)

キノフ己ソフチヲノソミ(太ヲリと重なれるか)テ恵末レシカケフハニクケにカ介ノミ江ツル(昨日こそ淵(藤か)を望み(手折りか)て笑まれしか今日は憎げに影の見えつる)

さシカハす江タノヒトツにナリハテハヒ佐シキカけトタノムハカリ(下に三字あれど読めず)そ(指し交はす枝の一つになり果てば久しき陰と頼むばかりぞ)

厳密に言えば、ク・ケ・コ・サ・シ・ス・ソ・ニ・ヌ・エ・ラ・ロ・ヱなどに、真仮名や草化仮名が用いられていて、純粋な省文仮名専用体ではない。上野本『漢書』揚雄伝天暦二(九四八)年点、石山寺本『蘇悉地羯羅経略疏』天暦五(九五一)年点の仮名と比較すると、真仮名・草化仮名の使用量が、「揚雄伝」よりも少く、『略疏』よりも多く、草化・省文の混用から省文専用に進む過渡期の状態をよく示している。

『宇津保物語』には、手習の初めに、男手・草・女手と共に、片仮名を学び、手本として和歌を用いたことが記され、『堤中納言物語』には、まだ女手の書けない少女が片仮名で和歌を書いた話があって、片仮名で和歌を書くのは、初学者のすることであり、長じては女手で書くのが普通だったように思われるが、同じ『宇津保』に、仲忠が父俊蔭の遺稿の中から歌集を発見したところ、一冊は女手、一冊は草、一冊は片仮名、一冊は葦手で書かれてあったという

記事がある。

小唐櫃開けさせて御覧ずれば、唐の色紙を中より押し折りて、大の草子に作りて、厚さ三寸ばかりにて、一には例の女の手、二行に一歌書き、一には草、行同じこと、一には片仮名、一は葦手。先づ例の手を読ませ給ふ。めでたきこと限りなし。（「蔵開」中）

「例の」とは、和歌を書くのには女手が普通だったからであるが、しかも、草・女手とは別に、片仮名で書かれた一冊があったのは、私的な歌集だったからであろうか、それとも、一冊ずつ趣きを変えるために、あえて片仮名を用いたのであろうか。ところが、『狭衣物語』には、前掲の例を含め、片仮名で和歌を書く場面が三回あるが、いずれも主人公の狭衣が女性に宛てて書くところなのである。とすれば、男性の場合、和歌を片仮名で書くことは、普通に行われていたということになる。院政中期のものと見られる『極楽往生歌』四七首も、「西・鬼」などを漢字で書いたのが二首あるだけで、他の四五首は、完全な省文仮名専用体である。

## (3)　漢字・草化仮名混用体

これには、①漢字が主で仮名が従のものと、②仮名が主で漢字が従のものとがある。

①は、公文書・消息・日記など、変体漢文で書かれたものの中に、部分的に草化仮名の入りこんでいる場合である。讃岐国司解有年申文は四つの文から成り、

(ア)　改姓人夾名勘録進上。

(イ)　許礼波奈世无尓加官尓末之多末波无。

(ウ)　見太末不波可利止奈毛於毛不。

(エ)　抑刑大史、乃多末比天定以出賜、以止与可良無。有年申。

(イ)(ウ)は仮名本位の漢字・仮名混用体である。

個人的な消息としては、『集古浪華帖』に収められた伝小野道風筆書状二通や、藤原公任の『北山抄』紙背の伝源憲定筆書状に、草化仮名で書かれた部分がある。

道風謹言。従二去月一重病者、提歎侍。経二数日一甚以危亟。不レ覚二他事一。日夜歎悲侍。昨今頗似レ散二病気一。かゝれど猶無レ頼。平損かたくぞ侍る。辱枉二恩問一、甚慰二愁腸一。諸自以啓。恐と忩と謹言。

即日、内蔵権頭野道風状。

世間はかなきを承侍る。まいて極老身、暁夕いとあやしくなむ侍れ。（伝道風書状）

右の文の「承侍る」は「承侍り」、「あやしくなむ侍れ」も、「なむ」の係りに対して「侍る」とあるべきところである。「なむ」を「こそ」と読む人もあるが、字形から見て「こそ」と読むのは無理である。また、「なむ」と読んで、当時このような誤用もあったのであろうとする人もあるが、係り結びの中で、「こそ」の係りに対して已然形で結ぶ形は、もっとも長く続いたのであって、道風の時代にすでにこのような係り結びの乱れが生じていたとは考えにくい。この書状は果して道風の真跡を伝えたものなのであろうか。

公卿日記にも、部分的に草化仮名を用いた例が少くない。

或抑或叫云、「殿下参登路そ。何者乃致二非常カ求尋事一乎」褁頭法師五六人出立云、「こゝハ檀那院そ。下馬所そ。大臣公卿波物故は知良ぬ物か」と云と。……法師敢言云、「騎レ馬て前と専不レ登レ山。縦大臣公卿なりとも執レ髪て引落せ」云と。相府当時後代大恥辱也。（『小右記』寛弘九年五月）

和歌は、公卿日記でも、草化仮名専用体で書かれるのが普通であるが、まれに漢字と真仮名、または草化仮名を用いて書かれることがあった。

大臣即跪奉レ令レ進二於花下一。攀二得一枝一献レ之。令曰、「君折波礼匂勝利礼梅花」大臣登時啓曰、「思心乃有波礼鳴可」大

臣又啓久、「裁置之昔乃人乃詞に毛君か為や花に告兼」事是所忽、興味有レ余。（『権記』長保二年二月）

公卿日記で、和歌以外で仮名を用いるのは、会話の部分が多く、また、その仮名は草化仮名に限られたようである。

②は、和歌・和文に広く用いられ、平安時代の代表的な文体であった。『土佐日記』の青谿書屋本を見ると、草化仮名を主体として、これに若干の漢字を用いた、漢字・草化仮名混用体で書かれ、仮名は、一部草、大部分が女手である。『北山抄』紙背の仮名書状も、女手を主体とし、若干の漢字を交えて書かれている。他の日記・随筆・物語など、女性を中心とした和文は、恐らくこれと同様だったであろう。公文書でも、院政期以後になると、この文体が用いられるようになる。

### (4)　漢字・省文仮名混用体

訓点資料では、漢字の訓義を説明したり、文意に即した丁寧な読み方をしたり、文意を敷衍したりする場合に、漢字または実字と、略体仮名、特に省文仮名とを混用した文体を用いた。それは、平安時代の最初期から用いられ、漢字・片仮名交り文の源流の一つとなった。

我当に以レて不レぬを調せ至レルルと念可事ヲサヘス可ト念可死に。[3]（『成実論』天長五年点）

由レ(り)て斯を(し)たまひたるに平等に見ソコナハして得レ至ニ(り)たまひたり无上処一に。（意云、斯ノ恵眼与ニ法眼一トヲ修スル事円満シタマヒタルニ由テ）（飯室切『金光明最勝王経註釈』平安初期点）

言辞の相寂滅せるを（正占　令ムトシテナリト念ホセル事ヲハ　セルヲ令メムトシテナリト云ヲハ）諸の余の衆生の類の無レシ有ニ(る)こと能く得レ(る)こと解(る)こと。（山田本『妙法蓮華経』平安初期点）

復有ニ(り)て諸の異―焦(の)慧ある者ひと一とも〔本文〕

「焼タル瓦ニ異ナルカ如キ」ウタテ焼タル瓦ノ如キ（天の注）　（根津美術館本『大乗掌珍論』承和元（八三四）年・嘉祥二（八四九）年点）

第一例は、死ニ至ルト念フ可シ、死ニ至ル事ヲサヘス可シト念フ可シと、二つの読み方を示したもの。第二例の「意云」は、意ガ云ハク、または意ノ云ハクと読み、ソノ意味ハコウダということ。すなわち、本文の「由斯」の意味を敷衍して、その意味は、斯ノ恵眼ト法眼トヲ修スル事円満シタマヒタルニ由リテということであるといったのである。第三例は、寂滅セルヲ、寂滅セシメムトシテナリト念ホセル事ヲバ、寂滅セルヲセ令メムトシテナリト云フヲバと、三通りの読み方を示したもの。第四例は、本文の「異焦」の説明を天の余白に記したもので、焼キタル瓦ニ異ナルガ如キ、ウタテ焼キタル瓦ノ如キと読む。「異ナルカ如キ」は、宣命ふうに二行小書きになっている。

また、漢文や変体漢文を書く場合に、補読すべき助詞、助動詞、用言の活用語尾、接続詞などを、初めから書き添えることがあった。結果的には、漢文や変体漢文を訓読して訓点を加えたものに似ているが、成立過程から言えば、全く別種のものである。漢文または変体漢文であるため、語序を転倒することが多く、いわゆる漢字・片仮名交り文とは異っているが、語序を転倒しない場合は、漢字・片仮名交り文と同様であって、漢字・片仮名交り文の一の源流をなしたものとして注目したい。

若ニシトスルヲソ水ノ中ノ月ノ行ニストハイフ菩提ノ行一ヲ。ソエニ我モ亦行ニシキ菩提ノ行一ヲ。（西大寺本『金光明最勝王経』平安初期点）

若ミ水シト念テノ中ノ月ノ行ニカセム菩提ノ行一ヲ、我モ行ニシキ菩提ノ行一ヲ。（同）

於三昧等トイフハ者、引ニ介流曾止尓阿良波勝鬘経文一乎、彼ノ経尓波心正観禅等已曾尹ヘ礼、不レぬ乎ゃ言ニ三昧等一トハ。（東大寺本『七喩三平等十无上義』）

問　法ノ体イ持テリ輪ノ業用一ヲ云意何。答　法者八正道也。輪者摧破ノ義也。八正道ノ体イ持ニカテル摧破ノ業用一ヲ故、云ミ法ノ体イ持ニトテリ輪ノ業用一ヲ也。（東大寺本『法華論義草』）

等无間ニシアル必等无間ニモア者ハ、、開導依ヲコソ云レハめ寛ト。何ソ云ニ等无間縁ヲ広一。(同)

渡レリ海踰ニユル小坂一之国ニモ有シ有レハ、往テモ相見談カタラ。无レク跡モ往分ヌル人ハ経ニテモ年月一ヲ不レ可ニ相見語一カタラフ。(『東大寺諷誦文稿』)

歳去ハ形モ衰ヌ。月来ハ命モ促。(同)

我アカ財ハ皆汝等カ財ソト宣フ。(同)

『金光明最勝王経』平安初期点の例は、加点の途中紙背に書きつけられた断片的なものであるが、『七喩三平等十无上義』、『法華論義草』、『諷誦文稿』などは、全体がこの文体で書かれている。前二者は、漢文または漢文に近い変体漢文。後者は国文ふうな変体漢文で、助詞、助動詞、用言の活用語尾などの他、漢字の訓まで書き添えた例もあり、略体仮名、特に省文仮名の使用がはなはだ多い。

漢字・省文仮名混用体は、略体仮名の発生に伴って、いち早く成立した文体でありながら、容易に一般化しなかったらしく、公文書・消息・日記などにその例を求めることはむずかしい。この文体が広く用いられるようになるのは、院政期以後のことである。

大和国東大寺仏聖免田田堵解

長屋庄住人成清御仏聖米三段半返抄、定ナヒタルコトナシ、タヽ子スミクラヒヤリタルニヨリテ、定使俊成之モチキサフラハス、イカナルチカコト、サイモンヲカ、サス、ツケ(マヽ)ヲ納モチヰサフラハテ、仏聖米三段半請文せメトリサフラウ所也、きハメタル无道也、応保二年ノ十月コロヲ仁上助(ヒカ)ニ大仏ニクマレカフリサフラハウ、成清スラコトシサフラハス、下人コヽロニ一堂ヲツクリタテヽサフラウミニサフラウ、定使俊成之ヲサエテシチヲトリせメサフラウ、チカラモコヽロモヲヨヒサフラハテ、後日可弁進請文進上サフラウ所也、但成清田三段半、

応保二年四月二日　成清(略押)　　　(『東大寺文書』四ノ三八、『平安遺文』三一九九)

応徳元季壬子五月上旬之比、夢想僧円明之所見。従レ空尾二重ナルトヒ空ニ遊フ。見レ此ヲ心ニ思ヒ口ニ言ク、「年来所奉持ノ大仏頂ノ八万四千ノ金剛衆、此ヲ落シ給」ト云フ。于時前堕ヌ。「汝ハタソ」ト問フ時ニ、答云、「我ハ是レシンせイナリ」ト云テ、「ユルシ給」ト云フ時ニ、「何ニヲ験ニテユルスヘキソ」トイフニ、「此験テ(マヽ)」トテトコヲエサスル時ニユルシツ。其時ニ年来所奉持ノトコ、件ノトコ、両ツヲ比ヘテ云、「□レカ中ニ勝タラムトコハウヘニ□レ」トイフニ、件トコ、古トコノカタハシ一寸ヲアク。于時件ノ新キトコヲハ僧慶舜ニワタシツトミル。

其時ニハ僧慶舜ハ八幡宮籠リ。然ニ本房ニシテ見二此事一了。

後の例は、石山寺本『大威徳念誦次第』の終りに書きつけられたもので、円明という僧が見た夢の話である。『大威徳念誦次第』は、一〇七八(承暦二)年書写の識語を持っているが、この説話は、一〇八四(応徳元)年以後に書き加えられたものである。しかしながら、仮名字体から見て、院政期の書写であることは間違いない。『今昔物語』とほぼ同時代の資料であるが、『今昔物語』の成立の基盤には、このような説話が数多く存在していたであろうし、漢字・片仮名交り文の表記形式も、このようにして定着して行ったのであろう。

『法華百座聞書抄』は、一一一〇(天仁三)年に行われた『法華経』の法談の聞書を抄出したもので、院政末期の書写と推定されているが、前述した『大威徳念誦次第』付記の説話と同様、仮名本位の漢字・省文仮名混用体で書かれている。

さて、上述したところを通観して、草化仮名と省文仮名とを比較すると、

(ア)　草化仮名は、日常のいろいろな場合に広く用いられた。真仮名の草化が進んだものであるから、真仮名に準ずる一般的な文字と意識されていた。

(イ)　省文仮名は、漢文や変体漢文を中心とする狭い範囲に用いられた。真仮名の一部を取ったもので、記号的な性格が強く、私的な文字と意識され、一般性に欠けていた。

というように考えられる。しかしながら、この両者の関係は、院政期に入ると次第に変化し、草化仮名の優位性がくずれ、省文仮名が一般化し、省文仮名による和漢混淆文が支配的となるのである。

## 5　略体仮名と散文学

略体仮名の発達は、長文の筆記を容易にし、思考の発表を自由にした。その結果、平安中期に入ると、散文は急速に発達し、上代には真実の意味で存在しなかった散文学が芽生え、後半に至って、爛漫たる王朝散文学が開花した。平安時代の散文には、大別して、草化仮名による和文体と、省文仮名による漢文訓読体との二つがあり、前者は女子を中心に、後者はもっぱら男子に用いられたが、末期から院政期にかけて、両者は次第に融合し、和漢混淆文という、新しい文体を成立させた。これらのうち、王朝散文学にもっとも関係の深いものは、草化仮名による和文体である。物語文学の『源氏』、随筆文学の『枕』、日記文学の『蜻蛉』・『和泉』など、ほとんどすべての領域にわたって、王朝散文学を代表する作品は、いずれも女子の手により、草化仮名の和文体で記されている。

これに対し、省文仮名の漢文訓読体は、一般に文芸の創作に用いられず、紀貫之の『古今和歌集』序文・『土佐日記』をはじめ、作者不明ながら男子の作と見られる『竹取物語』・『宇津保物語』なども、女子にならって和文体を用い、現存する古写本はすべて草化仮名で記されている。男子の省文仮名による文芸で確実なものは、院政期の『今昔物語』が初めてである。『今昔物語』は、宇治大納言の作と伝え、現存する古写本はいずれも省文仮名で記されている。作者を源隆国一人とすることには問題があるが、和・漢・仏の三方面にわたって、学殖の深い男子の手になったものであることは、ほとんど疑いがない。前半は漢文訓読体の色が濃く、後半は和文体の系統を引き、これまであっ

た散文の二つの流れが、次第に融合統一されて、和漢混淆文の形成されて行く過程を、如実に示している。『三宝絵詞』東寺本・『打聞集』なども、『今昔』と前後して書かれた同系統の作品である。

鎌倉時代になると、省文仮名は今日の片仮名に近いまでに整理統一され、和漢混淆文は完成し、その使用範囲は急速に拡大して行った。すなわち、和歌の付訓や注釈が省文仮名で記されるのはもとより、平安時代に草化仮名で記された勅撰和歌集や物語まで省文仮名に書き改められたほか、『宝物集』・『方丈記』・『沙石集』の類、『保元』・『平治』・『平家』の軍記物語など、この期を代表する文芸の多くが、省文仮名による和漢混淆文によって創作された。『宝物集』書陵部本・『方丈記』大福寺本・『沙石集』俊海本・『平家物語』延慶本などがそのおもかげを伝えている。

このような、草化仮名による和文体と、省文仮名による和漢混淆文との交代は、文芸の創作が、宮廷女子から僧侶を中心とする男子に移ったことにも、大きな原因がある。『今昔』・『方丈記』・『沙石集』・『平家』など、代表的な作品の多くは僧侶の創作か、または、僧侶の創作と推定されている。

和漢混淆文は、その後も、新しい時代の国語を吸収して、少しずつ変化しながら、国語にもっとも適した文体として広く用いられ、今日の口語体の成立する基盤となった。片仮名は、室町末期から江戸初期にかけて作られた漢文の講義録、いわゆる抄物を最後として次第に用いられなくなり、平仮名がこれに代った。明治に入って、漢文訓読調の文章や欧文の翻訳物に、片仮名が用いられ、国定教科書にも採用されたが、新しい文芸の創作はもっぱら平仮名によって行われ、口語体の確立と共に定着した。

# 二　片仮名

## 1　片仮名と漢文訓読

前に述べた略体仮名の発生と発達とには、二つの基盤があった。その一は、男子による漢文訓読の世界であり、その二は、女子を中心とする和歌・消息・日記・物語などの世界である。そして、大まかに見て、前者では省文仮名を主体とする略体仮名が発達し、後者では草化仮名を主体とする略体仮名が発達した。

平安初期は漢文学全盛の時代であった。男子は挙げて漢詩漢文を学び、和歌は、『古今和歌集』の序文で貫之が述べているように、女子を中心とした恋愛の世界に、わずかに命脈を保つに過ぎなかった。寺院においては、教学の興隆に伴い、仏典の講究が流行した。仏典はすべて漢文で書かれていたから、男子の中でも僧侶はことに漢文に接する機会が多かった。漢文を訓読してヲコト点や仮名を用いて訓点を加えることも、彼らが仏典に試み始めたものであるらしい。彼らが仏典を学ぶのには、まず音読し、通ずるに及んで訓読した。訓読は、本来教義を解釈することであったから、私意によって妄りにせず、かならず師僧について聴講した。講師の口述に従って、訓読に必要な句読点・返り点・送り仮名、および注目すべき字句の音義などを本文に書きつける事情は、今日の学校の漢文の授業における学生のそれと、ほぼ同様であった。加点の最初にはまず真仮名を用いたが、真仮名は、画数が多くて筆記に時間を要し、行間に書き込むのに字形の大き過ぎる欠点があったので、速記と小記との必要から、真仮名の簡略化を工夫した。加点には、胡粉または朱を用いることが多かったが、これらの筆記材料は、一般に泥状を帯びやすく、細い線で小さな文字を書くことが困難であったことも、合せて考える必要があろう。真仮名の簡略化は、上述したように、草化・省

文、およびその併用によって行われたが、草化仮名は、総じて字形が不安定で、明瞭性に欠ける上に、小記という点で省文仮名に及ばず、また、柔らかい曲線が謹厳な楷書体の本文に不似合いであったため、略体仮名の発達に伴い、次第に草化仮名を捨てて、省文仮名を多く用いるようになった。

真仮名の簡略化が始まってから、略体仮名がある程度発達し、草化仮名と省文仮名とが分化し始めるまでには、平安初期一〇〇年を要したが、ヲコト点は、この間に、略体仮名の不備を補い、加点の能率化を助けるものとして案出された。ヲコト点は、漢文を訓読する際に、直接漢字の上、またはその周辺に、点・線・鉤・円などで書きつける文字代用の記号で、ヲコト点という名称は、博士家点の右肩のヲ・コト二点を取って代表としたものである。ヲコト点は、漢文訓読の際にしばしば繰り返される助詞・助動詞の記号化に始まって、次第に特殊な体言(時・人・物・事など)、用言(有リ・言フ・思フ・成ル・スなど)、および敬譲語(給フ・奉ル・イマス・宣フ・申スなど)などに及んだもので、その組織は、初めは数個の点(星点という)だけから成る簡単なものであったが、次第にその種類と数を増して、後には一〇〇個近い点を持つ複雑なものまで生まれた。しかも、ヲコト点の組織は、加点者により資料によって一様でないため、これを知らない人にとっては、暗号と同じであって、未知の訓点資料に接して、そのヲコト点を理解することは、容易ではない。ただし、中期以後は、それが七―八種のグループに整理され、同じグループの中では、個々の記号の表わす音義も固定して来るから、同じ教学の系統に属する人であれば、加点者は違っても、同じ組織のヲコト点を用いるようになり、それだけ解読しやすくなって来る。

このようなヲコト点と仮名とを併用して、漢文に訓点を施すことは、やがて漢学者の模倣するところとなり、仏典以外の漢籍も同様にして加点されることになった。加点年代の明白なものについていえば、仏典でもっとも早いのは、

前述した『成実論』天長五年点であるが、漢籍はかなり遅く、上野本『漢書』揚雄伝天暦二(九四八)年点に始まる。仏典は、早くから加点されたばかりではなく、加点される機会が多かった上に、三宝の一つとして大切に保存されたから、平安時代から院政期にわたって、現存する訓点資料の大部分は仏典であって、漢籍は少い。したがって、片仮名の発生と発達とを明らかにするためには、仏典関係の資料が中心とならざるを得ない。

## 2　片仮名とヲコト点との交渉

訓点資料において、仮名とヲコト点とは、訓点表記の上で、密接な関係を持ち、相互に交渉し合っていた。

(1)　仮名とヲコト点とは、一般に組み合せて読むようになっているが、この場合、体言・副詞・用言、用言の語根などを仮名で表わし、これに添える助詞・助動詞、用言の活用語尾などをヲコト点で示すというだけでなく、一つの体言・副詞・用言、用言の語根などの一部を仮名で、一部をヲコト点で示すということも少くなかった。

「図(はかり己と)を完(化)一岫(シウ)に受(け)たり。」「徴(す己シ)詳(明)に尽(ツク)セ(り)と為す。」「霊(アヤ)しき跡を尋(たツ)ネ、」「緬(はるか)ニ空一寂なルコトヲ懐(き)て、」

(知恩院本『大唐玄弉三蔵法師表啓』平安初期点)

(2)　ヲコト点の中には、初めから純粋の記号として準備されたものもあれば、仮名や実字、またはその一部をヲコト点に利用したものもあった。(「実字」とは、タテマツル(奉・上)、タマフ(給・下・玉)、マウス(申・白)、ノタマフ(命)、オモフ(思・念)、アリ(有)、イフ(云)、モノ(物)、ヒト(人)、トキ(時)、トコロ(所)、ゴトシ(如・若)、シム(令)、ナリ(也)、ル・ラル(受身)(被)、ベシ(可)、モチテ(以)、ノミ(耳)などのように、仮名に交えて訓義を示すために用いられる特殊な漢字、またはその略体をいう。)ヲコト点が仮名の不備を補うために案出されたものであるとすれば、仮名をヲコト点として利用することは、一見矛盾しているようであるが、ヲコト点として利用するならば、思い切って省略することが許されたし、また、一字の仮名で数音の国語を表わすこともできて、一層速記の目的にかなうか

図6 ヲコト点の字点

A 小川本『願経四分律』平安初期点
B 西大寺本『金光明最勝王経』平安初期点
C 同右
D 同右
E 大東急記念文庫本『大乗広百論釈論』承和八年点
F 石山寺本『大智度論』天安二年点
G 東大寺本『金剛般若経讃述』仁和元年点

らであった。春日政治は、(4)この種のヲコト点を特に「字点」と呼んだが、字点も、本質的には本来のヲコト点と何ら変らないものであり、その省略されたものに至っては、純粋の記号と区別しがたいものもある。右の図は、平安初期の訓点資料に現われる字点例の若干を示したものであるが、この図で、Aのソの点は仮名のソを、ノミの点は仮名のミ(「美」の初二画)を、Bのイフを示す一群の点は仮名のフを、Cのスを示す一群の点は仮名のスを、Dのルト・ル

イの点は仮名のルを、キカ・キテの点は仮名のキ（「キ」の略体）を、クハの点は仮名のクを、ケムの点は仮名のケを利用したものであろう。ただし、Cの点のスは、まだ片仮名のスではなく、「欠」に近い草体であるから、ヲコト点の方が仮名よりも先きに今の字形に近づいたことになる。Eのイフの点は仮名のフを、Fのサム・アラム・ナラムの点は仮名のムを、Gのナリヌの点は仮名のヌを利用したものである。次にAのモノの点は、この点のモノを示す実字「㐄」の初画を取ったもの。「㐄」は「物」の扁の略体で、後の訓点資料にもしばしば用いられている。Bのアリ・アルの点は、この点のアリ・アルを示す実字「ナ」を、Dのトキニの点は同じくこの点のトキを示す実字「寸」を利用したもので、「ナ」は「有」の初め二画を、「寸」は「時」の旁の下を取ったものである。共に他の多くの訓点資料に、実字またはヲコト点として用いられている。Gのベシ・ベクアラの点は「可」の略体で、この点では同じ字体を仮名のカにも用いている。つまり、同じ「可」を一方では訓に、一方では音に用いたわけである。「丁」をベシの実字として用いることも、他の訓点資料に多くの例がある。

(3)　右とは反対に、ヲコト点を一種の実字として、仮名に交えて用いることがあった。たとえば、山田本『妙法蓮華経』平安初期点では、ノタマフを左中のヲコト点「ヿ」で示すが、これを実字同様に用いた例がある。

是の法は皆一仏乗ト為トヿムカ故ニ。（ノタマハムガ）

我ガ意にハ測る可キ事難シ(と)ヿ事も、亦能く問(ひ)たてまつる者無(き)をもちてなり。（ノタマフ事）

根津美術館本『大乗掌珍論』承和元(八三四)年・嘉祥二(八四九)年点では、スルを中央のヲコト点「乚」で示すが、これを実字同様に用いた例がある。

色覚ヲ乚ハ縁所顕に非(すある)へし。（スルハ）

色ヲ乚覚も彼に随(ひ)て種種に転異す。（スル覚）

石山寺本『蘇悉地羯羅経略疏』天暦五(九五一)年点や、同『妙法蓮華経玄賛』平安中期点では、ノタマフを中央のヲ

コト点「丨」で、オモフを中央のヲコト点「一」で、モノを左中のヲコト点「く」で示すが、これらを実字同様に用いることがある。

仏前に諸の有智の者は、喩を以て解(ること)得ツ可ト丨ヘルヲ以ての故に、(『玄賛』、ノタマヘルヲ)

若(しは)相応之好処ニシテモ、破壊雑穢之処ニシテモ〔於〕、亦作法(を)須(ゐる)事得ムト一ム。(『略疏』、オモハム)

豈……虫鬼の毒の〔之〕傷害するを知(り)て出離を求(む)る者ゾや也。(『略疏』、モノゾヤ)

この点では、ノタマフ・オモフの実字はなく、モノには「物」の扁「牛」が用いられている。

(4) 仮名を実字同様に用いることがあった。たとえば、山田本『妙法蓮華経』平安初期点および同系の一群の点では、仮名の「**リ**」をアリ・アル、およびその変化したナル・タル(まれにル)を表わす実字同様に用いている。

已に阿羅漢を得て**リ**、……究竟の涅槃なりと謂ヒテ、(『法華経』、得テアリ)

皆共に思量すとも、仏智を知(る)こと能(は)不**リ**ヲ以ナリ。(『法華経』、能ハズアルヲ)

因既(に)俗有**リ**をもちて、喩も亦然く**リ**応し。(大東急記念文庫本『大乗広百論釈論』承和八年点、俗有ナルヲ、然クアルベシ)

また、石山寺本『蘇悉地羯羅経略疏』天暦五年点、および同『妙法蓮華経玄賛』平安中期点では、ヲコト点と同様、仮名の「**フ**」をトイフの実字同様に用いている。

方ニ法ヲ作リ大界ヲ結ベト**フ**ヘリ。(『略疏』、イヘリ)

誹謗を生(し)て当に地獄に堕(ち)ナム**フ**事ヲ恐る。(『玄賛』、トイフ事ヲ)

(5) ある音を表わす仮名があるのに、ヲコト点を仮名同様に用いることがある。たとえば、大東急記念文庫本『大乗広百論釈論』承和八年点では、ムを右中のヲコト点「⊃」で示すが、これを仮名に交えて用いている。

如何ぞ……有无との等くし、染浄の不同なることアラ⊃といふ。（アラム）

また、山田本『観弥勒上生経賛』平安初期点では、ヲを中下のヲコト点「∨」で示すが、これをヲの仮名と同様に用いることがある。

有―戒无―戒の人∨バ、釈迦皆弥勒に嘱（し）て、之を度（さ）しめたまふ。（人ヲバ）

上述したところは、仮名とヲコト点と実字との間に、相互に同じ文字・記号を利用し合う一面のあったことを示している。これによって知られることは、この三者は、今日われわれが考えるほど、全く性質の異った文字・記号として区別されていたのではなく、むしろ、融通し合い協力し合って、共通の目的のために駆使されていたということである。

なお、今一つ、仮名とヲコト点との関係について考えるべき問題は、ヲコト点が発生期における略体仮名の不備を補うために案出されたものであるとすれば、ヲコト点が次第に整備され、多くの記号を持ち、分析的に種々な語を書き表わすことができるようになると、略体仮名の必要がなくなり、その発達を阻害する結果になったはずである。しかるに、事実は、ヲコト点と共に略体仮名は発達して行った、この矛盾はどう説明されるべきか、ということである。これに対する解答として、筆者は次のように考える。

ヲコト点の整備が略体仮名の発達を阻害しなかったのは、ヲコト点の表記能力に限界があり、ヲコト点がどんなに整備されても、略体仮名の協力をまたなければ、加点に必要な表記の完全を期し得ないからであった。

(ア)　ヲコト点は、漢文を訓読する場合、直接文字の上または周辺に書きつける記号であるから、ヲコト点は漢文があって初めて成り立つものであり、漢文を離れてそれだけで文を記すことはできない。それゆえ、語句の訓義を明らかにし、文意を敷衍するため、行間または天地に注を書き入れるような場合には、ヲコト点はもはや何の役にも立たず、略体仮名を中心として、これに漢字・実字などを交えた文が用いられる。

(イ) ヲコト点は、記号の一つ一つが定まった音や語を表わすだけで、相互の順位を示さないから、同じ漢字に数個の点を加えると、どれから読んでよいか分らなくなる。実際、筆者たちが訓点資料を調査して、一つ一つの点の読み方は分っていながら、それらの組み合せ方が分らないために、結局その語の訓義を理解することのできない場合がしばしばある。これは、筆者たちの漢学の素養の乏しいせいであって、当時の人々、ことに加点者自身が読み迷うようなことはなかったろうと考えられるが、必ずしもそうではなかったと推定される理由がある。大東急記念文庫本『大乗広百論釈論』承和八年点や、根津美術館本『大乗掌珍論』承和元年・嘉祥二年点に、ヲコト点に読み順の番号を付けた例のあることである。たとえば、

図7 ヲコト点に番号を付けた例

無(くある)へし一 とせり二(『掌珍論』)

无しとのたまふ一 ト云へり二 三 別訓 无(し)といへり一 ト云へり二(『大乗広百論釈論』)

(名)言に一 (いは)るる二 を三 もちて四 す五(同)

(ウ) ヲコト点は、記号の形とその位置によって、表わす音や語が定まっているから、厳密にいえば、一つの位置には一つの点しか加えることができない。実際には、二、三の点を並べたり、交叉させたりしているが、それは、その

ヲコト点の組織がこれを許す場合に限られるのであって、そうでない場合には、常に誤読の危険を冒すことになる。このことが、前述したように、ヲコト点が相互の語順を示さないこととあいまって、一個の文字に加えられるべきヲコト点の数を、自ら制限する結果になる。それゆえ、ヲコト点を用いて、あまり長い読み方を示すことはできないし、また、簡単な読み方であっても、幾通りもの読み方を並記することはできない。このような場合には、初めヲコト点で基本的な読み方を示し、異訓はその右または左に仮名で示すというのが普通である。たとえば、

得(ぬ)〔未〕を得たり(と)謂《おも》ヒ、証(せぬ)〔未〕を証せりと謂《おも》へり《念テス／念ヘルヲ以ナリ》。(『成実論』天長点)

勢力光明具足せ(す)〔不〕(と)いふこと無(く)あると《クアルヘク有ト》、一切衆生にも安穏せることを得しむると《令ヘク有ト》、(飯室切『金光明最勝王経註釈』平安初期点)

本迹に拠《お》《ヨリテ》いて之を通せむ。(石山寺本『法華義疏』長保四年点)

以上のごとく、ヲコト点は、これを言語を写す記号として見た場合、その表記能力に致命的な欠陥を持っていた。ここに、ヲコト点がどんなに完備した組織を持っても、略体仮名が不要になるようなことはなく、依然として発達しなければならない理由があった。

繰り返していうならば、ヲコト点は、発生期における略体仮名の不備を補うために考案された記号である。ヲコト点は、「言語を写す記号」として見ると、本質的な欠陥を持ち、表記能力に限界があったから、未知の漢字の音訓を示し、特殊な語句の解釈を記すためには、やはり略体仮名が用いられなければならなかった。かくして両者は、それぞれの特徴を生かしつつあい協力して、共通の目的たる加点の実用に役立つために発達して行った。ただし、ヲコト点は、元来略体仮名の不備を補うために発生し、しかも「言語を写す記号」として本質的な欠陥を持っていたから、略体仮名が発達してしまえば、ヲコト点は、その存在理由を失って、次第に脱落すべき運命にあった。すなわち、略

体仮名が整理され、今日の片仮名に近くなった院政期には、ヲコト点はすでに衰滅に瀕し、かろうじて移点に命脈を保つに過ぎなくなったのである。

## 3 片仮名の系統

ヲコト点の組織には、いろいろな系統があり、師資相承によって受け継がれた。仮名は文字としての一般性を持ち、学派の対立による字体の相違は少いが、まれには、特殊な字体がある種のヲコト点に伴って現われ、しかも、ヲコト点の伝授と共に、それが受け継がれることもあった。

たとえば、図3の中に、スに「|」を用いたものがある。「須」の草体「[illegible]」の扁を直線化したものと思われるが、春日政治[5]は、早くこの字体に注意し、同じ字体を用いたものとして、次の資料を挙げた。

(1) 正倉院聖語蔵本『菩薩善戒経』平安初期点
(2) 小川本『大乗掌珍論』天暦九(九五五)年点
(3) 石山寺本『菩薩戒経』長和五(一〇一六)年点
(4) 高野山光明院本『金剛頂大教王経』長元六(一〇三三)年点
(5) 〃 『蘇悉地羯羅経』承保元(一〇七四)年点
(6) 〃 『蘇悉地羯羅経』天仁元(一一〇八)年点

その後、曾田文雄[6]は、さらに、

(7) 東大寺本『金剛般若経讃述』仁和元(八八五)年点
(8) 京大図書館本『蘇悉地羯羅経』延喜九(九〇九)年点
(9) 高野山西南院本『無量寿尊念誦次第法』天仁三(一一一〇)年点

などを追加考察し、「ー」が、第一群点[7]の西墓点系（第五群点の円堂点は、西墓点から派生したものという。）や、第三群点の東南院点系のヲコト点を用いた訓点資料に限られる事実を指摘し、仮名にも師資相承のあったことを明らかにした。

「ー」の字体の見える資料で、筆者が確認したものに、なお次のような資料がある。

(10) 白鶴美術館本『大般涅槃経集解』平安初期点
(11) 東大寺本『无上依経』平安初期末点
(12) 知恩院本『瑜伽師地論』平安初期末点
(13) 東大寺本『三性唱私記』延長六（九二八）年点
(14) 石山寺本『大般涅槃経』治安四（一〇二四）年点
(15) 天理図書館本『南海帰寄内法伝』平安末期点
(16) 東大寺本『大般涅槃経』平安末期点
(17) 国会図書館本『大日経』嘉承三（一一〇八）年点

上記のすべてを、ヲコト点の系統によって分類すれば、次のようになる。

(1)(3)(7)(8)(11)(12)(14)(15) 第一群点　西墓点
(4)(5)(6)(9)(17) 第五群点　円堂点
(2)(16) 第三群点　東南院点
(10) 特殊点
(13) 無点

(15)は、同一の資料に、宝幢院点と西墓点とが用いられて、スに「ス」「ー」の両形があるが、「ス」は、巻一の初め、

宝幢院点だけが用いられている部分に見え、西墓点が混用されるようになってからは、「ー」だけが用いられている。(2)は、東大寺の子院の念仏院で行われた観理の所講を記したもの、東南院点に先き立って、西墓点系の白点が加えられている。(16)は、巻によって幾種類かの異った点が加えられているが、巻三・四などには、二種の仮名があり、一方は「丁」を、一方は「ー」を用いている。(10)は、巻頭に「西大寺」の朱印があり、もと大和西大寺の所有であったらしい。『東大寺諷誦文稿』のヲコト点に似た、ごく初期の簡単な点が加えられ、何点とも名づけようのないものである。この点と共に「ー」が用いられていることは、この字体が、スの仮名として、早く成立したことを示している。(13)は、仮名だけでヲコト点はない。要するに、スに「ー」を用いることは、平安朝の最初期に南都に始まり、西墓点系のヲコト点と共に伝承され、中期に入ると、やがて東南院点や円堂点に及んだものと推定される。

また、最近、小林芳規の研究(8)によれば、第五群点の乙点図を用いた資料中、A類と呼ばれる、

(1) 京大本『蘇悉地羯羅経略疏』寛平八(八九六)年点
(2) 石山寺本『金剛頂略出念誦経』平安中期角筆点
(3) 〃 『息災護摩次第私記』承平七(九三七)年朱点
(4) 〃 『大方便仏報恩経』平安中期白・角筆点
(5) 〃 『蘇悉地羯羅経』平安中期朱点
(6) 石山寺旧蔵本『金剛頂経三摩地法』天暦三(九四九)年点
(7) 石山寺本『沙弥威儀経』平安中期角筆点

などでは、仮名字体の多くが一致し、かつ、キ・ス・テ・ヒ・マ・モ・ヤ・ラなどに、次のような共通の特徴が見られるという。

(キ)ホ　(ス)寸　(テ)てて　(ヒ)レ　(マ)ㇷ　(モ)ㄥㄥ　(ヤ)ミ　(ラ)ら

右の内、マ・モ・ヤの字体は、他の系統の資料には、あまり例のないものであって、乙点図の成立に当って用いられた特徴のある字体が、ヲコト点の伝承と共に、そのまま受け継がれたことになる。

しかしながら、このような仮名の系統も、ヲコト点の衰微と共に次第に失われ、単一な字体に整理統一されて行く。これは、仮名が文字としての社会性を持つものである以上、当然の推移というべきであろう。

# 三 平仮名

## 1 平仮名と書道

宇多天皇の八九四(寛平六)年に、遣唐使が廃止され、唐との直接交渉がなくなると、これまでに次第に芽生えつつあった文化の国風化が促進され、藤原氏の貴族政治を背景として、優艶・繊細・巧緻を旨とする王朝文化が誕生した。文学では、漢詩文が引き続き盛んで、『本朝文粋』・『本朝続文粋』・『朝野群載』などが編纂されたが、和歌も次第に流行するようになり、醍醐天皇の九〇五(延喜五)年には、『古今和歌集』が撰進された。『古今集』は、勅撰和歌集の最初で、以後長く勅撰和歌集の軌範と仰がれ、和歌が漢詩文と並んで、社会的に重要視される端緒となった。『古今集』に続いて、天暦年間(九四七―九五七)に『後撰和歌集』が、寛弘二―四(一〇〇五―一〇〇七)年頃に『拾遺和歌集』が、応徳三(一〇八六)年に『後拾遺和歌集』が撰進された。

こうした風潮に影響されて、書道では、漢字の和風化が進み、中国の模倣から脱した和様書道が成立すると共に、草・女手を中心とする仮名書道が出現した。漢字の和様書道は、中期後半をもって絶頂とするが、仮名書道は、中期末から院政期にかけてが最盛期である。

さて、仮名には草化仮名と省文仮名とがあるが、一般に用いられたのは草化仮名であり、草化仮名に習熟する必要があったから、書道の対象となったものは、自然草化仮名であった。書道は、正しく書くことから、美しく書くことを志向するものであり、草化仮名が書道の対象に撰ばれることによって、さらに工夫が加えられ洗練されて、いわゆる「上代様草仮名」の成立を見るに至った。今日、平仮名を学ぶものは、すべて「上代様」を理想とするが、「上代様」とは、女手最古の文字様という意味であり、平安時代が女手の成立した時代、すなわち女手最古の時代であるから、平安時代の女手を指して、上代様と言いならわしているのである。(9)

ところで、草化仮名が書道の対象となったことは、草化仮名にとって、いろいろな影響を受けることになった。

(1) 草化仮名が書道の対象となることによって、芸術的に洗練され、その曲線美において、世界無比の文字といわれる女手が成立した。特に連綿体の発達によって、女手の曲線美は最高度に発揮された。

(2) 書道は変化を求めるため、同じ音を表わすのに幾通りもの字体が要求され、女手が発達した後も草が共存し、それぞれ字母を異にする字体や、同じ字母に基づきながら草化の方法・程度の異った字体が併用された。

(3) 草化仮名は、漢字の草体同様、本来連続しやすい文字であるが、連綿体が発達するに及んで、連続性を尊重する余り、一つ一つの仮名の独立性が失われ、数個の仮名が連続して、あたかも一つの仮名のごとく用いられたり、また、本来の形が変形させられたりすることもあった。

右について、若干の説明を加える。

① 正倉院東南院文書中の延喜五(九〇五)年の因幡国司解案の紙背の書状は、消息文として最古のものといわれているが、これに、次のような続け書きが見え、

**図8**　延喜五年因幡国司解案紙背書状の仮名

イトメツラシトハセタマヘル
ヨロコヒ　キコエサセ
イマハムハラ　キウラミテナム

醍醐寺五重塔落書の和歌二首にも、

**図9**　五重塔落書和歌の仮名

アフカラニ　ワレカヘレ
ロヤハユコヌ　ヒトヲ
マツミエヌ

など、続けたものがある他、省文仮名の和歌の一部を、別に、白の塗料で書いた、

**図10**　五重塔落書和歌の仮名

サシカハス

は、暢達した線で一筆に書かれ、連綿体の初期の姿を見せている。また、『土佐日記』の終りの定家臨摹の部分にも、

**図11** 定家臨摹『土佐日記』の仮名

などの続け書きが見えるから、中期の初めには、草化仮名は、数字続けて書くのが普通であり、連綿体の萌芽と見るべきものも、すでに生れていたようである。

下って、九六六(康保三)年頃のものと推定される、石山寺蔵『虚空蔵菩薩念誦次第』紙背の書状や、長徳・長保(九九五―一〇〇四)頃の、藤原公任筆『北山抄』紙背の書状になると、連綿体は発達し、いずれも実用のために書かれたものでありながら、女手の曲線美を十分に具えている。

さらに、一〇世紀中葉の書写と推定される『古今和歌集』高野切や、院政中期、一一二〇(元永三)年書写の元永本『古今和歌集』に至っては、連綿体の美しさは極限に達し、「上代様草仮名」が完成する。

② 草の資料としてまとまったものは、伝小野道風筆『秋萩帖』が有名であるが、伝藤原佐理筆賀歌切もそうであり、西本願寺本『三十六人集』や元永本『古今和歌集』にも、草の歌が含まれている。『秋萩帖』は、「安幾破起乃之多者以□都久以末余理処悲東理安留悲東乃以祢可転仁数流(秋萩の下葉色づく、今よりぞ独りある人のい寝がてにす

る)」に始まる四六首の和歌を、流麗な草で記したもので、草の手本として書かれたものか、一音平均二・三字の字体を併用して、字面に変化を見せている。

**図12**　『秋萩帖』の仮名字体表

ア安　阿　イ意　以　移　ウ宇　有　雲　エ要　オ於　カ加　閑　可
賀　我　キ幾　起　ク久　ケ計　氣　コ己　古　故　許　サ左　散　斜
シ之　志　新　事　ス春　數　セ世　勢　ソ所　處　タ多　當　堂　チ知
地　ツ川　都　テ天　轉　ト登　東　度　徒　ナ奈　那　難　ニ仁
尓　耳　ヌ奴　努　ネ祢　年　ノ乃　能　ハ波　者　破　ヒ比　悲
非　飛　フ不　布　ヘ弊　阝　倍　ホ保　報　マ末　萬　ミ美　見
ム武　無　牟　メ女　面　モ毛　母　裳　ヤ也　野　夜　ユ由
遊　ヨ与　餘　ラ良　羅　等　リ利　理　里　ル留　流　レ礼　ロ呂
ワ和　王　ヰ為　ヱ恵　ヲ遠

次に、女手の例として、青谿書屋本『土佐日記』を見ると、一音平均一・四字の字母を異にする字体を用いている。また、元永本『古今和歌集』では、一音平均三・六字の字母を異にする字体が用いられている。

前者は、仮名書道の黎明期に当っていて、字体を変えて書くことにあまり関心が払われなかったが、後者は、仮名書道の完成期にあったため、幾通りもの字体を使い分けて、意識的に字面の変化を求めようとしたのであろう。さらに考えられることは、実用的で長い文章と、和歌のように、短くて、しかもそれがそのまま美的鑑賞の対象となるようなものとでは、書く人の気持も異るのが自然である。前者の場合は、自分が書き馴れた文字を使って、能率的に書いて行く必要があるが、後者の場合は、一首の構成に趣向を凝らすと共に、文字の選び方、書き方にも、十分な注意

**図13　続け書きから来る字形のくずれ**

ヒト　ヒトリ　オト　ヤト　コト　ホリ
ケリ　アリ　ヘリ　ケフ　ホフ
ユフ　アフ　ユキ　オモ　オモ　トオ
タオ　ナラネハ　サラム
ヘカラム　ケヲ　シキ
レハ　マハ　フミ　モミ
チス　ラス　ラス　ラメ
クサ　モヰ　マヰ　オナ
マカ　ワカ　ヲミ　サセ　タマ
ホ　エ　サセ
タマヒ　コ、ロ

(元)元永本『古今和歌集』　(高)『古今和歌集』高野切第二種　(行)伝藤原行成書状
(北)『北山抄』紙背書状　(西)西本願寺本『三十六人集』

を払うはずである。こうして、日記や物語のような長い散文では、数個の字体を併用することが少く、和歌では、幾つもの仮名を変えて書く傾向が著しかったのではないか。

なお、一〇八五(応徳二)年頃のものと推定されている、藤原為房妻書状(三六通)は、一音平均一・七の字母を異にする字体を用いている。元永本『古今和歌集』の半分にも達しないが、『土佐日記』青谿書屋本よりは多い。書写年代が両者の中間にあることよりも、女性の消息であることに注意したい。つまり、幾通りもの仮名字体を変えて書くという点で、女性の消息は、日記と和歌の中間的なものではなかったかと、思うのである。

それにしても、元永本『古今和歌集』に見られるように、幾つもの字体を用意して、適当に使い分けるということは、書道の美的鑑賞の立場からは必要であるにしても、一音平均三・六字もの字母を異にする多くの字体を併用するこ

とは、表音文字としては好ましくない現象であり、平仮名の統一を遅らせる原因となった。平仮名の統一は、明治の国定教科書の制定を待たなければならなかったが、平仮名の基準的な字体が定められた後も、書道では、異体仮名を学習し、和歌や俳句を書くのに異体仮名を用いる習慣は、今日も変らない。

③ 二つの仮名を組み合せて、一つの仮名と同様に用いることは、省文仮名でも早くから行われた。たとえば、『願経四分律』平安初期点では、「イ」をタに、「リ」をリに、「∨」をルに用いるが、その「イ」と「リ」を組み合せた「亻|」をタリに、「イ」と「∨」とを組み合せた「ㄔ」をタルに当てている。また、時代は下るが、『史記』孝文本紀延久五(一〇七三)年点には、「ナ」と「リ」とを組み合せた「オ」「す」のような例が見える。訓点資料でこのような合字を作ったのは、速記の目的からであったと思われるが、その例は多くない。片仮名は、直線的・鋭角的で、孤立しやすく連続しにくい文字であるから、特に意識して組み合せない限り、合字の成立する可能性は少いのである。これに対し、草化仮名は、曲線を主とし連続しやすい文字であるから、特に意識して組み合せなくても、連綿体が発達すれば、それに伴って、二つの仮名が連続して一つの仮名と同様になったり、また、形が変ったりするのは、極めて自然の勢いであった。そして、連続によって変形するのは、初めと終りが多いというのも、また当然のことであった。

以上、草化仮名が書道の対象となったことによって生じた影響について述べたが、(1)はプラスの面、(2)(3)はマイナスの面である。平安時代の仮名書道は、いわば、(2)(3)を犠牲にして(1)を追及したともいえよう。その結果、「上代様草仮名」は、同じ音を表わす幾通りもの字体がある上に、字形が不正確で不安定であったり、仮名と仮名との切れ目が不明瞭だったりして、美しいけれど読みにくいということになった。現存する平安時代の草化仮名の資料で、今日、その道の専門家でさえ判読しがたいものがあるのは、そのためである。

## 2 『源氏物語』と仮名書道

上述したように(二五八―二五九頁引用文参照)、『宇津保物語』には、仲忠が、藤壺(あて宮)の皇子のために、仮名の習字の手本を書いて差し上げたことが見え、『枕草子』には、村上天皇のみ代に、宣耀殿の女御が、父の小一条左大臣藤原師尹から、

一つには御手を習ひ給へ。次にはきんの御琴を、いかで人に弾きまさむと思せ。さて、古今の歌二十巻を、みなうかべさせ給はむを、御学問にはせさせ給へ。(「うしとらの隅の」)

と教えられた話を載せている。これらの記事から、平安時代に、仮名書道が、貴族社会における少年・少女の必須の教養として学習されたことが分る。

さらに、『源氏物語』を読むと、仮名書道に関する記事がはなはだ多く、作中の男女が、少年・少女時代はもちろん、成人になっても、絶えず書道に親しむ場面を描き、また、これらの人々の書いた和歌や消息について、一つ一つ批評の言葉を与えている。われわれは、『源氏物語』を通して、作者が、仮名書道をどのようなものと考え、また、どのようなものを理想としていたかを、知ることができる。以下その大要を述べる。

(1) 『源氏物語』で取り扱われている仮名は、草と女手に限られ、片仮名は出て来ない。教養のある成年の女性を中心とした物語であるから、片仮名の登場する機会がなかったのと、作者が片仮名を書道の対象に考えていなかったことによるのであろう。

(2) 『源氏物語』では、書道は人々の生活に密着していた。ことに、女性の場合、文字の優劣は、和歌の巧拙と並んで、その人の一生の幸・不幸を決定する鍵でさえあった。

(3) 書道は、書く人の身分・教養・生活環境・性格などが、そのまま反映するものと考えていた。極言すれば、文

字は、書く人の人間的価値と並行するものと考えていたようである。作中の女性の中で、教養が高く人柄の勝れた好ましい女性――六条御息所・槿・朧月夜尚侍・紫上など――は、みな仮名が上手で、それぞれその人らしい女手を書いているが、教養が低く人柄も劣り好ましくない女性――末摘花・近江君・軒端荻など――は、みな仮名が下手で、古風で我流の文字をごまかして書いている。作者は、また、作中人物の筆蹟について、細く批評しているが、その批評に用いられる言葉は、その人の容姿や性格に与えられる批評の言葉と一致するものが多い。書き手の身分・教養・生活環境・性格などが、そのまま文字に現われることは、現実には期待しがたいし、まして、文字がこれを書く人の人間的価値と並行するとは、われわれは考えていないが、作者は、そうあるべきもの、そうありたいと願ったのであろう。

(4) 作者の時代から見て、万事昔の方がよく、今は劣りざまであるが、書道――特に仮名だけは例外で、昔より今がすぐれ、際限もなく向上して行くと言い、古めかしい書風よりも、「いまめかし」をよしとし、老人の枯れた文字よりも、若い人の潤いのある文字を好んだ。

(5) 書道を学び、筆法を守って書いた文字と、生来の達筆に任せて、我流で書いた文字とを比較すると、ちょっと見には目立たないが、やはり前者の方がすぐれていると言い、文字は、本格的に学んで、正しい筆法に従って書くべきであるとしている。

(6) 文字を書く態度に、注意深く隅々まで気を配って書くのと、自由奔放に書くのと、いろいろな書き方があるが、作者は、書き手と場合によって使い分け、それぞれの特徴と美しさとを認めている。

(7) 作中人物の書いた文字に、そのつど批評を与えているが、美醜や習熟度を鋭く見つめ、多くの語彙を使って、細く表現している。

A 美醜に関する評語

a　美を表わすもの

（上品だ）あてなり　あてやかなり　あてはかなり　けだかし。（優美だ）なまめく　なまめかし。（端正だ）うるはし。（豊麗だ）ふくよかなり。（清潔だ）きたなげなし。（余韻がある）気色ふかし。（親しみやすい）らうたげなり　なつかし　うつくしげなり　にごやかなり　愛敬づく。（勿体がある）ゆゑづく　ゆゑゆゑし　よしあり　よしばむ　よしづく。（趣がある）をかし　をかしげなり　めでたし　あはれなり　優なり　見どころあり。（すっきりしている）ふですむ。（重厚だ）づしやかなり。（才気がある）かどあり。（謹厳だ）すくよかなり。

b　醜を表わすもの

（下品だ）しななし。（弱い）よわよわし　はかなだつ　はかなげなり　はかなし。（不安定だ）ただよふ　しどけなし　よろぼはし。（ちぢんでいる）しじかむ。（地味だ）にほひなし。（才気がない）かどおくれたりかどなし。（癖がある）くせそふ。（固苦しい）いかれる手　ゑりふかし　つよし　かたし。（気取る）そぼる。（勿体ぶる）かしこげなり。（下手だ）ふつつかなり　わろし　あしげなり　鳥の跡のやうなり。（大仰である）ことごとし。

B　習熟度に関する評語

a　熟達老巧を表わすもの

書き馴る　おとなぶ　らうらうじ　いたはる。

b　未熟幼稚を表わすもの

をさなげなり　をさなし　わかやかなり　わかし　かたおひ　よく続けぬ。

未熟よりも習熟を、幼稚よりも老巧をよしとしたが、年齢相応に幼稚なのには愛敬を認め、将来性のあるものにつ

いては、「生ひ先き見ゆ」「生ひ先き美し」といっている。
(8) 親子・夫婦のような親しい人々の間では、文字は自然に似て来るといっている。
(9) 用紙・墨色・字体・態度などを、人と場合によって使い分け、その人、その場合にふさわしいものを選ぶべきであるといっている。

要するに、その人にふさわしい文字を、その時に合せて書くことを、作者は理想としたようである。それは、『源氏物語』全体を貫く理念の一つ、「調和」の精神につながるものであった。『源氏物語』はもちろん、作者の筆蹟を忍ぶべき資料は何一つ現存していないから、作者自身どんな仮名を書いたかは、知る由もない。しかしながら、『源氏物語』の記述を通して見ると、作者は仮名書道に深い関心を持ち、その価値を高く認め、卓越した批評眼を具えていたことは間違いない。このようなすぐれた評論家の存在が、「上代様草仮名」の成立に大きな力となったであろうことを指摘したい。

（1）大矢透『願経四分律古点』一九二二年。
（2）伊東卓治「醍醐寺五重塔天井板の落書」(『美術史』二四、一九五七年。)
（3）訓点資料を引用する場合は、原典の仮名は片仮名で、ヲコト点は平仮名で、大坪の補読は平仮名をカッコで包んで示す。以下同じ。
（4）春日政治『西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究 研究篇』岩波書店、一九四二年。
（5）春日政治「片仮名の研究」(『国語科学講座 八』明治書院、一九三四年)。
（6）曾田文雄「仮名字体の伝授」(『国語国文』二五ノ二、一九五八年)。
（7）中田祝夫は、平安時代の訓点資料に用いられたヲコト点を八種のグループに分けて、第一群点・第二群点・第三群点・第四群点・第五群点・第六群点・第七群点・第八群点と名づけ、その成立を次のように系統づけた。

共同祖点─┬─第一群点─第五群点─第六群点
　　　　　├─第二群点
　　　　　└─┬─第三群点　（第七・第八群点は後の成立）
　　　　　　　└─第四群点

（中田祝夫『古点本の国語学的研究 総論篇』講談社、一九五四年。）

（8）小林芳規「石山寺蔵平安中期加点沙弥威儀経の角筆点について」（一九七五年、訓点語学会発表）。

（9）吉沢義則『日本書道の生ひ立ち』教育図書株式会社、一九四三年。

## 参考文献


一　片仮名・平仮名に関するもの

岡田真澄『仮名考』、一八二二（文政五）年。

伴信友『仮名本末』、一八五〇（嘉永三）年。

大矢透『仮名遣及仮名字体沿革史料』国定教科書共同販売所、一九〇九年。

橋本進吉「仮名の字源について」（『明治聖徳記念学会紀要』一一、一九一九年、橋本進吉博士著作集第三巻、『文字及び仮名遣の研究』岩波書店、一九四九年）。

春日政治「仮名発達史序説」（岩波講座『日本文学』第二〇回、一九三三年）。

中田祝夫『古点本の国語学的研究 総論篇』講談社、一九五四年。

築島裕「古代の文字」（『講座国語史 2』大修館、一九七二年）。

二　片仮名に関するもの

吉沢義則「片仮名ワとンとの字源説」（『日本文学論纂』明治書院、一九三二年）。

春日政治「片仮名の研究」（『国語科学講座 八』明治書院、一九三四年）。

三　平仮名に関するもの

春日政治「片仮名の研究」（『日本文学講座 一六』改造社、一九三五年）。

関根為宝『仮名類纂』、一八四〇(天保一一)年。
尾上八郎「平安時代の草仮名」(『明治聖徳記念学会紀要』一二、一九一九年)。
尾上八郎『歌と草仮名』雄山閣、一九二五年。
尾上八郎『平安朝時代の草仮名の研究』雄山閣、一九二六年。
吉沢義則「国風暗黒時代に於ける女子をめぐる国語上の諸問題」(岩波講座『日本文学』第一七回、一九三二年)。
吉沢義則「平仮名の研究」(『国語科学講座 八』明治書院、一九三四年)。
吉沢義則「平仮名の研究」(『日本文学講座 一六』改造社、一九三五年)。
吉沢義則「女手成立の時期について」(『国語と国文学』一五ノ一〇、一九三八年)。
吉沢義則『日本書道新講』白水社、一九四一年。
吉沢義則『日本書道の生ひ立ち』教育図書株式会社、一九四三年。

# 7　仮名づかいの歴史

大　野　晋

一　仮名遣とは何か
二　藤原定家の『僻案』
三　行阿の『仮名文字遣』
四　中世における仮名遣
五　契沖の『和字正濫鈔』
六　石塚龍麿の『仮字遣奥山路』

# 一　仮名遣とは何か

仮名遣(かなづかい)とは、最も広い意味では、仮名の正しい使い方ということである。しかし実際には、区別すべきだと考えるある一定の数の仮名を正しく使い分けることをいう。具体的には伊呂波四七字を書き分けることであった。単に仮名の正しい使い方という意味ならば、例えば、kaの音を書くのに、「か」とか「ゥ」とかの仮名を書くのはよいが、「き」とか「ㄡ」とかを書いてはならないという場合もその中に含められよう。kaの音に「き」と書いたり「ㄡ」と書いたりすればそれは誤りである。これは自明の理で、このようなことは仮名遣の問題とはいわない。

これに対して「男」という言葉を「をとこ」と書くか、「おとこ」と書くかというような問題、これが仮名遣の問題であり、また「近々」を「ちかぢか」と書くか、「ちかじか」と書くか、あるいは「跪く」という動詞は「ひざまづく」と書くか「ひざまずく」と書くか、これが仮名遣の問題である。

では何故、これらの仮名遣の問題が生じたのか。それは、日本語の音韻の変遷と密接に結びついた問題なのである。だから日本語の音韻の変遷に関係しない場合は、仮名遣の問題にならない。

それ故仮名遣ということの理解のために、まず仮名遣に関係する音韻の変遷を概観することから始めよう。

(1)　奈良時代以来、平安時代のはじめにもイ(i)とヰ(wi)、エ(eおよびye)とヱ(we)、オ(o)とヲ(wo)とは発音上区別されていて、人々はそれを言い分け、聞き分けていた。したがって仮名で書くときもそれを書き分けていた。例えばオ(o)を書くのに「お」、ヲ(wo)を書くのには「を」「乎」などを使った。「乎」は「を」の異体の仮名として通用したが、それらと「お」との間には明確な区別があって、使う語によって仮名がきまっており、混用しなかった。

（2）　しかし西暦一〇〇〇年頃から、経巻の傍訓などに、オとヲとが混用されて来る。例えば一〇〇二（長保四）年に訓読した『法華義疏』に、「御者（オサム）」「収（オサメ）」「治（オサム）」という例がある。「治ヲサム」という言葉は、wosamu という発音であったからヲの仮名で書くのが例であった。それを、オサムと書くことは、それ以前にはなかった。ところがその頃以後、オサメ、オサムという表記がいくつも出てくるということは、オ（o）とヲ（wo）という発音が混同されて来たことを意味する。こうした変化は特定の単語から始まり、やがて一般化するものである。そしてそれは時と共に進み、イ（i）ヰ（wi）、エ（ye）ヱ（we）、の間にも混同が目立って来た。

（3）　音韻の混同はイヰ、エヱ、オヲの間だけでなく、言葉の中のハ・ヒ・フ・ヘ・ホにも及んで来た。平安時代から室町時代の末、江戸時代のはじめ頃にかけて、言葉のはじめのハ・ヒ・フ・ヘ・ホは現在のような ha hi hu he ho の音ではなくて、上下の唇を合わせて発音する Fa Fi Fu Fe Fo（仮名で書けばファ・フィ・フ・フェ・フォのような音）であったと種々の資料によって認められている。言葉の中のハヒフヘホも、平安時代の中期ごろまでは同じだったとされている。しかし平安中期を過ぎる頃から、その Fa Fi Fu Fe Fo の音が、言葉の中では唇の息の出し方が弱くなり wa wi u we wo の音に変化しはじめた。例をあげると「母」という言葉は FaFa と発音していたのだが、それが Fawa と変化した。また「思フ」という動詞は omoFa, omoFi, omoFu, omoFe のように活用していたが、それが omowa, omowi, omou, omowe と変化した。ところが先に見たように、wi、we の音は、w という子音が発音されなくなって i、ye の音へと変化した。そこで「思フ」という動詞の活用は omowa, omoi, omou, omoye のように変化した。つまり、言葉のはじめでなく、言葉の中の「ひ」「ふ」「へ」という仮名で表記していた音は、それぞれ「い」「ゐ」「う」「ゑ」「え」と混同するようになった。だから「故（ゆゑ）」という言葉に例をとれば、yuwe → yuye という変化が生じたのであり、「植ゑ」「据ゑ」も uwe → uye, suwe → suye と転じた。そこで「故」という言葉を、「ゆゑ」とも書き「ゆえ」とも書き、「ゆへ」とも書きうるようになって来た。

（4）　このように音韻の混同（区別の消失）が生じると仮名文字の使用上にそれが反映するものだが、音韻の混同が生じたからといって直ちに仮名遣の問題がひき起されるものではない。何故なら、仮名遣問題が起きるには、イとヰ、エとヱ、オとヲなどの仮名を、区別すべき別の仮名と認め、何とかしてこれを区別して書かなければならないという意識が基礎になければならないからである。ところが「い」と「ゐ」、「え」と「ゑ」、「お」と「を」を、同じに使ってよい仮名、つまり単なる異体にすぎないと見た人が多かった。現に、「か」「ゕ」「𛀙」などの同音の異体の仮名が当時kaの音のために普通に使われていた。だから、「お」と「を」の表わす音が同じ音になってしまえばそれを区別せずに使ってよいと考える人がいたのも当然である。清輔本『古今和歌集』のように実際に、助詞の「を」に「お」の仮名を書いた当時の写本も残っている。そのように、「いゐ」、「えゑ」、「おを」などを書き分けるべきだという意識が確立しないまま約二〇〇年が経過した。

（5）　その頃、仮名を初めて学ぶ人のために異る仮名文字を全部集めて詞にした、手習歌が世間に行われていた。平安初期にはアメツチホシソラ……という四八字のいわゆる「天地の詞」が行われていた。ところがその中のア行のエ（e）とヤ行のエ（ye）との発音上の区別が失われて、四七（濁音を入れれば六七）音しか区別されなくなるに至って、四七字の歌がいくつか作られた。その中の一つである「伊呂波歌」はその意味が仏教の教理を巧みに詠み込んであったので、誤って弘法大師の作と信じられるようになり、広くそれが行われた。それは仮名の手習の最初に、区別すべき文字として習う四七字であったから、その中の、「いゐ」、「えゑ」、「おを」は、同音に変じた後にも、区別せられるべき基本の仮名と意識される素地が生じた。

そこに、藤原定家という古典主義者が現われた。定家は歌を書き物語を写すための平仮名を用いる際に、誤解をなるべく避けるような表記を心掛けた。その一環として先の「伊呂波歌」の四七字を書き分けるべき仮名と認めた。ここにはじめて正書法の一つである「仮名遣」という問題が生じて来た。和語の中の「いゐ」「えゑ」「おを」は当時す

でに同音であったのに、「伊呂波歌」でそれらの仮名を区別しているのだから、何とかしてこれを正しく使い分けなくてはならないと定家は考えたのである。ここに仮名遣が問題となった。つまり仮名遣とは本来、ある一定数の仮名、伊呂波四七字を正しく書き分けるにはどうすればよいかという、具体的な用字法をきめて実行する問題である。

（6）定家の時代から三〇〇年ほど経過して室町時代以後になると、右にあげた他にジとヂ、ズとヅとの間にも音韻の混同が生じた。ヂは鎌倉時代までdiの音であったが、室町時代にはdʒiの音へと変化が一般化し、ジと混同されるようになった。ヅも鎌倉時代まではduの音であったが、室町時代にdzuへの変化が一般化し、ズと混同されるようになった。これは江戸時代に入るとはなはだしくなり、ジとヂ、ズとヅの発音上の区別が都で失われるに至って、この四つの仮名をどう使い分けるかが仮名遣の問題になった。

（7）また、室町時代以後、アウ、カウ、サウ……、アフ、カフ、サフ……の変化として生じたɔː, kɔː, sɔːと、オウ、コウ、ソウ……、オフ、コフ、ソフ……の変化として生じたoː, koː, soːとの間の区別が失われはじめ、江戸時代に入って一般的となったので、この、アウ、カウ、サウの類と、オウ、コウ、ソウの類との区別を言葉によって仮名でどう書き分けるべきかが意識され、問題となり、これも仮名遣の問題として取り上げられるようになった。これらについて、人々がどのように考え、実行して来たか、が、仮名遣の歴史ということになる。

## 二　藤原定家の『僻案』

仮名遣ということを初めて問題として取り上げ、それに一つの方式を作り、かつそれを厳しく実行したのは、平安時代末期における青年藤原定家である。そこで定家がどのようにしてこれを問題とし、どんな原理によって仮名の用法を決定し、どの程度にそれを実行したか。また社会的にはどんな影響を生じたかという点などについて述べること

としよう。

定家は一七歳ではじめて賀茂別雷社歌会に三首入選して歌壇に登場しているが、その年に『和哥会作法』という一書を記している。これは和歌会における着座の礼儀、講師が歌を読む作法、位署の読み方、題目の書き方、和歌の書き方等についての心得を書いたもので、一一七八（治承二）年五月八日の筆である。しかしここにはまだ仮名遣のことに触れた箇条はない。ところが二一歳のとき定家がその一部分を写した『入道大納言資賢卿集』（一一八二（寿永元）年八月六日筆）では、定家はいわゆる定家流の仮名遣を実行している。したがって、定家は一七歳から二一歳までの間に、仮名の用法の原則を立ててそれを実行しはじめたのであろうと思われる。そうした仮名の使用の方式を定めるということについては、何ら先達あるいは師匠の言葉に従ったものではないらしい。定家が残した仮名遣に関する唯一の成書である『僻案』（従来これは『下官集』の名で呼ばれて来た。しかし定家の自筆の本の臨模本には『僻案』と表題があるのでそれによる。）の中に、次のような文言がある。まず定家は『僻案』という題僉の直下に「人不用、又不可用事也」と書いている。つまり、人はこれを用いないし、また用いるべからざることであるというのである。次にその本文に以下の一条がある。

一、嫌文字事

他人惣不然。又先達強無此事。只愚意分別者、極僻事也。親疎老少一人無同心之人、尤可謂道理。況亦当世之人所書文字之狼籍、過于古人之所用来。心中恨之。（〔この方式は〕他人は誰も用いていない。また、先達にもこのことを説く者はない。全く自分ひとりの分別であるからこれははなはだしい僻事（ひがごと）である。親疎老少一人として同心の人がないのは、道理である。しかしまた当世の人の書く文字の乱れは、古人の用い来った用字を誤っている。私は心中にこれを不満に思う。）

こうした事情で成立した定家の仮名遣は具体的にはどのようなものであったか。

まず第一に「お」と「を」とは、オにあたる音のアクセントの低いと高いとによって書き分ける。第二に「いゐひ」「えゑへ」などは、言葉によって個々に定めるというのがおよその原則であった。定家はそれを『僻案』に次のように書いている。

（1）「緒の音　を　ちりぬるを書之、仍欲用之」つまり緒という言葉は、定家の頃、高く平らなアクセントで発音される言葉だった。それを「を」と書くというのである。「ちりぬるを書之」とは、「伊呂波歌」で「散りぬるを」を唱えるときには「を」を高いアクセントで発音し、かつそこに「を」を書くから高いアクセントの部分はそれによるという意味である。定家はその次の行に、

をみなへし　　をとは山　　をくら山　　たまのを　　をささ(小笹)　　をたへのはし(緒絶えの橋)　　をくつゆ(置く露)

という七例をあげ、さらに「てにをはの詞のをの字」と書いている。この八例の「を」のアクセントを当時のアクセント資料(例えば『類聚名義抄』など)によって調べてみると、すべて高く平らなアクセントの「オ」で始まる言葉である。したがって、定家は、高く平らなアクセントの「オ」で発音する音節は「を」で書くと定めたものと思われる。次には「お」についてである。

（2）「尾の音　お　うゐの奥山書之故也」尾という言葉は当時のアクセントでは低く平らなアクセントで発音されたことが資料によって判明する。「うゐのおくやま」と唱える場合の「伊呂波歌」の「お」も低く平らな「オ」であるし、この次に定家のあげた

おく山　　おほき　　おもふ　　おしむ(借しむ)　　おどろく(驚く)　　おきのは(荻の葉)　　おのへのまつ(尾の上の松)　　花をおる(折る)　　時おりふし(時折節)

における「お」は、当時の京都アクセントではすべて低く平らな調子である。したがって定家は低く平らに発音する

「オ」は「お」で書くと定めたものと見られる。

（3）え、へ、ゑ、ひ、ゐ、い、については定家はそれぞれの語例をあげるだけで「緒の音」「尾の音」のような概括的な記述はしていない。今、『僻案』の語例を三藐院本によってあげておく。

え　枝　むめかえ　まつかえ　たちえ　ほつえ　しつえ　江　笛ふえ　断たえ　消きえ　越こえ
　きこ𛀁　見え　風さえて　かえての木　えやはいふきの

へ　うへのきぬ　不堪たへす通用通字也　しろたへ　草木をうへをく栽也　としをへて　まへうしろ
　ことのゆへ　栢かへ　やへさくら　けふここのへに　さなへ

ゑ　すゑ　ゆくゑ　こゑ　こすゑ　絵　衛士　ゑのこ　詠ゑい朗詠　産穢ゑ　垣下座ゑんかのさ
　ものゑんじ怨

ひ　こひ　おもひ　かひもなく　いひしらぬ　あひ見ぬ　まひこと　うひこと　いさよひの月
　但此字哥之秀句之時皆通用　おひぬれは　おいぬれは又常事也

ゐ　藍あゐ　つゐに遂にいろにそいてぬへき　池のいゐ　よゐのまよひ又常事也通用也

い　にしのたい　鏡たい　天かい

これを見ればアクセントの高低によって区別するのはオの音についてだけで、他のイ、エの音についてはアクセントによる区別はするつもりがなかったことが分る。そしてこれらの語例をあげた最後に「右事ハ非師説、只発自愚意見、旧草子可見之」(右の事は師の説に非ず、只、愚の意見より発る。旧き草子に之を見るべし)と書いている。つまり、このことは師の説を奉ずるものではなく、すべて自分の見解に発するものであるが、旧き草子にこれを見よというのである。これによって、仮名遣なることは定家の創唱であること、しかし、旧き草子に手本を得ているということが分る。「旧草子」とは何を指すかについては後に改めて触れることとしたい。

| | おり(折り) | おる(折る) | おのへ(尾の上) | おぎ(荻) | おしむ(惜) | をく(置) | をとは山(音羽山) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 定頼集 | 7 | 3 | 0 | 0 | 2 | 6 | 0 |
| 更級日記 | 21 | 2 | 0 | 8 | 0 | 6 | 0 |
| 伊勢物語 | 4 | 3 | 0 | 0 | 2 | 9 | 0 |
| 近代秀歌 | 1 | 0 | 1 | 0 | 6 | 2 | 0 |
| 古今集 | 10 | 19 | 2 | 0 | 8 | 36 | 11 |
| 後撰集 | 5 | 31 | 2 | 1 | 6 | 73 | 34 |
| 拾遺集 | 4 | 11 | 4 | 1 | 11 | 37 | 1 |

さて右の記述は定家の筆になる『僻案』によるものであるが、実際に歌文を記す際に定家はこれを実行したのかどうか。定家が書写した和歌や物語、また定家自身の歌の記載についてこれを検討してみることとする。私は定家の筆写した文献の代表として、前田本『定頼集』、御物本『更科日記』、前田本『近代秀歌』。定家本の臨模本として学習院本『伊勢物語』、高松宮本『古今集』・『後撰集』・『拾遺集』の七本を取扱うこととしたい。この七本の中には助詞の「を」を除いて「お」と書いたもの二二六〇例、「を」と書いたもの一〇五二例がある。ところが、この「お」と「を」とは用いる語によって明確に区別されていて、混用例は一〇例もない。その状況を一見するために、定家の書き方と、いわゆる歴史的仮名遣と相違する語例のうち『僻案』に取り上げられている単語についてその使用数をあげれば右の通りである。

これによれば「お」と「を」については『僻案』で指示している通りに定家が仮名を使っていることが明瞭である。今、右の七書に現われた「お」と「を」とを含む単語についてアクセントとの関係を当時の『類聚名義抄』、寂恵本『古今集』、『古今訓点抄』、浄弁本『拾遺集』等について検討してみると上の結果を得る。あげる語数は文献上で確認できるものである。

| 仮名＼アクセント | 上声(高) | 平声(低) | 未詳 |
|---|---|---|---|
| を | 58 | 1 | 10 |
| お | 5 | 52 | 11 |

(「お」と書きながら上声(高)に属するもの五例があるが、そのうち四例は比較的後代の著作(一三〇五(嘉元三)年点)の『古今訓点抄』の例で、アクセントの時代的変化を反映すると見られる。「を」と書きながら平声(低)に属するものは「をとめ」の一語である。)

つまり定家が「お」と「を」とをアクセントの低高に対応させて使ったことは間違いない。
次に、定家が『僻案』に記した語例の中には

おひぬれは、おいぬれは又常事也

よゐのま、よひ又常事也、通用也

と記してあるところがある。つまり「おひ」と「おい」(生)、「よゐ」と「よひ」(宵)とはどちらを書いてもよい、通用すると認めているが、それを右の七本について検討すると「おい」一六例、「おひ」二二例。「よひ」五例、「よゐ」一七例と、いずれも両形が見出される。それ以外の「うへ(植)」「すへ(据)」「ゆへ(故)」「ゆくゑ(行方)」「つゐに(遂)」などについては、「うゑ」も「すゑ」も、「ゆくへ」も「ゆゑ」も「つひに」も見出されない。定家は自分の立てた原則を厳しく遂行している。その用例の数を上にあげておく。

| | つゐに(遂に) | ゆくゑ(行方) | ゆへ(故) | すへ(据) | うへ(植) | よゐ(宵) | よひ(宵) | おひ(生) | おい(生) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 定頼集 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 更級日記 | 0 | 4 | 4 | 8 | 1 | 0 | 1 | 0 | 6 |
| 伊勢物語 | 6 | 0 | 2 | 3 | 5 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 近代秀歌 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 古今集 | 6 | 7 | 8 | 2 | 23 | 5 | 1 | 10 | 2 |
| 後撰集 | 6 | 2 | 6 | 2 | 23 | 10 | 1 | 4 | 2 |
| 拾遺集 | 5 | 1 | 9 | 0 | 9 | 1 | 1 | 7 | 5 |

つまり定家の実践と『僻案』に示された方式とはぴったり一致する。ただ「きこ𛀁」という一語については多少の問題がある。『僻案』の古写本として重視される近衛三藐院関白臨定家卿書本、天理図書館蔵藤原為家本、東京大学国語研究室蔵旧九条家本等には、「𛀁」という仮名があげてあり、「きこ𛀁」の一語に限って「𛀁」の仮名が使われている。しかし、定家の実行を見ると必ずしも「きこ𛀁」に統一されていない。次のように「きこえ」という表記も、文献によっては少なくない。その数は次の通りである(次頁参照)。これによれば『僻案』で標目のようにも見える「𛀁」は果して「え、ゑ、へ」に対立する別の標目として立てられていたのかどうか。「𛀁」とあるのは、単語として「入り江」を意味するものであったかもしれ

| | 定 | 更 | 勢 | 近 | 古 | 後 | 拾 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| きこゐ | 23 | 4 | 2 | 0 | 4 | 6 | 2 |
| きこえ | 1 | 1 | 4 | 0 | 12 | 6 | 2 |

ない。あるいは途中で他との区別をやめたのかもしれない。私は以前、「ゐ」も別の仮名として定家が区別していたのであろうと考えていたが、それは必ずしも明確でない(1)。

なおこの定家の実行は、確実な定家の筆の平仮名の文書には徹底している。例えば前田本『源氏物語』柏木巻は藤原定家筆として伝えられているが、たしかに巻のはじめの部分は定家自筆である。そして定家自筆の部分には仮名遣の例外はない。しかし途中からは別筆である。その別筆の部分には定家の方式にはずれるものが点々と散在しており、その中に二個所、「お」を「を」に定家自身が訂している所がある。それは、定家が別人に書写させた所を読むうちに、自己の方式にはずれる所を見出し、特に気にかかった所を訂正したものと思われる。また世に定家本といわれる『金槐和歌集』も『興風集』も、表紙とはじめ二、三頁だけは定家が写しているが、あとは家の少女に写させている。その別人の筆の部分には点々と仮名遣の例外が見える。それ故、この知識を用いると、定家自筆の本文か否かを、原本を見ずにも推定できることがある。例えば、

はかなくてすきはへりにけるとし月のことゝもをかしうもあやしきもかすしらすつもりはへりにけれと、それをしるしおきて人のみるへきことにもはへらぬを。

という本文があり、「をかしう」「しるしおきて」と書いてあるが、定家の頃には「をかし」のオは平声、「置く」のオは上声だったから、定家ならば「おかし」「しるしをく」と書くはずである。したがって右の『成尋阿闍梨母集』のこの部分は定家自筆本ではないと推定できるが、事実これの底本、宮内庁書陵部本は定家自筆でない。

また定家本『土佐日記』には、この定家の仮名遣は実行されていない。紀貫之筆の原本を見て定家は、その書写の際にさすがにこれを自己流の仮名遣によって徹底することができなかったものと考えられる。

なお、定家は片仮名については、この自己の方式による仮名遣を実行していない。例えば定家筆の『源氏物語奥入』の中の漢文の傍訓、あるいは定家自筆『奥儀抄下巻余』の中の傍訓には、定家の仮名遣に一致しないものが少なくない。つまり定家の考えていた仮名遣とは、平仮名による歌文の表記の問題であって、片仮名による漢文の傍訓、または片仮名文は問題外であった。（このことは後々まで世間で通念として認めていたらしく、鎌倉時代における漢文の傍訓、あるいは僧侶の片仮名文などには、定家の方式による仮名遣は今のところ発見されない。）

ここに『源氏物語奥入』の中で、定家の片仮名の用字法が、平仮名の歌文の仮名遣と一致しない例をあげておこう。

| 『奥入』の表記 | 定家の平仮名文献の仮名遣 |
| --- | --- |
| オフト（夫） | をふと（夫） |
| ヲチナムト（隕） | おち（落） |
| オリ（処） | をり（居） |
| オハリ（終） | をはり（終） |
| ヲソル（怖） | おそる（怖） |
| ヲソルル（怖） | おそる（怖） |

| 『奥入』の表記 | 定家の平仮名文献の仮名遣 |
| --- | --- |
| ヲサム（治） | おさむ（治） |
| ヲサメ（馭） | おさめ（治） |
| ツヒニ（遂） | つゐに（遂） |
| ツヒニ（卒） | つゐに（遂） |
| ツイ（竟） | つゐに（遂） |
| ツイニ（遂） | つゐに（遂） |

また『奥儀抄下巻余』には次のような例が見出される。

| | | | |
| --- | --- | --- | --- |
| ヲサ（治） | おさむ | ヤマタノオロチ（八岐大蛇） | おろち |
| ヲコ（行） | をこなふ | ワサヲキ（俳優） | 不明 |
| ヲコシ（発言） | おこし | オホカヒ（大峡） | おほかひ |
| ヤシ○ヲリ（八醞酒） | 不明 | | |

右の七例の中で、ヲサ、ヲコシの二例については平仮名の用字法と相違する。つまり定家の仮名遣は平仮名文献の

内部にだけ取り上げられる問題であった。

以上のように定家は平仮名の歌文に自己の表記方式を徹底して遂行した。これは独自の考えであると『僻案』に記してあるが、定家は全く独自にこの方式を案出したか、また、何かの典拠を有したか。この問題を考えてみたい。すでに述べたように定家は「他人惣不レ然」と言い、「先達強無二此事一」「只愚意分別者、極僻事也」「親疎老少一人無二同心之人一」といい、「非二師説一、只発二自愚意見一」と記している。定家はこれが自分一個の創始による、僻事であるということを強調しているわけで、一方には「人不レ用。又不レ可レ用事也」と書いている。これは実際に他人に対して強制、強要していないという事実と照応する。それでは仮名遣の方式は定家が独りで創出したものか、何か文献的に見るものがあって、それに示唆を受けているのかどうかが問題になろう。

定家は『僻案』の中で「当世之人所レ書文字之狼籍、過二于古人之所二用来一。心中恨レ之」と記し、「旧草子可レ見レ之」と書いている。つまり当時の人の書き様が、古人の用い来った用字と相違していることを恨みとしており、旧草子を見よと定家は述べている。草子とは冊子であり、巻子の本に対して、綴じたものの意である。この記述によれば、定家は、何か文献を見て物を言っているので、何かの原則だけをどこからか得て、それをよしとして実行したのだとは見ることを得ないであろう。

定家の仮名遣の原則は二つある。㈠は「お」と「を」とはアクセントによること。㈡は「いゐひ」「えゑへ」に関しては言葉によること。定家が、「旧草子に之を見るべし」としたのは㈡の部分だけで、㈠は伊呂波歌の唱え方で「を」を高く、「お」を低く唱えることに着想を得たのであろうとする見解も表明されている。(2) しかし、私は以前に三巻本の系統の『色葉字類抄』に定家が示唆を得たのではないかと記したことがある。(3) それは『色葉字類抄』の「を」の部と「お」の部とが、アクセントの高と低とで始まる言葉によって区別されているからであった。(4)『色葉字類抄』あるいはその系統をさかのぼる字書(例えば『世俗字類抄』など)はまさしく「お」と「を」との部立ての別を、伊呂波歌

のアクセントの区別にヒントを得て行ったものにちがいない。しかし、定家もまた伊呂波歌だけにそのヒントを得たかどうか。

元来、辞書というものは、漢字を求めるためのものであれ、漢字の訓を求めるものであれ、言語に関する規範として受け取られるものである。それはまた表記を決定する場合にも一つの規範と見られるに相違ないものである。まして、定家が仮名遣の方式を定めたのは一七歳から二一歳までの年少の時期であったのだから、独自の見解でそれを決定することはまず不可能で、何らかの拠り所を求めたと見るべきではないか。その時、語数も多く、決定に最も困難の感じられた「お」「を」について、『色葉字類抄』の「お」「を」の分類が、伊呂波歌の「散りぬるを」「おく山」における アクセントの高低と照応していることを知り、そこに一つの信憑すべき根拠があると見たことは考えやすいことのように思われる。

ただ『色葉字類抄』の中では、語頭に「お」「を」がある場合はアクセントによって区別が明確であるが、語中に現われる「お」「を」については必ずしもアクセントによって書き分けていない。また「いゐひ」「えゑへ」についても『色葉字類抄』の用字法は必ずしも定家の仮名遣と一致しない。それらを論拠として、『色葉字類抄』に典拠を求めることに賛成しかねるとする見解も表明されている。(5)

たしかにその言うところにはもっともな点もある。しかし若年の定家が、仮名遣の決定にあたって、先達の説、師の説にない創始のためには、何らかの辞書に示唆をうけたということの方が、ありうることのように思われるし、その一つに『色葉字類抄』の系統のものを擬することは、以前も記したように「まさしくこれに拠ったに相違ないという動かし難い明証を私は未だ得ていないのであるが」一つの見解であると、依然として私は考えている。

さて、すでに述べたように定家自身はこの仮名遣を身辺の人々に強制したようには見えないのであるが、しかし、学者、批評家、作者としての定家の声望は、「難ぜん者は冥加あるべからず」といわれるほどのものであった。した

がって中世という伝統を尊重する世界では定家の創唱した仮名遣という作法は、歌文の世界に広まって行った。

その一例として兼好法師の自筆になる『自撰家集』(前田尊経閣蔵)の仮名遣を調べてみると、次の通りで定家の実行したところがほとんどそのまま踏襲されていることが分る。

「お」の仮名で書いた語

おきつのはま(興津の浜)　おきふし(起き伏し)　おく(起)　おく(奥)　おくて(晩稲)　おさむ(治)

おしむ(惜)　おつ(落)　おとこ(男)　おどろく(覚)　おなじ(同)　おのへ(尾上)　おはす(坐)

おはな(尾花)　おほあら木(大荒木)　おほいまうちきみ(大臣)　おほし(多)　おぼつかなし　おほはら(大原)　おぼろ(朧)　おもかげ(面影)　おもて(面)　おもふ(思)　おり(時折)　おる(折)　まつのお(松尾)

「を」の仮名で書いた語

あを葉(青葉)　を(緒)　を(助詞)　をか(岡)　をきどころ(置所)　をく(置)　をくる(遅)　をくる(送)　をこす(越)　をささ(小笹)　をしなべて　をす(押)　をと(音)　をとづれ(訪)　をの(小野)　をの〳〵(各)　をのれ(己)　をぶね(小舟)　とをし(遠)

その他

ゆくゑ(行方)　こゑ(声)　すゑ(末)　こずゑ(木末)　こえ(越)　さえ(冴)　たえ(絶)　ふえ(笛)

みえ(見)　かのえさる(甲申)　うへ(植)　すへ(据)　ゆへ(故)　しゐて(強)　よひ(宵)

これらはすべて定家の方式と一致している。ただしこの『自撰家集』には「きこえ」に「きこゑ」と書いた一例がある。これは定家の例に見えないものである。しかし、右に見たところによって、定家の仮名遣が鎌倉時代に広く行われていたことの一斑が知られると思う。

## 三 行阿の『仮名文字遣』

右に述べたように藤原定家は自己の方式による仮名遣を自分の周囲の者にも、また自分の子供にも堅く実行させたらしくはない。しかし世間ではそれを聞き伝えて実行したこと、兼好の用字を見ても明らかである。そして鎌倉時代の末になると、数多くの語例を収めた仮名遣の教則本が作られて、それが世間に流布しはじめた。それは行阿の作である所の『仮名文字遣』であり、世間にはそれが『定家卿仮名遣』として広まった。

『仮名文字遣』の作者は源知行といい、一三六三(貞治二)年、定家の死後一二二年に出家して行阿と号した。一三六四(貞治三)年の『原中最秘抄』に鳩杖隠士行阿とあるからその頃すでに七〇歳を超えた老人であったろう。行阿は、鎌倉時代のはじめに『源氏物語』の校訂本、世に河内本と呼ばれる本の校訂をした源親行の孫であり、親行は定家と交渉の浅くなかった人物である。行阿の作った『仮名文字遣』は、多数の語例を収めた一種の表記辞典であり、疑問の語に出会った際には、これを一見するようにという辞書である。

『仮名文字遣』は仮名遣決定の原則については一言も触れず、実例をあげることによって仮名の使用法を示そうとするものである。それゆえ、伝写の間に次第に収載する語句に手が加えられ、諸本によって収録語数にかなりの相違がある。今、架蔵の一本(室町期写)と、代表的な古写本および刊本との語数の比較を試みれば次の通りである。それぞれの部立の内部では、語句の配列の順序はおよそ同一であるから、少ない本の内部へ次第に増訂の手が加えられたものと見ることができる。

これらの諸本は見る通り収める語句に数の相違はあるが、ほぼ同文の序を持ち、内部に加えられている注記も共通である。その点から見ても、はじめ比較的小さい、収載語句の少ない本があり、それに手が加えられ、増大して行っ

| | 架蔵本 | 文明一二年本 | 文明一一年本 | 山田孝雄本 | 天文二一年刊本 |
|---|---|---|---|---|---|
| 「を」の部 | 九八語 | 一三五語 | 一七二語 | 一七八語 | 一九八語 |
| 「お」の部 | 七二語 | 一〇二語 | 一〇三語 | 一四八語 | 二一一語 |
| 「え」の部 | 四八語 | 九七語 | 九三語 | 九〇語 | 一四九語 |
| 「ゐ」の部 | 一二語 | 四七語 | 二二語 | 五三語 | 六七語 |
| 「へ」の部 | 五六語 | 七六語 | 八三語 | 九六語 | 一四七語 |

(以下略)

たものと考えて差支えない。右表の語数の変化がそれを示している。

さてこの『仮名文字遣』の中で注目すべきことの一つはその序文である。というのは、藤原定家が仮名遣を始めた事情に関する記事がそこにあり、それが『僻案』に記すところとかなり相違している。

『仮名文字遣』の序文によると、

京極中納言定家卿が、その家集拾遺愚草の清書を、行阿の外祖父、源親行に誂えたとき、親行が言うには、「を・お・え・ゑ・へ・い・ゐ・ひ等の文字の発音が混同される誤りがあるによって、其の字の見分けがたいことがある。だからこの機会に後学のために(文字遣を)定めておかれてはいかが」と。定家は答えて、「自分も日ごろそう思っていたことだ。だから親行の所存の分を書き出して進ずるように」と仰せられたので大体以下のように注進したところ、ことごとくその理相叶っているとて、合点された。だから、文字遣を定めたのは、源親行の抄出がことの初めである。

という。しかし定家が『拾遺愚草』を編んだのは一二一六(建保四)年であるから、清書はそれ以後のことだろう。ところが、定家は、すでに一一八二(寿永元)年の『入道大納言資賢卿集』(自筆の部分)で定家の方式による仮名遣を行っているし[6]、また一二〇一(建仁元)年一〇月筆の『熊野御幸記』、一二一三(建暦三)年一二月頃写の『金槐和歌集』(巻

頭の自筆の部分)でも定家の方式による仮名遣を行っている。したがって『拾遺愚草』の清書以前に定家の方式は確立していたわけで、『仮名文字遣』の序文の内容が、『拾遺愚草』の清書を引き受けた源親行の発議と提案とによってはじめて仮名遣が問題となり、その方式が確定したという意味ならば、それは虚偽であると判断される。

思うに、行阿の外祖父河内守源親行、親行の父、源光行は鎌倉初期における源氏学者であり、その写本は河内本『源氏物語』として喧伝された。しかし鎌倉時代の末には、河内方の源氏学は衰微し、定家の系譜をひく二条派の勢威の前に見る影もなくなっていた。行阿はせめても仮名遣の始祖の名を、祖父の親行に帰せしめ、定家を超える栄誉を祖先に与えようとしたものではなかろうかと思われる。

さて第二に『仮名文字遣』の内容であるが、「お」と「を」との区分に関してはやはりアクセントにより、低い「オ」は「お」、高い「オ」は「を」の仮名で書くように分類してある。しかし、『仮名文字遣』の内容は必ずしも定家が実践したところと一致しない。定家が「お」の仮名に属させた言葉、約三五例が「を」の部に所属させられている。しかしその三五語のアクセントを見ると、低低、低低低などの型に属するものが大部分を占めている。このようなアクセントの型に属する語は鎌倉時代から江戸時代までには

低低型→高低型。低低低型→高高低型。低低低低型→高高高低型。低低高低型→高高低低型。

という変化を起している。したがって、その変化の時期が鎌倉時代の後半にあったと想定すれば、定家が低と認めて「お」を用いた語でも(例えば「鬼おに」のように)、鎌倉時代後半にはアクセントが低から高に変化したものについては「を」で書く(つまり「鬼をに」とする)ようになったはずである。すなわちアクセントの時代的変化という観点を導入することによって『仮名文字遣』の用字と定家のそれとの不一致を解釈することができる。もし行阿が序文で祖父源親行が定家に先んじて仮名遣を定めたと言おうとしているのならば、この点からも『仮名文字遣』の序文の記述は妥当でないことが理解されるだろう。

『仮名文字遣』の内容で注意すべきことの第三は、定家の「お・を・い・ゐ・ひ・え・ゑ・へ」に対して、行阿が「ほ・わ・は・む・う・ふ」を増加させて扱っていること。また、定家の場合にはその用字の帰属が不明確である「扰」の仮名を、明らかに「を」と同類として取扱っていることをあげておくべきであろう。

以上述べて来たところによって『仮名文字遣』が、定家の述べかつ実行したところについて大体の趣旨を継承していること、しかし実際の内容は、アクセントの時代的変化を反映して、定家の行った実際とはかなり相違していること。その序文はそのまま受け入れることは不可能であることなどが明らかであろう。しかしともあれ『仮名文字遣』の用字法を室町時代の『源氏物語』などの古写本について見ると、大体において遵奉されていることが分る。中世における定家尊敬とともに定家仮名遣は歌文の世界で重んじられた。ことに宮廷の歌人では江戸時代末期までそれが続いた。何故なら安政年間に至って、なお、定家仮名遣の教則本の出版が行われていることによってそれが分る。

## 四　中世における仮名遣

仮名遣という、伊呂波の仮名の使い分けに関する規範の設定と、その実行という問題は以上述べて来た通り藤原定家に始まり、その学問につらなる行阿の『仮名文字遣』などによって中世の歌文の世界の常識となった。しかしまた、すでに見たように定家自身は世間にこれを強いるつもりはなかったらしい。それ故『僻案』の説明も簡略であり、ことに「お」「を」に関してはアクセントによることであったから、文字化することが困難でもあり、伝達には口伝という形式に頼らざるを得なかった。したがってその口伝をうけていた『仮名文字遣』の中の次のような注記は、それをアクセントの問題として理解できない人々には、全く御都合主義の産物のような印象を与えた。

　花をたをる　但花をおる時はお也

ところがこれは「手折る」(タオル)ならば当時高高低のアクセントだったからオに「を」を用いるが、ただ「折る」ならばそのオは低のアクセントだからオに「お」と書くという意味であった。これに類するものが行阿の書の中に次のように十余例見出される。

をうと　夫　をとこの時はおなり
をそれ　恐　但おそるゝの時はおなり
きをひむま　競馬　但きおふ時はお也
をや　親　又おやこの時はお也
つゆおもみ　露重み　但をもしの時はを也
あさのお　麻の緒　あさのをとも
あおのり　青苔　あをのりとも
おもむく　趣　をもむきの時はを也

これらの単語についてはその頃のアクセントを考慮すると、をで書いた音節は高いオで発音し、おで書いた音節は低いオで発音していたこと明らかである。例えば「あおのり」などは、鎌倉時代のアクセントでは低低高低型であるが、この型の語は江戸時代には高高低低型に移行しているから、その移行が行阿の時代にすでに起りかけていたと考えれば「あをのりとも」という注記が理解される。しかしこれらはまことに微妙なことで、よくよくアクセントのことを理解していなければこの注記の意味を知ることはできなかっただろう。

それゆえ、一般に書物によって定家・行阿の方式の仮名遣を理解しようとする場合、その広まり方は次の三つの道のどれかを進んで行った。

第一は定家にごく近しい人たち、たとえば二条家、冷泉家などの人たち、あるいは後の三条西家の人などである。

この人たちは定家の『僻案』を伝承してそれを披見したり書写したりすることができた。そして口づたえの伝授をうけて、定家の方式の趣旨を継承していた。『仮名文字遣』などは、それほど近い間柄から生れたとはいえないが、ともあれ定家につらなる人の中で作られた一書である。しかし口づたえで事が伝わって行く範囲は自ら限られる。そこで、定家の方式の真意を正しく理解できない人が生じて来た。その結果、第二の人々として定家の真意不明のまま、仮名遣ということだけを聞き、何とかして覚えやすい仮名遣の原則を学んでこれを実行したいと考えた人々が現われた。第三の人々は、定家の仮名遣の方式を伝え聞いてそれを誤解し、誤った角度から定家の方式を検討し、道理がないと批難を加え、仮名遣そのものまで否定するに至った。

まず第一に定家の近辺にいて『僻案』を見ていた人としては定家の子、藤原為家がある。それは為家筆本の『僻案』を字形まで模した冷泉為満の本が伝来していることによって知られる。また冷泉為相（ためすけ）書写の『僻案』の写本も伝わっている。また、旧九条家所蔵本の『詠歌大概』の末尾には『僻案』が書き加えられている。これは南北朝時代の実物が残っている。また、今川了俊・正徹が所持した本を、江戸時代のはじめに近衛予楽院が模写した本がある。さらに近衛三藐院が定家の真筆を模写した本もある。これはその奥書によれば二条家の正嫡、二条為衡が、足利義満の弟の足利満詮の子である義運大僧正に進呈した本で、そのことを三条西実隆が奥書で確認している。つまりこういう歌学の正流の人々、また政権の座に近い人々などは、定家の自筆本、あるいはそれの写本などを見ていた。だがこれは、むしろ世間にたやすく広まらないように「秘すべし」という注意に包まれた伝承であった。

第二の、仮名遣という事柄は伝聞していても、その原理を十分に理解できなかった人々は、伝え聞く仮名遣ということだけは実行したいと考えていた。そういう人々のために伊呂波の仮名の使い方を示す教則本がいろいろ作られた。その一、二を例として示すこととしよう。

例えば『定家卿仮名遣少々』(一五四〇(天文九)年三月二五日写本。著者不詳)。これは仮名遣に関係する「へ・え・

ゐ・ほ・を・お・い・ゐ・ひ」を含む合計一五二語を収めた小冊子である。これは、「はしのへ」「なかのえ」「おくのゐ」（傍点筆者）という標目を立てその中にそれぞれの語例をあげている。ここにいう「はし」とは初めの意、「なか」とは中、「おく」とは一番終りの方の意で、伊呂波歌を唱えるとき、「いろはにほへど」と最初に出てくる「へ」が「はしのへ」で、「けふこえて」と次に出てくる「え」が「なかのえ」、「ゑひもせず」と最後の「ゑ」が「おくのゐ」である。「ほ・を・お」についても「はしのほ」「なかのを」「おくのお」と標目があり、伊呂波歌で、はじめに出てくる「ほ」、次の「を」、末尾に出てくる「お」という順に語例が並べてある。ここに収められた単語を見ると「お」と「を」とは大体においてアクセントの低と高とによって使い分けているが、アクセントによる区分であることを示す何のしるしもない。果してこの編者がアクセントに関係があることを知っていたか否か不明である。

この『定家卿仮名遣少々』は、右の一五二語の語例をあげた後に定家の『僻案』を添えている。その内容は定家筆の『僻案』とほぼ同様であるのに、その標題としては「人丸秘抄和哥文字間の事」と書いてある。これを見ると、定家の仮名遣に関する方式は、伝写されて行く間に中世的秘密尊重の空気の中で『人丸秘抄』という本当には何のゆかりもない書名を得ていたことが分る。これらによって仮名遣という名目ばかりが伝わり、その真のねらい、あるいは原理が、ゆがんで流伝して行った姿を想像することができよう。

また『定家卿仮名遣少々』の中の「はしのへ」「なかのえ」「おくのゐ」という標目の立て方は、あたかも一語のはじめにくるヱ、途中に来るヱ、末尾に来るヱの音に関することであるかのような印象を人に与える。おそらくこれの影響であろうが、『行能卿家伝仮名遣』には、

かしらにかくいの事、中にかくいの事、すえにかくいの事
かしらにかくをの事、中にかくをの事、すえに書くをの事

というような標目があり、語例があげてある。これは、語の最初の音節に「い」を書く、第二音節に「い」を書くと

いう意味で、定家の考えとは全く離れて、ただ実用の教則本として(実は無原則に)言葉を集めたものである。この書には「かたかな本字の事」などという標目もあり、片仮名を使用する注意などにまで及んでいる。

右に見たところで知られるように、定家仮名遣はその原理が不明になるにつれて、根拠はともかく、表記辞典として、一つのよりどころを供すれば足りるというような展開をした。今日から見ればまことに取るに足りないように見えるこれらの本が多数作られている。それは、仮名遣とは、所詮一般の人々にとって、表記のよりどころであり、原理のいかんよりも用例、実例の提供が重要であることを示すものである。

このほかに中世から江戸時代初期にかけて作られた仮名遣書の一部をあげておこう。例えば『後普光園院御抄』(二条良基著)、『仮奈津可飛』(三条西実隆著)、『仮名遣近道』(一条兼良著)、『類字仮名遣』(荒木田盛徴著)等、およそ二〇種あまりがある。これらの内容はまことに錯雑しているものが多く、直接仮名遣に関係しない内容を取りこんでいるものが少なくない。

第三としては、定家の仮名遣の原理への誤解から仮名遣という事柄それ自身までを否定するに至った人々がいる。その一例として長慶天皇をあげることができるだろう。長慶天皇は『源氏物語』の単語辞書ともいうべき『仙源抄』を著したが、その末尾で定家・行阿の仮名遣説を論難し、仮名遣などということがあるべくもないと全面的な否定に立ち至った。長慶天皇は後村上天皇の長子で、一三四三年の生れ。そのアクセント体系は、鎌倉時代のそれであるよりも室町時代の体系に近かったであろうことにあらかじめ注意を払いたい。さて『仙源抄』には次の記述がある。

そもそも文字つかひの事、この物がたりを沙汰せむにつきては心得べき事なれば序に申侍るべし。中ごろは定家卿定めたるとか言ひて、かの家の説をうくる輩、従ひ用いる様(=方式)あり。おほよそ漢字には四声をわかちて同じ文字も音にしたがひて心もかはれば仔細に及ばず。和字は文字一つに心(=意味)なし。文字あつまりて心をあらはす物なり。されば(一字一字ニハ)古くより声(=アクセント)の沙汰無し。或は別の声(=アクセント)を同

音に用ゐたるあり。をハ遠、上声。又ハ去声也。戉ハ越、入声也。いハ以、上声也。伊ハ伊、平声也。或は訓を音に仮りたるあり。とハ止、トドム也。江ハ江、エ也。又、にハ丹、ニ也。このたぐひこれに限らず万葉を見てひろく心うべし。

つまり、『仙源抄』の著者は、定家の仮名遣がアクセントに関係することを聞いていた。しかし、漢字にこそ一字一字のアクセントによる意味の区別があるが、仮名は、いくつか集って意味を表わすものだから、一字一字についてアクセントをいう意味はないという基本的な立場に立っている。つづいて

まづいろは四十七字の内、同音あるは、いゐ、をお、えゑなり。この他に、はひふへほをわゐうゑをと読むは詞の字の訓につきてつかふ文字也。しばらく伊呂波を常によむやうにて声をさぐらば、お文字は去声なるべし。定家がお文字つかふべき事をかくに、山のおくと書けり。まことに去声とおぼゆるを、おく山とうちかへして言へば去声にはよまれず上声に転ずる也。(中略)

奥という詞は、オクとだけでは、低高のアクセントであったから、「お」は去声(上昇調)と見うる。しかし、長慶天皇の頃、「奥山」といえば、そのオは上声(高い調子)であったようだ。ここから、定家の説への疑惑が広まり、次のように論は展開する。

定家書きたる物にも緒の音を、尾の音お、尾など定めたれば音につきて沙汰すべきかと聞えたり。然れどもその定めたる所四声にかなはず。また一字に義(=意味)なければ其の文字、其の訓にかなふべしと言ひがたし。音にもあらず義にもあらず、何れの篇につきてさだめたるにかおぼつかなし。

また、次のような批評も加えられている。

いづれの文字にも平上去の三声(=三つのアクセント)は読まるべきなり。たとへば「か」文字と、「み」文字とをあはせよむに、かみ神也。かみ上也。かみ紙也。又一文字にては、は木葉也。は楽の破也。しかのみならず同心にて同字をよむに上下にひかれて声かはることとあり(下略)

つまり定家がォについてだけアクセントを用いたのは、「お・を」の音がかなり特殊な条件にあったことを利用して成立し得たものであったのだが、聞き伝えた人々はアクセントをイにも、エにも拡大して適用し、検討を加え、アクセントによるとする見解は無意味だと判断した。かくて『仙源抄』は「よりてこの一帖には文字づかひを沙汰せず。かつは先達の所為をさみす(=軽んずる)に似たりと言へども、音に通ぜむ物は、をのつからこの心をわきまへ知るべしとなり」という語で閉じられた。こうした誤解は、契沖の定家仮名遣批評にも現われてくる。

さて、室町時代以後の仮名遣書を見ると、「お・を」「い・ゐ・ひ」「え・ゑ・へ」の範囲から広がり、「う・ふ」「わ・は」等に及び、さらに発音の時代的変化に応じて「ず・づ」「じ・ぢ」の間あるいは「あう・かう・さう……おう・こう・そう……」の間にも仮名遣問題が及んで来た。すでに述べたように、「づ」は du→dzu という音変化を起して室町時代に「ず」と混同が起りはじめ、「ぢ」は di→dʒi という音変化を起して「じ」と混同しはじめた。それは江戸時代に入っていよいよ進み、その混同が注目されるに至った。また ɔː と oː との混同も一般的となって来た。そこで一六二五(寛永二)年七月、三条西実条の著した『仮名遣近道』には

一、ず　づ
不見(みず)　水(みづ)

一、ぢ　じ
富士(ふじ)の山　藤(ふぢ)の花

という項目が見えている。

このように「ず・づ」「じ・ぢ」の間の混同をもっぱら取り上げたのは『蜆縮涼鼓集(けんしゅくりょうこしゅう)』(一六九五(元禄八)年刊)である。書名の意味は「蜆しじみ縮ちぢみ涼すずみ鼓つづみ」と四つの名詞をあげて、「じ・ぢ・ず・づ」の正しい使い方の用例集であることを示したものである。収めるところ和語漢語併せて一六三九語、いろは順に配列してある。これは、「ず・づ・じ・ぢ」を含む語について、その仮名が疑問となったとき、その正しい用法を見るためのもので、これほど多くの例を集めてあるものは当時なかったようである。

## 五　契沖の『和字正濫鈔』

江戸時代に入って約一〇〇年、元禄時代に至り僧契沖の研究によって、全然別の原理による仮名遣説が唱えられ、かつ契沖自身によって実行された。それは、一語一語の仮名遣を古典の実例によって示すという考えで、その具体的な用例の辞書というべき『和字正濫鈔』の刊行によって世間に広まったものである。

この契沖の仮名遣説が現われて来たについては、江戸時代に入ってからの新しい学問の風潮が大きく影響していることを見ないわけには行かない。つまり室町時代までの中世社会では、社寺、貴族等の持つ権威は大きく、伝統への尊敬、秘伝の尊重の風が篤かった。先達は何ごとにおいても重んじられた。その教えに対して事実を徹底的に吟味して物事を決する習慣は強くなかった。しかし中世末期から、新しく堺その他の開港地に世界貿易の波が押しよせてきていた。生糸の輸入、銀の輸出、新しい武器である鉄砲の製作等が広まっていた。経済の進展は社会の各階層に新しい衝動を与えていた。そして全国の統一が遂行される過程では、叡山の焼打ち、社寺の破壊、キリスト教の普及と禁圧、旧貴族階級の権威の失墜と商業主義の発展というような一連の変革が相ついで起っていた。先人の伝授を受け入れそれを伝えて行くことを専一にせず、みずから古代文献そのものを徹底的に吟味して、ことの真実をさぐり出すという発想が学問の世界に根をおろす地盤は、すでに成立していた。

契沖はその師、下河辺長流の死によって、その師匠に代って『万葉集』の注釈『万葉代匠記』を書いた。その研究法は師の説を伝承して記すものではなく、『万葉集』の内部にすべての徴証を求めて、その文証と義理(=道理)とによって訓法を決定し、語句や一首の歌の意味を読み取ろうとするものであった。

『万葉集』という作品は平安時代以後の文学作品と一つ根本的に相違するところがある。それは表記が、平仮名に

ようとすることである。つまり万葉仮名と世に呼ばれる、漢字だけによって『万葉集』は書かれている。それ故、『万葉集』の正しい訓読を組織的に行うつもりになるならば、その約一〇〇〇字に及ぶ万葉仮名、つまり漢字の一字一字が日本語のどんな音にあてて使われているものかを精細に吟味しなければならない。

契沖は齢三〇歳にしてサンスクリット文字の一つである悉曇を研究している。そして陀羅尼を学び、その校合を試みてもいる。これらは契沖を、発音と文字との関係に深い注意を払うようにと誘ったに相違ない。一六七六(延宝四)年、三七歳の契沖は『正字類音集覧』を作っている。これは二二四八字の漢字について当時の中国語の発音――つまり唐音と呼ばれる、中国語の近代音――を片仮名で注記し、類聚した書物である。ついで『万葉代匠記』の著述に着手した後、一六八五(貞享二)年、四六歳にして契沖は『正語仮字篇』を著している。これは万葉仮名九八八字を、いろは順に整理した一覧表で、『万葉集』の注釈作業の進展に伴い、どの万葉仮名をいろはのどの音にあてるかということを統一的に行おうとするために作られたものに相違ない。このような作業の進捗とともに、契沖の古語認識は深まって行き、どの言葉はどんな万葉仮名で書かれるかについて、帰納的な認識が確かになって来たことであろう。しかし、この『正語仮字篇』の「を」の部、「お」の部を詳しく見ると、「お」の部に、嗚、塢、烏などがあり「を」の部と重複している。また、尾、男を「お」の部に収めている。これは契沖の万葉仮名研究に未だ整理の届かないところのあることを示すものである。

しかし契沖は『万葉集』の注釈の進行につれて、万葉仮名の研究にもまた、自ずと深みと確かさとを加えたであろう。契沖は『万葉代匠記』の第二稿、つまり精撰本の成った後、一六九一(元禄四)年に『和字正韻』一篇を編んでいる。ここに至って契沖は、清音のための万葉仮名、濁音のための万葉仮名、和訓を用いて音を表わす万葉仮名と、万葉仮名を詳しく区分し、さらに『韻鏡』を用いたのであろうか、漢字音に清と次清とを区別して掲げている。これは

万葉仮名の整理が一段と進んだことを示すものである。ただし、よく見るとこの表には「え」の部はあるが「ゑ」の部がない。「い」と「ゐ」とは一箇所「い」の部にまとめて掲げてあるが、「を」の部には、遠・乎・烏など、「を」に属するものと、於・淤など「お」に属するものとが区別なく収めてある。契沖はさらに研究を進め、この著に遅れる二年、一六九三(元禄六)年に至って『和字正濫鈔』の稿を成し、序文を付している。そしてこの著作は一六九五(元禄八)年に刊行された。これがいわゆる契沖の仮名遣の書であり、歴史的仮名遣、復古仮名遣、古典仮名遣等の名で呼ばれて、後に大いに重んじられたものである。

その原理は何であり、契沖はどんな意識でこれを上梓したものかを次に述べることとしよう。

契沖は『和字正濫鈔』の中で次のようなことを言っている。年代が降ってくるにつれて人々の学識が低下して、文字遣に注意を払わなくなった。ついに、「い・ゐ」「を・お」等を混同するだけでなく、「四位(しゐ)」を「椎(しひ)」に懸け言葉として使い、「逢(あふ)」を「藍(あゐ)」に、「木居(こゐ)」を「恋(こひ)」に懸けて使うに至った。中途で定家卿の仮名遣なるものが現われてこれを正そうとしたけれども、これも典拠が明らかでない上に、訛謬が多い。自分はこれを久しく胸にいだいて来た。それ故、ここに先人の書物の中から証とすべきものを取って一書を編んだ。未だ的確な根拠を得ないものはしばらく欠くこととしたという。

契沖は右のような趣旨を述べて、平安時代中期以前の万葉仮名の資料――『和名類聚抄』などの資料によって実例を示している。何故、契沖が定家の仮名遣の根拠が不明だとしたかといえば、契沖は次のような判断を持っていたのだった。

それは長慶天皇が『仙源抄』で展開した議論と大体において近いものである。

契沖はまず、行阿のアクセント主義が、「お・を」に限るということに気づかなかった。それ故、「い・ゐ」「え・ゑ」の用字例にアクセントの区別ありやと求めて、否定的な結果に至った。次にはアクセントが時代的に変化するも

のだということに契沖は気づかなかった。アクセントの年代的変化を明らかにしたのは昭和年代の国語学が最初のことであったから、それはまことに止むを得ないことであったが、契沖は「お・を」についても自分自身のアクセントでこれを検証し、自己のアクセントと行阿のいうところとの不一致を発見し、『仮名文字遣』の説くところに不信を懐いた。その結果、定家、行阿の仮名遣の全面的な否定へと進んだのである。

次に、契沖はすでに一〇年以上に及ぶ万葉仮名および『万葉集』の語句の研究によって、奈良時代の文献および平安中期以前の万葉仮名による表現には、整然たる用字の統一のあることに気づいていた。例えば、定家仮名遣では「手折る」場合は「たをる」であり、「折る」場合は「おる」である。語源を同じくする「折る」が、「を」と「お」とで書き分けられるのはアクセントを中心に考えればそれでよい書き方なのだが、アクセント方式を否定する立場では不可解な使い分けである。これを『万葉集』に徴すれば、「手折り」は「多乎利」「多乎理」であり、「折り」もまた「乎利」で「乎」が同一である。ここには語源を同じくするものは同一の文字で書くという原理が明確である。「をとこ(男)」と「をとめ(少女)」についていえば、この二語は「をと」を共有しており、それにコ(子)またはメ(女)がついてヲトコ、ヲトメが成立したと思われるが、行阿はこれを「おとこ」「をとめ」と書き分けている。しかし『万葉集』などの上代の文献では、乎等古、遠刀古、烏等孤、袁登古、袁等古に対し、乎等売、袁等売、遠登売、乎登売、越等売などとあり、ヲについて同一の類に属する乎、遠、袁、烏などの万葉仮名を用いて混乱がない。

このようにして、「い・ゐ・ひ」「を・お・ほ」「え・ゑ・へ」等をはじめとして、「ず・づ・じ・ぢ」の仮名を含む語を求めてそれに対する仮名のあて方は平安朝以前の文献の例に従って定める。これが契沖の『和字正濫鈔』における原理であった。かように契沖は古文の中に万葉仮名の実例を求め、それによって仮名遣を定めた。しかし実例の見えない語については語源を考え、類推を行って用いる仮名を決定した。たとえば

機　おし

について「おし」とする理由は、「押の字の意をもて名づく」と記すごとくである。つまり押(おし)にならって「おし」とするという。

契沖の流儀で仮名遣を定めるならば、これは日本の最も古い文献時代の資料による決定であるから、語を仮名で書くための形としては決定的であり、将来にわたって変更の要がない安定した形であるという長所がある。仮名遣を定めるということの一つの利点は、語の視覚的印象を一定にして、語の認識を固定させるところにある。したがって契沖の方式で仮名の語形を定めることには大きい利益がある。ただ、その拠るところの基本が万葉時代の語形であるがために、一例としてアジワウという現代語を書くとすれば、これはアヂハフという語形を正しとすることになる。つまり一二〇〇年におよぶ日本語の音韻の変遷の結果、かなりの距離が生じている奈良時代の語形のそのままを現代の表記に持ち込むわけで、そこに契沖の方式の一つの難点がある。かつまたもし日本語が、すべて仮名だけで表記されるのであるならば、その古い語形を一つの安定した表記として固定し、発音の変化のいかんにかかわらず表記の形は一定にしておくことも意味があり、また不可能ではない。しかし日本語の通常の文章では、漢字仮名交りで書く。漢字は一字一字が意味を表わす文字であるから、それと対比した場合には仮名の一字一字には定まった意味はない。したがって仮名の使用はどうしても表音的に傾きやすい。そこで漢字仮名交り文に仮名を使う場合には、仮名は発音に近づけて使いたいとする傾向が生じるのは自然の勢である。つまり仮名の部分は表音的に、発音に近づけて使いたいという欲求が絶えずついてまわる。ここに契沖の仮名遣の、よきにつけあしきにつけての一つの問題点がある。

さて『和字正濫鈔』が発行されると、翌一六九六(元禄九)年それに対して橘成員は『倭字古今通例全書』(八冊)を刊行して、「実に古今仮名例の全書なり。彼の雑済の諸篇と天地懸隔す」と称した。それは従来の『仮名文字遣』系統の表記辞典が単に語例をあげるにとどまっているに対し、契沖の『和字正濫鈔』が単語ごとに出典を記し、場合によっては推定の根拠などをこまかに記しつけているのを見て、それに負けじと、掲出の語例に種々の注記を加えたも

のである。『倭字古今通例全書』は「お・を」の分類に関していえば、その収める語の中に地名などを多く含んでいるため、筆者(大野)としては当時のアクセントによってすべてを検証することは現在不可能であるが、しかし、判明する限りでいえば、「お」は低いアクセントのオ、「を」は高いアクセントのオを書くという、定家以来の口伝に従っていることは明白である。ただ、その他の部分については「い」についてだけあげて見ても、「五十棲いをすみ」「飯尾いゐのお」「飯高いゐだか」「陰陽ゐんやう」「胆駒山ゐこまやま」などの、契沖の流儀でいえば誤りが見出される。つまり『倭字古今通例全書』とは、定家流の仮名遣書の中で語句の注記までを含めた大増補本であったといえる。

すでにアクセント説を否定し、古典文献に確実な根拠を求める方式を確立していた契沖は、この批評に道理が一貫せず、しかも誤りの多いことを見て激怒し、大著『和字正濫通妨抄』を書いて弁駁した。この書の欄外などに書き込まれた、『倭字古今通例全書』の著者に対する嘲罵の歌は有名である。次に一首だけあげておく。

腹黒に学問青き白人は仮名をたがへて赤恥をかく

契沖は『和字正濫通妨抄』で言葉とアクセントとの関係を検討し、中国字音の研究を披瀝し、「伊呂波歌」のよみ方を例示するなど、自己の古語研究のあらゆる知識をはたらかせて、自己の方法の確実さを立証しようとした。かつ『和字正濫鈔』において推定によって仮名遣を定めたところも、できる限り古書の実例で代え、確実さを一層ますことにつとめている。そしてさらに問題になる語の仮名遣の決定の道すじを次の『和字正濫要略』において一層詳密に述べ、学問的に自己の主張の正しさを立証した。

しかし契沖は一七〇一(元禄一四)年に死んだ。没後に契沖の仮名遣の正しさは、いわゆる国学者の間に認められるようになって来た。賀茂真淵の跋文を付した『古言梯(こげんてい)』が楫取魚彦(かとりなひこ)によって著されて、刊行されたのは契沖の死後六四年を経た一七六四(明和元)年のことである。『古言梯』は説明の一切を省き、言葉を一八八三語あげて、問題となる仮名遣を示し、その出典を明示した。これはいわば契沖の『和字正濫鈔』を補充訂正し、かつ簡易化した本であっ

て、その使いやすさによって、世に契沖の仮名遣を広める上で大きな役割を果した。

それがどのような影響を与えたかについて、本居宣長の仮名遣を例として述べてみよう。宣長は若年の頃から和歌をたしなんでいる。それは一七四八年、一九歳でまだ清原栄貞と称していた時から記録され、年ごとに欠かさずに、最晩年に至っており、『石上稿』の名のもとに一括されている。その歌稿の仮名遣は明和のはじめ頃までは定家仮名遣に従っている。しかし、明和元年『古言梯』の刊行の後、『石上稿』の仮名遣は明和四年頃から契沖の仮名遣に代りはじめる。そして明和五年には全く契沖の仮名遣に統一され、以後晩年に至るまで一貫して変るところがない。一七六七(明和四)年刊の『草庵集玉帚』という注釈を見ると宣長は「仮字はちかき世のさだめはよりどころなければとらず。さだかなる証有てみだりならぬ古へのによりつ」と記して、契沖の仮名遣を用いている。ちかき世のさだめとは、定家仮名遣をさしている。

宣長以後になると国学者は、片仮名の文献でも契沖の仮名遣を使うようになる。そしてこの古代の仮名遣の事実は、単に用字法上の問題でなく、口頭の発音が今と異っていた結果として文字に使い分けがあったのだということが認識されるようになって来た。例えば富士谷成章は『北辺随筆』にそのことを書き、加藤美樹の説は『古言梯』の附言に掲載された。ここにはそれをうけた本居宣長の言葉を引いておく。すなわち、『古事記伝』の一の巻に次のように書いてある。

> 仮字用格のこと、大かた天暦のころより以往の書どもは、みな正しくして、伊韋延恵於袁の音、又下に連れる、波比布閇本と、阿伊宇延於和韋宇恵袁とのたぐひ、みだれ誤りたること一ッもなし、其はみな恒に口にいふ語の音に、差別ありけるから、物に書にも、おのづからその仮字の差別は有けるなり

こうして契沖の仮名遣は『古言梯』などによってまず国学者の間に広まって行き、擬古文の制作のために使われ、次第に広まった。しかし、世間一般ではどうかといえば黄表紙や、人情本、合巻等江戸時代の出版物に、これは直ち

に使われたのではなく、それぞれに思い思いの仮名が使われていた。それなのに明治政府の小学校教育に関しては、榊原芳野のような、国学者の系譜にある人物が文部省に有力であったから、学校教育の中へ、契沖の仮名遣が取り入れられ、多少の曲折はあったが、昭和二〇年までそれによって統一が保たれていたわけである。

なおここで字音の仮名遣の問題にふれておこう。

右に述べたように古典主義の立場が明確に意識され、歌文の対象が『万葉集』の時代にまで拡大され、平仮名のみならず片仮名の世界においても正しく書きたいという意識が広まってくると、漢字の字音の仮名づけ(振り仮名)はどうするのが正しいかという問題が生じる。つまり、漢字についても単にほしいままな振り仮名をするのでなく、由緒正しい振り仮名をつけなければならぬという意識が強まって来た。ことに室町時代以来、アウ、カウ、サウ、アフ、カフ、サフ……から転成した母音ɔːと、オウ、コウ、ソウ、オフ、コフ、ソフから転成した母音oːとが生じ、江戸時代中期にはそれが全く混同されるようになって来た。それ故、例えば「相」の字音はサウなのか、ソウなのか、「曾(ソウ)」と同じか違うかということが、古言研究の上から問題にされて来た。たとえば、相模と書いて何故サガミと読むかを問題にした際には、相の字音がsiaŋであること、そのsiaの部分をサで、ŋをウで写したのだということを知らなければ、これを解くことはできない。また三郎と書いて何故サブラウと仮名をつけるかについても、三の古い音がsamであったことを知らなければならない。samlaŋをサブラウと仮名にあてたものだからである。

このような問題に当面した学者は、一字一字の漢字について、どのように仮名をあてるが正しいかを問題にする。それを最も組織的に研究し、その結論を総括的に提示したのは本居宣長である。宣長は、乎・弘・廻・惋・哀・遠・越という万葉仮名に、オの仮名をあてるべきか、ヲの仮名をあてるべきかについて思いなやみ、僧文雄の『磨光韻鏡』『和字大観抄』『三音正譌』等に大いに学ぶところがあり、それらの万葉仮名にはヲの仮名をあてるべしという結論に達した。これは鎌倉時代以来一般的であったアイウエヲ、ワヰウヱオという当時の五十音図の誤りを訂するもの

で今日から見れば何のこともないが、実は重要な発見であった。

このように宣長は僧文雄の著書から多くを学び、それによって古い日本の漢字音を整理したが、それは古代の地名の表記なども参考にした精密な研究へと進展した。例えば言屋（イフヤ）という地名を揖屋（イフヤ）とも書く。また、以夫須岐（イブスキ）という地名を揖宿（イフスキ）とも書く。今日揖はユウとよむが、それはイフ→イウ→ユウという変化を経たものなのだから、正しくは「揖」という漢字にはイフという仮名をあてるべきであるというようなことである。そして宣長はこれを『字音仮字用格』にまとめた。しかし、宣長は吹、垂、睡、錐、誰、水にスヰと仮名をあて、追、墜にツヰ、累類にルヰとあてるなど、宣長の誤解にもとづく決定をした部分もある。また宣長は漢字の尾子音の-m -n -ŋを区別しなかったから、古代の字音の研究としては行き届かないところを生じた。

しかしこれは宣長の研究であることによって国学者の間に信頼されて広まり、国学者を通路として明治時代の学校教育に取り入れられた。その結果、蝶の字音は正しくはテフであるから、チョウチョウをテフテフと書かなければならないとするように展開した。古い字音の研究は今日の国語学の中でも専門的な、むつかしい分野であって、方法的にも資料的にも限られた領域の一つである。字音の仮名遣は世間一般の人々にとってその原理が十分説明されなかったことも手伝って実行困難な部分に属した。これが仮名遣の問題として和語の仮名遣と一緒にして論じられた結果、仮名遣の学習は困難だということとなり、仮名遣改訂運動に一つの動機を与えた。

## 六　石塚龍麿の『仮字遣奥山路』

仮名遣という問題は、「伊呂波歌」の四七字をどう使い分けるかという問題意識によってはじめて取り上げられた問題であった。それは、い・ゐ・ひ、え・ゑ・へ、お・を・ほの使い分けから始まって、室町時代からは、わ・は、

う・ふ・むの使い分けなどにまで広がり、江戸時代に入ると、ず・づ、じ・ぢの使い分けへとその課題を広げて行った。しかしそれもすべて伊呂波四七字の内部での問題であった。

ところが、江戸時代に入り新しい文体の文章が井原西鶴や近松門左衛門によって書かれ、新しいジャンルがそれぞれの文体で世に行われるようになると、平安時代の女流文学ふうの文体の文章は擬古文として国学者たちによって書かれることが多くなった。国学者は一語一語を大切にする古典主義の立場に立っていたから、仮名遣についても『万葉集』以下の古典の用字を規範とすることを正しいと見なした。そして国学者の研究の対象が『万葉集』から『古事記』へと拡大され、その研究が精密化して行く途中で、『古事記伝』の著者、本居宣長は、『古事記』の用字法の中に特殊な事実のあることに気づいた。それは従来の仮名遣問題が「伊呂波歌」の内部にとどまるものであったに対して、万葉仮名——漢字をそのまま使う万葉仮名文献に、伊呂波四七字では区別できない事実が存在するということであった。本居宣長はそれを次のように述べている。

さて又同音の中にも、其ノ言に随ひて、用フる仮字異にして、各定まれること多くあり。其例をいはゞ、コの仮字には、普く許古ノ二字を用ひたる中に、子には古ノ字をのみ書て、許ノ字を書ることなく、(彦壮士などのコも同じ。)メの仮字には、普く米売ノ二字を用ひたる中に、女には売ノ字をのみ書て、米ノ字を書ることなく、(姫処女などのメも同じ。)キには、伎岐紀を普く用ひたる中に、木城には紀をのみ書て、伎岐をかゝず。トには登斗刀を普く用ひたる中に、戸太問のトには、斗刀をのみ書て、登をかゝず。ミには美微を普く用ひたる中に、神のミ木草の実には、微をのみ書て、美を書ず。モには毛母を普く用ひたる中に、妹百雲などのモには、毛をのみ書て、母をかゝず。ヒには、比肥を普く用ひたる中に、火には肥をのみ書て、比をかゝず。生のヒには、斐をのみ書て、比肥をかゝず。ビには、備毘を用ひたる中に、彦姫のヒの濁リには、毘をのみ書て、備を書ず。ケには、気祁を用ひたる中に、別のケには、気をのみ書て、祁を書ず。辞のケリのケには、祁をのみ書て、気をかゝず。

ギ。には、藝を普く用ひたるに、過禱のギ。には、疑ノ字をのみ書て、藝を書ず。ソ。には、曾蘇を用ひたる中に、虚空のソ。には、蘇をのみ書て、曾をかゝず。ヨ。には、余与用を用ひたる中に、自の意のヨ。には、用をのみ書て、余与をかゝず。ヌ。には、奴怒を普く用ひたる中に、野角忍篠楽など、後ノ世はノといふヌ。には、怒をのみ書て、奴をかゝず。右は記中に同ジ言の数処に出たるを験て、此レ彼レ挙たるのみなり。此ノ類の定まり、なほ余にも多かり。此レは此ノ記のみならず、書紀万葉などの仮字にも、此ノ定まりほのぐ見えたれど、其はいまだ遍くもえ験ず。なほこまかに考ふべきことなり。然れども、此記の正しく精しきには及ばざるものぞ。抑此ノ事は、人のいまだ得見顕さぬことなるを、己始メて見得たるに、凡て古語を解く助となること、いと多きぞかし。

宣長のこの発見は、『古事記』の万葉仮名が徹底した一字一音主義によって使われていることに助けられてなされたものである。宣長は右に見る通り、一部の単語に用いる仮字が一定しているという事実を記すとともにこれは特殊な限定された単語にとどまる事実でなく、現象として一般化されるものらしいことを書き、また古語理解のための有力な方法であることを記したわけである。

弟子石塚龍麿は、師の右の言によって、これを実際に『記』『紀』『万葉』に徴して、個々の事実を明らかにしようとした。龍麿は丹念な性格の人であったと見えて、万葉仮名の一つ一つについてそれがどのような言葉に用いられるかを次々に検証した。その結果、キ・ヒ・ミ・ケ・ヘ・メ・コ・ソ・ト・ノ・モ・ヨ・ロおよびその濁音に従来全く知られていない万葉仮名使用上の区別があることを発見した。それの一例をあげれば次のごとくである。

メの万葉仮名としては、謎、売、面、米、梅、などがあるのだが、これらの用例を見るとそれぞれの使われる言葉に、ある片寄りが見られる。それは甲・乙の二つの群になることを石塚龍麿は見たのである。つまり、

甲の群　万葉仮名　それを使う言葉

売　皇、姫、女、あやめ、歩め(命令)、恨めし、召す、少女……

謎　天の探女、姫、女、少女……
綿　醸める、少女

乙の群

米　天、雨、夢、芽、為、攻め、染め、春雨、目、廻り、治め、求め……
梅　天、雨、亀、芽、目、止めむ……
妹　天

これを見ると、「売」「謎」「綿」という万葉仮名は「少女」という単語のメの部分を書く点で共通している。また、「姫」「女」という言葉は実に数多く使われてるが、それらはほとんどすべて「売」「謎」で書かれている。

ところが乙の群を見ると、そこにある単語が甲の群とがらりと異なることに気づくだろう。そして「米」で書く言葉と、「梅」で書く言葉との間に多数の共通のあることも一目瞭然である。そして「妹」はただ一回しか使われないが、「天」を書いているから、「米」「梅」の仲間に入ると判断できる。

してみると、万葉仮名には同じメの音を表わすと見られていた「謎」「売」「綿」「米」「梅」「妹」……が、その内部で二つの群に分れること、そしてそれは、「謎・売・綿……」の群と、「米・梅・妹……」の群であることが分る。

石塚龍麿はこうした万葉仮名使用上の区別が奈良時代にあった以上、われわれが万葉仮名で擬古文を書くには、この仮名の区別を明らかにして行くべきであると考えた。それは、まさに「伊呂波歌」における同音の仮名の使い分けと同じ考えによるもので、表記行為の規範の設定と、その規範を守る行為である。それ故、龍麿はこの事実の報告とともに、書き分けの規範の設定という二つのことを同時に行うことを考え、その著に『仮字遣奥山路』と名づけた。

しかし、この前人未知の事実の存在を理解してもらうだけでも容易でないところへ、併せて規範設定のため、こまごました注記を加えなどした結果、この書物の内容は極めて錯雑したものとなった。また龍麿自身はこの二つの類別

が奈良時代の発音上の区別の反映であることに思い至らなかった。それがため、説明は透徹を欠き、人々の理解が得られずにこの研究と意見とは出版の予告だけで、埋れてしまった。

これが明治時代におけるこの事実の再発見者橋本進吉によって取り上げられたときには、それは擬古文のための万葉仮名の使い方の規範としてではなく、上代語における音韻体系の研究の手順の問題と化していた。そしてこれは、周知のように、日本語の系統論の一つの支柱となるほどの発展を見せるが、それは「仮名の用法」という問題からは、はるか離れた地点での問題である。

（1） 石坂正蔵「定家の区別した仮名について」(『国語学』四六集、一九六〇年)の諸説に賛意を表したい。なお定家自筆本では「ゐ」の使用が問題であるが、これは「お」の仲間か「を」の仲間か、または別の意図で用いたか問題である。なおよく研究の要がある。小松英雄「藤原定家の文字づかい――『を』『お』の中和を中心として――」(『言語生活』一九七四年五月)。小笠原一「定家自筆本のかなの用法――「越」の場合――」(『学芸国語国文学』一九七六年一月)。

（2） 小松英雄「三巻本『色葉字類抄』における「ヲ」「オ」の分布とその分析」(『国語学』六九集、一九六七年)。

（3） 大野晋「仮名遣の起源について」(『国語と国文学』一九五〇年一二月)。

（4） 以前の調査によれば『色葉字類抄』の「を」の部、「お」の部の和語の、語頭のアクセントは次の通りであった。

| | 語数 | 上声 | 平声 | 未詳 | 存疑 |
|---|---|---|---|---|---|
| 「を」の部 | 一四〇 | 一二七 | 〇 | 一一 | 二 |
| 「お」の部 | 二九八 | 二 | 二七六 | 一六 | 三 |

（5） 前掲、小松英雄論文(注2)。

（6） 大野晋「藤原定家の仮名遣について」(『国語学』七二集、一九六八年)。

# 8 日本のローマ字

日下部文夫

# 一　ローマ字と日本

## 1　日本でいう「ローマ字」

「なまえは、ローマ字で書いてください。」といわれるようなことがある。ローマ字とはなにかといえば、アルファベット(すなわちＡＢＣ以下Ｚに至る二六字母)のことである。

ところで、世間で「ローマ字」ということばを実際にどのような場合に使うかというならば、アルファベットで日本語を書いたローマ字文について、その表記を指していうのがふつうであろう。この場合、文字そのものだけでなく、ローマ字書きされた語形や文が和文や欧文と対比されているのである。「横文字」という俗語が、文字ばかりでなく、アルファベットで書かれたことばまで含む響きのあるのと似ている。「英字」といったときにそのつづりや英文から字母だけが切り離されるのとは異なっている。

この文字を欧米では、ローマン・アルファベットとはめったにいわず、ふつうラテン・アルファベットという。そのラテン字母二六字こそ本来のローマ字であるはずなのだが、……。

字母としてのローマ字であれ、日本語表記としてのローマ字であれ、現代社会はそれらから逃がれられない。その存在には、歴史的・社会的に顕在する必要と、言語的・本質的に潜在する必然とが認められる。

## 2　社会における現状

言語の民族的性格は、時に大暴動の種となるほど強い。文字は民族の壁をこえ、諸民族の間でひとつのものが学ばれ、共用される国際性を持っている。他方、一定の思想・信仰や社会制度と結ばれて、その流布・興亡をともにしてきている。漢字は漢語と結びついているというより、儒教や科挙官僚制とともに普及した。ギリシア文字(キリル文字・コプト文字)は東方キリスト教会、ラテン文字は西方キリスト教会(ローマン体がカトリック、ゴシック体がプロテスタント)と一体になってひろまった。一七、八世紀以来、ローマ字が近代主義の象徴となって、もっとも高い国際性を手に入れた。

最初に日本にはいったローマ字は、宗教改革後のカトリック布教の一環として、近代にさきがけた活版印刷術にのってきた。明治時代のローマ字にもプロテスタントの布教活動がかかわっていた。それらの動きを通じて、近代化の潮が日本を洗ってきた。その間、商人としてのオランダとの接触から生まれた蘭学がその潮見台となっていた。

現在、国際化したわが国の生活をみると、経済活動や技術とからんで、ラテン字母が日常の中に断片的に融けこみ、また分野によってはローマ字書きが活用されている。

いわゆる欧文脈のものとしてＡＢＣが街頭・紙面に見られる。駅名・道路表示や、ＮＡＴＯ、ＳＯＮＹなどもそうだが、ＮＨＫ、ＫＤＤ、ＳＥＩＫＯ、ＴＯＴＯのようなものは、ローマ字で記憶され、某(なにがし)のかわりにＡ・Ｂあるいは当人の頭文字(イニシャル)が用いられ、持ち物にネームがつけられ、プロ野球にはＯＮ砲があり、なになにＫＫなども用いられる。字形によって、Ｓ字形、Ｕターン、Ｏ脚などの造語が通用もする。数式や計量の中でラテン字母が記号として使われる。しかるべき印刷所では欧文活字を持ち、欧文の組版にも応ずる用意がある。

国際間では日本語のローマ字書きが避けられないことはいうまでもない。一方、韓国が日本・中国とともに漢字圏

にあることが、その朝鮮文字専用・漢字廃止の試みを妨げたと思われる。その試みが成功したとき、隣国のあて名にさえローマ字書きを必要とするだろう。

## 3　字母文字としての機能

言語の形式は、その継起的最小単位である子音・母音の連鎖によって構成されている。そして、文字の本質は継起的に展開する言語形式を追って、その配列を空間的に固定するところにある。単語文字から音節文字、さらには字母文字(かな書きでは、ティ・フィなどのように字母文字的用法がある)という文字の発達史は、文字がその本性にしたがって言語単位を発見してきた足跡である。

日本語は、その類型が接着語に属し、母音交替と接尾辞によって語を派生させる。固まる(*kata*-maru)とことる(汁の固くなった状態をいうkoto-ru)とこちこち(*koti-koti*)、語る(*kata*-ru)と言(koto)、なだらか(nada-raka)とのどか(nodo-ka)、挾む(*pasa*-mu)と細(poso)などでは、k-tやn-d-やp-s-のような子音に「形式」の基本が置かれ、交替母音で語義の派生が定められている。また、動詞の自他の交替形、枯れる―枯らす(kar-eru―kar-asu)、上がる―上げる(ag-aru―ag-eru)からは、子音で終わる語根が抽出され、同様に動詞の活用形、上がり―上がる―上がれ(agar-i―agar-u―agar-e)からは、語幹としてagar-が抽出される。語形変化の説明に五十音図を必要としないことになり、現代日本語の規則動詞が強変化(子音語幹)動詞と弱変化(母音語幹)動詞のふたつに集約される。派生にしろ、活用にしろ、日本語のこのような性格は、ローマ字を媒介にして明確になる。

かえりみれば、中国で漢字がそのままの性格でながく使われて現在に至っていることは、語形変化のない中国語の類型的性格のせいかと推察される。かなの発明は、語形変化のある日本語の抵抗のあとである。

こうしてみると、日本語のローマ字書きは、歴史的に日本の近代化のひとつの指標であるとともに、漢字で書かれ

てきてそのかげに隠されてきた日本語の掘りおこされる過程でもある。

## 二　ローマ字つづり方の前史

### 1　キリシタンのつづり

ポルトガル船の漂着で鉄砲が伝来(一五四三(天文一二)年)し、イェズス会のシャビエルが鹿児島に上陸(一五四九(天文一八)年)したのは一六世紀半ばだった。

西ヨーロッパのローマ字の骨格は八、九世紀のカロリング朝にすでに完成していたが、グーテンベルクの活版印刷術の発明(一四五〇)があって印刷文化が始まり、ゴシック体と、それに対抗するローマン体やイタリック体などができていた。新大陸発見や宗教改革があり、コペルニクスの地動説が現われ、新思潮が新技術と結びついて大きな活力が生まれていた。戦国の動乱期を経た日本とヨーロッパの出会いは、実りの多いものになるはずだった。しかし、やがて鎖国令がその発展をおしとどめることになったが、宣教の熱情にかられたパードレ(伴天連)たちの日本語研究は盛になり、イタリア人アレッサンドロ・ワリニャーニが印刷機といくたりかの職工とともに肥前加津佐にきたのが一五九〇(天正一八)年、一六世紀も終わりに近いころだった。これを契機にローマ字書き日本語の文献が刊行されるようになった。

今日残る最古のローマ字日本語刊本は、使徒行伝『サントスの御作業の内抜書』二巻七七一頁(一五九一(天正一九)年)である。その翌年から一六三二年までに、『どちりな・きりしたん』『ヒイデスの導師、一名信心録』『コンテムツス・ムンヂ』『しゅくゎんのマヌアル』『ビルゼン・サンタ・マリヤの貴きロザリヨの修業と同くセズスの御名のコフ

ラヂヤに当る略の記録』『ビルゼン・サンタ・マリヤの貴きロザリヨのヂャルダンとて花園に喩ゆる経、同じくセズスのコレヂヤのレヒメントの略』『コンフェション』などが続刊された。

こうしたキリシタン教義に関したもののほかに、天草本『平家物語』“Nifon no cotoba to Historia uo narai xiran to fossvrv fito no tameni xeva ni yavaragvetarv Feiqe no Monogatari,” 1593、や『伊會保物語』“Esopo ga Tçvcvrimonogatari no nuqigaqi, Esopo no Fabvlas. Latinuo vaxite Nippon no cuchito nasu mono nari,” 1593、のような日本の読み物ができ、また、長崎本『日葡辞書』“Vocabvlario da lingoa de Iapam,” 1603 やロドリゲスの長崎本『日本大文典』“Arte da Lingoa de Iapam,” 1604,08 のような語学書が刊行された。

これらのキリシタン文献によって本格的なローマ字表記が現われた。もっぱら宣教師の便宜のために書かれたので、そのつづり方は、ポルトガル・イスパニアの正書法を手本とする当時の日本語の転写法であった。語学書にある発音案内とともに、そのつづりが当時の音韻資料として貴重な存在になっている。たとえば、ハ行頭子音のf、「セ」の子音x、オ列長音の開合ǒとô、鼻濁音などである。

f、ハ行頭子音、音価は無声両唇摩擦音。D・コリャドの解説(『日本文典』“Ars Grammaticae Japonicae Linguae,” Roma, 1632)で「hのようにいう。しかし、そのhは完全なものではなく、fとhの中間のもので、両唇を合わせて閉じるが、充分には閉じない。」とされている。

x、「シ・セ・シャ・シュ・ショ」の頭子音である。「セ」の当時の音価は「シェ」。これに平行してjが「ジ・ゼ・ジャ・ジュ・ジョ」の頭子音をあらわす。なお、「ヂ」はgi、「ヅ」はzzuまたはdzuで、「ジ」のji、「ズ」のzuと区別されている。「チ・ツ」はchi, tçuとされているので当時から破擦音だった。

ǒ、オ段開長音であり、音価は半広奥母音である。たとえば、cǒcǒ(孝行)、tentǒ(天道)、sǒtǒ(相当)、mǒsu(申す)、vxinǒ(失う)。

ô、オ段合長音、音価は半狭奥母音。たとえば、fôcô(奉公)、cãyô(肝要)、vôxe(仰せ)、vomô(思う)。Firando(平戸)、Nangasaqui(長崎)などと書かれたように、ロドリゲスによれば、通鼻音や濁音の前では鼻母音が用いられたことが指摘されている。

音節末にtが現われる。たとえば、taixet(大切)、guedat(解脱)、fitgiô(必定)、fitjet(筆舌)など。これで狂言で「今日は」がコンニッタと連声をおこし、「仏恩」がブットンと読まれるわけもわかる。

つづりの上では、ポルトガルふうの読みを考え「キ・ケ」をqi qe、「ギ・ゲ」をgui, gueとしている。拗長音については、quiŏ, guiŏ, giŏ や gueô, giô, また fiŏ, biŏ, riŏ や beô, reô とつづられ、また、短音 riu(リュ)、gui(ギ)に対して長音は riu(リウ)、guy(グイ)のようにつづり分けられた。

これらのローマ字は、日本語の学習や布教の用具として宣教師に用いられ、日本の信者の間では、当時の武将(大友宗麟、細川忠興、黒田如水、黒田長政ら)の印鑑に用いられるなど、身辺の断片的な使用にとどまった。これらの表記法は、ヨーロッパでのちのちに引き継がれた。たとえば、フランスふうに変わりながらも、この表記法はレオン・パジェスの『日仏辞典』(一八六八)に用いられている。

## 2 オランダ式と蘭学式のつづり

ヴァン・オーヴェルメール・フィッスヘルの『日本風俗備考』(一八三二(天保三)年)でオランダ式つづりを見ることができる。その特徴は、まず母音について、ウ段音の母音をoe二字で表わすことにある。ただし、拗音節ではsu(シュ)、tsju(チュ)のようにu一字が用いられている。子音の表記では、ヤ行頭子音にjを用い、拗音表記にも、sjo(ショ)、zju(ジュ)のようにjを活用している。

シ・スがsi, soe、チ・チュ・チョがtsi, tsoe、tsju, tsjo、ジ・ジュがzi, zjuとなっている。

ハ行頭子音はhとfで分担され、ha, fi(hi), foe, he, hoとなっている。

J・J・ホフマンの『日本語文法』(一八六八)は、音声学的観察が鋭く、たとえば「火」がfi, hi, psi, fsiとなり、「人」がfĭto, hĭto, stoと発音されるといい、ジ・ズがnzi, nzuともdzi, dzuとも発音されるといいながら、つづりは別に用意している。英文で書かれたせいか、ウ段音はuで記されている。シ・ス・セがschi, su, sche、チ・ツがtsi, tsuまたはti, tu、ジ・ズがzi, zu、ヂ・ヅがdzi, dzu、シャ・チャ・ジャ・ヂャがša, siya・tša, tsĭya, tsya・ža, zĭya・dža, dzĭya, dzya、ハ行音がha, hi, hu, he, ho, と書かれている。

なお、語の表記では、フィッスヘルも、ホフマンも無声化した母音のiとuを省いている。naru→nar, yomu→yomなどのほか、シ・スがs、チ・ツがts、クがkf(←kfoe)となる。クには、気音が聞かれたものであろう。

ちなみに、蘭学者の考えたつづりは、五十音図の各段、各行にそれぞれ同一字母を配当する、五十音図式である。これは、日本人の主体的反応であるので、あとで改めてとりあげることにする。

## 3 ドイツ式つづり

E・ケンペルには、『日本見聞録』(一六九三(元禄六)年)、『日本帝国誌』(一七二七(享保一二)年)があり、その中のローマ字つづり方は、シ・チ・ジ・ヂがssi, si, sy・tsi, tzi・zi・dsi, dzi、ス・ツ・ズ・ヅがssu, su・tsu, tzu・zu・dsu, dzuである、オランダ式に通ずる特徴が見られる。なお、フがfu vu、それ以外のハ行音には、h f vが共用されている。

シーボルトの『日本』(一八四〇(天保一一)年)では、シにsi, schi, s'、セにse, sche、チにtsi, tschi、ツにtsu, tu, ts'、ジにzi, szi, ji、ゼにze, sze、ヂにdsi、ズにzu, szu、ヅにdsuが当てられ、フがfuであるほか、ハ行音にはh fが共用されている。ラ行音にはr lが共用され、ワ行音にはw vが共用されている。この特徴は、schとかszのようなド

イツふうの用字が見られる点である。なお、両者に共通してエにjeが当ててある。

## 4　フランス式つづり

レオン・パジェス『日仏辞典』では、シにchi, si、チにtchi、ジにji、ヂにdgi、スにsou、ツにtsou、ズにzou、ヅにdzouのほか、カ行のca, ki, cou, ke, co、ガ行のga, ghi, gou, ghe, go、ワ行のワoua、ヲouo, wo, voなどが見られる。母音表記のou、子音のch, tchやc, gh、拗音のニャnhaにフランスふうの特徴が見られる。拗音表記にはiをつかってkia, dgiaとし、シャ、チャ、ジャ、ニャはcha, tcha, ja, nhaである。

レオン・ド・ロニー『和仏会話対訳』(一八六五(慶応元)年)では、si, tsi, zi, dziや、soŭ, tsoŭ, zu, dzoŭとなって母音にouを残しているほかは、オランダ式である。拗音にはiの代りにyを採用しsyo, zyou, tsya, dzyouなどのようになっているのもオランダ式である。かれの『日本詞藻』(一八七一)は、ouをuに改め、si, tsi, zi, dzi・sya, tsya, zya, dzya・su, tsu, zu, dzu・syo, tsyo, zyo, dzyoなどとなっている。

## 5　英語式つづり

S・R・ブラウン『口語日本語——日英会話と談話文』(一八六三(文久三)年)では、五母音a i u e oと、頭子音k ng s z (dz) t d n h b p m y r wを基本とし、シチジヂをshi, chi, ji, ji、スツズヅをsz, tsz, dz, dzとしている。sh ch jの用法がイギリスふうである。ウ段音における-zの用法に特徴がある。母音字を省いて、h'to(人)、k'ta(来た)、sh'ta(した)、watak'shi(私)などと書く。拗音は、giyosha(馭者)とかhiaku(百)とかしている。

J・C・ヘボン『和英語林集成』(上海版、一八六七(慶応三)年)は、原則としてはブラウン方式である。ただし、ガ行頭子音をngではなくgに改めている。shi, chi, ji, ji・sz, tsz, dz, dzや、母音省略、h'to, ch'sha, sh'chi, f'tatsu,

atskai など、ブラウンのままである。
のちに、この辞書の横浜版(第二版、一八七二)や、W・G・アストン『日本口語文典』(一八八八)では、su, tsu, dzu, dzu に改め、母音省略をしていない。ヘボンの辞書の第三版で、dzu は zu と改められた。
B・H・チャンブレン『日本口語便覧』(一八八八)も同様だが、かれはアストンとともにズ zu とヅ dzu の書き分けを試みている。
英学を背景にして、ヘボンの辞書がひろく用いられたので、この系統のつづりは、ヘボンの名が代表する。ヘボン

| 標準ローマ字つづり表(修正ヘボン式) | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| a | i | u | e | o | | | |
| ka | ki | ku | ke | ko | kya | kyu | kyo |
| sa | (si) | su | se | so | | | |
| sha | shi | shu | (she) | sho | | | |
| ta | (ti) | (tu) | te | to | | | |
| cha | chi | chu | che | cho | | | |
| (tsa) | (tsi) | tsu | (tse) | (tso) | | | |
| na | ni | nu | ne | no | nya | nyu | nyo |
| ha | hi | (hu) | he | ho | hya | hyu | hyo |
| (fa) | (fi) | fu | (fe) | (fo) | | | |
| ma | mi | mu | me | mo | mya | myu | myo |
| ya | (yi) | yu | (ye) | yo | | | |
| ra | ri | ru | re | ro | rya | ryu | ryo |
| wa | (wi) | (wu) | (we) | (wo) | | | |
| ga | gi | gu | ge | go | gya | gyu | gyo |
| za | (zi) | zu | ze | zo | | | |
| ja | ji | ju | (je) | jo | | | |
| da | (di) | (du) | de | do | | | |
| ba | bi | bu | be | bo | bya | byu | byo |
| pa | pi | pu | pe | po | pya | pyu | pyo |
| (va) | (vi) | (vu) | (ve) | (vo) | | | |

1. 撥音ハ n デ綴ル, 但シ唇音 b, m, p ノ前ノンハ m デ綴ルコトハ認用サレテイル. gunkan, amma.
2. 促音ハ次ニ来ル子音ノ一字ヲカサネテ綴ル. タダシソノ字ガ c ノ場合ニハ t ヲ加エテ綴ル. kokki, itchi.
3. 長音ニハ母音ノ上ニ ^ ヲ附ケル. 古イ形デハ ¯ ヲツケタモノモアル.
4. 母音ト y ノ前ニ n ノ来タ場合ニハ ' 印ヲ入レル. hon'i, kon'ya.

の辞書の第三版が丸善から出た(一八八六)が、それにさきだって、「ローマ字」の普及をはかる結社「羅馬字会」(一八八五―一八九二)ができて、"Rômaji Zasshi"が創刊(一八八五)された。一方、チャンブレン、C・S・イビィ、外山正一、寺尾寿、神田乃武、矢田部良吉の起草した「羅馬字にて日本語の書き方」(一八八五)が書き方取調べ委員四〇名の投票によって、採択された(一八八五)。いわゆる「ローマ字会式」である。dzu→zu、kio→kyoなどとヘボンのつづりを改めているが、ヘボンは第三版でこれに従っているので、またまたヘボンの名がこのつづりを代表することになった。

明治の末年(一九〇五)に、改めて「ローマ字ひろめ会」ができた。一九〇八年、「ロオマ字綴り方取調委員」一〇名でさきの「ローマ字会式」を改めて標準的つづりと認め、評議員総会を経て、「大日本標準式ローマ字綴り方」(略して標準式)とした。ローマ字会式とは、ほとんど変るところがない。これが今日のいわゆる(修正)ヘボン式である。

(表参照)

## 三　ローマ字国字論とつづり方

### 1　国字論の発生

ローマ字書き日本語(ローマ文)で必ず問われることのひとつは、つづり方の適否であり、もうひとつは、その活用法、国字論の適否である。

キリシタンのローマ字に接した日本人は、それを宣教師の手許から、ただそのあるがままに受けいれるばかりであった。その触れあいは短かかったし、キリシタン禁制のせいもあってか、長文のローマ字書きが日本人の手で積極的

に試みられるまでには到らなかった。

その後、百数十年して、新井白石がイタリア人宣教師シローテ(G・B・シドッチ)に小石川切支丹屋敷で会うことになる。その対談備忘録『西洋紀聞』三巻は、秘本とされていたが、その中巻にアルファベットに触れて、「其字母僅に二十余字一切の音を貫けり、文省き、義広くして、其妙天下に遺音なし。」とし、注をして、「漢の文字万有余、強識の人にあらずしては、暗記すべからず、しかれども猶声ありて字なきあり、さらばまた多しといへども尽さざる所あり、徒に其心力を費すのみ。」と述べている。

これは、ただ対比考察であって、必ずしも「諸国用ゆる所の」ラテン字母を日本語に適用したいという主張ではなかった。しかし、当代の有識者・経世家であるとともに有数な言語学者であったかれの評言は、無視できない重みを持っている。鎖国日本の内側にローマ字に対する自主的判断のきざしが見られたのである。

このような自覚ないし反省は、安藤昌益『統道真伝』万国巻、森島忠良『紅毛雑話』(一七八七(天明七)年)、本多利明『西域物語』(一七九八(寛政一〇)年)、賀茂真淵『国意考』(一八〇六)、などに続いて現われている。鎖国で海外の情報に接しにくい中で、アルファベットを学ぶか、またはその消息に接した少数者が積極的な評価をそれに与えるようになっていたことがしられる。

単に文字の繁簡に限らず、杉田玄白は、「漢学は章を飾れる文ゆえ、その開け遅く、蘭学は実事をそのまま記せしものゆえ、取り受けはやく、開け早かりしか……」(『蘭学事始』、一八一五(文化一二)年)といい、大槻玄沢は「文章を飾るなど云ことなき質樸なる風俗にて実地を踏み、事の簡径なるを先きとする国俗ゆへに、常話も書籍に著すことも同様にて、別に文章の辞と云ものなし」(『蘭学階梯』、一七八三(天明三)年)と述べている。本居宣長の漢文観にも通ずる。

こうした流れは、ついに前島密、南部義籌に至っている。前島密は、建白書「漢字御廃止之議」(慶応二(一八六七)年一二月)を経て、「興国文廃漢字議」(一八七四)の末尾に近く「将来五洲ノ文字一ニ羅馬ノアルハベットニ帰スルノ勢

アリ、故ニ今国字ヲ用フル八直ニ羅馬字ヲ用フルニ如カズト。此論固ヨリ然リ」と述べ、漢学者、南部義籌は、「修国語論」(一八六九)を建白して、洋字を仮りて国語を修めることによって、日本中の人が国学を勉強せざるを得なくなり、そののちに漢・洋の学問を修めれば、根本ができ、道がひらけると主張している。

こうした論議は、「明六社」「共存同衆」などの同人を中心に盛んになり、西周「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」(『明六雑誌』一号、一八七四)は、表記例を示している。それは、si zi、su tu、zu du などの蘭学(者)式を継いでいる。南部義籌も同じ蘭学式で『土佐日記』『四書素読指掌』を書いている。

明治初年に至るころの日本人の発想では、このような五十音図式つづりが行われたのである。

## 2 ローマ字運動の出発

「羅馬字会」結成の気運を開いた矢田部良吉の「羅馬字ヲ以テ日本語ヲ綴ルノ説」(『東洋学芸雑誌』七・八号、一八八二)の例文では、shi, chi, ji などようやく英語式の勢力の及んだことを思わせる。ついで外山正一の「羅馬字ヲ主張スル者ニ告グ」(『東洋学芸雑誌』三四号、一八八四)にこたえて結成された「羅馬字会」では、それが過半の勢力となったようである。そこで、「羅馬字会」がこの英語式つづりを制式に選んだのは、前章の末尾に述べた通りである。当時、蘭学系の五十音図式つづり方は、小差で退けられた。

田中館愛橘の「(本会雑誌ヲ羅馬字ニテ発兌スルノ発議及ヒ)羅馬字用法意見」と「発音考」(『理学協会雑誌』一六・一七号、一八八五)は、改めて蘭学系のつづり方を推奨した。五十音図の各段に a i u e o を配当し、各行にも、それぞれ k g s z t d n h b p m y r w を配当して、同行の音は同一字母を共有して変わることがない。それは、ヤ行 ya yi yu ye yo、ワ行 wa wi wu we wo にまで及んでいる。拗音もその字母に ya yu yo をそえて、その原則を変えることがない。なお、次の通り例が示されている。

kono heimenno Sankaku　此の(球面では無い)平面の三角
kono Heimen no Sankaku　(彼の平面のでない)此平面にある三角
Mozi wo atosakini kaki　文字を逆転して書き
Mozi wo Atosaki ni kaki　文字を後と前とに書き

この名詞を大文字で書く方式は、田丸卓郎の「日本式羅馬字」(『東洋学芸雑誌』二九三号、一九〇六)にも引き継がれた。そこで、このつづり方が始めて日本式羅馬字(ローマ)と呼ばれた。

すでに一八七八年、J・A・ユーイングの指導で蓄音機の逆まわし実験を経験していた田中館は、音の聴きとりや発し方に各国語ごとの特性があることをさとり、その見地に立って音図本位のつづり方を見直したのであった。「向ノ人カ我国ヘ来テ我国ノ犬猫ヲ聞テモ矢張リバウ、ミウト云フ、シテ英吉利ノ猫カ我国ヘ来テ居ナケレバ、迂生ハ未タ其声ヲ聞シヿガナケレ共向カラ舶来ノ犬ノ声ヲ聞ケバ矢張リワント聞ヘル」(『発音考』六、発音ノ取調方)というのは、かれの見地を劇的に表わしたものである。

「羅馬字会」で書き方調べ直しの動議を出したが通らず、かれは同志を語らって、"Rômazi Sinsi"(『ローマ字新誌』、一八八六)を発刊している。こうして、ローマ字運動の当初から、英語式のつづりと五十音図式のつづりとの、両者の対立拮抗が見られるのである。

### 3　ローマ字文の実践

「羅馬字会」は、一八九二年に立ち消えになった。その一〇年のち、国語調査委員会が「文字ハ音韻文字ヲ採用スルコトトシ仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト。」にしてはじまり、一九〇四年には「仮名羅馬字優劣比較一覧」を出した。

「ローマ字ひろめ会」が一九〇五年にでき、機関紙“Rômaji”を出し始めた。観念的な主張を離れて、ローマ字文が書かれ、文芸的な実作も試みられるようになった。雑誌『明星』や『早稲田文学』などにもローマ字詩などが頻繁に現われた。茅野蕭々、北原白秋、与謝野寛、平野万里、秋庭俊彦、上田敏、吉井勇、窪田空穂、島村抱月、巌谷小波、相馬御風、人見東明、中村星湖、片上天弦、秋田雨雀、服部嘉香、土岐哀果、若山牧水、前田夕暮らが活躍し、のちにローマ字書きの作句もした荻原井泉水もこのころから活動した。

ひき続いて、石川啄木の『ローマ字日記』(一九〇九―一九一二)や土岐哀果の“Nakiwarai”1910、北原白秋の“Omoide”1911などが出た。

さらに大正にはいって、田丸卓郎の“Sindô”1912、池野成一郎の“Zikken Idengaku”1913、桑木厳翼の“Seiyô Kinsei Tetugakusi”1925、などが続いた。寺田寅彦の随筆、田丸卓郎の“Rikigaku”1935、などもこの中から生まれてくる。

こうした時代に先立つ一九〇〇年に、国語調査委員会設置法の公布と並んで、文部省は、「羅馬字書方調査報告」(委員一一名)を発表した。それは一種の妥協案で、si, sya, syu, syoを認めながら、ji ja ju joを認め、チ・ツ・チャ・チュ・チョをci, tsu, ca, cu, coとつづっている。無声化母音の省略、母音間にy、wの挿入を考慮するなど語の表記をも考慮している。つづりの短縮と読みやすさをはかっているが、実践上ほとんど意味を持たず、その後も無視された。さて、“Rômaji”には、各種のつづり方が並んでいたが、やがて一九〇八年五月に、標準(修正ヘボン)式つづりに統一することになった。しかし、日本式つづり方支持者を無視できなかったので、一〇月には機関紙附録“Nippon-siki Rômazi”を発刊した。これが“Rômazi Sinbun”となり、“Rômazi Sekai”を経て、やがて日本ローマ字会(一九二一創立)の機関紙となった。

田中館・田丸・芳賀(矢一)は、ローマ字出版機関として「日本のローマ字社」を創立(一九〇九)した。その同人は、

一九一二年四月に"Rômazi Sekai"を持って、ローマ字ひろめ会から退くことになったのである。

ここでその支持者たちが袂を分かったふた通りのつづり方は、形式的にはさして違わない。(1) shi, sha, shu, sho対si, sya, syu, syo、(2) chi, cha, chu, cho対ti, tya, tyu, tyo、(3) ji, ja, ju, jo対zi(di), zya(dya), zyu(dyu), zyo(dyo)、(4) tsu対tu、(5) fu対huのほかは一致しているのである。しかし、両者の根底には、本質的な違いがある。つまり、転写法と正書法の対照であり、外国語に馴れた耳で日本語音を書き分けるか、日本語の音韻意識のままに書き記すか、そのいずれであるかということである。外国人研究者たちは、オランダ人をも含めて、日本語習得の便宜を忘れることができなかったし、蘭学者は日本語を母語とする者として、siとsyi(shi)、tiとtyi(chi)、ziとzyi(ji)、tuとtsu、huとfuを対立させない傾きがあった。

明治末年のローマ字ひろめ会からの日本式支持者の離脱は、両式の対立を事実上決定的にした。つづく大正・昭和初期は、ローマ字論の分立期であるが、同時にその実践運動の展開が各方面に見られた時期である。

田丸卓郎『ローマ字国字論』(一九一四)、左近義弼『国字としてのローマ字』(一九一七)、田丸卓郎『ローマ字文の研究』(一九二〇)、今村明恒『東京弁』(一九二一)、日下部重太郎『標準ローマ字文法』(一九二六)、菊沢季生『国字問題の研究』(一九三一)、平岡伴一『国語国字問題文献目録』(一九三二)、後藤格次『ローマ字と口語文典の新しい見方』(一九三二)、日下部重太郎『ローマ字の研究(『国語科学講座 八』)』(一九三四)、斎藤秀一・永田吉太郎『東京方言集』(一九三五)、頼阿佐夫『国語国字問題』(一九三八)、福永恭助・岩倉具実『口語辞典—Hanasikotoba o hiku Zibiki』(一九三九)、佐伯功介『国字問題の理論』(一九四一)などがこの時期に出ている。

総選挙(一九三〇)の投票にローマ字書きが二万五〇〇〇票あらわれる状況であり、リマでローマ字書き日本語雑誌"Nippon to Amerika"(一九三一)が創刊された。そうしたひろがりは、黒滝成至の国語教育運動、高倉輝の農民教育運動、生活協同組合運動、宗教界などとも結びついていった。

研究誌 "Mozi to Gengo" 1934–38 を独力で刊行して、そこで中国のローマ字運動を紹介している斎藤秀一は、『支那語ローマ字化の理論』(一九三六)も翻訳して出した。やがて、国際的な活動に疑いがかけられ、逮捕されるのである。

## 四 国際交流とつづり方

### 1 昭和初期——臨時ローマ字調査会

H・E・パーマーは、文部省に語学教育の顧問として招かれ、音声記号の普及に貢献したイギリスの音声学者である。かれは、一九二二年一〇月の講演で、D・ジョーンズの名をもって「音素」の概念を紹介して、日本式のつづり方を支持した。H・E・パーマー著、宮田斉訳、市河三喜序『国語羅馬字化の原理(The Principles of Romanization)』(一九三三)には、その考え方が示されている。一九二二年は、たまたま、音韻論の建設者、N・S・トルベツコイがウィーン大学教授に迎えられた年であり、その三年後には、アメリカ言語学会の "Language" 創刊号でE・サピアが "Sound patterns in Language" を発表し、さらにその翌年秋には、プラハ言語学サークルが結成され、一九三〇年には、プラハで第一回国際音韻論会議、一九三二年にアムステルダムで第一回国際音声学会議が開催され、いずれも音韻論が基調となっていた。

日本では、一九二六年に音声学協会が発足、『音声学協会会報』(のち『音声学会会報』)が創刊され、その紙上は、三浦勝吉、佐伯功介、大岩正仲、大西雅雄、石黒魯平、神保格、有坂秀世、佐久間鼎、金田一京助、菊沢季生、安藤正次らが音韻観を述べる場となった。

小林英夫が、トルベツコイの音韻論を翻訳紹介し、田口泖三郎が「母音と子音との関係」(『科学』第三巻第一二号、

一九三三）を書き、有坂秀世が『音韻論』（一九三九）を書き、小幡重一が『音』（一九三五）を書くのである。

さて、言語音を同じアルファベットで表記しても、目的にしたがって相違がある。日常の文字表記としての「正書法（orthography）」、読めない他国の文字を書き換える「翻字法（transliteration）」、仮に音韻を示そうとする「転写法（transcription）」、発音のくわしい観察の結果を忠実に記録する「音声表記（phonetic notation）」の区別がある。音声表記は別としても、これら三者のアルファベットの取扱いは、それぞれ異なっていることを認識すべきである。

ローマ字つづり方をめぐっての論争は、国字即ち正書法としてのつづり方に関する意見の対立であった。正書法の望ましい規準についても論議があった。正書法の理想を「一音素に一字」に置くことになり、さらに、その一音素の認め方が課題となった。この課題のあることに気がついたことは、本質的な前進であった。

こうした論議が過熱する傾きがあったが、それは海外から解決を要請されたときで、そのひとつは、昭和初頭の国際地理学会議を中心とする動きである。

一九二七年一〇月国際地理学会議中央局常置地名委員会が日本政府に対し、政府関係の刊行物における日本地名のローマ字つづりの不統一なことに注意を喚起して、その統一を要請した。翌年七月、ケンブリッジの国際地理学会議でさらに日本地名のローマ字つづり方の統一を日本政府に要請する案が提案され、可決された。それは、大正の初めから漸次、中央気象台、陸地測量部、水路部がそれぞれの部内のローマ字を日本式つづり方に統一して、地図・海図でも地名のローマ字つづりが日本式になったのに対して、委員の中にヘボン式にしてほしいという期待をもつものがあったのが契機となった。しかし、決議案からは、「ヘボン式に（統一）」という表現が除かれて可決されたのである。

この気運をとらえて、ローマ字ひろめ会は、一九二八年三月政府に建白して、来るべき一〇月の万国信号書改訂会議において、日本語表記をヘボン式に統一すべしと要請した。国際地理学会議への政府回答は、つづり方につき、ま

だいずれとも決めかねるとし、一〇月の万国信号書改訂会議では日本式つづりの採用が決まった。意に反する結果を見て、ローマ字ひろめ会からは、各省および文部省に「ローマ字綴り方の調査会」の設置が建白された。その翌年から引き続いて国際連盟知的協力委員会からも毎年各国に対してローマ字表記についての要請がなされ、臨時ローマ字調査会(文部省、一九三〇)が発足するに至った。

一九三一年七月、知的協力委員会は、各国語のローマ字表記化についての調査を知的協力国際学院に委託した。(のちに、日本、中国、インド、エジプト、トルコなど一四カ国について報告書ができた。)その八月、ジュネーヴの国際言語学会では、基調報告をトルベツコイがし、席上、範例として日本式つづり方が紹介された。九月には、パリで万国地理学会があり、その第六部会で日本地名のローマ字書き方を音韻論の原理に基づいて統一されるよう日本政府にすすめる決議がなされるに至った。(翌年二月、航空評議会の「航空用語集」が日本式つづり方を採用している。)

臨時ローマ字調査会は、第一次主査委員が、「(1)ハ行の「フ」はhuとすること。(2)拗音は子音+y+母音の連結である。(3)サ行、ナ行、タ行に就て、日本式の通りの表はし方がいけないと、理論的にいふ事が出来ない。(4)標準式はサ行、タ行、ナ行、カ行等の表はし方に於て、態度一貫せず。(5)撥ねる音はすべてnを以て表はす。(6)日本式綴り方は、理論的に一貫せるものと認む。」——との結論に至った。さらに、第二次主査委員で実用方面の審議を済ませ、一九三六年の総会で日本式の一部を修正(di, du, dya, dyu, dyo, wo, kwa, gwa を削除)したものを可とするに至り、それが翌年の内閣訓令第三号「国語ノローマ字綴リ方」として告示された。

## 2 戦後——国際社会への復帰

戦後、国語国字運動が復活し、ひらがな口語体憲法が実現するなかで、占領軍の指令とアメリカ教育使節団の勧奨が重なった。

占領政策に関しては、軍の便益のため、一九四五年九月に発せられた連合国最高司令部指令第二号第二部第一七項で、「日本語ノ英語ヘノ転記ハ修正ヘボン式」によることとされたことによって、鉄道・道路などの地名表示や身分証明書の人名などが規制された。その影響が今日も残っている。

また、アメリカの第一次教育使節団はその報告書（一九四六年四月）の序論につづく、第二章で言語改革をとりあげ、日本語の現在の表記法になんらかの改革が必要であることを認めて、ローマ字の採用を考慮に入れることをすすめ、その採否の判断の機会と材料を国民に与えるよう、各界を代表する委員会によって、その長期計画が立案・推進されることを期待している。文部省は、これを受けて国語審議会の活動を再編するとともに、ただちにローマ字教育協議会を置いて、ローマ字教育を推進することになった。翌一九四七年一月「ローマ字教育の指針」が発表され、翌月通達が出されて、新学年から小・中学校の国語科における学校単位の選択授業として始まった。

占領軍の便宜をはかった指令第二号が、海外からみて日本語を転写する、修正ヘボン式つづりを選び、いわゆる訓令式をかえりみる余裕などなかったのは、上陸を控えて当然のことだっただろう。それに対して、教育使節団のいう言語改革は、国民のためのものだから、国語の正書法が課題である。ローマ字教育協議会で、訓令式つづりの再確認をしたのは、もちろんその見地からであった。ところが、これについて連合国司令部民間情報教育局は、国民の選択の自由を保証しておくという趣旨をもって、訓令式・修正ヘボン式・日本式の三者のうちいずれを授業するかは、学校の自由とするよう指示して、その通り実施された。この三式並行は、一九四八年からローマ字調査会・同調査審議会・国語審議会ローマ字調査分科審議会を経て、一九五四年一二月九日の内閣訓令第一号で「ローマ字のつづり方の実施について」が公示され、改めてもとのいわゆる訓令式に統一されるまで続けられた。これで、国語教育で扱うローマ字つづりは一本化したが、英語教育の中や一般社会には徹底しないままである。

## 3 現在――文献資料の国際規格

国際標準化機構（ＩＳＯ、本部ジュネーヴ）の第四六専門委員会は、各種国際機構と連絡をとって文献処理の規格を調整している。一九五〇年代から「言語の変換法」を扱う第二小委員会でローマ字表記法の規格を各国語ごとにつくり始め、キリル（ロシア）、ギリシア、ヘブライ、アラブなどが済んだ。現在、中国語、日本語について懸案となっている。日本語については、一九六四年以来、提案されたのは修正ヘボン式つづりであった。この問題は現在進行中であり、日本側から訓令式つづりを対案として提出して結論を待っている。

国会図書館の索引は見出しにローマ字を用い、日本語は訓令式つづりによっている。しかし、一九六四年に修正ヘボン式で日本関係の文献資料を処理しているアメリカを視察してきた当時の館長から国会図書館のローマ字つづりをヘボン式に改めようとの提案があった。この提案は、翌年までかかって論議ののち、現状のままという結果になった。これに先立って、一九五一年三月二七日、ペンシルヴァニア大学でのアメリカ極東学会第三回大会で、訓令式ローマ字を日本関係文献の日本語表記に適用する提案が言語学者の間からなされ、相当の時間をかけて慎重に審議された。そして、そのつづり方の合理性は認められたが、在来使用してきた方式を新しく置きかえる時間と費用を考え、日本本国での実施状況を今後観察した上で最終的判断を下すべきだとの意見によって保留になった。ちなみに、戦中から現在に至るまで、アメリカの日本語研究論文中の日本語には、Ｂ・ブロックの『口語日本語研究 II 構文論』“Language”22.(1946)に見るように、訓令式に準じたつづりを用いるものが多い。

その国語の最終的なつづりは、その国に選択権があるのが当然だから、海外からはつねに日本の主体的判断が問われているのである。ところが、日本側はあなたまかせの態度に出る事例が多く、海外の諸機関がとまどうことになる。今回の国際標準化機構のローマ字表記の審議の過程にもいささかその傾向が見られたようである。

# 五　理論的開発

## 1　つづり方

ローマ字書きのつづり方の問題を契機として日本語の音韻体系や音節構造についておのずから啓発されるところがある。

大槻玄沢の『蘭学階梯』では、五十音図がオランダの音を知らすために使われている。オランダの音を日本語の音韻の枡目にかけてはかったものである。各段にa i oe e oを(ウにはuも)配当、各行はそれぞれ、k(g)・s(z)・t(d)・n・f v h(b・p)・m・j・l r・wが配当され、シチジヂにsi ti zi di、スツズヅにsoe, toe, zoe, doeが当てられている。われわれがたくまずして外国語を五十音の枠のなかに納めることを示している。

大槻玄幹の『中野柳圃遺教西音発微』(一八二六(文政九)年)で長崎の蘭学者、中野柳圃の五十音についての行き届いた観察を発掘したのは、杉本つとむである。柳圃が、サ行音をsa se si so su、ザ行音をza ze zi zo zu、タ行音をta te ti to tu、ダ行音をda de di do duとするのは、日本語表記である。かれの観察によれば、サ行半濁音は「ツァザ゚、ツィジ゚、ツゥズ゚、ツェゼ゚、ツォゾ゚、」タ行は、「テァタ、ティチ、テゥツ、テェテ、テォト」である。チ・ツを「サ経(ギャウ)ノシトスノ半濁音也、清音ニテハ差ツカヒナキ様ナレドモ濁音ニ呼時ハシノ濁リチノ濁リスノ濁リツノ濁リ混ジテ弁ジガタシ」とし、「チトツノ音ヲ今ノ如ク呼バントナラバタノ音ヲサノ半濁ニ呼テツァザ゚トナサザレバ律ニ協ハザル也」という。そして、むしろチヂ・ツヅをti di・tu duと書いて、いずれはティディ・トゥドゥと古えに復してもいいとさえ考えたようである。かれの観察はまったく適確で、ツァ行半濁説などオランダ音との対比の結果を日本の音韻体系で消化したも

のであり、高く評価すべきである。また、かれは、タ行音に変異音が含まれることを知りながら、同一頭子音を持つものと認めて処置しているのである。そこに音韻論的判断があることを感じさせる。

これらの五十音図の各段、各行に当てて、一定の字母を与えるのは、蘭学の伝統であって、オランダ式とも異なっている。『蘭学階梯』から一〇〇年ののち、英学者、馬場辰猪の『日本語基本文法』(英文。ロンドン、一八八八)にも引き継がれている。ただし、フfuのほか、拗音表記において、sho, cho, jo など英語風のつづりが見られ、kio または kiyo、h'ya, k'wa などもある。

この流れは、西周の「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」にも及び、フfu以外は、si zi、tu du などとつづっている。用例を見ると、かなづかいや文語形になずんで benkiyau(勉強)、ikam(行かう)、mitari(見た)とあって、繁雑に過ぎる。

ローマ字国字論が現われてからふたつの流れの対立が自覚された。チャンブレンら、東洋学者たちの支持を受けた修正ヘボン式つづり方の原則は、「第一、羅馬字を用ふるには、其子音は英吉利語に於て通常なる音を取り、其母字は伊太利亜語の音(即ち独逸語又は、拉丁語の音)を採用する事」(羅馬字会採択「羅馬字にて日本語の書き方」一八八五)である。語学入門書の凡例を読むようである。写音主義の英語式といっても、次の表のような旅行者用英語つづりとは異なり整頓されている。

| ah | ee | oo | ay | aw | yah | yew | yaw |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| cah | ckee | coo | kay | caw | kiah | queue | kee-aw |
| sah | shee | soo | say | saw | shah | shoe | shaw |
| tah | chee | tsoo | tay | taw | chah | chew | chaw |

Who-jee 「富士」 Sheen-jew-coo 「新宿」

日本式つづり方の原則は、「(1)従来個々の仮名が単独に表はして居る諸音は各々の独立の存在を認める。(2)仮名の書き方で書いてある通りに、即ち単独の仮名通りに発音しては実際と違ふ場合には、実際の発音を表はす書き方に従ふ」(『ローマ字文の研究』)と伝承された音との対応のさせ方をどうするかだけを問題として、その音価は本来問題としていない。

日本式とヘボン式論者の関心のある所は全く食い違っている。その両者の間で論議が湧いたのは、意外にも音価・調音とその表記法についてだった。そして、論ずるにつれて言語音の本質が問われてきた。たまたま、世界の言語学界は、機能的・構造的な音韻論の建設期にあり、パーマーの論文が現われたように、それをいち早く招来する要因ともなった。また同時に、あまりの対立抗争が人々を遠ざけもしたようである。しかし、素朴な音声観察法から抜けでて、周到な音韻論の構築に至る階段を用意したのである。

音韻史や音韻論が書かれ、具体音や抽象音が問題とされた。オシログラフができて、音波分析とその合成、子音母音間の接続・分断あるいは挿入・削除など実験観察が進められた。

なお、ローマ字つづり方論争の焦点となったのは、この時代においても、チ・ツとジヂズヅ(四つがな)のことであった。一方の主張は、音価に忠実に記し分けるということで写音・表音的であり、他方は、音の資格のままに記すということであり、機能・形態論的である。四つがなや合拗音(クヮ・グヮ)の書き分けについて、地方などに音の区別が残っている間は書き分けておくべきで、それを廃するかどうかはつづり方じしんよりも国語の問題だという田丸の主張(『ローマ字文の研究』34―42節)は心にとめるべきことである。たとえば、訓令に示されたローマ字つづり方の表で、ダ行がda, zi, zu, de, do, zya, zyu, zyoであるのは、zi, zu, zya, zyu, zyoを除くか、di, du, dya, dyu, dyoに括弧をつけて示すべきではなかっただろうか。

この時期に各種のつづり方案が発表されたが、歴史的・社会的な勢力にならなかったものだからとり上げない。しかし、"Akatki Bungak"(一九一五、創刊)を出した鳴海要吉の「有機式ローマ字」には、歴史的つづり方を含んでいるという意味で、注目してよかろう。これとは、異なるが、ローマ字つづりは、語種(和語・漢語・外来語)によって変えることもありうるのである。

音声学にくわしい研究者が音韻論にたって考案したローマ字つづり方を提案したのは、戦後の一時期であった。そのひとつは、佐久間鼎「国語表記のローマ字化——O(オー)式ラテン字の提唱——」(『自由評論』一—九、一九四六)である。じしんの「改訂音図」により、ガ行のほかに鼻濁音のガ行、ツァ行、補足的にファ行をたて、段にも補足的にイェ段、ワ段、ウィ段などを置いている。基本的なつづりは訓令式に似ているが、シチジがsyi, tyi, zyiでsu, tsu, zuがある。ラ行頭子音にはlを当ててある。無声化母音は書かない。「梅」はmme。なお、フはhu。訓令式つづりを基礎として、極めて音声学的に展開したもので、性格はヘボン式に近い。

もうひとつは、服部四郎『音韻論と正書法』(一九五一)である。ガ行鼻濁音をたてて、ツァ行をたてて、その頭子音にcを当てる。シチジがsi ci zi、スツズがsu cu zuとなる。シャチャジャがsja, cja, zjaで、フはhuである。訓令式との相違点はci, cu, cja, cju, cjoの存在で、オランダ式に似ている。正書法としてはjをyに置きかえ、新日本式つづり方と命名された。服部四郎は『国語ローマ字の綴字法の研究』(一九四七)で「ヘボン式は日本学式として最良のものであらう。」とし、「日本語特に標準的東京語の音韻体系に最もよく合致するやうに、そして最も国際的に通りがよいやうに字母を選ぶならば、「フ」及び「ン」の表はし方を除いては、結局ヘボン式と同じ綴字体系に達せざるを得ない。」とした。このようにヘボン式つづりの検討から出発して、その結論がツァ行をci, cu, cya, cyu, cyoとして設定することであった。一九四九年改組された国語審議会のローマ字調査分科審議会委員になって、このつづり方を提

案したが、採用されなかった。しかし、これが日本語の音韻表記の定式になった意義は無視できない。
アメリカの日本語研究の標準表記法となった(B・)ブロック＝(E・)ジョーデン式つづりは、ブロックの『口語日本語研究 II 構文論』の第一章第一節注3に示されている音韻体系に基づいている。チツはti tuである。また、ハンブルグ大学のG・ヴェンクは『日本語の音韻論・課題と試論』(一九六六)の第三章第二四および二五節で、ti tuを支持し、J・D・マコーリーは『日本語文法の音韻部門』(一九六八)の第二章第三節に示されたセグメント目録で見る通り、あるいは第二章第二節にある通り、ti tuを採っている。生成文法では、基盤となる形式が変形されて表面に現われるという考え方をするから、時代ごとの変化形や地方ごとの変化形を変形とすれば、その源にあって、すべての時代的、地域的な変種の土台に控えて歴史的脈絡の基準となるような表記こそ生成音韻論にふさわしい。その文献目録には修正ヘボン式を用いながら、研究用日本文には、訓令式とほとんど変らないつづりを用いる例が多いのである。

## 2　分かち書き

ローマ字文を書く立場から、田丸卓郎『ローマ字文の研究』、日下部重太郎『標準ローマ字文法』、後藤格次『ローマ字と口語文典の新しい見方』、ローマ字同志会編『ローマ字文章法』(一九四六)、宮田幸一『日本語文法の輪郭』(一九四八)などが書かれている。
ローマ字文は分かち書きするから、おのずから単語を認定することになる。いわゆる接続助詞の「＝バ」「＝テ」や助動詞とされている「＝ウ(＝ヨウ)」や「＝タ」などを動詞の活用形に組みこんでしまう。いわゆる助動詞「＝レル(＝ラレル)」「＝セル(＝サセル)」や「＝ナイ」は、なんと考えるべきか。格助詞は名詞の語形変化に組みこまれるのか。
田丸は田中館の原則を継ぎ、名詞は大文字で書き始める。ただし、「コト」「モノ」などの形式名詞は小文字のままで書く。Mô dekaketa *koto* wo sitta と mite kita *Koto* wo monogataru. また、意味に従って分かち書きを変えること

がある。*Tetu* no Hyôhon と tetuno Dôgu, kono heimenno Du と kono Heimen no(ue no) Du とするのである。

『ローマ字文章法』では、名詞は大文字でなく、できるだけ多く分けて書く。ただし、hui*mi*, kitin*to*(副詞)、kudan-*no*, hon*no*(副体詞)の ni, to, no は付けて書く。sannin*no* oya(親が三人)と sannin *no* oya(三人のこどもの親)のように意味による分かち書きの区別はしない。なお、これには、特別な綴りとして、Oto*tsan*(オトッツァン)が挙げてある。堀内庸村『やさしい分かち書き法』(一九五九)は、この流れから生まれた。分かち書きはできるだけ単純化し、いわゆる「東大システム」を紹介したものである。sanzi ni kita *no*(車)*de* kaetta と sanzi ni kita *no de*(から), kaetta と句読点(,)の活用を心掛けるようになっている。

ローマ字書きの実践者あるいは主唱者で現代口語文法を書いているのは、三宅武郎、佐久間鼎、三尾砂、三上章らである。

宮田幸一『日本語文法の輪郭』は、「ローマ字による新体系打ち立ての試み」である。動詞の形態を立体的に組織した。先ず原形(連用形)を置いて、さらに本詞(現在形・過去形・現在叙想形・過去叙想形)と分詞(シテ分詞・スレバ分詞・シタラ分詞)に二分する。受動態・使役態などを派生動詞とし、シテ分詞に小動詞イル・ミルなどを添えたアスペクト(様態)を動詞の諸形態として組織する。ここから鈴木重幸『日本語文法 形態論』(一九七二)などにつながるものがみられる。

服部四郎「附属語と附属形式」(『言語研究』一五号、一九五〇)は、ローマ字つづり方の研究と平行して生まれた分かち書きの基本的な参考文献である。マツサカ・タダノリ『ワカチガキ ノ ケンキュウ』(一九四三)は『ローマ字文の研究』を参考としている。

## 3 語彙、その他

ローマ字書きは、漢語に宿命的な同音異義語の多用を不適切とし、文体・語彙に関して口頭言語への接近が要請される。そこで、「ことば直し」や「ことば拾い」が始まる。総会をSôyoriai、領収書をUketori、拝啓をMôsiage-masuとする類である。戦前、森馥、柴田武、山中襄太は、ことば拾いを推進したし、福永恭助・岩倉具実『口語辞典—Hanasikotoba o hiku Zibiki』が出ている。これには、漢語の工費・範例に対して、kôzihi, tehonが口語として示されているような例が含まれている。

## 六　実務のローマ字

世界の識字人口(一九七二年統計。括弧内は総人口)を(1)ローマ字八億一五六〇万(一四億九三五四万)、(2)漢字七億一一八〇万(九億四一八四万)、(3)ギリシア・キリル文字二億九七〇万(二億五六三一万)、(4)インド系文字一億三九〇〇万(七億二二三四万)、(5)かな一億(一億六九六万)、(6)セム系文字三五〇〇万(二億八〇一一万)、(7)朝鮮文字二七〇〇万(四七四〇万)とみる。ローマ字圏は、世界各地にまたがっている上に、万国郵便連合の条約、国際信号書などで公用が認められている。

### 1　索引検索とローマ字

かつて、上田万年・山岸徳平の『ローマ字で引く国語辞典』があり、いま、福原麟太郎の『ローマ字で引く国語新辞典』(一九五二)がある。検索の便・不便は、予想外に大きな問題である。アルファベット順は検索を容易にする。岩波書店出版の『哲学小辞典』『数学辞典』『科学の事典』に採用されているのもそのためである。

なお、ローマ字には、音節文字のかなとは異なって、字母ごとに呼び名がある。それには、ローマ字教育協議会案

(一九四六)がある。それは二六字の順にアー・ベー・セー(ツー、チェー)・デー・エー・エフ・ゲー・ハー・イー・ヨー(ジェー)・カー・エル・エム・エヌ・オー・ペー・クー・ラー・エス・テー・ウー・ヴイ・ワー・エキス・ヤー・ゼットである。

一九七三年の調査では、一二二七の図書館のうち七一五館がABC順、四七三館が五十音順を使っている。駅名・道路名・市町村名の表示にはローマ字の併記が要請される。店名・商標などのローマ字表示も多い。電信略号(cable address)に用いられ、年間、往復で約二億通ある外国郵便物にもローマ字表示が用いられる。ちなみに、人名など姓・名の順で書いていいはずだが、実状は逆にするものだと考えている人が多い。

## 2 テレタイプとタイプライター

国際電電の一九七四年の売り上げで見ると、電報七〇億、テレックス(印刷電信)二二一億である。ちなみに電話は二七〇億である。つまり、二九一億はアルファベットによるかせぎで、これは片道なのである。その使用言語を商社に聞くと、日本語が三井で約六〇%、三菱で約三〇%でいずれもローマ字文であることはいうまでもない。なお、テレックスは国内線にも乗り入れるし、国内間でもローマ字文が活用されている。商社では、テレックスもコンピュータもアルファベット用に統一しているのである。古くから電信に用いられてきたローマ字つづりは、si, ti, ji, su, tu, zu, sha, cha, ja に特徴がある折衷式である。これは字数を節約するためである。新聞社の場合、特派員みずからテレックスのキーボードに向かうことがあるという。

タイプライターのキーボードについては、一九二一年に田丸卓郎らが母音字キー(ôとûも含む)を左手に、子音字キーを右手に配分した日本式配列を考案した。一九四九年に、これを川上晃が改良している。川上晃と佐伯功介は、ローマ字コードによる速記用タイプ「ソクタイプ」をつくり、一九四八年から裁判記録に用いられている。テープ・

レコーダーが普及して、オーディオ・タイプライティングもできるようになった。
これらの新技術を通じて言えることは、ローマ字文を活用する場合に、専門的習練を必要とせず、多少の努力で一般人が利用でき、しかも国際的に互換性があるということである。

## 七　ローマ字の諸条件

### 1　語を書く

すべて文字は、言語表現の話線に沿って文字列として配列される。そして、文字としての機能を実現する。文字列は必ず、語まで分割され、語において、その表記法が慣習的に定まるのである。
漢字は、造語要素(形態素)ごとに分割して表記するのが原則である。「草花」「玉子」「目覚め」「薄紅色」「近寄る」「人生」「送信」「清潔」「断然」などのようになる。しかし、原則をはずれて、合成語に一字を当て、また単純語に数字を当てる例もある。「暁(明時)」「瞼(目蓋)」「偏る(片寄る)」や「海苔(のり)」「紅葉(もみじ)」などである。原則は原則として、漢字が結局、長短にかかわらず一語に一定の文字列として当てられてきたわけである。
かなは、音節文字で一字が短かい(一拍分の)音節に相当する。しかし、長短の音節をつづって表記することも多い。「きゃ」「しゅ」「ちょ」のような拗音は短かい音節だが、二字でつづられる。また、促まる音、撥ねる音が添わってできる長音節は、二、三字になる。音を引いてつくられる、いわゆる長音(音節)はやはり二、三字でつづられる。「かあ」「けい」「きょう」などと書かれる。長音には、「ねい(寧)」と「ねえ(姉)」、「ゆう(結)」と「いう(言)」のように同音語が書き分けられる例がある。かなも最終的には、語によって表記が決まっているのである。

ローマ字は、語を構成する音節の長短にかかわらず、音節をつづって書くのが原則である。母音音節は一字で書き、その他の直音は二字、拗音は三字、撥ねる音、促まる音を加えた音節はさらに一字を加える。そして、長音は母音字母に長音符号「^」を加えて示すので、字数は増えない。ローマ字では、音のままにつづればいいとはいっても、実際には、'yû(夕)'、'yuu(結う)'、'iu(言う)'、のように語によって書き分ける。ローマ字でも、語において表記が定まるのである。

以上見てきたように、文字表記の基本は、語を単位に成立するのである。その原則は、文字の種類によって変りはしない。書かれるべき語は、語義と語音との両面を合わせて成立している。漢字のような単語文字も、本来語義と語音をかねて表記するものである。しかし、漢字を借用して、その用法を日本語に適応させなければならなかった日本では過渡的措置に基づく混乱が見られるようになった。「音」や「文字」のように漢字表記を漢語として音読のまま借用するのは比較的単純である。和語を書くために漢字表記を訓読して用いる。訓には、「外(そと、ほか、はずれる)」「上手(うわて、かみて、じょうず)」のような同字異訓や「かたい(固、堅、硬、難い)」のような異字同訓があり、音を写した「目出度」「丁度」や、意味をとった熟語訓「小豆」「梅雨」などが含まれる。それらは、漢字一字で書き分けられない和語があり、逆に和語一語では訳し分けられない漢語があるために生まれる。和語になじむよう漢字を消化する過程は、まだ終わっていない。

ふたつの国語の間には、当然概念のずれがある。「みず」は、漢字「水」で書かれるが、これは漢語の造語要素となる。「熱水」は常温以上、三七四度以下の「ゆ」のこととされている。Mizu と(nes-)sui とローマ字で書けば、そのままで明らかに異なっている。漢字の訓読でもっとも根本的な課題は、このような基礎的語彙における概念のずれが問題にされないままに同一の漢字に重なっていることであり、音と訓が安易に同一視されていることである。

他方、ローマ字書きでは、派生語の間でも、語根が文字列の中に保存されて、語義の脈絡が失われない。sibaru(縛)、

siboru(搾、絞), sibomu(萎), subomeru(窄), sibo(皺), sibireru(痺), siburu(渋), sibui(渋)らが同じ語根 s-b- を持っているのや、semaru(迫), semeru(攻、責), simeru(閉、締、緊), sime(-kazari)(注連), simesu(示), simeru(占), simesu(湿), simiru(染、凍), someru(染)が sima(島)や semai(狭)と同根であることなどがわかる。語義は、語音とともにあって語を形成しているのだから、ローマ字によって忠実に語義の脈絡が表示される。和語の語義を漢籍を典拠とする漢字によってただすことは、日本語を組みあげる脈絡を断ち切ることになるわけである。

語の系譜をたどって日本語の由来をさぐるときにも、アルファベットが有効に使われる。Take は *tjôk/tjuk/chu(竹)と変わってきた中国語を古く借用したもので、t-k が目印になっている。kuro(黒), kureru(暮), kuramu(眩), kurai(暗)の語根をトルコ語の kara(黒)と共通のものとするにせよ、服部四郎説ではアイヌ語の kur(影)、村山七郎説では原始インドネシア語の *gəlap(暗やみ)と結びつける試みがある。また、siro(白), siramu(白), siru(知), sirusi(著), sirusi(印)をジャワ語の sila(光線)やモンゴル語の sira(黄色い)と結びつける村山説がある。これらの場合に、字母単位での音韻対応を論じるのが容易である。このように和語の脈絡・系譜については、字母によってよく示されるのである。

なお、同音異義語が聞いて分からないことを字面で明確にする。あるいは、日本語として成熟していないことを判明させる。kôten(好天—荒天)、seisi(製糸—製紙)、hi(日・火・樋・碑・婢)などがその例である。

ちなみに、ローマ字書きでは、ある時・ある所の「ある」は arù として、動詞の aru と区別している。その外、必要に応じて、顔の hanà と咲く haná、(糸を)màku と(種を)máku、(物を)kàu と(犬猫を)káu のようにアクセントを示すのである。

ここに述べてきた事柄がとくにローマ字の日本語向きな性格を示しているのではない。字母文字には、諸国語の語音(音韻)を公平に写し出す性格が備わっているからである。ここに高木茂男作の 'Usagi no ko nigasu', 'Ikina otoko

no ko to aniki' は、漢字やかなの回文とは違って、録音の逆回わしに耐えてあとさきどちらからも同一の文が聞かれる。もし、ezakutama と吹込んで、その順序を変えずに向きだけを逆転させて聞けば「天津風」が現われるのである。

漢字に支えられて、漢語が日本語に簡潔で力強い表現を加えたのは確かだが、その中の練れた漢語とともに和語を生かすのがローマ字文であろう。そこでは、「重量」に代って omosa と mekata が用いられ、「水に沈んだ物体の omosa は軽くなるが、その mekata は変らない」のように和語の概念が純粋に意識化され、「上圧力」に代って 'ue kara no aturyoku' と 'uwamuki no aturyoku' のように漢語(漢字)では無視されがちなことばの働きが加わるだろう。こうしたことが日本文の叙述を完全に機能させるのである。miti「道路」, nami「波浪」, ki「樹木」, それに kangae「思慮」, aruku「歩行」, uturu「伝染」, atataka「温暖」などと類義の漢字を重ねたり、目的語や補語を動詞にとりこんで、hairu「入学」、suwaru「着席」、máku「播種」とするのは、簡潔でもなく、力強いとは限らない。

## 2　ローマ字教育

明治末年から盛んになったローマ字講習会のために教授法ができた。田中館・芳賀・田丸の『ローマ字読み方』(一九一三)は、敗戦間近まで版を重ねた。単音組立法ではなく、五十音図各行ごとの音節組立法がとられている。鬼頭礼蔵は、『曙ローマ字読本』(一九三一)でいわゆる語形法を導入し、戦後の『ローマ字教授法の理論』(一九四七)を経て、『ことばの教育』(一九四七以降)を拠点として語形分解法と合わせて文章法にまでくみあげていった。

教育科学研究会の秋田国語部会編『にっぽんご　5――発音とローマ字』(一九六一)は上村幸雄が加わった発音教育の実験の成果である。si, tsi, dzi, su, tsu, dzu などとつづっている。

戦後間もなく国立教育研究所に置かれたローマ字教育実験調査委員会がローマ字教育実験学級(一九四八・九―一九五一・三)を設けた。参加、約六〇校、約一二〇学級。国語以外の全教科をローマ字で教えた。教科書は算数だけ

に用意された。「児童に、コトバに対する感覚を鋭くし、正しい感覚をもたせる上に役立つ。比較的低学年からやった方がよい成績があがる。かな漢字の学習指導のさまたげにならない。」（文部省『ローマ字教育実験学級の調査報告』（一九五二）という。教師の養成がさらによい成績をあげるために必要であるとされたが、その言は生かされていない。

研究団体に全日本ローマ字教育協議会がある。

ローマ字教育は、さして負担にならない。さらに、発音教育では、方言と標準語の指導にも有効である。文法教育では、分かち書きの効果が見られた。例えば、yonde と yama de, あるいは yonda と yama da のふたつの de とふたつの da それぞれの対比に気づくようになった。また、各字形の負担が軽くなって、一字一字にとらわれず、むしろ語句や文脈に目が届きやすくなる、などの成果を得ている。

## 3　ローマ字文をめぐる量

普通の漢字かなまじり文の中にもローマ字がでてくる。その出現率は、漢字三六・〇％、アラビア数字〇・一％に対して、〇・二％でしかない（野村雅昭「漢字かなまじり文の文字連続」『国立国語研究所報告四六』一九七二、所収）。日本の表記法は、漢字、かな、ローマ字など各種の文字の併用に寛容である。しかし、横書き横組みにならないかぎり、アルファベットは語の表現としては登場しにくい。横書きの習慣については、それがないかあまりないのが、大学生で三一％、一般社会人で五・七％。またほとんど横書きか横書きの多いものが、大学生で六八・〇％、一般社会人で五六・〇％になっている（永野賢・高橋太郎・渡辺友左「横組みの字形に関する研究」『国立国語研究所報告二四』一九六四、所収）。このように横書きが普及し、各種の文書で横組みが好まれており、縦書きが好まれているのは、新聞、週刊誌、一般雑誌である。各種の年鑑類も『朝日年鑑』の一九四七年に始まって、主なものはほとんど横組みになり、一九六九年には、『国語年鑑』が横組みになった。現状は、横書き、横組みを指向している。ローマ字がはいりやすくなってきている。

漢字にしても、かなにしても、その字形は上から下、左から右へ引かれる筆画を基本としてできている。したがって、左横書きの筆勢に反するものではなく、横書きにも適している。かなは、最終筆画に左下で終わるものが多く、いくぶん次の字への筆運びに余分の動きが加わるが、それはローマ字のg・j・yなどにも見られることで、決定的な不都合があるのではなく、むしろ字形を際立たせている。

横書き、横組みの中にはいるローマ字書きは、多分、漢字やかたかな書きに置きかえられてか、または漢字を当てにくい特定の用語や目立たせたい語の表記に用いられるだろう。

同一文をかな書きとローマ字で書いた字数とを比べてみると、ヤマとyamaが二字対四字、パンとpanが二字対三字、ハイルとhairuが三字と五字、ハイッタとhaittaが四字対六字、ガッコウとgakkôが四字対五字、ショウバイとsyôbaiが五字対六字、トウキョウとTôkyôが五字対五字、アオイとaoiが三字対三字である。「あれはきょう汽車で東京へ発っていった。」(一八字)は、かなだけで二二字、ローマ字文で三〇字になる。長い文章で平均をとってみると、ローマ字書きの字数は、かな書き字数の約一・五倍、漢字かなまじり字数の約二倍になる。なお、一字当たりの筆画数は、片かなが一字二・三五画(濁点・半濁点は除く)で、ローマ字が一字二・〇五画である。漢字の場合、さらに画数が増えることは言うまでもない。一例を示すと、自動読取り装置では、ローマ字や数字が五×七の枠で処理できるのに、漢字では一八×一八の枠が必要である。

ローマ字の活字の寸法は、縦には同じでも、幅が字母ごとに異なっている。A(a)の幅を一〇とすると、Wは一・六、w一・九。Iは〇・四、iとlは〇・三aになっている。そして、ローマ字では、字面が活字いっぱいにはなく、下にあきが少しとってある。小文字では上下とも空間が多い。和文活字のように、行間につめ物(インテル)を必ずいれるということはない。同一紙面に漢字かなより多くの行数を組み込め、しかも読み易さはまさっている。田丸卓郎は、普通の組み版で比べれば、ローマ字文の方がポイント数を落としてもいいということもあるので、漢字かな文の四分

の三の紙面しか占めないという。次の例文を見よう。

一方、後者を本来の発音と考えると、一定の音声環境のもとで狭い母音が脱落するという一般論として記述できることになる。(句読点を除いて五四字)

Ippô, kôsya o honrai no hatuon to kangaeru to, ittei no onsei kankyô no moto de semai boin ga daturaku suru to iu ippanron to site kizyutu dekiru koto ni naru.(句読点を除いて一一六字)

この筆画数は、漢字かなで二六五画、ローマ字で二四二画である。両者の画数は、掛け隔っていない。

別に本文が漢字かなで五二九字の文章を試みにローマ字書きにして一〇三六字になった。これを漢字かなで一行二三字詰め、四六行、二段組みにし、同じ紙面に同じポイントのローマ字で一行三五字、五二行、二段で組むと、漢字かなでは一頁の四分の一、ローマ字では三・五分の一を占めることになる。

漢字かな文では、筆画の分布がバラツキ、その折れ曲り方と組み合わせ方の複雑さが読み易さを阻んでいるので、ずっと読みとりにくい。漢字では数カ所に集中する筆画が、ローマ字文では一行の中に平均に分布するということである。また、その横長に伸びる語形がまとまって見えることはよく知られている。したがって一字ごとの拾い読みはかえって困難である。意味の読みとりには当然まとめ読みになる。記憶も一語ごとにまとまってとどまりやすいことが知られている。

ちなみに、日本の週刊紙の本文の活字は八ポイントであり、『ニューズウィーク』や『タイム』の本文活字は九ポイントである。そして、かりに同じ紙面として、漢字かな二五八四字に対しローマ字が五九五〇字はいっている。この数値によれば、ローマ字の方が一段大きくて、いっそう見易い紙面になって、同一内容が盛られることになる。

和文電報は、かなで打たれるが、そのモールス符号(トン・ツー)は、多くが一字四打以上になり、ローマ字では一字三打以下で済む。かなで打てば、八、〇四七字、送信に一〇、九二六・七五秒かかる電報をローマ字で一一、八八四字、

一〇、五七四・五九秒かかる。ローマ字の方がモールス符号の打数が少くて、送信時間も少くなるのである。タイプライターによって送信される現在もキーを選びとる負担や、装備のコストの多少にかかわってくるのである。コンピュータの入・出力に当たってキーパンチャーの打ち出すせん孔テープの一字当りビット数がかなで七、ローマ字で五であることが装備のコストに響いてくる。

文字の機能は、文字列となって語ごとの表記を定めることにある。画数の問題も語ごとの文字列として総合して判断すべきであり、その視覚的語形を造る画数の多少が対比されなければならない。そうすると、字種(文字素)の少いほど一字ごとの負担量、機能は高く、しかも的確となり、語ごとの筆画数は少くなり、その処理に要する負担は軽くなるのである。

## 4 表記の基準

文字が自然に言語に触れるとき放っておいてもしかるべき結果が生まれるとはいえるものの、やはりそれを扱う人の教養や扱われることばの出自が影響して変ってくるものであろう。そこにひとつの方向を見出さなければ混乱がおこってくる。

ローマ字で書かれた文は、言語外と言語内の文脈によって日本語として読まれるか、どうか決まってくる。英文としてのローマ字の連鎖に見なれた人にとって、are, made, me, site, some, take, to, tie などが英語にしか見えないことが多いだろう。しかし、日本文としては全く別な語として読まれる。星の sirius(スィリアス)、原素の titanium(タイテイニアム)、radio(レイディオウ)、tuberculin(トゥーバーキュリン)、doek(蘭、ドゥック)をわれわれは現にシリウス、チタン、ラジオ、ツベルクリン、ズックと言っている。

日本語らしいなまりをはばかることはないのだが、特徴のあるなまりの表記もなるべく国際的なものにしたい。し

かし、chi などは「チ」のほかにフランスの「シ」、イタリアの「キ」、ドイツの「ヒ」のように揺れが激しく、規準が求めにくい。それに対して、ti などは国際的基準が明らかである。それを読むに当たって日本人がなまるのはやむをえない。そうして、本来ローマ字でつづられていた語がそのつづり(文字列)のまま借用されることもある。やがて、それが正書法としてならされていくだろう。しかし、まだそれがおこるほどのローマ字書きの日常性がないから、ある基準を設けて理想的表記をすることになる。

現在の表記法は純粋培養のようなものだが、その中にも語の出自の違いによる書き分けがある。現代かなづかいとも並行しているが、nêsan と *annei* 秩序のように字音であれば、エ段長音が ei とつづられるのがその例である。

各種のつづり方の提案があるが、それらは次のように分類できる。

(a)音節の境界を示す。e→ye, o→wo, tan'i→tanyi など。(b)語形に変化を付ける。Yuky ni ki(雪に木)―yuki ny ky(行きにき)。これは大正初期に "Akatki Bungak" を刊行した鳴海要吉の「有機式」である。別に Lingo ga ar, など。(c)音韻変遷をたどれるようにする。鳴海要吉の ow(オウ)、aw(アウ)、wow(ヲウ)、waw(ワウ)、oh(オフ)、ah(アフ)、woh(ヲフ)、wah(ワフ)、など。(d)出自を示す。南部義籌の方式で、和漢を区別する。kut*i*―*ityi*, hito*tu*―hatta*tuu*, *sirusi*―*syizen* など。(e)音価に従う。佐久間鼎のO式ローマ字で鼻濁音、口蓋化音、無声化などをつづりわける、などがある。そのほか、(f)形態素つづり。'arigata Oo gozaRi mas Ru も考えられるだろう。(g)その他。日ごろ、genkou no utsi mo ihsjo ni ookli site al haz, yeumuki wa tjokset mousiagemas のようにつづっている人もある。

基本的なつづり方についてつねに意見の対立が残るのは、いわゆる「四つがな(ジヂ、ズヅ)」に関連のあるシ・ジ、チ・ヂ、ス・ズ、ツ・ヅの表記である。まず、「シ」[ʃi] に典型を見るように、そのイ段の頭子音に起こっている口蓋化(拗音化)palatalization が今日一般に認められている。それはそれとして、狭母音の i [i] と u [ɯ] が平行して起

こす破擦音化 assibilation の方が口蓋化に先行しているのである。ウ段音の母音uはごく日本的で円唇性でなく、口をすぼめない。それがイ段音のような破擦音化を起こしやすくしている。タ行頭子音などの歯(ぐき)音の調音について唇も舌も平らに延べられていることに特色がある。そしてそれも重要なかかわりではあるが、狭母音のひら口であることから起きる破擦音化が閉鎖音のすべてに関係してくる。ホフマンらが「ピ」psi、「ク」kf(oe)としたのは、この破擦化音を写したものである。

このような共時態に見られる破擦音化の現象にかぶって、歴史的には摩擦音化 spirantization の現象があった。上の表は、それらの関係を示すものである。ちなみに 'psi, ksi' の音価は、[pçi][kçi] か [psɨ][ksɨ] であろう。そこでもし、これらの破擦音、psi や kfu を閉鎖音の pi や ku と分ける意識がなければ、pi と psi を 'pi'、ku と kfu を 'ku' で書くことになる。それなら、tsi を 'ti' と書き、dzu を 'du' とする理由もある。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| fi | fu | /s/ | si | su | /x/ | zi | zu | hi | hu |
| psi | pfu | /c/ | tsi | tsu | /z/ | dzi | dzu | ksi | kfu |
| pi | pu | /t/ | ti | tu | /d/ | di | du | ki | ku |

しかし、清音でそうなるのは、歴史的に摩擦音化が進んでしまって、摩擦音のサ行音が破擦音から分離独立しているからである。ところが、濁音(有声頭子音)では、その進みが遅く、破擦音と摩擦音の間で揺れ動いて、識別されないまま一体となり、摩擦音として定着できないでいる。その性格が破擦音に残されているのに、そこへ閉鎖音の破擦音化は容赦なくかぶさってきて、見分けられなくなってしまっている。それがいわゆる「四つがな」の現象である。もし、清音の系列に摩擦音 's'、破擦音 'c'、閉鎖音 't' の三段階を認め、これに濁音の系列を平行させるためには、かりに摩擦音 'x' をたてて、それと破擦音 'z'、閉鎖音 'd' を置くことになる。

このような通時的課題をせおわされている一方で共時態の求め方がかかわっている。本来の日本語のつまる音が清音に先行する、つまり必ず無声音であるが、外来音などのためには、濁音に先行させる場合もある。いま、つまる音につねに口腔性の閉鎖を調音上の特徴としている方言を語る場合には、サ行音に先行するつまる音から生まれる

[tot:saɴ](トッツァン)、[mat:ʃiro](マッチロ)、[got:so:](ゴッツォー)、[mat:suŋu](マッツグ)のような発音が聞かれることになるだろう。そして、この現象は、歴史(通時態)として見れば、先の時代の音の保持なのである。

こうした課題に対処するには、海外の研究者たちが日本語を和語層、漢語層、外来語層と三層に分けて音韻を扱っていることに注目すべきであろう。破擦音の'di'に対立させて摩擦音の'zi'を意識していて、フヂ(藤)とフジ(富士)を区別する地方音や、フィレンツェやツァーなどの外来音をどのように扱うか。二重言語あるいは位層言語としての取り扱いでフィ'fi'やツァ'ca'を認めるかどうかも課題であり、代りにフィ'hwi'、ツァ'twa'とする方式もある。もとのつづりの受け入れ方も大きな課題である。

日本のローマ字の歴史を見ると、転写方式と五十音図式とが対立してきた。それはつづり自身も課題ではあるが、それに加えて、社会言語学的に、時勢と地域的環境や諸階層の問題でもある。近年は「(野球の)ティーム」としてティが発音としても定着するようになってきたかと思われるが、チームという例もあいかわらず聞かれている。

Chi と区別して ti とつづっても、チと読まれることもあり、Yotsuya, Jûji, Yamachô と書いたつもりが、いつの間にか Yotuya, Jyûji, Yamachyô に化けているといったことも見うけられる。そこに日本人の言語意識が露呈されるのである。こうしたことを海外について考えれば、転写方式もまた用いられていくに違いないし、国内のローマ字つづりが諸国語の中まで統制できるとは思われない。例えば、Tôkyô と Tokio とは異なる環境を分けあって、お互いに許されるべきものである。最後に表記の各種を例示しておこう。

正書法の各種
- Kyô no Kwaigô wa, Sinzyuku Ittyôme no Resutoran Meiditei de atta.(日本式)
- Kyô no kaigô wa, Shinjuku Itchôme no Resutoran Meijitei de atta.(ヘボン式)
- Kyô no kaigô wa, Sinzyuku Ittyôme no Resutoran Meizitei de atta.(訓令式)
- Keh no kwaygah ha, Sinzyuk Ittyawme no Restaurant Meyditey de arta.(有機式)

表記の諸段階
- Kehu no kwaigahu ha, Sinzyuku Ittyaume no Resutoran Meiditei de atta.(翻字法)
- Kio no kaigoh wa, Shinjuku Itchiome no Restoran Meijitei de atta.(転写法)
- /kjóʀno kaɟgoʀwa, siɴzjuku 'iqtjoʀmeno ɾesutóɾaɴ meʀzíteʀde 'áqta./(音韻表記)
- [kjo:no kaiŋo:wa, ʃindʒukɯ ittʃo:meno ɾesu̥tuɾaɴ me:dʒite:de atta](音声表記)

## 参考文献


田丸卓郎『ローマ字国字論』日本のローマ字社、一九一四年。改版第三版、岩波書店、一九三〇年。第九版、ローマ字教育会、一九五〇年。

田丸卓郎『ローマ字文の研究』日本のローマ字社、一九二〇年。第七版、ローマ字教育会、一九五二年。

日下部重太郎『ローマ字の研究』(『国語科学講座 八 文字学』)明治書院、一九三四年。

堀内庸村『やさしい分かち書き法』ダイヤモンド社、一九五九年。

Palmer, H. E., The Principles of Romanization—with Special Reference to the Romanization of Japanese, Maruzen, Tokyo, 1930.(宮田斉訳『国語羅馬字化の原理——特に日本語羅馬字化に就て——』岩波書店、一九三三年)。

臨時ローマ字調査会編『臨時ローマ字調査会議事録』同調査会刊、上一九三六年、下一九三七年。

兼常清佐『日本語の研究』中央公論社、一九三九年。

服部四郎『音韻論と正書法』研究社、一九五一年。

松浦四郎『ローマ字正字法の研究』ローマ字教育会、一九四七年。

福永恭助・岩倉具実『口語辞典—Hanasikotoba o hiku Zibiki』日本のローマ字社、一九三九年。

土岐善麿『ローマ字日本語文献』(『日本文学講座 15』)新潮社、一九二六年。

平井昌夫『ローマ字教育の理論と実際』開隆堂出版株式会社、一九四七年。

杉本つとむ『近代日本語の新研究』桜楓社、一九六七年。

松村明『洋学資料と近代日本語の研究』東京堂出版、一九七〇年。

倉石武四郎『漢字の運命』岩波書店、一九五二年。
さねとう・けいしゅう『中国の文字改革』くろしお出版、一九五八年。
佐伯功介『各国におけるローマ字の使ひ方』日本のローマ字社、一九三二年。

# 9　文字研究の歴史 (1)

西宮一民

## はじめに ── 文字研究の概念と史的記述の方法 ──

「文字研究の歴史」(文字研究史)とは、「文字の歴史」(文字史)ではなくて、文字どおり「文字について研究したことの歴史」である。すなわち、「文字研究史」と「文字史」との相違は、「研究」という語の有無にかかっていると言わねばならない。

もしここで、「研究」という語の概念を、近代科学における「学問研究」に求めるならば、それはきわめて新しい時代に限られることになるであろう。しかし、もし「意識的反省の加えられたこと(もの)」というように広義に解するならば、日本では、文字の使用という面からみて、古い時代からの「文字研究史」は編めるはずだと思う。したがって、今は広義の概念によることにする。

右の「意識的反省が加えられる」ということは、少なくとも、その人あるいは当時の識字層の間に「文字に対するある考え方」が存在したことを意味する。このような「文字に対するある考え方」(「ある」と言ったのは、人や時代により異り、また考え方じたいに高度・低度といった差があるから)を、言葉はおおげさだが、「文字観」と呼んでおこう。この「文字観」の変遷が、実は「文字研究史」を成立せしめる原理となるべきものと私は考える。

ただし、このような、「文字観」をあらわに述べた論文──必ずしも現代の学術論文の形式を意味しない──が、各時代随所に残存しているわけではない。そういう一等資料はむろんのこと、日本では中国語を表わす文字である「漢字」をもって、日本語表記の文字(漢字)として用いたこと、次いで漢字から脱皮して表音文字としての「仮名」の体系を作りあげた事実は、日本人の「文字観」のあらわれとみてよいわけであり、さらに漢字・仮名を用いて作品をものすという実践においても「文字観」が反映しているのであるから、そういう類まで広く見渡すことによって資

料とすることにしよう。その意味では、従来ひたすら「文字史」の資料にしてきたものでも、観点の置き方によって「文字研究史」の資料たりうるわけである。

ここで扱う「文字研究」の対象たる「文字」とは言うまでもなく、「日本語を写す文字」の意として用いる。それらは、漢字・万葉仮名・草仮名・平仮名・片仮名・ローマ字である。文字体系としては、漢字（万葉仮名・草仮名を含める）・仮名（平仮名・片仮名）・ローマ字となる。文字体系としての名称を用い、詳しく言うときは、括弧内の名称を用いる。漢数字は「漢字」に入るから特立しない。またいわゆる記号（＋（プラス）・－（マイナス）・＝（イコール）など）や数式・化学式あるいは絵文字などは除外する。もっともこういう発言をすることとじたい、「文字研究」の一翼を担うことに他ならないが、今は、これらは厳密には音声化できないという理由で「文字ではない」とする。

次に、「歴史」ということは、ここでは「史的記述」を意図しているが、前述のように「文字観の変遷」を主軸にするために、おのおのの因果関係を明らかにすることに意を注ぎたいと思う。その意味ででも、全資料を羅列紹介する形式は採らず、価値あるもののみを掲出することにする。なお、時代を表わす名称は左のごとくした。

奈良時代（七一〇―七八四年）……上代と呼ぶことがある。

平安時代（初期―八〇〇年代、中期―九〇〇年代、末期―一〇〇〇年代）……中古と呼ぶことがある。

院政時代（一一〇〇年代）・鎌倉時代（一一九二―一三三三年）・南北朝時代（一三三三―一三九二年）・室町時代（一三九二―一五七三年）・安土桃山時代（一五七三―一六〇三年）……一括して、中世と呼ぶことがある。

江戸時代（初期―一六〇〇年代、中期―一七〇〇年代、末期―一八〇〇年代）……近世と呼ぶことがある。

明治・大正・昭和の時代……現代と呼ぶことがある。

右は政治史的な時代名であるにすぎない。ただ、資料の時代を示すのに好都合なのでその名を用いることにする。もっとも、院政時代とか安土桃山時代とかを過渡期として、果していずれの区分に所属せしめるべきかは問題である

が、いちおう、上代・中古・中世・近世・現代の時代区分を右のようにしたのである。そして、「文字研究史」もほぼこの区分で変遷しているのかも知れない。しかし、すでに本題の「目次」(三八六頁参照)で示したように、「国学」「国語学」といった学問体系下における近世以降の「文字研究」と、それ以前の運用や発明に伴う「文字研究」の時代といったような、大きな区分を考えることもできるし、あるいは、一八九七—一九三五(明治三〇—昭和一〇)年と、一九三五年から今日までとに特に大きな対立を認め得ることもあったりするわけで、私はこういった観点を加味しながら、「文字研究史」を記述してみようと思う。

何分にも、この種の通史的な研究論文はなく、小稿も試案の域を出るものではないことをお断りしておく。

## 一 漢字の運用研究の時代(上代)

日本にはそれまで文字がなく、かなり偶然の出来事として、中国語表記の「漢字」を受容したのであるが、それを日本語表記の文字(表意文字の方は「漢字」、表音文字の方は「万葉仮名」、その草体は「草仮名」と呼ばれる)として運用するに至った。これには上代日本人のたゆまざる、漢字の形・音・義への知的認識と日本語との対応への努力の集積があり、それでもって日本語を表記しようという実験は、さまざまな表記法として『万葉集』をはじめとする文献に残されている。その中で、最も具体的な論をなし、かつ実践したのは、『古事記』(七一二(和銅五)年)における太安万侶であり、その論は「序」に見える。

彼は、日本語表記の文字としての「漢字」を「訓」(表意文字)と「音」(表音文字)とに分け、それらの運用上の欠点を指摘する。すなわち、「訓」のみで記せば「詞」(表現素材)が「心」(意味内容)を表わしきることはなく、一方「音」のみで記せば冗長になるという。そこで、「或一句之中、交用音訓、或一事之内、全以訓録」と述べ、「音訓交用」

と「訓専用」の二法をもって表記することを提示する。ところが、音のみ訓のみでは欠点があると指摘しながら、ここで「訓専用」を提示するのは矛盾しているようにみえる。それで従来は、「音訓交用」の法のみに注目して、これを後世の「漢字仮名交り文」の先駆として賞賛し、「訓専用」の法には触れることはなかった。これは対句の表現を無視したもので、私の研究によれば、この「訓専用」の法とは、いわゆる「鬼と逢えば返る」の漢文訓読上の返読方式を短句に応用し、その短句を積み重ねることによって作文する法をさす。たといその「訓」がいかなる日本語と対応するか正確を期し難くても意味はわかるのであり、また助字の読み方を一定にさえしておけば、読者は語順を日本語ふうに変えることによって、ほぼ誤りなく読むことができるのであった。この方法は、文を簡潔にし、なお文末助字が温存されるために「語気」も表わし得た。これがいわゆる「変体漢文体」であって、後世公卿をはじめとする公的な日記・文書等の表記の方法として継承される。

安万侶の「音訓交用」と「訓専用」との二法は、日本の漢字(万葉仮名を含む)の運用的研究として、当時では卓抜したものと言える。ところが、実はむしろ「音訓交用」の方にこそ泣きどころがあった。われわれは安万侶の苦心によってそれを感ぜずに過してきたのだ。それは何か。

奈良時代の文字は全部漢字であった。「訓専用」なら、純漢文はむろん変体漢文でも読めたのであるが、「音訓交用」では、どれが「音」でどれが「訓」だか区別できないのである。これでは読めない。ここが泣きどころとなる。『万葉集』でも「音訓交用」があるが、定型の和歌ということと、発想・表現の類似性があることによって読めた。「宣命(せんみょう)」も藤原宮跡出土木簡によれば、いわゆる「宣命書き」ではなくてすべて大字である。だから読みにくいはずの表記であったが、これも「宣命」というジャンルが読み方を支えてきた。『古事記』の地の文においては、読み方を保証するものは何もない。もし安万侶の時代に「宣命書き」のように文字の大小で視覚的に区別できる表記法が発明されていたら、彼は当然その法を用いたはずである。そこで彼は、この字は「音文字」であることを指示するため

に、「音注」という方法をとった。たとえば「伊都〈此二字以レ音〉之竹鞆」のように「伊都」の二字は音で読めと指示する方法である。われわれがともかくも『古事記』が読めるのは、この「音注」のお陰なのである。

かくして安万侶はおびただしくも「音注」をつけた。それだけ「音文字」で『古事記』を書く必要もあった。しかし、「音注」をつけ出せばきりがなかったから、今度はたとえば「伊予国」の「伊予」や、「堕迦豆伎而」の「迦豆伎」には「音注」をつけないというように、一定の基準(神名を除く固有名詞、また位置によって判別できる和語)を設けて「音注」はできる限り省いた。さすがに目障りだったからである。その結果、「付音注」は三〇五例、「不音注」は二五一例となった。このような努力——従来は「音注」のつけ忘れと解していた——は、「音訓交用」の泣きどころ除去のためのものであった。[1] このことを彼は「辞理(文脈のこと)叵レ見、以レ注明、意況(意味のこと)易レ解、更非レ注」と明言している。安万侶の文字観は、まさしく、漢字のみの文字生活の中で培われたものであって、日本語表記の文字として、音・訓の機能を弁別し、すべて音声化(むろん当時の日本語)できるように目論んだもの——だから私どもは『古事記』は訓読できるものとして、その文字表記を見ているのである——と考えられる。ただ、そのためのさまざまな配慮の中で、特に「音訓交用」にあって「注」(付音注)と「非レ注」(不音注)との工夫を施したのは、漢字のみという桎梏によるものであった。

## 二　仮名の発明研究および辞書における漢字研究の時代(中古)

### 1　仮名の発明研究

平安時代には、「文字研究」の論文はない。しかし、初期に「仮名」(平仮名・片仮名)を発明したということは、発

明が即研究だといった安易な考えから言うのではなく、明らかに「文字観」のなせるわざとみて、それを偉大な研究と評価したいのである。

それは、前代では、文字体系としてはあくまで「漢字」であって、「万葉仮名」といっても、それは「漢字」の機能の一つ(表音的機能)であるにすぎなかったが、当代初期の発明になる「仮名」は、前代の「漢字」の体系との絶縁を意図したものであるという点においてである。つまり新たに「仮名」という文字体系を独創したということなのである。ここにおいて、「漢字」は表意文字としての文字体系にあるもの、「仮名」は表音文字としての文字体系にあるものという認識(文字観)が生まれているわけである。

とはいえ、「仮名」の発明は、決して「漢字」を追放棄却することを目的とするものではなかった。あくまで、表意(表語)文字たる「漢字」を主とし、「仮名」を従とする観念があった。それは「漢字」を「真名(まな)」(本当の字)というのに対し、「仮名」(仮りの字)という命名にも表われている。それでいて、「仮名」が体系をもったということは、「漢字」と明確に区別できる実用的な要求を満たす文字であったからである。

ここにおいて、漢字のみによる文字生活を強いられ、そのためにその運用に苦労した前代の欠点を一挙に解消することができたわけである。それは、「宣命書き」のような、漢字の字体の大小による工夫などとは比較にならぬ発明的研究であった。しかも、「仮名」が文字としての位置づけを得、体系を形成したとき、きわめて高度な音韻論的な性質が付与されていたということは驚くべきことである。すなわち、当時の六八音節(清音四八、濁音二〇)を表わすはずの仮名音節数が四八にすぎないということである。言うまでもなく、濁音節と清音節との「仮名」を一つに絞っているためである。清濁という単一な基準によって、「仮名一つ」という約束事を作ったという意味で、当時の文字観(仮名の)が、「音標文字」化することを避け、音韻論的な認識に立っていたことを示すものと言ってよい。

## 2　辞書における漢字研究

平安時代初期は、いわゆる国風暗黒の時代、逆に言えば漢風賛美の時代だから、日本人の学問・文章は中国人のそれとほぼ同じ表現と発想をもった時代である。はっきり言えば、あちら流の「漢字」の習得がなされたのであって、小稿にいう「研究」ではない。しかし、その習得の手段としての辞書については少し触れておかねばならない。それは、中国辞書の利用享受・中国辞書の改編成・漢和辞典の編纂という過程において、「漢字の研究」を伴わないではなされないわざだと考えるからである。

空海(七七四—八三五(宝亀五—承和二)年)の『篆隷万象名義』(三〇巻六帖、第四帖まで空海真撰)は、あらゆる漢字を形により分類し、各類にそれぞれ部首を立て、その部首のもとに排列したもので、毎字篆体と隷体(楷書のこと)とを掲げ、その下に小さく音切(反切による発音)と簡単な釈義を示す。分類の方法は、大体梁の顧野王撰『玉篇』(五四三(大同九)年)に依拠しているが、篆体の形や筆法は「懸針体」といわれる古い篆書の体である。

こういうことから、空海には「書論」というものがある。その著『遍照発揮性霊集』巻四「勅賜屏風書了即献表」において、書道の極意は心を万物に散じて(蔡邕の『筆論』を引用)、万物の形を字勢にこめる所にありとし、書病を除くべきこと(その規範を、前掲『筆論』と王羲之の『筆経』におく)、さらに古い時代の書の真意になぞらえて書くのがよく、いたずらに古い字体を模倣すべきではないと述べている。字形・字体の研究が「書道」と深いかかわりをもった例としてみることができる。

菅原是善(八一二—八八〇(弘仁三—元慶四)年)の『東宮切韻』(三〇巻、ただし巻数には諸伝あり。南北朝時代ごろ佚書となるという)は、隋の陸法言等撰『切韻』(六〇一(仁寿元)年)以下一三家(他一家は、曹憲『桂苑珠叢抄』か)の『切韻』の順序に従い、その注文を集め、最後に、唐の孫強撰『増加玉篇』(六七四(上元元)年)に拠り、「今案」を

加えて成文したもので、上平声・下平声・上声・去声・入声の順で分類した韻書である。漢字の音の辞書で、源順撰『和名抄』(九三四(承平四)年頃)以下にみられるごとく、中国の韻書よりも多く利用された。

僧昌住撰『新撰字鏡』(八九八—九〇一(昌泰)年間)は、漢字(異体字を多く含む)を部首別に分類し、その音切と釈義を示すが、中に万葉仮名による音注や和訓を施す場合もある。この「和訓」によって「漢和辞書」の先蹤と評価される。それよりも、本書は、天・人事・自然動植物といった意義による分類排列をしている点に特色がある。これは「漢字」が単に「文字」として見られているのではなく、「語」として捉えられていることを示すもので、「文字は言葉である」とか「文字どおり」とかいわれる意識の存在が十分に認められるのである。

## 三　仮名の運用研究および漢字仮名の流用研究の時代(中世)

### 1　仮名の運用研究

前代の初期に発明された表音文字としての「仮名」のうち、「平仮名」は連綿体といわれる優美な書体と呼応して、平安時代中期以降の和歌(『古今集』など)や物語(『源氏物語』など)の世界の文字の座を占めることになった。しかし、同じ中期以降、特に音韻面では急速に変化していったために、表音文字としての「仮名」は、音韻と対応しなくなった。当然、めいめいの恣意的な仮名使用がなされるに至った。

これに対して、藤原定家(一一六二—一二四一(応保二—仁治二)年)は、仮名の遣い方を軌範として定めた。歌論書『下官集』(『下官抄』ともいう。今は一三二九(元徳元)年珍範奥書本による)の「嫌二文字一事」の中にそれが見える。彼の軌範決定の原理の一つは、当時/wo/と発音されていた「を」「お」の仮名を、「を」は上声、「お」は平声というよ

うに、当時の語のアクセントによったことである。[2] もう一つは、当時/je/と発音されていた「え」「江」「へ」「ゑ」の仮名、また/i/と発音されていた「ゐ」「い」の仮名を、定家以前の文献によって定めたことである。およそ軌範の原理において、背反的な二つを立てたことは致命的であり、また依拠資料も不純であり、あるいは混用の著しいものについては「通用」という便宜主義をとるなどの点で、いわゆる「定家仮名遣」そのものは高く評価されなかった。

しかし、文字研究史的にみて、定家の業績は再評価されねばならない。彼の仮名文字に対する思索と実践は、すべて「語」の表記法ということで一貫しているという点である。かつて、上代における漢字という文字体系の中で、太安万侶がその運用研究に腐心した如く、定家は仮名という文字体系の中で、その運用の軌範決定を自己に課していたのである。ただ両者が異るのは、定家は表音文字たる仮名が材料であったから、その文字列(連結)が意味とどう対応するかという判断が必要だったわけで、ここに「解釈」という作業が前提にならねばならなかった。かかる彼の文字観は、中古の仮名文学作品の校定本文の作製に向かわしめることとなる。このときに彼は定家仮名遣をもってしているわけで、結局定家の解釈本だということになる。われわれはその顕著な例を『御物本更級日記』に見る。そして定家の方法は、中世から近世にかけての写本の場合の軌範として広く用いられた。

さらに定家は、『下官集』の「仮名字かきつゞくる事」の条において、句切れ(この場合はセンテンス(文)のみならず、フレーズ(句)クローズ(節)をもさす)に言及しているのも重要である。平仮名の「連綿」の可能性は無限だから、それでは読めない。そこで、句内を連綿に、句と句との間を断絶するという表記法を提示する。これは中古の平仮名連綿が、文字の大小・太さ細さ・墨の濃淡(「墨つき」は「墨継ぎ」ではなく、「墨付き」の意)に意を用いて、芸術的な書道となったが、定家は「語」の把握を基礎にする点、学問的である。次に同書の「書ㇾ謌事」の条において、字配りの問題に言及している。上句と下句とを二行に分けて書く主張は今直接関係はないが、「真名」(漢字)、「草仮名」、「平仮名」の混用に波及する問題をからませているのであって、これも「語」(同音異義語)の解釈を、この三種

の文字でなそうというわけである。前掲『御物本更級日記』や『定家本土佐日記』『定家本伊勢物語』をはじめ、定家仮名遣によった『天福本後撰和歌集』などにその実例を見る。なお『下官集』(珍範奥書本)には、『古今集』仮名序以下第二十までの、「声点《しょうてん》」(単点と複点とあり)をさした例がいくつかあるが、これも「解釈」作業の結果である。しかもこれは「仮名と不可分の符号」として加えられているのだとする見解(3)によれば、まさに「新しい文字」(声点づきの文字)が発明されたことにもなるわけである。室町時代には濁音仮名が仮名体系に加入することになる。

## 2 漢字仮名の流用研究

平安時代以降、漢文(漢訳仏典を含む)の訓読が盛行し、その影響下に、中世という時代には「和漢混淆文」という新文体が興る。そして、仏教説話をはじめとする説話文学の内容性によって、大衆の中に文字というものが浸透してゆく一つの道も開けることになる。大衆にとっては、「漢文」という文体には馴染めなくても、「訓み下し文」で、仮名を多くしてもらえば、そういう程度の識字層には読めたわけである。すでに南北朝時代には児童向きの漢字教育書が現われもしている。それは、比丘円一『琑玉集』(一三八九(康応元)年跋。「琑」はサあるいはショウの音)で、漢字を「儀字・体字・故字」に三分し、次に漢字の篇と旁、一字多訓、一字多音の例を挙げ、「天一 大 日月 明《ヘモツハラヲ、イニノジツゲツアキラカナリ》」(冒頭の例)のように、「天」を「一と大」に、「明」を「日と月」に分解して本字と合わせて「三言」になるよう工夫したもので、これを一単位とすると五七四箇の例示がある。

おそらく、こういった素地において、今度は、何でもかでも「漢字」で書いてしまおうという欲求が起こってくる。それがいわゆる「真名本《まな》」であって、『熱田本平家物語』『曾我物語』のごとき和漢混淆文のものを、さらには『伊勢物語』のごとき本来仮名書きのものまで「真名」(漢字)に改めてしまう。これなどは、仮名を漢字に変えるわけであるから、古典注解(語源解釈をも含む)の一方法とみれば、定家と同じ志向にあるものと言えよう。しかし、すべて漢

字で記すところに無理があるから、「当て字」が行われることになる。その当て字によって、意味が変わってくることも生ずる。漢字を仮名に直すのが、文字使用の流れだとすると、真名本はまさにその逆行である。これには、漢語（中国本土より伝来したものおよび和製漢語）の流行と深い関係があろう。つまり、漢字が語彙量を増すには最も有効であったからである。当て字は、その漢字のもつ意味を棄て表音文字として機能するものであるから、本来日本語であるが、それを今度は音読して新漢語を作ってみたりする。そしてそれらの漢語はすべて音声化され、社会性をもったとき、辞書に掲載されることになる。

中世のごく初期の院政時代に、『色葉字類抄（いろは）』（三巻本、一一四四―一一八一（天養―治承年間）年の成立。橘忠兼撰）という、いろは引き辞書（国語辞書）ができた。当代における漢字による表記法の軌範書としての価値をもつ。そこに示された、字体・字形・語形・語義あるいは「俗（俗云）」などの注記、および音節数と漢字数による排列を行った部分（人事・畳字・辞字）のあることや、字訓語を先に字音語を後にするなど、「漢字」についての文字論的見識がみられる。「漢字」はすなわち「仮名」によって音声化できるのであり、仮名連結による「語」は漢字化できることを、この辞書は教えてくれる。ここにおいて、漢字で書かれた文章は仮名化できることになり、一方もと仮名の文章は漢字化できることになったわけで、これは結局、漢字と仮名との流用ということで捉えることができようかと思う。

## 四　「国学」における文字研究の時代（近世）

江戸時代初期は、前代の長かった戦国動乱の終息に伴う文運復興の時代で、それは和漢書の版行に象徴される。かつ「官学」は「漢学（儒学）」となった。漢学者（儒者）は中国本土のものとして、漢籍の訓詁注釈を行った。それに対して、日本の古典研究への目覚めがあった。長い歴史を経過しかつ動乱鎮静後の時代の人間が、古代的な本源的なも

のを求める浪漫精神によるものと考えられるが、方法は文献学的また考証学的なものであった。これを「国学」という。漢学と国学とは、学問の方法としてはほぼ似たようなものであったが、少なくとも「漢字」に対する考え方は基本的に異っていた。漢学者は漢字を中国本土のものとして、つまり徹底してあちら流に考えるわけで、中国の漢字が軌範なのである。それに対して、国学者の中の識者は漢字を日本の文字として認め、日本語との対応を考えるという立場をとる。とはいえ、やはり漢籍の教養によって磨きがかかるのであって、それらの業績にこそ焦点をあてねばならない。

## 1 仮名遣の研究

一六九三(元禄六)年、僧契沖は『和字正濫鈔』(一六九五(元禄八)年刊、五巻)を著わした。巻一の総論で、いわゆる「定家仮名遣」の誤りを指摘し、古文献の仮名を引証し、「い・ゐ・ひ」(巻二)、「を・お・ほ」(巻三)、「江・え・ゑ・へ、わ・は・う」(巻四)、「ふ・むーう、うーむ、うーぬ、むーぬ、むーも、むーふ、ふーも、へーめ、めーべ、むーぶ、みーび、をーふ、みーう、みーむ、ぢーじ、づーず、何ろふ」(巻五)についての仮名遣を示した。世に「契沖仮名遣」(また「歴史的仮名遣」とも)と呼ばれる。

定家仮名遣の欠点については前述のとおりだが、契沖は、すべて古代が正しい(『和字正濫通妨抄』一六九七(元禄一〇)年成る)という価値観をもって定家を否定したのである。したがって、彼は上代の音韻体系が八八(ないし八七)音節あり、万葉仮名の体系がそれに対応しているという自覚はなかった。だから「仮名遣」と考えている。しかしそれは別として、契沖の「古学」的志向は、語源と語形とを歴史的に告知せしめ、学者に納得を与えたから、後世まで支持を得た。後に楫取魚彦が、これを五十音順に辞書ふうに改訂(一八八三語)して『古言梯』(一七六五(明和二)年刊、一巻)を作った。

一六九五(元禄八)年に、鴨東蔌父『蜆縮涼鼓集』(二巻)が出た。ジ・ヂ、ズ・ヅの、いわゆる四つ仮名について、約一六〇〇余語の仮名遣を示したもの。すでに京都ではそれらのジ・ヂとズ・ヅとの発音の区別が失われていたのだから、明らかに「仮名遣」の問題なのであったが、彼の観点はすでに音韻論的であって、進んだものと評される。[4]

近世の中期後半に、本居宣長が出、『字音仮字用格』(一七七六(安永五)年刊、一巻)を著わした。『韻鏡』の図と万葉仮名とを結びつけた最初のもので、内容は「喉音三行弁」「おを所属弁」(契沖の「五十音図」では、オをワ行に、ヲをア行に誤っているのを、無相文雄の『和字大観抄』(一七五四(宝暦四)年刊、二巻)の説を承けて訂したもの)、「いゐ之仮字」、「えゑ之仮字」、「おを之仮字」、「か行之仮字」、「さ行之仮字」等各行について、字音の仮名遣の誤りやすいものを収める。もっともこの中で、「おを所属弁」に対しては、東条義門が『於乎軽重義』(一八二七(文政一〇)年成る、二巻)において、宣長の論拠を三類八証にまとめ、改むべきは改め、さらに一五証と二傍証とを加えている。なお宣長は『地名字音転用例』(一八〇〇(寛政一二)年刊、一巻)において、日本の地名に当てた漢字が普通の字音と異るものについて、二一通りに分類し、それぞれの法則で字音が転用されたものであることを証明した。ただ三内撥音(m・n・ŋ)についての認識は明確さを欠いていたのを、義門は『男信』(一八四二(天保一三)年刊、三巻)において、末尾にn音のある文字(これはナ・ラ行等に転用される)と末尾にm音のある文字(これはマ・バ行等に転用される)とは区別があると述べ訂正した。このように、宣長の開いた字音の仮名遣の研究は弟子によって補正大成されるわけで、それは白井寛蔭の『音韻仮字用例』(一八六〇(万延元)年刊、三巻)となる。これは、宣長の一七〇〇余字に対し、一万二二〇〇余字の字音を収めている。

一方、宣長の『古事記伝』の示唆に基いて、上代における特殊な仮名遣として発見したものに、石塚竜麿『仮字遣奥山路』(一七九八(寛政一〇)年頃成立、三巻)がある。これは、上代の万葉仮名の用法を調査して、エ・キ・ケ・コ・ソ・ト・ヌ・ヒ・ヘ・ミ・メ・ヨ・ロ(『古事記』では、チ・モを加える)の仮名がおのおの二類に分かれて混ずるこ

とがなく、それが語によるものであることを、五十音順に例示したものである。ただそれが上代の音韻の別を表わすものという明確な主張はない――したがって、「仮名遣」という意識で捉えられている――けれども、まことに重要な発見であった(五―1参照)。また竜麿には『古言清濁考』(一八〇一(享和元)年刊、三巻)の著もあり、上代では清音・濁音に関して仮名を区別していることを述べ、なお清濁通用の文字を挙げ、次に五十音順に語を排列し、語ごとに清濁を指示した。これもやはり「仮名遣」という意識に支えられたものである。

ところが、草鹿砥宣隆(くさかどのぶたか)によって、竜麿の『仮字遣奥山路』と『古言清濁考』における、それぞれの二類の仮名の区別は、実は音韻の差に基くものであることが見抜かれた。それは『古言別音鈔』(一八四九(嘉永二)年成る、一巻)の著となる。なお奥村栄実(てるざね)の『古言衣延弁(ええ)』(一八二九(文政一二)年成る、一巻)も、ア行のエとヤ行のエとの仮名の区別を音韻の差とみている。いずれも、当時としては炯眼である。

一方、用字法の研究書として、春登(しゅんとう)上人の『万葉用字格』(一八一八(文化一五)年刊、一巻)は、『万葉集』の用字を、正音・略音・正訓・義訓・略訓・約訓・借訓・戯書の八類に分けたもので、近世の国学者が上代ふうに作文する場合の軌範書となった。「格」と称せられる所以である。ただし、かかる「用字法の研究」そのものが文字論的にいかなる意味をもつかは現代にまたねばならない(五―2・3参照)。

## 2 単体としての漢字の研究

近世の漢学者の側でなされた「漢字」の研究は、今日の「文字論」的研究からみれば、「単体」としての研究と評してよいものである。すなわち、漢字を日本語との直接の関連の中においてみようとはせず、単体としての漢字――字体・字形(これを合わせて「形(ケイ)」という)、音(オン)、義(ギ)(「意味」という意味で「訓(クン)」ではない)――を研究するもので、さほど価値を認めることはできないのである。とはいえ、かかる業績でも、あったればこそ今日の文字研究の立場も

あり得たという意味で、以下略記することにしよう。

近世初期もごく終りの頃、中根元珪の『異体字弁』(一六九二(元禄五)年刊、二巻)が出た。これは正体二五六〇字に対する異体五〇〇二字についての画引き字書である。字形についての関心がこのような厖大な漢字を蒐集させたのだが、「異体」の「異」についての研究こそ、漢字研究の主題でなくてはならぬはずのものであった。しかし当時の漢学者としては、中国の字書——たとえば今の『異体字弁』なら、明の梅膺祚『字彙』(一六一五(万暦四三)年序)を基礎におく——に軌範を求めるということで済んだのである。

中期の半ばには、太宰春台の『倭楷正訛』(一七四八(寛延元)年成立、一七五三(宝暦三)年刊、一巻)が出る。「序」によれば、日本の漢字が当世俗字(国字・俗書)が鋒起しているので、これを矯正する目的で編むという。二八六字(正字・俗字の一組を一字として計算)を収録。付録は「省文集」で、二七八字に日本製の省文(省画の文字)一五字を収録する。初期の資料蒐集時代から本期では、軌範意識で臨むという態度へと変化を見せている。これも、何故「俗」が鋒起するのかについての考察はない。

末期になると、松本愚山『省文纂攷』(一八〇三(享和三)年刊、一巻)、伴直方『国字考』(一八一八(文化一五)年写、一冊)、狩谷棭斎『箋註和名類聚抄』異体字弁(一八二七(文政一〇)年、第三稿成る)などがある。第一は、「省文」のみについての研究書といえるもので、収録字数は三三七。出典は内外にわたるが、ほとんど明の張自烈『正字通』(一二巻)、清の張玉書・陳廷敬等『康熙字典』(一七一〇(康熙四九)年勅撰、四二巻)である。付録の「干禄字書糾繆」は、唐の顔元孫『干録字書』(七七四(大暦九)年。宝永四年跋道空本使用か)を批判的に受容したもの。いずれにしても眼はあちらに向いている。しかし、第二になると、国学者としての方法になる。「国字」(和製漢字)一一五例についての考証で、参考文献には国学者の注釈書や辞書類を挙げている。中国の字書によってこれらの「国字」を排するのではなく、その由緒を探索しようとする態度がみられる。しかし、文字体系としての位置づけその他諸観点からする考察

はないから、やはり単体としての研究に止まる。第三は、さすがに棭斎の研究で、『和名抄』の参訂本における「異体字」の考証であって、明治以降の文献学的考証学の先鞭をなすものとして評価できよう。

次に、「漢字」の「音」の研究に目を転ずるならば、これは中国音じたいの研究であるから、特筆する必要はない。ただそれが、日本語音韻との対応における研究において、はじめて「文字研究」の座に上せられる。それについては、すでに宣長の業績のところで一括触れてしまった。なお宣長には『漢字三音考』(一七八五(天明五)年刊)があることを付言しておこう。

次に「漢字」の「義」の研究についてみると、著名なものとして、荻生徂徠の『訳文筌蹄』(一七一五(正徳五)年前編刊、一七九六(寛政八)年後編刊、六巻)、伊藤東涯の『操觚字訣』(一七六三(宝暦一三)年刊、一〇巻、補遺五巻)、皆川淇園の『実字解』(一七九一(寛政三)年刊、三巻、二編三巻本は刊記不明)、同『虚字解』(一七八三(天明三)年刊、門人続修の『続虚字解』は一七九二(寛政四)年刊で二巻)などがある。これらはすべて当代一流の漢学者の手になるもので、「古典外国語」(中国の四書五経などの漢文)の研究書であり、その文脈上の意味解釈である。したがって、徹底して、日本語の中の漢字を扱ったものではない。ここにおいて、これらはわれわれの考える「文字研究史」の対象から外れることになる。とはいえ、徂徠学(古文辞学派)の方法が、宣長の方法に影響を与えている点からみれば、漢字を重んずる風習を植えつけたということに意義を見出すことができよう。

### 3 文字概説

近世の中期には「文字概説」の書が編まれた。それは新井白石の『同文通考』(四巻)である。刊本は一七六〇(宝暦一〇)年、新井白蛾補校のものであるが、白石の撰述は一七〇五(宝永二)年以前という。巻一は、中国の文字(漢字)の起源・書体・字形につき一五項目にわたり論ずる。巻二は、日本の文字の起源・漢字・神代文字など一〇項目につき

論ずる。巻三は、片仮名・平仮名、および各字源・点図など九項目につき論ずる。巻四は、国字(八一字)・国訓(七八字)・借用(一四字)・誤用(六二字)・譌字(一一四字)・省文(一七四字)の六項目の定義と実例五二三字を示したものである。江戸時代にはこの種の「概説書」は他にないのであって、白石の学殖と努力によってはじめて可能だったと思われる。

しかし、これらの項目を通覧して、まず「文字の本質」といった問題についての観点がないのは、当時としてはやむをえないにしても、「文字」というものを、日本語との直接の関連の中においてみようとはせず、単体としての文字として観察していることは明らかである。ただ、それにしても、このように巨視的に項目を立てたという点では十分に評価してよいと考える。いな、この「単体としての文字研究」が精密さを加えれば、それはそれとして成功したといってもよいのであって、われわれとしては、次に述べる「仮名の研究」においてそれを見ることができるのである。

## 4 単体としての仮名の研究

国学者伴信友(一七七三―一八四六(安永二―弘化三)年)は『仮字本末』(二巻)を著わした。刊行は、信友の没後門弟によって、一八五〇(嘉永三)年になされた。平仮名・片仮名について、その起源・沿革を博引考証したものである。もっとも、平仮名の作者を弘法大師、片仮名の作者を吉備真備とし、また草仮名と平仮名とを混同したりする欠点はあるが、古鈔本によって字形の起源を研究したのは、方法論的に高く評価できる。この方法が、明治以降、文献学的な精密さをもって、信友の研究を遙かに越えてしまうのであるが、その方法を彼が敷設した功績は認めるべきである。

彼の、そういう実力においてこそ、「神代文字否定説」も生まれたと言えよう。彼はその付録「神代字弁」において、平田篤胤等の信ずる「日文」――篤胤は『神字日文伝』(一八一九(文政二)年成る、二巻)および付録の「疑字篇」

(一巻)において、積極的に「神代文字」の実在を主張し、「日文」(真体と草体との二種を掲げる)こそ、真正の神代文字とした――は、「吏読」(信友は朝鮮の「諺文」類似のものという)であるとし、他の神代文字も多く偽作であると説いた。今日では、神代文字は音韻論的に否定されている。

岡田真澄著『仮字考』(一八二二(文政五)年刊、二冊)も、平仮名・片仮名の字源を説くもので、その字源となった漢字の音を中国の韻書の反切によって示し、かつ字形の成立過程を公平な眼で説いている。

以上、近世は、中世以前が文字の運用に関する研究を主とするのに対して、文字じたいを観察的に研究することを主としていることがわかる。それは「漢学」「国学」という学問が興ったからである。そして、文字研究史的にみれば、国学者の側において、「仮名遣の研究」および「単体としての文字研究」がなされたわけである。これらの研究が、明治以降新たに興った「国語学」という学問において、どう継承され、どう展開してゆくのであろうか。

## 五　「国語学」における文字研究の時代(現代)

### 1　史的研究

明治維新以後、日本が近代国家として出発するためには、当局の問題は多々あった。特に、国語・国字問題は、一八七二(明治五)年に学制が制定されるのと相俟って、国家的に重要な問題であった。一九〇二(明治三五)年に「国語調査委員会」(官制、一九一三(大正二)年廃止)が設置されたのもそのためである。当会の諸調査のうち、文字関係は、『疑問国語国字改良論説年表』(一冊)、『片仮名平仮名読ミ書キノ難易ニ関スル実験報告』(一冊)、『送仮名法』(一冊)、『仮名遣』(二冊)などがあって、当面の問題についての調査であるが、大矢透の『仮名遣及仮名字体沿革史料』(一冊、

一九〇九(明治四二)年刊)、『仮名源流考、同証本写真』(二冊、一九一一(明治四四)年刊)、『周代古音考、同韻徴』(二冊、一九一四(大正三)年刊)などは、純学術的なものとして学界に多大の貢献をした。

大矢の業績は、仮名の字源・字形および仮名遣の沿革あるいは音韻について、史的観点から考証したものである。彼の用いた資料は、たとえば『沿革史料』で五〇種を越え、それを時代順(推定も含めて)に排列して、仮名の発達が跡づけられている。当面の問題処理において、それを歴史的に遡源してゆくことがほぼ常道と考えられても、一見かかる迂遠なことを研究させることは、明治という時代の活力でもあったし、明治という時代の人の意志でもあったろうと思われる。それはともかく、大矢の方法は、既述のごとき伴信友によって敷設された文献史料による証明であった。ただその精密さにおいては、信友とは大きな懸隔があった——とはいえ、後の点本専門学者からは、大矢の誤読が指摘されている。それは、点本操作の基本は、そこに加点された文字を見るだけではなく、本文精読によって、加点の文字体系として見なければならないからである——。そして、大矢の研究も、前代と同じ「単体としての仮名の研究」の路線にあることは言うまでもない。

一九一九(大正八)年には、橋本進吉の「仮名の字源に就いて[5]」が出、特にワとンの字源説に創見がみられ、吉沢義則は「片仮名ワとンとの字源説付言[6]」において、橋本説を是としかつ補っている。

一九三三(昭和八)年には、春日政治の「仮名発達史序説[7]」が出、万葉仮名・平仮名・片仮名の沿革を精密に説き、また「片仮名の研究[8]」もある。一方、吉沢には「平仮名の研究[9]」があり、「女手(おんなで)」といわれる所以を位相的に考察し、尾上八郎には『平安朝時代の草仮名の研究[10]』があり、古筆切等を資料として、美的、文学的に論じている。

以上、信友以来の「仮名」の字源・字形およびその沿革についての研究は、「国語学」における各分野(音韻・文法など)の史的研究の潮流に棹さしながら、昭和の初期八、九年頃までに、ほとんど完成の域に達した。むろん「単体としての仮名の研究」としてである。ただし、「つ」の字源については依然定説がなかったり、また資料たる点本の研

究の発達によって、なお精密化される余地はあったが、ともかく一九三五(昭和一〇)年以前と以後とではいちおうの線が引けることを示しているのである。

さて、この「仮名」の発生についての研究は、当然「万葉仮名」の研究を促すことになり、橋本の「上代特殊仮名遣」の発見となる。これは、キ・ヒ・ミ・ケ・ヘ・メ・コ・ソ・ト・ノ・モ・ヨ・ロの一三の音節(さらに濁音節ギ・ビ・ゲ・ベ・ゴ・ゾ・ドの七つを加える)を表わす万葉仮名には、おのおの二類(甲類と乙類)の仮名群があって、語によって書分けられており、それが当時の音韻の差に基くものという説である。[11] 既述のごとく、石塚竜麿の『仮字遣奥山路』にこの種の研究があったけれども顧みられることなく打ち過ぎたのに対して、橋本は全く別個に研究を進めた結果、竜麿の業績を正当に評価し、したがってその誤りの箇所を訂正することもできたのであるが、何といっても竜麿と異るのは、これを国語音韻の問題として捉えた点である。それならば、「特殊仮名遣」と命名するところの「仮名遣」という術語は穏当を欠くことにもなるが、だからこそ「特殊」という修飾語を冠するのだと理解できる。この発見は、上代語や文法その他の研究、また文献批判の尺度とする上に絶大な影響を及ぼした。

一九三二(昭和七)年に、奇しくも、人と所を違えて、ほぼ同時に同じテーマで同じ結論に到達した二論文がある。西の池上禎造「古事記に於ける仮名「毛・母」に就いて」[12]と東の有坂秀世「古事記に於けるモの仮名の用法について」[13]とである。要するに、橋本の発見に加えるに、文献『古事記』においては、モの仮名に二類の書分けがあり、『日本書紀』や『万葉集』にはそれが見られないことから、古い音韻の残存とし、さらに上代特殊仮名遣の本質を母音調和による音節結合によるものとの見解を示したもので、昭和初期における大きな収穫であった。

源流遡源の成果のもう一つは、仮名に付された「音符」の研究である。これは点本研究者の側から進められたもので、早く吉沢に「本邦音符考」[14]があり、同「濁点源流考」[15]、星加宗一「濁点の成立について」[16]がある。

以上、一九三五年以前では、仮名遣の研究は「音韻」の問題として捉えられたことが大きな特徴となっている。こ

ここにおいて、「国語学」における「音韻」と「文字」との位置づけが新たなる問題となるのは当然のことであった。

## 2　文字論

一九〇九（明治四二）年刊の、亀田次郎『国語学概論』[17]は、「声音論」（第四編）や『品詞論』（第六編）に伍して、「文字論」（第五編）を立てていることに注目したい。そしてその章節を分かつことは詳しくまた体系的でもある。彼は第一章に「文字の価値」を設け、

言語の実質は、声音にあり。文字は、ただ、無形の声音を、有形の標識にあらはしたるものに過ぎず。文字は、無声の言語ともいふべく、又視官に訴ふる言語ともいふべし。云々

と述べている。これは「文字」の定義を述べたものと理解できる。ここでは「意義」（あるいは「思想」とも）との関係が明示されていないが、「言語は、吾人の思想交換の媒介となるもの」（第三編文法論、第一章文法の概念）とあることによって了解がつく。そして、音声言語に対する文字言語の卓越性四か条を挙げ、なお「複雑なる文学は、文字無くては発達すること能はず」と指摘し、また文字の保守性は言語の統一に貢献するとも述べている。さらに、「文字と声音及び言語との関係」（第六章）において、表意文字から表音文字へ、その表音文字は再び表意文字（彼は「歴史的文字」と表現している）へ遷るものだということも看破している。第八章では「仮名遣法論」を立て、その由来・歴史・外国の仮名遣（これは「綴字」のこと）改良論・日本の歴史的表音的論争などの節を分かち論じている。当時としては、亀田の著書は出色のものと私は考える。また「仮名遣法論」とて「文字論」に包摂せしめているのも賛成である。

およそ「文字研究」などと言ってみたところで、その目的および範囲を定めなくてはできないことであり、その根本は「文字」の定義いかんにかかわる問題であったはずである。ところが、一九〇二（明治三五）年の「国語調査委員会」設置以降の「国語学」の方法は、「単体としての文字研究」であり、それも「史的研究」で一貫していたために、

そも「文字とは何か」という問題については顧みることがなかったといっても過言ではない。
しかし、かかる研究でいちおう完成の域に達したのは、既述のごとく「仮名の史的研究」であった。むろん「仮名とは何か」といった反省から、それを文字体系として捉える意識は稀薄であった。そこへ、いわゆる文献学（フィロロギー）が導入されて、学者はこぞって「古写本」という資料を博捜し、校合本を作ることに奔走した。それらの中で、最大の業績と認められるのは、一九二四―一九二五(大正一三―一四)年刊の『校本万葉集』[18]である。底本を定め諸本と比較するだけで止める作業は、文字研究の基礎であって、それをさらに已れの文字観で訂する(「校訂」という)という方法で編まれたテキストは、かえって文字研究の妨げになっていたということに気づくまでには相当長い年数が要った。その意味では、諸本の字形・字体まで模写した『諸本集成古事記』[19]はきわめて価値の高いものというべきである。
さて、正宗敦夫の『万葉集総索引』[20]の労作が出て、「万葉学」は急速に発展した。「集中の用例」検索が便利になって、いわゆる「用字法」の研究の盛行をみるに至った。しかし、それは、万葉歌の解釈のための手段でしかなかった。解釈が完了すれば、それ以上の文字研究は必要もなかったのである。
ここで再び「文字とは何か」の課題に戻ろう。亀田の定義以後空白が続いて、一九三三―一九三四(昭和八―九)年に、橋本は「国語学概論」[21]において、
文字は言語を表はす記号である。……言語の音声意義を一定の記号で代表せしめて、目に見える形としたものが文字である。
と定義した(第八章、日本の文字)。これは、亀田の文字観と同じと言える。
ところが、一九三五(昭和一〇)年に、山田孝雄は「日本文字学概説」[22]において、
文字は、思想、観念の記号として一面、言語を代表する。
と定義した。すなわち、文字は「思想、観念(意義に当たる)」を直接に表わす視覚的形象的の記号であるとし、一面

「言語」(音声に当たる)を代表する(代わりに表わす)というのである。

この山田説に対する反論として、一九四三(昭和一八)年に橋本は「日本の文字について——文字の表意性と表音性——」と題する講演をした。[23] そこでは、

言語には一定の音があるもので、文字もこの音をあらはせばこそ文字であるのである。即ち、文字ならば必ず一定のよみ方を伴ふのである。もし、それがなく、只観念思想を表するだけなら文字ではなく符号(記号)にすぎない。実際文字があつても、よみ方を知らない場合があるが、それでも文字である以上は何かきまつたよみ方があると考へるのである。無いとは考へない。

と述べている。すなわち、山田の定義の中の「一面」について、「一面」なのではなくて「全面的に」なのだと主張しているわけである。この両者の文字観の差は、文字と音声との関係における疎密度に対する認識の差によるものと私には思われる。したがって、具体的には山田の定義が素直に受容できる例も存在するのだけれど、理念的には橋本説のごとくであるべきものだと考えてよかろう。特に、漢字の場合、一つの音声と一つの意味と結合していることは稀であるが、そうかといって、あるいは漢字は音声化しなくても意味はわかるとか、あるいはどう音声化しようが意味はかわらないとか、もし総合的な判断として言うならば、やはりそれは無理だと考える。そこで、文字一般として言うならば、やはり文字は音声化できるものであり、その音声化に呼応した唯一の意味が喚起されるもの、またそうあるべきものと考えたいのである。でなければ、言語として最も大切な伝達という社会的機能が果せなくなるだろう。

さて、この間、時枝誠記の『国語学原論』[24] における、

一、文字は、「書く」「読む」といふ心理的過程によつて成立する。

二、文字は、音声或は意味を表出し、言語としての機能を果すところにある。

とする定義もある。この二における「音声或は意味」という「或は」の接続詞は、上述によってもはや肯定できない。

しかるに、時枝の「或は」という接続詞は、独得の「言語過程説」に由来するため、「或は」でなくてはならなかったのであるから、時枝の学説そのものに問題が存することになる。この点を鋭く批判したものに山田俊雄がいる。[25]

要は、「文字とは何か」について本質的に考えようとする風潮が一九三五年以降の国語学者によって起こってきたという面で、それ以前と一線を画することは可能である。そして、このような「文字」の定義に関する思考が、やがて「文字論」としての位置づけ、またその学問的方法などを生み出す契機となったことは言うまでもないが、学界は依然として、音韻論や文法論が主流をなし、文字は二次的なものとする考え方から脱却することはなかなかできなかった。せいぜい、この当時の文字研究の一つとしての「文字史」についての唯一の著作を数えるにすぎない。それは山田孝雄の『国語史 文字篇』[26]である。当時「国語史」といえば「口語史」のことだとさえ思いこまれていたような風潮にあって、本書はそのすぐれた業績とともに唯一という存在を誇るものである。以後、その息山田俊雄が業を継ぐまで空白が続く。

一九四六(昭和二一)年に、池上の「文字論の位置」[27]が出る。広い視野と深い洞察力をもって、「国語学」の一分野としての「文字論」の位置づけを提唱した。新しい「文字論」は、新しい目的意識による研究によって成さるべきことを教える。すなわち、「文字論の中心は文字を如何に用ゐて言語を写すかといふ点にあるべく」として、

国語文字史における漢字の研究(上代から近世まで)

補助文字たる仮名が独立の地歩を得る過程の研究(送仮名の研究を含む)

漢字仮名交り文における漢字連結によって生ずる問題の研究

漢字の語彙論ないし意義論的研究

など――右は、西宮の言葉に直しての表現であることを断っておく――を研究課題としている。池上は、その該博鋭利な頭脳をもって、「文字論」に関する多くの論文をものした。小稿の、一九三五年を境に文字研究の動向が変わる

と述べたあたりは、まさに「文字・仮名遣の史的研究を跡づけて」[28]に導かれたものである。紙幅の都合で多くを挙げえないが、「文字論のために」[29]、「真名本の背後」[30]、「万葉集はなぜ訓めるか」[31]、「正訓字の整理」[32]、「万葉人の言語生活」[33]などは、「文字論」の開拓者としての面目を恣にする著名な論文である。

## 3　「文字論」的調査研究

ここに、文字論的立場をもって、「文字史」の構築を意欲的に試みる唯一人の山田俊雄を挙げよう。山田は、「文字」を「素材としての文字」と「作品としての文字」の二つに分け、これを言語の学として研究するということは、「素材としての文字の可能性の研究」であり、「用法における文字の価値の研究」であるとする。[34]そして、「文字史の可能性」[35]において、文字史の中心は「漢字」(中国のではなく、日本に入って実用されたもの、また和製漢字も含める)でなくてはならず、それを字形のみならず、字のあらわす音の性質、字相互の示差機能、字連結の型、字形転移の類型(たとえば書体の転換や、字画の増略、印刷体・筆記体の相互の影響)などの視点から研究すべきだとし、このような「素材としての文字」の研究をもって、過去の言語を再生しえたときに、すでに「用法としての文字」の研究に躍り出たことになるのだと説く。続いて文字史の構想として、漢字については、上代と院政鎌倉時代、仮名については、平仮名は平安中期と近世初期、片仮名は平安末期から鎌倉時代および近世後期として、総括的には、

奈良時代・平安時代・院政鎌倉時代・室町時代・江戸時代・現代

という時代区分を設定し、そして凡百の文字資料の中から有効な文献を選択して調査し、さらに「各文献、各時代の文献全体、そして、各時代の比較、各系列の文献の時代的比較といふ風な順を追つた調査」を積重ねることによって、「国語史」の分野の一つとして、「文字史」が成立すると説く。

現に選ばれたと判断してよい文献は『万葉集』、『和漢朗詠集』、『今昔物語』、『色葉字類抄』、『楊守敬旧蔵本将門

記』、『熱田本平家物語』、『高山寺本古往来』、『キリシタン版落葉集』、『小玉篇』、『節用集』、『柳多留』などである。山田の文字調査による研究結果は諸種の雑誌に発表され、枚挙にいとまはないが、特に『熱田本平家物語』(一四七二(文明四)年書写の識語(巻第六)をもつ真名本)の研究[36]は、幾多の「文字論」的課題を自ら設定し、その解決を図りつつある点顕著な業績というべきであろう。すなわち、

鎌倉室町時代の、漢字の表記法(用字法)の一般性はどうか。

どれだけの漢字をマスターして真名本平家物語が書けたか。

果して字書の中のどれだけのものが実用されたか。

いわゆる基本漢字や標準漢字はどの程度のものであったか。

漢字に併用される片仮名や平仮名の性質は何なのか。

などといった課題である。山田の「文字史」完成には、この種の課題をとき終わる必要ありとせば、やはり学界の真剣な応援を要する問題となるであろう。

ところで、右の課題に注目すると、「文字論」的自覚の有無を深く問わないとすれば、「用字法の研究」とか「文字生活の研究」などといわれてきたこととさほど隔りのない面もあるわけで、それならばと挙げておくべき収穫もある。まず「用字法」では、『万葉集』において最も進歩し、近年では「文字意識」の観点から把握される傾向にある。たとえば、鶴久の「上代人の表記意識と用字法——万葉集における之字をめぐって——」[37]ほか、稲岡耕二の「万葉集における単語の交用表記について」[38]ほか、橋本四郎の「訓仮名をめぐって」[39]ほか、井手至の「万葉集の文字意識」[40]ほかなど極めて多い。中古では、中田祝夫の「かなの論くさぐさ」[41]、前田富祺の「仮名文における文字使用について——変体仮名と漢字使用の実態——」[42]がある。中世では前記山田のほか、森田武の「吉利支丹資料のローマ字綴——日葡辞書・ロドリゲス大文典を中心として——」[43]、富永牧太の「きりしたん版文字攷——欧文印刷文字篇・和文文字篇」[44]

など、近世では、杉本つとむの「西鶴の用字法覚書」[45]（杉本には『異体字研究資料集成』[46]がある）ほかがある。現代語の問題としての「正書法」（表記法）については、浜田敦の「正書法としての語表記における漢字とかなの問題」[47]をはじめ樺島忠夫の「文字体系の構造」[48]ほか、など研究者は極めて多く、割愛する。

「文字生活」の研究では、古代を橋本四郎、近代を杉本つとむ、現代を森岡健二が「言語生活史」の中で分担した。[49]また「文字史」の研究では、阪倉篤義の「平かなの用法の歴史」[50]、福山敏男の「金石文」[51]、川端善明の「万葉仮名の成立と展相」[52]、築島裕の「古代の文字」[53]、山田俊雄の「近代・現代の文字」[54]などがあり、なお「文字と言語」を史的に考察した大野晋の論[55]もある。

## おわりに――今後の見通し――

以上を通じて、私の「文字研究史」は、中世以前の研究のあり方と、以後の研究のあり方とは基本的に異るものをみてとっている。すなわち、中世以前は文字の運用に伴う研究で、ある面では文字史と重なる資料性をもつが、近世以後では「国学」「国語学」という学問としての文字の研究で、時間的に距離を置いた資料を対象化し、ある方法をもって研究したものである。そして「国学」よりも「国語学」の研究は進歩し、複雑に展開してきたということである。

もし、文字の研究が「文字論」的立場でなされねばならぬものとすれば、ようやく緒についたというべきであろう。ただし、家内工業の職人的名人芸に委ねられる限り、百年河清のわざとしか言いようのないものと思う。池上の蒔いた種が、少なくとも山田俊雄の「文字史」畑で育ち収穫できつつあるものもある。が、「文字研究」は「文字史」の研究ばかりではなく――池上論文で私が箇条書きした課題四か条のうち第一条に当たるから、まだ三か条残っている

のだ(四一〇頁参照)、あまつさえ山田俊雄自ら課した五か条(四一二頁参照)を多くの文献に適用するならば、せねばならない仕事は山積しているのである。まして、亀井孝のように「古事記はよめるか」[56]と根本的に問い直してみるならば、解答までに時間のかかることが起こってくる。

そこで、私は、恐らく「文字論」は研究者各様であろうと思うけれども、ともかく合目的的な路線を敷いて、その上で「調査」の典型を作る必要があると考える。それが研究のための基礎資料となる。多大の労力を必要とするから、調査員を養成する。もし計量化できるならその方途を考える。少なくとも国立国語研究所(一九四八(昭和二三)年設置)では、漢字その他の調査で、数々の科学的調査を行っているのであるから、今後の活用が期待できよう。『日本語の文字』[57]は「文字論」的に諸問題を検討したかのごとくであるが、現代語の文字研究に有効であっても、古代語にはやはり及びにくいことを予想させる。そういう歎きをこめて、ともかく精密な資料批判による文字の実態調査を、地味に繰返すことは避けられぬようであり、また避けてはならぬとこそ思う。

(1) 西宮一民「古事記上巻文脈論」(『国語と国文学』五三巻五号、一九七六年)。
(2) 大野晋「仮名遣の起源について」(『国語と国文学』二七巻一二号、一九五〇年)。
(3) 小松英雄「国語学の研究法」(阪倉篤義編『国語学概説』有精堂、一九七五年)。
(4) 亀井孝「蜆縮涼鼓集を中心にみた四つがな」(『国語学』四輯、一九五〇年)。
(5) 橋本進吉「仮名の字源に就いて」(『明治聖徳記念学会紀要』一一、一九一九年。橋本進吉博士著作集第三巻『文字及び仮名遣の研究』岩波書店、一九四九年、所収)。
(6) 吉沢義則「片仮名ヮとンとの字源説付言」(佐佐木博士還暦記念会編『日本文学論纂』明治書院、一九三二年)。
(7) 春日政治「仮名発達史序説」(岩波講座『日本文学』第二〇回、一九三三年)。
(8) 同「片仮名の研究」(『国語科学講座 Ⅷ 文字学』明治書院、一九三四年)。

（9）吉沢義則「平仮名の研究」（『国語科学講座 Ⅷ 文字学』明治書院、一九三四年）。
（10）尾上八郎『平安朝時代の草仮名の研究』雄山閣、一九二六年。
（11）橋本進吉「国語仮名遣研究史上の一発見」（『帝国文学』二三巻一一号、一九一七年。前掲著作集第三巻『文字及び仮名遣の研究』所収）。
（12）池上禎造「古事記に於ける仮名「毛・母」に就いて」（『国語・国文』二巻一〇号、一九三二年）。
（13）有坂秀世「古事記に於けるモの仮名の用法について」（『国語と国文学』九巻一一号、一九三二年）。
（14）吉沢義則「本邦音符考」（『教育実験界』一九〇四年一〇月、『国語国文の研究』岩波書店、一九二七年、所収）。
（15）同「濁点源流考」（『国語国文の研究』六・七号、一九二七年、『国語説鈴』立命館出版部、一九三一年、所収）。
（16）星加宗一「濁点の成立について」（『国語と国文学』九巻一二号、一九三二年）。
（17）亀田次郎『国語学概論』（『帝国百科全書』一九八編、博文館、一九〇九年）。
（18）佐佐木信綱・橋本進吉・千田憲・武田祐吉・久松潜一編『校本万葉集』、校本万葉集刊行会、一九二四―二五年。洋装版は岩波書店、一九三一―三二年。
（19）古事記学会編『諸本集成古事記』古事記学会、一九五七―一九五八年、全九冊、補遺二冊。
（20）正宗敦夫『万葉集総索引』白水社、一九二九―三一年。
（21）橋本進吉「国語学概論」（岩波講座『日本文学』第一七・一九回、一九三二・三三年。橋本進吉博士著作集第一巻『国語学概論』岩波書店、一九四六年、所収）。
（22）山田孝雄「日本文字学概説」（『日本文学講座 第一六 国語文法篇』改造社、一九三五年）。
（23）橋本進吉「日本の文字について――文字の表意性と表音性――」（『国語と国文学』二四巻一号、一九四七年。前掲著作集第三巻『文字及び仮名遣の研究』所収）。
（24）時枝誠記『国語学原論』岩波書店、一九四一年。
（25）山田俊雄「万葉集文字論序説」（『万葉集大成 6』平凡社、一九五五年）、ほか。
（26）山田孝雄『国語史 文字篇』刀江書院、一九三七年。
（27）池上禎造「文字論の位置」（『国語・国文』一五巻三・四号、一九四六年）。

(28) 同「文字・仮名遣の史的研究を跡づけて」(『国語学』一〇輯、一九五二年)。
(29) 同「文字論のために」(『国語学』二三輯、一九五五年)。
(30) 同「真名本の背後」(『国語・国文』一七巻四号、一九四八年)。
(31) 同「万葉集はなぜ訓めるか」(『万葉』四号、一九五二年)。
(32) 同「正訓字の整理」(『万葉』三四号、一九六〇年)。
(33) 同「万葉人の言語生活」(前掲『万葉集大成 6』)。
(34) 山田俊雄「国語学における文字の研究について」(『国語学』二〇輯、一九五五年)。
(35) 同「文字史の可能性」(『国語と国文学』三七巻一〇号、一九六〇年)。
(36) 同「真字熱田本平家物語の文字史的研究の序」(『成城文芸』七号、一九五六年、以降)。
(37) 鶴久「上代人の表記意識と用字法――万葉集における之字をめぐって――」(『文芸と思想』九号、一九六六年)。
(38) 稲岡耕二「万葉集における単語の交用表記について」(『国語学』七〇集、一九六七年)。
(39) 橋本四郎「訓仮名をめぐって」(『万葉』三三号、一九六〇年)。
(40) 井手至「万葉集の文字意識」(『万葉集講座 第三巻』有精堂、一九七三年)。
(41) 中田祝夫「かなの論くさぐさ」(『国語学』二〇輯、一九五五年)。
(42) 前田富祺「仮名文における文字使用について――変体仮名と漢字使用の実態――」(『東北大学教養部紀要』一四号、一九七一年)。
(43) 森田武「吉利支丹資料のローマ字綴――日葡辞書・ロドリゲス大文典を中心として――」(『国語学』二〇輯、一九五五年)。
(44) 富永牧太「きりしたん版文字攷――欧文印刷文字篇・和文文字篇」(『ビブリア』九号、一九五八年、以降)。
(45) 杉本つとむ「西鶴の用字法覚書」(『早稲田大学国文学研究』一一号、一九五五年)。
(46) 同編『異体字研究資料集成』雄山閣、一九七三―七五年。
(47) 浜田敦「正書法としての語表記における漢字とかなの問題」(『言語生活』五三号、一九五六年)。
(48) 樺島忠夫「文字体系の構造」(『計量国語学』七五号、一九七五年)、同『表記体系の分析』(謄写、私家版、一九六六年)など。

(49) 佐藤喜代治編『講座国語史 6』大修館、一九七二年。
(50) 阪倉篤義「平かなの用法の歴史」(『言語生活』四六号、一九五五年)。
(51) 福山敏男「金石文」(上田正昭編『文字』社会思想社、一九七五年)。
(52) 川端善明「万葉仮名の成立と展相」(前掲『文字』)。
(53) 築島裕「古代の文字」(中田祝夫編『講座国語史 2』大修館、一九七二年)。
(54) 山田俊雄「近代・現代の文字」(前掲『講座国語史 2』)。
(55) 大野晋「文字と言語」(岩波講座『日本歴史 別巻 2』一九六四年)。
(56) 亀井孝「古事記はよめるか」(武田祐吉編『古事記大成 3』平凡社、一九五七年)。
(57) 柴田武・山田俊雄・樺島忠夫・野村雅昭『日本語の文字』(『シンポジウム日本語 4』学生社、一九七五年)。

# 10 文字研究の歴史 (2)

矢島文夫

# 一　序説 ── 文字研究の一般的問題 ──

これまで人間が文字というものに対して持ってきた関心を主として言語への関心(言語学)との関連において世界史的な規模にわたって考察しようとするとき、まず第一に考えなければならない前提条件がある。それというのは、言語への関心は多かれ少なかれどの時代の人間にもあったと思われるのに対し、文字への関心の程度にはかなりの相違があり、時にはほとんどこれを持たなかった場合もありうるということである。なぜならば、言語を持たない人類というものはまずあり得ないのに対し、文字を持たなかった人たちはきわめて多くいたし、文字というものはある意味できわめて特殊な歴史的産物であって、全人類に普遍的なものではないからである。言いかえれば、文字というものはのちにも論ずるようにきわめてナショナルなものでもある。

このような理由のために、従来の文字研究は多くの場合ごく限られた立場からの技術的な学問(文献学の補助学としての文字学、学習促進のための実用的文字学、書道あるいはペンマンシップなど)のわくを出なかったと言えなくもない。しかしながら、今日における文字研究の傾向については最終節で論ずるとして、従来の文字研究の類型について考えてみると、いくつかの場合に分けられるようにも思われる。それを論ずるための前提として、まず世界における文字状況を把握しておくことが必要であろう。

まず今日の世界の文字状況を見ると、次の二つの体系に大別される。

(1)　アルファベット大体系

(2)　漢字大体系

周知のように(2)漢字大体系に入るのは今日の中国・朝鮮・日本であるが、朝鮮では朝鮮文字(ハングル)という独自の文字体系があって、上記二大別に対する例外をなしている——しかし筆者としてはこれは何らかの形で(1)アルファベット大体系と結びつくものと考えている。

これに対して、その他の地域で用いられている文字体系はまず例外なく(1)アルファベット大体系に属するものである。ラテン文字・ギリシア文字・スラヴ文字は言うまでもなく、アラビア文字・ヘブライ文字・インド系諸文字・アムハラ文字・アルメニア文字・グルジア文字など、すべてがそうである。もっともこれらのなかには、インド系諸文字(インドの各種文字、このなかにはのちに梵字として論ずるグプタ・ナーガリ系文字のほか、東南アジアの各国語文字も含まれる)のように、今日では字形が多様化し、本来の単音文字から複音(音節)文字へと転化している文字体系も含まれる。

ここでは文字の系統・分類などが主題ではないのでこれ以上の詳述を避けるが、文字研究の立場から言えば、系統論とは別の問題意識があることを指摘しておきたい。まず第一にわれわれの立場から言えば、(2)漢字大体系における日本文字体系の位置づけが最大の関心であることは言うまでもないが、本講座ではこれについては多くの専門家の論考が予定されている。このなかでは日本における文字体系の独自の展開についても多くのスペースがさかれるにちがいない。第二には、文字における東洋と西洋という対比であって、これはむしろ欧米の研究者からの視点である。この場合、文字体系としては最も単純な構成を持つ人たちの立場と言いかえることができるかもしれない。前述のようにアルファベット大体系に属する文字体系にはいくつかの相違点が見られるが、これはほぼ次の三種に分けられ、欧米の文字はこれらのうちの第一に属することになる。

(1) 全表記文字(ラテン・ギリシア・スラヴ文字など)

(2) 子音表記文字(アラビア・ヘブライ文字など)

(3)　半音節文字(インド系諸文字・エチオピア文字など)

(1)は言うまでもなく子音・母音の表記を含み、正書法の問題が残るとしても、ほぼ完全な表音文字である。これに対して(2)および(3)には表音法上の問題があるが今はあまり論じないことにする。これらは(1)の使用者から見れば「東洋」の文字(あるいは「東洋的」な文字)である(これらを扱う研究者は一般的に東洋学者と呼ばれる)。

欧米の研究者の視点に立つとすると、漢字大体系の諸文字および前記(2)と(3)の各文字体系は自己のそれと比べてきわめて複雑な文字体系であって、特別の研究を必要とするものである。欧米における文字学の問題意識としては、そのような立場に立つものが一つの流れとしてあるが、これはのちにふたたび取り上げることにする。

次に過去における文字状況を概観しておきたい。これらはまた別の文字学を生ぜしめているからである。上記の二大体系のうち、漢字大体系は古代中国に発し、二〇〇〇年以上の伝統を持つ独自の文字体系であるのに対し、アルファベット大体系の成立以前のオリエント(西アジア)世界にはいくつかの文字体系が存在し、またその他の地域にも独立した文字体系が見られた。代表的なものとしては、メソポタミアの楔形文字体系(初期にはむしろ象形文字)、エジプトの象形文字体系、小アジア・古代地中海などの半象形文字体系などがあり、他に独立と思われるものにはインダス文字、マヤ・アステカ文字などの体系がある。

これらの古代文字は、多くは新石器時代末期に生じ、金属器を伴う都市文明の発達をたすけ、「書く文明」の発展を促したが、政治的権力あるいは当の文明の活力の衰退とともに使用されなくなり、ついには忘れ去られた。

文字研究史のうえで、これらの古代文字の解明への努力は他を圧している。近代における文字研究の大部分は古代文字のために費され、多くの「失われた文字」がふたたび声を発するに至った。今日では、真の意味で「未解読文字」と呼べるものはきわめてわずかしか残っていない。本稿では、代表的な古代文字の解明の歴史を第二、第三章で概観することにしたい。

上記の二つの問題意識(現代世界における「東洋文字」への関心、過去・現在における古代文字への関心)はいずれも主として欧米側からのものである。それに対してわれわれの側からの文字研究史が考えられなければならない(文字問題は前述のようにナショナルなものである)。本稿では漢字大体系以外の文字に対して日本人が持って来た関心のいくつかの側面を第四章で取り上げたいと思う。ここではまた、今日の日本における外国(古代)文字研究の状況をも展望することにしたい。

第四章までの文字研究史は、きわめて具象的な文化現象としての文字を扱ったものであり、ここで論じられている文字はいわばカルチュアーそのものであって、研究は記述的でしかありえない。これに対して、文字(書字活動)をもう一段高い次元で見なおそうという動きも活発である。従来の文字研究を狭い範囲での記述を主とする民俗学(Volkskunde)にたとえるとすれば、次には種々の文字を比較・対照しようとする比較文字学があたかも世界の民俗的現象の綜合科学としての民族学(Völkerkunde)のように提唱されており、さらには文字(書字活動)を記号学・意味論・コミュニケーション論の立場でとらえようとする傾向も現われている。ここに至れば文字研究は文化人類学あるいは哲学の領域に入りこむことになろう。本講座の主旨から言えば、これらの領域はやや離れたものとなるかもしれないが、終節においてその一端にのみふれることにしたい。

## 二　古代・中世における文字研究

メソポタミアの楔形文字体系および古代エジプトの象形文字体系は、それぞれきわめて複雑な用法を発展させたので、それを用いる人たち(多くは特別の訓練を経た書記)はある程度まで体系化された学習法を持っていたに違いない。古代エジプトの多くの書記(高級官吏の地位にあった)の影像が知られているが、ここでは学習用のテキストとか字典

類はごく断片的なもの(パピルス・ランジング[1]に含まれた第二〇王朝の学習メモなど)を除き、ほとんど知られていない。これは、本格的な記録は石に刻まれたり壁に書かれるのに対し、学習用テキストの多くは朽ちやすいパピルスに書かれたためと思われる。これに対し、メソポタミアでは多くの楔形文字文書が耐久性の豊かな(今日通常用いられている紙より持ちのよい)日乾煉瓦あるいは焼成煉瓦で残されたために、学習用テキスト類、とりわけ字典類が大量に残されているので、文字学習の体系あるいは方法をある程度まで知ることができる。

学習用テキストはシュメール時代にもすでにあった(たとえばニップール出土テキスト・紀元前第三千年紀[2]、ファラ出土テキスト・紀元前二四〇〇年頃[3]など)。しかしやや体系的に辞典類が作られるようになったのは、セム語族がシュメールの文字体系を借用し、自己の言語を表記しはじめてからで、とりわけアッシリア時代にはかなりまとまった字典類が作られた。クユンジュク(ニネヴェ)出土の大量の粘土書板のなかにこれらのものが含まれ、$S^a$、$S^b$、$S^c$などと呼ばれている(SはSyllabary「字音表」を示す)。これらはシュメールから借用された文字を学ぶためのものであるが、構成に多少の差がある[4]。

まず$S^a$(ニネヴェ版約四〇〇字、他にいくつかの断片)を見ると、縦に三欄に分かれていて、中央の欄に学ぶべき文字が記され、左欄にはその音価、右欄には文字の名称が記されている。たとえば第一字はアーウという名を持ち、通常はアという音価を持っており、第二字はディリ・ニンダクという名を持ち、通常はスルという音価を持っていることになる(第1図)。

これに対して$S^b$(A、Bの区別あり、それぞれ約三七〇字を含む)は単なる文字表ではなくて辞書として使われたものである。これも三欄から成り、中央の欄に学ぶべき文字が記されているのは同じであるが、左欄にはシュメール語音、右欄にはアッシリア語音(同じ意味を表わすもの)が記されている。たとえば第一字、第二字は同じ文字が記されているが、第一行ではシュメール語音アン(表記はアヌ)、アッシリア語は音はシャムーとなり「天」の意、第二行は

| | | |
|---|---|---|
| 1 à | A | a - a - u |
| 2 su - ur | SUR | di - li nin - da - ku |

第1図　$S^a$ の最初の2行

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 a - nu | AN | ša - mu - u | (天) |
| 2 di - in - gir | AN | i - lu | (神) |

第2図　$S^b$ の最初の2行

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| du - ub | DUB | du - up - pu | ša - pa - ku | (積み上げる) |
| | | | ta - ba - ku | (注ぐ) |
| | | | sa - ra - qu | (注ぐ) |
| | | | tu - up - pu | (文書) |
| | | | la - mu - u | (囲む) |
| | | | ṣi - pu - u | (囲む，捕える) |

第3図　$S^c$ の第10字

楔形文字「字音表」の一部

シュメール語音ディンギル、アッシリア語音イルで「神」の意であり、この文字は文脈によって二通りに読まれ理解されたことを示している(第2図)。

$S^c$(ニネヴェ版約六〇字)は$S^a$と$S^b$を組み合わせたようなもので、四欄から成っている。左から二欄目に学ぶべき文字が記され、左欄にはシュメール語音、右第一欄にはこの文字の名称、右第二欄にはアッシリア語音(訳語)が示されている。たとえばニネヴェ版第一〇字目ではドゥブという文字が示されているが、この字には右に示されているようなアッシリア語の読みがあったことがわかる(第3図)。

近代になって楔形文字が解読されはじめたとき、これらの字典類が貴重な意味を持つようになったことは言うまでもない。これらの字書類(他に動詞活用表、語句対照表など)があってこそ、シュメール語・アッカド語(アッシリア・バビロニア語)は他の古代の諸語にも増して明らかになって来ているのである。なお、同系統の楔形文字で書かれたヒッタイト語・ウラルトゥ語などでも同じような学習法がとられたと思われ、粘土書板文明の影響力の大きさを感じさせる。

古代の文字研究者(書記たちの教師)が作ったこれらの学習用テキストは、他にも種々の問題を含み持っている。字典の構成原理、学習の順序、効率など多くの観点が考えられるが、さしあたりわれわれとして漢字の用法との類似に注意が惹かれる。この点についての詳述は主題から離れるので本稿では第四章において若干ふれるのみにとどめたい[5]。

アルファベット文字体系の創造以後、文字学習は簡便となり、特別の訓練は必要なくなった。ギリシア・ローマ人のもとでの文字問題といえば、自己の用いている文字はどこに発するのかという学理的な問題、フェニキア文字などの外国文字およびエジプト象形文字などの古代文字に対する好奇心といった程度のものであった。

ギリシア文字の起源についての考察はヘロドトスの『歴史』(五・五八)に見られる[6]。それによると、カドモスという人物とともにボイオティアのタナグラ地区に移住して来たフェニキア人が文字を伝えたという。ギリシア人はそれま

で文字を知らなかったが、はじめに文字を使い出したのはそのなかのイオニア人たちで、フェニキア人から教わったのでこれを「フェニキア文字」(フォイニケイア)と呼んだとある。今日アルファベット文字体系の起源はシナイ半島で発見されたシナイ文字やビブロス(現ジュバイル)で発見された象形文字風のビブロス文字と結びつけて考究されつつあるが、これらの文字の使用者はいずれも広義のフェニキア人(カナアン人)と考えられるので、ヘロドトスの叙述はほぼ真実を伝えていると思われる。

ギリシアの哲学者たちの何人かは言語について論じているが、最大の哲学者アリストテレス(前三八四―三二二)は『詩学』の第二〇・二一章[7]で語法を八つの機能部門に分け、その最初に要素(ストイケイオン)、すなわち字母(アルファベット)という項目をおき、言語の最小単位を分析している。ここで彼はストイケイオンを(a)有声のもの、すなわち母音、(b)半有声のもの、すなわち半母音、(c)無声のもの、すなわち黙音ないし断止音とし、次にこれらを解説しているが、この区別は今日まで用いられているものである。

哲学者アリストテレスの言語に対する関心は言語と論理との関連性に発していたが、それは文法学の基礎となり、アリスタルコス、クラテース、アポローニオス・デュスコロスとその子ヘーローディアーノスらの文法学者たちを生ぜしめた[8]。この過程において特に文字のみに関する論考あるいは論争があったかどうかはつまびらかでないが、「文法」(ヘー・グラムマティケー)という用語が「文字」(タ・グランマタ)から生じていることが注意をひく。初期においては文法学はもっぱら古期の文献、とりわけホメーロスの言語の研究に限られていたからである。

ギリシアの文法学を継承したといわれるローマの文法学についてはあまり多くのことが知られてはいない。最大の文法学者M・T・ウァルローにしても、その著作のごく一部が残っているにすぎず、とりわけ文字についての考察があったかどうかはつまびらかではない。

ギリシアの都市国家が栄え、衰退期に入り、ローマが興隆しつつあるころ、地中海の対岸ではフェニキア人植民地

であるカルタゴが繁栄していた。紀元前八二三年に建設されたカルタゴは、のちには強大になってローマの宿敵となり、前一四六年にローマの将軍スキピオにより滅ぼされることになる。

文字史から見ると、地中海にはこのフェニキア人が使っていたフェニキア文字(カルタゴのフェニキア文字はピューニック、ネオ・ピューニックと呼ばれる発展を示しているが)と、この文字から出たギリシア文字、ラテン文字(たぶんエトルリア文字を介してではあるが)がいわば覇権をあい争っていた。それは当然ながら三者の政治的覇権と表裏一体を成していたと考えられる。その実態を見ることは容易ではないが、ヴィーコが『新しい学(Principi di Scienza Nuova)』第二部九二に記している「カルタゴの法には、カルタゴ人がギリシア文字を学ぶことを禁じた条項さえ明記されていた[9]」との語句のうちにその一端を見ることができる。文字問題はすでに国家主義・民族主義と結びつき始めていたのである。

中世世界は宗教と固く結びついていた。地中海世界の東部と北部ではキリスト教が、オリエントとその周辺ではイスラム教が、そして東方では仏教が力強く発展し、それぞれの地域に文化的規準をもたらした。文字史の立場から見ると、この三者には相異なる特徴があって興味深い。キリスト教は福音を翻訳して各民族に布教することを使命としたから、文字がない民族に対しては新たに文字を創り出すことさえ行なった。その例としてはコプト文字、ゴート文字、スラヴ文字、カフカス諸文字などが挙げられる。

コプト文字はエジプトのキリスト教徒のために創られたもので、三一文字のうち二四文字はギリシア文字をもとにし、他の七文字はエジプト象形文字の草書体である民衆文字(デモチック)から借りている。アレクサンドリアで創られたと思われるが、創出のいきさつは明らかではない。ゴート文字は黒海北・西部に住んでいたゲルマン系のゴート人に布教するため四世紀なかばに創られたもので、これを創ったのはこの民族出身の司教ウルフィラとされる。二七文字のうち二〇文字はギリシア文字、五文字はラテン文字、二文字は北欧のルーネ文字を使っている。スラヴ文字

（今日のロシア文字など）の原型であるグラゴル文字とキリール文字の創出は、伝承によれば九世紀なかばにモラヴィアおよびブルガリアで布教活動を行なったギリシアの司祭キリール（ギリシア名キュリロス）とその兄メトディウス（ギリシア名メトディオス）の活動と結びついている。その範型は今のところ必ずしも明らかではないが、ギリシア文字草書体だったように思われる。カフカスではアルメニア文字とグルジア文字が使われているが、両者ともに五世紀はじめに聖メスロープによって創出されたという伝承がある。

キリスト教世界のこのような活動に対して、七世紀なかば以降に急激に発展したイスラム教世界では事情はまったく異なる。なぜならば、イスラム教は唯一神アッラーの言葉としての『コーラン』を他の言葉に翻訳することを禁じ、信徒にこれをそのまま習得することを課したためであって、新たなイスラム教徒はアラビア文字・アラビア語を学ばねばならなかった。このためイスラム教地域ではアラビア文字が普及し、ペルシア語・ウルドゥー語・旧マレイ語・旧トルコ語・旧スワヒリ語など多くの言語でアラビア文字が用いられるようになった。

仏教世界では翻訳活動が行なわれたが、ここでは布教者が活動したというよりも、新たな仏教受容者のほうが積極的にこれを行なったと思われ、新規に文字を創り出すような活動はあまり見られない。こうして経典のチベット語訳、中国語訳などが作られる一方、サンスクリット（梵語）原典の研究も中国・日本などで行なわれ、とりわけ梵字（悉曇）に対する関心は日本では特別な発展を遂げることになったが、これは別項で扱うことにしたい。

ここでふたたびヨーロッパ世界に視線を転じ、文字と宗教とのかかわり合いの他の側面を見ておくことにする。古代・中世において、文字は多くの場合ある種の秘密を含むものとみなされた。それは多くの場合、シンボル（記号）と同一視された。迫害下のキリスト教は「魚」をキリスト教のシンボルとしたが、この場合は「神の息子にして救世主イエス・キリスト」を意味するギリシア語イエースース・クリストス・テウー・ヒュイオス・ソーテールの頭文字をつないだものがイクテュス「魚」になるからであって、頭字を集めた略字法にすぎない。しかしこの方式はユダヤ教

の密教といえるカッバラの秘法のなかで大いに行なわれたものであり、とりわけ名前に含まれた数値を解釈するゲマトリアが好まれた。文字の呪術的信仰は日本の真言密教、北欧のルーネ文字(ルーネ、ルーンは「秘密」というほどの意)などにも見られる。

古代オリエント諸文字のなかで、古代エジプト象形文字以外のものは西暦紀元前後にすっかり忘れ去られたことはすでに述べた。エジプト文字だけはヨーロッパに運ばれた古代遺物(特にオベリスク)によって存在を忘れ去られることはなかったが、西暦四世紀頃にはその知識は完全に失われたと考えられる。五世紀にエジプト人ホラポロンが象形文字の解釈について一つの著作を書いた。コプト語原本は失われたが、そのギリシア語訳が一五世紀に発見された。これは象形文字の各文字記号を勝手きままに解釈する奇怪きわまる著作だったが、古代復興(ルネサンス)の時期にはもてはやされた。一七世紀のイエズス会士アタナジウス・キルハー(一六〇一―一六八〇)は現代エジプト学の礎石を据えた人[10]といわれるが、彼が『スフィンクス・ミュスタゴギカ』で行なった象形文字刻文の解釈はホラポロンのそれとあまり変らなかった。

キルハーが今日のエジプト学の先駆者とされるのは、当時のエジプトの民間で使われ、そして(アラビア語の拡大とともに消滅しつつあった)コプト語を古代エジプト語に発するものと考えたことであり、彼はコプト語の辞典や文典の出版さえ行なっている。

## 三　近代における文字研究

一九〇二年に出版されたトムセンの『言語学史』では文字の問題をほとんど扱っていないのに対し、一九二四年に出たペデルセン(ペーデルセン)の『言語学史』(原書には「一九世紀」という副題がつく)では「刻文と考古学的諸発

LETTRE

A M. DACIER,

SECRÉTAIRE PERPÉTUEL DE L'ACADÉMIE ROYALE DES INSCRIPTIONS ET BELLES-LETTRES,

RELATIVE A L'ALPHABET

DES HIÉROGLYPHES PHONÉTIQUES

EMPLOYÉS PAR LES ÉGYPTIENS POUR INSCRIRE SUR LEURS MONUMENTS LES TITRES, LES NOMS ET LES SURNOMS DES SOUVERAINS GRECS ET ROMAINS;

PAR M. CHAMPOLLION LE JEUNE.

A PARIS,

CHEZ FIRMIN DIDOT PÈRE ET FILS,

LIBRAIRES, RUE JACOB, N° 24.

M. DCCC. XXII.

古代エジプト象形文字解読を伝えるシャンポリオンの『ダシエ氏への書簡』中扉.

見、書記法の歴史の研究」という一章[11]が文字の問題にあてられている。これは近代言語学が、表記法にあまり問題のないインド・ヨーロッパ語に始まり、オリエント諸文字の解読と研究がセム語をはじめとする他の語族の研究を促進したことを示していると言えるかもしれない。しかしこの本が出てから半世紀以上のあいだに、古代文字の研究はさらに進み、いくつかの古代文字の解読も行なわれた。これらの研究および解読の歴史を詳しく述べ立てるのは本稿の目的ではないが、文字研究史の重要な一側面として、その主なあゆみを概観しておきたい。なおここには文字以外の主な考古学的発見をも加え、年表に説明を加える形をとることにした。

一七九九年——フランス軍兵士によるロセッタ石の発見。J・F・シャンポリオンによる古代エジプト象形文字解読の道を開いたことはよく知られている。

一八〇二—一八〇三年——ドイツ人グローテフェントによる古代ペルシア楔形文字の実質的解読。ただしこの発表は当時は学界から無視され、九〇年後の一八九三年にやっと評価を得た。

一八二二年——フランス人J・F・シャンポリオンによるエジプト象形文字の基礎的解読の公表。ヤングらの先駆

者・競争相手もいたが、シャンポリオンはコプト語の知識を活用することにより、解読を決定的にした。

一八三六・一八四七年――イギリス人H・ローリンソン、西ペルシア・ベヒストゥン（ビストゥン）でアカイメネス朝ダレイオス戦勝記念岩壁刻文（古代ペルシア語・バビロニア語・エラム語）を調査。この三語はそれぞれ別種の楔形文字を用いており、ローリンソンはグローテフェントとは別個にこれらを研究し、古代ペルシア文字をほぼ解読、構造の複雑なバビロニア文字体系もかなり解読するに至った。そのためにはこの三語刻文が重要な役割を果たした。

一八四二年――フランス人E・ボッタ、北イラクのモスール近くのコルサバードでサルゴン二世宮殿址を発掘。こののちニネヴェ、アッシュール、バビロンなどのメソポタミア旧址の発掘が盛んになり、多くの楔形文字資料が出土した。とりわけクユンジュク（ニネヴェ旧址）出土の粘土書板集成は著名。

ローリンソンの手による楔形文字刊本の一部.（『ギルガメシュ叙事詩』第六の書版, 50–70行.）

一八五七年――ロンドンで楔形文字解読コンテストが行なわれ、アッシリア・バビロニア語の解読が公式に承認された。参加者はH・F・トールボット、H・ローリンソン、E・ヒンクスとフランス人J・オペールで、同一文書の各人による翻訳は実質的に一致し、アッシリア学(バビロニア・シュメールを含めた楔形文字学の総称)が発足した。

一八六九年頃――シュメール文明の発見。オペールにより楔形文字刻文のなかに非アッカド語文献があることが確認され、シュメール語と呼ばれることが提議された。

一八七〇年頃――キプロス文字の解読。キプロス島周辺で用いられたこの文字は文字数約六〇個を用いる音節文字で、主としてギリシア語方言が記された。G・スミス、S・バーチ、J・ブランディス、M・シュミット、W・デーケ、R・マイスターらが研究した(ペデルセンの『言語学史』では一節をあてている)[12]。この文字自体は局地的に使われたにすぎないが、クレタ＝ミュケナイ文字四種(このうち線状B文字と呼ばれるものが一九五三年に解読され、キプロス文字の大部分と同じくギリシア語方言を記していることが判明した)と類似している点があるのでこれらを解明するうえで重要性がある。

一八七一―一八七二年――シュリーマンによる第一次トロイヤ発掘。ホメーロス以前のトロイヤ発掘に終り、文字遺物の出土はなかったが、その後の古代地中海研究を促した。

一八七二年――G・スミス、ニネヴェ出土粘土書板のうちに「大洪水」関係書板を発見。のちに『ギルガメシュ叙事詩』として知られるようになる文学作品の一部が姿を現わした。

一八九三年――デンマルク人V・L・P・トムセン、古代トルコ文字を解読。北欧のルーネ文字と似たこの文字はシベリア地方で八世紀頃に用いられていたもの。解読の報告書『解読されたオルホン碑文』は一八九六年に公刊された。これは対訳刻文にたよらず内部から解読された最初の例であった。文字そのものはアラム文字系やペフレヴィー文字に発しており、大アルファベット大系の一分枝であるが、特別な発展を遂げたもの。

一九〇〇年――イギリス人エヴァンズのクレタ島クノッソス発掘。ここで発見された文字遺物は『スクリプタ・ミノアエ』として一九〇九年に公刊されたが、多量に出た線文字Ｂの公刊は果たされず、解読は半世紀後に持ち込された。

一九〇四―一九〇五年――イギリス人Ｗ・Ｍ・Ｆ・ピートリによりシナイ半島セラービト・エル・ハーディムでシナイ文字が発見された。初期アルファベット遺物として重要。

一九一五年――チェコ人Ｂ・フロズニーによりヒッタイト楔形文字が巧妙に解読され、このヒッタイト語はインド・ヨーロッパ語族に属することが確認された（象形文字ヒッタイト語は別系統）。なおヒッタイト楔形文字はアッカド語楔形文字とごく少部分に相違があるにすぎず、アッカド語による音価から解読が進められたのであって、新たに未知の文字が解読されたのではない。

一九一六年――イギリス人Ａ・ガーディナーによりシナイ文字の基礎的解読が発表された。しかし刻文が短く粗雑なため、刻文の内容は大半未だに不明。

一九二二年――中部エジプト「王家の谷」におけるツタンカーメン王墓の発見。シャンポリオンの象形文字解読からちょうど一〇〇年目であり、エジプト研究の一つの道程標となったが、文字・言語史には特に貢献なし。

一九二八―一九三〇年――北シリア海岸におけるウガリト旧址、ウガリト楔形文字書板の発見と解読。ウガリト楔形文字は文字数三〇個のみの純アルファベット式で、一九三〇年にドイツ人バウワー、フランス人ドルムおよびヴィロローによって別個に解読された。大量の神話テキストを含み、以後ウガリト研究が盛んになった。

一九四六年――Ｅ・ドルムによるビブロス文字の解読の発表。前年Ｍ・デュナンがレバノン海岸ビブロスで発見した未知の刻文を『ビブリア・グラムマタ』において発表した。文字数約七〇個の象形文字まがいのもので、文字遺物は石柱・青銅板など数点のみ。ドルムの解読にはオールブライトらの批判がある。

一九四六年――ヒッタイト象形文字の研究者H・Th・ボッセルトがカラテペ対訳刻文を発見。これはフェニキア語とヒッタイト象形文字刻文とが対訳になっているもので、これによりヒッタイト象形文字の研究はかなり進んだ。

一九五三年――イギリス人ヴェントリスとチャドウィックによるクレタ＝ミュケナイ文字の一つ、線文字Bの解読の発表。アリス・コーバーらの研究を一歩進め、ギリシア語方言が書かれていると推測し、語尾変化の統計などからこれを解読した。

以上は主として西アジア・東地中海における古代文字の研究史であるが、他方ヨーロッパでは一八世紀以降、さらに東方の文物、とりわけ中国文明に対する関心を高め、中国学者が現われ始めた。文字史上のエピソードとしては、この間に現われた漢字起源に関する論争がある。フランス初期の中国語研究者E・フルモン(一六八三―一七四五)の弟子にデゾトレ(一七二四―一七九五)とギーニュ(一七二一―一八〇〇)があり、とりわけ後者の業績には著しいものがあった。しかし彼は他方では、今日では問題にならない「中国・エジプト同系統説」を立てて学界にセンセーションを巻き起こした。すなわち彼は一七五八年に『中国人はエジプトの植民であることを示す覚え書』という発表を行ない、翌年これを公刊した。これに対して当時名声の高かった古代学者J・J・バルテルミ神父(一七一六―一八〇〇)は賛意を表したが、デゾトレは『ド・ギーニュ氏の論説に対する疑問』を同年中に発表、ギーニュはこれに反論を提出するなど、一時はにぎやかなことであった。[13] これらはエジプト象形文字と漢字の表面上の類似をもとにしたものであったが、前掲の文字研究略史を一見すれば分かるように、これはシャンポリオンの象形文字解読に先立つことほぼ六〇年前のことであるから無理からぬことであったかもしれない。この論争はイギリスの学界にまで波及し、ここでは逆にエジプトは中国の植民地という説まで出たが、これもその後のエジプト象形文字の解読と本格的な中国研究の進捗によって消え去った。

しかしこの種の主張は一九世紀後半に別の形で再燃している。この時期における楔形文字世界の発見はあまりにも輝しかったので、地上のすべての文明はバビロニアに発するという汎バビロニア説が何人かのバビロニア学者によって唱えられた。こうした雰囲気の影響と思われるが、著名な中国研究者ラクペリ(一八四五―一八九四)は一八九二年に『中国古文明西方起源論』を発表し、これに対してこれも著名な中国学者E・E・シャヴァンヌ(一八六五―一九一八)やA・コンラディ(一八六四―一九二五)は反対説を提出した。今日の考え方としては、ごく古期の中国文明のうちに何らかの形でメソポタミア文明の影響が含まれていると考えられ、また文字に関しては、直接の影響はともかく、文字による表音法という考え方そのものはメソポタミア伝来のものとするイグネース・J・ゲルプのような人も現われている。

## 四　日本人と外国文字

漢字渡来までの日本には文字と呼べるものは存在しなかったと思われる(手宮文字・フゴッペ文字などといわれるものは文字であるか疑問である)。初期には「外国文字」であった漢字は五、六世紀のうちに急速に「日本文字」としての変身を遂げたと想像されるが、この点の詳細は専門諸家の論稿にゆだねたい。

では古代・中世において日本人が少しでもかかわりを持った外国文字には何があったか。近世になってヨーロッパ人(ポルトガル人・スペイン人)が来日し、この段階でヨーロッパ文字を伝えたが、それ以前に少しでも知られていたものは何か。たぶんインド文字(梵字・悉曇)がそのすべてではなかろうか。のちにふれるように、一、二の例外と可能性はあるとしても、少なくともかなりの程度まで学習され、特別な範囲ながら広く使用されたものはこの他にはない。それが仏教の弘布と関係があることは言うまでもない。その概略を記しておきたい。

六世紀中頃に朝鮮から仏教文献が将来され、以後急速に仏教が日本各地に広まることになるが、この前後の時期に朝鮮・中国から多くの来日者があった。とりわけ七世紀はじめの遣隋使、そののちの遣唐使(前後十数回、六三〇—八九四年)という大陸との公式の国交のなかで来朝し、帰化した人はかなりの数になると思われるが、これらの人たちのなかにインド出身者がいたことは注目に値いする。記録によれば六五二年(白雉三年、大化改新のわずか七年後)に法道仙人というインド僧がやって来て播磨印南郡広峯山に住んだ。第二回遣唐使が出発する前年にあたる。次は少し時代が下るが、第一〇回遣唐使の帰路(七五三年)には吉備真備を含む多くの帰国者とともにインド僧菩提僊(仙)那(ボディセーナ)および仏哲(徹)が来日した。前者は中インド、その弟子の後者は林邑(リンパ、今のベトナム南部)出身といわれ、大安寺で梵字・梵語を教えた。東大寺の大仏開眼供養(七五二年)では菩提僊那が導師をつとめ、仏哲は舞楽を奏したという。

他方、日本にはじめて入った梵語の見本としては、推古天皇一五(六〇七)年に遣隋使として中国へ旅立ち、三年後(六〇九年)に帰国した小野妹子の将来品のうちに貝葉梵本(貝葉は貝多羅葉の省略で、ターラ樹の葉を書字材料として用いたもの)が含まれている。前述の第二回遣唐使一行とともに入唐し、有名な玄奘三蔵法師についた道昭はのちに日本に法相宗を伝えるが、梵字・梵語の知識を伝えたかどうかは明らかでない。しかしその師玄奘は訳経史上の巨人であり、梵文の中国語訳のみならず、中国文『老子経』の梵語訳まで行なっている語学の達人であった。

下って七五四(天平勝宝六)年に中国から名僧鑑真が初志を貫徹して来日し、唐招提寺に入って日本律宗の祖となったが、その将来品のなかに『天竺朱黎字帳』があった。前述のように仏哲が大安寺で梵語教授を行なっていた頃のことである。

次に二人の名僧、最澄と空海の時代となる。前者が比叡山にあって天台宗の祖として伝教大師と呼ばれるようになり、後者が高野山にあって真言宗の祖として弘法大師として知られていることは言うまでもない。この二人はほぼ同

時代に入唐したが、最澄は主として天台山にとどまって首都長安へ行くことなく、一年足らずで帰朝した。帰国間際にかなりの文献を入手し、それには「梵字真言」一二部が含まれている。他方、空海は在唐三年のあいだに梵字・梵語についてもかなりの学習を行なったと思われる。空海は著書『秘密曼荼羅教付法伝』に「貧道、大唐の貞元二十二年(二十一年の誤写)、長安の醴泉寺において、般若三蔵(プラージニャー、中インド出身のインド僧で経典漢訳を行なった)および牟尼室利三蔵に、南天の婆羅門等の説を聞くに云々」[14]とある。また空海の将来品目録中には「梵字真言讃等都四十二部四十四巻」とあり、現存の『梵本大般涅槃経断簡』(重文・高野山宝寿院)はその一部と思われる。[15]空海は『大悉曇章』二巻、『梵字悉曇字母并釈義』一巻を書いたが、これらは後世の悉曇学の基本的文献となった。なお、悉曇というのは時に悉談とも書かれ、サンスクリットのシッダム(Siddhaṃ)「完成したもの、成就」の意で、もとは梵語アルファベットを指したが、のちには梵字・梵語の総称としてもちいられるようになった。日本における悉曇学は唐の知広の著書『悉曇字記』の体系化に基づき、前述の空海の『大悉曇章』により大成し、これに続く学僧たちの手に成るいくつかの著作によってうかがい知ることができる。

最澄の弟子円仁は八三八(承和五)年に入唐し、師と同じく多くの経巻を将来したが、これには『梵語雑名』『悉曇章』などが含まれていた。円仁の弟子安然は比叡山で多くの著述を行なったが、このなかには『悉曇蔵』八巻が含まれていた。これは種々の形で後代まで利用されたらしい。筆者所持の木版本『悉曇八囀声鈔並略頌』(一七二九(享保一四)年京都刊)は『悉曇蔵』第三巻を利用しているが(八囀(転)声は梵語名詞の格変化を指す)、このテキストは唐招提寺・照観によって書写されたものが一三三八(建武五)年妙厳寺・道玄により書写され、さらに一四〇五(応永一二)年に東大寺・高深により書写されたとの奥書がある。九世紀の『悉曇蔵』に発し、一四世紀・一五世紀の学僧を経て一八世紀に木版本として刊行されているわけで、悉曇学の伝統の一端が見られる。

他方、空海の創始した真言密教は高野山とともに京都の東寺をその中心地としたので、ここでも悉曇学の活動が行

1729年刊『八囀声鈔』の一部

なわれた。南北朝ののち東寺の学僧頼宝、杲宝、賢宝らがこの分野で活躍したが、とりわけあとの二人は『悉曇字記創学鈔』一二巻を残した。江戸時代に入ると、霊雲寺・浄厳の『悉曇字記講述』六巻、『悉曇三密鈔』三巻、高貴寺・慈雲の『梵学津梁』約一〇〇〇巻(一七六六年頃)などが書かれた。とりわけ後者は当時知られていた梵字・梵語関係の資料・文献を集大成したもので、今日も大阪府河内の高貴寺に所蔵され、悉曇関係者に広く利用されている。

以上はきわめて貧弱な資料から再構成した日本における悉曇学史の素描にすぎないが、明治以降のヨーロッパ梵語学の導入とともに衰微した悉曇学も、日本における外国文化研究史の一こまとしてもう少し評価されてもよいように感じられる。他方、梵字そのものに神名やある種の観念の表現を見る密教思想はのちにはかなりの程度の形式主義を生ぜしめ、鎮魂(卒塔婆〔ストゥーパ〕の用法)、呪文(陀羅尼〔ダーラニー〕、真言〔マントラ〕と同義になる)などと密

着するようになった。こうして各地の寺院・墓地などで梵字が石塔に彫られたり木札に書かれるようになる。今日でも各地方に多くの板碑が残され、時には地方史研究上の資料として役立つとともに、これらに刻まれた梵字に特別の美的関心を持つ人たちも現われている。かつての悉曇学の伝統はほとんど絶えたが、寺院関係者の必要を満たすための悉曇実習書が時たま刊行され、講習会のようなものも行なわれているようである。

筆者としては、日本におけるインド文化研究史の一側面としての悉曇学は、真言密教におけるシンボリズムの問題とか、加持祈禱における梵語系呪文類の役割というような宗教学の課題と関連を持ちつつ、世界文字研究史の一つの流れを表わすものとして興味を持っており、今日寺院や墓地に見られるなかば呪術的な悉曇文字も起源をさかのぼれば西アジアのセム文字に達することを考えると、これらの文字にある種の生命力をさえ感じ取れるようにも思われる。

慈雲の手による悉曇本の一部

日本における梵字・悉曇学についての考察はこのくらいにして、近代になってから日本で行なわれて来た若干の外国文字研究についてふれておくことにしたい。

前述の悉曇学との関連から見れば、仏教の経典研究の一分野としてのチベット語研究を無視できない(もっともチベット文字は梵字の変種といえるもので、文字そのものに特別の問題はないが)。しかし『大蔵経』内で西蔵語訳部は重要な位置を占めているとしても、日本でのチベット語研究がどのくらいの過去にさかのぼれるだろうか。石浜純太郎「西域出土の西蔵本」(昭和五年の講演)[16]の冒頭に述べられているよう

に、スタイン、ペリオ、コズロフ、オルデンブルグらの中央アジア探検とその成果によってチベット研究が脚光を浴びたことは否定できないであろうし、河口慧海(一八六六―一九四五)のようなチベット研究家も現われ、その後日本におけるチベット学は世界の水準を抜くに至っているようにきいている。またこうした中央アジア研究は各種の文字遺物をもたらすことになり、文字研究史の範囲を広げているのは注目すべきことといえる。

中央アジアで使われた漢字以外の文字としては次のようなものがある。[17]

（1）突厥文字(古代トルコ文字)

（2）ウィグル文字

（3）チベット文字・パクパ〔パスパ〕文字

（4）契丹文字

（5）西夏文字

（6）女真文字

これらのうち、(1)突厥文字(古代トルコ文字)は前章のヨーロッパにおける文字研究史のなかで、トムセンによる解読と関連してすでにふれた。近年の護雅夫の古代トルコ研究はこの文字を用いた各種碑文を基礎にしている。

(2)ウィグル文字はトルコ系ウィグル人により用いられたアラム系文字で、藤枝晃の記述によると、日本の研究者はこれは「左縦書き」で書かれたと考えているのに対し、ヨーロッパ人研究者は「右横書きと解している」旨記している。[18]本来は右横書きだったアラム系文字が中国文の影響下にソグド・ウィーグル・モンゴル・マンチュー文字で縦書きになったのは文字史上興味深い現象であるが、それを研究上もとの横書きに戻して扱っているということと思われる。

(3)チベット文字については前述したが、一三世紀にモンゴル人が彼らの文字を記すためにチベット文字をもとに

して作ったのがパクパ〔パスパ〕文字で、角形の装飾文字であり、主として石・牌子〔通行証〕に残っているが、これで文書も作られたことが若干の遺物から分かる（神田喜一郎「八思巴文字の新資料」参照）[19]。（4）契丹文字、（5）西夏文字、（6）女真文字はいずれも漢字を基礎として作られたもので、契丹文字・女真文字には羅福成・村山七郎らの解読の試みがあるが、今のところ解決に至っていない。西夏（タングート）の文字資料はスタイン、コズロフの中央アジア探検によって多くのものがもたらされ、主として日本で研究が進められた。中国人羅振玉一家、ロシア人N・A・ネフスキー（最近伝記が刊行された）[20]のほか、石浜純太郎・西田龍雄の諸氏が研究を進め、とりわけ後者によって解読はほぼ完成した[21]。

以上には東洋諸文字の主なものの研究の概略を記したが、他の分野、とりわけ欧米で実地踏査と研究が急速に進んだオリエント関係ではどうであったか。

すでに見たように、楔形文字を用いたメソポタミアの書記たちは独自の方式によって一種の「字典」を作っていたが、近代の研究者はこれを別の方式によって分類し使用するようになった。一八八九―一八九八年に出たブリュノウの楔形文字分類表が長らく使われ、その後ダイメルが一九二八年に第一巻を出した『シュメール語辞典』で用いた分類方式（アッシリア楔形文字の形を類似性によって分類し、番号を付したもの）が今日ふつうに用いられるようになった。楔形文字研究者により最もよく利用されているラバの『アッカド語碑銘提要』（初版一九五二年）[22]でも同じ方式が踏襲されている。ところで、ダイメルの辞典の第一巻が出た年に、当時京都で楔形文字の研究を行なっていた中原与茂九郎は楔形文字の分類に漢字の分類法（許慎の「六書（りくしょ）」、すなわち指事、象形、形声、会意、転注、仮借）をあてはめる考えを英文で発表し、当時の有力なアッシリア学者セースらの反響を得たといわれる。漢字の構造および用法には楔形文字のそれと近似したところがあるので、こうした考えが早くに欧米の研究者に知られていたならば、今日用いられている分類法にも影響を与えたかもしれない。なお中原の門下からはシュメール語研究で顕著な業績のある吉

川守らが出ているが、これはもはや文字研究を越えた領域に属する。

セム世界とつながる特殊な研究として、中原と同じ広島出身の佐伯好郎の中国における景教(キリスト教ネストリウス派)の研究と、それに伴なうシリア文字資料の研究を挙げておく必要があろう。一九四三(昭和一八)年に刊行され始めた『支那基督教の研究』全五冊は、有名な「大秦景教流行中国碑」[23]をはじめとする各種の景教遺物を克明に考証・解説しているが、なかでも多くの景教墓石ではシリア文字の解読が中心的課題となっている。なお、この研究は英語版によって外国学界の評価を得た(日本文字の閉鎖性は日本における学術研究の問題点ではある)。

## 五　文字研究の課題

以上に主として古代文字・外国文字の研究史の一端を書きならべてみたが、実は文字史上きわめて重要な一つの分野についての叙述が脱落していたことに気がつかれた読者もあろう。それは印刷術と文字の問題、とりわけ活字をめぐる問題である。筆者としては、当初はこの問題をもとり入れながら文字の研究史を辿ってみようと考えたが、その下書きを作るうちに、印刷および活字文化の問題は従来の「文字学」の関心とは次元を異にする関心に基づいているると考えるに至り、別個に扱うことにした。古代文字・外国文字の研究が主としてアカデミックな知的関心に発しているのに対し、印刷術・活字の問題は文字の実用性という、いわば未来指向の関心に発していることは今さら言うまでもない。ここでは文字は研究されるというよりも、開発され改良されてゆくことになるが、しかしこれも広い意味での文字研究史に含めてもよいと思われるし、むしろ除外すべきでないかもしれない。印刷術・活字の歴史は人間の文字との格闘の歴史であり、印刷物は世界を急速に変えるものとなっていったからである。

印刷の起源を印章に求めようとする考え方がある。押印にはインダス文明遺址から多数出土している印章、そして

中国に発し日本にも入った公印・私印の起源をなす古代中国の印章がある。メソポタミアでは粘土に押しつけて回転させる円筒印章があったが、これはインダスの印章とともに粘土という書字材料に対応するものであり、中国・日本での書字材料とははっきり異なっていた。なおこのほかにクレタ島で出土した「ファイストスの円盤」という粘土製円盤には表裏に計二四一個の未知の文字(四五種)が記されているが、これらはそれぞれスタンプで押印したものらしく、そうだとすればなぜこれが唯一の文字遺物なのかが不明のままとなっている。印章は多くの場合限られた字数で限られた意味内容(所有者のしるし、権威のしるし、許可・承認・任命などのしるしなど)を表わすことができるにすぎない。印章に似たものとしてL・ホグベンは陶器に彩色模様を捺印するならわし、また中国で絹に模様を捺すならわし(たぶん西暦紀元前から)を挙げている。[24] ここまでくれば木版による印刷術まではもう数歩である。そして中国では手書きと同じく印刷にも使える書字材料である紙が早くに作られた。記録によれば植物繊維を原料とする紙は西暦一〇五年に蔡倫によって発明されたといわれるが、それ以前にもある種の紙があったことが知られている。この時代の西方ではパピルス(ヨーロッパでは七世紀なかばまでエジプトからの輸入品を用いていた)および皮紙(羊・仔牛)が使用されたが、これらは印刷向きではなかった。中国では、二世紀には石に経典を彫って石刷り拓本を取る方式があったことが伝えられており、またのちに長く用いられる木版方式は七—八世紀のころから一般化したと考えられる。このころには紙の製造が盛んに行なわれ、李白・杜甫らの大詩人は「洛陽の紙価」を高くし、中央アジアからイスラム圏に紙の文化をもたらすことになる。七一五年にはサマルカンドに、八二五年にはダマスカスに製紙工場があったとの記録があり、一一五〇年にはスペインのハティバ(アラビア語音ではシャーティバ)で製紙が盛んに行なわれた。一一八九年にはフランスに、一二七六年にはイタリア・ドイツに、一三〇九年にはイギリスに最初の製紙工場ができている。これらが初期の木版印刷を盛んにし、さらには革命的な活字印刷の出現を促したことは明らかである。

文字の歴史から言えば、初期の木版印刷は書き文字をそのまま刷り出すのであるから、文字自体にはほとんど変化

がないが、各文字をばらばらに分けて組み合わせる活字方式は、字形をある数に限定すること、同じ字形が繰り返せることとの点で、本質的な変革であったともいえる。この発想自体、ばらばらの字形をもつ中国文字(漢字)から出たものであり、パピルス上に草書体で書きなれていたギリシア・ローマ世界からは出にくいものであったろう。しかし中国における木活字印刷は一三世紀末(一二九八年)に王楨によって大成し、のち広く用いられたとされているが、これが一五世紀なかばのヨーロッパにおける活版印刷の「発明」(グーテンベルクの活動は一四五〇年前後)に影響を及ぼしたかどうかを知ることは容易ではない。この中間には朝鮮半島における金属活字の使用(一三世紀)があり、グーテンベルクに先立つものとして近年話題にもなっている。印刷術の発達をあとづけることは本稿の目的ではないのでこれ以上に立ち入ることは避けるが、活字印刷の創出と普及が文字の歴史に新たな要素をもたらしたことは確かであり、これ以後文字は特殊な人たちの所有物ではなくなり、書物の大衆化が進みはじめる。文字自体にしても、従来の個性に満ちた手書きの文字から、読みやすい字形の開発が進められた。活版印刷の発祥地ドイツでは当時使われていた重苦しいゴチック体が初期の活字の範型となったが、イタリアではフマニストの明るい字型やアンチック体が作られ、ローマン体やイタリック体は今日の欧文活字の標準体となるに至った。それらはさらに大印刷者たちによって美的な洗練化が進められ、一六世紀のガラモン、一八世紀のバスカービル-ボドニー、ディドーらはそれぞれ特色ある字形を生ぜしめた。今世紀に入るとレンナーによりフートゥラ体が創出され、新たな欧文活字として広く使われるようになった。

他方、紙と印刷の文化は中国から朝鮮半島を経て日本に入り、日本の知的活動に大きな影響を及ぼした。製紙法は記録によれば六一〇年に高麗(高句麗の略)から来た曇徴によってもたらされたとされる。その後日本独特の製紙材料を用いた和紙が各地で作られるようになった。他方、印刷技術も早くに伝わったらしく、その一世紀半ほどのちの七七〇(宝亀元)年には有名な『百万塔陀羅尼』が作られている。その後、一一世紀ころから「春日版」をはじめとする

仏教諸山の出版活動があり、さらに一四世紀末ころには一般の出版活動も行なわれるようになった。中国で使われた木活字も伝えられ、一時期には広く使われた。日本にはじめてヨーロッパ式活字印刷をもたらしたのはいうまでもなくキリスト教宣教師A・ヴァリニャーニで、その結実としての吉利支丹版(約五〇種のうち現存約三〇種)は日本語による初期印刷物としてよく知られているが、文字の点からいえば当初持ち込んだラテン文字の活字に日本字(漢字・カタカナ・ひらがな)の活字を数種加えて用いた。他に木活字も作られた。徳川時代には銅活字も作られたが、広く使われるまでにはならなかった。日本で金属活字が一般化するのは明治になってアメリカ人に印刷術を学んだ本木昌造によって活字鋳造が行なわれてからのことであり、その結果アメリカで用いられていたポイント・システムが導入された。

印刷と活字の歴史は詳しく述べればきりがないが、文字の研究史との関連から以上にはその概略を記した。しかし文字の歴史から言えば、すでにふれたように、その影響は文字記号の図形の固定化(手書き文字の無限数に対して一定範囲内の有限数)という一語につきる。しかし有限数といいながら、日本字の体系ではその数は数千から万の単位に達し、アルファベット文字の世界とは質的に異なる問題を提起している。能率の問題は今しばらくおくとしても、固定化自体にかなりの問題があるようだ。活字製作の段階はともかく、今日ではこれのコンピューター処理が検討されているが、ここでは異体字をどうするか、固有名詞の難訓をどうするかなど、難問が山積しているといわれる。これらは直接には国語学・言語学の主題ではないとしても、何らかの形で今後の研究(未来指向の立場での)と関連を持つべきもののように思われる。

ひるがえって今日の世界における文字研究の主要テーマを見ると、ここにも二つの傾向を見ることができる。その

第一は主として第三章で扱った文字研究の延長上にあるもので、歴史学的関心に基づく起源と系統の研究、そして未解読文字の研究である。

アルファベット大体系の起原はいまだに解明されるに至らず、中国文字の起源にしても同様である。双方とも、近年若干の最古期文字遺物が発見されたとの報道があり、いくつかの仮説が出されたりしてはいるが、真の意味での起源を明らかにすることは、よほどの偶然が幸いしないかぎり難しいのではなかろうか。

世界の未解読文字としては、インダス文字、マヤ(アステカ)文字、古代地中海の三種の文字(聖刻文字A・B、線文字A)、契丹文字、女真文字、「ファイストスの円盤」の文字(この文字の唯一の遺品)などがあるが、このなかでマヤ文字はソ連の学者Yu・V・クノロゾフによってかなりの程度まで解読されているらしい。近着の『マヤ聖刻文字写本』[25]には現存のマヤ語写本すべて(ドレスデン写本、パリ写本、マドリード写本、グローリエ写本)の翻字とロシア語訳が掲載されており、従来発表されているものと比べて格段の進捗を物語っている。これらが確認されるためにはある程度の時間を要すると思われるが、マヤ文字の場合は古くにスペイン人宣教師たちによる文字自体についての記述(ランダによるもの)や辞典(『モトゥール語辞典』)などの参考資料があり、解読の可能性は他と比べて大きかったといえる。これに対してこの種のものを欠くインダス文字は多くの試みがあるにもかかわらず今なお解読の曙光さえ見えたとは言い難い。一九七四年にもイギリス人アッシリア学者キニヤー・ウィルソンがシュメール語で解釈する試み[26]を発表しているが、解読を文字記号の類似(この場合は数量表記・商品名・数字)のみに頼るのは、これまでのフロズニーやゲオルギエフの失敗の例を見るまでもなく、説得力を欠くように思われる。

上記の未解読文字のリストには含めなかったが、小アジアのヒッタイト象形文字の研究は今後の古代学(考古学・言語学を含めて)で最も注目されるべきものの一つである。これは東方における西夏文字とともに、解読されつつある文字と言うべきであろう。

第二の傾向としては、すでに印刷術と活字の歴史と関連させて若干ふれたように、現代世界における文字の機能の分析、とりわけコミュニケーション論あるいは情報伝達論などで生ずる文字の研究がある。コンピューターあるいは電子機器による情報伝達のためには、アルファベット文字の使用が適しているが、これを日本では多くの場合カタカナに置きかえており、本来はインターナショナルであるべき近代科学の分野にナショナルな要素を導入する結果となった。今日の世界では数字だけは洋数字（いわゆるアラビア数字）で統一されるかと思ったら、アラブ諸国では伝統的数字（ここではインド数字と呼んでいる）の使用を続けており、今日ではこれを電子計算機にも導入している。他方、こうした文字の分析化とならんで、多言語的世界でのコミュニケーションを促進するために、むしろ表意文字を導入しようとの考えも出ている。万国博覧会・オリンピックのような、各国人が集る場所における共通のシンボルやマークの使用、交通標識の統一などがそれであるが、さらにもっと複雑な意味内容を表現するにはどうすればよいかという研究（あるいはそれ以前の段階のヒント）もいろいろ出されている。しかしこれらは多くの場合、政治がかかわりあう問題であって、簡単に決定できる種類のものではない。

（1）　A. Erman & H. O. Lauge, Papyrus Lansing. Eine ägyptische Schulhandschrift der 20. Dynastie. København, 1925.
（2）　Ch.-F. Jean, Lexicologie sumérieune. Tablettes scolaires de Nippur du 3e millénaires av. J.-C. Paris, 1933.
（3）　A. Deimel, Die Inschriften von Fara. Teil 2: Schultexte aus Fara. Berlin, 1923.
（4）　詳しくは杉勇『楔形文字入門』中央公論社、一九六八年、一三一—一四六頁（「古代人の文字学習」）を見よ。
（5）　詳しくは矢島文夫「古代オリエントの文字」（上田正昭編『文字』社会思想社、一九七五年）を見よ。なお杉勇、前掲書、一〇六頁以下（「楔形文字と漢字」）参照。
（6）　ヘロドトス、松平千秋訳『歴史 中』岩波文庫、一九七二年、一五一—一五二頁。
（7）　アリストテレス、今道友信訳『アリストテレス全集 17』岩波書店、一九七二年、七〇頁以下。

(8) トムセン、泉井久之助・高谷信一訳『言語学史』清水弘文堂書房、再版、一九六七年、三一―三三頁。
(9) ヴィーコ、清水純一・米山喜晟訳『新しい学』中央公論社、一九七五年、一四五頁。
(10) この人物は中国学者でもあり、第4章末でふれる「大秦景教流行中国碑」をヨーロッパに紹介している(一六三六年刊 Prodromus Coptus sive Aegyptiacus および一六七七年刊 China illustrata)。
(11) ペデルセン、伊東只正訳『言語学史』こびあん書房、一九七四年、一三四―二三二頁。
(12) 同上、一六一頁以下。
(13) 詳しくは石田幹之助『欧人の支那研究』日本図書株式会社、三版一九四八年、二二六―二二八頁。
(14) 勝野隆信『比叡山と高野山』至文堂、一九六六(七五)年、一四三―一四四頁。渡辺照宏・宮坂宥勝『沙門空海』筑摩書房、一九六七(七四)年、七八頁。
(15) 前掲『沙門空海』八一頁・二五四頁。
(16) 石浜純太郎『東洋学の話』創元社、一九四三年、一五九頁以下。
(17) 詳細は藤枝晃『文字の文化史』岩波書店、一九七一年、二〇一頁以下(十二「漢字の周辺」)を見られたい。
(18) 同上、二〇五頁。
(19) 神田喜一郎『東洋学文献叢説』二玄社、一九六九年、所収。なおパクパ〔パスパ〕文字について一般向きに書かれたものに中野美代子『砂漠に埋もれた文字―パスパ文字のはなし―』塙書房、一九七一年、がある。
(20) 加藤九祚『天の蛇―ニコライ・ネフスキーの生涯』河出書房新社、一九七六年。
(21) 解読のプロセスは下記書参照。西田龍雄『西夏文字』紀伊国屋書店、一九六七年。
(22) R. Labat, Manuel d'épigraphie akkadienne. Paris, 1952.
(23) 注(10)参照。なお、ユール著、コルディエ補、東亜史研究会訳編『東西交渉史』帝国書院、一九四四年、二〇四頁以下参照。
(24) ホグベン、寿岳文章他訳『コミュニケーションの歴史』岩波書店、一九五八(六四)年、一一二頁。
(25) Ю. В. Кнорозов, Иероглифические рукописи Майя. Ленинград, 1975.
(26) J. V. Kinnier Wilson, Indo-Sumerian. A New Approach to the Problems of the Indus Script. Oxford, 1974.

〈執筆者紹介〉


河野六郎（こうの　ろくろう）1912年生　大東文化大学文学部教授
樺島忠夫（かばしま　ただお）1927年生　京都府立大学文学部教授
藤堂明保（とうどう　あきやす）1915年生　早稲田大学政経学部客員教授
林　史典（はやし　ちかふみ）1941年生　千葉大学教育学部助教授
鶴　久（つる　ひさし）1926年生　福岡女子大学文学部教授
大坪併治（おおつぼ　へいじ）1910年生　大谷女子大学文学部教授
大野　晋（おおの　すすむ）1919年生　学習院大学文学部教授
日下部文夫（くさかべ　ふみお）1917年生　東京外国語大学特設日本語科教授
西宮一民（にしみや　かずたみ）1924年生　皇学館大学文学部教授
矢島文夫（やじま　ふみお）1928年生　京都産業大学外国語学部教授



岩波講座　日本語 8　文　字
第5回配本　（全12巻　別巻 1）　¥2000

1977年3月29日　第1刷発行



発行所：〒101　東京都千代田区一ツ橋 2-5-5　株式会社 岩波書店　電話 03-265-4111　振替 東京 6-26240

印刷・精興社　製本・牧製本